昭和六年五月二十五日印刷
昭和六年六月一日發行
昭和十六年四月二十日再版發行

國譯一切經律部十

編輯兼發行者　岩野眞雄
東京市芝區芝公園地七號地十番

印刷者　長尾文雄
東京市芝區芝浦二丁目三番地

印刷所　日進舍
東京市芝區芝浦二丁目三番地

發行所　大東出版社
東京市芝區芝公園地七號地十番
振替東京一九四七一番
電話芝{三三九四四四番
三〇四〇番

兩角製本所　製本所

索　引

(頁數は通頁を表す)

—律部十索引終—

べし。若し賊是れ邪見にして佛法を信ぜず歸趣すべからざらんには、便ち物を捨てゝ去るを得ず、應に可信人をして佛物・僧物を藏せしむべし。當に先に探りて賊を候ひ看るべく、奄爾として卒に至らしむべからず。若し賊來ること急にして藏するを得ざらんには、佛物は應に佛像を莊嚴すべく、僧の坐具は應に敷いて種々飲食を安置して賊をして相を見せしむべく、當に年少比丘をして屏處に在りて賊の至るを伺ひ看せしむべきなり。賊は供養具を見て、若しは慈心を起して是問を作さん、「比丘ありや不や、畏るゝ莫れ、可しく來り出づべし」と。爾時、年少比丘は應に看るべきなり。若し賊卒に至りて物を藏するを得ざらんには、應に「一切の行は無常なり」と言ひて、是言を作し已りて捨て去るべきなり。是を「難法」と名く。

塔法と並に塔事と　塔龕と及び塔園と　塔池と及び枝提と　伎樂と供養具と　香華を一五七收撿
すると難となり。　十四跋渠竟る。

具足と擧羯磨と　擧事と並に布薩と
一五八病法と毗尼事と　重物と及び食蒜と
爲殺と並に刀治と　方面と衆生を受くると
滅と偸婆法は後なるとなり。一五九

摩訶僧祇律卷第三十三

雜誦跋渠法を明すの十一

渠の初の標擧を列せり。即ち具足は本律二十三卷初より二十四卷の註(一一八)の前までを總稱せり。擧羯磨は二十四卷の註(一一八)より二十六卷の註(七一)の前まで、擧事は二十六卷の註(七一)より二十七卷の註(七〇)の前まで、布薩は二十七卷の註(七〇)より二十八卷の註(七三)の前まで、病法は二十八卷の註(七三)より二十九卷の註(一二一)の前まで、毗尼事は二十九卷の註(一二一)非羯磨より三十一卷の註(四五)の前まで、重物は三十一卷の註(四五)より註(一三四)の前まで、食蒜は三十一卷の註(一三四)より三十二卷の註(九)の前まで、爲殺は三十二卷の註(九)より註(五九)の前まで、刀治は三十二卷の註(五九)より三十三卷の註(二二)まで、方面(本文に方便とあるも三本・宮本によりて方面と改む。方面とは種類毀呰なり)は三十三卷の註(二二)より註(五九)の前まで、衆生は註(五九)より註(九一)の前まで、滅は註(九一)より註(一二二)の前まで、偸婆法(塔法)は註(一二二)より三十三卷の註(一五七)までを總稱せるなり。

【一五八】聖語藏本にはこゝに光明皇后の願文あり。

尊、伎樂を持ちて佛塔に供養するを得るや不や」。佛言はく、「得ん。迦葉佛般泥洹の後、吉利王は一切の歌舞伎樂を以て佛塔に供養せり。今、王も亦得ん」。佛言はく、「若しは如來の在世若しは泥洹の後、一切の華・香・伎樂・種々衣服・飲食は盡く供養するを得ん、世間を饒益して一切衆生をして長夜に安樂を得せしめんが爲の故に」と。若し人ありて「世尊は婬・怒・癡なければ此の伎樂供養を用ひて爲せん」と言はんに、越毘尼罪を得ん、業報重ければ。是を「伎樂法」と名く。

[148]「收供養具」とは。佛、舍衛城に住したまひき。爾時、諸比丘は佛に白して言さく、「世尊、我等は枝提供養具を收むるを得るや不や」。佛言はく、「得ん」。「收む」とは、若し佛生日・得道日・轉法輪日・五年大會日に多く幡蓋を出して枝提を供養せんに、若し卒に風雨あらんに一切衆僧は應に共に收むべし。「我は是れ[149]上座、我は是れ[150]阿練若、我は是れ[151]乞食、我は是れ[152]糞掃衣、我は是れ[153]大德なり、汝等は是に依りて活くれば自ら應に收むべし」と言ふを得ず。若し風雨卒に來らんに、應に共に收めて近房に隨うて安くべきなり。[154]房を護りて、「先處に著け」と言ふを得ず。若し濕らんには應に曬すべし。塵土に坌れんには應に抖擻して疊擧すべし。若し「我は是れ上座、我は是れ阿練若、我は是れ乞食、我は是れ糞掃衣、我は是れ大德なれば……」と言はんには越毘尼罪を得ん。是を「收供養具法」と名く。

[155]「難」とは。佛、舍衛城に住したまひき。時に尊者優波離は往いて佛の所に詣り、頭面に禮足して佛に白して言さく、「世尊、若し塔物・僧物に難起らんには當に云何がすべき」。佛言はく、「若し外賊弱きには應に王に從うて無畏を求むべし。[156]王若し「尊者、但住して畏るゝ莫れ。若し我れ後事、立せざらんには意に隨へ」と言はんに、爾時、應に王力の强弱を量りて强からんには便ち住まり、弱からんには應に密に信を遣して賊主の所に往いて無畏を求索すべし。王若し「我れ今自ら立せざるを恐るれば何ぞ無畏を得ん、尊者自ら可しく賊に從うて救護を索むべし」と言はんには應に去る

【一四八】收供養具法。
【一四九】上座。註(二の九六)參照。
【一五〇】阿練若。(Āraññaka)。阿練若行者の意、註(六の一七八)參照。
【一五一】乞食(Piṇḍapātika)。註(六の一七九)參照。
【一五二】糞掃衣(Paṃsukūlika)。註(六の一八〇)參照。
【一五三】大德(Bhante)。
【一五四】本文に不得護房言著先處とあり。房を護るとは自の房を護惜するなり。先處とは遠方の處なり。
【一五五】難(Antarāya)障碍なり。こゝには賊難(Corāntarāya)の場合を記せり。
【一五六】原漢文に王若言尊者但住莫畏若我後事不立者隨意爾時應量王力强弱賊强者應密遣信往賊主所求索無畏王若言我今自恐不立何得無畏尊者自可從賊索救護者應去…とあり。賊强者の三字を三本・宮本には强者便住弱者の六字となす。今、三本・宮本によりて改めたり。
【一五七】收撿。供養具ををさめつかぬるなり。
【一五八】上來明せる雜誦跋渠法十一(重頌の次第により細分して十四跋渠を成す)の各跋

ん」と言はんに、越毘尼罪を得ん、業報重ければ。是を「塔園法」と名く。

[一三八]「塔池法」とは。佛、舍衞城に住したまひき。……乃至、佛、大王に告げたまはく、「過去、迦葉佛泥洹の後、吉利王は迦葉佛塔の爲に四面に池を作り、[一三九]優鉢羅華・波頭摩華・拘物頭・分陀利の種々雜華を種ゑぬ。今、王も亦池を作すことを得ん」と。池法とは、塔の四面に在りて池を作すを得るなり。池中の種々の雜華は佛塔に供養して、餘は華鬘家に與ふるを得ん。若し盡きざらんには無盡物中に置くを得ん。衣を浣ひ手面を澡洗し・鉢を洗ふを得ず。[一四〇]下頭流出する處にては隨意に用ふるを得て無罪なり。是を「塔池法」と名く。

[一四一]「塔枝提」とは。佛、舍衞城に住したまひき。……乃至、佛、大王に語げたまはく、「枝提を作すを得ん。過去迦葉佛般泥洹の後、吉利王は迦葉佛塔の爲に四面に[一四二]寶枝提を起し、彫文刻鏤して種々に彩畫せり。今、王も亦枝提を作すを得ん」と。舍利あるは塔と名け、舍利なきは枝提と名く。[一四三]佛生處・得道處・轉法輪處・[一四四]般泥洹處・菩薩像(窟)・辟支佛窟・佛脚跡の如き、[一四五]此の諸の枝提には佛を安じ華蓋供養具を(安く)を得ん。若し「佛は貪欲・瞋恚・愚癡已に斷じたまひたれば、是の精舍供養を用ひて爲せん」と言ふあらんに、越毘尼罪を得ん、業報重ければ。是を「塔枝提」と名く。

[一四六]「供養具」とは。佛、舍衞城に住したまひき。……乃至、諸比丘は佛に白して言さく、「世尊、塔供養具を持して枝提に供養するを得るや不や」。佛言はく、「得ん」。若し佛生日・得道日・轉法輪日・五年大會日に、此時に當りて持して供養するを得んに、中上なるは佛塔に供養し、下なるは枝提に供養せよ。若し「佛は婬・怒・癡已に盡きたまひたれば、是の幡蓋供養を用ひて爲せん」と言ふあらんに、越毘尼罪を得ん、業報重ければ。是を「枝提法」と名く。

[一四七]「伎樂供養」とは。佛、舍衞城に住したまひき。時に波斯匿王は往いて佛所に詣り、頭面に禮足して却いて一面に住して佛に白して言さく、「世

【一三八】塔池法。
【一三九】優鉢羅華等。註(三の一五七―一六〇)參照。
【一四〇】原漢文に下頭流出處得隨意用無罪とあり。下頭とは池水の流出する、池のはし、又ははづれの意なり。
【一四一】塔枝提法。塔と枝提となり、卽ち塔廟なり。塔は鐘形のもの、廟は墳なり。又、塔は總にして支提は別、塔は舍利あり支提は舍利なきものとせらる。
【一四二】寶枝提。七寶にて莊嚴せる支提なり。
【一四三】佛生處等。註(三の一八三―一八五)參照。
【一四四】般泥洹處。註(二二の九)參照。
【一四五】原文に此諸枝提得安佛華蓋供養具とあり。安佛の下に安の一字を入るべきなり。
【一四六】幡蓋供養具法。
【一四七】伎樂供養法。

をして僧地に流入するを得せしむを得ず。塔は應に高顯處に在りて作すべし。塔院中に在りて衣を浣染し曬し、革屣を著し、頭を覆ひ、肩を覆ひ、地に涕唾するを得ず。若し「世尊は貪欲・瞋恚・愚癡已に除きたまひたれば、是塔を用ひて爲せん」と是言を作さんには、越毘尼罪を得ん、業報重ければ。是を「塔事」と名く。

[一三〇]「塔龕」とは。爾時、波斯匿王は往いて佛の所に詣り、頭面に禮足して佛に白して言さく、「世尊、我等は迦葉佛の爲に塔を作りしも、龕を作るを得るや不や」。佛言はく、「得ん。過去世の時、迦葉佛般泥洹の後、吉利王は佛の爲に塔を起して四面に龕を作し、上に師子象を作りて種々に彩畫し、前に欄楯を作して花を安置するの處とし、龕内には[一三一]繒幡蓋を懸けぬ」と。若し人「世尊は貪欲・瞋恚・愚癡已に除きたまひたれば、但に自ら莊嚴して樂を受けたまはんや」と言はんには、越毗尼罪を得ん、業報重ければ。是を「塔龕法」と名く。

[一三二]「塔園法」とは。佛、舍衞城に住したまひき。

爾時、波斯匿王は往いて佛の所に至り、頭面に禮足して佛に白して言さく、「世尊、我れ迦葉佛塔の爲に園を作すことを得るや不や」。佛言はく、「作すことを得ん。過去世の時、王あり吉利と名く、迦葉佛般泥洹の後、王は爲に塔を起し、塔の四面に種々の園林を造りぬ」と。塔の園林とは、[一三三]菴婆羅樹・閻浮樹・頗那婆樹・瞻婆樹・阿提目多樹・[一三四]斯摩那樹・[一三五]龍華樹・[一三六]無憂樹を種ゑて、一切時に華かんに、是中に出でたる華は應に塔に供養すべきなり。若し檀越にして「尊者、是中の華は佛に供養し、果は僧に與へん」と言はんに、應に檀越の語に從ふべし。若し花多からんには[一三七]華鬘家に與へて語言するを得ん、「爾許の華は鬘と作して我に與へ、餘は我に爾許の直を與へよ」と。若し直を得んに、用ひて燈を然し、香を買うて以て佛に供養するを得、塔を治するを得ん。若し直多からんには、佛の無盡物の中に置著するを得ん。若し人「佛には婬・怒・癡なければ是の華果園を用ひて爲せ

【一三〇】塔龕。塔下の室なり。

【一三一】繒幡蓋。註(三の一三)參照。

【一三二】塔園法。

【一三三】菴婆羅樹等。前註(六二・六四・六七・六八・七〇)參照。

【一三四】斯摩那樹。前註(三六)須摩那樹參照。

【一三五】龍華樹(Punnāga)。註(三の一八一)參照。

【一三六】無憂樹。註(二三の八八)參照。

【一三七】華鬘家(Mālikāra)。

「百千の世界の中、中に滿てらん眞金の施も、如かじ、一の法施もて、隨順して眞諦を見せ(しめ)んには」。

爾時、婆羅門は[126]不壞信を得て、卽ちに塔前に於て佛及び僧に飯しぬ。時に波斯匿王は世尊が迦葉佛塔を造りたまへりと聞きて、卽ち勅して七百車に塼を載せ、來りて佛所に詣り頭面に禮足して佛に白して言さく、「世尊、我れ此塔を廣作せんと欲す、得と爲すや不や」。佛言はく、「得ん」。佛、大王に告げたまはく、『過去世の時、迦葉佛般泥洹したまひしに、時に王あり[127]吉利と名け、七寶の塔を作さんと欲せり。時に臣ありて王に白して言さく、「未來世に當に非法の人ありて出でんに、當に此塔を破りて重罪を得べけん。唯願はくは王、當に塼を以て作りて金銀にて上を覆ふべし。若し金銀を取らんには、塔故ほ在りて全きを得ん」。王卽ち臣が言の如くに塼を以て作り、[128]金薄にて上を覆ひ、高さ一由延・面廣半由延、銅にて欄楯を作し、七年七月七日を經て乃し成作し、成じ已りて香華もて(佛)及び比丘僧に供養せり』と。波斯匿王、佛に白して言さく、「彼王は福德ありて多く珍寶あり、我今當に作さんに彼王に及ばざるべし」とて、卽ち便ち作すに七月七日を經て乃し成じ、成じ已りて佛・比丘僧に供養せり。塔を作る法とは、下基の四方、欄楯にて周匝し、圓起すること二重にして方牙は四出し、上は槃蓋を施して長く輪相を表はすなり。若し「世尊は已に貪欲・瞋恚・愚癡を除きたまひたれば、是塔を用ひて爲せん」と言はんには、越毗尼罪を得ん、業報重きが故なり。是を「塔法」と名く。

[129]「塔事」とは。僧伽藍を起す時、先に預じめ好地を度りて塔處と作すなり。塔は南に在くを得ず、西に在くを得ず、應に東に在くべく應に北に在くべきなり。僧地は佛地を侵すを得ず、佛地は僧地を侵すを得ず。若し塔にして死尸林に近く、若し狗・食殘を持し來りて地を汙さんに、應に垣墻を作すべし。應に西若しは南に在りて僧坊を作すべし。僧地の水をして佛地に流入せしめ、佛地の水

【一二六】不壞信。四不壞淨なり。註(二一の八七)四法成就の下及びその本文參照。

【一二七】吉利王(Kikirāja)。訖栗枳王(大正藏 24. 157a)・汲毘王(大正藏 1. 3c)、訖里計王(大正藏 1. 150c)とも稱す、迦葉佛の時の迦尸國王なり。塔の相狀を述ぶることは本行集經(大正藏 3. 823b)最も詳かなるも波斯匿王の記なし。

【一二八】金薄。薄は箔なり。

【一二九】塔事。伽藍內に於ける塔處の位置を示す。

り」。爾時、世尊は卽ちに彼處に於て迦葉佛塔を作りたまふに、諸比丘は佛に白して言さく、「世尊、我れ泥を授くるを得るや不や」。佛言はく、「授くるを得ん」。卽ち時に偈を說いて言はく、

「眞金百千の擔、持し用ひて布施を行ぜんに、如かじ一團泥もて、敬心にて佛塔を治せんには」と。

爾時、世尊は自ら[一二四]迦葉佛塔を起したまふに、下基の四方は欄楯を周匝し、圓起すること二重にして方牙は四出し、上に槃蓋を施して長く輪相を表はしたまへり。佛言はく、「作塔の法は應に是の如くなるべきなり」と。塔成じ已るに、世尊は[一二五]過去佛を敬ひたまふが故に便ち自ら禮を作したまふに、諸比丘は佛に白して言さく、「世尊、我等も禮を作すことを得るや不や」。佛言はく、「得ん」。卽ち偈を說いて言はく、

「人等の百千の金、持し用ひて布施を行ぜんに、如かじ、一善心にて、恭敬して佛塔を禮せんには」と。

爾時、世人は世尊が塔を作りたまへりと聞いて、香華を持し來りて世尊に奉ぜしに、世尊は過去佛を恭敬したまふが故に卽ちに華香を受けて、持して塔に供養したまへり。諸比丘、佛に白して言さく、「我等も供養するを得るや不や」。佛言はく、「得ん」。卽ち偈を說いて言はく、

「百千車の眞金、持し用ひて布施を行ぜんに、如かじ、一善心にて、華香もて塔に供養せんには」。

爾時、大衆雲集しければ、佛、舍利弗に告げたまはく、「汝、諸人の爲に法を說くべし」と。佛卽ち偈を說いて言はく、

「百千の閻浮提の、中に滿てらん眞金の施も、如かじ、一の法施もて、隨順して修行せしめんには」。

爾時、座中にて得道の者ありければ、佛卽ち偈を說いて言はく、

【一二四】迦葉佛塔。原漢文に爾時世尊自起迦葉佛塔下基四方周匝欄楯圓起二重方牙四出上施槃蓋長表輪相とあり。欄楯はてすり。方牙は四角なる牙狀をなせるものなるべし。槃蓋は露盤なるべく、輪相は相輪卽ち九輪なり。

【一二五】過去佛。前佛(Pubba-buddha)なり。

越ありて僧に飯せしに、難陀・優波難陀は揵椎の鳴るを聞きて、方に梳を以て頭を梳り、住まりて時に出づるを得ざりければ檀越の爲に嫌はれき。……乃至、佛言はく、「梳を用ふるを聽さず」と。梳とは牙梳・骨梳・角梳・木梳にして、是の如き比の一切の梳は用ふるを聽さず、……下、手を以て頭を梳るに至らんにも、好の爲の故ならんには越毘尼罪なり。是を「梳法」と名く。

[二九]「髪簪」とは。佛、舍衛城に住したまひき。世尊は梳を用ふるを得ずと制戒したまへり。……乃至、六群比丘は簪を用ひて頭を搔いて、時に出づるを得ざりければ檀越の爲に嫌はれき。……乃至、佛言はく、「簪を用ふるを聽さず」と。簪とは金・銀・銅・鐵・[三〇]鍮石・牙・骨・角・竹・木にして、是の如き比の一切は聽さず、……乃至、[三一]豪豬の鬣を以てせんに、好の爲の故に用ひて頭を刷はんに越毘尼罪なり。若し手づから已に頭を淨して故ほ痒きには、物を持ちて搔くを得ん。是を「簪法」と名く。

七滅並に滅事と　調伏と調伏事と　聽法と油を面に塗ると　粉と刷と梳と以に簪となり。

十三跋渠竟る。

[三二]「塔法」とは。佛、拘薩羅國に於て遊行したまひき。時に婆羅門ありて地を耕せしに、世尊の行き過ぎたまふを見て、牛杖を持して地に拄へて佛を禮せり。世尊は見已りて便ち微笑を發したまふに、諸比丘は佛に白さく、「何の因緣にてか笑ひたまへる、唯願はくは聞かんと欲す」。佛、諸比丘に告げたまはく、「是の婆羅門は今二佛を禮したればなり」。諸比丘は佛に白して言さく、「何等か二佛なりや」。[三三]佛、比丘に告げたまはく、「我と、其の杖下に當りて迦葉佛塔あるとを禮せしなり」。諸比丘は佛に白さく、「願はくは迦葉佛塔を見んことを」。佛、比丘に告げたまはく、「汝、此の婆羅門より土塊と並に是地とを索めよ」。諸比丘は卽ち便ち之を索むるに、時に婆羅門は便ち之を與へぬ。得已るに爾時、世尊は卽ちに迦葉佛の七寶塔の高さ一由延にして面廣半由延なるを現出したまへり。婆羅門は見已りて卽ち便ち佛に白して言さく、「世尊、我が姓は迦葉なり、是は我が迦葉の塔な

【二八】梳法(Koccha)。

【二九】簪法。

【三〇】鍮石。自然銅のまじりけなきもの。

【三一】豪豬。やまあらし、刺の如き鬣あり。原漢文には豪豬獵とあるも、宋・宮本には猯とし、元・明本には獵とす。今、元・明本により鬣となせるも、獵・猯・鬣皆同音寫なり。

【三二】塔法(Thūpa)。

【三三】原漢文に佛告比丘禮我當其杖下有迦葉佛塔とあり。

爾時、精舍中にて檀越は僧に飯せしに、時に難陀・優波難陀は揵椎の鳴るを聞いて方に油を以て面に塗り、住まりて時に出でざりし故に檀越の爲に嫌はれき。諸比丘は是因縁を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是比丘を喚び來れ」。來り已るに佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今より已後、油にて面に塗るを聽さず」と。油とは胡麻油・大麻油・阿提目多華油・瞻婆華油にして、是の如き等の比の香油にして、好の爲の故に面に塗らんには越毘尼罪なり。若し洗浴時には油を用ふるを得ん。若し澡豆・屑末・塗足油は手に著れて、用ひて面を拭ふを得ん。是を「油法」と名く。

[二三]「粉法」とは。佛、舍衞城に住したまひき。

爾時、祇洹精舍にて檀越ありて供を設けて僧に飯せり。時に六群比丘は揵椎の鳴るを聞いて、方に粉を以て面を拭うて時に出でざりければ檀越の爲に嫌はれき。諸比丘は是因縁を以て往いて世尊に白すに、……乃至、佛言はく、「今日より後、比丘は粉を以て面を拭ふことを聽さず」と。粉とは[二四]磨那石粉・鉛錫粉の是の如きの比にして、若しは好の爲の故に、……乃至、赤土を面に塗らんに越毘尼罪なり。若し面に瘡・癰・痤ありて[二五]腫起せんに、塗るを得て無罪なり。塗る時、衆人中に在るを得ず、當に屏處に在るべし。是を「粉法」と名く。

[二六]「刷法」とは。佛、舍衞城に住したまひき。……乃至、六群比丘は頭を刷ひて、住まりて時に出でざりければ檀越の爲に嫌はれき。諸比丘は是因縁を以て往いて世尊に白すに、……乃至、佛言はく、「比丘は刷を用ひて頭を刷ふことを聽さず」と。刷とは毛刷・草刷・草根刷の是の如きの比、……下、手にて刷ふに至らんに[二七]好の爲の故ならんには越毘尼罪なり。若し剃髮し已らんに、手にて摩するを得て無罪なり。是を「刷法」と名く。

[二八]「梳法」とは。佛、舍衞城に住したまひき。世尊は刷を用ふるを聽さずと制戒したまへり。時に檀

---

kaṇa)即ち鯨魚なり。

【一八】五種獸。こゝに六種を列ぬるも、摩竭魚と鵝とを鳥獸像の一とすれば五種となしうるが如し。

【一九】曠野。曠野精舍なり、註(六の七七)參照。

【二〇】八大城。舍衞(Sāvatthi 註一の一〇)、祇(Sāketa 註三の一五三・一一の七七)、瞻婆(Campā 註三の一四九)、波羅奈(Bārāṇasī 註一の三六)、拘睒彌(Kosambī 註六の一四六)、毘舍離(Vesālī 註一の五四)、王舍城(Rājagaha 註一の一七一)、迦毘羅衞(Kapilavatthu 註二一の四〇)。

【二一】九部經(Navaṅga-buddhasāsana)。註(一の二〇)修多羅等の下參照。

【二二】油法。

【二三】粉法(Mukhacuṇṇaka)。

【二四】摩那石粉(Manosilā)。雌黄なり、砒素の硫化物。雌黄(Haritāla)は黄なるも雄黄は赤色を帶ぶ、劇藥なり。

【二五】腫起。宋・元・明・宮本には疱起とせり、疱も腫もはれあがる意。

【二六】刷法。

【二七】好の爲の故にとは、頭髮を善好ならしめん爲にとの意、註(九の七九)參照。

芽生と並に種樹と薪積と華・果と種殖せるには一年を聽すと罪・非罪・治法となり。

十二跋渠竟る。

「滅[91]」とは七あり、何等をか七とする、現前毘尼[92]と憶念毘尼[93]と不癡毘尼[94]と自言毘尼[95]と覓罪相毘尼[96]と多覓毘尼[97]と草布地毘尼[98]となり、是を「滅」と名く。諍事とは四諍事[99]なり、何等をか四とする、相言諍[100]と誹謗諍[101]と罪諍[102]と常所行事諍[103]となり、是を四滅諍事と名く。調伏とは、折伏[104]羯磨と不語羯磨と驅出羯磨と發喜羯磨と擧羯磨と別住羯磨となり、是を調伏と名く。調伏事とは五衆罪なり、波羅夷・僧伽婆尸沙・波夜提・波羅提提舍尼・越毘尼罪なり、是を「調伏事」と名く。

「聽法[105]」とは。佛、舍衞城に住したまひき。

爾時、諸比丘は佛に白して言さく、「世尊、我れ草屋を作すことを聽したまふや不や」。佛言はく、「聽す」。是の如くして「壁を作し、戸扇を作し、戸楣格[106]を作し、白泥を作し、五種畫を作すを（聽すや）不や」。佛言はく、「聽す」。佛、諸比丘に告げたまはく、「過去世の如し、時に王あり名けて吉利と曰ひ、迦葉佛の爲に精舍を作り、一重二重より乃し七重に至りて彫文刻鏤して種々に彩畫し、唯、男女和合の像を除けり」と。種々とは所謂、長老比丘像、葡萄蔓、摩竭魚[107]、鵝像、死屍像、山林像の是の如き比の一切にして、是を「五種畫[108]」と名く。佛、舍衞城に住したまひて作房を聽し、毘舍離にて乳・酪・酥を聽し、曠野[109]にて魚・肉を聽したまへり。是の如くに一切の聽・一切の制は皆八大城[110]に在りき。（八大城とは）、一に舍衞、二に沙祇、三に瞻婆、四に波羅奈、五に拘睒彌、六に毘舍離、七に王舍城、八に迦毘羅衞にして、是の九部經[111]にして若し說處を忘れんには、是の八大城より趣に一を擧げんに、即ち是處と名け、世尊の所印なりとす。是を「聽法」と名く。

「塗面油[112]」とは。佛、舍衞城に住したまひき。

【九一】滅法。調伏事にして七滅諍法なり、註（七の一七）參照。
【九二】現前毘尼。註（一二の四五・四八）參照。
【九三】憶念毘尼。註（一二の七三・七五）參照。
【九四】不癡毘尼。註（一二の七四・一三の一一）參照。
【九五】自言毘尼。註（一三の二一・二三）參照。
【九六】覓罪相毘尼。註（一三の二二・二七）參照。
【九七】多覓毘尼。註（一二の四六・一三の三八）參照。
【九八】草布地毘尼。註（一二の四七・一三の五三）參照。
【九九】四諍事（Cattāri adhikaranāni）。註（一二の四〇—四三）參照。
【一〇〇】相言諍。註（一二の四四）參照。
【一〇一】誹謗諍。註（一二の七二）本文參照。
【一〇二】罪諍。註（一三の二〇）本文參照。
【一〇三】常所行事諍。註（一三の六六）本文參照。
【一〇四】折伏羯磨等。註（七の四八・四九・五一・五〇・五二、及び五の二九）參照。
【一〇五】聽法。
【一〇六】戸楣格。戸の上の横梁のくひちがへる處。
【一〇七】摩竭魚。摩伽羅魚（Ma-

て取らしめざりき。諸比丘言はく、「汝、何故に自ら取りて他を遮せる」。答へて言はく、「我れ此樹を種ゑ、護りて長大ならしめたればなり」。諸比丘は此因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「此の種植は功あれば一年に一樹を與ふるを聽す」と。〔八八〕年法とは、若し比丘、僧地に菴婆羅樹・閻浮樹を種ゑんに、是の如き比の果樹は應に一年取を與ふべし。若し樹大にして一年に并せ取るを欲せざらんには、年々に一枝を取るを聽し、枝遍からんに則ち止むるなり。若し一園樹を種ゑんには應に一年を與ふべく、若し「我れ一樹を年取せんと欲す」と言はんにも亦聽す。若し蕪菁若しは葱を種ゑんに、是の如き比の菜は應に一剪を與ふべし。若し瓜・瓠を種ゑんに應に一番を與へて熟せんに取るべきなり。是を「種樹法」と名く。

〔八九〕「治罪法」とは。身に行じ・口に行じ・身口に行じ、身に攝せざる故に犯じ・口に攝せざる故に犯じ・身口に攝せざる故に犯じ、身に作し・口に作し・身口に作すを、是を罪法と名く。無罪とは身に行なく・口に行なく・身口に行なく、身に攝する故に犯ぜず・口に攝する故に犯ぜず・身口に攝する故に犯ぜず、身に作さず・口に作さず・身口に作さゞるを、是を非罪と名く。治罪とは、波羅夷罪は當に云何が治すべき。若しは俗人と作り、若しは與に〔九〇〕學沙彌と作し、若しは僧中より驅出す。僧伽婆尸沙罪は云何が治する。若し覆藏せざらんには應に摩那埵・阿浮呵那を行ずべく、覆藏せんには別住を與へて摩那埵・阿浮呵那を行ず。尼薩耆は當に云何が治すべき。前物に隨うて應に僧中に捨すべく、捨し已りて若し上座ならんには應に頭面に作禮執足すべく、若し下座ならんには應に胡跪合掌して是の如きの言を作すべきなり、「長老、我れ長衣を犯じ、已にして僧中に捨せり、波夜提罪は我今悔過す」と。應に問ふべし、「汝、是罪を見しや不や」。答へて「見たり」と言はんに應に語げて言ふべし、「更に作すこと莫れ」。答へて言はく、「頂戴して持たん」と。波夜提と波羅提々舍尼と越毘尼罪とは但差別に名け、亦是の如くに治するなり。是を「治罪法」と名く。

【八八】原漢文に佛言此種植有功聽一年與一樹年法者若比丘僧地種菴婆羅果樹閻浮樹如是比果樹應與一年取若樹大不欲一年並取者聽年年取一枝枝徧則止若種一園樹者應與一年若言我欲年取一樹亦聽若種蕪菁若葱如是比菜應與一剪若種瓜瓠應與一番熟取是名種樹法とあり。宋・元・明・宮・聖本には有功德とあり、又、一年與一とありて樹の字なきも、今改めず。菴婆羅果樹は宋・元・明・宮本によりて菴婆羅樹とせり。一年取、年々一枝、一剪、一番(ひとつがひ)等の訓は興味あり。

【八九】治罪法。

【九〇】學沙彌。波羅夷學悔沙彌行法なり、註(二六の六二―六四)參照。

「汝、自ら取りつゝ他を遮するを得ざれ、應に當に愛護すべし。客比丘も復、成・不成を合折して房前に積聚するを得ざれ。五法成就するあらんに應に拜して分花人と作すべきなり、何等をか五とする、愛に隨はず・瞋に隨はず・癡に隨はず・怖に隨はず・得と不得とを知るを、是を五法と名く」と。羯磨者は應に是說を作すべきなり「[78]大德僧聽きたまへ、某甲比丘は五法成就せり、若し僧時到らば僧は某甲比丘を拜して分花人と作さんとす。白すること是の如し」と。白一羯磨して、……乃至、「僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。是比丘、羯磨を受け已らんに、應に淨人をして[79]花を知らしむべし。若し花小ならんには應に器にて量り分ち、若しは手にて准則を作すべし。若し優鉢羅花・瞻蔔・[80]鉢頭摩・[81]分陀利の是の如き等の大花は應に數へ分つべし。若し佛花は應に佛に上るべく、若し僧花は隨意に供養し若しは轉易せよ。若し花多からんには可しく、華鬘家に與へて語げて言ふべし、「汝、日々に我に爾許の鬘を與へ、餘は我に爾許の直を與へよ」と。直を得已らんに、用ひて[82]別房衣若しは前食・後食と作すを得ん。若し猶ほ多からんには、當に[83]無盡財の中に著るべし。是を「花法」と名く。

[84]「果法」とは。上の花の中に說けるが如し、……乃至、羯磨を拜し已らんに、當に淨人をして果を知らしむべし。果若し細ならんには當に量り分ち、若しは手を以て限と爲すべし。若し大なること[85]多羅果・[86]毘羅果・椰子果・婆那沙果・菴婆羅果の如き、是の如き等は當に數へ分つべし。若し多からんには應に販果人に與へて（語げて言ふべし）、「日々に應に我に爾許の果を與へ餘は我に爾許の直を與ふべし」と。直を得已らんに應に前食・後食中に著るべく、若し猶ほ故ほ多からんには當に無盡財の中に著るべきなり。是を「果法」と名く。

[87]「種樹法」とは。佛、舍衞城に住したまひき。

爾時、比丘あり僧地の中に於て菴婆羅果を種ゑしに長養して樹を成じ、自ら其果を取りて他をし

【七八】 拜作分花人羯磨文。分花人を選出（拜作）する羯磨文。
【七九】 花を知らしむとは律の淨語なり、花をきれとの意なり。
【八〇】 鉢頭摩。註（三の一五八）鉢曇摩の下參照。
【八一】 分陀利。註（三の一六〇）參照。
【八二】 別房衣。明かならず。前食・後食となすとはこれ僧伽食なり、從つて別房衣も僧伽衣なるべく、僧次に從うて衣を給與するものか。註（二一の五）別房食參照。
【八三】 無盡財。寺中に金錢を藏して他に貸與し、子錢（利息）を生じたるものにて三寶の用に供するなり。
【八四】 果法。
【八五】 多羅果（Tāla）。根橘易土集に玄應音義を引いて曰はく、「極高七八十尺、果熟則赤、如二大石榴一人多食レ之」…又、瑜伽倫記第一に「多羅樹似二椶櫚樹一果如レ鉢大」とあり。
【八六】 毘羅果等。前註六五以下參照。
【八七】 種樹法。

爾時、聚落邊に精舍あり、客比丘來りて樵薪を斫伐せんとせしに、[七三]舊比丘言はく、「汝、何の故にか我等勤苦して種植せしを斫截せんとせる、汝は客來なれば但、蔭凉を逐うて坐す(べき)に、助めて愛護する能はずして狼藉して意に稱ひ、明日に便ち去りて我苦を知らざらんとは」と。是の如く語げ已りて舊比丘は乞食し去りしに、後に客比丘は乾生合斫して房前に積聚して火を然せり。舊比丘、乞食より還りて見已りて卽ち言はく、「汝、何の故にか乾生合斫して積聚して火を然せる」。客比丘言はく、「汝、何の故にか自ら取りて火を然しつゝ而も反りて我を遮せる」。是の如く諍ひ已りて二比丘は佛所に往詣し、頭面に禮足して具に上事を白すに、佛、諸比丘に語げたまはく、「汝、自ら取りつゝ他を遮するを得ざれ。亦應に當に護るべし、乾生合斫して房前に積聚して樵薪を然すを得ざれ」と。[七四]然法とは、然に準則あり、爾許は溫室中に然し、爾許は廚下に然し、爾許は浴室中に然し、爾許は別房中に然さんと、分に當ひて應に限に從ひ、過ぎて取るを得ざるべきなり。若し然に定限なからんには多きも亦無罪なり。濕樹木を斫るを聽さず、應に乾れたる者を取るべし。僧坊内の樹木にして觀望に好きは斫るを得ず。山林にして主の守護なきは斫るも無罪なり。是を「樵薪法」と名く。

[七五]「華法」とは。佛、舍衞城に住したまひき。聚落邊に僧伽藍あり、時に客比丘來りて華を取らんとせしに舊比丘言はく、「汝、何ぞ以て華を取らんとするや、我等勤苦して種植し守護し漑灌せしに。汝は客來なれば但凉を逐うて坐す(べき)に、料理せんと欲せずして狼藉して意に稱ひ、明日に便ち去りて我苦を知らざらんとは」と。是の如く語げ已りて舊比丘は乞食し去りしに、後に客比丘は[七六]成華と不成華とを合折して狼藉して房前に積置せり。舊比丘、乞食より還りて花聚を見て卽ち言はく、「汝、何の故にか華を取れる」。客比丘言はく、「汝、何の故にか自ら取りつゝ而も反りて我を遮せる」。是の如くに諍ひ已りて倶に佛(所)に往詣して具に上事を白すに、佛、[七七]比丘に語げたまはく、

死應語檀越言…とあり。必の字は宋・元・宮本には畢の字とす。必も畢も同義なり。妨地は宋・元・明・宮本には妨他とす。今改む。

【七二】　樵木法。

【七三】　原漢文に舊比丘言汝何故斫、截我等勤苦種殖汝客來但逐蔭凉坐不能助愛護而狼藉稱意明日便去不知我苦とあり。種殖は三本及び宮本によりて種植とせり。殖と植は同音篤なり。

【七四】　原漢文に然法者然有準則爾許溫室室中然爾許廚下然爾許浴室中然爾許別房中然當分應從限不得過取とあり。然法は燃法なり。溫室(Jantāghara)は坐浴、浴室(Nahānakotthaka)は洗浴なり。

【七五】　華法。

【七六】　成華・不成華。開ける華と蕾。

【七七】　原漢文には舊比丘とせり。宋・元・明・宮本によりて今、舊の一字を除けり。又今は舊比丘と客比丘との兩者に對して語げたまふ所なれば舊比丘のみに局るべきにあらず。

り。翅羽を剪りて籠繫することを得ず。若し能く飛び・能く行いて自ら活きんには、放ち去ら(しめ)て拘制すること莫れ。若し衆生を受けんには越毘尼罪なり。是を「衆生法」と名く。

[六一]「樹法」とは。佛、舍衛城に住したまひき。

爾の時檀越、僧園中に[六二]菴婆羅樹を種ゑしに、一比丘ありて截取して一居士の爲に房を作り、房成りて牀褥を施し僧を請じて供養せり。時に菴婆羅樹を種ゑし檀越も亦會中に在り、見已りて問うて言はく、「尊者、此は是れ誰が房ぞや」。比丘言はく、「是れ某甲居士の房なり」。時に檀越言はく、「尊者、何の故に我樹を取りて他の爲に房を作りしや、此房は卽ち是れ我房なり」と。心に猶ほ悅ばずして卽ち往いて佛の所に詣り、頭面に禮足して却いて一面に住し、卽ち上事を以て具に世尊に白すに、佛爲に法を說いて示教利喜したまふに、前みて佛足を禮して歡喜して去りぬ。佛言はく、「彼比丘を呼び來れ」。來り已るに佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「汝、云何が華果樹を斫截して房を作れる。[六三]今より已後、華果樹を斫ることを聽さず」と。華果樹とは菴婆羅樹・[六四]閻浮樹・[六五]毘羅樹・[六六]迦毘陀樹・[六七]叵那娑樹・椰子樹・無憂樹・[六八]瞻婆樹・[六九]枳薩羅樹・[七〇]阿提目多樹にして、是の如き比の一切華果樹は斫りて房を作ることを聽さず。若し樹老いて華果なきには、應に檀越に語げて言ふべし、「長壽、是樹已に老いぬ、又須らく房舍を作りて比丘を安置して受用の福を得べし」と。若し主聽さんには取るを得、聽さゞらんには取るを得ず。[七一]若し必らず須らく木を用ふべくして復他を妨はんには、淨人をして魚骨を以て刺し若しは灰汁を澆がしめて、若し樹已に死なんに應に檀越に語げて言ふべし、「此樹已に乾れぬれば須らく用ひんと欲す」と。若し聽さんには取用せよ。若し比丘、花果樹を斫らんには越毘尼罪なり。是を「樹法」と名く。

[七二]「樵木法」とは。佛、舍衛城に住したまひき。

【六一】 樹法。

【六二】 菴婆羅樹(Amba)。菴沒羅、菴羅ともいふ。枳橘易土集に慧苑音義を引いて狀貌似二此土㮈一其味如レ梨也とあり。註(三の六九)菴羅欒の下參照。

【六三】 原漢文には從今已後不聽斫華果樹斫華果樹者菴婆羅樹…とあり。宋・元・明・宮本には斫華果樹の四字なし。今、華果樹の三字のみを重讀して斫の一字を除けり。

【六四】 閻浮樹(Jambu)。註(三の一七九)參照。

【六五】 毗羅樹。Pilakkha なるべし(Vin. 4, 35)。翻梵語(一〇)に毘羅果、譯者曰似二木苽一十住斷結經第七卷とあり。然し枳橘易土集に毗羅婆果亦云二頻羅果一或言二避羅果一…甘子大、…吉祥果…似レ橘…とあり。

【六六】 迦毗陀樹(Kapitthana)。

【六七】 叵那沙樹(Panasa)。註(三の一〇六)槃那果の下參照。

【六八】 瞻婆樹(Campaka)。註(三の一七八)參照。

【六九】 枳薩羅樹。明かならず。

【七〇】 阿提目多樹(Atimuttaka)。註(三の八八)阿提目多油の下參照。

【七一】 若必須木用復妨地者使淨人以魚骨刺若灰汁澆若樹已

りつゝ餘の畜生に迴向するに至らんに、越毘尼心悔なり。是を「迴向法」と名く。
毀呰と伎兒を觀ると　華鬘幷に鏡法と　擔持と衣を抄繫すると　樹に上ると自ら火を然すと
銅盂と物を迴向するとなり。　十一跋渠竟る。

五九「衆生」とは。佛、王舍城に住したまひき。爾時、欝竭居士は五百象……乃至、五百奴婢を大施せしに、諸比丘は心に疑悔を生じて往いて佛に問うて言さく、「淨なりや不淨なりや、應受なりや、不應受なりや」。佛言はく、「一切、衆生は受くるを聽さず」と。衆生とは象・馬・牛・水牛・驢・羊・六〇麞・鹿・猪・奴・婢の是の如き、及び餘の一切の衆生は應に受くべからず。若し人「我れ僧に婢を施さん」と言はんに受くるを聽さず。若し「我れ僧に園民婦を施さん」と言はんに受くるを聽さず。若し「僧に奴を施さん」と言はんに受くるを聽さず。若し「僧に使人を施さん」と言はんに應に受くべからず。若し「僧に男淨人を供給せん」と言はんに受くるを聽す。若し別に一人に婢を施さんに受くるを聽さず、若しは奴・若しは使人・若しは園民は受くるを聽さず。若し淨人を施さんに、僧を料理せんが爲の故には受くるを得ん。若し尼僧に奴を施さんに受くるを聽さず。若し園民を施さんに受くるを聽さず。若し婢を施さんに受くるを聽さず。若し「尼僧に女淨人を供給せん」と言はんに受くるを聽す。若し別に一比丘尼に奴を施さんに受くるを聽さず、若し園民を施さんに受くるを聽さず。若し淨女人を施さんに、僧を料理せんが爲の故には受くるを得ん。若し檀越にして佛生日大會・菩提大會・轉法輪大會・羅睺羅大會・阿難大會・五年大會を作さんに、檀越、信心歡喜して象馬を莊嚴して衆僧に布施せんには受くるを聽さず。若し檀越にして鸚鵡・孔雀・雞・羊・麞・鹿を持して與へんに受くるを聽さず。若し「受けさらんには我當に之を殺すべし」と言はんに、應に語げて言ふべし、「汝自ら放て」と。（放ち）已らんには應に水・食を與へて守護し、衆生をして傷害せしむること勿るべきな

【五九】衆生法。

【六〇】麞。小麑又はのろしかなり。

比丘僧・尊者舍利弗・大目連及び諸比丘に供養せり。

時に六群比丘は晨朝に精舍の門下に至りて立ち、世人、飯食を持し來るを見て問うて言はく、「此食誰にか與ふる」。答へて言はく、「世尊に與ぐるなり」。即ち語げて言はく、「世尊には應に供養すべきなり」。次で問ふらく、「此は復誰にか與ふる」。答へて言はく、「僧に與ふるなり」。即ち語げて言はく、「僧には應に供養すべきなり」。次で問ふらく、「此は復誰にか與ふる」。答へて言はく、「尊者舍利弗・大目連に與ふるなり」。語げて言はく、「此人應に供養すべきなり」。次で問ふらく、「此は復誰にか與ふる」。答へて言はく、「某甲比丘に與ふるなり」。即ち便ち語げて言はく、「某甲は老病にして噉食すること能はざれば、但、汝が食を棄てんのみ、當に我に施すべし、我れ汝が爲に呪願して汝をして食用功德を得せしめん」。時に人、直信なるは即ちに便ち之を施し、黠慧なるは與へずして是言を作さく、「我何の故にか是の無慚愧の人に與へん」と。諸比丘は是因緣を以て往いて世尊に白すに、……乃至、佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛、六群比丘に語げたまはく、「此は是れ惡事なり、汝云何が物、他に向ふを知りつゝ而も己に廻向せる。今日より後、物、他に向ふを知りつゝ自ら己に廻向するを聽さず」と。物とは[五八]八種あり、時食・……乃至、淨不淨なり、上に廣く說けるが如し。若し人問うて「尊者、我れ布施せんと欲す、當に何處に施すべき」と言はんに、答へて言へ、「僧に施せ」と。若し復問うて「何處に持戒の僧ありや」と言はんに、應に語げて言ふべし、「犯戒の僧あること無し、汝但施せ」と。若し問うて「何處にか比丘ありて能く常一處にて行業を修習し、物をして久しく在らしめて我をして常に見えしむる」と言はんに、爾時、語ぐるを得ん、「某甲比丘には可しく與ふべし」と。物、僧に向ふを知りつゝ自ら己に廻向せんに尼薩耆波夜提、物、僧に向ふを知りつゝ他に廻向せんに波夜提、物、衆多人に向ふを知りつゝ(他の)衆多人に廻向し、物、一人に向ふを知りつゝ(他の)一人に廻向せんに、越毘尼罪、下、物、畜生に向ふを知

【五四】郁竭居士。樂施第一とせらるゝ郁伽長者(Ugga)なるべきも、郁伽は毗舍離の人、今、王舍城とせる故に相應せず。

【五五】諸比丘心生疑往問世尊是淨不淨應不受とあり。應受不應受として、應の一字補ふべきなり。

【五六】呪願。隨喜なり、註(一の八七)參照。

【五七】廻向法(Pariṇāmana)。

【五八】八種物。註(三の四一・五五)の本文參照。

面を知らざらんに、樹に上りて望むを得て無罪なり。若し虎狼師子の是の如き比の恐怖の爲には、樹に上るを得て無罪なり。是を「樹法」と名く。

[四八]「火法」とは。佛、舍衛城に住したまひき。

爾時、世尊は時到りて入聚落衣を著し鉢を持して城に入り、次に行いて食を乞うて還りたまひ、自ら牀褥を併せて侍者及び比丘僧に語げずして拘薩羅國[四九]波利耶婆羅林賢樹下に往いて、象王より三月供養を受けたまひ、……[五〇]乃至、非時に寒雪しければ諸比丘は自ら火を然して向きしに世人の爲に嫌はるらく、「沙門瞿曇は無量に方便して殺生を毀呰して不殺を讃歎せしに、而も今、比丘は火を然し地を燒きて[五一]傍一根を擾さんとは」。諸比丘は是因縁を以て往いて世尊に白すに、……乃至、佛言はく、「今より已後、火を然すを聽さず」と。[五二]火とは薪火・草火・牛屎火・糠火・札火にして、未燒地を燒くを得ず。若しは次に溫室に直し、若しは直月にて、若しは熏鉢せんに、先に淨人をして知らしめ、然して後自ら燒かんに無罪なり。若し炬を持し行いて炬を抖擻せんと欲せんには、未燒地に在くを得ず、當に灰上若しは瓦上に在くべし。若し炬火自ら地に落ちんに、卽ち上に在りて抖擻せんに無罪なり。若し未燒地中にて火を然さんに越毘尼罪なり。是を「火法」と名く。

[五三]「銅盂法」とは。佛、王舍城に住したまひき。

爾時、[五四]鬱竭居士は五百象・五百馬・五百牛・五百水牛・五百婢・五百奴を大施せしに、種々雜施の中に銅盂ありき。[五五]諸比丘は心に疑を生じて往いて世尊に問ふらく、「是淨なりや不淨なりや、應受なりや不(應)受なりや」。佛言はく、「一切の銅盂は受くるを聽さず」と。若し僧に淨器を施さんには應に[五六]呪願を爲して受くべし。若し私に銅盂を畜へんに越毘尼罪、得て淨人に施し已らんには、用ふるも無罪なり。是を「銅盂法」と名く。

[五七]「迴向」とは。佛、舍衛城に住したまひしに、諸天世人は信心尊重にして種々飯食を持し來りて、佛・

【四七】菩提大會。得道處大會なり、註(三の一八四)參照。
【四八】火法、
【四九】波利耶婆羅林賢樹。註(一七の九)參照。
【五〇】原漢文には乃至非時寒雪諸比丘自然火向爲世人所嫌とあり。
【五一】傍一根。傍とは傍生(tiracchānagata)即ち畜生なり。一根とは Mv. 3.1 に ekindriyaṃ jīvaṃ とあり。一根の生、卽ち植物には命根なきも(註一四の二八)、身根あれば一根生といひしなるべし、或は畜生と植物との二種とせずして、傍の字を一根の形容詞と見て傍に立てる一根生卽ち植物のみを示すと見るが正しきか。
【五二】原漢文に火者薪火草火牛屎火糠火札火不得燒未燒地若次直溫室若直月若熏鉢先使淨人知然後自燒無罪とあり。牛屎火は牛糞を燃すなり。札火は板・紙類のうすき物なり。次直溫室とは僧中夏數の次第順位に當りて溫室(Jantāghara)にて火をたくなり。直月は註(一六の一〇二)參照。熏鉢は註(二九の二九)參照、淨人知とは知は律の淨語なり。淨人をしてさきに火を燃さしむるをいふ。
【五三】銅盂法。

實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、擔ふを聽さず」。擔とは、繩(擔)・囊擔・籠擔なり。杖を擔うて囊を擔はざるは越毘尼心悔、囊を擔うて杖を擔はざるも越毘尼心悔、二倶に擔はんに越毘尼罪なり。若し[四〇]精舍院內にて石・竹・木の重きは擔ふを得ん。若し僧次に作使せんに[四一]項・瓶を繩にて連ね擔ふを得ん。若し前後に衣囊を擔ひ、前後に鉢を擔はんに倶に越毘尼罪なり。若し[四二]長衣囊を肩上に拖著し鉢を肩に串さんには無罪なり。是を「擔法」と名く。

[四三]「抄繫衣」とは。佛、曠野精舍に住したまひき。

時に營事比丘、衣を抄繫して墼・石・泥土を牽いて世人の爲に譏らるらく、「云何が沙門釋子なる、奴僕使人の如くに衣を抄繫して作さんとは。是の壞敗の人、何の道か之れあらん」。諸比丘聞き已りて是因緣を以て往いて世尊に白すに佛言はく、「營事比丘を呼び來れ」。來り已るに佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今より已後、抄繫するを聽さず」。抄繫とは一邊(抄繫)・兩邊抄繫せんに盡く得ざるなり。若しは泥土作(若しは)屋を覆ひ、屋に泥らんには、內衣を抄繫するを得ん。是を「抄繫法」と名く。

[四四]「上樹」とは。佛、舍衞城に住したまひき。

爾時、世尊は[四五]欝單越に往いて食を乞ひたまひしに、時に諸比丘は是念を作さく、「世尊還りたまはんには必ず[四六]神足に乘じて來りたまはん」とて、或は樹に上り墻に上りて遙かに世尊を望みぬ。世尊は諸比丘の心念を知りて卽ち身を隱して自ら本座に坐し、佛知りて故に問ひたまはく、「諸比丘は何處に去きしや」。比丘卽ち上事を以て具に世尊に白すに佛言はく、「今日より後、樹に上るを聽さず」。樹とは、樹、人と共に等きには上るを得ず。若し[四七]菩提大會を作さんとて、菩提樹を莊嚴せんと欲して一脚にて樹に登り一脚にて墻に登らんに越毘尼心悔、二脚にて樹に上らんに越毘尼罪、二脚にて墻に上らんに無罪なり。梯に登らんにも亦是の如し。若し道路行して道を失ひ、迷うて方

擔を持しとは荷ふなり。

【四〇】精舍院內。宋・元・明・宮本には精舍垣內とす。院は院相周匝などいひて籬墻にて取り圍まれたるをいふ。故に今は精舍の院內、卽ち境界內と見るべきなり。

【四一】項。もたひ、頸の長き器、支那量にて十斛を受くる如きもの。宋・元・明・宮本には瓨(カン)とせり、瓨は瓦器、瓶なり、今改めず。

【四二】原漢文に若長衣囊拖著肩上鉢串肩無罪とあり。長衣囊とは三衣外の餘分衣を入れたる囊なり。拖は宋・宮・聖本には陀とし、元・明本には蛇とす。拖は曳なり、蛇は負なり。拖著・蛇著・陀著いづれも同音寫にして負ひつける意なり。串肩は肩上に貫串して荷ふなり。

【四三】抄繫衣法。

【四四】上樹法。四分・五分・十誦・有部等の諸律には衆學法に存するも巴利と本律及び優波離問佛經とは衆學法中に攝せず。

【四五】欝單越(Uttarakuru)。註(三一の九三)參照。

【四六】神足。註(一の七〇)參照。

香を須ゐて塗るべし」と言はんに、爾時、香を用ひて塗るを得ん。[三五]若し塗らんと欲する時、先に應に佛に供養し塔に泥りて然して後身に塗るべし。身に塗り已らんに衆中に在るを得ず、當に屏處に在りて病差えんに淨く身を澡浴し然して後衆に入るべし。華とは、優鉢羅・瞻蔔・[三六]須摩那の是の如きの一切華は應に著くるべからず。若し比丘、眼痛頭痛を患ひ、醫敎へて「當に華鬘を須ゐ頭に繋けんに差ゆべし」と言はんには繋くるを得ん。若し繋けんと欲せんには、當に先に佛塔に供養し然して後繋くるを得ん。繋け已るに衆人中に在るを得ず、當に屏處に在るべく、差え已らんに當に捨すべし。若し香を著けて華を著けざらんに一越毘尼罪、若し華を著けて香を著けざらんに一越毘尼罪、二、倶に著けんに二罪を犯じ、著けざらんには無罪なり。是を「香華法」と名く。

[三七]「鏡法」とは。佛、舍衛城祇桓精舍に住したまひき。檀越あり僧に飯せんとて揵椎を打ちしに、時に難陀・優波難陀は鏡を照して自ら觀ずること停久しくして至らず、檀越の爲に嫌はるらく、「我、家業を捨棄して故に來りて僧に飯せるに、而も諸比丘は時に來集せず」と。諸比丘は是因緣を以て往いて世尊に白すに佛言はく、「難陀・優波難陀を呼び來れ」。來り已るに佛、難陀・優波難陀に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、鏡を照すを聽さず」。鏡とは油中・水中・鏡中なり。好の爲の故に面を照して自ら看るを得ず。若しは病差えんに面を照して自ら病の差・不差を看、若しは新に頭を剃りて自ら照して淨不淨を看、頭面に瘡あらんに照し看んには無罪なり。好の爲の故に鏡を照すは越毘尼罪なり。是を「鏡法」と名く。

[三八]「擔法」とは。佛、曠野精舍に住したまひき。

爾時、[三九]營事比丘は擔ひ持し塼・泥土を擔きて世人の爲に譏らるらく、「云何が沙門釋子なる、奴僕・使人・客作人の似くに泥土を擔負せんとは。此の壞敗の人何の道か之れあらん」。諸比丘は是因緣を以て往いて世尊に白すに佛言はく、「營事比丘を呼び來れ」。來り已るに佛、比丘に問ひたまはく、「汝

【二九】銅鈸。兩手に一面づゝ持ち相觸れしめてうちならす樂器。鐃はさわがしく打ち鳴らすなり。

【三〇】香華法。

【三一】優鉢羅華鬘。優鉢羅(Uppala)卽ち靑蓮華にて作れる華鬘(mālā)。

【三二】瞻蔔華鬘。瞻蔔(Campaka)卽ち金色花にて作れる華鬘なり、註(三の一七八)參照。

【三三】作使賤人。通使人・客作賤人と同じ、人の爲に種々の雜事を作す賤人なり。

【三四】栴檀・沈水(Agalucandana)。栴檀(Candana)は香木の名、白檀・赤檀なり。沈水は沈水香(Agalugandha)にして、木の心節を水に置くに沈むが故に沈水といふ。

【三五】原漢文に若然塗時先應供養佛泥塔然後塗身とあり。宋・元・明・宮本には先應供養佛香塗塔とあり。

【三六】須摩那(Sumanā)。蘇蔓那・蘇末那とも音寫す。枳橘易土集に慧琳音義の釋を引いて、其花黃白赤、甚香、樹高三四尺、四垂似蓋形とあり。

【三七】鏡法(Mukhanimitta)。

【三八】擔法。

【三九】原漢文に營事比丘持擔擎塼泥土爲世人所譏…とあり。

衆の伎樂を作して衆人悦樂し喜笑するも比丘默然し、衆人笑ひ已りて比丘は方めて更に拍手し大笑せるに、衆人競ひ看て伎兒は雇直[二七]を得ざりければ嫌うて[二八]言はく、「是の比丘に坐りて我等をして財物を得ざらしめぬ、此の敗壞の人、何の道か之あらん」。諸比丘は聞き已りて是の因緣を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、今日より後、伎兒を觀看することを聽さず」と。伎兒とは、皷を打ちて歌舞し、琵琶を彈じ、銅鈸[二九]を鐃らすなり。是の如き比の種々伎樂、……下、四人聚まりて戲るゝに至らんにも看ることを聽さず。若し比丘、城・聚落に入らんに、若しは天象出で、若しは王出づるに翼從して種々伎樂を作さんに、過ぎ行きつゝ觀見せんには無罪、若し方便を作して看んには越毘尼罪なり。若し佛生日大會處・菩提大會處・轉法輪大會・五年大會に、種々伎樂を作して佛に供養せんに、若し檀越言はん、「諸尊者、我と與に和合して世尊に翼從したまへ」と。爾時、與に和合して坐に在るを得るも、若し坐中に種々伎樂ありて染著心を生ぜんには、卽ちに應に起ち去るべきなり。是を「伎樂」と名く。

[三〇]「香華」とは。佛、王舍城に住したまひき。時に節會の日にて、六群の比丘と難陀・優波難陀とは香を以て身に塗り、(或は)[三一]優鉢羅華鬘・[三二]瞻蔔華鬘を著け、(或は)草華鬘を著くるありて、共に行いて世人の爲に嫌はるらく、「云何が沙門釋子なる、優鉢羅華・瞻蔔華鬘を著せること、猶し王子大臣の如くなるは。又、作使[三三]賤人の如くに草華鬘を著せるは。此の壞敗の人、何の道か之あらん」と。諸比丘聞き已りて、是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛言はく、「今日より後、香華を著くるを聽さず」と。香とは、[三四]梅檀・沈水の是の如き比の一切香は皆應に著くべからず。若し熱病にて醫の「當に梅檀

れば取捨は後賢の判斷に任さん。次に十事中、前九事を列ねざるは注意すべし、解題七、僧祇律の組織(ｃ)の終り參照。十事については國譯五分律第三十卷參照。

【三〇】略說毘尼。

【三一】受陰(Vedanā khanda)。五陰(註八の一二五參照)中の第二陰、感覺作用なり。

【三二】方類毀呰。種類毀呰(Omasavāda)なり。註(一二の一一)參照。

【三三】業・方。業(Kamma)と方(Sippa)とは區別せらる。方は籠師・陶器師・織師・皮師・剃髮師・印判師・算師等の如く、特別の巧術を有するをいひ、業は屠兒・賣豬人・漁獵人・捕鳥人・守城人・賣香人・耕作人・種菜人等の如きをいふ。※旃陀羅は註(一八の一二三)※獄卒は註(一九の一五七)※魁膾は註(四の九五)參照。

【三四】伎樂法。

【三五】作樂處。宋・元・明・宮・聖本には作伎樂處となす。

【三六】視占。明本に瞻とす。占は瞻の同音寫なれば、視瞻の意に解すべきなり。

【三七】雇直。顧直なり、雇は顧の同音寫、報酬なり。

【三八】原漢文に嫌言坐是比丘令我等不得財物此敗壞人何道之有とあり。

げたはまく、「貪欲にして因縁を解せず、共に相習押して俗事を論說して[二一]受陰を增長し、多欲にして止足するを知らずして貪欲・瞋恚・愚癡を增し、諍訟して和合せず、寂に非ず、覺に非ず、泥洹に非ざらんに、當に知るべし、法に非ず・毘尼に非ず・佛の敎に非ざるを。當に是知を作すべし、「無欲にして因縁を解し、相押習せずして俗の言論を離れんに受陰を增せず、少欲知足にして貪欲・瞋恚・愚癡なく、諍訟を離れて和合し、寂靜に、覺に、泥洹ならん」と。是の如きには當に知るべし、是れ法、是れ毘尼、是れ佛の敎なり』と。是を「略說毘尼」と名く。

刀治と及び灌筒と　剃髪と並に作具と　和合と不和合と　五百と七百と　略說毘尼は後なり。　第十跋渠竟る。

「毀呰」とは。佛、舍衞城に住したまひき。時に六群の比丘は比丘を[二二]方類毀呰せり。諸比丘は是の因縁を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、今日より後、毀呰するを聽さず」と。毀呰とは、[二三]業・方・面・性・形貌・病・罪・罵・結使なり。「業」とは、說と自解と有人となり。說とは、「長老、此中に*旃陀羅・竹師・皮師・瓦師……、乃至、*獄卒・*魁膾あり」と(說くなり)、是を說と名く。自解とは、「長老、我は旃陀羅……乃至、魁膾・獄卒に非じ」と(說くなり)、是を自解と名く。有人とは、「此中に或は人あり、是れ旃陀羅……乃至、獄卒なり」と(說くなり)、是を有人と名く。是の如くに方・面・性・形貌・病・罪・結使も亦是の如し。是中にて毀呰せんに越毘尼罪なり。是を「毀呰」と名く。

[二四]「伎樂」とは。佛、王舍城迦蘭陀竹園に住したまひき。

時に六群の比丘は先に[二五]作樂處に至りて[二六]覗占することと坐禪比丘の如くにし、伎兒既に集まりて

---

tapāsādikā(p. 32)には一連として、Puthujjanasotāpanna-sakadāgāminnāgāmino…k hināsavānam…と云へり。

【一五】　十四法成就　註(二五の一七)四禪の本文前後參照。

【一六】　原漢文に我今云何結集律藏有五淨法如法如律者隨喜不如法者應遮とあり。文を補へること註(三二の一三四)の如し。

【一七】　九法序。註(三二の一四六)の本文の次下參照。

【一八】　五事に毗尼を記すとは、註(三二の一四七)の本文の次下參照。

【一九】　受畜金銀。原漢文には乃至諸長老是中須鉢者求鉢、須衣者求衣、須藥者求藥、無有方便得求金銀及錢、如是諸長老應當隨順學是名七百結集律藏とあり。無有方便得求金銀及錢の讀方に就ては金銀及び錢を求むるを得るの方便あることなしと讀む方適切なりとも考へらる。註(一〇の九)參照。宇井伯壽氏印度哲學研究第二(七八頁)には「諸長老にして鉢や衣藥を要するものは此等を求むるを得べく、若し得ずば金錢を求むるを得べく、要は少欲知足にして三衣なく…眞の戒律にかなふ所以であるとなして居る」とあり。今は全然反對の意に譯出した

百僧ありて、毘舎離沙堆僧伽藍に集まりて牀褥を嚴飾せり。爾の時、大迦葉・達頭路・優波達頭路・尊者阿難は皆已に般泥洹したれば、爾の時、尊者耶輸陀は僧の上座たりければ問うて言はく、「誰か應に律藏を結集すべき」と。諸比丘言はく、「尊者・陀婆婆羅は應に結集すべきなり」。陀婆婆羅言はく、「長老、更に餘の長老比丘ありて應に結集すべきなり」。諸比丘言はく、「諸の上座ありと雖、但、世尊は長老和上は[一五]十四法を成就して持律第一なりと記したまひ、(復)汝は(世尊)より面受したれば應に當に結集すべきなり」。陀婆婆羅言はく、「若し我をして結集せしめんには、如法ならんには隨喜し、不如法ならんには應に遮すべし。若し相應せずんば應に遮すべく、尊重を見ずること勿れ。是義と非義と、願はくは告示せられんことを」。皆言はく、「爾り」と。時に尊者陀婆婆羅は是念を作さく、[一六]「我れ今云何がして律藏を結集せん」と。(是の思惟を作し竟りて便ち律を說いて言はく)、「五淨法ありて法の如く律の如くならんには隨喜し、法の如く(律の如く)ならざらんには應に遮すべし。何等をか五とする、一には制限淨、……乃至、風俗淨なり。……」と。(次で)是語を作さく、「諸長老、是に[一七]九法の序あり。何等をか九とする、四波羅夷よりして乃し法隨順法に至るなり。世尊は某處某處に在して某甲某甲比丘の爲に制戒したまへり、我れ和上より聞けり。是の如くにして此戒を制したまへりと爲すや不や」と。皆言はく、「是の如し、是の如し」。[一八]五事に毘尼を記せることも、廣說せること上の如し。……乃至、[一九]「諸長老、是中にて鉢を須ゐんには鉢を求め、衣を須ゐんには衣を求め、藥を須ゐんには藥を求むるを(得ん)も、方便して金銀及び錢を求むるを得ること有ること無し。是の如くに諸長老、應に當に隨順して學すべきなり」と。是を「七百結集律藏」と名く。

[二〇]「略說毘尼」とは。佛、迦毘羅衞尼拘律樹釋氏精舍に在しき。時に二比丘尼ありて、一を難陀と名け、二を鬱多羅と名け、佛に隨うて六月、法を敎誡せんことを求めて佛に白して言さく、「善い哉、世尊、願はくは我が爲に毘尼を略說して、我をして解を得せしめたまはんことを」。佛、比丘尼に告

僧耶答言不又問何故過去答言不淨として九字あり、宮本には又の字を除いて八字あり。今この九字、必要のものとも見えざれば原漢文を改めず。

【八】陀婆婆羅。僧祇律傳承第三師にして優波離面授の比丘とす。而して Samantapāsādikā (p. 32) に優波離面授の弟子を Dāsaka(大衆拘) とせると多少の相通ぜる所あるにあらざるか。

【九】摩偷羅國 (Mathurā)。註(三の一五五)參照。

【一〇】僧伽舍(Saṅkassa)。註(三の一五六)參照。

【一一】羯兩者。原漢文には羯闍者とせるも、今宋・元・明・宮本によりて羯兩者となす。阿育王歸佛の大因緣たる羯陵伽國(Kaliṅga)なるべし。

【一二】沙祇。註(一一の七七)參照。

【一三】原文に有持一部毘尼(者持)二部毘尼者とあり、括孤内の文字の如くに有持の二字を二度に讀むべきなり。

【一四】凡夫學人無學人。凡夫(Puthujjana)とは預流果に達せざる三賢四善根の位、乃至有信無信の一切を總稱す。學人は預流・一來・不還の果を得たるもの、無學人は漏盡(khīṇāsava)の阿羅漢證を得たるをいふ。されば Saman-

卷の第三十三

雜誦跋渠法を明すの十一

「[一]七百集法藏」とは。佛、般泥洹したまひて後、長老比丘は毘舍離[二]沙堆僧伽藍に在りき。爾時、諸比丘は檀越より乞ひ索むるに是の如きの哀言を作さく、「長壽、世尊在せし時は前食・後食・衣服の供養を得たりしに、世尊泥洹したまひての後は我等は孤兒にして誰か當に與へらるべき、汝可しく僧に[三]錢物を布施すべし」と。是の如くに哀聲もて乞ふに、時人或は[四]一罽利沙槃・二罽利沙槃・……乃至、十罽利沙槃を與へ、布薩の時に至りて瓮中に盛著し、[五]拘鉢を持して量り分ち次第して與へぬ。時に持律の[六]耶舍は初めて至りて次に分を得たれば問うて言はく、「此は是れ何物ぞ」。答へて言はく、「次に罽利沙槃醫藥直を得るなり」。耶舍答へて言はく、「過ぎ去れ」。[七]問うて言はく、「何の故にか僧に施せるを過ぎ去ら(しむ)る」。耶舍答へて言はく、「不淨なればなり」。諸比丘言はく、「汝は僧を謗りて不淨と言へり、此中應に擧羯磨を作すべきなり」とて、卽ちに便ち爲に擧羯磨を作せり。擧羯磨を作し已るに、時に尊者[八]陀娑婆羅は[九]摩偸羅國に在り、耶舍卽ち往いて彼に詣りて是言を作さく、「長老、我れ擧げられて隨順法を行ぜり」。問うて言はく、「汝何の故に擧げられしや」。答へて言はく、「是の如き是の如き事にて」。彼言はく、「汝は事なきに擧げらる、我れ長老と法食・味食を共にせん」。耶舍は是語を聞き已りて是言を作さく、「諸長老、我等應に更に毘尼藏を集めて、佛法をして穨毀せしむること勿るべきなり」。問うて言はく、「何處にて結集せんと欲するや」。答へて言はく、「彼事の起れる處に還りて」。時に摩偸羅國・[一〇]僧伽舍・[一一]羯兩者・舍衞城・[一二]沙祇(等よりして)、爾の時、中國に都べて七百僧ありて集まり、[一三]一部毘尼を持する(者)、二部毘尼を(持)する者、又世尊より面受せる者、又聲聞より受けし者ありき。時に[一四]凡夫・學人・無學人・三明六通得力自在なる七

【一】七百集法藏。第二結集にして毘舍離結集とも七百結集ともいふ。五分・四分・巴利・善見には佛滅一百年と記し、十誦・有部律には一百十年後とせり。

【二】沙堆僧伽藍(Vāḷukārāma)。十事非法の裁斷は諸本皆毘舍離大林重閣精舍卽ち鳩吒伽羅沙羅(Kūṭāgārasālā)に於てせりとす。而して善見律(寒八、四左)Samantapāsādikā 1.34 には婆利伽園(Vālikārāma)に於て更に迦葉の第一結集の如くに一切法と毘尼藏とを合誦せりとせり。Vāluka は沙の義なれば沙堆に相當すべし。本律にこの僧伽藍を第二結集場として示せるは甚だ興味あるべし。

【三】錢物。原漢文には財物とあれども今、宋・元・明・宮本によりて錢物と改む。

【四】罽利沙槃(梵Kārṣāpaṇa, 巴 Kahāpaṇa)。註(三の五)參照。

【五】拘鉢。小鉢なり。

【六】耶舍(Yasa Kākaṇḍaka-putta)。註(三〇の一二)參照。後に耶輸陀とあるも耶舍と同じ、十誦律(六〇)に耶舍陀迦蘭提子とせり。

【七】原漢文に問言何故過去施僧耶舍答言不淨とあり。宋・元・明本には問言何故過去施

の法にして、世尊の内法藏なり、釋迦の後を紹繼し、各各共に護持して、法をして久住する
を得せしめん」。是を「五百比丘、法藏を結集し竟る」と名く。[一六〇]

摩訶僧祇律卷第三十二

【一六〇】聖語藏本にはこゝに光明皇后の願文あり。

に、今日泥洹したまふに、法用頽毀せり」と。諸長老、未だ制したまはざらんには制すること莫れ、已に制したまはんには我等當に隨順して學すべし」と。

〔一五八〕此法、何處より聞ける、尊者道力より聞けり、〔一五九〕毘尼・阿毘曇・雜阿含・增一阿含・中阿含・長阿含なり。道力は復誰より聞ける、尊者弗沙婆陀羅より聞けり。尊者弗沙婆陀羅は復誰より聞ける、尊者法勝より聞けり。法勝誰より聞ける、尊者僧伽提婆より聞けり。僧伽提婆は誰より聞ける、尊者龍覺より聞けり。龍覺は誰より聞ける、尊者法錢より聞けり。法錢は誰より聞ける、尊者提那伽より聞けり。提那伽は誰より聞ける、尊者法護より聞けり。法護は誰より聞ける、尊者耆婆伽より聞けり。耆婆伽は誰より聞ける、尊者弗提羅より聞けり。弗提羅は誰より聞ける、尊者耶舍より聞けり。耶舍は誰より聞ける、尊者差陀より聞けり。差陀は誰より聞ける、尊者護命より聞けり。護命は誰より聞ける、尊者善護より聞けり。善護は誰より聞ける、尊者牛護より聞けり。牛護は誰より聞ける、尊者亘舍羅より聞けり。亘舍羅は誰より聞ける、尊者摩求哆より聞けり。摩求哆は誰より聞ける、尊者摩訶那より聞けり。摩訶那は誰より聞ける、尊者能護より聞けり。能護は誰より聞ける、尊者目哆より聞けり。目哆は誰より聞ける、尊者亘醯より聞けり。亘醯は誰より聞ける、尊者法高より聞けり。法高は誰より聞ける、尊者根護より聞けり。根護は誰より聞ける、尊者耆哆より聞けり。耆哆は誰より聞ける、尊者樹提陀婆より聞けり。樹提陀婆は誰より聞ける、尊者陀婆婆羅より聞けり。陀婆婆羅は誰より聞ける、尊者優波離より聞けり。優波離は誰より聞ける、佛より聞けり。佛は誰より聞ける、無師自悟して更に他より聞きたまはざるなり。佛に無量の智慧ありて、諸の衆生を饒益せんが爲の故に優波離に授けたまひ、優波離は陀婆婆羅に授け、陀婆婆羅は樹提陀婆に授け、樹提陀婆は……是の如くに、……乃至、尊者道力に授け、道力は我及び餘人に授けしなり。

「我等は師敎に因り、（乃至）、無上尊より聞きしなり、聞持して誦せる毘尼は、賢聖所行

に儀則あらしむる戒、即ち衆學法以外の一切の威儀作法の制なり。註（一の七）調御威儀戒の場合は一切の戒を總稱せる語なるも、今は衆學法の次の威儀、と見るべし。本律第三十四・三十五卷參照。

〔一五八〕僧祇律傳承、道力より乃至世尊まで二十八人の傳承を示す。解題四、僧祇律の傳承と成立の項參照。

〔一五九〕阿毘曇。こは論藏を示す語なるも、今は阿毘曇とは即ち次の雜阿含等に說かれたる九部修多羅の意に解すべきなり。解題四、僧祇律の傳承の下註（一）參照。

四には教、五には輕重なり。修多羅とは、[一四八]五修多羅なり。毘尼とは、二部毘尼にして略と廣となり。義とは、句々に義あるなり。教とは世尊が刹利・婆羅門・居士の爲に四大教法を說きたまへるが如し。[一四九]輕重とは、滿五(錢)を盜まんに重(罪)、減五(錢を盜まんに)偸蘭遮と(斷ずるが如し)。是を「五事に毘尼を記す」と名く、長老、是の如くに應に學すべし。復、[一五〇]五毘尼あり、何等をか五とする、一には略毘尼、二には廣毘尼、三には方面毘尼、四には堅固毘尼、五には應法毘尼なり。略毘尼とは、[一五一]五篇戒なり。廣毘尼とは、[一五二]二部毘尼なり。[一五三]方面毘尼とは、[一五四]輸奴邊地に五事を聽せるが(如き)なり。[一五五]堅固毘尼とは、迦絺那衣を受けんに五罪を捨するが(如き)なり。(五罪とは)、別衆食・……乃至、不白離同食なり。應法毘尼とは、是中、(如)法羯磨・和合羯磨なるを、是を應法毘尼と名け、餘は非(法)羯磨と名く』と。

是の如くにして毘尼藏を集め竟るに、外なる[一五六]千比丘を喚び入れて語げて言はく、「諸長老、是の如くに法藏を集め、是の如くに毘尼藏を集めたり」と。(時に)比丘ありて言はく、『諸長老、世尊は先に阿難に語げたまへり、「諸比丘の爲に細微戒を捨てんと欲す」と。何等を捨せりと爲すや』。比丘ありて言はく、「世尊若し細微戒を捨てたまはんには、正に當に[一五七]威儀を捨したまふべけん」。有が言はく、「正に威儀を捨したまふのみにはあらじ、亦當に衆學をも捨したまふべけん」。有が言はく、「亦、四波羅提提舍尼をも捨したまはん」。有が言はく、「亦、應に九十二波夜提をも捨したまふべきなり」。有が言はく、「亦應に三十尼薩耆波夜提をも捨したまふべきなり」。有が言はく、「亦應に二不定法をも捨したまふべきなり」と。時に六群の比丘言はく、「諸長老、若し世尊在さんには、一切盡く捨したまはん」と。(時に)大迦葉は威德嚴峻なること猶し世尊の如くにして是言を作さく、「咄咄、是聲を作すこと莫れ」と。卽ちの時一切咸く皆默然しければ、大迦葉言はく、『諸長老、若し已に制せるを復開せんには、當に外人をして言はしむべけん、「瞿曇の在世には儀法熾盛なりし

【一四六】 九法序。
【一四七】 毗尼五事記。
【一四八】 五修多羅。今は五篇戒のことなるべし。
【一四九】 原漢文に輕重者盜滿五重減五偸蘭遮是名五事記毗尼とあり、少しく文字を補へり。
【一五〇】 五毗尼。
【一五一】 五篇戒(Pañcavidha)。五衆罪ともいふ、註(七の四四)參照。
【一五二】 二部毗尼。註(二一の三〇)參照。
【一五三】 方面毗尼。隨方毗尼なり。註(二三の一一〇)五願聽許參照。
【一五四】 輸奴邊地。前註(三五)及び註(二三の一〇二)輸那國の下參照。
【一五五】 堅固毗尼。迦絺那衣は功德衣又は堅固衣と譯され、この衣を受けたるものは別衆食等の五罪を犯ずとも犯戒にならざる邊より、それらの制聽を堅固毗尼といひしなり。註(八の四三)參照。五罪とは註(二〇の九七—一〇一)の本文參照。
【一五六】 千比丘。これ窟外結集說の出づる所以なり、解題の二、僧祇律と窟外結集の下參照。
【一五七】 威儀(Iriyāpatha)。行住坐臥の四威儀にしてこの四

若し[一三九]四神足を得んには、可しく[一四〇]壽一劫・一劫有餘を住むべし」と。若し佛、世に在さば世人見ゆるを得しに、汝は「是の如し世尊、是の如し修伽陀」と言ひつゝ、汝は佛に住世を請はざりしは越毘尼罪なり」と。（迦葉は）次で第二籌を擲げぬ。[一四一]「復次に、汝は右脚指にて世尊の僧伽梨衣を躡みて縫へり。而も汝は是の僧伽梨は是れ諸天世人の塔にして應に恭敬すべきを知らざりしや、是れ越毘尼罪なり」と。（迦葉は）次で第三籌を下しぬ。『復次に、佛、阿難に告げたまはく、「水を取り來れ」と。是の如く三たびに至りしに、汝は世尊の與に水を取らざりき、是れ越毘尼罪なり』と。（迦葉は）第四籌を下しぬ。『復次に、佛、阿難に告げたまはく、「我れ般泥洹に臨まん時、當に我に語ぐべし、我れ當に諸比丘の爲に[一四二]細微戒を捨すべし」と。而るに汝は白せざりしは越毘尼罪なり』と。（迦葉は）第五籌を下しぬ。「復次に、佛、般泥洹したまひしに、而も汝は佛の[一四三]陰馬藏相を以て比丘尼に示せり、是れ越毘尼罪なり」と。（迦葉は）第六籌を下しぬ。「復次に、佛、般泥洹したまひ已るに、[一四四]力士の諸老母は世尊の足上に臨みて啼き、涙は足上に墮ちぬ。汝、侍者爲りながら遮せざりしは、是れ越毘尼罪なり」と。（迦葉は）第七籌を下しぬ。爾の時、阿難は二罪を受けずして是言を作さく、「長老、過去諸佛には皆四衆ありき、是故に三たび比丘尼を度せんことを請ひしなり。佛、毘舍離に在して三たび告げたまひしに、佛に住世を請はざりしは、我れ爾の時是れ學人なりければ、魔の爲に蔽はれて是故に請ぜざりしなり。[一四五]是中、五越毘尼罪を犯ぜり、長老、如法作せん」と。（如法作し已るに、時に尊者優波離は是言を作さく、「諸長老、是に[一四六]九法の序あり。何等をか九とする、一には波羅夷、二には僧伽婆尸沙、三には二不定法、四には三十尼薩耆、五には九十二波夜提、六には四波羅提提舍尼、七には衆學法、八には七滅諍法、九には法隨順法なり。世尊は某處に在りて某甲比丘の爲に此戒を制したまひしや不や」と。皆言はく、「是の如し優波離、是の如し優波離」と。（優波離）復言はく、[一四七]『毘尼に五事の記あり、何等をか五とする、一には修多羅、二には毘尼、三には義、

【一三九】四神足（Cattāro iddhipādā）。四如意足なり、註（四の二一〇）參照。
【一四〇】壽一劫・一劫有餘（Kappam Vākappāvasesam Vā）。法顯譯大般涅槃經卷上（大正藏 1. 193. c）には住壽一劫若減一劫とあれば、一劫有餘とは減一劫の意に解すべきものなるべし。十誦律六十（縮七、二五在）も亦減一劫とせり。
【一四一】原漢文に復次汝右脚指躡世尊僧伽梨衣縫而汝不知是僧伽梨是諸天世人塔應恭敬耶是越毘尼罪とあり。諸天世人塔とは諸天世人が塔の如くに尊敬するとの意なり。
【一四二】細微戒（Khuddānukhuddakāni sikkhāpadāni）。小々戒又は雜碎戒ともいふ。註（一四の二三）參照。
【一四三】陰馬藏相（Kosohita vatthaguyha）。如來の男根は馬陰の如くに腹中に隱藏して外に現はれず、三十二大人相の一なり。この難詰は十誦と僧祇とにありて五分・四分・巴利に存せず。
【一四四】力士諸老母。末羅（Mallā）種族の婦女達。
【一四五】原漢文に是中犯五越毘尼罪長老如法作（如法作）已時尊者優波離作是言……とあり。如法作の三字は二度に讀むべきなり。如法に懺悔せんとめ

若し相應せざらんには應に遮して、尊重を見ずること勿るべし。是義と非義とは、願はくは告示せられんことを」。皆言はく、「長老優波離、但集めよ、如法ならんには隨喜し、非法ならんには時に臨みて當に知ふべけん」と。[一三五]尊者優波離は卽ち是念を作さく、「我今云何が律藏を結集せん」と。（是の思惟を作し已りて便ち律を說いて言はく）、「五淨法ありて法の如く律の如くならんには隨喜し、法の如く律の如くならざらんには應に遮すべし。何等をか五とする、一に制限淨、二に方法淨、三に戒行淨、四に長老淨、五に風俗淨なり。制限淨とは、諸比丘の住處に制限を作さんに、[一三六]四大敎と相應せんには用ひ、相應せざらんには捨せよ、是を制限淨と名く。方法淨とは、國土の法爾として四大敎と相應せんには用ひ、相應せざらんには捨せよ、是を方法淨と名く。戒行淨とは、我れ某持戒比丘にして是法を行ずるを見たりと（言はんに）、若し四大敎と相應せんには用ひ、若し相應せざらんには捨せよ、是を戒行淨と名く。長老淨とは、我れ長老比丘・尊者・舍利弗・目連にして此法を行ぜるを見たりと（言はんに）、四大敎と相應せんには用ひ、相應せざらんには捨せよ、是を長老淨と名く。風俗淨とは、本俗法の如くなるを得ざるなり。非時食・飮酒・行婬の是の如きの一切は、本是れ俗淨にして出家淨に非ず、是を風俗淨と名く。是の如くに諸長老、若し如法ならんには隨喜し、若し不如法ならんに應に遮すべし」と。諸比丘答へて言はく、「相應せんには用ひ、若し相應せざらんには時に臨みて應に當に遮すべけん」。時に[一三七]尊者優波離は阿難に語ぐらく、「長老に罪あり、淸淨衆中にて應に當に悔過すべきなり」。阿難言はく、「何等の罪ありや」。答へて言はく、「世尊は乃し三たびに至りて、女人を度して出家せ（しむ）るを聽さずと制したまひしに、而も汝は三たび請へり、是れ越毘尼罪なり」。時に尊者大迦葉は籌を擲げて地に置いて、「是れ第一籌なり」と言ひしに、卽ちの時三千大千世界を震動したりき。

「復次に、佛、毘舍離に在しき。佛、阿難に告げたまはく、「毘舍離の[一三八]般槃放弓杖塔は可樂なり、

の一八）四諦の本文前後參照。

【一三五】五淨法。原漢文に尊者優波離卽作是念我今云何結集律藏（作是思惟已便說律言）五淨法如法如律隨喜不如法（如）律者應遮何等五…とあり。括孤內の文字は補文なり、この十字を補はずんば意通じ難し。

【一三六】四大敎 四分律五八（列六、七五右）の四種廣法、十誦律五六（張六、六九左）の四種墨印又は四大印に相當す。或は大般涅槃經卷上の四決定說に相當せり。

【一三七】阿難の七越毗尼罪。

【一三八】般槃放弓杖塔。宮、聖兩本には殷樂とせり。放弓杖塔（Cāpāla Cetiya）の上にこの二字をおける意明かならず。巴利文（D. 2. 102）にはramaṇīyaṃ Cāpālaṃ Cetiyaṃ（放弓杖塔は住みどゝちよきかな）とあれば或は殷樂はRamaṇīya の譯と見るべきか。

勤めて正受を修習し、　諸法の生滅を見て、
法、緣より起ると知らんに、　諸法の滅盡を證せん。
勤めて正受を修習し、　諸法の生滅を見て、
法、緣より起ると知らんに、　諸の魔軍を摧伏せん。
勤めて正受を修習し、　諸法の生滅を見て、
法、緣より起ると知らんに、　日の、衆冥を除かんが如し」。

尊者阿難は是の如き等の一切法藏を誦せしに、文句長きは集めて[二八]長阿含と爲し、文句、中なるは集めて[二九]中阿含と爲し、文句雜はれるは集めて[三〇]雜阿含と爲せり。所謂、根雜・力雜・覺雜・道雜にして、是の如きの比等を名けて雜と爲す。一增・二增・三增…乃至、百增して、其數に隨ふの類、相從へて集めたるを[三一]增一阿含と爲せり。[三二]雜藏とは所謂、辟支佛・阿羅漢にして自ら本行因緣を說きたる、是の如き等の比なる諸の偈頌を、是を雜藏と名けぬ。爾の時、長老阿難は此偈を說いて言はく、

「所有八萬の諸の法藏、　是の如き等の法は佛に從うて聞きぬ、
所有八萬の諸の法藏、　是の如き等の法は[三三]佛に從うて聞きぬ、
是の如き等は我盡く持てり、　是れ佛の所說にして泥洹に趣かん、
是を諸の法藏を撰集せりと名く」と。

次に問ふらく、「誰か復應に毘尼藏を集むべき者ぞ」と。有が言はく、「長老優波離」と。優波離言はく、「爾らじ。更に餘の長老比丘あらん」。有が言はく、「長老比丘ありと雖、但、世尊は、長老は[三四]十四法を成就して、如來應供正遍知を除いて持律第一なりと記したまへばなり」。優波離言はく、「諸長老、若し我をして集めしめんには、如法ならんには隨喜し、不如法ならんには應に遮すべし。

て歎くなり。

【二七】正受。三昧なり、註（一の一七）三昧正受の下參照。

【二八】長阿含(Dīghanikāya)。

【二九】中阿含(Majjhimanikāya)。

【三〇】雜阿含(Saṃyuttanikāya)。

【三一】增一阿含(Aṅguttaranikāya)。

【三二】雜藏。五阿含中第五の法句經・長老偈等の偈頌より成れる Khuddakanikāya に相當すべし。四分律(五四)には生經・本經・善因緣經・方等經・未曾有經・譬喩經・優婆提舍經・句義經・法句經・波羅延經・雜難經・聖偈經の是の如きを集めて雜藏と爲すとあり。五分律(三〇)には自餘雜說今集爲一部名爲雜藏とあるのみ。善見律毘婆沙第一には屈陀伽阿含として法句・喩・嗢陀那・伊諦佛多伽・尼波陀・毘摩那・卑多・涕羅・涕利伽陀・本生・尼涕婆・波致參毘陀・佛種姓經の十三分を列ね、Samantapāsādikā には十五分(Khuddakapāṭha, Apadāna の二を加ふ)と爲せり。

【三三】原漢文には如是等法從他聞とあるも、元本には自とし、明本には佛と爲す。今、明本に從うて佛と改めたり。

【三四】十四法成就。註（二一五

來り入れ瞿曇子、　來り入れ瞿曇子」と。

阿難は入り已りて世尊の座を禮し訖り、次いで上座を禮して己が座處に到りて便ち坐しぬ。時に大迦葉は阿難に語げて言はく、「我れ自高ならず、亦汝を輕慢せず、故に是言を作せり。但、汝道を求むるも進まざれば、精勤して諸の有漏を盡さしめんと欲せしが故に此言を說けるのみ」と。阿難言はく、「我も亦知れり、但、我が結使未だ盡きざれば、勤進して諸の有漏を斷たしめんと欲せしを以てなり」と。時に尊者大迦葉は[二二一]衆座に問うて言はく、「今、先に何藏をか集めんと欲する」。衆人咸言はく、「先に法藏を集めん」。復問うて言はく、「誰か應に集むべき者ぞ」。比丘言はく、「長老阿難」と。阿難言はく、「爾らじ、更に餘の長老比丘あらん」。又言はく、「餘の長老比丘ありと雖、但、世尊は汝は多聞第一なりと記したまひたれば、汝應に結集すべきなり」。阿難言はく、「諸長老、若し我をして集めしめんには、如法ならんには隨喜し、不如法ならんには應に遮すべし。[二二二]若し相應せざらんには應に遮すべく、見に尊重して遮せざること勿れ。是義と非義と、願はくは告語せられんことを」と。衆皆言はく、「長老阿難、汝但法藏を集めよ。如法ならんには隨喜し、非法ならんには時に臨んで當に知ふべけん」と。時に尊者阿難は即ち是念を作さく、「我今云何がして法藏を結集せん」。是の思惟を作し已るに、便ち經を說いて言はく、「是の如く我れ聞きね。一時、佛、[二二三]鬱毘羅の[二二四]尼連河の側なる[二二五]菩提曼陀羅に住したまひき」と。尊者阿難適是語を說きしに、五百の阿羅漢にして德力自在なる者は、虛空に上昇して咸皆[二二六]喟歎すらく、『我等目に世尊に見えしに、今や已に「聞きぬ」と言はんとは』とて、悉く南無佛と稱しぬ。已にして還本座に復するに、爾の時、阿難は此偈を說いて言はく、

「勤めて[二二七]正受を修習し、　諸法の生滅を見て、
法、緣より起ると知らんに、　癡を離れて煩惱を滅せん。

由不與開門とあり。由は理由を示す文字として、なんぞと訓ぜり。

【二一九】多聞利辯才、給侍世尊者、已捨結使擔、瞿曇子〃外。

【二二〇】汝捨煩惱擔、自說言得證、未入瞿曇子、來入瞿曇子とあり。今、聖語藏本により未入を來入とせり。

【二二一】衆座。本文には衆坐とあるも、衆の上座達の意なれば今、衆座と改めたり。

【二二二】原漢文に若不相應應遮勿見尊重而不遮とあり。見は現の本字にして、或は「尊重現じて遮せざる勿れ」とも譯し得べし。「見(マノアタリ)に尊重して」といふも、「尊重を現じて」といふも、內に異議を存しつゝ外に尊重するの相を現ずる意なるべし。

【二二三】鬱毗羅(Uruvela)。優婁頻螺村の略、佛陀成道の地、三迦葉入道の地なり。

【二二四】尼連河(Nerañjarā)。尼連禪河の略。太子、苦行の空しきを知りて此河に入りて沐浴し乳糜を受けたまひし所。

【二二五】菩提曼陀羅(bodhimaṇḍa)。菩提道場なり、曼陀羅の語は菩提樹下なる金剛座(梵 Vajrāsana)は過去未來の諸佛の成道する所即ち道場たるの意なり。

【二二六】喟歎。ためいきをつい

[一二七]無學德力自在衆中に入らんには、猶し猕𤢖野干の師子群中に入るが如くならん」。時に尊者阿難は供養を料理し訖りて、來りて一聚落中に到りて是言を作さく、「我今此中に宿れり、明日當に王舍城に往くべし」と。時に天あり、來りて阿難に語げて言はく、『大迦葉は言へり、「尊者は是れ猕𤢖野干なり」と』。阿難は是念を作さく、「世尊已に泥洹したまひたれば、我今正しく依附せんと欲せしに、云何が我を持すに猕𤢖野干と作せる」とて、心に不悅を生ぜり。復是念を作さく、「是れ大迦葉は我が眷屬・姓・字を足知すれば、正に當に我が結使の未だ盡きざるを以ての故に是言を作せるのみ」と。時に尊者阿難は勤加精進し、經行懈らずして有漏を盡さんと欲せり。時に尊者阿難は行道を以て疲苦し、又復世尊泥洹の憂惱、心に纏ひて、先に聞持せし所は復通徹せざりき。尋いで是念を作さく、『世尊は我に、「現法中に於て心放逸ならざらんには有漏を盡すを得ん」と記したまひぬれば、太苦を用ひて爲せん』とて、心に定を捨せずして身を傾けて臥せんと欲せるに、頭未だ枕に至らざるに、有漏を盡して三明六通德力自在なるを得たりき。即ち神足を以て空に乘じて去り、刹帝窟の戸外に到りて而して偈を說いて言はく、

[一二八]多聞にして辯才あり、　世尊に給侍せる者なる、
瞿曇子阿難は、　今、門外に在りて立てり、
由ぞ與に門を開かざる」。

又復偈を說いて言はく、

[一二九]「多聞にして辯才に利く、　世尊に給侍せる者、
已に結使の擔を捨てゝ、　瞿曇子外に在り」。

爾の時、大迦葉は而も偈を說いて言はく、

[一三〇]「汝、煩惱の擔を捨てゝ、　自ら說いて證を得たりと言はんには、

沙殿翻ニ樹名ニ天上殿名也とあるのみ。

【一二〇】憍梵波提(Gavampati)。波羅奈長者の子、耶舍の四友人の一、七百世の間牛となりて今世に證を得しも餘習未だ盡きざる爲に反芻を作せり。これによりて中後にも食せりとて非難せらる。註(一二三の十六)滿慈子の下參照。

【一二一】香山。註(五の六六)參照。

【一二二】羅杜。宋・元・明本には羅社とせり。

【一二三】毘沙門天宮(Vessavaṇa)。註(一の一五九)俱毘羅園の下參照。

【一二四】福田。註(一九の九六・二の四二)參照、

【一二五】阿難三事具足。姓・字・眷屬成就の三事なり、註(一五の一五〇)參照。

【一二六】學人(Sekha)。未だ無學位なる阿羅漢に達せざる地位の人。

【一二七】無學德力自在衆。巴利律第三(p. 285)には Asekhapaṭisambhidāpatte bhikkhū とせり。無學は阿羅漢の證果に達してもはや學すべきものなき完全なる狀態、從つて德力自在にして三明六通具足せる衆なりとの意なり。

【一二八】多聞有辯才、給侍世尊者、瞿曇子阿難、今在門外立

十三天に往いて白して言はく、「長老、世尊は已に般泥洹したまひたれば、比丘僧集まりて法藏を結集せんと欲す、故に來り[一〇七]相喚ぶなり」。比丘聞き已りて慘然として悅ばずして(言はく)、「世尊は已に般泥洹したまひしや」。答へて言はく、「爾り」。便ち言はく、「世尊、閻浮提に在さんには當に往くべけんも、世尊已に般泥洹したまはんには世間眼滅せるなり」とて、即ちに神足を以て虛空に上昇し、[一〇八]火光三昧に入りて次で自ら闍維しぬ。(梨婆提長老は)見已りて即ちに還り、僧中に來り入りて具に上事を說き、……乃至言はく、「火光三昧に入れり」と。復、三十三天なる[一〇九]尸利沙翅宮に至らしめて[一一〇]憍梵波提を喚び、次いで長老善見は[一一一]香山に在り、長老頗頭洗那は遊戲山に在り、長老拔佉梨は睒婆山に在り、復、長老鬱多羅ありて淨山に在り、尊者目連の弟子にして大光と名くるは光山に在り、尊者舍利弗の弟子なる摩藪盧は慢陀山に在り、尊者[一一二]羅杜は摩羅山に在り、是の如き等……乃至、喚ぶを聞いて皆般泥洹せり。復、使をして[一一三]毘沙門天宮に往いて修蜜哆を喚ばしむるに、使至り已りて是言を作さく、「長老、世尊は已に般泥洹したまひければ、比丘僧集まりて法藏を結集せんと欲す、故に來り相喚ぶなり」と。比丘聞き已りて慘然として悅ばずして言はく、「世尊は已に般泥洹したまひしや」。答へて言はく、「爾り」。便ち言はく、「世尊、閻浮提に在さんには我當に彼に詣るべけんも、世尊般泥洹したまひての後は世間眼滅せるなり」とて、即ちに神足を以て虛空に上昇し、火光三昧に入りて以て自ら闍維して般泥洹に入りぬ。使は僧中に還りて具に僧に白せること上の如し。(時に)大迦葉言はく、「諸長老、且く止めよ、復、餘を喚ぶことを勿れ。諸の、喚ぶを聞ける者は便ち自ら泥洹せり、若し更に喚ばんには復當に般泥洹すべけん。是の如くんば世間は便ち空じて[一一四]福田あること無きに(至らん)」。比丘ありて言はく、「諸長老、尊者阿難は是れ佛の侍者にして親しく法敎を受けたり、又復、世尊は[一一五]阿難に三事あることを記したまひたれば、第一に宜しく應に喚び來るべきなり」。大迦葉言はく、「爾らむ、此の如きの[一一六]學人にして、

者は律によりて相違す。五分律(三〇)には阿若憍陳如第一・富蘭那第二・曇彌第三・陀婆迦葉第四・跋陀迦葉第五・大迦葉第六・優波離第七・阿那律第八上座とせり。十誦律(六〇)には阿若憍陳如第一・均陀第二・十力迦葉第三・摩訶迦葉第四上座とせり。四分律(五四)には陀䟦羅迦葉第一・波婆那第二・大迦葉第三・大周那第四上座とせり。巴利律には記せざるも Dīpavaṃsa, 4 には大迦葉・阿難陀・優波離・阿那律・婆耆娑・富樓那・拘摩羅迦葉・迦旃延・Koṭṭhita の十上座を列せり。

【一〇六】梨波提長老。坐禪第一の離婆多(Revata)尊者にあらずして、目連の弟子としての離婆多は或は舍利弗の弟なる佉提羅林住者離婆多(Revata-khadiravaniya)をいへるならんか。有部毘奈耶雜事(三九)には具壽圓滿とせり。

【一〇七】原漢文には呼の字となすも、宋・元・明・宮本により喚の字に改む。次下亦然り。

【一〇八】火光三昧(Tejodhātu)。註(六の一七七)燈明の下參照。

【一〇九】尸利沙翅宮(Sirīsaka)。有部毘奈耶雜事三十九、智度論二(往一、一六左)の結集記にも出づ。枳橘易土集には尸利沙殿、(阿育王經)云、尸利

所以は何、世尊は王舍城韋提希子阿闍世王は[一〇〇]聲聞優婆塞無根信の中にて最も第一たりと[一〇一]記したまへり。又、彼王に五百人の牀臥と供具とあれば、應に當に彼に詣るべきなり」と。皆言はく、「爾り」。世尊は先に尊者阿那律に語げて言はく、「如來般泥洹せんに、汝應に舍利を守(護)して、諸天をして持ち去らしむること勿るべし。然る所以は過去世の時、如來般泥洹したまひしに、諸天は舍利を持ち去りて世人は往くことを得る能はずして諸の功德を失せり。諸天は能く人間に來りて供養せんも、世人は彼に往くこと能はざるなり、其の神足ある(者)を除く。是故に應に好く守護すべし」と。侍者阿難は復、供養を以ての故に去らざりき。時に大迦葉は卽ち千比丘と與に倶に王舍城に詣り、[一〇二]剎帝山窟に至りて牀褥を敷置して世尊の座を莊嚴し、世尊の座の左面に尊者舍利弗の座を敷き、右面に尊者大目連の座を敷き、次いで大迦葉の座を敷き、是の如くに次第して牀褥を安置し、已にして四月供具を辦へ、法藏を結集せんとて故に悉く外緣を斷ちぬ。大衆集まり已るに、中に[一〇三]三明六通にして德力自在なる者あり、中に於て世尊より面に一部毘尼を受誦せる者あり、聲聞より一部毘尼を受誦せる者あり、世尊より面に[一〇四]二部毘尼を受誦せる者あり、聲聞より二部毘尼を受誦せる者ありき。衆共に論じて言はく、「此中にて應に三明六通にして德力自在に、世尊より面に二部毘尼を受誦せる者、聲聞より二部毘尼を受(誦)せる者を集むべし」と。集め已るに數、二人を少きて五百に滿たざりしかば、復議して言はく、「應に五百に滿すべし」と。長老阿那律は後に到りければ、猶ほ一人を少きぬ。時に尊者大迦葉は第一上座と爲り、第二上座は[一〇五]那頭盧と名け、第三上座は優波那頭盧と名けぬ。時に尊者大迦葉は自ら己が座に昇るに、唯、尊者舍利弗・目連と阿難との座を留めて、已にして諸比丘は各、次に隨うて坐せり。時に尊者大迦葉は尊者目連の共行弟子なる[一〇六]梨婆提長老に告ぐらく、『汝、三十三天に至りて㖒提那比丘を呼び來れ、「世尊は已に般涅槃したまひたれば、比丘僧集まりて法藏を結集せんと欲す」と』。卽ちに命を受けて三

【一〇〇】聲聞優婆塞無根信。聲聞は註(一の二一・五の一一二)參照、優婆塞は註(四の一一九)參照。今は聲聞優婆塞を比丘と在家居士との二語と見ずして、弟子優婆塞にして無根信を得たる人々の中に於ては王は第一なりとの意に解すべきなり。無根信の語は增一阿含卷第四十(大正藏經 2.764 b)及び增一阿含卷第三(大正藏 2.560 a)に出づ。Sāmaññaphala-S. には是語なきも、王が世尊の慈悲敎化に歸依せられて、來し方の愚かにして癡不善に、如法の王を殺せるに就て深き惱みを持ちつゝも尙ほ一すぢの喜びに滿ちて歸り行くその姿は確かに無根の信そのものと云ふべきである。

【一〇一】記すとは記別・記莂の義にして、將來を分別し豫言する意なり。

【一〇二】剎帝山窟。法顯傳には車帝とす。恐らく毘布羅山腹なる七葉窟(Vebhārapabbatapasse Sattapaṇṇiguhā)の Satta の音略と見るべきものなるべし。

【一〇三】三明六通。註(四の二〇七・二二の一七二)參照。

【一〇四】二部毘尼。註(二一の三〇)參照。

【一〇五】那頭盧。宋・元・明・宮本には槃頭盧となす。上座の

是故に我れ今日　如來の足を稽首しまつる。
如來は我を救濟して　解脫して應眞を得せ(しめ)ぬ
我今最後に見えて　永く已りて復觀えざらん。
世の衆の疑惑を斷ちて　離欲の中の最上たり
一切の衆を利益しては　歡喜を得ざるはなかりき
是故に我れ今日　最勝足を頂禮しまつる。
佛に是の如きの德ありて　善く答へて衆疑を決きしに
今日時已に過ぎぬれば　慈慧の光は永く滅しなん
是故に我れ今日　最勝足に稽首しまつる。
我れ四眞諦を證して　佛の功德寶を說き
偈に讃じて禮敬し訖るに　還雙足を攝入したまへり」。

諸比丘は各議して言はく、「誰か應に闍維すべき」と。時に尊者大迦葉は言はく、「我は是れ世尊の長子たり、我應に闍維すべきなり」。是時、大衆皆言はく、「善い哉」と。即ちに便ち闍維しまつりぬ。闍維し已るに迦葉は聚落中の摩訶羅比丘の、「……乃至、行ぜんと欲せんには便ち行じ、行ぜざらんには則ち止めん」との語を憶して、即ちに諸比丘に語げて言はく、「長老、世尊の舍利は我等が事には非じ、國王・長者・婆羅門・居士の衆の求福の人、自ら當に供養すべけん。我等が事とは、宜しく應に先に法藏を結集して、佛の法をして速に滅せしむること勿るべきなり」と。尋いで復議して言はく、「我等宜しく應に何處にて法藏を結集すべき」と。時に舍衞に向はんと言ふ者あり、沙祇[九九]に向はんと言ふ(者)あり、瞻波に向はんと言ふ(者)あり、毘舍離に向はんと言ふ(者)あり、迦維羅衛に向はんと言ふ(者)ありき。時に大迦葉は是言を作さく、「應に王舍城に向うて法藏を結集すべきなり、

tiyam)とせり。
【九二】 尊者大迦葉。註(一四の七一)參照。
【九三】 賓鉢羅山窟(Pippalaguhā)。
【九三】 正受三昧。註(一の二七)三昧正受の下參照。
【九四】 前食・後食。註(一六の一一・二〇の八九)參照。
【九五】 原漢文には勤勤とあるも、宋・元・明の三本によりて殷勤と改む。
【九六】 原漢文に摩訶羅盡言沙門有何急事怱怱乃尒如死鳥不直一錢且待須臾食已當去とあり。宋・元・明・宮本には烏死不直一錢とせり。
【九七】 阿羅訶。阿羅漢なり。註(三の一九七・四の七二)參照。
【九八】 足趺。足と趺(クルブシ)とが圓滿せりとの意なるも、今はすあし、みあしと解すべきなり。三十二相の中の足跟圓滿相のみをいふにも非ず。即ち如來のみあしは圓滿にして、あならうらには千輻輪相が現はれてをるとの意なり。千輻輪の印紋は三十二相の一にして、これ一切を駕御する法王の相を幖するものなり。
【九九】 沙祇(Sāketa)。註(三の一五三・一一の七七)參照。

たまへり、各衣鉢を持して共に拘尸那竭に詣りて世尊を禮覲しまつらん」。諸比丘は聞き已りて皆言はく、「善い哉」と。時に尊者摩訶迦葉は卽ち衆多比丘と與に倶に拘尸那竭に詣らんとて路に一聚落を經しに、聚落中に一摩訶羅比丘ありて先に中に在りて住せり。尊者摩訶迦葉は摩訶羅に告げて言はく、「衣鉢を持し來れ、汝と共に拘尸那竭城に詣りて世尊を禮覲しまつらん」。摩訶羅言はく、長老大迦葉、且く待て、[九四]前食・後食訖りて然して後に當に去くべし」。迦葉答へて言はく、「宜しく食を待つべからず」。摩訶羅、[九五]殷勤に三たびに至るに、迦葉は故ほ「待つべからず」と言へり。時に[九六]摩訶羅恚りて言はく、「沙門、何の急事ありてか忽忽として乃し爾る、死烏の一錢にも直せざるが如きに。且く待て、須臾に食し已りて當に去くべし」。尊者大迦葉復言はく、「宜しく且く食を置むべし、世尊今已に泥洹したまへり、未だ闍維せざるに及びて、宜しく應に速に往くべきなり」。時に摩訶羅は佛已に般泥洹したまへりと聞いて、尊者摩訶迦葉に語げて言はく、『我今永く解脫るゝを得たり、所以は何、彼の[九七]阿羅訶在りし時常に言へり、「是れ應行なり、是れ不應行なり」と。今已に泥洹せんには、應行と不應行とは自在隨意なれば』と。時に大迦葉は此語を聞き已りて慘然として悅ばず、卽ちに右指を彈じて火を出し、右足にて地を蹈すに、摩訶羅は見已りて大に怖れて走れり。…… 乃至、大迦葉往いて佛の所に詣るに、世尊は卽ちに兩足を現じて棺より雙び出したまへり。時に尊者大迦葉は佛足を見已りて、偏袒右肩して頭面に禮を作して、此偈を說いて言はく、

「如來の[九八]足跟、滿じて　千輻相輪、現ず
指は纖長にして柔輭に　合縵網の文を成ぜり
是故に我れ今日　最勝足を頂禮しまつる。
最勝なる柔輭の足　曾ては世間に遊行したまひて
大悲もて群生を濟ひしに　今より永く會はざらん

まひ、四神足を修習しその上に安住しそれを體現せんには壽を一劫の間も留め得べしと阿難に語げたまひしも、阿難はその佛意を解了せずして佛に延壽を願はず、遂に魔王の勸請により三ケ月の後に入涅槃すべきを告げ、正心正念に殘りの壽命（āyu-saṃkhāra）を捨したまへる處として有名なり（D. 1. 106）。

【八五】拘尸那城（Kusinara）。佛入滅地なり古のヒラニヤヴァチイ河、卽ち今のガンダク河の東、小ラープチイ河がガンダク河に合流する地點にありとせらる。

【八六】熈連禪河（Hiraññavatī）。有金河の義なり。

【八七】力士生地堅固林。力士とは末羅人（Malla）生地とは末羅人の本生地、堅固とは沙羅（Sāla）の義譯なり。卽ち末羅人の本生處なる（クシナガラの）沙羅林（Kusinārā-Upavattanaṃ Mallānaṃ sāla-Vanaṃ）なる意なり。

【八八】雙樹（Yamakasālā）。

【八九】般泥洹（Parinibbāna）。註（三の二一一・二〇八）參照。

【九〇】天冠塔、遊行經（大正藏 1. 28 a）には天冠寺とす、巴利文には（Makuṭa-bandhanaṃ nāma Mallānaṃ Ce-

[七八]「和合僧」とは。　佛、舍衛城に住したまひき。爾時、尊者優波離は佛に白して言さく、「世尊は和合僧を說きたまへり、云何が和合僧と名くる」。[七九]佛、優波離に告げたまはく、『我已に制せり、「大德比丘の如きは法の如く律の如くに善く深理を解せり、是比丘の(如き)には應に禮拜恭敬して諸比丘は行法に隨順し、共に界を一にし・(共に)住を(一にし)・共に布薩・自恣を一にし・共に羯磨を作すべし」と。是を僧和合と名く』と。尊者優波離は往いて佛の所に至り、頭面に禮足して却いて一面に住して佛に白して言さく、「世尊、和合僧に何の功德ありや」。佛言はく、「[八〇]一劫、善報あり」と。是を「和合僧」と名く。

[八一]「五百比丘集法藏」とは。　佛、王舍城に住したまひき。爾時、[八二]阿闍世王韋提希子は毘舍離と怨あり、……[八三]大泥洹經中に廣說せるが如し……乃至、世尊は毘舍離に在せしが、[八四]放弓杖塔の邊に於て壽を捨て、[八五]拘尸那城に向ひたまひ、[八六]熈連禪河の側なる[八七]力士生地堅固林中の[八八]雙樹の間にて[八九]般泥洹したまひ、[九〇]天冠塔の邊に於て闍毘しまつらんとせしに、……乃至、諸天は火をして然えざらしめぬ。[九一]尊者大迦葉を待たんが(爲の)故なりき。時に尊者大迦葉は耆闍崛山[九二]賓鉢羅山窟中に在りて坐禪せりき。時に尊者大迦葉は是念を作さく、「世尊は已に壽を捨てたまへり、何の處にて般泥洹せんと欲したまへる、今何處にか在す、病少く惱少くして安樂住したまへりや不や」と。是念を作し已りて卽ちに[九三]正受三昧に入り、天眼を以て一切世界を觀ずるに、世尊は拘尸那竭城熈連河の側、力士生地堅固林中の雙樹の間に在し、天冠塔の邊にて闍維しまつらんとして、乃し火をして然えざらしむるに至れるを見、見已りて慘然として悅ばざりき。復、是念を作さく、「世尊の舍利未だ散ぜざるに及びて、當に往いて禮敬すべし」と。尋いで復念言すらく、「我今往いて世尊の最後身に見えんに、宜しく神足に乘じて往くべからず、宜しく應に歩みて詣るべきなり」と。時に尊者大迦葉は諸比丘に語げて言はく、「諸長老、世尊は已に般泥洹し

【七八】　和合僧(Samagga saṃgha)。註(一の九九・七の一一二)參照。但し、今は分裂せる僧衆を和合する(bhinnaṃ saṃghaṃ samaggaṃ karoti)の意なり。

【七九】　原漢文に佛告優波離我已制如大德比丘如法如律善解深理是比丘應禮拜恭敬令比丘隨順行法共一界(共一)住共一布薩自恣共作羯磨是名僧和合とあり。難解なれば譯文少しく補へり。

【八〇】　一劫善報。巴利律(Cv. 7. 3. 16)には Brahmaṃ puññaṃ pasavati kappaṃ saggamhi modati (最上の善功德を生じて、一劫の間天上界にありて受樂するなり)とあり。

【八一】　五百比丘集法藏。集法藏とは結集(Saṃgīti)なり。

【八二】　阿闍世王韋提希子(Ajātasattu Vedehiputto)韋提希の子なる阿闍世なり。註(一の一七一・一九二)參照。

【八三】　大泥洹經(Mahāparinibbāna S.)。長阿含經卷第二(大正藏經 1. 11 a)遊行經等なり。

【八四】　放弓杖塔(Cāpāla-Cetiya)。遮婆羅塔にして毘舍離の西北三里(約九町)の所にあり、佛入滅の前大林重閣精舍より日住の爲に此處に來りた

共語し難きには、前に髪を剃るも無罪なり。若し新に出家せんと欲する者には、便ち出家の樂を說くを得ざれ。應に「出家は苦なり、一食・一住・一眠にして、食少く・飲少く・覺多くして眠少し、長壽能くするや不や」と說くべきなり。若し「能くす」と言はゞ、應に與に剃るべし。比丘は先に髪を剃り、後に鬚を剃らんに無罪なり。是を「剃髪」と名く。

[七三]「剃髪具」とは。[七四]佛、倶薩羅國に在りて故石婆羅門聚落に遊行したまひき。(時に)摩訶羅父子ありて剃髪具を持して出家せしに、…… 乃至、佛言はく、「汝等云何が剃髪人にして作具を持てる(者)に出家を與へたる、今日より後、剃髪具を合にせる(者)に出家を與ふることを聽さず」と。若し剃髪人にして剃髪具を持ちて出家を求めんと欲せんには、應に語ぐべし、「剃髪具を捨てよ、然して後に汝に出家を與へん」と。出家し已りて後に須ゐんと欲せん時は、從うて借り用ふるを得ん。是の如くに鍛師・木師・金銀師・皮師・織師の、[七五]是の如きの工師の比も、作具を持てるまゝに度して出家せ(しむ)るを聽さず。若し合にせるを度せんには越毘尼罪なり。是を「作具」と名く。

[七六]「破僧」とは。佛、舍衞城に住したまひき。時に尊者優波離は往いて佛の所に至り、頭面に禮足して却いて一面に住して佛に白して言さく、「世尊は破僧を說きたまへり、云何が破僧と名くる」。佛、優波離に告げたまはく、「大德比丘の如きは法の如く律の如くに善く深理を解せり、是比丘の(如き)には應に禮拜恭敬して法教に隨順すべきなり。若し比丘、彼比丘の所說は非法なり隨順行ならずと謂ひて僧諍はんにも、破僧に非じ、……乃至、界を一にし・住を一にし・說戒を同じくし・共に羯磨を作すなり。我已に一界一住を制せるに、中にて別に布薩・自恣・羯磨を作さんに、是を破僧と名くるなり」と。尊者優波離は復佛に白して言さく、「破僧せんには何等の罪を得るや」。佛言はく、「[七七]一劫、泥犁罪なり」と。是を「破僧」と名く。

【七三】剃髪具。

【七四】原漢文に佛住倶薩羅國遊行故夕婆羅門聚落とあり。宋・元・明・宮本によりて住を在とし、聖本によりて名を石の字に改めたり。故石婆羅門聚落は註(二九の七〇)參照。

【七五】原漢文に如是工師比不聽持作具度出家若合度者越毘尼罪とあり。譯文少しく補へり。

【七六】破僧(Saṃghabheda)。

【七七】一劫泥犁罪。巴利律(Cv. 7.3. 16)に kappaṭṭhikaṃ kibbisaṃ pasavati kappaṃ nirayamhi paccati(一劫の間苦を受くべき罪を生じ、一劫の間地獄の中にて煮らる)とあり。劫とは註(一の六八)參照。

にして自ら當に出入すべけん」。即ち其言の如くして須臾に之を待つに、便ち兒の出づるを見たれば是の嫌言を作さく、『沙門釋子は妄語して、見つゝ「見ず」と言ひ、聞きつゝ「聞かず」と言へり』と。兒、父母に語ぐらく、「不饒益事を作すこと莫れ、我れ此間に出家すとも誰か都べて知るを得ん」とて、即ちに往いて佛の所に至り、頭面に禮足して却いて一面に住せしに、佛爲に說法して示教利喜したまひて法眼淨を得たりき。已にして即ち兒に語げて言はく、「我等は便ち是れ生を更へんも、汝は今出家して大に善利を得ん」と。諸比丘は向の嫌言を聞いて、是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「彼の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛、比丘に語げたまはく、「汝、云何が衆に白せずして人を度して出家せ（しめ）たる。今日より後、僧に白せずして人を度して出家せ（しむ）るを聽さず」と。應に剃髮と出家とを白すべきなり。白とは、一切衆僧に白し、……下、至ること上座八人に白して、應に語ぐるに如法ならしむべきなり。剃髮を白して出家を白せざらんに越毘尼罪を得ん、若し倶に（剃髮を白し）出家を白せんに倶に無罪、若し都べて出家を白せず剃髮を白せざらんに二越毘尼罪、二倶に白せんには無罪、若し出界して度せんには無罪なり。是を「剃髮」と名く。

　復次に佛、王舍城迦蘭陀竹園に住したまひき。如來は處々に人を度したまへり、比丘・比丘尼・優婆塞・優婆夷・國王・長者・外道・沙門・婆羅門なり。佛、比丘に告げたまはく、「汝等は今より已後、亦當に人を度して出家して具足を受けよ」と。爾時、諸比丘も亦如來の「善來」に學びて、人を度して出家せ（しめ）しに鬚髮故ほ在りき。佛、諸比丘に語げたまはく、「何の處にか一切、如來の無畏口を得て鬚髮自ら落ちんや。今より已後、應に剃髮すべきなり」と。剃髮の時、諸比丘は髮を剃りて鬚を剃らず、有る比丘は鬚を剃りて髮を剃らざりき。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「應に一切剃るべし」と。剃らんには應に先に鬚を剃りて、彼に髮を剃るべきなり。若し剃髮人、

言はく、「直爾に之を放すを得ざれば、當に罰して六月、人間に擯置すべし」とて、即ちに「六月人間」に罰しぬ。商人は龍宮中の種々寶物、莊嚴宮殿を見て商人問うて言はく、「汝に是の如きの莊嚴あるに、布薩を受くるを用ひて爲せん」。答へて言はく、「我が龍法として五事の苦あればなり、何等をか五とする、生時に龍、眠時に龍、婬時に龍、瞋時に龍、死時に龍にして、一日の中には三たび過められて、皮肉地に落ち、熱沙に身を爆かるゝなり。復問ふ、「汝、何等をか求めんと欲する」。答へて言はく、「我れ人道の中に生ぜんことを求めんと欲す。所以は何となれば、畜生道の中は苦にして法を知らざるが故に」と。（商人言はく）、「我れ已に人身を得たり、應に何等を求むべき」。龍女言はく、「[七一]出家するは得難きことなり」。又問ふ、「當に誰に就いて出家すべきや」。答へて言はく、「如來應供正遍知は今、舍衛城に在して、未だ度せざる者を度し、未だ脫せざる者を脫せ(しめ)たまへり。汝可しく就りて出家すべし」と。（商人）便ち言はく、「我れ還歸せんと欲す」。龍女即ち[七二]八鉼の金を與へて語げて言はく、「此は是れ龍金なり、汝が父母眷屬、終身用ふるに足りて盡きざらん」。（復）語げて言はく、「汝、眼を合ぢよ」と。即ちに神變を以て、持して本國に著きぬ。行伴先に至りて其家に語げて言はく、「龍宮に入り去れり」と。父母は「兒、已に死せり」と謂ひ、眷屬宗親聚まりて一處に在りて悲號啼哭せり。時に放牧者及び薪草を取るの人、見已りて先に還りて其家に語げて言はく、「某甲は來り歸れり」と。家人聞き已り即ち大に歡喜して出で迎へて家に入り、家に入り已るに爲に生會を作しぬ。（生）會を作すの時、八鉼の金を以て持して父母に與ふらく、「此は是れ龍金なり、截ち已るに更に生じて、盡壽之を用ふるとも盡くべからざるなり。唯願はくは父母、我に出家を聽したまへ」と。其父母放さざりければ、即ちに便ち走りて祇洹精舍に詣るに、比丘即ちに度して出家せ(しめ)ぬ。父母尋いで後より來り、精舍の門に至りて諸比丘に問ふらく、「汝、某甲を識るや不や」。皆言はく、「見ず、聞かず」と。比丘あり語げて言はく、「汝但此の門間に住せよ、若し有らんには須臾

【七一】龍女言出家難得とあり。出家することは實に得難きことなり。即ち出家をこそ求むべきなりとの意。

【七二】八鉼金。宋・元・明・宮本には八餅金とす。餅は鉼の同音寫なり。鉼は金銀を傾（ヘウスラ）げて餅の似くせる者、又、笏・錠の義にして平たくうすくのべたるをいふ。

逐して更に還りて捕取せん」と。即ち自ら隨逐して其向へる(所)を看りて(一)池邊に到るに、龍變じて人(身)と爲りて商人に語げて言はく、「[68]天は我に命を施したまへり、我れ恩を報ぜんと欲すれば、可しく(我と)共に入宮すべし、當に天が恩を報ずべし」。商人答へて言はく、「能はじ。汝等龍の性として卒暴にして瞋恚常なければ、或は能く我を殺さん」。答へて言はく、「爾らず。前人我を繫ふとも、我力能く彼を殺し(得ん)。但、布薩法を受くるを以ての故に、都べて殺心なきなり。何に況んや天は今我に壽命を施したまひしに、而も當に害を加ふべけんや。若し去かざらんには小らく此中に住まりたまへ、我今先に入りて宮中を[69]拼擋せん」とて、即ち便ち入り去りぬ。是龍の門邊に二龍の繫りて一處に在けるを見、見已るに商人問うて言はく、「汝、何事を爲して繫られしや」。答へて言はく、『此の龍女は半月の中、三日齋法を受くるに、我(等)兄弟して此の龍女を守護すること堅固ならずして離車の爲に捕得せられぬ、是を以ての故に繫られしなり。唯願はくは天よ、慈語じて我を放さしめたまはんことを。此の龍女若し「何等の食をか食せんと欲する」と問はゞ、龍宮中には食ありて、盡壽にして乃し能く消るゝ者(あり)、二十年にして消るゝ者あり、七年にして消るゝ者あり、(又、)閻浮提の食あり、若し索めんには當に[70]閻浮提人間食を索めらるべし』と。龍女、拼擋し已りて即ち便ち呼び入れて寶牀褥上に坐せ(しむ)るに、龍女白して言はく、「天、今何等の食をか食せんと欲する、一食を食せんに盡壽にして(乃し能く消るゝ者を)欲すと爲すや、……乃至、(閻浮提食を欲すと爲すや」と。答へて言はく、「閻浮提人間食を食せんと欲す」と。即ちに種々飲食を持して與ふるに、龍女に問うて言はく、「此は何の故に繫られしや」。龍女言はく、「天、但、食せよ、問ふを用ひて爲せん」。「爾らじ、我要らず之を知らんと欲す」とて、問を爲して已めざりければ、即ち語げて言はく、「此人過あり、我れ之を殺さんと欲す」。商人言はく、「汝、殺すこと莫れ」。「爾らじ、要らず當に之を殺すべし」。商人言はく、「汝、彼を放さんには、我當に食すべきのみ」。白して

【六八】天。仰ぎ頼る所の者への敬稱。

【六九】拼擋。拼擋又は屛當の同音寫にして室內を收めかたづけるなり。

【七〇】閻浮提人間食。須彌四洲の中、南閻浮提洲に於ける人間の食事。

て上に塗りて熱せしむるを聽す。當に同和上・(同)阿闍梨をして搥み破らしむべし。若し餘處に癰・痤・癤等の諸病ありて、刀を須ゐて治せんには用ふるを聽すも、刀を用ひて愛處を治せんには偸蘭罪なり。是を「刀治」と名く。

六三「灌筒」とは。佛、舍衞城に住したまひき。(時に)比丘に六四肝痟病なるありて醫に語げて言はく、「長壽、能く我が爲に病を灌ぐや不や」。答へて言はく、「爾るべし」。即ち是念を作さく、「此の諸の沙門は聰明にして智慧なれば、我が灌ぐを見んには(便ち當に學得して)更に我を喚ばざらん」と。……乃至、筒を棄てゝ走げぬ。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、……乃至、佛言はく、「汝、云何が筒を用ひて病に灌がんとせる。今より已後、筒を用ふるを聽さず」と。筒とは、牛皮筒・水牛皮筒・羊皮筒にして、是の如きの一切にて用ひ灌ぐを聽さず。六五若し醫にして、「此病は須らく油にて灌ぐべし」と言はんには、應に浴室中に在りて穿板に油を盛り、衣を褰げて上に坐して口に甘蔗を含むべし。若し復、氎・衣・絮等を以て油中に內著し、孔上に臨めて之を按へ、油をして流入せしめんには無罪なり。若し筒を用ひて灌がんには偸蘭罪なり。是を「筒灌法」と名く。

六六「剃髮法」とは。佛、舍衞城に住したまひき。(時に)南方國土に邑あり、大林と名く。時に商人あり、八牛を驅りて北方六七俱哆國に到るに、復一商人ありて共に澤中にありて牛を牧せり。時に離車にして龍を捕へて之を食ぺる(者)、一龍女を捕へ得たるに、龍女、布薩法を受けて害心なく、能く人をして鼻を穿ちて牽き行かしめぬ。商人、之が形相の端正なるを見て、即ちに慈心を起して離車に問うて言はく、「汝、此を牽いて何等をか作さんとする」。答へて言はく、「我れ殺し噉はんと欲す」。商人言はく、「殺すこと勿れ、我れ汝に一牛を與へて貿へ取り、之を放ちて去らしめん」。捕者肯んぜず、乃し八牛に至るに方に言はく、「此肉多美なり、今汝の爲の故に我當に之を放つべし」とて、即ち八牛を取りて龍女を放ち去りぬ。時に商人尋いで復念言すらく、「此は是れ惡人なり、恐らくは復追

の一〇七)參照。

【六三】 灌筒(Vatthikamma)。灌腸なり。

【六四】 肝痟病。宋・元・明・宮本には乾痟病とす。

【六五】 原漢文に若醫言此病須油灌者應在浴室中穿板盛油褰衣坐上口含甘蔗とあり。

【六六】 剃髮法。

【六七】 俱哆國。所在明かならず。

復次に佛、毗舍離に住したまひき。諸比丘は禪坊中にて蚊を患ひしが故に、樹葉を以て蚊を拂ひて聲を作せり。佛知りて故に比丘に問ひたまはく、「此れ何等の聲なりや」。答へて言さく、「世尊の制戒、拂を捉るを聽したまはざれば、是故に諸比丘は樹葉を以て蚊を拂ひて聲を作せるなり」。佛言はく、「今より已後、拂を捉るを聽さん」と。拂とは、[五六]線拂・裂氎拂・芒草拂・樹皮拂なり。是中に白犛牛の尾・白馬の尾・金銀の柄を除いて、餘の一切は捉るを聽す。若し白き者あらば當に染むべく、壞色し已らんには用ふるを聽すなり。[五七]拂を捉る時、婬女の、拂を捉るに姿を作り相を作るが如くなるを得ず。是を「拂法」と名く。

爲殺と人肉を食すると　牛皮と揩脚物と[五八]　眼藥並に筒と籌と　傘蓋及び扇と拂となり。

第九跋渠竟る。

[五九]「刀治」とは。佛、舍衞城に住したまひき。

時に比丘に痔病の(者)ありて醫に語げて言はく、「長壽、能く我が爲に刀治するや不や」。答へて言はく、「爾り」と。醫便ち是念を作さく、「是の諸の沙門は聰明にして智慧なれば、我が治するを見んには便ち當に學得して、復び我に求めざるべし」と。即ち諸比丘をして去らしめ已りて非法を作さんと欲せり。時に此の比丘即ち疑を生じて諸比丘を喚んで言はく、「長老、此に來れ、醫は非法を作さんと欲するなり」と。諸比丘は聞いて卽ち便ち來り入るに、醫は怖畏して刀を棄てゝ走げぬ。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「彼の比丘を喚び來れ」。來り已るに佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、比丘に言はく、「汝、云何が刀を用つて[六〇]愛處を治せんとせしや、今より已後、刀を以つて愛處を治するを聽さず」と。愛處とは、[六一]穀道の邊を離るゝことと各四指なり。[六二]若し癰痤・癤あらんに、小麥を嚼みたると雞屎とに

【五六】線拂・裂氎拂。宋・元・明・宮・聖本には列氎となす。列は裂の同音寫にして、裂の義なれば今改めず。線拂は糸、裂氎は裂きたる布きれにて製せる拂子なり。巴利律には樹皮製の拂(Vākamayā Vijanī)とウシーラ草の根を以て製せる拂(usīramayā V.)と孔雀の羽にて製せる拂(Morapiñcha V.)との三種拂を聽せり。

【五七】捉拂時不得如婬女捉拂作姿作相　とあり。作姿作相を三本及び宮本には作恣作想とせり。恣は姿の、想は相の同音寫なれば今改めず。姿・相はすがた・かたちなり。

【五八】原漢文には眼藥並筒籌、牛皮揩脚物とあるも、今、元・明本により、且つ本文の次第によりて、牛皮揩脚物、眼藥筒籌とせり。

【五九】刀治(Satthakamma)。外科手術なり。

【六〇】愛處。(Sambādha)行欲處、祕部なり。

【六一】穀道。大便道卽ち後道(Vaccamagga)なり。巴利律には祕部の周圍二指の間に刀治するを禁ぜり。

【六二】若有癰痤癤聽嚼小麥雞屎塗上使熱當令同和上阿闍梨摘波とあり。雞屎は鷄糞なり。同和上阿闍梨は和上・阿闍梨と等同なる比丘なり、註(一八

舍衞城に還りて世尊を禮拜せり。佛知りて故に比丘に問ひたまはく、「衣、何の故に[五一]醎汗せること乃し爾りや」。比丘答へて言さく、「世尊の制戒、傘蓋を持するを聽したまはざれば、我れ食を乞うに雨を被り、是故に是の如きなり」。佛言はく、「今日より後、傘蓋を持するを聽さん」と。傘蓋とは、樹皮蓋・樹葉蓋・竹蓋にして、是の如き等の蓋は用ふるを聽し、種々雜色の傘蓋を聽さざるなり。是を「傘蓋法」と名くるなり。

[五二]「扇法」とは。世人は節會の日にて男女遊觀せしに、六群の比丘は雲母にて莊校せる扇を持ち、(或は)草扇を持てる者ありて世人の爲に嫌はるらく、「云何が沙門釋子なる、王子・大臣の如くに、雲母にて莊校せる扇を持たんとは」。草扇を持てる者あるを見ては復言はく、「云何が沙門釋子なる、下賤の使人の如くに草扇を持ちて行かんとは。此の壞敗の人、何の道か之れあらん」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、……乃至、佛言はく、「今より已後、扇を持つを聽さず」と。

復次に佛、毗舍離に住したまひき。諸比丘は禪房中に在りて蚊子を患ひ、衣を以て扇ぎて聲を作せしに、佛知りて故に比丘に問ひたまはく、「何等をか作せる、象の耳を振りて聲を作すが如きは」と。比丘答へて言さく、「世尊の制戒、扇を捉ることを得ざれば、諸比丘は蚊を患ひて衣を以て拂ふが故に聲を作せるなり」。佛言はく、「今より以後、竹扇・葦扇・樹葉扇を捉るを聽さん、雲母扇及び種々に畫色せる扇を除く」と。若し僧扇にして種々色を作せるは無罪にして、若し私扇には[五三]壞色するなり。若し種々の香を持つて扇に塗りて來り施す者あらんに、洗ひ已りて受用するを聽すなり。是を「扇法」と名く。

[五四]「拂法」とは。佛、王舍城に住したまひき。世人は節會の日にて男女遊觀せしに、時に六群の比丘は[五五]白犛牛尾の拂に金銀を以て柄を作せるを持ち、(或は)馬尾の拂を持てる者ありて世人の爲に嫌はるらく、……乃至、佛言はく、「今より已後、拂を捉ることを聽さず」と。

【五一】醎汗。縮藏には鹹汗とせり、醎は鹹の俗字にして共に同じきも、或は㵣汗の誤りにはあらざらんか。

【五二】扇法(Vidhūpana)。

【五三】壞色。宋・元・明・宮本には壞一色とし、聖本には壞一とせり。註(九の六一)參照。

【五四】拂法(Makasavījanī)。蚊を拂ふもの。

【五五】白犛。宋・元・宮本には猫とし、聖本には苗とせり。犛は毛長き黑牛なり。三本に猫とせるは猫の同音寫、聖本も然り猫牛は虎に似たる牛、又犛牛と同じともせらる。尾長し。

するを得ざれ、應に邊小の房中に在るべく、差え已らんに當に淨洗して還衆に入ることを得ん。是を「眼藥」と名く。

[四五]「眼藥筒」とは。佛、舍衛城に住したまひき。

時に諸比丘は樹葉を持して眼藥を盛りぬ。佛知りて故に比丘に問ひたまはく、「此は是れ何等なりや」。答へて言さく、「是れ眼藥なり」。佛言はく、「眼藥は是れ貴物なれば、應に筒を用ひて盛るべし」と。時に諸比丘は金銀の筒を作りて盛りしに、佛言はく、「金銀及び一切の寶は用ふるを聽さず、應に銅・鐵・白鑞・竹・葦・筦・鳥翮を用ひ、下、皮裹に至るべきなり。是を「藥筒」と名く。

[四六]「眼藥籌」とは。佛、舍衛城に住したまひき。

時に比丘あり、竹を持つて眼藥籌を作りしに、佛知りて故に比丘に問ひたまはく、「此は是れ何等なりや」。答へて言さく、「世尊、是れ眼藥籌なり」。佛言はく、「眼は是れ輭物なれば、應に滑物を用ひて籌と作すべし」と。時に比丘あり、便ち金銀を以つて作りしに、佛言はく、「金銀及び一切の寶物にて作るを聽さず、應に銅・鐵・牙・骨・[四七]栴檀堅木を用ひて作り、揩摩して滑澤ならしめ、下、指頭を用ふるに至るべきなり。是を「眼藥籌法」と名く。

[四八]「蓋法」とは。佛、舍衛城に住したまひき。

時に世人、節會の日にて男女遊觀せり。時に六群の比丘は種々雜色の傘蓋を持ち、(或は)樹皮傘蓋を持てる者ありて世人の爲に嫌はるらく、「云何が沙門釋子なる、王子・大臣の如くに、種々雜色の傘蓋を持せんとは」。樹葉を持てる者を見ては復是言を作さく、「云何が沙門釋子なる、下賤の使人の如くに樹葉の傘蓋を持して行かんとは。此の壞敗の人、何の道か之れあらん」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、……乃至、佛言はく、「今より已後、傘蓋を持するを聽さず」と。

復次に佛、舍衛城に住したまひき。時に長老[四九]阿那律・金毗羅は、[五〇]塔山に在りて安居し竟り、

【四五】眼藥筒。

【四六】眼藥籌。

【四七】栴檀堅木(Candana)。香木、赤白紫等の諸種あり、此木至りて堅きが故に栴檀堅木と稱せしなるべし。

【四八】蓋法(Chatta)。

【四九】阿那律・金毗羅。註(二七の一四一)參註。

【五〇】塔山。註(二七の一四二)參照。

に坐せんには無罪なり。

〔四〇〕「揩脚物」とは。佛、舍衛城に住したまひき。

時に難陀・優波難陀は種々に揩脚物を作りて足を洗ひしに、外道弟子、見已りて便ち是念を作さく、「我等當に共に優婆塞を試み擾亂し去るべし」と、……〔四一〕上の屑末中に廣說せるが如し、……乃至、佛言はく、「今日より後、種々物を用ひて脚を揩洗するを聽さず」と。〔四二〕揩物とは、若しは方、若しは圓にして、上を刻りて摩沙豆・蒙具豆の形の如くせるは、一切用ふるを聽さず。脚底に垢あらんに、圓草若しは塼瓦を破き得て用ふるを聽すなり。是を「揩却物」と名く。

〔四三〕「眼藥」とは。佛、舍衛城に住したまひき。

時に世人、節日にて男女出城して遊觀せしに、時に六群の比丘は〔四四〕空靑・黑物を以て眼を莊りて世人の爲に嫌はるらく、「云何が沙門釋子なる、貴勝の童子の如くに、空靑を以て眼を莊らんとは」。有は黑物にて莊れる者を見て復言はく、「沙門釋子は下賤の使人の如くに、黑物にて眼を莊りて行けり。此の壞敗の人、何の道か之れあらん」。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、……乃至、佛言はく、「今日より後、眼を莊るを聽さず」と。

復次に佛、舍衛城耆舊童子菴婆羅園に住したまひき。時に諸比丘は眼痛せしに、耆舊童子言はく、「尊者、可しく此藥を以つて眼に塗らるべし」。諸比丘言はく、「世尊の制戒、眼に塗るを聽さゞるなり」。童子言はく、「我當に往いて世尊に從うて此願を乞ひまつるべし」と。即ち佛の所に往いて頭面に禮足し、却いて一面に住して佛に白して言さく、「世尊、諸比丘は是れ一食の人、眼は是れ人の重んずる所、唯願はくは世尊、諸比丘に眼藥を著くるを聽したまはんことを」。佛言はく、「今より已後、眼藥を用ふるを聽さん、空靑をば除く」と。若し醫の言はく、「尊者、此の眼痛は空靑屑を得て塗らんに便ち差えんも、更に餘方なし」と。若し爾らんには塗るを得、塗り已らんに衆中に住

【四〇】揩脚物（Pādagharṣaṇī）。足をこ〔す〕るもの、輕石類なり。

【四一】本律三十一卷（註一一七）屑末の本文參照。

【四二】原漢文に揩物者若方若圓刻上如摩沙豆蒙具豆形一切不聽用脚底有垢破塼圓草若塼瓦聽用…とあり。今、宋・元・明・宮・聖本によりて刻上を刻土とし、三本及び宮本により圓草を團草と改めたり。團草は聚合せる草の意なり。摩沙豆、蒙具豆は註（二九の八八・八九）參照。

【四三】眼藥。

【四四】空靑。註（一八の三七）參照。

は應に淨洗浴して還來に入るを聽すべきなり。是を[三一]「肉蒜法」と名く。

[三二]「皮法」とは。佛、舍衞城に住したまひき。時に難陀・優波難陀は牧牛家に至りて牀上に坐せしに、新生の犢子あり、比丘の衣色の、母に似たるを見て跳踉して來り趣けり。比丘卽ち手を以て額上を摩せるに、(その)細滑、手に觸りて便ち是言を作さく、「此皮輭好なり、可しく坐具と作すべし」と。時に牧牛人便ち是念を作さく、「此の比丘は是れ王・大臣・貴勝に識られて大力勢あるが故に、當に是皮を得んと欲すべけん」。卽ち問ふらく、「阿闍梨は皮を須ゐんと欲するや、(須ゐんには)我當に與ふべし」。比丘便ち言はく、「正に我に此の犢皮を與へよ」。牧牛人言はく、「我が家中に死犢の皮を成ぜるありて亦輭好なり、當に鞣治して相與ふべし」。比丘言はく、「審に我に與へんには、正に我に是を與へよ、更に餘者を須ゐざらん」。時に牧牛人便ち是念を作さく、「此の比丘は大勢力ありて、能く不饒益事を作さん」と。難を畏るゝが故に、卽ち比丘前にて犢を殺し、皮を剝ぎて之を與へぬ。時に犢母、牧[三三]より還りて其子を見ず、籬を循りて鳴喚せるに、牧牛人嫌うて言はく、「沙門釋子にして慈心なし、沙門をして[三四]犢母の處に在らしめんには意當に云何がすべき」。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「難陀・優波難陀を呼び來れ」。來り已るに佛、比丘に問ひたまはく、「汝、實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、比丘に言はく、「此は是れ惡事なり。汝、云何が現前に殺さしめたる、今より已後、皮を用ふるを聽さず」と。皮とは、牛皮・水牛皮・虎皮・豹皮・羆皮・鹿皮にして、是の如きの一切皮は坐するを聽さず。唯、[三五]恕奴邊地には羊皮を聽すなり。羊皮に二種あり、一は[三六]羖羊、二は[三七]羺羊にして、羖羊・羺羊に各[三八]十種あること、上に說けるが如し。若し皮上に坐せんに越毘尼罪、若し皮の[三九]兜羅褥上に坐せんには、二越毘尼罪なり。若し革屣上に坐せんには越毘尼罪、若し革屣上に臥せんに膝を齊りて以上ならんに越毘尼罪、膝已下は無罪なり。若し皮にて織りたる牀に、上

【三一】宋・元・宮本には肉蒜とし、明本には蒜の一字のみ。これ前の人肉…師子肉の終りに「是を肉法と名く」とあるべきを略せる故に、今此處に來りて併說して「肉蒜法」とせるなり。

【三二】皮法。

【三三】牧。まきばなり。宋・元・明・宮本には放とせり。今改めず。

【三四】犢母處。犢母の位置なり。

【三五】恕奴邊地。(Sunāparantaka)恕奴は輸那國なり、註(一三の一〇一)參照。而して本律三十一卷(註八七)の恕奴二十億子の恕奴は守籠那(Śroṇa)の同音譯と見るべきなり。

【三六】羖羊。黑色の牝羊。

【三七】羺羊。胡羊、頷肉垂下せる羊。

【三八】十種羊。註(九の一四五)相續羊の本文以下參照。

【三九】兜羅褥。註(二〇の一四八)參照。

て[24]鉢支・[25]衣紐結を作さんには無罪なり。

佛、王舍城に住したまひき。時に瓶沙王馬死にたるに、……[26]亦上の象中に說けるが如し……。若し外に癬疥病あり、馬血を須ゐて塗らんには無罪なり。塗り已らんに、衆中に住するを得ざれ、應に邊小の房中に在りて住すべきなり。

佛、舍衛城に住したまひき。時に諸比丘は[27]狗肉を食せしに、聚落に入る時、狗の爲に逐はれ競ひ吠へられき。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、……乃至、佛言はく、「今日より後、狗肉を食するを聽さず、……乃至、狗髓をも食するを聽さず」と。若し狗の爲めに嚙まれんに、燒ける狗毛を須ゐて瘡に塗らんには、用ふるを得て無罪なり。

佛、舍衛城に住したまひき。時に比丘あり[28]烏肉を食せしに、比丘、聚落に入りて乞食し、或は林中にて經行するの時、群烏逐鳴せり。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、……乃至、佛言はく、「今日より後、烏肉を食するを聽さず、……乃至、烏髓をも亦食するを聽さず」と。若し翅翮を須ゐて外用せんには無罪なり。

佛、舍衛城に住したまひき。時に比丘ありて[29]鷲鳥の肉を食せしに、比丘、近き林中にて經行するの(時)、諸の群鷲は比丘に逐ひて鳴喚せり。諸比丘は是の因緣を以つて往いて世尊に白すに、……乃至、佛言はく、「今より已後、鷲鳥の肉を食するを聽さず、……乃至、鷲髓も亦食するを聽さず」と。若し翅翮を須ゐて外用せんには無罪なり。

[30]一に人肉、二に龍肉、三に象肉、四に馬肉、五に狗肉、六に烏肉、七に鷲鳥肉、八に猪肉、九に獼猴肉、十に師子肉なり。

「蒜」とは。生・熟の皮葉の一切、盡く食するを聽さず。若し外用して瘡に塗るに須ゐんには、用ふるを聽す。若し塗り已らんに、衆中に住するを得ず、當に邊小の房中に住すべく、差え已らんに

---

[24] 鉢支。註(三の一一九)參照。

[25] 衣紐結。原漢文には衣細結とあるも、今、宋・元・明・宮本によりて細を紐となせり。結はむすびめ、くゝりめをいふ。

[26] 馬肉(Assamaṃsa)禁なり。

[27] 狗肉(Sunakhamaṃsa)。

[28] 烏肉。

[29] 鷲肉。

[30] 四分律は象・馬・龍・狗・人の五種肉を列ね、十誦律も人・象・馬・狗・蛇の五種肉を列ぬ。巴利律には人・象・馬・狗・龍・獅子・虎・豹・熊・鬣狗の十種肉、五分律には人・象・馬・師子・虎・豹・熊・狗・蛇の九種肉を列ぬ。涅槃經には人・蛇・象・馬・猪・狗・狐・猿猴・師子・雞の十種不淨肉とせり。

「今より已後、人血を飲むを聽さず、……乃至[二〇]、人髓（等）の一切をも聽さず」と。若し比丘、頭に瘡を生じ、醫は「人骨の灰を須ゐて塗らんに差ゆるを得ん」と言はんには、塗るを得ん。塗り已らば衆中に住するを得ず、應に邊小の房中に在りて住すべく、差え已らんに應に淨洗浴して衆中に還り入るべきなり。

復次に佛、毘舍離に住したまひき。時に一種姓の[二一]龍肉を食せるあり、諸比丘にも亦龍肉を食せる者ありければ、是故に殺す者衆多なりき。時に[二二]一龍王あり、世尊の牀前に到りて立ち住まりて啼くに、佛知りて故に問ひたまはく、「汝、何の故に啼くや」。時に龍女、佛に白して言さく、「世尊、毘舍離の人は龍を食し、諸比丘も亦食せり。是を以つての故に殺す者衆多なり。唯願はくは世尊、諸比丘をして龍を食せしむる勿らんことを」。爾時、世尊は龍女の爲めに隨順說法して示教利喜したまふに、(頭面に禮足して)去りぬ。時に世尊は衆多比丘の所に往き到り、尼師壇を敷いて坐したまひ、卽ちに比丘の爲に具に上事を說いて(言はく)、「今日より後、龍肉を食するを聽さず、龍血・龍骨・龍筋・龍髓の一切をも食するを聽さず」と。若し身外に諸病ありて、骨灰を須ゐて塗らんには、用ふるを得て無罪なり。

佛、王舍城に住したまひき。時に瓶沙王象死にたるに、諸の小姓の旃陀羅ありて肉を食し、諸比丘にも亦食せる者ありき。時に耆舊童子、佛の所に至りて頭面に禮足し、却いて一面に住して佛に白して言さく、「世尊、瓶沙王象死にたるに、諸の小姓の旃陀羅ありて肉を噉ひ、諸比丘にも亦噉へる者ありき。比丘は出家人にして人の敬重する所たれば、唯願はくは世尊、[二三]象肉を食せしむること莫らんことを」。世尊は童子の爲に隨順說法して示教利喜したまふに、頭面に禮足して退きぬ。時に世尊は往いて衆多比丘の所に至り、尼師壇を敷いて坐したまひ、諸比丘の爲に具に上事を說いて佛言はく、「今より已後、象肉を食するを聽さず、……乃至、象髓も亦食するを聽さず」と。象牙骨を以

【二〇】乃至とは、人血より人骨・人筋を乃至せるなり。

【二一】龍肉。(Ahimaṃsa)

【二二】龍王(Nāgarājā)。四分律に此龍王を善現とし、巴利律にも Supassa とせり。五分律には善自在龍王とせり。

【二三】象肉(Hatthimaṃsa)。

爲すに足らん、我は自ら身肉を割きて阿闍梨に供給せり」。其夫問うて言はく、「何處をか割けりと爲す」。即ち衣を褰げて之を示すに、其夫見已りて迷悶して地に倒れぬ。時に鬼神ありて即ちに比丘に語げしに、時に比丘聞き已りて便ち慈三昧に入り、定力、之に感じて平復せること故の如くなりき。其婦、夫に語げて言はく、「起て起て、怖るゝこと勿れ、阿闍梨の威神の故に我が瘡已に平復せり」。其夫起ち已りて瘡の平復せるを見て即ち大に歡喜し、往いて店肆上に到りて是の如きの言を作さく、「我家の婦は精進にして、是の如くに身を割いて供養せり」と。衆人聞き已りて嫌うて言はく、「云何が沙門釋子なる、人肉を噉はんとは」。諸比丘は是の因縁を以つて往いて世尊に白すに、佛言はく、「是の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛、比丘に問ひたまはく、「汝、實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊。我れ入定せざりしが故なりき」。佛言はく、「今日より後、人肉を食するを聽さず」と。

復次に佛、[一六]波羅奈仙人鹿野苑に住したまひき。時に比丘ありて黄病なりしに、醫師言はく、「尊者、人血を服せんには差ゆべく、若し服せさらんには便ち死なん、更に餘方なけん」と。時に人ありて王事を犯じ、兩手を反縛し、[一七]迦毘羅華鬘を著せ(しめ)、皷を打ちて唱令して其の刑處に詣るに、比丘、[一八]魁膾邊に至りて是言を作さく、「長壽、我に人血を施せ、(我れ)飲まん」と。魁膾言はく、「若し肉を食はんと欲せんにも亦當に相與ふべきに、何に況んや血をや」。[一九]即ちに罪人をして地に在かしめ、刀を以て兩の喉脈を刺しに血を出し、比丘、兩手にて血を承け取りて飲みしに、世人の爲に嫌はるらく、「此は比丘には非じ、是れ人を噉ふの鬼なり」と。即ち瓦石土塊を以て是の比丘に擲ちしに、劣にして脫るゝを得たりき。諸比丘は是の因縁を以つて往いて世尊に白すに、佛言はく、「是の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、比丘に言はく、「此は是れ惡事なり、命を愛むこと乃し爾るか」。佛言はく、

【一六】 波羅奈仙人鹿野苑(Bārāṇasiyaṃ Isipatane migadāye)。迦尸國の首府波羅奈城なる仙人鹿野苑なり。鹿野苑は初轉法輪の地、波羅奈城の東北約二哩の位置にあり。昔、辟支佛位に達せる一仙人ありて住し、且つ野鹿棲める故に仙人鹿野苑と稱せりと傳へらる。

【一七】 迦毘羅華鬘。迦毘羅(Kapila)即ち赤色の華鬘なり。

【一八】 魁膾。典刑者なり、註(四の九五)參照。

【一九】 原漢文に即坐罪人在地以刀刺兩喉脈出血…とあり。坐の字を令の字と同義に解せり。或は「罪人を坐(ツミ)せんとて地におき」と譯することを得ん。

爾時、舍衛城中に優婆塞ありて[一二]味卑と名け、其婦も亦味卑と名けしに、客比丘來るありて亦味卑と名けり。時に優婆塞聞き已りて便ち是念を作さく、「阿闍梨は我等と同字なれば、當に往いて食を請ずべし」と。即ち精舍に詣りて家中に請じ來り、種々に飲食を設けて供養し已りて、頭面に禮足して胡跪合掌して白して言はく、「尊者、唯願はくは我が四事請を受けたまはんことを」。(四事請とは)、衣・食・牀臥具・病瘦・湯藥なり。比丘即ち便ち請を受けぬ。時に夫主、商人を逐へて遠行せんと欲し、婦に囑して言はく、「我れ遠行せんとす、汝後に在りて當に好く阿闍梨に供養して、乏くることあらしむること勿るべし」。去りての後、比丘和せずして下藥を服せんと欲して、優婆夷に語げて言はく、「我れ下藥を服せんと欲す、能く時の次第に隨うて食を料理するや不や」。答へて言はく、「爾るべし」。下藥を服し已るに、次第に隨うて病に應じて食を與へぬ。[一三]清粥・澆粥なり。次で肉を須ゐんとて[一四]罽利沙槃を持ちて婢に與へて言はく、「是を持して往いて肉を買ひ來れ」。其婢・市に入るに値、齋日にて、都べて殺者なければ得ずして還れり。時に優婆夷は心に不悅を生じて言はく、「阿闍梨は服藥せり、若し隨病食を得ずんば或は能く增動せん」と。即ち蕪菁子を磨りて油を以て之を漬し、便ち房内に入りて即ちに利刀を以て髀肉を割きて婢に語げて言はく、『汝、此肉を持して蕪菁子油を以て淨洗し、食を作して阿闍梨に與へて問へ、「阿闍梨、明日復何等の食を須うるや」と』。其婢は敎の如くに食を辦へ、送り往いて問うて言はく、「明日復何食を須うるや」。答へて言はく、「止めよ、復更に送ること莫れ」。時に優婆夷は瘡を患ひて臥せるに、其夫、[一五]商人と行より還りて是念を作さく、「我れ常に遠行して還らん時は、婦は二門三門を出でゝ我を迎へしに、今何の故に出でざる」と。房に入りて婦の、牀上に臥せるを見て便ち瞋恚して言はく、「汝、何の故にか我を慢りて出でざる」。其婦答へて言はく、「此行に何の功ありてか夫は我をして迎へしめんと欲する」。答へて言はく、「我れ行いて百千萬の得來れり」。其婦答へて言はく、「此は是れ外財なり、何ぞ奇と

【一二】味卑。(Suppiya) 五分律(二二)には須卑とし、四分律(四二)には蘇卑とす。十誦律(二六)は摩訶斯那優婆夷とす。但し五分律は舍衛城とし、四分・巴利は波羅奈國とせり。

【一三】清粥・澆粥。清粥はおもゆの如きなり。澆は宋・元・明・宮・聖本に强とあれば、强粥即ち濃き粥なり。病の次第に從うておもゆより濃き粥へ、それより肉を須ふるを示すなり。

【一四】罽利沙槃(Kahāpana)。十九古錢なり、註(三の五)參照。

【一五】原漢文に其夫商人行還作是念…とあり、行還は來り還りてとも譯し得んも、後文に照して「たびぢより還りて」となせり。

の前に在りて殺さんには熱なるを得べけん」。比丘答へて言はく、「爾るべし」。明旦に到りて衣を著し鉢を持して往いて其家に至るに、檀越卽ち羊・豬・雞を牽きて羅列し、比丘の前に在りて殺して供へしに、食し已りて去りぬ。檀越嫌うて言はく、「沙門瞿曇は無數に方便して、殺生を毀呰して不殺を讃歎せるに、而も此の沙門は目前にて殺さしめたり、自ら殺すと何ぞ異らん」。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「難陀・優波難陀を呼び來れ」。來り已るに佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、比丘に言はく、「此は是れ惡事なり……」、乃至、佛言はく、「汝、云何が現前にて殺さしめたる。今日より後、爲殺を聽さず」と。「爲殺」とは、比丘の爲に殺すなり。比丘の爲に殺さんには、一切の比丘・比丘尼・式叉摩尼・沙彌・沙彌尼・優婆塞・優婆夷は盡く食するを得ざるなり。是の如くに……乃至、優婆夷の爲に殺さんに、一切の比丘も食するを得ず、……乃至、優婆夷も亦食するを得ざるなり。「爲」に三事あり、〔一〇〕見・聞・疑なり。「見」とは、現前に眼見して爲に殺さんに、食するを聽さず、是を「見」と名く。「聞」とは、耳に自ら聞き、或は他より「爲に殺せり」と聞かんに、食するを聽さず。若し前人是れ不可信にして、故に比丘を擾亂せんと欲せんには應に語を受くべからず、當に可信人の邊に從うて定を取るべし、是を「聞」と名く。「疑」とは、比丘、檀越家に至りて常に羊を見しに、後に往いて正じく頭・脚の、地に在るを見、見已りて心に卽ち疑を生ぜんに、應に問ふべし、「前に見し所の羊、何處に在りと爲すや」。若し「已に阿闍梨の爲に殺せり」と言はんには、應に食すべからず。若し「尊者、我れ天を祠らんが爲の故に殺せるも、食盡きざれば與ふるなり」と言はんには、食するを得ん、是を「疑」と名く。是の如くに一切衆生に(於て)、若しは見、若しは聞き、若しは疑はんにも亦是の如し。是を「爲殺」と名く。

〔一一〕「人肉」とは。佛、舍衞城に住したまひき。

〔一〇〕見・聞・疑。見聞疑の三事を離れたる不見・不聞・不疑・の魚・肉は三種の淨肉として食するを聽さるゝなり。巴利文には Anujānāmi bhikkhave tikoṭiparisuddhaṃ macchamaṃsaṃ adiṭṭhaṃ asutaṃ aparisaṅkitanti.（比丘等よ、不見不聞不疑の三點に於て淸淨なる魚肉を聽す）とあり。

〔一一〕人肉。（Manussamaṃsa）。

ざるなり」。佛言はく、「今日より病比丘には机上にて食するを聽さん」と。種々畫色を聽さゞるも、若し僧の食机は種々畫色せんには無罪にして、若し私有なるは一種色なるを聽す。病比丘、机上に食せんには、應に先に心を立てゝ念を作すべく、(若し爾らんには)用ふるを得て無罪なり。若し比丘病まざらんには、一切、机上にて食するを聽さず。若しは老病、(若しは)手を痛ひ、(若しは)頭を刺して血を出し、若しは鉢重く、若しは滿ち、若しは熱く、若しは冷かならんには、机上にて食するを得て無罪なり。若し比丘病まざるに机上にて食せんには、越毗尼罪を得ん。是を「机法」と名く。

蒜を食ふと並に覆鉢と　紐と結と及び腰帶と　騎乘と同牀に眠ると　共坐と同器食と　食机に種々色せるとなり。第八跋渠竟る。

「爲殺」とは。佛、舍衛城に住したまひき。時に難陀・優波難陀は遊行よりして舍衛城に還れり。時に一舊檀越にして阿跋吒と名くるあり、是比丘、時到りて入聚落衣を著し鉢を持して其家に入るに、檀越見已りて是言を作さく、「阿闍梨、何の故にか希にして行れる、多時に見えざりしことよ」と。比丘言はく、「長壽、我れ希に行來れり、我が與に何等の好食をか作さんと欲する」。答へて言はく、「我れ明日に當に阿闍梨の與に食を作すべし」。比丘言はく、「汝、織師の食を作すこと勿れ」。便ち問うて言はく、「何等をか織師の食と名くる」。比丘言はく、「麁飯と豆羹と是なり」。檀越言はく、「我れ阿闍梨に麁飯・豆羹を與へじ、當に肉食を與ふべし」。比丘言はく、「汝、我に冷肉を與ふること莫れ」。答へて言はく、「我れ阿闍梨に冷肉の食を與へじ、當に熱く煮て與ふべし」。比丘言はく、「我が言ふ所の熱とは、此熱を謂ふにはあらじ」。問うて言はく、「何等の熱なりや」。比丘答へて言はく、「新死の熱肉なり」。檀越言はく、「若し爾らんと欲せんには明日に早く來れ、當に阿闍梨

【七】　原漢文には鉤紐とあるも、今宋・元・明・宮本によりて紐結に改む。これ本文にも符合するが故なり。

【八】　原漢文には及同牀とあるも、宋・元・明・宮本によりて同牀眠に改む。

【九】　爲殺。(uddissakata m amsa)供養せんとて故に爲に殺せる肉なり。

卷の第三十二

雜誦跋渠法を明すの十

「共食法」とは。　佛、舍衞城に住したまひき。

爾時、六群の比丘は共食して世人の爲に嫌はるらく、「云何が沙門釋子なる、世間の婬泆人の如くに共食せんとは。……」と。……乃至、佛言はく、「六群の比丘を喚び來れ」。　來り已るに佛、比丘に語げたまはく、「汝實に爾りや不や」。　答へて言さく、「實に爾り、世尊」。　佛言はく、「今日より後、共食するを聽さず」と。

「共食」とは、共に一器にて食するなり。　「食す」とは、五正食・五雜正食は應に器を別にして食すべく、若し鉢なからんには應に鉤鉢若しは鍵鎡を用ふべし。若し復無からんには、應に團飯を在手中に著きて右手にて食すべし。若し復能はざらんには、應に鉢を置ふるに草葉上に著きて更互に食を取るべし、倶に手を下すを得ざれ。五正食・五雜正食を離れたる、若しは麨、若しは餅・果・菜は、共食せんに無罪なり。若し器を共にして食せんには越毘尼罪なり。是を「共食法」と名く。

「机食」とは。　佛、舍衞城に住したまひき。如來は五事の利益を以ての故に、五日に一たび諸比丘の房を行りたまふに、難陀・優波難陀の房中にて食机に種々畫色せるを見て、佛知りて故に問ひたまはく、「此は是れ誰が食机にして種々に畫色せる」と。諸比丘答へて言さく、「是れ難陀・優波難陀の食机なり」。　佛言はく、「今日より後、机上にて食するを聽さず」と。

復次に佛、舍衞城に住したまひき。如來は五事の利益の故に、五日に一たび諸比丘の房を行りたまふに、一痟手比丘を見て、佛知りて故に比丘に問ひたまはく、「調適安樂なりや不や」。答へて言さく、「世尊、我れ手を痟ひて鉢を破れり。世尊の制戒、机上にて食するを聽さゞるが故に樂しま

【一】　共食法。一器（ekabhājana）にて共に食するなり。

【二】　五正食。五種蒲闍尼食なり。註（一五の九八）參照。

【三】　五雜正食。註（一六の八一）參照。

【四】　鉤鉢・鍵鎡。小鉢及び助食器なり、註（三の一一五）大鍵鎡の下參照。

【五】　机食。

【六】　痟手比丘、宋・元・明・宮本には疥手比丘とす。痟にて手をふるへる比丘なり。

ず。若し大會に衆集して牀坐少きには、牀を連ねて相接繫するを得ん。相著繫せしむる時、當に堅牢ならしむべく、褥を動かさしむること勿らんには共坐するを得ん。若し方褥にして長三肘ならんに、四歳比丘と共に坐するを得ん。若し減(三肘)ならんには得ず。若し草を散じて地に敷いて共に坐せんには無罪なり。是を「共坐法」と名く。[一六六]

摩訶僧祇律巻第三十一

雑誦跋渠法を明すの九

九八一

【一六六】聖語藏本にはこゝに光明皇后の願文あり。

るべく、若し坐牀ならんには二人して三牀を連ねて眠るを得ん。但、脚を申ばさんに、時に膝頭を過ぐるを得ず。若し橫褥ならんには三人して橫眠するを聽し、若し方褥ならんには二人して三褥を連ねて眠るを得ん。但、脚を申ばさんに、時に膝を過ぐるを得ず。若し草を敷き、各々、尼師壇を敷いて坐臥せんに不犯なり。[一六四]若し寒からんには上下を通覆するを得るも、太だ相近きを得ず、中間相去ること一肘にして舒手ならず。大小降ふこと三臘ならんに共牀に坐するを得るも共牀に眠るを得ざれ。若し共牀に眠らんには越毘尼罪なり。是を「共牀法」と名く。

[一六五]「共坐法」とは。佛、舍衞城に住したまひき。時に六群の比丘、三人四人して共に一牀に坐して、牀座折破せり。如來は五事利益の故に五日に一たび諸比丘の房を按行したまふに、牀破れて狼藉して地に在けるを見たまへり。佛知りて故に比丘に問ひたまはく、「此は是れ何等の破牀にして、狼藉して地に在けること乃し爾りや」。諸比丘聞き已りて具に世尊に白すに、佛言はく、「今日より後、牀を共にして坐するを聽さず」と。

復次に佛、舍衞城に住したまひき。爾時、世尊は優波離に語げたまはく、「諸比丘は毘尼を受誦せりや不や」。答へて言さく、「誦せり、但、誦する(者)少かりき」。佛、優波離に語げたまはく、「何の故に少きや」。答へて言さく、「世尊の制戒、牀を共にして坐するを聽したまはざれば、諸比丘は一人にて獨り一牀を固め、是故に受誦者少きなり」。佛言はく、「今日より後、三歲を降てる比丘と牀を共にして坐するを得ることを聽さん」と。無歲比丘は三歲比丘と共に坐するを得、是の如くに乃至、七歲比丘は十歲比丘と共に坐するを得ん。若し臥床ならんには三人して坐するを得、坐牀ならんには應に二人して共に坐すべきなり。若し牀の長さ一肘半ならんに、相降たること三歲なるは二人共坐するを得ん。若し減(一肘半)ならんには、應に幷びて上座と與にすべきなり。若し臥牀にして過三肘ならんに、四歲を降てる比丘と與に共坐するを得ん。若し減(三肘)ならんには、共坐するを得

【一六四】原漢文に若寒者得通覆上下不得大相近中間相去一肘不舒手大小降三臘得共牀坐不得共牀眠…とあり。大相近は宋・元・明・宮本に太相近とする故に今改む。不舒手は手を舒べざる意にあらず、肘に拳肘と舒肘とありて、今、舒手(二尺)ならずとある故に拳肘(一尺八寸)にてとの意なり。大小降とは夏數の大小の差降即ちへだゝりの意なり。

【一六五】共坐法。

[一五八]「乘法」とは。佛、舍衞城に住したまひき。
時に節會の日にして人民出で看みぬ。時に六群の比丘にして象に乘じ、馬に乘じ、驢に乘ぜる者ありて世人の爲に嫌はるらく、「云何が沙門釋子なる、王・大臣の如くに象馬に乘じて行かんとは」。有は驢に乘ぜる者を見て復言はく、「是の沙門釋子は下賤使人の如くに驢に乘じて行けり」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「今より已後、[一五九]騎乘を聽さず」と。

復次に佛、王舍城耆舊童子菴婆羅園精舍に住したまひき。如來は五事利益の故に、五日に一たび諸比丘の房を按行したまふに、一比丘の病瘦痿黃せるを見て、佛知りて故に比丘に問ひたまはく、「汝の病増すとやせん損すとやせん、氣息調へりや不や」。答へて言さく、「世尊、我が病、苦にして氣息調はず」。佛言はく、「汝、[一六〇]耆舊醫に到りて病を看せ(しむ)ること能はざるや」。答へて言さく、「世尊は騎乘を聽さずと制したまへり、我が病、苦にして往くことを得る能はず」。佛言はく、「今日より病比丘には騎乘を聽さん」と。乘とは、象乘・馬乘・驢乘・駝乘・船乘・牛乘・車乘・輦乘なり。是の如きの一切乘は、病まざらんには乘るを聽さず。若し病まんには得んも、雌乘に乘ずるを聽さず、應に雄乘に乘ずべきなり。[一六一]若し病重くして分別せざらんには、乘ぜんに無罪なり。若し因緣ありて水を上り、(水を)下りて行き及び直渡せんには、應に是念を作すべし、「我れに緣事あり」と。爾の時乘にて渡るを得ん。若し比丘無病にして乘に乘ぜんには越毘尼罪を得ん。是を「乘法」と名く。

[一六二]「共牀臥法」とは。佛、舍衞城に住したまひき。
[一六三]時に六群の比丘、二人三人して牀を共にして臥し、牀褥故び破れて地に在けり。如來は五事利益の故に五日に一たび諸比丘の房を行りたまひ、破牀の、地に在るを見て、知りて故に比丘に問ひたまはく、「此は是れ誰の破牀なりや、狼藉して地に在かんとは」。諸比丘は具に上事を說くに、佛言はく、「今日より後、同牀に眠るを聽さず」と。牀褥とは、上に說けるが如し。一人應に一牀に眠

【一五八】乘法。

【一五九】騎乘。原漢文には乘驢乘馬とあるも、宋・元・明・宮本によりて騎乘の二字に改めたり。且又、後の制文にも騎乘の二字となせるを以てなり。

【一六〇】耆舊醫。聖語藏本には耆舊邊とせり。註(五の一二四)參照。

【一六一】原漢文に若有因緣上下水行及直渡…とあり、上下水行は上水下水行として讀むべきなり。

【一六二】共牀臥法。

【一六三】原漢文には牀褥故破とあり、宋・元・明・宮本には牀褥破故とあり。今、改めず、

し。若し復針なきには、下、手にて捉ふるに至れ。若し衣に紐なきを着て聚落に入らんに越毗尼罪を得ん、是の如くして若し家々に入らんに、(入るに)隨うて越毗尼心悔を得ん。若し有りつゝ而も著けざらんに越毗尼心悔を得ん。不犯とは、若し比丘尼精舍・外道精舍に入らんには、若しは檀越唱へて「所安に隨へ」と言はんには無罪なり。是を「衣紐帖結法」と名く。

[一五三]「腰帶法」とは。佛、王舍城に住したまひき。時に乞食比丘あり、一手に鉢を捉り、一手に倶鉢を捉りしに、旋風、內衣を吹き去り、上衣を著して祇洹精舍に入れり。佛知りて故に比丘に問ひたまはく、「汝の安陀會は何處ぞや」。答へて言さく、「世尊、旋風吹き去りしなり」。佛言はく、「今より已後、應に腰帶を著くべし」と。[一五四]復次に諸比丘は散縷にて帶を作し、紐縷にて(帶を)作し、中を空にして(帶を)作せる者ありき。佛言はく、「散縷・紐縷にて作さんに盡く聽さず、中を空にしたるは應に當に中を縫ふべきなり。若しは[一五五]織編作、若しは[一五六]團作なるは盡く著くるを聽す。著くる時四匝・一匝して繫るを聽さず、應に再匝、乃至三匝すべきなり。若し比丘の身輭くして繫るに堪へざらんには應に持し去くべく、聚落邊に至りて入らんと欲する時に應に繫り、出で已るに還解くべきなり。若し腰帶を著けずして聚落に入らんに越毗尼罪、有りて而も著けざらんに越毗尼心悔、若し一匝して著けんに越毗尼罪、若し再匝三匝して著けんには無罪なり。是を「腰帶法」と名く。

[一五七]「帶結法」とは。佛、舍衛城に住したまひき。時に比丘、帶頭にて結を作さずして店肆前に在りて行きしに、帶解け地に曳き行いて世人の爲に嫌はるらく、「云何が沙門釋子なる、腸を曳いて行かんとは」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「今日より後、應に帶頭にて結を作すべし」と。復次に比丘あり、金銀にて帶結を作せり。佛、比丘に言はく、「一切寶物を聽さず」。帶頭ゝ繫ることを作さんに、若しは二、若しは三結して、一結・四結を作すを聽さず。若し一切、結を作さゞらんに越毗尼罪を得ん。是を「帶結法」と名く。

【一五三】腰帶法。

【一五四】原漢文に復次諸比丘散縷作帶紐縷作空中作者佛言散縷紐縷作盡不聽空中者應當中縫とあり。宋・元・明・宮本には散縷紐縷作帶空中作者とせり。散縷は糸のまゝ、紐縷は糸をかためて紐形にせるものなるべし。

【一五五】織編作。くみたてゝ編みて帶を作るなり。

【一五六】團作。團く作るなり。

【一五七】帶結法。

前には非じ。羯磨者は應に是說を作すべきなり。

「大德僧聽きたまへ、是は法預優婆塞なり、比丘僧を輕慢しければ、饒益せんと欲せるが故に、先に與に覆鉢羯磨を作せり。今日過を見て隨順を行じて心柔輭し、已にして僧に從うて捨覆鉢羯磨を乞へり。若し僧時到らば僧は法預優婆塞に捨覆鉢羯磨を與へんとす、白すること是の如し」と。

(次いで)白三羯磨して、……乃至、「僧は已に法預優婆塞に捨覆鉢羯磨を與へ竟んぬ。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と(唱ふるなり)。若し僧與に覆鉢羯磨を作し已らんに、比丘・比丘尼・式叉摩尼・沙彌・沙彌尼・優婆塞・優婆夷は、盡く往くことを聽さず、應に袈裟を持つて其の門上に繫け、應に巷中に唱言すべきなり、「某甲家に覆鉢羯磨を作せり」と。若し客比丘ありて來らんには、應に語げて言ふべし、「某甲家に覆鉢羯磨を作せり、應に往くべからず」と。爾鉢羯磨を作さんに、時に[一四九]越趣して作すを得ざれ。若し彼れ「沙門、我家に入らざらんには好し」と言はんには、若し是の如きの人には應に作すべからず。若し慚愧あらんには、應に與に作すべきなり。若し自ら過を見、已にして隨順を行じて心柔輭ならんに、應に捨を與ふべきなり。是を「覆鉢法」と名く。

[一五〇]「衣紐帖法」とは、佛、舍衞城に住したまひき。爾時、乞食比丘あり、一手に鉢を捉り、一手に[一五一]俱鉢を捉りしに、旋風あり來りて衣を吹き去り、[一五二]內衣を著して祇洹に入りぬ。佛知りて故に比丘に問ひたまはく、「衣は何處に在りや」。答へて言さく、「世尊、旋風にて吹き去れり」。佛言はく、「今日より後、應に紐帖を安くべし」と。爾時、諸比丘は便ち金銀を用ひて紐帖を作して結びぬ。佛言はく、「一切金銀寶物にて、紐帖を作して結ぶを聽さず、應に銅・鐵・白鑞若しは木竹具・綖を用ひて紐を安じて結を作すべし。紐を著けずして聚落に入るを聽さず、若し無きには應に針を用ひて綴るべ

【一四九】越趣。宋・元・明・宮本には越の字なし。時に輙ちに作すを得ざれとの意なり。

【一五〇】衣紐帖法。宋・元・明・宮本には帖の字を緤に改む。緤は音(セツ)にして、つなぎ、おさへ、しばる義なるも、麗本に帖の字となせるより見るに緤の字も音(デフ)なるべし。帖はしつかりとおちつく義、紐をしばる爲の帖りたる帛をいふ。

【一五一】俱鉢。拘鉢卽ち小鉢なり、註(三の一一五)大揵鎡の下參照。

【一五二】內衣(Nivāsana)。涅槃僧卽ち裙なり。しかし次の腰帶法の文に於ては內衣卽ち安陀會(Antaravāsaka)なること明かなり。內衣を涅槃僧とするか、安陀會とするかは梵根の相違によりて異るべし。註(二一の九〇)參照。

『「世尊、是の比丘少聞にして未だ師より學ばざれば、鹽を問ふに故ほ「鹽なり」と言へり』。時に佛を去ること遠からずして復一法師比丘あり、弗絺盧と名けぬ。佛、法預に語げたまはく、「汝往いて彼比丘に鹽義を問へ」。即ち其所に往いて言はく、「阿闍梨に和南す」。答へて言はく、「善來、檀越」と、即ち語げて坐せしむるに、[一四四]未だ義を問はずと雖、且、坐を命ぜるを聞くに便ち大に歡喜せり。尋いで即ち坐に就りて問うて言はく、「尊者、鹽に何の義ありや」と。比丘答へて言はく、「此は是れ好問なり、今當に汝が爲に解くべし。鹽の義とは二種あり。味と性となり。味とは、海水の同一鹹味なるが如し。性とは、黑鹽・赤鹽・[一四五]辛頭鹽・味拔遮鹽・毗攪鹽・迦遮鹽・私多鹽・比迦鹽なり。略して說かんに二種なり、若しは生、若しは煮なり、是を鹽と名く」と。聞き已りて心中に喜悅し、來りて佛の所に至りて頭面に禮足し、却いて一面に住して佛に白して言さく、「世尊、是比丘は廣略の鹽義を善解し分別して順逆に能く答へぬ」。佛言はく、「此は是れ凡夫にして、我法中に於て未だ法味を得ざるなり。前なる比丘は是れ阿羅漢なるに、而も汝は憍慢にして眞僞を識らず、長夜に不饒益事を作せり」と。是に於て法預は佛語を聞き已るに卽ちに怖懼を生じ、頭面に禮足して佛に白して言さく、「世尊、我れ今懺悔す、唯願はくは世尊、我を哀愍せんが故に諸比丘をして今より已後、還我が供養を受けしめたまはんことを」と。佛言はく、[一四六]「汝還り去いて沐浴して新衣を著し、眷屬と與に相隨へて往いて僧中に到り、捨覆鉢羯磨を乞へ、僧は當に汝の與に捨すべけん」と。法預は敎の如くに還歸して、沐浴して新淨衣を著し、僧中に來入して胡跪合掌して是の如きの言を作さく、「大德僧憶念したまへ、我は優婆塞法預なり。比丘僧を輕慢しければ、饒益せんと欲せるが故に、覆鉢羯磨を作したまへり。我今過を見、隨順法を行じて心已に柔軟せり。唯願はくは僧よ、哀愍の故に我に捨覆鉢羯磨を與へたまはんことを」と。是の如くに三たび乞ひ已るに、僧は應に語げて界内に在らしめ、應に法豫を安ずるに[一四七]眼見耳不聞處に置き、現前僧は與に羯磨を作すべきなり、[一四八]徒衆現

【一四四】原漢文に答言善來檀越即語令坐雖未問義且聞命坐便大歡喜尋即就坐問言尊者鹽有何義とあり。且聞命坐は、法師の坐せよとの聲を聞いてすら大歡喜を生ぜりとの意。

【一四五】辛頭鹽等の六種の中、比迦鹽は翻梵語に譯曰煮とあれば人造鹽にして他の五種は所謂鹵(天然鹽)なるべし。その中辛頭鹽(Sindhava lona)は辛頭國産の岩鹽なり。味拔遮鹽は翻梵語に譯曰好色とあれば色によりて名けしなるべく、毗攪鹽は譯曰孔中生とあり、迦遮鹽は譯曰遮者光とあるも明かならず。私多鹽は翻梵語に譯曰白也とあれば白色鹽(seta lona)なるべし。

【一四六】捨覆鉢羯磨。覆鉢羯磨を解除する作法。

【一四七】眼見耳不聞處。僧伽作法を眼に見うるも、耳に聞えざる地處に立たしむるなり。これ羯磨事を俗人に聞かしむるを得ざる規定に準じ、且つは崇重の念を起さしめんが爲なり。

【一四八】徒衆現前。註(一五〇)眷屬現前の下參照。

に告げたまはく、「法預優婆塞は諸比丘僧を輕慢せり、應に覆鉢羯磨を作すべきなり。優婆塞に八事あらんに、僧は應に與に覆鉢羯磨を作すべし。何等をか八とする、(1)現前に比丘を誹謗し、(2)現前に比丘を呵責して是の如きの言を作さく、「汝は是れ惡行の人」と、(3)現前に瞋恚して比丘を輕罵し、(4)比丘の利養を斷じ、(5)比丘と與に事を共にすることを樂はず、(6)佛を罵り、(7)法を罵り、(8)僧を罵るを、是を八事と名け、僧は應に【一四一】覆鉢羯磨を作すべきなり」と。羯磨せんには應に是說を作すべし、

「大德僧聽きたまへ、是の法預優婆塞は比丘を輕慢せり。若し僧時到らば僧は法預優婆塞輕慢比丘の與に覆鉢羯磨を作さんとす、白すること是の如し」と。

(次いで)白三羯磨して、……乃至、「僧は已に法預優婆塞輕慢比丘の與に覆鉢羯磨を作し竟りぬ。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と(唱ふるなり)。法預優婆塞は常に比丘に飯し已りて然して後自ら食せしも、其日、比丘を待つに時過ぐるも來らざりければ、便ち佛の所に往いて頭面に禮足して、却いて一面に住して佛に白して言さく、「世尊、諸比丘は何の故にか來りて食せざる」。佛言はく、「汝は諸比丘僧を輕慢したれば、饒益せんと欲するが故に、汝の與に覆鉢羯磨を作せり」と。爾時、佛を去ること遠からずして一羅漢あり、佛、優婆塞に語げたまはく、『汝往いて是の比丘に問へ、「云何が鹽と名くる、鹽に幾種ありや」と』。卽ち往き到りて(言はく)、「阿闍梨に和南す」。比丘言はく、「善來」と。便ち問うて言はく、「尊者、云何が鹽と名くる、鹽に幾種ありや」。比丘言はく、「我れ已に知れり、汝は是れ法預優婆塞にして比丘を輕慢しければ、僧は已に汝が與に【一四二】覆鉢羯磨を作せしを。(然るに)故ほ足れりとせずして、我れ此間に樂住せるに復來りて我を惱まさんとは。鹽は正に是れ鹽なり」と。比丘の語を聞き已るに心に【一四三】惘然を懷きて、佛の所に還り到りぬ。佛知りて故に問ひたまはく、「汝、鹽義を問うて意を悉すを得たりや不や」。答へて言さく、

【一四一】覆鉢羯磨文。白四羯磨なり。

【一四二】原漢文に比丘言我已知汝是法預優婆塞輕慢比丘僧已與汝作覆鉢羯磨故不足耶我此間樂住復來惱我鹽正是鹽とあり。故不足耶を、故ほ足れりとせざるやと譯すべきも、今「(然るに)故ほ足れりとせずして」と意譯せり。

【一四三】惘然。志をうしなひて茫然として自失する貌。

しも、世尊は蒜を食ふを聽さずと制したまへり、是故に樂しまざるなり」。[一三八]佛言はく、「今日より病比丘には蒜を食ふことを聽さん」と。(蒜を食はんには)、應に隨順行すべきなり。「蒜」とは、若しは種生、若しは山蒜にして、是の如き比の蒜及び餘の一切に(於て)、若しは生、若しは熟、若しは葉、若しは皮、悉く聽するを得ず。若しは癰腫、若しは癬瘡には、蒜を用ひて塗るを得ん。蒜を塗り已らんに、衆中に於て住するを得ず、應に屛處に在るべく、差え已らば當に淨洗浴して僧中に還り入るべし。病時に醫の言はく、「長老、此病には蒜を服せんに當に差ゆべく、若し服せざらんには差えじ」と。若し更に餘方の治するなくんば服するを聽し、服し已らば應に七日、隨順法を行すべきなり。(卽ち)一邊の小房中に在りて、僧の牀褥に臥するを得ず、僧の大小便處に上りて行ずるを得ず、僧の洗脚處に在りて洗脚するを得ず、溫室・講堂・食屋に入るを得ず、[一三九]僧次差會を受くるを得ず、僧中食及び禪坊に入るを得ず、說法・布薩僧中に入るを得ず、若しは比丘集處の一切に往くを得ず、應に塔を遶るべからず、若し塔、露地に在らんには下風にて遙禮するを得ん。七日、隨順法を行じ已らんに、八日に至りて澡浴し浣衣し熏じ已りて僧中に入るを得ん。若し比丘病まざるに蒜を食ふと、病みて蒜を食ひつゝ隨順法を行ぜざるとは、二俱に越毘尼罪なり。是を「蒜法」と名く。

[一四〇]「覆鉢法」とは。佛、舍衛城に住したまひき。

時に城内に法預優婆塞ありて、常に僧次に食を請ぜり。比丘到り已るに其義を詰問し、能く解釋せんには便ち大歡喜して手づから自ら種々食を與へ、若し答ふる能はざらんには卽ち便ち毀呰して下人をして麁食を與へしめぬ。是を以ての故に僧次にて上座應に去くべきに去かずして皆「下過せよ」と言ひ、……乃至、年少の(者)は盡く去くこと能はず、是に於て便ち高聲大語せり。佛知りて故に問ひたまはく、「何の故にか高聲大語せる」。答へて言さく、「世尊、法預優婆塞は常に僧次に食を請ぜり、……乃至、應に去くべきに去かず、是に因りての故に高聲大語せるなり」。佛、諸比丘

【一三八】原漢文に佛言從今日聽病比丘食蒜(食蒜)應隨順行とあり。食蒜の二字は二度に讀むべきなり。

【一三九】僧次差會。僧中の坐次の順位によりて法事僧事若しは檀越の食供養に選差せしむるなり。

【一四〇】覆鉢法。鉢を覆せて(Pattam nikkujjati)その檀越より供養を受けしめざるなり。これ高慢なる檀越に對する僧伽の罰法なり。「四分律(五三)の覆鉢因緣と巴利律小品第五の覆鉢因緣とは類似するも、本律の記は大に此等と相異せり。

重物と亡人衣と　癡狂と見不欲と　信施を壞すると革屣と　屐を著くると揩身石と　香屑と杖絡囊となり。第七跋渠竟る。

「[一三四]蒜法」とは。佛、王舍城に住したまひき。

爾時、[一三五]彌祇居士は僧に蒜を食せんことを請ぜり。時に六群の比丘、園に詣りて蒜を食ひ、狼藉して地に棄て、復持して還歸せり。時に居士、蒜園を按行して、見已りて卽ち園民に問ふらく、「何の故に是の如きや」。園民卽ち具に上事を說くに、居士言はく、「比丘は但當に食すべきに、何の故に地に棄つること是の如くにして、復持ち去りて誰にか與へんとする」。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、……乃至……佛、諸比丘に告げたまはく、「今日より蒜を食ふことを聽さず」と。

復次に佛、王舍城に住したまひき。爾時、世尊は大衆の爲に說法したまひしに、時に比丘あり、蒜を食せしかば下風に在りて坐せり、諸の梵行人に熏ずるを畏れてなり。佛知りて故に問ひたまはく、「此は是れ何等の比丘なりや、獨り一處に坐して鬪諍人の如くなるは」と。諸比丘、佛に白して言さく、「世尊、是比丘、蒜を食して、梵行人に熏ずるを畏るゝが故に下風に在りて獨り住せるなり」。佛、諸比丘に語げたまはく、「當に知るべし、是の比丘若し蒜を噉はざりしならんには、時に當に是の如きの[一三六]甘露の法を失するを得んと欲すべきや不や」。答へて言さく、「不なり」。佛言はく、「是の比丘、蒜を食ひしを以ての故に、是の如きの不死の法を失せり」。佛言はく、「今より已後、蒜を食ふことを聽さず」と。

復次に佛、迦維羅衞釋氏尼拘律精舍に住したまひき。如來五日に一たび諸比丘の房を行りたまふに、比丘病みて羸瘦[一三七]痿黃せるを見たまひ、佛知りて故に比丘に問ひたまはく、「調適にして安隱住せりや不や」。答へて言さく、「世尊、我れ病みて調はず、本、俗人たりし時蒜を食ふに便ち差え

【一三四】 蒜法(Lasuna)。

【一三五】 彌祇居士。宋・元・明・宮本には珍祇とす。彌祇は舍衞城の鹿長者(Migāra)に非ざるか。こゝに王舍城とあるは或は舍衞城の誤りなるやもはかり難し、本律三十八卷の註(三六)にも宋・元・明・宮本に王舍城とあるを麗本には舍衞城とせるが如し。

【一三六】 甘露の法。甘露(Amṛta)とは諸天不死の藥、今は死なき再生なき大涅槃に入るべき妙法をいふ。註(一の一一)參照。

【一三七】 痿黃。本文には痰黃とあるも宋・元・明・宮本によりて痿に改む。

んとは。此の壞敗の人、何の道か之れあらん」。時に諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、……乃至……佛言はく、「今より已後、杖・絡嚢を畜ふるを聽さず」と。

復次に佛、舍衞城に住したまひき。如來は五日に一たび諸比丘の房を行りたまふに、比丘の、手を[一三一]痟へるを見知りて故に比丘に問ひたまはく、「調適にして安樂住せしや不や」。答へて言さく、『世尊、我れ手を痟へるが故に鉢を破れり。世尊は復制したまへり、「杖・絡嚢を畜ふるを聽さず」と。是故に樂しまざるなり』。佛言はく、「今日より後、病比丘には僧に從うて杖・絡嚢を畜ふることを乞ふを聽さん」と。僧は應に與に羯磨を作すべきなり。法を乞はんには、偏袒右肩し胡跪合掌して是の如きの言を作すなり、「大德僧聽きたまへ、我は某甲なり、手を痟へるが故に鉢を破れり、今、僧に從うて[一三二]畜杖絡嚢羯磨を乞はんとす。唯願はくは僧、我に羯磨を與へたまはんことを」と。第二第三に亦是の如くに說かんに、羯磨人は應に是說を作すべきなり、

「大德僧聽きたまへ、某甲比丘は手を痟へるが故に鉢を破れり。已に僧に從うて畜杖絡嚢羯磨を乞へり。若し僧時到らば僧は某甲比丘に畜杖絡嚢羯磨を與へんとす、白すること是の如し」と。

(次いで)白一羯磨して、……乃至、「僧は已に某甲比丘に畜杖絡嚢羯磨を與へ竟んぬ。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と(唱ふるなり)。羯磨を作し已らんに、行かんと欲する時、手に杖及び絡嚢を捉りて、肩上に擧著して行くを得ず。[一三三]若し杖を持せんには越毘尼心悔を得ん、絡嚢を持せんに亦越毘尼心悔を得ん。若し杖と絡嚢と及び鉢とを持せんには越毘尼罪なり。若し道路行の時、漉水嚢を杖頭に繫けて手に捉りて行くを得るも、肩上に著くるを得ざれ。若し羯磨を作さゞるに杖を持たんには越毘尼罪、絡嚢を持するも亦越毘尼なり。若し杖・絡嚢を持たんには二越毘尼罪を得ん。是を「杖絡嚢を持するの法」と名く。

【一三一】痟。宋・元・明・宮本には疛となす。痟は瘠の義なるも、痟と疛とは同音寫なれば、今疛の意に解すべきなり。疛は顫(ふるふ)なり。

【一三二】畜杖絡嚢羯磨。病の爲に鉢を持つ能はざるものには、鉢を絡嚢に入れて杖にて串き行くことの僧伽の聽許を與ふる羯磨なり。

【一三三】以下は「肩上に擧著して行かんには」との意を添え加ふべきなり。

比丘は卽ちに[一二一]犍椎を打ちて集僧して香屑を分たんと欲し、來らざる者あらんに弟子ありて爲に分を迎へんとて言はく、「我が和上・阿闍梨の與に分を迎へん」と。是の如くに競ひ索めて語聲高大なりければ、外道弟子見已りて拍手し大笑すらく、[一二二]「我れ子を得て便ち今日勝つことを得たり」と。時に優婆塞は慚愧無言にして往いて佛の所に至り、頭面に禮足して却いて一面に住し、具に上事を說いて佛に白して言さく、「世尊、我れ錢を惜まず、但、外道の勝を得たるを以て是故に慚愧するのみ」。佛卽ち優婆塞の爲に說法して[一二三]示敎利喜したまふに、喜心を發し已りて頭面に禮足して退きぬ。世尊は衆多比丘の所に往いて尼師檀を敷いて坐したまひ、具に上事を以て諸比丘の爲に說きたまひて、佛、諸比丘に告げたまはく、「今日より香屑を用ふるを聽さず」と。

復次に佛、王舍城に住したまひき。如來は五事の利益を以ての故に、五日に一たび諸比丘の房を行りたまふに、比丘の癬病を見て佛知りて故に比丘に問ひたまはく、「汝、調適にして安樂住せりや不や」。答へて言さく、「世尊、我れ癬瘙を病めり、香屑末を得て洗浴せんには便ち差えんも、世尊の制戒、香屑を用ふるを得ざれば、是故に苦住せり」。佛言はく、「今日より病比丘には香屑を用ふるを聽さん」と。香屑とは、[一二四]於尸屑・馬耳屑・七色屑・梅檀屑・[一二五]俱哆屑・菴拔羅屑・閻浮尸利屑・阿淳屑・[一二六]迦比羅屑にして、是の如き比の一切は聽さず。若し比丘、癬瘙を病まんに、屑末を須ゐて塗浴して差えんには、用ふるを得て無罪なり。[一二七]迦羅屑・摩沙屑・摩瘦羅屑・[一二八]沙坻屑・[一二九]塗土を用ふるを聽す。是を「末屑法」と名く。

[一三〇]「杖絡囊法」とは。佛、王舍城に住したまひき。爾時、六群の比丘(並に)難陀・優波難陀は寶絡囊を持して鉢を盛り、復、有は黑繩絡囊を持し、杖を以て肩上に串き行いて世人の爲に嫌はるらく、「云何が沙門釋子なる、王・大臣の如くに寶絡囊を持し、鉢を盛りて肩上にして行かんとは」。有は惡者を見て復言はく、「云何が沙門釋子なる、下賤使人の如くに黑絡囊を持し、鉢を盛りて肩上に串き行か

【一二一】犍椎(Ghaṇṭā)。註(四の一〇九)參照。

【一二二】原漢文に我得子便今日得勝とあり。得子とは汝によりてとの意なるべし。或は子を母錢に對する子錢卽ち利息、卽ち余分の金を得たりとの意に解して「我れ子を得たり、便ち今日勝を得たり」と譯すも可ならんか。

【一二三】示敎利喜。註(五の六二)參照。

【一二四】於尸屑・馬耳屑・閻浮尸利屑・阿淳屑。明かならず。

【一二五】俱哆屑。翻梵語(一〇)に應レ云二俱瑟哆一譯曰木也とあり。

【一二六】迦比羅屑。宋・元・明・宮本には迦頗羅屑となす。赤色(Kapila)の屑なるか。

【一二七】迦羅屑・摩瘦羅屑。明かならず。

【一二八】沙坻屑。聖本には沙極屑とす。明かならず。

【一二九】塗土。宋・元・明・宮本には泥土とせるも、今改めず。

【一三〇】杖絡囊法。絡囊は註(三の一一七)參照。

にして、是の如きの比は皆用ふるを聽さゞるなり。若し水中に杜あらんに、亦就りて身を揩るを得ず。若し浴せん時は、當に一人をして揩らしむべし。揩る時倶に兩臂を擧ぐるを得ず、應に一臂にて自ら遮り、次第して揩るべし。若し人なからんには當に自ら揩るべきも、立浴して俗人法の如くするを得ず、應に坐すべく、亦應に次第して手臂を洗ふべきなり。若し身體に垢膩あらんには、拳を以て揩るを得ざれ、應に舒手にて揩るべし。若し揩石を用ひて洗浴せんには越毘尼罪なり。是を「浴法」と名く。

一二〇「屑末」とは。佛、舍衛城に住したまひき。時に難陀・優波難陀は種々の香屑を持して、阿脂羅河上に來り詣りて浴せり。時に外道弟子あり、見已りて是念を作さく、「我等當に共に沙門・優婆塞を擾し去るべし」と。即ち其所に往いて是の如きの言を作さく、「誰の師か少欲知足なる」。時に優婆塞言はく、「我が師は少欲知足なり」。外道弟子も復言はく、「我が師は少欲知足なり」。優婆塞言はく、「汝が師は慚なく愧なくして酒糟を噉ふの驢たり、我が師は少欲知足にして慚愧あり」。外道弟子言はく、「若し汝が師にして少欲知足ならんには、當に共に物を賭くべし」。答へて言はく、「何物をか賭けんと欲する」。外道答へて言はく、「五百舊錢を賭けんと欲す」。優婆塞言はく、「爾るべし」。便ち共に議して言はく、「當に何等を作してか之を試むべき」。即ち種々の香屑末を作し已りて(言はく)、「先に誰の師所にか至らんと欲する」。外道弟子言はく、「先に我が師に至らん」と。即ち先に人を遣し往いて已が師に語げしむらく、「我が香屑末を持して往かんに、可しく少欲の相を現じて、愼みて受くること莫れ」と。尋いで即ち持して往いて語げて言はく、「諸師、哀愍の故に願はくは香屑を受けたまはんことを」と。答へて言はく、「我は出家人にして王子・大臣に非ざれば、是の香屑を用ひて爲せん」とて受けざりき。已にして復持して祇洹精舍に詣りて是の如きの言を作さく、「諸師、我を哀愍するが故に是の香屑を受けたまはんことを」と。優婆塞は質直にして先に語げざりしが故に、

るべし。

【一一七】原漢文に比丘著革屣時應來根上若不塗上者越毘尼心悔若著無根者得越毘尼罪とあり。根上は屣の踝のあたる下部をいへるものそれを塗き行く時は聲をなすこと少き故なり。

【一一八】浴法。

【一一九】阿脂羅河(Aciravatī nadī)。阿耆羅河、阿耆河にして舍衞城の東を流るゝ河。

【一二〇】屑末法、香屑(Gandha-vappnaka)即ち洗浴の際に用ふる香料なり。

べし。若し得て(直に)著せんには越毘尼罪なり。是を「革屣法」と名く。
[122]「屐法」とは。佛、王舍城耆舊童子菴拔羅園に住したまひき。
(時に)佛は阿闍世王の爲に竟夜に[123]沙門果經を說きたまひしに、時に優波難陀は聽くこと久しくして疲極して自房に還りて宿し、後夜に至りて起きて屐を著して來り、[124]卿卿として聲を作せるに、象馬之を聞いて競ひ驚きて鳴きぬ。時に王聞き已りて、恐怖して卽ちに城に還り入りぬ。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「優波難陀を呼び來れ」。來り已るに佛 優波難陀に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、屐を著くるを聽さず」と。

復次に佛、王舍城に住したまひき。時に比丘、[125]天帝釋石室邊に在りて坐禪せしに、比丘ありて屐を著けて前に在りて經行せり。時に坐禪比丘は聲を聞き已りて、心、定なるを得ざりき。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、……乃至……佛言はく、「今日より後、屐を著くるを聽さず」と。
[126]屐とは、金屐・銀屐・摩尼屐・牙屐・木屐・皮屐・馬尾屐・麻屐・欽婆羅屐・氈屐・芒(屐)・草屐・樹皮屐にして、是の如き比の一切屐は著くるを聽さず。[127]比丘、革屐を著けん時は應に根上を牽くべく、若し上を牽かざらんには越毘尼心悔、若し根なきを著けんには越毘尼罪を得ん。是を「屐法」と名く。

[128]「浴法」とは。佛、舍衛城に住したまひき。
時に六群の比丘は[129]阿脂羅河上に至りて洗浴し、揩石を用ひて身を揩りて世人の爲に嫌はるらく、「云何が沙門釋子なる、揩石を用ひて身を揩れること、王家の鬪人力士の如くなるは。此の壞敗の人、何の道か之れあらん」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、……乃至……佛言はく、「今より已後、揩石を用ひて身を揩るを聽さず」と。揩石とは、木作・若しは石(作)・若しは塼(作)

---

visāṇabandhikā upāhanā)。をひつじの角にて飾れる革屣。

【一二一】若得新重革屣者不聽著。願使淨人知著下至五六步然後著若得著者越毗尼罪とあり。新重革屣(Navā gaṇaṃgaṇū-pāhanā)とは數重の新しき革屣なり。淨人をして知著せしむとは、淨人に對して「是を知れ」と言ふに、淨人は知(ワキマ)へて之を著けて五六步を步み、以て新しきを故きになすの作法なり。若得の下に直の一字を入れて讀むべきなり。

【一二二】屐法(Pādukā)。はきものゝ總稱。木屐なれば Dāru-pādukā, 草屐なれば Muñja-pādukā の如し。

【一二三】沙門果經 (Sāmañña-phala S.)。長阿含經卷十七(D. 2)。

【一二四】卿卿。宋・元・宮本には琅琅の二字となす。虫の鳴く聲の形容。琅琅は鈴の聲の形容。

【一二五】天帝釋石室。註(二八の六二)參照。

【一二六】屐の種類。註(二二の一〇一)に十四種屐として十三種を列ぬ。今も十三種あるも馬尾屐と麻屐とは前になく、多羅屐と婆迦屐とは此處に缺けり。この四種と共通せる十一種とを加ふれば十五種とな

まへりと聞きて、[一〇四]五百緉の革屣を持して世尊の所に到り、頭面に禮足して却いて一面に住して佛に白して言さく、「唯願はくは世尊、此の革屣を受けたまはんことを」。佛即ち爲に偈を說いて呪願したまふらく、

[一〇五]「身と口と意とに惡を離れたる、　　清淨梵行の人に、
革屣を布施せんには、　　人天の中に樂を受けん。
金地の種々の報も、　　莊嚴せる諸の宮殿も、
意の如くに神足を得て、　　清淨にして障礙なからん。
少を施しては大利を得ん、　　清淨福田の故なればなり、
智者、清淨を願はんに、　　能く福報の果を得ん」と。

復次に佛、舍衛城に住したまひき。爾時、世尊は五日に一たび諸比丘の房を[一〇六]按行したまふに、諸の革屣の狼藉して地に在るを見て、知りて故に比丘に問ひたまはく、「此は何等の革屣にして狼藉たること乃し爾りや」。比丘答へて言さく、「世尊、此れ革屣の破れたるもの、兩重を畏るゝが故に敢て補はざるなり」。佛言はく、「補ふことを聽す」と。

復次に佛、舍衛城に住したまひき。時に南方の比丘來りて世尊を禮拜せんとして、中路にて革屣破れ故びて脚底穿壞し、脚を曳いて[一〇七]行りて佛足を頂禮せり。佛知りて故に問ひたまはく、「何の故に脚を曳いて行れる」。答へて言さく、「世尊、我れ一重革屣を著して中路にて破れ、兩重を著することを敢てせざりき、是故に脚破れしなり」。佛言はく、「今日より[一〇八]尼目呵革屣法を作すことを聽す」と。[一〇九]福羅を著せんには前を遮するを聽さず、應に後を遮すべきなり。革屣法として、[一一〇]羝羊角・白羊角・金革屣・眞珠革屣・琉璃・水精・馬瑙(革屣、及び)種々色革屣は著するを聽さず。[一一一]若し新重革屣を得んには著くるを聽さず、應に淨人をして知著せしむること下、五六步に至りて、然して後に著す

【一〇四】五百緉。緉は雙履なり。
【一〇五】身口意離惡、淸淨梵行人、革屣布施者、人天中受樂、金地種々報、莊嚴諸宮殿、得如意神足、淸淨無障礙、施少得大利、淸淨福田故、智者願淸淨、能得福田果。福報の果を本文には福田の果とせるも、宋・元・明・宮本によりて福報の果と改めたり。如意も神足も共に同義なるも、今、意の如くに神足を得てとせり。
【一〇六】按行。宋・元・明・宮本には按の字なし。按行はしらべめぐるなり。
【一〇七】行の字を宋・元・明・宮本には來の字となす。孰れも同じき故に今改めず。
【一〇八】尼目呵革屣法。明かならず、或は尼目呵は nimmoca の音寫にあらざるか。若し然りとせば脚をはめらる(沒入する)樣に作れる革屣なり。
【一〇九】原漢文に著福羅不聽遮前應遮後とあり。福羅(梵 Pula Pādatra, 巴 Putabaddha)は莊飾せる短靴、短鞜と譯す。moccasin の一種とす。三本及び宮本には應の字なし。應の字の有ると無きとにより製法に相違を來す。今、あるを正しとすべし。
【一一〇】羝羊角(革屣)(Meṇḍa-

を踏まざりき、爾時の長者子とは、即ち今の恕奴二十億童子是なり」と。 童子出家し已りて尸陀林中に在りて經行して倦まず、脚底傷き破れ血出でゝ地に在りければ、佛見已りて知りて故に比丘に問ひたまはく、「此れ誰が經行せし處にして、血出づること乃し是の如きに至れる」と。 比丘答へて言さく、「是れ恕奴二十億童子の經行せし處なり」。佛、諸比丘に告げたまはく、「是の恕奴二十億童子は設ひ精進經行すること、[九七]須彌山を碎いて粉塵の如くならしむとも道を得ること能はじ、況んや復皮を傷くるをや」。 時に恕奴二十億童子は是語を聞き已りて、一空靜處に至りて結跏趺坐して是の思惟を作さく、『佛聲聞弟子中、精進懈らざること我に過ぎたるはなきに、世尊は方に言へり、「道を得ること能はじ」と。 如かじ、捨戒還家して、諸の功德を作して、佛及び比丘僧を供養せんには』と。 佛、其心を知めし、即ちに神足を以て虛に乘じて來りて其前に在りて坐したまひ、佛、比丘に語げたまはく、「我れ今汝に問はん、汝が意に從うて答へよ。汝本能く[九八]琴を彈ぜしや不や」。答へて言さく、「能く彈ぜり」。(佛言はく)「絃急なる時、音を成ずるを得るや不や」。「不なり、世尊」。 復問ひたまはく、「絃緩なる時、音を成ずるを得るや不や」。 「不なり、世尊」。復比丘に問ひたまはく、「絃急ならず緩ならざらんに、音を成ずるを得るや不や」。 答へて言さく、「爾り」。佛、比丘に告げたまはく、「精進すること大急ならんには心に[九九]結使を生ぜん、精進すること大緩ならんにも心に結使を生ぜん、急ならず緩ならざらんには心[一〇〇]渟りて一切を鑒徹せん……」と、…… [一〇一]增一線經の中に廣說せるが如し。 佛、比丘に告げたまはく、「汝信心もて二十億を捨てゝ出家せしに、云何が正法中に於て[一〇二]增上慢を起して自ら苦惱を生ぜる」。 佛、比丘に告げたまはく、「我れ汝に因りて諸比丘に革屣を著くるを聽さん」と。 恕奴二十億童子、佛に白して言さく、「但、諸比丘にのみ革屣を著くるを聽したまはんことを。 我れ漸々に習ひ行じて以て當に革屣を著くべけん」。 佛言はく、「今より一重革屣を著くるを聽さん」と。 時に[一〇三]阿難邠低の姉、世尊が諸比丘に一重革屣を著くるを聽した

【九七】須彌山(Sumeru)。修迷樓、蘇迷盧とも音譯し、一小世界の中心の山の名、妙高・妙光・安明・善積・善高など譯す。水に入ること八萬由旬、水を出づること八萬由旬、その頂上を帝釋天の所居とし、その半腹を四王天の所居とす。その周圍に七香海七金山あり。その外に鹹海ありてその外圍を鐵圍山といふ、依て九山八海といふ。瞻部洲等の四大洲はこの鹹海の四方に在りとせらる。

【九八】琴(Vīṇā)。ス氏巴利辭典には印度琵琶とせり。

【九九】結使。結も使も煩惱の異名なり。心身を繫縛し苦果を結成すれば結といひ、衆生に隨逐し衆生を驅使すれば使といふ。結に九種、使に十種ありとせらる。

【一〇〇】渟。宋・元・明・宮本には停の字と爲す。共に同音寫なり。今は心やすまる、心さだまるの意なり。

【一〇一】增一線經。增一阿含經第十三卷なり。

【一〇二】增上慢(Adhimāna)。註(四の一六五)參照。

【一〇三】阿難邠低(Anāthapiṇḍika)。給孤獨と譯す。須達多(Sudatta)の字なり。註(一の三三)祇園林の下參照。

王に獻ぜん」と。王言はく、「我自らに金銀寶物あれば是を須ゐず、但、童子の身を見んと欲せんが爲なるのみ」。使還王に白して言さく、「童子は是れ極樂の人なれば、柔弱にして車乘に堪へざるなり」。王言はく、「若し爾らば船を装うて載せ來れ、若し船を通ぜざる處に至らんには地を鑿りて渠を作し、(或は)芥子を以て塡滿して牽き來れ」と。即ち便ち牽き來りて[九四]山口に至りては、童子柔弱なれば衣褥を以て地に敷いて上を躡みて來るに、遙かに世尊の、露地に在りて坐したまへるを見、見已りて卽ちに衣褥を却け地を躡みて來りぬ。世尊は見已りて微笑を發したまへり。諸比丘、佛に白して言さく、「世尊、何の因ありてか笑ひたまへる」。佛、諸比丘に告げたまはく、「汝、此の童子を見るや不や」。答へて言さく、「見る」。佛言はく、「此の童子は九十一劫より已來、足未だ曾て地を躡まざりき。今、如來を見ては恭敬の故にして、是れ[九五]福藏の盡きたるには非ざるなり」と。前んで佛の所に至り、頭面に禮足して却いて一面に坐するに、佛爲に隨順說法して示教利喜したまふに法眼淨を得たりき。佛、童子に敎げたまはく、「若し王來り入らんには、當に地に下りて跏趺坐して脚を現はすべし」と。時に王來り入るに、童子卽ち地に下り跏趺して脚を現はして坐しぬ。時に王の侍者卽ち劍を拔いて向はんと欲しければ、王卽ち之を呵せり。時に童子見已りて心に恐畏を生じ、卽ち王に白して言さく、「我に出家を聽したまはんことを」。王言はく、「何道の出家を欲するや」。答へて言はく、「佛法の出家を欲す」。王卽ち使を遣して其父母に語ぐらく「出家を聽すや不や」と。父母聽し已るに、卽ちに佛に求うて出家して具足を受けぬ。諸比丘、佛に白して言さく、「是の童子は何の因緣ありて、九十一劫の(間)足、地を踏まざりしや」。佛、諸比丘に告げたまはく、「[九六]過去世の時九十一劫に、佛あり毘鉢施如來應供正遍知と名けて世に出現したまへり。時に長者の子、九十人あり、佛及び僧八十千衆に三月安居を請じて一人一日を供へしに、是の長者子の最後の(者)、供を設けて、加ふるに白氎を以て地に敷いて衆僧を供養せり。是果報に因りて九十一劫、天・人中に生じて未だ曾て地

【九四】山口。山のほとり、山のこぐち。

【九五】福藏。積殖せる福德。

【九六】二十億童子本生譚。智論第二十九(往二、四六右四)にも此本生譚あり。

時に長者の子は此偈を說くを聞き、心大に歡喜して歎じて言はく、「善い哉、今斯の利を得んとは」と。卽ちに餚饍を辦へて目連に住まり食せんことを請ぜり。時に目連は是念を作さく、「我れ世尊の爲に隨病食を索むるなれば、宜しく先に食すべからず」と。卽ち便ち食を受けて虛空の中に置き、然して後に自ら食しぬ。二十億童子は尊者目連に語げて言はく、「我れ世尊をして先に食しまつらしめ、然して後に我れ食せんと欲す、云何がして知るを得ん」。目連言はく、「此の食器、須臾にして當に還るべければ、自ら食したまひ訖れるを知れ」と。爾時、目連は[九一]屈伸臂頃に世尊の所に到りて食を世尊に奉じ、世尊食し已りたまふに、器は空に乘じて還れり。時に恕奴二十億童子は遙に器の還るを見て、起ち迎へて頂戴して受けぬ。時に瓶沙王は來りて世尊を問訊せしに、食香を聞いて問うて言さく、「此れ何の香なりや」。答へて言はく、「食の香なり」。佛、大王に語げたまはく、「如來の殘食を食せんと欲するや不や」。白して言さく、「食せんと欲す、世尊。我れ大に善利を得ん、如來の殘食を得んとは」。食し已りて佛に白して言さく、「[九二]世尊、我れ王家に生まれて已來、未だ曾て是の如きの食を得たることあらじ。世尊、此は是れ天食とや爲ん、是れ龍食とや爲ん、是れ[九三]鬱單越食とや爲ん、是れ鬼神食とや爲ん」。佛言はく、「此れ天食に非ず、……乃至、鬼神食にも非ざるなり。此は是れ王土なる恕奴二十億童子家の常所食ならくのみ」と。世尊卽ち王の爲に恕奴二十億童子の脚下の金色毛長さ四寸にして福德是の如くなるを說きたまへり。王聞き已りて卽ちに往いて看んと欲するに、臣、王に白して言さく、「云何ぞ、此は是れ王境の民なるに、應に當に命じて來らしむべく、宜しく自ら往くべからず」と。卽ち人をして往いて喚ばしめて父母に語げて言はく、「王は童子に見えんと欲す」と。父母言はく、「王喚ぶは正しく當に方便して我に錢を罰せんと欲すべきのみ。寧ろ千萬を輸すとも、子をして王に詣らしむる能はじ」と。卽ち車を連ねて金銀寶物を載せ、送りて王所に詣りて王に白して言さく、「童子輭弱にして自ら致ぶに堪へざれば、所有の珍寶、今送りて

【九一】屈伸臂頃。伸ばしたる臂を屈せしむるあひだ、卽ちしばらくの頃。

【九二】原漢文に世尊我生王家已來未曾得如是食世尊此爲是天食(爲是)龍食(爲是)鬱單越食(爲是)鬼神食耶とあり。爲是の二字を補うて讀むべきなり。

【九三】鬱單越食。鬱單越(Uttarakuru)は鬱多羅鳩婁、鬱怛羅越、北拘盧ともいひ、大海の中心に立てる須彌山の四方にある四大洲の中、北方の大洲の名、餘の三洲(南贍部洲・東勝神洲・西牛貨洲)に比して國土最も勝る、故に勝處と名く。卽ち所作の事に於て皆我々所の念なく、定壽千歲にして衣食自然なる妙境なり。從つてその食また上妙なりとせらる。

に嫌はるらく、「云何が沙門釋子なる、種々なる革屣を著せんこと、王・大臣の如くなるは」。惡しきを著せる者を見ては復是言を作さく、「云何が沙門釋子なる、下賤人の如くに一重革屣を著せんとは。此の壞敗の人、何の道か之れあらん」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「今日より一重革屣を著するを聽さず」と。

復次に佛、王舍城尸陀林に住したまひき。

爾時、世尊の身少しく和せざりければ、耆舊童子は往いて佛の所に至り、頭面に禮足して佛に白して言さく、「聞くならく世尊の(身)和したまはずと、可しく下藥を服したまふべし。世尊は須ゐたまはずと雖、衆生の爲の故に願はくは此藥を受けたまひて、來世の衆生をして法明を開視せしめたまはんことを。病者は藥を受け、施者は福を得ん」。爾時、世尊は默然として受けたまふに、耆舊復念ずらく、「可しく世尊をして常人法の如くに服藥せしめまつるべからず、當に藥を以て靑蓮華に熏じて世尊に授與しまつるべし」と。世尊は三たび嗅ぎたまふに、藥勢として[八八]十八行下し、下り已るに光相悅まざりき。爾時、阿難は尊者大目連に語げて言はく、「世尊は服藥したまへり、何處に[八九]隨病食ありや」。時に目連は卽ちに、瞻波國の[九〇]恕奴二十億子は日に五百味食を煮るを覩見しければ、是時、目連卽ちに神力を以て其前に到りて立てり。時に二十億子は尊者目連の威儀神德を見て、心に踊躍を懷きて「未曾有なり」と歎じぬ。目連爾の時卽ち偈を說いて言はく、

「天尊は甚奇甚妙にして　無量の功德聚なるも、
身中小しく和せず、　宜しく隨病食を須ふべし、
汝今善利を得たり、　當に大果報を獲べけん、
聲聞諸弟子は、　仰いで世尊に比ぶるに、
喩へば須彌山の、　一芥子分を得たるが如くなり」と。

【八八】十八行下。十八たび通じ下る意。
【八九】隨病食(Gilānabhatta)。
【九〇】恕奴二十億子(Soṇa koliviṣa)、この恕奴は守籠那(Soṇa)の同音譯にして恕奴邊地の恕奴とは相異るべし。註(一三の一〇四)參照。

や」。答へて言はく、「大家郎、何の故に問ふや、諸の年少邊にて得たり」。復問ふらく、「爾らじ、我れ之を知らんと欲す」とて、問うて止まざりければ便ち言はく、「尊者優波難陀より與へられしなり」。時に薩薄主嫌うて言はく、「我れ衆僧を以て良福田と爲せしに、而も優波難陀は反りて婬女を以て良福田と爲せり」と。諸比丘は聞き已りて是の因縁を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「優波難陀を呼び來れ」。來り已るに佛、優波難陀に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、汝云何が信施物を壞せる。今日より信施物を壞するを聽さず」と。信とは、信心して與へ歡喜して與ふるなり。施とは、[84]八種あり、時食・夜分(藥)……乃至、淨不淨(物)なり。破とは、欲心にて婬女・寡婦・大童女・不能男・惡名比丘尼・惡名沙彌尼に與へ、下、欲心にて畜生に與ふるに至らんに、越毘尼罪を得ん。人あり僧中に食を乞はんに、一摶を與ふるを得ん。若し人多からんには、等しく分ち與へよ。若し前人に於て欲心あらんには、應に與ふべからず。若し父母貧苦にして信心なからんには少多を與ふるを得んも、若し信心あらんには自恣に與ふるを得ん。二種の應に與ふべきあり、益者と損者となり。益者とは、若しは檀越、若しは優婆塞にして塔事・僧事を作さんには、應に與ふべきなり。損者とは、若しは賊、若しは王、若しは兇惡人にして、與へざらんには能く不饒益事を作さんに、此人には應に與ふべきなり。是を「信施を破す」と名く。

[85]「革屣法」とは。佛、王舍城に住したまひき。

時に難陀・優波難陀は金革屣を著して行き、世人の爲に嫌はるらく、「云何が沙門釋子なる、王・大臣・貴勝人の如くに金革屣を著せんとは」と。諸比丘は是の因縁を以て往いて世尊に白すに、……乃至、佛言はく、「今日より後、金革屣を著するを聽さず」と。復次に世人の[86]吉祥日に、時に六群の比丘、種々異色の革屣を著せる(者)あり、[87]一重革屣を著せる者ありて共に期して遊觀して、世人の爲

【八四】八種施。時食・夜分藥・七日藥・盡壽藥・隨物・重物・不淨物・淨不淨物なり。註(三の五五)時藥の本文以下參照。

【八五】革屣法(Upāhana)。

【八六】吉祥日(Maṅgala divasa)。註(一五の一二四)參照

【八七】一重革屣(Ekapalāsika upāhana)。

作して是說を作すべきなり、「此の非法羯磨は我れ忍せざれば見不欲を與へん」と、是の如くに三說するなり。見不欲を作す時、人邊に趣きて作すを得ざれ、應に同意人の邊に作すべし。衆にて見不欲を作すを得ず、二人三人にて作すを得ん。餘は當に如法の欲を與へ已りて捨て去るべし。若し僧中にて非法に斷事せんに、遮せず、與欲せず、見不欲を作さゞらんには越毘尼罪なり。若し是念を作さんには、「其の業行に隨ふこと、火の、屋を燒くが如し、但自ら身を救ひ心を護りて相應するを得んには」と、無罪なり。是を「見不欲」と名く。

[八〇]「破信施」とは。佛、舍衞城に住したまひき。

[八一]爾時、鹿長者は僧に食を次請せしに、時に優波難陀は次にて其家に到りぬ。長者問うて言はく、「此間にて食せんと欲するや、持ち去らんと欲するや」。答へて言はく、「持ち去らんと欲す」。即ちに其鉢を取りて中に種々の飲食を盛滿せり。優波難陀は食を得已りて、即ちに持して婬女家に到りて問うて言はく、「食を得んと欲するや不や」。答へて言はく、「得んと欲す」。「汝が器を取り來れ」。即ち飲食を與へて槃上に羅列し、復更に乞ひ去りぬ。時に長者の子、食し已りて婬女家に往くに、女言はく、「大家郎、食せんと欲するや不や」。答へて言はく、「取り來れ」。即ち槃上の食を持して與へしに、見已りて便ち識りて問うて言はく、「汝何の處にて此食を得しや」。女言はく、「大家郎但食せよ、問ふを用ひて爲せん、諸の年少邊にて得たるのみ」。「爾らじ、我れ處を知らんと欲す」とて、問うて止まざりければ、便ち言はく、「阿闍梨優波難陀より與へられしなり」。長者の子嫌うて言はく、「我れ衆僧を以て[八二]良福田と爲せしに、而も優波難陀は反りて婬女を以て良福田と爲せり」と。

復次に佛、王舍城に住したまひき。時に[八三]無畏薩薄主ありて、僧に兩張の細氎を施せり。時に優波難陀は僧中にて得已れるを知りつゝ、即ちに持して婬女に與へしに、婬女は得已りて便ち被著して市肆に入りぬ。時に無畏薩薄主は見已りて便ち識りて問うて言はく、「汝何の處にて此氎を得し

【八〇】破信施。

【八一】原漢文に爾時鹿長者次請僧食とあり。鹿長者(Migāra)は舍衞城の長者にして毘舍佉(Visākhā)優婆夷はその子の婦なり、孫を Sāḷha Migāranatta(沙樓鹿樂)といへり。次請は僧次請にして、僧中より夏の次第に順うて一人づゝ毎日請待して食を供養するをいふ。これ長請ともいひ、僧伽全體に日々食を供養すると同じ功德ありとせらる。

【八二】良福田。註(一九の九六・二の四二)參照。

【八三】無畏薩薄主。無畏と名くる商隊主(Satthavāha)。

爾時、長老劫賓那に二の共行弟子ありて、一を難提と名け、二を鉢遮難提と名け、癡病にして時ありて來り時ありて來らずして僧羯磨を破せり。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛、諸比丘に語げたまはく、「難提・鉢遮難提は癡病にして、時ありて來り時ありて來らずして僧羯磨を破せんには、僧は應に與に[七七]癡羯磨を作すべし」と。羯磨人は應に是說を作すべきなり。

「大德僧聽きたまへ、難提・鉢遮難提は癡病にして、時ありて來り時ありて來らずして僧羯磨を破せり。若し僧時到らば僧は難提・鉢遮難提に癡病羯磨を與へんとす、白すること是の如し」。

「大德僧聽きたまへ、難提・鉢遮難提は癡病にして、時ありて來り時ありて來らずして僧羯磨を破せり。僧は今難提・鉢遮難提に癡病羯磨を與へんとす。諸大德忍するや(不や)、難提・鉢遮難提に癡病羯磨を與ふることを。(忍せんに)は默然したまへ、若し忍せざらんには便ち說きたまへ」と。

是れ第一羯磨にして、第二第三も亦是の如くにして、「僧は已に難提・鉢遮難提に癡病羯磨を與へ竟んぬ。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と說くなり。是の羯磨を作し已らんに、若しは來り若しは來らざらんにも(僧)羯磨を破せざるなり。若し癡病差えて本心を得んには、卽ちに「捨」と名く。是を「癡羯磨」と名く。

「[七八]見不欲」とは。佛、舍衞城に住したまひき。

爾時、[七九]瞻波の比丘は鬪諍相言して同止するも和せず、一比丘して一比丘を擧げ、二比丘して二比丘を擧げ、衆多比丘して衆多比丘を擧げぬ。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「今日より見不欲を作すことを聽さん」と。「見不欲」とは、若し僧中にて非法羯磨事を作さんに、若し有力の者は應に遮して言ふべし、「諸長老、是れ法に非ず、毘尼に非ず、應に作すべきにあらず」と。若し前人兇惡にして力勢あり、命を奪ひ梵行を傷ふことあるを恐れんには、應に見不欲を

【七七】癡羯磨。癡病羯磨なり。

【七八】見不欲。非法の僧伽作法に對しては、反對意見を同意の比丘に告げてその作法に不賛成の意を內示するなり。

【七九】瞻波比丘。瞻波(Campa)は鴦伽國(Aṅga)の首都にして、その瞻波に在住せる比丘なり。

を行じて人の多少を知るべく、知り已りて應に亡人の受持せし所の衣鉢及び所受の殘藥を與ふべきなり。羯磨せんには應に是說を作すべきなり。

「大德僧聽きたまへ、某甲比丘は無常若しは涅槃せり。所有の衣鉢は現前僧に應に分つべきも、若し僧時到らば僧は是の衣鉢及び所受の殘藥を持して看病比丘某甲に與へんとす、白すること是の如し」。

白一羯磨して……乃至、「僧已に看病比丘某甲に衣鉢及び餘の殘藥を與へ竟んぬ。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と(唱ふるなり)。看病人は云何して應に得べく、(云何して)應に得べからざる。應に得べからずとは、暫作は應に得べからず、[七五]差作は應に得べからず、福德を樂うて作せるは應に得べからず、邪命作は應に得べからざるなり。「暫作」とは、暫く作して(長く)作さゞるを是を「暫作」と名く。「差作」とは、僧次に差せるを是を「差作」と名く。「福德を樂うて作す」とは、自ら福德の爲の故に看るを是を「福德を樂ふ」と名く。「邪命」とは、希望の故に看病するを是を「邪命」と名く。應に得べき者とは、佛言はく、「饒益せんと欲するが故に、下、至ること一燈炷を然さんにも、病人をして除き差えしめんと欲せるは應に得べきなり」と。羯磨を作し已らんに、應に量影すべし。若し客比丘ありて來らんには、應に知るべし、羯磨前に在りしや羯磨後に在りしやを。或は死に値ひて羯磨に値はず、(或は)羯磨に値うて死に値はざるあり、或は死にも値ひ羯磨にも値へるあり、或は死にも値はず羯磨にも値はざるあり。是中、羯磨に値うて死に値はざると、死にも値ひ羯磨にも値へるとは應に得べく、是中、死に値うて羯磨に値はず、死にも値はず羯磨にも値はざる者は應に得べからざるなり。若しは病人の爲に醫藥を求め、若しは塔事・僧事の爲に去らんには、應に與ふべきなり。是を「無常物法」と名く。

[七六]「癡法」とは、佛、王舍城に住したまひき。

【七五】差作。僧の席次に從ひて順次に僧中より選差せられて看病を作すなり。

【七六】癡法。

し可信人ありて證明せんには、應に先に與へて然して後に僧は受くべきなり。[七一]受に三種あり、羯磨受と分々受と貿易分受となり。「羯磨受」とは、羯磨人は應に是說を作すべきなり。

「大德僧聽きたまへ、某甲比丘は[七二]無常若しは般泥洹せり。所有の衣鉢及び餘の雜物は、應に[七三]現前僧分つべきなり。若し僧時到らば僧は現前に羯磨して某甲比丘の與に受けんとす、白すること是の如し」。

「大德僧聽きたまへ、某甲比丘は無常若しは般泥洹せり。所有の衣鉢及び餘の雜物は、現前僧應に分つべきなり。僧は今現前せり、是の衣鉢及び餘の雜物を持して某甲比丘の與に受けんとす。諸大德忍するや(不や)、是の衣鉢及び餘の雜物を持して某甲比丘の與に受けんことを。忍せんには僧よ默然したまへ、若し忍せざらんには便ち說きたまへ。僧は已に是の衣鉢及び餘の雜物を持して某甲比丘の與に受けんことを忍し竟んぬ。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。

是を「羯磨受」と名く。「分々受」とは、分を作し已りて唱言すらく、「各々自ら分を取りたまへ」と、是を「分々受」と名く。「貿易分受」とは、互相に貿易するを、是を「貿易分受」と名く。若し四比丘にして聚落中に住せんに、一比丘無常せんには三比丘應に受くべく、應に是說を作すべきなり、「諸長老、某甲比丘は無常若しは泥洹して是の衣鉢及び餘の雜物あり、現前僧に應に分つべきも此の處に僧なく、我等のみ現前なれば應に分つべきなり」と。若し三比丘住して一比丘無常せんには、二比丘して應に受くべく、應に是說を作すべきなり、「……乃至、此の處に僧なく、我(等)のみ現前なれば應に得べきなり」と。若し二比丘共住して一比丘無常せんには、一比丘受くるを得て、應に心念口言すべし、「某甲比丘無常若しは涅槃して是の衣鉢あり、現前僧に應に分つべきも此の處に僧なく、我のみ現前なれば應に得べきなり」と。若し看病比丘に物を與へんと欲せんには、應に[七四]舍羅

【七一】受の三種。

【七二】無常若しは般涅槃すとは、註(三の二〇八)參照。

【七三】現前僧(Sammukhībhūtasaṃgha)、同一結界內の僧のみならず、もし羯磨作法の時に客比丘ありて列席せんにはやはり現前僧と名く。註(三の二〇九・一五の八九)參照。

【七四】舍羅を行ずとは、看病人の人數を算するなり。舍羅(Salākā)は籌なり、註(一二の六六)參照。

至、佛問ひたまはく、「作淨せしや不や」。答へて言さく、「作せり」。佛言はく、「應に得べきなり」と。

復次に佛、舍衞城に住したまひき。(爾時)、沙彌ありて無常せしに、諸比丘、佛に問ふらく、「此の衣鉢物は應に誰に屬すべきや」。佛言はく、「和上に屬す」と。復次に看病比丘、是の恨言を作さく、「我れ病を看るに寒暑を避けずして衆苦事を執り、湯藥を求索して……乃至、大小行器を除き、其實なること是の如くなりしに、是れ誰か應に衆僧得なりと言ふを得べきや」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、[六七]「看病比丘は甚だ苦なり、應に三衣・鉢盂及び所受の殘藥を與ふべきなり」と。

時に尊者優波離、時を知りて世尊に問ふらく、「病比丘は人に物を囑與するを得るや不や」。佛言はく、「得ん」。復問ふ、「醫藥を囑與するを得るや不や」。佛言はく、「得ん」。若し「我れ差えざらんにも當に與ふべし」と囑言せんには、若し差えなば卽ちに「捨」と名くるなり。若し「我れ彼の聚落に向はんに、若し到らざるにも當に與ふべし」と囑言せんに、若し到らんには卽ちに「捨」と名くるなり。若し[六八]「我れ行き去り、若しは無常せんには當に與ふべし」と囑言せんに、還らんには卽ちに「捨」と名くるなり。[六九]若し決定して「我れ若しは死に若しは活きなんとも、其心に決定して與へん」と囑言せんには、應に與ふべきなり。若し衆多に囑與せんには最後人は應に得べく、若し衆多人に與へんに在前者は應に得べきなり。若し比丘、無常若しは般泥洹せんに、應に便ち其戶を[七〇]印閉すべからず。彼れに若し共行弟子・依止弟子・持戒可信の者あらんに戶鉤を與ふるを得ん。若し可信ならざらんには、當に戶鉤を持して僧の知事人に與へ、已にして舍利を供養し料理し竟りて、然して後に彼の衣物を出すべし。若し共行・依止の弟子、持戒可信の者あらんには出さしめ、若し不可信ならんには應に知事人をして出さしむべし。若し比丘、是言を作さく、「我が此中に亦衣鉢あらんには、當に前人を覩じて持戒可信ならんには應に與ふべく、不可信ならんには應に與ふべからさるべし」と。若

【六七】看病比丘(Gilānupaṭṭhāka)は甚だ苦なりとは、大恩者(Bahūpakāra)なりとの意なり。

【六八】原漢文に若囑言我行去若無常者當與還者卽名捨とあり。明本には若囑言我行去若不還者當與還者卽名捨とし、宮本には若囑言我行去若不還者卽名捨とあり、宋・元本には若囑言我行去若無常者當與遠者卽名捨とあり。諸本各相異せるも、今麗本に從うて原文を改めず。これにて十分に意味通ずればなり。

【六九】原漢文には若決定囑言我若死若活其心決定與者應與とあり。宋・元・明・宮本には若決定囑言我若死若活其心與如是決定者應與とあるも今改めず。

【七〇】印閉。本文には閉の一字のみなるも今宋・元・明・宮本によりて印の字を補ふ。

れば王に輸さん」と。王卽ち此の衣鉢の價値五錢なりと評めしに、官、斷じて言はく、「此沙門の無常衣鉢は比丘に還歸せよ」と。卽ち持ち還りて僧に白して言はく、「尊者阿若憍陳如、無常して此の衣鉢あり」と。諸比丘は見已りて彼が衣鉢なるを知り、卽ち問うて言はく、「頗し異事を見たりや不や」。答へて言はく、「見ぬ。我れ闍維せしに、時に四鳥ありて種々色あるを見たり、……乃至……」と。比丘、是の因緣を以て往いて世尊に白して（言さく）、「是事云何」。佛、比丘に告げたまはく、「此は是れ[六三]四魔天來りて其の識神を覩ぜんと欲して見ず、已にして白に變じて去れるなり」と。諸比丘、佛に白して言さく、「此の衣鉢は應に誰に屬すべき」。佛言はく、「應に僧に屬すべきなり」と。

復次に佛、舍衞城に住したまひき。時に病比丘ありて比丘に語げて言はく、「我を看んには當に長老に衣鉢を與ふべし」と。時に病比丘無常しければ、諸比丘は僧集して彼の衣鉢を分たんと欲せしに、看病比丘言はく、『是の病比丘存在せし時、我に語げて言はく、「我を看んには當に汝に衣鉢を與ふべし」と』。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「已に與へしや未だしや」。答へて言さく、「未だし」。佛言はく、[六四]「與へずして已に無常せるを（與へん）には越毘尼罪を得ん、彼應に得べからず」と。

復次に佛、舍衞城に住したまひき。時に病比丘ありて比丘に語げて言はく、「我を看んには當に長老に衣鉢を與ふべし」とて、卽ちに便ち與へぬ。得已りて[六五]作淨せずして、還病人の邊に置きしに、時に病比丘無常しければ……乃至……諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白して（言さく）、「此事云何」。[六六]佛言はく、「淨を作せりとや爲ん、淨を作さゞりしとや（爲ん）」。答へて言さく、「作さゞりき」。佛言はく、「應に得べからず」と。

復次に佛、舍衞城に住したまひき。時に病比丘ありて比丘に語げて言はく、「我を看んには當に長老に衣鉢を與ふべし」と。卽ちに便ち與ふるに、得已りて作淨して還病比丘の邊に置きしに、……乃

りの生死の果たる依身あり、無餘涅槃は生死の因も果もなき妙境界なり。

【六〇】舍利。註（二八の九三）參照。

【六一】闍維。註（二八の九四）參照。

【六二】苦住して樂しまずとは、悵然としていた〳〵しく思ひ住して悲しむなり。

【六三】四魔天。煩惱魔・陰魔・死魔・他化自在天子魔を四魔と稱するも、正しく魔天といはるべきは他化自在天子のみ。他の三魔は第四の魔天に類從して魔天と稱せるなるべし。

【六四】原漢文に佛言不與已無常得越毘尼罪彼不應得とあり。難解なり。與の字を二度に讀めり。

【六五】作淨。眞實淨施若しは展轉淨施を作すなり。註（八の四〇）淨施法の下參照。

【六六】原漢文に佛言爲作淨（爲）不作淨答言不作佛言不應得とあり。

して物を得んには僧に入れ、私請として物を得んには自ら已に入るゝなり。若し牀褥多くして釜鑊少からんには、當に檀越に語げて知らしめ已りて、牀褥を轉じて釜鑊と作すことを得べし。若し釜鑊多からんに、牀褥に貿易せんにも亦是の如し。[五四]若し破器あらんに、融して大者と作すを得ん。是を「重物」と名く。

[五五]「無常物」とは。佛、曠野に住したまひき。

爾時、尊者[五六]阿若憍陳如は[五七]亘摩帝に在りて住せしに、時に放牧人ありて渠尼と名け、婦を尸婆離と名けぬ。憍陳如、時到りて衣を著し、鉢を持して聚落に入りて食を乞ひ、得已りて常に放牧人家に到りて食しぬ。時に婦人、信心歡喜して常に乳・酪・生酥・熟酥を供給せしが、飲み已りて住處に還りて便ち是念を作さく、「是の苦器を用ひて久しく世に在りて爲せん、我れ此身を厭患す」と。便ち衣鉢を持して一處に著き、林樹の下に在りて頭を以て[五八]象圖に枕し、右脇を地に著けて心亂れずして卽ちに[五九]無餘涅槃に入りぬ。尸婆離は時節の應に來るべきを知りて、卽ちに牀座を敷き地を掃ひ、乳酪漿を辦へて待つに、時過ぐるも來らざりき。時に尸婆離は便ち是念を作さく、「阿闍梨は常に日々に來りしに今何の故にか來らざる、將に病まざらんや、惡蟲の爲に傷はれざらん」と。卽ちに往いて之を看るに、樹下に臥せるを見て是念を作さく、「阿闍梨は故ほ當に眠るべけんや」とて、默然して立ち聽くに喘息を聞かず、手を以て心を摩づるに身體已に冷えければ、便ち言はく、「奇なる哉、已に無常せんとは。我當に[六〇]舍利を供養すべし」と。卽ちに歸りて夫に語げ、斧を取りて好薪を折きて一處に積み置き、卽ちに便ち舍利を[六一]闍維して一面に在りて立ち看るに、四鳥の種々異色せるありて四方より來り、鳥身卽ちに自ら白に變じて去れるを見ぬ。時に夫なる渠尼、[六二]苦住して樂しまずして是念を作さく、「是比丘の衣鉢は當に王に輸すべし、王法了め難きも恐らくは復更に餘物を索めん」と。卽ちに持して王に詣りて白して言さく、「此の憍陳如比丘、無常して是の衣鉢あ

【五四】原漢文に若有破器得融作大者とあり。融してとは、鎔解する意なるべし。

【五五】無常物。亡人衣物なり。

【五六】阿若憍陳如(Aññā kon-daññā)。註(下五の一四〇)參照。

【五七】亘摩帝。註(二七の一三七)渠摩帝河の下參照。

【五八】象圖。原漢文に便持衣鉢著一處在林樹下以頭枕象圖右脇著地心不亂卽入無餘涅槃とあり。大正藏經には以頭枕象圖右脇。著地。心不亂卽入無餘涅槃と。加點し、縮藏は以頭枕象圖右脇著地。心不亂以頭枕……と加點し、新藏には以二頭枕象圖一右脇著レ地心不レ亂……と訓點せり。今思ふに頭を以て象圖に枕し、右脇を地に著けて心亂れず……と譯すべきものならん。象圖はにぎりたる手の意なるべし。手(Hattha)は象(Hatthin)の原語と通ずる所ある故に今、手圖に枕してとすべき所を象圖に枕してとせるにはあらざるか。

【五九】無餘涅槃(Anupādisesanibbāna)、有餘涅槃(Saupādisesanibbāna)に對する語なり。又 nibbāna に對して parinibbāna の義なり。餘りなき完全なる涅槃にして、餘りとは苦の依身なり。有餘涅槃は生死の因なきも前生よ

[四五]「重物」とは。佛、舍衛城に住したまひき。爾時、諸比丘は僧の牀褥を賣り、或は人に借し、或は私に受用せり。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛言はく、「今日より比丘は僧の牀褥を賣り、人に借し、私に受用することを聽さず」と。設ひ一切僧集まるとも、亦人に賣借して私用することを聽さず。若し人に賣借し私用せんには越毘尼罪なり。云何が重物と名くる。牀褥・鐵器・瓦器・本器・竹器……[四六]盗戒中に廣說せるが如し……是を「重物」と名く。(若し)檀越、僧に牀褥・俱攝[四七]・氍毹[四八]・枕[四九]・氎・腰帶・刀子・鉞[五〇]・傘蓋・扇・革屣・針筒・剪爪・刀・澡罐を施さんに、是中、牀褥・俱攝・枕・氍毹の是の如きの重物は、應に[五一]四方僧に入るべく、其餘の輕物は應に分つべきなり。若し檀越にして「一切盡く分ちたまへ」と言はんには、應に檀越の意に從うて分つべきなり。若し「一切、四方僧に施さん」と言はんには、應に分つべからず。若し比丘、道路行して、俗人、比丘を見て心に歡喜を生じ、種々の雜物を持して比丘に布施せんに、是中重物あらば應に隨近の精舍に與ふべきなり。當に檀越に語ぐべし、「是の牀褥を持して某精舍の比丘に與へよ」と。若し「我已に意を決して施せり、復我に問ふを用ひて爲せん」と言はんに、比丘(應に)言ふべし、「亦可しく此間に置いて客僧に供給せんに、其の功德を得べけん」と。復「能はじ、我已に意を決したれば」と言はんに、應に語ぐべし、「[五二]長壽、此は是れ重物にして致び難ければ、可しく此間にて貿へて直を取り、彼間にて還作し(う)べきや不や」。若し「尊者の意に任さん」と言はんに、貿へて直を取りて彼の住處に至り、牀直にて牀を買ひ、褥直にて褥を貿ひ、是の如くに一切、直に隨うて貿易するを得ん。若し「一切、盡く分ちたまへ」と言はんには、應に施主の意に隨うて分つべきなり。若し「一切、四方僧に施さん」と言はんには、應に分つべからず。請に二種あり、一に[五三]僧次、二に私請なり。彼間にて種々の雜施を得んに、僧次と

【四五】重物(Garubhaṇḍa, Garuparikkhāra)。八種物中の第六なり。註(三の一四二)參照。

【四六】盗戒中とは、註(三の一二四)の本文なり。[illegible]

【四七】俱攝。宋・元・明・宮本には俱執となす。敷具なり、註(三の一二四)參照。

【四八】氍毹。宋・元・明・宮本には氍氀となす。毹は氈なり、毛を織れる褥なり。氀も亦同じ。

【四九】枕氎。宋・元・明・宮本には枕疊となす。原文には杭となせるも今枕に改む。

【五〇】鉞。宋・元・明・宮本には匙となす。鉞は匙の俗音寫なり。

【五一】四方僧。註(一四の一四〇・一六の四)參照。

【五二】原漢文に長壽此是重物難致可此間貿取直彼間還作不とあり。

【五三】僧次。僧次請なり、長請ともいふことあり、註(一三の三四・二〇の一〇)參照、

已りつゝ後に受けて更に食するや」。佛言はく、「今日より菴拔羅果を食するを聽さず」と。

復次に佛、[39]王舍城耆舊童子菴拔羅園に住したまひき。時に耆舊童子、園民に問うて言はく、「諸比丘は菴拔羅果を食せりや不や」。答へて言はく、「世尊は聽したまはざるなり」。時に耆舊童子は是語を聞き已りて往いて世尊の所に到り、頭面に禮足して却いて一面に住して佛に白して言さく、「世尊、菴拔羅は是れ[40]時果なり、願はくは世尊、諸比丘に食するを聽したまはんことを」と。佛言はく、「今日より[41]果皮を淨して食することを聽さん」と。時に諸比丘は淨人をして盡く果皮を剝ぎて食せしめしに、淨人嫌うて言はく、「皮を合せて食すべきに、何の故に我をして盡く皮を剝がしめて爲せん」。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「須らく盡く皮を去るべからず、當に[42]爪淨して食するを聽すべし。自ら取りつゝ後に受けて食するを聽さず。應に先に淨人をして爪淨せしめて、然して後に受けて食すべし」と。若し比丘、園林中に行いて落果の、地に在るを見んに、須ゐんには應に淨人をして取らしむべし。若し自ら取らんには自ら食するを得ず、應に園民若しは沙彌に與ふべきなり。若し果熟して地に落ちて傷破せんに、卽ち「爪淨せり」と名け、應に受け取りて核を却けて食するを得べし。若しは鳥啄み、若しは器中にて傷破すること下、蚊脚の如きに至らんに、卽ち「皮淨せり」と名け、核を却けて食するを得るなり。若し核を食せんと欲せんには、[43]火淨し已りて食するを聽す。若し皮淨して火淨せずして核を食せんには波夜提、若し火淨して皮淨せざらんに、皮核倶に食するを得ん。若し火淨せず、皮淨せずして食せんには、一波夜提・一越毘尼にして、若し倶に作さんには無罪なり。是を「自ら取りつゝ後に受けて皮淨す」と名くるなり。

[44]斷當事を毘尼すると　障礙非障礙と　比丘尼と內宿と　內煮並に自煮と　生肉並に(生)穀を受くると　自ら取りつゝ後に更に受くると　皮淨並に火淨となり　第六跋渠竟る。

【三九】王舍城耆舊童子菴拔羅園。王舍城なる耆舊童子(Jīvaka Komārabhacca)所有の菴拔羅園なり。註(五の一二四)及び註(一の一七七)參照。

【四〇】時果。時中卽ち午前中に食すべき果。

【四一】原漢文に從今日聽淨果皮食とあり。果皮を淨すとは果皮をむくなり、自らむくに非ず、淨人若しは沙彌をしてむかしむるなり。皮をむかしむることによりて壞生種戒を犯ずるをのがれて沙門相應の淸淨食となる故に淨すといへり。

【四二】爪淨(Nakhaparicita)、爪甲淨なり、註(一四の四七)參照。

【四三】火淨(Aggiparicita)。註(一四の三六)參照。

【四四】毘尼斷當事。斷當事卽ち裁斷すべきその事件を裁斷して諍論を制伏卽ち毘尼するなり。

ず、當に淨人をして知らしむべし。若し自ら取らんには自ら食ふを得ず、應に、園民[二八]に與へ若しは沙彌に與ふべきなり。若し鷹の殘を見んにも亦是の如し。若し比丘、乞食せん時、燥脯を得んに、火上に燎き已らんには受くるを得ん。衆生あり倶耶[二九]と名け、腸肚[三〇]なければ肉段を呑むも還完出するに、若し須ゐんには受くるを得ん。生穀[三一]を受くるを聽さず。穀とは、白米穀・赤米穀・𪎊麥・小麥にして、悉く受くるを聽さず。若し癰・痤・癤[三二]を生じて小麥を須ゐて塗らんには、應に淨人をして作淨せしめ已らんに自ら取るを得べし。(若し)研ぎ破らんに、用ひて之を塗るとも受くるを聽さず。若し淨屋中に穀麩・麥麩[三三]あらんに、若し須ゐんには自ら取るを得るも受くるを聽さず。若し蒙具[三四]豆・摩沙豆[三五]・大豆・小豆の是の如きの比、若し須ゐんには受くるを得ん。是を「生穀を受く」と名く。

「自ら取りて更に受けて皮淨[三六]す」とは。佛、舍衛城に住したまひき。

時に王、波斯匿に菴拔羅園[三七]あり、時に果、茂盛せりき。王、園民に問ふらく、「諸比丘は頗し來りて果を食するや不や」。園民答へて言はく、「[三八]大王、請ぜずんば何に由りてか來り食せん」。王言はく、「汝可しく往いて比丘に、來りて果を食せんことを請ずべし」。即ち往いて僧所に詣り、頭面に禮足して胡跪合掌して白して言さく、「王は僧に果を食せんごとを請ぜり」と。諸比丘即ちに往いて園に就りて果を食し、狼藉して地に棄て或は復持ち還れり。是に於て園民、果を送るを得ざりしに、王、園民に問ふらく、「何の故に果を送らざる」。園民即ち上事を以て具に王に白すに、王聞き已りて其心に悅ばずして是言を作さく、「諸比丘は但當に果を食すべきに、何の故に地に棄て、復持し去りて誰にか與へんとする」。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛具に上事を問うて(言はく)、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛、比丘に問ひたまはく、「汝但當に果を食すべきに、何の故に地に棄てしや、復持ち還りて爲せん」。答へて言さく、「世尊、我れ持ち來り、受け已りて更に食するなり」。佛言はく、「汝云何が自ら取り

【二八】園民(Ārāmika)。註(六の二〇三)參照。

【二九】倶耶。枳橘易土集に鳩垣とあるに相應せざるか。鳩垣は大身と譯すとせり。

【三〇】腸肚。はらわたと胃袋。

【三一】生穀。

【三二】癰・痤・癤。癤は癤(デキモノ)の小なる者、即ち身傷の小なる者をいふ。癰痤は註(一七の六四)參照。

【三三】麥麩。麥殼の破碎せる者。麩は殼なり、穀なり。

【三四】蒙具豆(Mugga)。註(二九の九〇)參照。

【三五】摩沙豆(Māsa)。註(二九の九一)參照。

【三六】皮淨。脫皮淨なり、註(一四の四二)參照。

【三七】菴拔羅園(Amba-vana)。梨園なり。

【三八】原漢文に大王不請何由來食とあり。

ん。若し復受けざらんには、住處・聚落停廢すること二年ならんに受くるを得ん。是中、或は聚落停廢にして住處停廢に非ず、或は住處停廢にして聚落停廢に非ず、或は聚落停廢にして住處も亦停廢し、或は聚落停廢に非ず住處停廢に非ざるあり。是中、受けざらんに即ち不淨と名け、若し可食物を停めんに、是を「內宿・內煮」と名く。「自煮」とは、比丘は自ら食を煮るを得ず。若し病まんには、應に[二一]淨人をして煮せしむべし。若し淨人なきには、淨銅器にして膩を受けざる者あらんに、應に淨洗して自ら炊いて沸かしめ、淨人をして米を著るゝことを[二二]知らしむべきなり。米を著れ已らんに、比丘は自ら燃すを得ず、應に淨人をして燃さしむべし。沸し已りて淨人去らんと欲せんに、受け取りて自ら煮て熟せしむるを得ん。當に愼んで不受物を中に落さしむること莫るべし。是の如くに肉を煮んにも、[二三]瞼菜をして萎えしめて、受け已りて自ら煮て熟せしむるを得るなり。下、[二四]薑湯を煮るに至らんにも亦自ら煮るを得ずして、淨人をして煮せしめよ。若し食を乞うて食冷えたらんには、自ら溫むるを得て無罪なり。若し淨人病まんに、應に他の淨人をして粥を煮せしめて與ふべし。若し淨人なきには、[二五]米を淨ひ已りて自ら煮るを得ん。若し長粥あらんにも、自ら食するを得ざれ。是を「內宿・內煮・自煮」と名く。

[二六]「生肉を受くる」とは。佛、曠野に住したまひき。爾時、六群の比丘は肉段・生魚を持して、世人の爲に嫌はるらく、「云何が沙門は食を乞ふこと能はずして、肉段・生魚を持して行ける。此の壞敗の人、何の道か之れあらん」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、諸比丘に告げたまはく、「今日より後、生肉を受くるを聽さず」と。若し比丘病まんに、淨人をして瞼を煮ることを知らしめ已らんに、受け取りて自ら煮て熟せしむるを得ん。若し比丘、林中にて經行坐禪して、若し樹下に死せる[二七]麞鹿の殘あるを見んに、若し須ゐんには自ら取るを得

【一九】原漢文に受已即名淨亦得住の八字を二行の細註となせり。明本には細註とせずして本文と作す。

【二〇】原漢文に若復不受國土亂時王未立爾時得受若復一王逝一王衆人未擧爾時得受若復不受者住處聚落停廢二年得受……とあり。

【二一】淨人 Kappiyakāraka。註(五の九五)參照。

【二二】知らしむとは辨へしむるなり、即ち「之を知れ」といふに淨人は辨へて米を著るゝなり。

【二三】瞼菜。瞼は臛にして、肉のあつものなるも、今は肉と菜との意。瞼の字を宋・元・宮本には斂、明本には歛とせるも今改めず。

【二四】薑湯。しやうがゆ。

【二五】病人の爲には淨人なき場合に自ら煮るを得るも、その殘粥は自ら食するを得ずとの意なり。

【二六】生肉。

【二七】麞鹿。小鹿なり。

若し時に取らずして初夜若し過ぐるに至らんに即ち不淨と名く。[一四]若し賊來りて果菜を偸み、覺り已るに恐怖して果菜を捨てゝ去らんに、應に即ちに取りて淨屋中に內るべく、若し「明日當に取るべし」と言ひて初夜過ぐるに至らんには即ち不淨と名く。若し覺らざるに棄てんに、時に早晩即ち見ん時、應に取りて淨屋中に內るべく、若し取らずして初夜過ぐるに至らんには即ち不淨と名く。若し不淨地中に若しは瓜(若しは)瓠を生ぜんには、摘み取りて應に時に淨屋中に內るべく、若し內れずして初夜を過ぎんに即ち不淨と名く。若し僧住處にて、檀越ありて僧に穀を施して不淨地中に瀉ぎ著れんに、應に時に取りて淨屋中に著るべく、若し取らずして初夜過ぐるに至らんには即ち不淨と名く。若し白衣・餅[一五]麨・糗食を持して來りて寄宿し、明日去るの時、比丘に與へんには即ち淨と名く。若し比丘是念を作さんに、「明日去らんには必らず當に我に與ふべけん」と、若し與へんには即ち不淨と名く。果菜を持して來り宿せんにも亦是の如し。[一六]若し穀米を運致して淨屋倉滿ち已らんに、若しは講堂中・溫室中・若しは井屋・若しは薪屋・中庭・若しは非淨地に著かんには、初中後夜の隨時に應に徙すべく、若し徙さずして初夜過ぐるに至らんには即ち不淨と名く。[一七]若し新住處を作さんと欲せんには、營事比丘は應に繩を以て量度して分齊を作し、爾許は僧の淨屋と作し、爾許は僧の住處と作すべきなり。應に是說を作すべきなり、「此中、爾許は僧の淨屋と作して受けん」と。[一八]若し受けざらんには、初夜過ぐるに至りて即ち不淨と名く。事に隨うて淨屋を定め、淨屋定まらんに是の如くに住處・溫室・講堂・門屋・浴室・薪屋・井屋を(定め)、井屋定まらんに、若し檀越言はん、「預じめ分處すること莫れ、須らく成ずるを待ちて飯を設けて僧に施し已らんに、僧は意に隨うて分處せらるべし」と。(かくて)成じ已らんに應に是說を作すべきなり、「下閣・中閣・上閣、僧は淨屋として受けん」と。[一九]受け已らんに即ち淨と名け、亦住するを得ん。若し復受けざらんには、國土亂れて時に王未だ立せざらんに、爾の時受くるを得ん。若し復一王逝いて[二〇]一王を衆人未だ擧げざらんに、爾の時受くるを得

【一四】原漢文に若賊來偸果菜覺已恐怖捨果菜而去應即取內淨屋中若言明日當取至初夜過者即名不淨、若不覺棄時早晚即見時應取內淨屋中若不取至初夜過者即名不淨とあり。

【一五】餅麨・糗食。煎餅類(Pūva)と行糗食(Mantha)となり。註(一七の四五)送女食及び註(一七の四七)行糗の下參照。

【一六】原漢文に若運致穀米淨屋倉滿已若著講堂中溫室中若井屋若薪屋中庭若非淨地者初中後夜隨時應徙若不徙至初夜過者即名不淨とあり。非淨地は不淨地なり。初中後夜の隨時に徙すべしといひつゝ初夜過ぐるに不淨なりとするは難解なり。

【一七】原漢文に若欲作新住處者營事比丘應以繩量度作分齊爾許作僧淨屋爾許作僧住處應作是說此中爾許作僧淨屋受若不受者至初夜過即名不淨とあり。攝食界の分齊を定めて別界として受くるなり。

【一八】原漢文に隨事定淨屋淨屋定如是(定)住處溫室講堂門屋浴室薪屋井屋定若檀越言莫預分處須待成設飯施僧已僧隨意分處成已應作是說下閣中閣上閣僧淨屋受とあり。事に隨うてとは新住處の周圍の事情に隨うてとの意なり。

不や」。佛言はく、「得ん」。復問ふ、「別隔別覆なるを得るや不や」。佛言はく、「得ん」。復問ふ、「一邊二邊三邊なるを得、一切盡くなるを得るや不や」。佛言はく、「得ん」。「道を隔てるは得るや不や」。佛言はく、「得ん」。「閣上閣下なるを得るや不や」。佛言はく、「得ん」。或は樹根は[一一]淨地に在りて枝葉は[一二]不淨地に在るあり、或は樹根は不淨地に在りて枝葉は淨地に在るあり、或は樹根も枝葉も俱に不淨地に在るあり、或は樹根も枝葉も俱に淨地に在るあり。

「一覆別隔」ならんには、僧、受けて淨屋と作すを得るなり、是の如くに乃至、別隔別覆も僧、受けて淨屋と作すことを得、一邊・二邊・三邊、一切盡く淨屋と作すことを得るなり。「道を隔つ」とは、道の兩邊は淨にして中間は不淨なり。若し[一三]酥瓨・油瓨を置いて中間に在らんには、應に兩邊を穿つべく、淨地に流入せる者は取ることを聽すなり。若し穀・麥・豆嚢にして中間に橫へ置かんには、兩頭を解いて取ることを得ん。若し蘿蔔・葱・甘蔗にして道中に在らんには、淨なるは截り取ることを得ん。「閣上閣下」とは、若しは閣上若しは閣下ならんに、受けて淨屋と作すことを得るなり。「樹根は淨地に在りて枝葉は不淨地に在り」とは、樹根は淨地に在りて生じて枝葉は不淨地を蔭ふなり。若し果にして地に落ちんには、應に時に取りて淨屋中に內るべく、若し取らずして初夜過ぐるに至らんには即ち不淨と名く。「樹根は不淨地に在りて枝葉は淨地に在り」とは、樹は不淨地に在りて生じて枝葉は淨地を蔭ふなり。若し果、地に落ちんに、即ち名けて淨と爲し、隨時に取らんと欲せんに便ち取るなり。「二俱に不淨なり」とは、樹も不淨地に生じ枝葉も亦不淨地を蔭へるなり。(若し)果落ちんには、應に時に取りて淨屋中に內るべく、若し時に取らずして初夜過ぐるに至らんには即ち不淨と名く。「二俱に淨なり」とは、樹も淨地に生じ枝葉も亦淨地を蔭へるなり。(若し)果落ちんには即ち名けて淨と爲し、隨時に取らんと欲せんに便ち取るなり、是を「二俱に淨なり」と名く。若し不淨地に蘿蔔・葱・菜を生ぜんに、若し取らんには應に時に取りて淨屋中に內れ置くべく、

食するを得ざるなり。

【一一】淨地。食廚處なり。戒行を淨かならしめ誹謗をはなれしむる故に淨廚屋ともいふ、又擇食界ともいふ。

【一二】不淨地。不淨の地をいふ意にあらず、淨地にあらざる處、即ち僧住處なり。以下、此意を以て解すべきなり。

【一三】原漢文には酥瓨等とあるも、宋・元・明・宮本によりて等の字を油瓨の二字に改む。瓨は腹大口小にして長頸なる瓦器。

卷の第三十一

雜誦跋渠法を明すの九

[1]內宿・內煮・自煮とは。佛、[2]曠野精舍に住したまひしに、諸天世人の供養する所たりき。爾時、僧院內に[3]食廚を作せしに、[4]潘汁(若しは)器を盪へる惡水、巷中に流出して世人の爲に嫌はるらく、「云何が沙門釋子なる、住處と食廚とを別たざるとは」と。諸比丘は是の因緣を以て世尊に白すに、佛、諸比丘に告げたまはく、「汝等正に應に世人の爲に嫌はるべし、今日よりし、內に淨廚を作して潘汁をして外に流れ(しむ)るを聽さず」と。淨廚を作さんには、法として應に東方北方に淨廚を作すべからず、應に南方西方に作すべきなり。若し比丘、內に淨廚を作して、潘汁をして外に流れ(しめ)んには越毘尼罪なり。

復次に佛、[5]倶婆羅國に遊行して[6]呵帝欽婆羅門聚落に至りたまひしに、……上の粥緣中に廣說せるが如し……乃至、「……內宿・內煮を聽さず」と。

復次に佛、倶薩羅國に遊行して[7]固石婆羅門聚落に至りたまひしに、時に剃髮師なる摩訶羅父子の出家せるありて、佛來りたまふと聞いて粥を作さんと欲し、……上の粥緣中に廣說せるが如し……乃至、「……內宿・內煮・自煮を聽さず」と。

復次に佛、[8]鴦求多羅國に遊行したまひしに、爾時、[9]支尼耶螺髻梵志は世尊來りたまふと聞いて僧坊・淨廚を作り、人を遣して佛を請ぜしめぬ。佛、優波離に告げたまはく、[10]「汝先に去いて僧の爲に處分して食廚を受け、初夜をして過さしむる勿れ。若し過ぎんには卽ち僧住處と名けて、(食廚)と作すことを得ず」と。時に優波離は佛に白して言さく、「世尊、一覆別隔なるを得るや不や」。佛言はく、「得ん」。復問ふ、「通覆通隔なるを得るや不や」。佛言はく、「得ん」。復問ふ、「通隔別覆なるを得るや不や」。

【一】 內宿・內煮・自煮。註(二九の六七・六八・七二)參照。
【二】 曠野精舍。註(六の七七)參照。
【三】 食廚(Rosavati)。淨廚ともいふ。
【四】 潘汁。宋・元・明・宮本には潘汁となす。米汁なり。
【五】 倶婆羅國。倶薩羅國なり。
【六】 宋・元・明・宮本には呵帝欽婆羅の下に婆羅の二字を添へたるも今改めず。註(二九の六六)參照。
【七】 固石婆羅門聚落。註(二九の七〇)參照。
【八】 鴦求多羅國。註(二九の七三)參照。
【九】 支尼耶螺髻梵志。原漢文には螺髮とせるも、宋・元・明・宮本によりて螺髻に改む。註(二九の七四)鶏尼耶螺髻梵志なり。
【一〇】 原漢文に汝於先去爲僧處分受食廚勿令初夜過若過者卽名僧住處不得作とあり。これ初夜を過ぐれば僧住處と食廚と同一界に宿することとなりて內宿罪を犯ずる故に、初夜過ぎざる間に食界と僧住處とを區別處分して受けざるべからざるなり。以下、初夜過ぐるに不淨なりとあるも此意を以て解すべく、かゝる內宿罪を犯ぜる不淨菓・不淨食は

に自恣人と作すことを。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。[一二六]（比丘）、比丘尼僧の二衆各和合せんには、應に是說を作すべきなり、「比丘尼僧和合と、比丘僧和合とは自恣說せん、若し見・聞・疑の罪あらんに僧、當に我に語ぐべし、哀愍の故に。若し（我れ）見・聞・疑・罪を（見んに）當に如法に除くべし」と。第二第三も亦是の如くに說くなり。[一二七]若し比丘僧和合と衆多比丘尼とならんには應に是說を作すべきなり、「衆多比丘尼と比丘僧和合とは自恣說せん、若し見・聞・疑の罪あらんに僧當に我に語ぐべし、哀愍の故に。（我れ）若しは知り、若しは見んに當に如法に除くべし」と。第二第三も亦是の如くに說くなり。若し比丘僧和合と一比丘尼とならんには應に是說を作すべきなり、「我れは比丘尼なり、比丘僧和合と自恣說せん。若し見・聞・疑の罪あらんに僧、當に我に語ぐべし、哀愍の故に。（我れ）若しは知り、若しは見んに當に如法に除くべし」と。第二第三も亦是の如くに說くなり。若し衆多比丘と比丘尼僧和合とならんには應に是說を作すべきなり、「比丘尼僧和合と諸大德と自恣說せん。若し見・聞・疑の罪あらんに、諸大德當に我に語ぐべし、哀愍の故に。（我れ）若しは知り、若しは見んに當に如法に除くべし」と。第二第三も亦是の如くに說くなり。若し衆多比丘と衆多比丘尼とならんには應に是說を作すべきなり、「衆多比丘尼と諸大德と自恣說せん。……乃至、第二第三も亦是の如くに說くなり。[一二八]一比丘と乃至、一比丘尼とならんには應に是說を作すべきなり、「我れは比丘尼なり、大德と自恣說せん。若し見・聞・疑の罪あらんに當に我に語ぐべし、哀愍の故に。（我れ）若しは知り、若しは見んに當に如法に除くべし」と。第二第三も亦是の如くに說くなり。比丘尼、安居竟らんに應に是の如くに二衆中にて自恣を受くべきなり。若し比丘尼にして十六日に比丘僧に詣りて自恣を受けずして、十七日に至りて往いて自恣を受けんには越敬法なり。是を「比丘尼第八敬法」と名くるなり。

摩訶僧祇律卷第三十

【一二六】原漢文に比丘尼僧二衆各和合者應作是說比丘尼僧和合比丘僧和合自恣說若見聞疑罪僧當語我哀愍故若見聞疑罪當如法除…とあり。比丘尼僧は比丘・比丘尼僧と讀むべきなり。共に四人以上の比丘・比丘尼僧集の場合なり。

【一二七】原漢文に若比丘僧和合衆多比丘尼者應作是說衆多比丘尼比丘僧和合自恣說若見聞疑罪僧當語我哀愍故若知若見當如法除…とあり。比丘僧和合とは四人以上の集僧にして、衆多比丘尼とは三人以下なる場合なり。

【一二八】原漢文に一比丘乃至一比丘尼者應作是說我比丘尼大德自恣說若見聞疑罪…とあり。上來、比丘僧と比丘尼僧、即ち四人以上と四人以上との自恣する場合、四人以上と衆多人即ち三人以下と自恣する場合、…乃至、一人と一人との自恣する場合の作法を說けるなり。

むること勿るべきなり。比丘、比丘尼を教誡せん時は應に女想の如くし、比丘尼、教誡人に於ては佛想の如くすべきなり。是を「半月、布薩を問げ教誡を求む」と名く。第六敬法竟る。

[二二]「比丘に依らずして住まりて安居することを得ざれ」とは、若し親里ありて比丘尼に安居せんことを請ぜんと欲せんには、尼は應に檀越に語ぐべし、「先に上尊を請ぜよ」と。若し「我れ彼に於て敬心なければ、正しく尼を請ぜんと欲するなり」と言はんに、尼は應に語ぐべきなり、「我も亦去かじ」と。若し親里の爲に去かんと欲せんには、應に自ら比丘を請ずべく、彼に到り已るに應に前食・後食・非時漿・安居衣を料理して、乏くることあらしむること勿るべし。若し親里にして與へざらんには、當に自ら己が衣鉢中の餘を出して供給すべし。若し安居中に比丘若しは死し、若しは道を罷め、若しは餘處に去らんに、尼は去るを得ず。[二三]三由延内に僧伽藍あらんには、應に通じて結界すべく、半月に應に往いて布薩を問ぐべきなり。若し道路に賊難・恐怖畏・奪命・傷梵行の此等の諸難あらんには、後安居の末に至りて應に往いて[二三]自恣すべし。若し故ほ衆難あらんには當に親里に語ぐべし、「我が爲に比丘を請じ來れ」と。來り已らんに、所須の前食・後食・及び非時漿を供給して乏くることあらしむる勿れ。自恣し已らんに、應に本處に還るべし。若し比丘尼にして、住して安居せんと欲する處に比丘なくば、住して安居することを得ず。若し住して安居せんには越敬法なり。是を「無比丘の住處にて比丘尼は安居するを得ず」と名く。第七敬法竟る。

[二四]「比丘尼安居し竟らんに二部僧中にて自恣を受く」るとは、比丘尼は自恣日に至りて自恣を受け已り、明日清旦に應に一切、比丘僧所に往いて自恣を受くべきなり。[二五]尼僧中にて、應に一尼の能く自恣を受くる者に羯磨すべし。羯磨人は應に是說を作すべきなり。

「尼僧聽きたまへ、某甲比丘尼は能く尼僧の爲に自恣人と作らん。若し僧時到らば、僧は某甲比丘尼に羯磨して、尼僧の爲に自恣人と作さんとす。諸尼僧聽すや、某甲比丘尼を尼僧の爲

【二二】第七敬法。

【二三】三由延。結界の限量なり。この結界は一布薩界(Eka-posathasima)なり、註(八の九八)參照。

【二三】自恣。註(四の二四八)參照。

【二四】第八敬法。

【二五】原漢文に尼僧中應羯磨一尼能受自恣者羯磨人應作是說…とあり。

すべきなり。是を「眷屬」と名く。「長語說」とは、尊者難陀の長語せるが如し。尼を教誡せんには應に是說を作すべきなり、「諸の惡は作すこと莫れ、諸善は奉行せよ、自ら其意を淨めよ、是れ諸佛の教なり、姉妹、此は是れ教誡なり、聽かんと欲せんには便ち聽け、去らんと(欲せんには)意に任せよ」と。若し比丘長語して比丘尼を教誡せんには越毘尼罪なり。是を「長語說法」と名く。「教誡人を迎ふる法」とは、若し比丘尼にして城邑聚落に住して、教誡比丘、某日に來ると聞かんに、若し供給する人なきには、應に諸の年少比丘を倩うて華香幡蓋を賫持して往いて迎ふべきなり。若し無からんには其の多少に隨ひて、……下至、合掌して敬を設け、代りて衣鉢を擔ふこと若しは一[125]由延・半由延、若しは一[126]拘盧舍・半拘盧舍、……下至、城邑聚落外に出でゝ迎ふべきなり。若し迎へざらんには越毘尼罪なり。[127]來り已らんには應に勸化して、前食・後食・非時漿を作し、心を盡して供養し、眷屬に及ぶまで七日乏くること有らしむる勿るべし。若し無からんには、己が衣鉢中の餘を出して持用して供養せよ。若し復無からんには、下、合掌恭敬するに至れ。尼を教誡する法とは、若しは阿毘曇、若しは毘尼なり。阿毘曇とは、九部修多羅なり。毘尼とは、波羅提木叉の廣略なり。教誡人は、若し尼來らんに時に低頭して住するを得ざれ、應に[128]相威儀を觀ずべし。若し[129]油澤にて頭に塗り眼を莊り、上色衣の擣ちて光澤あらしめたるを著し、白帶を腰に繫けたるを見なば、是の如きの者は應に呵すべきなり。若し是れ年少ならんには應に語ぐべし、「姉妹、汝今年少にして學せずんば、老を待ちて當に學すべけんや。汝後に當に弟子に教詔すべきに、汝學せずんば、弟子も亦當に汝を學んで惡を作すべけん。是故に汝應に隨順して受經・誦經を學すべし」と。[130]若し俗人あらんには教ぐるを得ざれ、前人をして不善心を起さしむること勿れ。「沙門、婦に教勅せよ」と言はんに、若し爾らんには教ぐるを得ざれ、應に餘尼に問ふべし、「此は是れ誰が共行弟子なる、誰が依止弟子なる」と。問ひ已りて應に彼の和上・阿闍梨に語げ、教呵して行法に隨順せしめて、非威儀を作さし

【一二五】由延。註(二の一四六)由旬の下參照。
【一二六】拘盧舍。註(九の二一三)參照。
【一二七】原漢文に來已應勸化作前食後食非時漿盡心供養及眷屬七日勿令有乏とあり。勸化してとは檀越に勸化して供養せしむるなり。非時漿は註(一六の五・三の四二・六八)參照。
【一二八】相威儀。外儀の相なり。
【一二九】油澤。油も澤もあぶらなり。
【一三〇】原漢文に若有俗人者不得教勿令前人起不善心言沙門教勅婦若爾不得教應問餘尼此是誰共行弟子誰依止弟子……とあり。

尼(人)に拜せんとす、是の如く白す」。

「大德僧聽きたまへ、某甲比丘は十二法成就せり。僧は今某甲比丘を敎誡比丘尼(人)に拜せんとす。諸大德忍するや(不や)、某甲比丘を敎誡比丘尼(人)に拜せんことを。忍せんには默然したまへ、若し忍せざらんには便ち說きたまへ」と。

[二二]是れ第一羯磨にして、第二第三も亦是の如くして、「僧已に某甲比丘を拜して敎誡尼人と作し竟りぬ。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と說くなり。是の比丘、羯磨を受け已るに、應に比丘尼を敎誡すべきなり。敎法には八事あり、何等をか八とする、一に非時、二に非處、三に過時、四に時未至、五に不和合、六に眷屬、七に長句說法、八に[二三]迎敎誡なり。「非時」とは、日沒より明相未出に至るまで敎誡するなり、是を「非時」と名く。若し比丘、非時に比丘尼を敎誡せんには波夜提なり。「非處」とは、深猥處なるを得ず、露現處なるを得ず、當に不深不露處、若しは講堂、若しは樹下に在るべし。若し比丘、非處にて比丘尼を敎誡せんには越毘尼罪なり。是を「非處」と名く。「過時」とは、十四日・十五日なり。是を「過時」と名く。「時未至」とは、月の一日若しは二日三日なり、是を「時未至」と名く。應に四日より十三日に至るまでに、往いて敎誡すべきなり。時未だ至らざるに、比丘尼を敎誡せんには越毘尼罪なり。是を「時未至」と名く。「不和合」とは、比丘尼僧、和合せざらんには、應に敎誡すべからず、和合し已りて然して後に敎誨せよ。敎誡人到り已るに應に問ふべし、「尼僧和合せりや、未だしや」と。若し「和合せり」と言はんに、應に使を遣はして呼んで言はしむべし、「比丘尼、來りて敎誡を聽け」と。若し老病にして服藥し、衣鉢事を作して來るを得ざらんには、應に與欲して是の如くに言ふべし、「我は某甲なり、[二四]敎誡欲を與へん」と、是の如くに三說するなり。若し比丘尼僧、和合せざるに敎誡せんには越毘尼罪なり。是を「不和合」と名く。「眷屬」とは、偏して敎誡するを得ず、應に一切尼僧和合し已りて然して後に敎誡

【二二】敎誡比丘尼人を選差することは此文に於ては白四羯磨なるに、註(一五の七(二))の本文にては白二羯磨となれり。巴利律も白四羯磨なれば、今も白四羯磨を正しとすべきなり。

【二三】迎敎誡とは、敎誨人を迎ふる方法をいふ。

【二四】敎誡欲。欲とは chanda 卽ち意欲なり、比丘尼敎誡に際し他に因緣事ありて聽法するを得ざる時に、缺席せんとの意欲を與ふるを敎誡欲といふ。

順法を行じて、應に日々に二部僧に白すべきなり。是を二部僧と名け、是を「比丘尼は二部衆中にて半月、摩那埵を行ず」と名く。第五敬法竟る。

〔一〇八〕「半月に布薩を問げ教誡を求む」とは、比丘尼は布薩日に至るに、若しは一切尼僧、若しは使を遣して比丘精舍に至り塔を禮し已りて、知識比丘の所に至り清淨欲を與へて是の如きの言を作さく、「一切比丘尼僧は和合して比丘僧足を禮し、布薩を問げ教誡を請ふ」と、是の如くに三說するなり。僧、布薩の時、誦戒比丘は應に是說を作すべし、〔一〇九〕「大德僧聽きたまへ、今、布薩せん、爾所の日已に過ぎて、餘は爾所の日の在りあるのみ。佛・聲聞僧の常所行の事なり、諸大德、來らざる諸比丘あらば欲清淨を說きたまへ、誰か比丘尼の與に取欲せる」と。〔一一〇〕取尼欲人は應に上座の前に至りて、偏袒右肩し合掌して是の如きの言を作すべきなり、「比丘尼僧は和合して比丘僧足を禮し、清淨欲を與へ、布薩を問げ、教誡を請へり」と。是の如く三說せんに、誦戒人は應に問ふべし、「誰か比丘尼を教誡せん」と。若し先に教誡せる人あらんに、後の人應に問うて言ふべし、「尼は何の日に來り、何の處にて教誡するや」。先人應に語ぐべし、「某日に來り、某處に在りて」と。若し教誡する人無からんには、先に尼清淨欲を取れる比丘は應に尼に語げて言ふべし、「姊妹、教誡する人あることなければ、當に謹愼して放逸すること莫るべし」と。若し比丘、〔一一一〕十二法を成就せんに、僧應に羯磨して教誡人と作すべきなり。何等をか十二とする、一に持戒、二に多聞にして忘れず、三に持律廣略、四に辯才ありて能く說き、五に戒を學し、六に定を學し、七に慧を學し、八に能く惡邪を除き、九に梵行清淨、十に比丘尼の淨行を汙さず、十一に忍辱、十二に滿二十歲若しは過(二十歲)なり、是を「十二法を成就す」と名け、僧は應に拜して教誡比丘尼人と作すべきなり。羯磨者は應に是說を作すべし。

「大德僧聽きたまへ、某甲比丘は十二法成就せり。若し僧時到らば、僧は某甲比丘を教誡比丘

〔一〇八〕第六敬法。原漢文に半月問布薩求教誡…とあり。問布薩とは淨住を告ぐるなり、即ち清淨欲(Pārisuddhi)を與ふるなり。

〔一〇九〕原漢文に大德僧聽今布薩爾所日已過餘爾所日在佛聲聞僧常所行事諸大德不來諸比丘說欲清淨誰與比丘尼取欲…とあり。爾所日は爾所の日影の意なるべし。

〔一一〇〕取尼欲人。尼僧の淨潔欲を受けたる人なり。

〔一一一〕教誡比丘尼人十二法成就。註(一五の六六)の本文とは順位並に譯語に相違あり。

丘の實罪・非實罪を說くを得ず、比丘は比丘尼の實罪を說くことを得」と名く。是を第三敬法と名く。

一〇四「不先受」とは、比丘尼は比丘に先んじて、食・房舍・牀褥を受けざるなり。若し人ありて比丘尼に食を請ぜんには、應に「先に上尊衆を請ぜよ」と語ぐべきなり。若し「我れ彼に於て敬心なし、正に諸比丘尼を請ぜんと欲す」と言はんには、應に「我も亦受けじ」と語ぐべし。若し「我れ先に已に曾て僧に前食・後食を請じ、已に曾て人と共に請ぜしも、未だ曾て諸尼を請ぜざれば」と言はんに、若し爾らんには應に受くべく、……下至、先に僧に一摶食をも與へんには、比丘尼は後に種々好食を得るも無罪なり。若し人あり來りて「我れ尼の與に房を作らんと欲す」と言はんに、應に「先に上尊衆の與に作れ」と語ぐべし。若し「我れ彼に於て敬心なし、正に尼の與に作らんと欲す」と言はんに、應に「我れ亦受けじ」と語ぐべきなり。若し「我れ先に已に曾て僧の與に房舍・講堂・溫室・食堂・門屋・井屋・廁屋・洗脚處屋を作り、曾て衆人と共に作れるも、未だ曾て尼の爲に作らざれば」と言はんに、若し爾らんには應に受くべく、……下至、先に僧に一一〇五蚊廚をも與へんには、後に比丘尼、大房を受くるとも無罪なり。若し人あり來りて比丘尼に牀褥を與へんには、應に「先に上尊衆に與へよ」と語ぐべし。若し「我れ彼に於て敬心なし」と言はんに、應に「我れ亦受けじ」と語ぐべきなり。若し「我れ先に已に曾て比丘僧に牀褥・枕・一〇六俱執・臥具を與へしも、未だ曾て尼に與へざれば」と言はんに、若し爾らんには受くるを得ん、……下至、先に比丘僧に一小牀をも與へんには、比丘尼後に好牀褥を受くるも無罪なり。若し檀越にして未だ曾て僧に飯せず牀褥を施さゞらんには、比丘尼先に受けんには越敬法なり。是を「比丘尼は先に食・牀褥を受けず」と名く。第四敬法竟る。

一〇七「半月摩那埵」とは、若し比丘尼の越敬法は、應に二部衆中にて半月、摩那埵を行ずべきなり。若し十九僧伽婆尸沙を犯さんに、應に二部衆中にて半月、摩那埵を行ずべきなり。比丘尼衆中にて隨一〇八

【一〇四】第四敬法。

【一〇五】蚊廚は蚊幬の同音寫なり。

【一〇六】俱執、拘執褥・拘氀枕・拘攝とも音譯せり。註（三の一二四）拘氀枕の下參照。

【一〇七】第五敬法。比丘の摩那埵は六夜行法なるも、比丘尼は半月行法なり。摩那埵は註（五の一二三）參照。

「大德僧聽きたまへ、某甲は某甲に從うて具足を受けんとて、已にして比丘尼衆中にて具足を受け、清淨にして遮法なかりしも、若し來らんには梵行を傷ふを畏れて彼間に住し、和上尼は某甲なり、已に僧に從うて具足を受けんことを乞へり。若し僧時到らば僧は、某甲の與に具足を受けんとす、和上尼は某甲なり、白すること是の如し」と。

(次いで)一白三羯磨已るに、和上尼は使と共に比丘尼精舍に還り至りて是の如きの言を作さく、「善女、聽け、汝已に具足を受けぬ。一白三羯磨に遮法なく、十衆以上の和合二部衆にて具足を受け竟りぬ。汝應に三寶を恭敬すべし、汝已に人身得難く、佛世値ひ難く、聞法亦難きに遭遇せり」と。是を「二歲學戒して二部衆中にて具足を受く」と名く。是を「第二敬法」と名く。

[一〇二]「說罪」とは、比丘尼は比丘の實罪・非實罪を說くことを得ず、比丘は尼の實罪を說くことを得るも、非實罪を說くを得ず。尼は醫師比丘・犯戒比丘・摩訶羅比丘なりと說言するを得ず、若し親里ならんには輭語して諫むるを得るも呵責するを得ず。若し是れ年少ならんに應に語ぐべし、「汝今學せざらんに老を待ちて當に學すべきや、汝後に當に弟子に教詔すべきに、汝にして學せざらんには後の弟子亦當に汝に學びて惡を作すべし。是故に汝應に隨順して受經・誦經を學すべし」と。若し比丘尼にして比丘の過を說いて、醫師比丘・犯戒比丘・摩訶羅比丘なりと言はんには越敬法なり。比丘は比丘尼の實過を說くを得るも、呵責して剃髮の老嫗・婬蕩の老嫗・[一〇三]摩訶梨老嫗と言ふを得ず。若し是れ親里にして非法を作さんには、「是事を作すこと莫れ」と語言するを得るも呵罵するを得ず、應に輭語して諫むべし。若し年少ならんには應に語ぐべし、「汝今學せざらんに、老を待ちて當に學すべきや。汝後に當に弟子に教詔すべきに、汝にして學せざらんには後の弟子亦當に汝に學びて惡を作すべし。是故に當に受經・誦經すべきなり」と。若し比丘にして比丘尼を呵罵して、「剃髮の老嫗・婬蕩の老嫗・摩訶梨(老嫗)、不善にして恩養を識らず」と言はんには越毘尼罪なり。是を「比丘尼は比

【一〇二】第三敬法。

【一〇三】摩訶梨老嫗 Mohallika。老朽比丘尼なりと輕侮せる語。

に羯磨して、法預の弟子某甲の爲に具足を受けんとす、白すること是の如し」。「大德僧聽きたまへ、法預比丘尼は弟子某甲の爲に具足を受けんと(欲せり)。已にして比丘尼衆中にて具足を受けて遮法なかりしも、若し來らんには梵行を傷ふることを畏るれば、法預比丘尼は弟子某甲の爲に已に僧に從うて使受具足を乞へり。僧は今某甲某甲比丘に羯磨して、使して法預比丘尼の弟子某甲の爲に具足を受けんとす。諸大德忍するや(不や)、某甲某甲比丘に羯磨して、使して法預比丘尼の弟子某甲の爲に具足を受けんことを。忍せんには默然したまへ、若し忍せざらんには便ち說きたまへ」と。

〔一〇〕是れ初羯磨にして、第二第三に亦是の如くにして、「僧已に某甲某甲比丘に羯磨して、使して法預比丘尼の弟子某甲の爲に具足を受けんことを(忍し)竟りぬ。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と說くなり。是の比丘、羯磨を受け竟るに、卽ちに應に比丘尼精舍に往くべく、受具足人は應に使に向うて乞ふに、胡跪合掌して是の如きの言を作すべきなり、「大德僧憶念したまへ、我は某甲なり、和上尼某甲に從うて具足を受けんとて、已にして比丘尼衆中にて具足を受け、清淨にして遮法なかりしも、我れ若し此間を出でんには梵行を傷ふことを畏れて此間に住せり。我は某甲なり、和上尼は某甲なり、今僧に從うて具足を受けんことを乞ふ。唯願はくは僧、哀愍の故に我が與に具足を受けたまはんことを」と、是の如く三たびに至るに、和上尼は應に使と共に僧中に到るべし。和上尼は應に乞ふに胡跪合掌して是の如きの言を作すべきなり、「大德僧憶念したまへ、我は法預比丘尼なり、弟子某甲、具足を受けんと欲して、已にして比丘尼衆中にて具足を受け、清淨にして遮法なかりしも、若し來らんには梵行を傷はんことを畏れて彼間に住せり。我は法預なり、弟子某甲、今僧に從うて具足を受けんことを乞へり。唯願はくは僧、哀愍の故に與に具足を受けたまはんことを」と、是の如くに三たび乞ふに、羯磨人は應に是說を作すべきなり。

〔一〇〕原漢文に是初羯磨第二第三亦如是說僧已羯磨某甲某甲比丘使爲法預比丘尼弟子某甲受具足竟僧忍默然故是事如是持とあり。受具足竟の上に忍の一字を置くべきなり。諸本皆忍の字なきも、今は使となりて代りて具足を受くることの可否を問ふ羯磨なる故に、忍字を置かずば意味通じ難きなり。若し然らずば具足を受け竟ることになりて、後の受戒羯磨文は不要となるべし。

是の如きの不饒益事あれば、今若し精舍の門を出でんには、我當に更に捉へて其の梵行を壞して、具足を受くるを得ざらしむべし」と。法預比丘尼聞き已りて往いて世尊の所に到り、頭面に禮足して却いて一面に住し、佛に白して言さく、「我に弟子ありて具足を受けんと欲するも、若し精舍を出でんには梵行を壞するを畏るれば、彼間に住しつゝ此間の僧より與に遙かに具足を受くるを得るや不や」。佛言はく、「得ん、先に比丘尼衆にて與に具足を受け、已にして比丘僧中に往いて[九九]使受具足を乞へ」と。尼僧は與に具足を受け、已にして法預は卽ちに往いて比丘僧に白して使受具足を乞ふなり。羯磨人は應に是說を作すべきなり。

「大德僧聽きたまへ、法預比丘尼の弟子某甲、具足を受けんと欲するも、若し來らんには梵行を傷はんことを畏るれば、若し僧時到らば僧よ、法預比丘尼の弟子某甲は、僧に從うて使受具足を乞はんと欲せり。諸大德僧聽すや(不や)、法預比丘尼の弟子某甲の、使受具足を乞はんと欲するを。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。

和上尼は應に僧中にて胡跪合掌して是の如きの言を作すべし、「大德僧憶念したまへ、我は法預比丘尼なり、弟子某甲、具足を受けんと欲するも、若し來らんには梵行を傷はんことを畏る。已にして比丘尼衆中にて具足を受けて遮法なければ、我れ某甲、弟子某甲の爲に使受具足を乞はんとす。唯願はくは大德僧、哀愍の故に我が弟子某甲に使受具足を與へたまはんことを」と、是の如くに三たびに至るに、[一〇〇]僧中にて應に堪能なる者若しは二若しは三に羯磨して、衆に羯磨するを得ざるべし。羯磨人は應に是說を作すべきなり。

「大德僧聽きたまへ、法預比丘尼は弟子某甲の(爲に)具足を受けんと欲せり。已にして比丘尼衆中にて具足を受けて遮法なかりしも、若し來らんには梵行を傷ふことを畏るれば、法預比丘尼は弟子某甲の爲に已に僧に從うて使受具足を乞へり。若し僧時到らば、僧は今某甲某甲比丘

【九九】使受具足。遣信受戒なり。

【一〇〇】原漢文に僧中應羯磨堪能者若二若三不得羯磨衆羯磨人應作是說大德僧聽…とあり。堪能者とは使受具足に堪能なる者との意なるべし。衆とはこの場合には四人以上をいふ。

答へて「能くす」と言はんに、若し長としては欽婆羅衣・氎衣・芻麻衣・倶舍耶衣・舍那衣・麻衣・駈牟提衣を得よ」と。是の如くに乞食に依り、陳棄藥に依ること、上に廣く說けるが如し。「大德僧聽きたまへ、某甲は某甲に從うて具足を受け、已にして比丘尼衆中にて清淨にして遮法なく、已にして僧に從うて具足を受けんことを乞へり。父母・夫主は已に聽し、已に和上を求め五衣・鉢具し、二歲學戒滿じ、已にして乞畜衆羯磨を作し竟り、自說・清淨にして遮法なく、已にして三依に堪忍せり。若し僧時到らば僧は、某甲の與に具足を受けんとす、和上尼は某甲なり、白すること是の如し」。「大德僧聽きたまへ、某甲は某甲に從うて具足を受け、已にして比丘尼衆中にて清淨にして遮法なく、已にして僧は從うて具足を受けんことを乞へり。父母・夫主は已に聽し、已にして和上を求め五衣・鉢具し、二歲學戒滿じ、已にして乞畜衆羯磨を作し竟り、自說・清淨にして遮法なく、已にして三依に堪忍したれば、僧は今某甲の與に具足を受けんとす、和上尼は某甲なり。諸大德忍するや(不や)、某甲の與に具足を受くることを、和上尼は某甲なり。忍せんには默然したまへ、若し忍せざらんには便ち說きたまへ」と。是れ第一羯磨にして、第二第三に亦是の如くにして、「僧は某甲の與に具足を受け竟りぬ、和上尼は某甲なり。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。說き、(次いで)「善女、聽け、汝已に具足を受け、善く具足を受けぬ。一白三羯磨に遮法なく、和合僧二部衆十衆已上なり。汝今當に佛を敬重し、法を敬重し、僧を敬重し、和上を敬重し、阿闍梨を敬重すべし。汝已に人身得難く、佛世値ひ難く、聞法亦難く、衆僧和合して意願成就すること難きに遭遇せり、釋師子及び諸の聲聞衆を頂禮せよ。已にして具足を得たり、無憂華の、塵水より離れたるが如くに、汝當に依倚して泥洹善法を修習せんに具足するを得べけん」と。

佛、毘舍離大林重閣精舍に住したまひき。爾時、法豫比丘尼の弟子は具足を受けんと欲せり。時に菴婆羅離車童子は法豫弟子の具足を受けんと欲するを聞いて便ち是念を作さく、「此女は我に於て

り、我れ今僧に從うて具足を受けんことを乞ふ。唯願はくは僧、哀愍の故に我が與に具足を受けたまはんことを」と、是の如く三たびに至るに、羯磨師は應に是說を作すべきなり、「大德僧聽きたまへ、某甲は某甲に從うて具足を受け、已にして比丘尼衆中にて淸淨にして遮法なく、已にして僧に從うて具足を受けんことを乞へり。若し僧時到らば僧よ、某甲の和上尼は某甲なり、我れ僧中に於て遮法を問はんと欲す。諸大德聽すや(不や)、某甲の和上尼は某甲なり、我れ僧中に於て遮法を問はんと欲するを。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。羯磨師は應に問ふべし、「今は是れ至誠の時、是れ實語の時なり、諸天世間・天魔・梵・沙門・婆羅門・諸天・世人・阿修羅に於て、若し實ならざらんには便ち中に於て欺誑し、亦復、如來應供正遍知・二部僧中に於て欺誑するなり、此は是れ大罪なり。我れ今僧中にて當に汝に問ふべし、有らば有りと言へ、無きには無しと言へ。父母・夫主在りや不や、……」と、乃至、女人の隱處を除いて、餘は上に盡く問へるが如し。(次いで)羯磨師は應に是說を作すべきなり、「大德僧聽きたまへ、某甲は某甲に從うて具足を受け、已にして比丘尼衆中にて問ふに淸淨にして遮法なく、已にして僧に從うて具足を受けんことを乞へり。父母・夫主は已に聽し、已に和上を求め五衣・鉢具し、二歲學戒滿じ訖りて斎衆羯磨を乞ひ竟り、自說・淸淨にして遮法なし。若し僧時到らば僧よ、某甲の和尙尼は某甲なり、我れ僧中に於て三依を說かんと欲す。諸大德聽すや(不や)、某甲の和上尼は某甲なり、我れ僧中に於て三依を說かんと欲するを。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。『善女、聽け、此は是れ如來應供正遍知は饒益せんと欲するが故に、聲門尼衆中に於て正しく說いて三依を制したまへり。若し堪忍せん直心の善女人には與に具足を受け、堪忍せざらんには與に具足を受けざるなり。(1)糞掃衣は少事にして得易く、應淨にして諸過なければ比丘尼に隨順するの法なり、是に依りて出家し具足を受けんに比丘尼と作ることを得ん。是中、盡壽能く堪忍して糞掃衣を持するや不や。

是れ第一羯磨にして、第二第三も亦是の如くにして、「僧は已に某甲に受具足を與へ竟んぬ、和上尼は某甲なり。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と說くなり。（次いで言はく）、「善女聽け、汝已に具足を受けぬ。一白三羯磨に遮法なく、和合僧十衆なり。汝今當に佛を敬重し、法を敬重し、僧を敬重し、和上を敬重し、阿闍梨を敬重すべし。汝已に人身得難く、佛世値ひ難く、聞法亦難く、衆僧和合して意願成就すること難きに遭遇して已にして具足を得たり、當に隨順して學すべし。無憂華の、塵水より離れたるが如くに、汝當に衣倚して泥洹善法を修習せんに具足するを得べけん。此の戒序法・八波羅夷・十九僧伽婆尸沙・三十尼薩耆波夜提・百四十一波夜提・八波羅提提舍尼・衆學法・七滅諍法・隨順法は、我今略說して汝を教誡せん、後に和上・阿闍梨は當に廣く汝に教ふべし」と。具足を受け已るに、卽日に和上尼は應に將ゐて比丘僧の所に到るべく、和上尼は應に爲に乞うて胡跪合掌して是の如きの言を作すべきなり、「[九八]大德僧憶念したまへ、我れ已に某甲に受具足を與へぬ、今僧に從うて某甲の爲に具足を受けんことを乞ふ。哀愍の故に某甲の與に具足を受けたまはんことを」と、是の如くに三說せんに、羯磨師は應に問ふべきなり、「比丘尼衆中にて、清淨にして遮法なかりしや不や」と。若し問はざらんには越毘尼罪なり。羯磨師は應に是說を作すべきなり、「大德僧聽きたまへ、某甲は某甲尼に從うて具足を受けぬ、已にして比丘尼衆中にて清淨にして遮法なく、尼某甲は已にして僧に從うて具足を受けんことを乞へり。若し僧時到らば僧よ、某甲の和上尼は某甲なり、僧に從うて具足を受けんことを乞はんと欲せり。諸大德聽すや（不や）、某甲の和上尼は某甲なり、僧に從うて具足を受けんことを乞はんと欲するを。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。羯磨師は應に教へて胡跪合掌せしめて是の如きの言を作さしむべきなり、「大德僧憶念したまへ、我は某甲なり、和上尼某甲に從うて具足を受けぬ。已にして比丘尼衆中にて、清淨にして遮法なかりき。我は某甲なり、和上尼は某甲な

【九八】比丘僧中再受具足戒作法。

くす」と言はんに、若し[九〇]長としては欽婆羅衣・氀衣・芻摩衣・倶舍耶衣・舍那衣・麻衣・軀牟提衣を得よ。

(2)[九一]乞食に依らんに少事にして得易く應淨にして諸過なければ比丘尼に隨順するの法なり、是に依りて出家し具足を受けて比丘尼と作るを得ん、此中、盡壽能く乞食に堪忍するや不や。答へて「能くす」と言はんに、若し[九二]長として[九三]半月食八日十四日十五日說戒食・籌食・請食を得よ。

(3)[九四]陳棄藥に依らんに少事にして得易く應淨にして諸過なければ比丘尼に隨順するの法なり、是に依りて出家して具足を受け比丘尼と作るを得ん、是中、盡壽能く陳棄藥を服することを堪忍するや不や。答へて「能くす」と言はんに、若し[九五]長としては酥・油・蜜・石蜜・生酥及び脂を得よ。

此の[九六]三聖種に依りて當に隨順して學すべし」と(說いて、次いで受具足羯磨を唱ふるなり)。

[九七]「阿梨耶僧聽きたまへ、某甲は某甲に從うて具足を受けんとし、某甲は已に空靜處に教問し訖り、已にして僧に從うて受具足を乞へり。父母・夫主は已に聽し、已にして和上尼を求め五衣・鉢具せり。是れ女人にして二歲學戒滿じ已り、畜弟子羯磨を作し、自說・清淨にして遮法なく、已にして三依に堪忍せり。若し僧時到らば僧は、某甲に受具足を與へんとす、和上尼は某甲なり、白すること是の如し」。

「阿梨耶僧聽きたまへ、某甲は某甲に從うて、具足を受けんとし、某甲は已に空靜處に教問し訖り、已にして僧に從うて受具足を乞へり。父母・夫主は已に聽し、已にして和上(尼)を求め五衣・鉢具せり。是れ女人にして二歲學戒滿じ已り、畜弟子羯磨を作し、自說・清淨にして遮法なく、已にして三依に堪忍したれば、僧は今某甲に受具足を與へんとす、和上尼は某甲なり。諸阿梨耶忍するや(不や)、某甲に受具足を與へんことを、和上尼は某甲なり。忍せんには僧よ默然したまへ、若し忍せざらんには便ち說きたまへ」と。

【九〇】　長として等以下は、註(一三の七六・七七)參照。

【九一】　乞食。註(一三の七一)參照。

【九二】　長として等以下は、註(一三の七八・七九・八〇)參照。

【九三】　半月食(Pakkhika)。二週間毎に、卽ち半月半月の八日は、一月の八日と二十三日とに相當す。その時の供養食なり。

【九四】　陳棄藥。註(一三の七三)參照。

【九五】　長として等以下は、註(一三の八五・三の七九)參照。

【九六】　三聖種。註(四の二一五)四聖種の中より臥具(Senāsana 卽ち樹下坐に相當す)を除けるをいふ。

【九七】　比丘尼受具足戒白四羯磨文。

す。唯願はくは僧、哀愍の故に我に受具足を與へたまはんことを」と。
是の如くに三たびに至るに、羯磨師は應に是說を作すべきなり、
「阿梨耶僧聽きたまへ、某甲は某甲に從うて具足を受けんとす、某甲は已に空靜處にて教問し訖り、已にして僧に從うて受具足を乞へり。若し僧時到らば僧よ、某甲の和上尼は某甲なり、我れ僧中に於て遮法を問はんと欲す。阿梨耶僧聽すや(不や)、某甲の和上尼は某甲なり、我れ僧中に於て遮法を問はんと欲するを。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。
「善女、聽け、今是れ至誠の時、是れ實語の時なり、……乃至、是の如きの種々を(問ひ)、更に……餘病の、身に著けるありや」と。答へて「無し」と言はんに、羯磨師は應に是說を作すべきなり、
「阿梨耶僧聽きたまへ、某甲は某甲に從うて具足を受けんとす。某甲は已に空靜處にて教問し訖り、已にして僧に從うて受具足を乞へり。父母・夫主已に聽し、已に和上を求め、五衣鉢具足せり。是れ女人にして二歳學戒滿じ、已にして畜衆羯磨を作し、自說・清淨にして遮法なし。若し僧時到らば僧よ、某甲の和上尼は某甲なり、我れ僧中に於て[八八]三依法を說かんと欲す。阿梨耶僧聽すや(不や)、某甲の和上尼は某甲なり、我れ僧中に於て三依法を說かんと欲するを。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。
『善女、聽け、此は是れ如來應供正遍知、饒益せんと欲するが故に、聲聞尼衆中に於て正しく說いて三依を制したまへり。若し堪忍せん直心の善女人には受具足を與へ、堪忍せざらんには受具足を與へざるなり。何等をか三とす。
(1)[八九]糞掃衣は少事にして得易く應淨にして諸過なければ比丘尼に隨順するの法なり、是に依りて出家し具足を受けて比丘尼と作るを得ん、此中、盡壽能く堪忍して糞掃衣を持するや不や。答へて「能

修羅(裙)とし、四分律(四八)は三衣と僧竭支と覆ト衣とし、五分(一九)には三衣と覆肩衣と雨浴衣とし、有部律苾芻尼毗奈耶(七)には三衣と僧脚崎と俱蘇洛迦(裙)とせり。

[八八] 三依法(Tayo nissayā)。四依法より樹下坐を除ける他の三依なり。註(二三の六六)の下參照。

[八九] 糞掃衣。註(二三の六五)以下參照。

や、癬疥・黄爛・癩病・癰痤・痔病・[八一]不禁・黄病・瘧病・[八二]謦欬消盡・顚狂・熱病・風腫・水腫・腹腫の是の如きの種々なり。更に餘病の身に著くるありや不や」と。答へて「無し」と言はんに、敎師、僧中に來入して白して言はく、「某甲に問ふこと已に訖りぬ、自說・淸淨にして遮法なし」と。（爾の時）羯磨師は應に是說を作すべきなり、

「阿梨耶僧聽きたまへ、某甲は某甲に從うて具足を受けんとす、某甲は已に空靜處にて敎問し訖りぬ。若し僧時到らば僧よ、某甲を、和上尼は某甲なり、僧中に入るゝことを聽さんとす。阿梨耶僧聽すや（不や）、某甲を、和上尼は某甲なり、僧中に入るゝことを。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。

此人、僧中に入りて一々に頭面に僧足を禮し、戒師の前に在りて胡跪合掌し、衣鉢を授與せんには、「此の鉢多羅、應量にして受用乞食の器なり、我れ受持す」と、是の如くに三說し、「此は是れ[八三]僧伽梨、此は是れ[八四]鬱多羅僧、此は是れ[八五]安陀會、此は是れ[八六]覆肩衣、此は是れ[八七]雨衣なり。此は是れ我が五衣にして、盡壽、離宿せずして受持せん」と、是の如くに三說せんに、羯磨師は應に是說を作すべきなり、

「阿梨耶僧聽きたまへ、某甲は某甲に從うて具足を受けんとす、某甲は已に空靜處にて敎問し訖りぬ。若し僧時到らば僧よ、某甲の和上尼は某甲なり、僧に從うて受具足を乞はんと欲す。諸阿梨耶聽すや（不や）、某甲の和上尼は某甲なり、僧に從うて受具足を乞はんと欲するを。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。

（次いで）羯磨師は應に敎へて乞はしむべし、

「阿梨耶僧聽きたまへ、我は某甲なり、和尙尼某甲に從うて具足を受けんとす。阿闍梨某甲は已に空靜處に敎問し訖りぬ。我は某甲なり、和上尼は某甲なり、今僧に從うて受具足を乞はんと

---

ta?)。

【八〇】 不能女。女の黄門(Itthipaṇḍika)なり。註（一の一八四）參照。

【八一】 不禁。註（二三の六三）參照。

【八二】 謦欬消盡。註（三の六四）參照。

【八三】 僧伽梨(Saṃghāṭi)。

【八四】 鬱多羅僧 (Uttarāsaṅga)。

【八五】 安陀會(Antaravāsaka)。

【八六】 覆肩衣。註（三八の二八）の本文終りには三衣と僧祇支と雨浴衣とせる故に、今は覆乳衣の寫誤にあらざるか。覆乳衣は註（四〇の四二）に記せるが如く僧祇支 (Saṃkacchika) のことなり。十誦律（六一）にはされど僧祇覆胸衣といへり。律に覆肩衣なきにあらず（註四〇の五九）。たゞ五衣受持の時は僧祇支を攝すべきものと考ふるなり。

【八七】 雨衣(Vassikasāṭikā)。巴利律 (Cv. 10. 17. 2)にはudakasāṭikā、水浴衣） とある故に、こゝに雨衣とあるも雨浴衣にあらずして水浴衣なりと考へらる。

こゝに比丘尼の五衣として三衣の外に覆乳衣と雨衣とを列ねたるは注意すべし。巴利律の五衣と同じ。然るに十誦律（四〇）には三衣・覆肩衣・蔽

(不や)、某甲の和上尼は某甲なり、某甲は空靜處に教師と作ることを。僧は忍したまへり默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。

教師は應に具足を受けんと欲する人を、衆を離るゝこと近からず遠からざる(所)に將ふべし。教に二種あり、若しは略若しは廣なり。云何が是れ略なる。衆僧中にて當に問ふべし、「汝有らば當に有りと言ふべし、無くば當に無しと言ふべし」と。云何が是れ廣なる。「善女聽け、今是れ至誠の時、是れ實語の時なり、[六七]諸天世間・天魔・諸梵・沙門・婆羅門・諸天・世人・阿修羅に於て、若し實ならざらんには便ち中に於て欺誑し、亦復、如來應供正遍知・聲聞尼衆中に於て欺誑するなり、此は是れ大罪なり。今當に汝に問ふべし、有らば有りと言ひ、無くば無しと言へ」。「父母・夫主在りや不や」。若し在りと言はゞ應に問ふべし、「父母・夫主聽せりや不や、和上尼を求めしや未だしや、[六八]五衣と鉢と具せりや不や、學戒二歲滿ぜしや不や、畜衆羯磨を作せしや未だしや。汝の字は何等なりや」。答へて言へ、「字は某なり」と。「和上尼の字は誰ぞ」。答へて言へ、「字は某なり」と。[六九]「汝、父母を殺さゞりしや不や、阿羅漢を殺さゞりしや不や、破僧せざりしや不や、悪心にて佛身より血を出さゞりしや不や(註、佛久しく已に涅槃したまひしも而も故舊文に依るなり)、比丘の淨戒を壞せざりしや不や、賊盜住に非ざるや不や、越濟人に非ざるや不や、自出家ならざるや不や、本曾て具足を受けたりしや不や」。若し「曾て受けたり」と言はんに、應に語ぐべし、「去れ、具足を受くるを得じ」と。若し「不なり」と言はんには、應に問ふべし、「汝は婢に非ざるや不や、養女に非ざるや不や、人債を負はざるや不や、[七〇]兵婦に非ざるや不や、王家に陰謀せるに非ざるや不や、汝は是れ女なり不や、[七一]石女に非ざるや不や、[七二]爛墮に非ざるや不や、[七三]二道通ずるに非ざるや不や、[七四]破には非ざるや不や、[七五]無乳ならざるや不や、[七六]一乳に非ざるや不や、[七七]常血病に非ざるや不や、[七八]無血に非ざるや不や、[七九]一月常血に非ざるや不や、[八〇]不能女に非ざるや不や、汝是の如き種々諸病の身に著くるなきや不

【六七】 諸天世間等。註(二三の四二)參照。

【六八】 五衣。三衣と僧祇支と雨浴衣となり。本律第三十八卷(註二八)參照。次下註(八三)には受持五衣の名を三衣と覆肩衣と雨衣とせり。

【六九】 以下の遮難問事は註(二三の四三以下)參照。

【七〇】 兵婦。王臣又は王兵(Rājabhaṭa)の婦なり。

【七一】 石女。ウマズメ、即ち婬を作し能はざるもの、Itthi-kharini(女根の缺點)なるべし。

【七二】 爛墮(Sambhinna)。宋・元・明・宮本には癩墮とす。女根の爛壞なり。

【七三】 二道通。二形生(ubhato-vyañjana)なり。

【七四】 破。黃門の一種、捺破なるべし。

【七五】 無乳。animitta 即ち「女としての外形的標幟なきもの」に相當すべし。

【七六】 一乳。兩乳あるを Ni-mitta 又は Sanimitta とせば、一乳は兩乳に同ずる者との意を以て nimittamatta となし得ざるか。

【七七】 常血(Paggharanti)。常月經なり。

【七八】 無血(Alohita)。無月經なり。

【七九】 一月常血(Dhuvalohi-

んに、羯磨人は應に是說を作すべきなり。
[六五]「阿梨耶僧聽きたまへ、某甲式叉摩尼は二歲學戒して已に滿二十なれば、如來法律中に於て具足を受けんと欲し、尼某甲は已に僧中に從うて畜弟子羯磨を乞へり。若し僧時到らば僧は尼某甲に畜弟子羯磨を與へんとす、白すること是の如し」。
「阿梨耶僧聽きたまへ、某甲式叉摩尼は二歲學戒して已にして滿二十なれば、如來法律中に於て具足を受けんと欲し、尼某甲は已に僧に從うて畜弟子羯磨を乞へり。僧は今、尼某甲に畜弟子羯磨を與へんとす。諸阿梨耶忍するや(不や)、尼某甲に畜弟子羯磨を與ふることを。(忍せん)には默然したまへ、若し忍せざらんには便ち說きたまへ」と。
是れ第一羯磨にして、第二第三も亦是の如くにして、「僧は已に尼某甲に畜弟子羯磨を與ふることを忍し竟りね。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と說くなり。
是の式叉摩尼二歲學戒し、已にして滿二十にして如來法律中に於て具足を受けんと欲せんには、僧中に入りて先に頭面に僧足を禮し、僧足を禮し已りて先に和上尼を請じ、胡跪合掌して是の如きの言を作すなり、「尊、憶念したまへ、我は某甲なり、尊に從うて乞うて和上たらんことを求む。尊、我が爲に和上と作りて我が與に具足を受けたまはんことを」と、是の如くに三たびに至るに、和上尼は應に「喜心を發せ」と語ぐべし。弟子言はく、「我れ頂戴して持たん」と。和上尼は已にして先に與に衣鉢を求め、與に衆を求め、與に[六六]二戒師を求め、與に空靜處教師を求めて衆僧に推め與ふるに、羯磨師は應に是說を作すべきなり、「此中誰か某甲の與に空靜處に教師と作ることを能くするや」。答へて「我れ能くせん」と言はんに、羯磨師は應に是說を作すべきなり。
「阿梨耶僧聽きたまへ、某甲は某甲に從うて具足を受けんとす。若し僧時到らば僧よ、某甲の和上尼は某甲なり、某甲は空靜處に教師と作ることを能くせんとす。諸阿梨耶僧は聽すや

【六五】聽畜弟子羯磨。弟子を畜ふることを聽す白四羯磨文。

【六六】二戒師。羯磨を唱告する人なり。比丘尼の受具足戒は比丘尼中と比丘中との二度なるを要する故に二戒師を要するなり。

らんに、應に隨順して[五四]十八事を行ずべきなり。何等をか十八とする、(1)一切大比丘尼の下、一切沙彌尼の上(にて飲食し)、(2)式叉摩尼に於て不淨なるも大尼に於ては淨なり、(3)大尼に於て不淨なるは式叉摩尼に於ても亦不淨なり、(4)大尼は式叉摩尼と與に三宿するを得、(5)式叉摩尼は沙彌尼と與に三宿するを得、(6)式叉摩尼は大尼の與に食を授くるを得、[五五](7)五生種を[五六]火淨すると金銀及び錢を取るとを除いて自ら沙彌尼より食を受く、(7)尼は向うて波羅夷乃至越毘尼罪を說くを得ず、(9)不婬・不盜・不殺・不妄語の是の如き等を語るを得、式叉摩尼は(10)布薩・(11)自恣日に僧中に入り胡跪合掌して是の如きの言を作さく、「阿梨耶僧、我は某甲にして清淨なり、僧、憶念して持ちたまはんことを」と、是の如くに三說して去るなり、(12)[五七]後の四波羅夷を犯さんには更に始めより學し、(13)十九僧伽婆尸沙已下に(於て)若し一々に犯ぜんに所犯に隨うて突吉羅悔を作すなり、若し(14)—(18)五戒を破らんに犯せる日數に隨うて更に學するなり、何等をか五とする、[五八]非時食と[五九]停食食と[六〇]錢金銀を捉ると[六一]飲酒と[六二]華香を著くるとなり、是を十八事と名く。

是の式叉摩尼二歲學戒滿じ已りて、如來法律中に於て具足を受けんと欲せんには、和上尼は應に僧に白して[六三]畜弟子羯磨を乞ふべきなり。尼羯磨師は應に是說を作すべし。

「阿梨耶僧聽きたまへ、某甲式叉摩尼は二歲學戒して滿二十なれば、如來法律中に於て具足を受けんと欲せり。若し僧時到らば僧よ、和上尼某甲は僧に從うて畜弟子羯磨を乞はんと欲す。阿梨耶僧聽すや(不や)、某甲は僧に從うて畜衆羯磨を乞はんと欲するを。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。

和上尼は應に胡跪合掌して是の如きの言を作すべきなり、[六四]「阿梨耶僧憶念したまへ、是の式叉摩尼は二歲學戒して滿二十なれば具足を受けんと欲せり。我は某甲なり、今、僧に從うて畜弟子羯磨を乞はんとす。唯願はくは僧よ、我に畜弟子羯磨を與へたまはんことを」と、是の如く三たびに至ら

【五四】十八事。式叉摩那隨順行法なり。大正藏・縮藏の加點に依らず。註(三八の九三)の本文參照。

【五五】五生種。根種・莖種・心種・節種・子種なり、註(一四の三〇—三四)參照。

【五六】火淨。註(一四の三六)參照。

【五七】後の四波羅夷。比丘尼八波羅夷法の中の後の四法なり。本律第三十六卷參照。

【五八】非時食。比丘波夜提第三十六條、比丘尼の第二十六條なり。

【五九】停食食。比丘波夜提第三十七條、比丘尼の第二十七條なり。

【六〇】捉金銀。比丘尼薩耆波夜提第十八條、比丘尼の第四條なり。

【六一】飲酒。比丘波夜提第七十六條、比丘尼の第五十六條なり。

【六二】著華香。比丘尼波夜提第百二十六條より第百三十條に相當すべし。

【六三】求聽乞畜弟子羯磨。弟子を畜へんことを乞ふときの聽許を求むる羯磨文。

【六四】乞弟子作法。弟子を畜へんことを乞ふ作法なり。

し、餘遍からざらんには總禮するを得ん、應に言ふべし、「我は比丘尼某甲なり、頭面に一切僧足を禮しまつる」と。若し比丘にして比丘尼精舍に至らん時、一切比丘尼は應に起迎・禮足すべきこと、亦上に說けるが如し。若し比丘尼にして是の分別を作さく、「是は戒を犯ぜり、是は[四九]醫師なり、是は摩訶羅にして知る所なけん」とて、憍慢にして恭敬・起迎・作禮せざらんには、[五〇]越敬法なり（第一敬法竟る）。「二年學すとは、滿十八歲女にして如來法律中に於て具足を受けんには、和上尼は應に所須を供給して、與に僧に白して料理すべきなり。尼衆の中にて、能く羯磨を作し（うる）人應に是說を作すべし、「[五一]阿梨耶僧聽きたまへ、十八歲女なる某甲は如來法律中に於て具足を受けんと欲せり。若し僧時到らば僧よ、某甲は僧に從うて[五二]二歲學戒を乞はんと欲す。諸阿梨耶は某甲二歲學戒を乞ふことを聽すや（不や）。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。此の女人、僧中に入りて應に一々に頭面に僧足を禮し、僧足を禮し已るに胡跪合掌して是の如きの言を作さしむべし、「阿梨耶僧憶念したまへ、我は滿十八歲女なる某甲なり、如來法律中に於て具足を受けんと欲し、我今僧に從うて二歲學戒を乞はんとす。唯願はくは阿梨耶僧、憐愍の故に我に二歲學戒を與へたまはんことを」と。是の如くに三說せんに、尼羯磨師は應に是說を作すべきなり。

[五三]「阿梨耶僧聽きたまへ、某甲女は年滿十八なり、已にして僧に從うて二歲學戒を乞へり。若し僧時到らば僧よ、某甲に二歲學戒を與へんとす、白すること是の如し」。

「阿梨耶僧聽きたまへ、某甲女は年滿十八なり、已にして僧に從うて二歲學戒を乞へり。僧は今某甲に二歲學戒を與へんとす。阿梨耶僧忍するや（不や）、某甲に二歲學戒を與ふることを、和上尼は某甲なり。（忍せん）には默然したまへ、若し忍せざらんには便ち說きたまへ」と。

第一羯磨竟りて第二第三も亦是の如くにして、「僧は已に某甲に二歲學戒を與へ竟りぬ。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と說くなり。是の式叉摩尼、二歲學戒を得已

【四九】醫師（比丘）。こは犯戒比丘なり、醫師比丘なり、摩訶羅比丘なりとして比丘に對し憍慢の態度を爲すの一段なり。故に今こゝに醫師とせるは、印度に於て醫師は尊崇せられず、竹師・皮師等と同樣に取扱はれしものなるか、或は醫師を以て活命せる邪命得の比丘を醫師比丘として蔑視せるものなるべし。

【五〇】越敬法。八敬法に違越する義、罪傳は偸吉羅罪卽ち僧祇律の越毗尼罪なるべきも、後の第五敬法の初に「若し比丘尼の越敬法は二部衆中に半月摩那埵を行ずべし」とあれば僧殘罪悔謝法と同じきなり。

【五一】第二敬法。阿梨耶（Ariyā, ayyā）。貴勝の婦女に呼びかくる語、今は大姉僧きゝたまへの意なり。

【五二】二歲學戒（Dve vassāni chasu dhammesu sikkhitasikkhā）。二年の間、六法を受けて戒を學し試練するなり。六法とは註（二の二五）式叉摩尼の下參照。

【五三】二歲學戒白四羯磨文。

からんには當に來るべし」と。若し「阿闍梨、塔を禮したまへ」と言はんに、「中間に障礙なからんに……」と語言するを得ざれ。應に「當に禮すべし」と語ぐべし。若し「尊者、我が爲に塔を禮したまはんことを」と言はんに、應に「若し憶せんには當に禮すべし」と語言すべきなり。若し「尊者、長老比丘を禮したまへ」と言はんに、「障礙なからんに……」と言ふを得ざれ。應に「當に禮すべし」と語ぐべし。若し「尊者、我が爲に長老比丘を禮したまはんことを」と言はんに、應に「若し憶せんには當に禮すべし」と語ぐべきなり。若し「尊者、受經・誦經・持戒・坐禪したまへ」と言はんに、「中間に障礙なからんには當に受(經)・誦經すべし」と語ぐるを得ざれ。應に「我れ是を爲めんとて故に出家せるなり」と語ぐべきなり。若し「須陀洹・斯陀含・阿那含・阿羅漢果を學したまへ」と言はんに、「中間に障礙なからんには當に學すべし」と語ぐるを得ざれ。應に「我れ是を爲めんとて故に出家せるなり」と語ぐべきなり。是中、應に障礙を作すべきに而も作さず、應に作すべからざるに而も作さんには倶に越毘尼罪なり。是を「障礙不障礙法」と名く。

[四五]「比丘尼法」とは。佛、迦維羅衛國釋氏精舍に住したまひき。

爾時、大愛道瞿曇彌は五百の釋女と與に佛に出家を求めぬ。……線經[四六]の中に廣く說けるが如し、……乃至、佛、諸比丘に告げたまはく、「今日より大愛道瞿曇彌を比丘尼僧の上座と(せん)、是の如くに持つ」と。爾時、大愛道瞿曇彌は佛に白して言さく、「世尊は比丘尼の爲に八敬法[四七]を制したまへり、我等廣く聞くを得るや不や」と。佛言はく、『(聞くことを)得ん。八敬法とは、比丘尼にして[四八]百臘に滿つると雖、應に新受戒比丘に向はんに起迎・恭敬・作禮すべきなり。「我れ百臘たらんを待ちて、然して後に新受戒比丘に向うて作禮せん」と言ふを得ざれ。一切比丘尼は、應に長老(比丘)・中間(比丘)・年少比丘に向うて起迎・恭敬・作禮すべきなり。若し比丘尼にして比丘精舍に至らん時、應に頭面に一々に一切比丘の足を禮すべし。若し老病にして能はざらんには、力の多少に隨うて禮

【四五】比丘尼法。比丘尼八敬法なり。
【四六】線經。中阿含第二十八卷瞿曇彌經(A. 8. 51 Gotamī)なり。其他、註(一五の七九)參照。
【四七】八敬法 (Attha garu-dhammā)。以下卷末まで八敬法の一々についての詳解なり。
【四八】第一敬法。百臘とは受戒後百夏を經たるもの、法臘百歲なり。

是を「毘尼法」と名くるなり。

【四三】「障礙不障礙法」とは。佛、舍衞城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

爾時、尊者難陀・優波難陀は諸國に遊行して祇洹精舍に還り、入聚落衣を著して舍衞城に入りて喜悅優婆夷家に至るに、優婆夷見已りて言はく、「善來、阿闍梨、何ぞ乃し希に現れる」。即ち請じて坐せしめ、頭面に禮足して却いて一面に住し、共に相問訊し已るに比丘言はく、「優婆夷、我れ希に行れり、我が與に何等の好飲食を作すや」。優婆夷答へて言はく、「阿闍梨の敎に從はん、前食・後食、若しは餅若しは肉、所須に隨うて當に辦ふべし」。即ち請じて言はく、「尊者明日我が食を受けたまはんことを、願はくは時に早く來りたまへ」と。即ち便ち請を受けぬ。其家、明日に種々飲食を作し座を敷いて而して待つに、時に比丘、事の因緣多くして忘れて來り赴かず、日時已にして過ぎたれば、食停め(う)べきは留め、停め(う)べからざるは便ち取りて之を食しぬ。是の如くに二日三日待てども來らざりければ、已にして便ち取りて盡く食せしに、第四日に至りて方に來れり。優婆夷見已りて心に悅ばずして是言を作さく、「阿闍梨、云何が我請を受けつゝ而も來らざりしや」。諸比丘聞き已りて是の因緣を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「難陀・優波難陀を喚び來れ」。來り已るに佛言はく、「是の喜悅優婆夷は佛・比丘僧に於て都べて愛惜することなきに、何の故に中に於て嬈亂せる。【四四】汝、云何が一向に請を受けつゝ障礙因緣を開せざりしや」と。障礙因緣法とは、若し人ありて言はん、「尊者、明日我が前食を請ずるを受けたまはんことを」と。若し須ゐんには、應に「爾り」と言ふべし。彼れ復「尊者、必らず當に來るべきや」と言はんに、應に言ふべし、「中間に障礙なからんには當に來るべし」と。是の如くに後食(若しは)一切請にも亦是の如し。若し比丘安居竟に去らん時、檀越言はん、「尊者、後に更に來りたまはんことを」。若し來らんと欲せんには、答へて言へ、「爾り」と。檀越復「尊者、其必らず當に來るべきや」と言はんに、應に語ぐべし、「若し中間に障礙な

【四三】障礙不障礙法。

【四四】原漢文に汝云何一向受請不開障礙因緣とあり。開は萬一障礙の因緣あらん時は來り得ざるべしと預じめ斷り置く作法なり。

睺羅、我れ汝と法食・味食を共にせん」と。阿難は羅睺羅が鬭諍と與に法食・味食を共にせりと聞きて、時に阿難は亦羅睺羅と法食・味食を共にせざりき。時に人あり、食を送りて尊者阿難に與へしに、阿難語ぐらく、「世尊の子、羅睺羅に與へ去れ」と。是の如くに食を送りて尊者羅睺羅に與ふる者あらんに、羅睺羅言はく、「持して世尊の侍者に與へ去れ」と。是の如くして迦維羅衛國にて七年中、布薩・自恣を作さゞりき。尊者優波離は支提山中に在りて住せしが、時に釋種の子は往いて尊者優波離の所に至り、〔四〇〕是の如きの言に作さく、「阿闍梨、不善なり、不隨順なり、阿闍梨の、世に在りながら、迦維羅衛は是れ世尊の生地なるに、云何が七年中布薩・自恣を作さゞる。唯願はくは尊者、往いて和合したまはんことを」と。優波離は卽ちに來りて、諸の釋種をして大堂を嚴飾し、好坐具を敷きて散華燒香し、爲に客比丘に飯し、並に尊者阿難を請ぜしめ、〔四一〕先に羅睺羅を喚びて一屛處に安き、（釋家女をして）一小兒を抱きて中地に放坐せ（しめて語ぐらく）、『尊者阿難坐し已りて地の小兒を見て、若し「取れ」と言はんには應に語ぐべし、「取らじ、願はくは尊者が羅睺羅と與に和合せんには我當に取るべし」と』。是の如くに教へ已りて尊者優波離坐し已り、次に尊者阿難坐し、諸比丘次第に坐し訖るに、〔四二〕時に釋家の女、孩兒を抱きて手に生酥を捉りしに、而も嗽して中地に放坐するに兒便ち啼喚せり。阿難見已りて愛念の心生じて語げて言はく、「此の小兒を取れ」。答へて言はく、「取らじ。若し尊者にして羅睺羅と與に和合せんには當に取るべく、和合せざらんには取らじ」と。阿難言はく、「此は沙門の法にして汝俗人の事には非じ、但、小兒を抱け」。答へて言はく、「爾らず」。是の如くすること三たびに至るに、阿難言はく、「羅睺羅を喚び來れ」。來り已るに尊者優波離は阿難に語げて言は、「『如し阿難、擅越ありて是の如く是の如くに長老に、「我れ命終の後、長老是の如くに與へよ」と囑せんに、何の過失ありや。尊者鬭諍も亦復是の如くせしに、阿難よ、云何が是事を以て世尊の子羅睺羅と與に而も和合せざるや」と。是の如くに毘尼し竟れるを、是を「鬭諍」と名く。

〔四〇〕原漢文には作女是言阿闍梨我不善不隨順阿闍梨在世迦毗羅衛是世尊生地云何七年中不作布薩自恣とあり。宋・元・明・宮本により、又前後の文意を推して我の字を除けり。

〔四一〕原漢文に先喚羅睺羅安一屛處抱一小兒放坐中地尊者阿難坐已見地小兒若言取者應語不取願尊者與羅睺羅和合者我當取如是教已…とあり。難文なり、譯文少しく補へり。

〔四二〕原漢文に時釋家女抱孩兒手捉生酥而嗽放坐中地兒便啼喚とあり。嗽は大聲を出すなり。放坐は小兒を投げ棄つるなり。

比丘見已り欲心起りて自ら制すること能はず、不淨を失して女の頭上に落せしに、女、嫌心なくして卽ちに衣を持して拭ひ已りて是言を作さく、「阿闍梨、大に善利を得ん、是の如きの欲心ありてこそ、世尊の法中に於て梵行を修することを能くせん」と。時に比丘、心に疑悔を生じて往いて長老比丘に問ふに、長老比丘言はく、「汝、何の心を以てせしや」。答へて言はく、「我れ前相を見て心に制すること能はざりき」。長老比丘言はく、「[三七]應に善く相を觀じて其心を制伏すべきなり」と。是の如くに毘尼し竟れるを、是を「乞食」と名く。

(35)「[三八]欝訓」とは。佛、般泥洹したまへるの後、長老比丘は迦維羅衞尼俱律樹釋氏精舍に在りき。爾時、尊者欝訓は一釋種と知舊たりき。時に釋種病むに、二兒ありて各母を異にし、一兒は是れ釋家女、一兒は是れ異姓女なりしが、釋種、終りに垂んとせし時尊者欝訓に囑すらく、「阿闍梨、我れ無常せるの後は、是の二兒の中、佛法を愛樂して阿闍梨の[三九]心を得るあらんには、是の地中の藏を示したまへ」と。命終の後、釋女の兒は惡友と相逐うて佛法を樂はず、來りて受經せず、誦讀を樂しまざりき。時に異姓の女兒は善友と相逐うて佛法を愛樂し、欝訓の所に來り到りて經戒を受誦して長老の心を得たりしかば卽ち語ぐらく、『汝が父亡せし時我に囑すらく、「二兒の中、法を樂ふ者あらんには、可しく此藏を示すべし」と』。卽ちに處を示すに、大に金銀珍寶を得て家道富樂せり。(時に)釋女の兒は聞き已りて卽ち尊者阿難に白さく、「阿闍梨、此は善に非ず、隨順に非じ。尊者欝訓は我が父財を持して異姓の母の兒に與へぬ。我が釋家の法として釋家女の兒は應に父業を繼ぐべく、所有の財物は皆應に我に屬すべきなり」と。阿難言はく、「是れ非法の分處なり、我れ法食・味食を共にせざらん」と。時に羅睺羅、來りて欝訓の所に到るに、二人は和上を同じくしければ、卽ち羅睺羅に語げて言はく、「尊者阿難と與に法食・味食を同じくすること莫れ」。問うて言はく、「何の故なりや」。具に上の因緣を說いて(言はく)、「我に事なきに阿難は我と法食・味食を共にせざれば、羅

【三七】この持犯判斷は僧祇律獨特なるべし。他律にかゝる寬大なる方規あることなし。

【三八】欝訓　宋・元・明・宮本には欝壽とせり。

【三九】心。宋・元・明・宮本には意の字となせるも、後の文には心として意となさゞれば今改めず。

羅漿を飲みて便ち死せり」。卽ち語げて言はく、「汝、蘇毘羅漿を飲まんと欲するや不や。答へて言はく、「飲まんと欲す」。卽ちに漿を與へしに飲み、飲み已りて便ち死せり。摩訶羅は心に疑悔を生ぜしかば、往いて長老比丘に問ふに、長老比丘言はく、「汝、何の心を以て與へしや」。答へて言はく、「慈心にて彼意に遂ひしなり」。長老比丘言はく、「汝、慈心ありと雖、智慧あることなくして他の命根を斷ぜり、波羅夷を得ん」と。是の如くに毘尼し竟れるを、是を「二漿」と名く。

(32)「甎」[三四]とは。舍衞城祇洹精舍にて、時に比丘、房舍を作り園民、甎を授くるに、比丘取捉すること堅からざりし故に園民の頭上に落ち、(頭)破れて卽ちに死せり。比丘、心に疑悔を生じて往いて長老比丘に問ふに、長老比丘言はく、「汝、何の心を以て甎を落せしや」。答へて言はく、「捉ふること堅からざりしが故に」。長老比丘言はく、「應に堅く捉ふべきなり」と。是の如くに毘尼し竟れるを、是を「甎」と名く。

(33)「糞」とは。舍衞城祇洹精舍にて五日に一たび糞穢を掃除せしに、時に年少の比丘あり、糞を持して牆外に擲ちしに、病摩訶羅出家あり、牆下に在りて大小行せしに糞來りて上に鎭へ、未だ起つを得ること能はざるに後糞續いて至り、是の如くして便ち死せり。當牆比丘[三五]、糞聚高くして盜賊登り入らんを恐れしを以ての故に、卽ちに便ち除却せんとして死比丘を見しかば、心に疑悔を生じて往いて長老比丘に問ふに、長老比丘言はく、「汝、何の心を以て糞を除きしや」。答へて言はく、「看ずして」。長老比丘言はく、「若し看ずして糞を擲たんには越毘尼罪を得ん」。是の如くに毘尼し竟れるを、是を「糞」と名く。

(34)「乞食比丘」とは。佛、般泥洹[三六]したまへるの後、諸比丘は迦維羅衞國釋氏精舍に在りて住しき。時に比丘あり、入聚落衣を著し鉢を持して城に入り、次に行いて食を乞ふに、時に釋種女にして端正なるあり、澡浴し訖りて新淨衣を著し、食を持して比丘に施し、施し已りて頭面に禮足せるに、

【三四】前の標擧（二九註の一二二）の本文には塼（ダン）とせり、塼と甎と同義なり。

【三五】原漢文に當牆比丘以糞聚高恐盜賊登入卽便除却見死比丘心生疑悔…とあり。當牆比丘とは牆に當てたる比丘、卽ち牆外に擲てる比丘の意なり。當はとのゐの義と解して牆を司り看まもるもの、卽ち巡邏する比丘と解する方適當するも、後の文に、看ずして糞を擲つとあれば、初の擲糞比丘の意とせざるべからず。

【三六】般泥洹。註（三の二一一・二〇八）參照。

往いて問訊すべし」。聞き已るに卽ちに往いて共に相問訊し、問訊し已りて一面に在りて坐しぬ。樹提陀婆卽ち問うて言はく、「汝は是れ弗絺膐なりや」。答へて言はく、「爾り」。「[二八]慧命、汝は布薩に叛きしや」。答へて言はく、「布薩に叛けると布薩に叛かざるとは今當に知るべし。我れ二十年已來、十四日布薩には十四日に來り、十五日布薩には十五日に來れり。是の如きは是れ布薩に叛くか布薩に叛かざるか、尊者自ら知りたまはん」。答へて言はく、「慧命は是れ佛法に順ぜり。但、聚落中の比丘は隨順ならざれば、二十年中、受具足すとも受具足と名けず、羯磨すとも羯磨とは名けざるなり」と。是の如くに毘尼し竟れるを、是を「布薩」と名く。

(31)「[二九]二漿」とは。爾時、[三〇]優闍尼國にて、人あり王法を犯せしかば、手脚を截り已りて持して[三一]尸陀林中、阿練若比丘處に近き(所)に著きしに、宛轉として比丘所に來至して言はく、「阿闍梨、我甚だ飢苦せり、我に少食を乞へよ」と。答へて言はく、「食なし」。復言はく、「阿闍梨、我を憐愍せよ、我に二種の苦痛あり、一には手脚を截れるの苦、二には飢苦なり」。答へて言はく、「食なきも正に[三二]蘇毘羅漿あり、須うるや不や」。答へて言はく、「須う」。卽ち漿を與へしに、食を得ざること久しかりければ、飲み已るに便ち死せり。比丘、心に疑悔を生じて諸比丘に問ふも了するを得ること能はず、往いて長老比丘に問ふに、長老比丘言はく、「汝、何の心を以て與へしや」。答へて言はく、「饒益心にて」。「饒益心ならんには無罪なり」と、是の如くに毘尼し竟りぬ。復次に優闍尼國にて人あり王法を犯し、手脚を截り已りて持して尸陀林中、阿練若比丘住處に近き(所)に著きぬ。時に摩訶羅出家ありて次に房舍を守りしに、手脚なきの人、宛轉として其所に來至して是言を作さく、「阿闍梨、我甚だ苦痛にして堪忍すべからず、頗し少藥あらば我に施せ、我れ疾く死なんと欲す」。答へて言はく、「我は[三三]旃陀羅・殺人賊には非じ、云何が我に從うて藥を索むるや」。「爾らず、阿闍梨、我れ苦痛にして忍び難きなり」。時に摩訶羅は慈心を起して是念を作さく、「曾て是の如きの比丘ありて蘇毘

【二八】慧命。具壽、尊者と同じく呼びかくる尊稱、智慧の命を具せる者との意なり。

【二九】二漿。前の標擧（二九註の一二二）の本文には二蘇毘羅漿とあり。

【三〇】優闍尼國。註(二の二・四の六三)鬱闍尼參照。

【三一】尸陀林、前註(一六)參照。

【三二】蘇毘羅漿。註（二九の一一九)參照。

【三三】旃陀羅。註(一二の一〇)參照。

を、是を「捨婦」と名く。

(29)「隔壁」とは。弗迦羅國[二五]に比丘・比丘尼精舍ありて壁を隔てゝ住せり。時に比丘、欲心を起し、通夜して比丘尼と共に壁を隔てゝ語り、比丘、心に疑悔を生じて往いて長老比丘に問ふに、長老比丘言はく、「汝、何の心ありて語れる」。答へて言はく、「欲心にて」。「是の如くに欲心ならんに、語々に越毘尼罪を得ん」と。是の如くに毘尼し竟れるを、是を「隔壁」と名く。

(30)「布薩」とは。弗迦羅聚落[二六]の比丘、阿練若比丘と共に共に布薩を一にせり。時に阿練若住處の比丘は弗絺虜と名け大德にして名稱ありしに、聚落中の比丘は利養を得るを見て嫉妬心を起せり。時に長老弗絺虜、十四日布薩に至りて來りて聚落に入り、聚落中の比丘に語ぐらく、「長老、共に布薩を作さん、來れ」。答へて言はく、「我れ十五日に當に布薩すべし」。弗絺虜言はく、「我れ日數を知るに、今は應に十四日布薩なるべきなり」。答へて言はく、「我れ作さず、十五日當に布薩すべし」。是の如く三たびに至るも從はざりければ、弗絺虜便ち去りぬ。去り已るに聚落中の比丘は、即ちに布薩せり。明日に弗絺虜復來りて(言はく)「長老、共に布薩を作さん、來れ」。答へて言はく、「已に布薩し竟りぬ」。聚落比丘言はく、「汝は布薩に叛けり、我復汝と與に法食・味食を共にせじ」。[二七]時に弗絺虜、十四日なるには便ち十四日に來り、十五日なるには便ち十五日に來り、是の如くして二十年の中初めより布薩を得ざりき。時に善鬼神ありて弗絺虜を敬重しければ、往いて支提山中なる尊者樹提陀婆の所に至りて是言を作さく、「尊者、善ならず隨順ならず、尊者の在世に聚落中の比丘は是の如きの非法を作して、常に弗絺虜を惱亂せり。唯願はくは尊者、自ら往いて料理したまはんことを」。尊者樹提(陀婆)聞き已りて卽ちに來り、便ち是念を作さく、「我若し先に阿練若處に至らんに、聚落中の比丘は兇惡なれば、聞かんには我と法食・味食を共ぜざらん」と。是念を作し已りて、卽ちに聚落中の比丘所に到りぬ。時に善鬼神は尊者弗絺虜に語ぐらく、「尊者樹提陀婆、今聚落に在り、可しく

【二五】弗迦羅國。翻梵語(八)に弗迦羅婆多大城、應ㇾ云二弗迦羅婆底一亦云二弗迦羅一… とあり。西域記(二)の健馱邏國なる布色羯邏伐底城にあらざるか。

【二六】弗迦羅聚落。翻梵語(八)に譯曰、弗迦羅者蓮華とあるのみ。その地理的位置明かならず。

【二七】原漢文に時弗絺虜十四日便十四日來十五日便十五日來如是二十年中初不得布薩時有善鬼神…とあり。二十年の間、如法に布薩し來りしに、初めて布薩を得ざりきと譯し得ざるにあらざるも、後の文に二十年中の受具足及び羯磨は一切無効なりと斷ずべしとあれば、布薩不如法なりしこと二十年間なりきと解すべきなり。

見しや不や」。答へて言はく、「見ず」。比丘心に疑悔を生じて諸比丘に問ひ、諸比丘は決する能はずして往いて長老に問ふに、長老言はく、「犢を牽いて房に入れ、戸を反し閉ぢたるは越毘尼罪を得ん、持して僧厠中に著けるは偸蘭遮を得ん、見たるを見ずと言へるは波夜提なり」と。是の如くに毘尼し竟れるを、是を「放犢」と名く。

(28)「捨婦」とは。[20]迦尸耆利大邑にて、時に摩訶羅にして端正なるあり、婦を捨てゝ出家せしに、共婦逐ひ來りて房外に在りて績を紡ぎぬ。摩訶羅語げて言はく、「汝、去れ、我は出家人なれば汝を須ゐず」。答へて言はく、「尊者、我れ此に在らんに何の妨事ありと作すや、時々に尊者に見えんと欲するは、相離るゝこと能はざるが爲ならくのみ」。摩訶羅は是を以て數々語ぐるも猶ほ故ほ去らざりければ、卽ち衣鉢を持して棄捨して去りぬ。女人あり、見已りて語げて言はく、「汝が本二[21]已に去りぬ」。聞き已るに卽ちに逐ひ及び已りて、便ち衣を捉へ前に當りて立ちて是言を作さく、「阿闍梨、我が爲の故に去ること莫れ、我當に衣・鉢・病瘦醫藥を供給すべし」。摩訶羅言はく、「我は出家人なり、法應に爾るべからず」と。是の如くにせしも猶ほ故ほ放たざりければ、摩訶羅は心に瞋恚を生じ、衣鉢を擧げて一處に著き熟打して去りぬ。摩訶羅、心に疑悔を生じ、具に上事を以て持律比丘 [22]耶舍に問ひしに、耶舍言はく、「婦人を瞋打せんには波羅夷を得ん」と。諸比丘言はく、「此は好斷には非じ、汝、疑を決せんと欲せんには、可しく [23]枝提山中に往いて持律尊者なる [24]樹提陀婆に問ふべし、必らず能く決了せん」と。聞き已るに卽ちに去いて路を俱睒彌に經しに、道にて一賣酪女に逢ひ、女、摩訶羅の端正なるを見て便ち欲心を生じて語ぐらく、「沙門、共に欲を行ぜん、來れ」。摩訶羅は是念を作さく、「我已に波羅夷を犯ぜり、復何か在らん」とて、便ち共に欲を行じ、前みて持律(師)の所に至りて具に上事を白すに、持律(師)言はく、「云何が耶舍は五波羅夷法を制せる、婦人を瞋打せるは偸蘭遮を得ん、賣酪女と共に婬を行ぜるは波羅夷を得ん」と。是の如くに毘尼し竟れる

【二〇】迦戸耆利大邑。迦戸國の里山聚落(Kitāgiri)なり。註(七の九九)參照。

【二一】本二。故二ともいふ、妻なり、註(一五の一〇五)參照。

【二二】耶舍(Yasa Kākaṇḍakaputta)。上座部系の七百結集諸傳には耶舍を持犯判斷に明かなる尊者となすに、大衆部律としての本律にてはこの一段に於て耶舍の律斷を誹謗せるは注意すべく、本律第一婬戒の初犯者(註一の五五)を耶舍とせるも併せて注意すべし。

【二三】枝提山(Cetiyagiri)。制多山部の居せる制多山は今のキストナ(Kistna)河畔の東、案陀羅(Andhra)にして、Bezvāda 市の對岸にありとせらる。然れどもこは距離あまりに遠く、且つは次の文に路を俱睒彌に經るとあれば、毗舍離の耶舍の處より拘睒彌を經てその附近の枝提山に行かんとせるにあらざるか。

【二四】樹提陀婆。僧祇律にては律の傳承を優波離より陀娑婆羅へ、陀娑婆羅より樹提陀婆に相承すとすれば大衆部律傳承第三位の人として重要の人なるべきも、他に其名及び其傳等を示さず。解題四、僧祇律の傳承と成立の下參照。

當に是の如く是の如くに謗るべし、「我を强牽せり」と』。是比丘畏るゝが故に便ち入り、入り已るに婦人は婢に語げて門を守ら(しむ)らく、「我れ比丘と與に欲を行ぜんとす」と。女人入り已り欲心熾盛にして卽ちに臥するに、比丘蹴り已りて去りぬ。守門婢問ふらく、「尊者、事を作し竟りしや」。答へて言はく、「已に竟れり」。時に比丘、心に疑悔を生じて往いて長老比丘に問ふに、長老比丘言はく、「汝、脚を以て女人を蹴りしは偸蘭遮を得ん、作さゞるに作せりと言ひしは波夜提なり」と。是の如くに毘尼し竟れるを、是を「蹴女人」と名く。

(26)「磨麨」とは。舍衞城祇洹精舍にて、時に比丘、入聚落衣を著し鉢を持して城に入り、次(第)に行いて食を乞うて一家に至るに、女人、地に蹲りて麨を磨り、衣、形[一七]を覆はざるを見ぬ。比丘見已りて卽ち欲心を生じて語ぐらく、「姉妹、我れ麨を食せんと欲す」。女人卽ち麨を與へしに比丘心に疑悔を生じ、往いて長老比丘に問へり。長老比丘言はく、「汝、何の心を以てせしや」。答へて言はく、「欲心にて」。卽ち使を遣して彼女人に問はしめしに、女人答へて言はく、「我れ地に蹲りて麨を磨りしに、比丘麨を乞ひたれば我便ち之を與へしなり」。使還りて答ふること上の如くせしに、長老比丘言はく、「義を解して味を解せざれば偸蘭遮なり、……乃至、義を解せず味を解せざらんに越毘尼罪を得ん」と。是の如くに毘尼し竟れるを、是を「磨麨」と名く。

(27)「犢子[一八]」とは。跋祇國[一九]に人あり、精舍を去ること遠からずして犢子を放てるに、犢子來りて精舍に入り、食・華・果を踐み形像に觝突せり。知事人、放犢人に語ぐらく、「好く汝が犢を看て縱暴ならしむる莫れ」と、是の如くに再三に語ぐるも猶ほ故ほ止めざりき。知事人瞋りて犢子を牽いて房中に著れ、戸を反し閉ぢて聚落に入りて食を乞ひしに、道中に在りて是念を作さく、「房中に多く夜叉あり、能く是犢を殺さゞらんや」と。卽ち精舍に還りて戸を開きて犢を見るに已に死にければ、比丘怖畏し卽ち持して衆僧の厠中に著れ、便ち捨てゝ去りぬ。放犢人來り問ふらく、「阿闍梨、我が犢を

【一七】形。祕部なり。

【一八】前の標擧（二二九註の一二二本文）には放牧とせり。

【一九】跋祇國。註（一の五四）參照。

や」。卽ち具に上事を說くに諸比丘言はく、「汝、波羅夷を犯ぜり」。諸比丘了せずして往いて長老比丘に問ひしに、長老比丘言はく、「畜生には(所)屬なければ(無罪なり)」と。是の如くに毘尼し竟れるを、是を「鳥肉段」と名く。

(23)「賊肉段」とは。世尊涅槃したまひし後、長老比丘は王舍城に依りて住せしに、時に盜賊ありて牛を偸み、夜に[一六]尸陀林中に在りて殺し噉ひて殘(肉)ありければ、林中の坐禪比丘に語げて言はく、「尊者、肉を須うるや不や」。答へて言はく、「須う」。卽ち滿鉢を與へしに比丘取り已りて精舍に持ち歸り、自ら食し、分ちて餘比丘に與へぬ。餘比丘問うて言はく、「長老、何處より此肉を得たりしや」。具に上事を說くに諸比丘言はく、「長老、汝、賊邊より物を取ること五錢に滿たんに、波羅夷なり」と。諸比丘は了せずして往いて長老比丘に問ふに、長老比丘言はく、「出家人は、前人、如法・不如法なりとも主ありて施さんには無罪なり」と。是の如くに毘尼し竟れるを、是を「賊肉段」と名く。

(24)「猪肉」とは。爾時、俱睒彌なる提婆聚落邊に賊あり、猪を偸みて噉うて餘殘の頭脚を捨棄して去りぬ。時に比丘あり、見已りて精舍に持ち還り、煮已りて自ら食し、亦分ちて諸比丘に與へしに、諸比丘言はく、「汝、何處にて此肉を得たりしや」。卽ち具に上事を說くに、比丘言はく、「直五錢ならんに波羅夷を得ん」と。時に諸比丘は了せずして往いて長老比丘に問ふに、長老比丘言はく、「汝、何の心にて取りしや」。答へて言はく、「無主想にて」。「無主想して取らんには無罪なり」と。是の如くに毘尼し竟れるを、是を「猪肉」と名く。

(25)「蹴女人」とは。舍衞城祇洹精舍にて、時に比丘あり、到るの時入聚落衣を著し鉢を持して城に入り、次第に食を乞うて一家に到るに、婦人言はく、「比丘、來り入れ、共に是の如きの事を作さん、來れ」。比丘言はく、「世尊の制戒、婬を行ずるを得ず」。婦人言はく、「若し我に從はさらんには、

【一六】尸陀林(Sitavana)。寒林ともいふ、死屍を捨する所なり。註(二三の九一)參照。

諸比丘尼に語ぐるに、諸比丘尼言はく、「汝、波羅夷を犯ぜり」。諸比丘尼了せずして往いて長老比丘に問ふに、長老比丘言はく、「隱覆して取りたりと雖、檀越與へたるが故に偸蘭罪を犯ぜるのみ」と。是の如くに毘尼し竟れるを、是を「一升油」と名く。

(20)「迎食」とは。舍衛城にて、爾時、精舍中にて檀越ありて僧に飯せしに、一比丘あり自ら已分を食して復一分を迎へぬ。益食人問うて言はく、「長老、誰が爲に分を取るや」。答へて言はく、「我取るなり」。「食は誰の分なりや」。復言はく、「我分なり」。時に比丘言はく、「汝、波羅夷罪を犯ぜり」。諸比丘了せずして往いて長老比丘に問ふに、[一四]長老比丘言はく、「不應得に而も取れるあるも、但、主ありて與へしが故に偸蘭罪を得んのみ」と。是の如くに毘尼し竟れるを、是を「迎食」と名く。

(21)「看病」とは。[一五]舍衛城にて、爾時、祇洹精舍に病比丘あり、看病比丘と共に諍ひ已るに、時に精舍中にて檀越ありて僧に飯せり。病比丘、是念を作さく、「彼人今日、何ぞ能く我爲に食を取らんや」とて、即ち便ち餘比丘を倩うて食を取りぬ。時に看病比丘是念を作さく、「今日誰か當に彼の與に食を取るべき」と。時に二人倶に食を取りしに、益食人、看病比丘に問ふらく、「誰の爲に食を取るや」。答へて言はく、「某病人の食なり」。復、倩迎食人に問ふらく、「誰の爲に食を取るや」。答へて言はく、「某病人の食なり」。諸比丘言はく、「汝、波羅夷を犯ぜり」。時に諸比丘了せずして往いて長老比丘に問ふに、長老比丘言はく、「此の倩取食者は無罪なり。病比丘、看病比丘と共に諍ひ已りて、看病人に語げずして更に餘人を倩へるは越毘尼罪なり。看病人、病比丘と共に諍ひ已りて、問はずして與に迎食せるは越毘尼罪なり」と。是の如くに毘尼し竟れるを、是を「看病」と名く。

(22)「鳥肉段」とは。舍衛城祇洹精舍にて、爾時、比丘あり時到りて入聚落衣を著し、鉢を持して城に入りて食を乞ふに、時に鳥の、肉段を銜めるありて比丘の鉢中に墮せり。時に比丘、精舍に持ち還り、煮已りて自ら食し、分ちて諸比丘に與へぬ。諸比丘言はく、「長老、汝、何處にて此肉を得し

【一四】原漢文に長老比丘言有不應得而取但有主與故得偸蘭罪とあり。不應得とは不相應の得なる意なり。
【一五】原漢文には佛住舍衛城とあるも宋・元・明・宮本には佛住の二字なし。且つ持犯判斷に於て前條の如く佛滅後の長老比丘の判斷なり推せらるゝを以て、佛世尊が判斷したまふにあらざる故に今、佛住の二字を削除せり。

ぶに)、即ち復相著して去るを得ざりき。是の如くに使使相著して皆去るを得ざら(しめ)ければ、諸比丘嫌うて言はく、「衆中正に此一人の大神足あるのみならんや、尊者大目連に豈に此力なからんや、水際を齊りて福罰羯磨を作さん」と。佛、神足を以て空に乘じて來り、知りて故に問ひたまはく、「汝、何等をか作さんとする」。答へて言さく、「世尊、畢陵伽婆蹉は唯、如來と八大聲聞とを除いて、餘の乃し和上・阿闍梨に至るまでも盡く首陀羅と言ひければ、擧羯磨を作さんと欲して僧集せるも來らず、使を遣して往いて喚ばしむるも神足にて復制へ、便ち使使相著して來らざら(しめ)たるが故に、水際を齊りて福罰羯磨を作さんと欲するなり」と。[八]佛、「汝、來れ」と言ふに、畢陵伽婆蹉、心を發すの頃にして佛前に在りて立てり。佛、畢陵伽婆蹉に語げたまはく、「汝、首陀羅の語過ぎて諸の梵行人は汝を嫌へり」。答へて言さく、「世尊、我當に如何がすべき。我れ憍慢ならず、亦自大にして人を輕蔑せず、然も我れ和上・阿闍梨・諸長老比丘を喚ぶ時、聲を發すれば便ち首陀羅の(語)を成ずるなり」。佛、比丘に語げたまはく、「是れ畢陵伽婆蹉は憍慢に非ず、亦自大にして餘人を輕蔑せるにも非ず、五百世より來常に婆羅門家に生じて首陀羅の語の[九]習氣盡きざるなり」。佛、畢陵伽婆蹉に語げたまはく、「汝本無始の生死より已來の貪欲・瞋恚・愚癡は尙ほ能く永く拔けるも、五百世の習氣は而も除くこと能はざるなり、今日より後、首陀羅の語を作すこと莫れ」と。世尊の敎を聞きて、恭敬の故に永く復作さゞりき。是の如くに毘尼し竟れるを、是を「三婆蹉」と名く。

(19)[一〇]「一升油」とは。世尊涅槃したまへる後、長老比丘、毘舍離に住しき。爾時、一商人ありて法豫比丘尼を[一一]自恣請せしに、比丘尼に[一二]一依止弟子あり、常に遣して往いて所須を取らしめしに、時に依止弟子、師の名を稱せず、又自ら稱せずして直に「油を須う」と言ひ、檀越即ち與ふるに得已りて自らに用ひぬ。[一三]檀越後に便ち油を撿挍せしに、師に入めざりき。依止弟子、心に疑悔を生じて

【八】原漢文に佛言汝來畢陵伽婆蹉發心頃在佛前立佛語畢陵伽婆蹉汝首陀羅語過諸梵行人嫌汝…とあり。

【九】習氣(Vāsanā)。煩惱の餘勢なり。煩惱の現行と種子とを斷ずるも尙煩惱の氣分ありて煩惱の相を現ずるを習氣といふ。今も特に輕蔑して首陀羅の語をいへるにあらず、唯永き習僻の餘勢として自然に是語を出して自大貢高の相を現ずるをいふ。

【一〇】一升油。前の標擧(二九、註の一二二の本文)(19)索油とあり。

【一一】自恣請。註(九の四五)參照。

【一二】依止弟子。註(一九の六一)參照。

【一三】原漢文に檀越後便撿挍油不入師とあり。

卷の第三十

雜誦跋渠法を明すの八

復次に佛、王舍城に住したまひき。爾時、[一]尊者畢陵伽婆蹉は聚落中に在りて住し、日々に恒水を渡りて食を乞ひしに、恒水上に到りて是言を作さく、「[三]首陀羅、住まれ、我れ過ぎんと欲す」と、水即ちに住まりぬ。過ぎ已るに是の如きの言を作さく、「首陀羅、汝去け」と、是の如くにして水流るゝこと故の如くなりければ、[四]水神樂しまずして往いて佛の所に到り、頭面に禮足して却いて一面に住して佛に白して言さく、『世尊、尊者畢陵伽婆蹉の語は太だ苦なり、「住まれ首陀羅、去け首陀羅」と』。佛言はく、「畢陵伽婆蹉を呼び來れ」。來り已るに佛言はく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「恒神是の如くに汝を嫌へり、汝向うて懺悔せよ」。畢陵伽婆蹉言はく、「我れ悔過す、首陀羅」。恒神言はく、「向にも首陀羅、今も首陀羅、何の異ありとや爲ん、而も悔過すと言はんとは」。畢陵伽婆蹉は唯、佛と[五]八大聲聞とを除いて餘の一切を盡く首陀羅と言ひ、和上・阿闍梨・諸上座をも皆首陀羅と言へり。諸比丘言はく、「尊者畢陵伽婆蹉は乃し和上・阿闍梨に至るまでも皆首陀羅と言へり、正に是一人の婆羅門出家あるのみならんや。尊者大迦葉・舍利弗・目連等、是の如きの比は皆是れ婆羅門出家なるに都べて是語を作さじ、應に[六]擧羯磨を作すべきなり」と。即ちに比丘僧を集むるに、時に畢陵伽婆蹉は坐禪して來らざりければ、使を遣して往いて喚ばしめ、使便ち戸を打ちて言はく、「衆僧集まりて長老を喚べり」と。

時に畢陵伽婆蹉は卽ち比丘僧集まりて我が與に擧羯磨を作さんと欲するを觀見して、卽ちに神力を以て使比丘を制して戸に著して去くを得ざらしめぬ。[七]衆僧は使(比丘)の久しく還らざるを怪みて更に比丘を遣して往いて喚ばしめ、後比丘至りて前なる使比丘の手を捉り去り、「來れ、長老」と(呼

【一】尊者畢陵伽婆蹉。註(二九の一四七・一四八)參照。第二十九卷の註(一二二)の本文(18)三婆蹉の中の第三なり。

【二】恒水。恒河(Gaṅgā)なり。

【三】首陀羅。註(二九の一五一)參照。智度論二(往一、十八左)にも此記あり。

【四】水神(Samuddadevatā)。恒神なり。

【五】八大聲聞。僧祇律に於ては何人を八大聲聞とせるか明かならず、十大弟子(舍利弗・目連・大迦葉・阿那律・須菩提・富樓那・迦旃延・優波離・羅睺羅・阿難)といかに相異せしむべきや知り難し。本律第十五卷、註(一三七)の本文には舍利弗・大目連・離波多・劫賓那・阿若憍陳如・大迦葉の六人を列擧せり、これに阿那律と優波離とを加へて八大聲聞とせるにはあらざるなきか。

【六】擧羯磨。註(一七の一四五)參照。

【七】原漢文に衆僧怪使久不還更遣比丘往喚後比丘至捉前使比丘手去來長老卽復相著不得去如是使使相著皆不得去諸比丘嫌言衆中正有此一人大神足耶尊者大目連豈無此力耶齊水際作福罰羯磨とあり。水際を齊る羯磨とは閻浮提外に擯出するの羯磨なるべし。

泥治せるなり」。王言はく、「阿闍梨、人使なきや、我當に[一五三]園民を與ふべし」。答へて言はく、「須ゐず、首陀羅」。是の如きこと三たびに至るも猶ほ故ほ受けざりしに、聚落中の人聞き已り來りて其所に到りて求めて言はく、「阿闍梨、願はくは我等を取りて園民と作したまへ、我當に供給すべし」。比丘言はく、「汝等一切能く五戒を持たんには、我當に汝を取けん」。答へて言はく、「能くせん」。取け已りて盡く五戒を受けしに、齋を奉じて徳を修せしかば聚落殷富して、遂に外賊をして來り劫ひて婦女及び財物を抄掠するに致らしめぬ。聚落中の人往いて師に告げて言はく、「阿闍梨、賊來りて我が兒女・錢財を劫ひて即日に蕩盡せり」。尊者畢陵伽婆蹉、[一五四]慈心定に入りて賊を見て驅去し、比丘、賊に語げて言はく、「首陀羅、汝何の故に我が園民を劫せる」と。即ち大坑を化作して、園民をして此岸に在らしめ賊をして彼岸に在らしめて語げて言はく、「首陀羅、汝去れ」と。[一五五]諸比丘は聞き已りて是の如きの言を作さく、「畢陵伽婆蹉は賊ひて復賊を劫せり、應に擧羯磨を作すべきなり」と。即ち比丘僧を集めて此事を檢校せしに、時に世尊は神足に乘じて來り、知りて故に問ひたまはく、「汝、何等をか作さんとする」。答へて言さく、「世尊、畢陵伽婆蹉は賊ひて復賊を劫したれば、擧羯磨を作さんと欲するなり」。佛、畢陵伽婆蹉に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「世尊、我れ賊ひて復賊を劫せしにはあらじ。但、聚落の人民啼き來りて我に告げたれば、我れ慈心の故なりしなり」。佛言はく、「是れ大神足なれば無罪なり」と。是の如くに毘尼し竟りぬ。

摩訶僧祇律巻第二十九

【一五三】園民。註(六の二〇三)參照。

【一五四】慈心定(Metta-jhāna)。

【一五五】原漢文に諸比丘聞已作如是言畢陵伽婆蹉賊復劫賊應作擧羯磨とあり。

是の如くに毘尼し竟れるを、是を「婬女」と名く。

[149](18)「三婆蹉」とは。　佛、王舍城に住したまひき。爾時、尊者[150]畢陵伽婆蹉は聚落中に在りて住せしが、時到りて衣を著し鉢を持し、次に行いて食を乞ひ、食を得已りて一放牧家に至りて食せしに、其家の女、尊者の邊に到りて立ちて啼きぬ。即ち女に問うて言はく、「何の故に啼くや」。答へて言はく、「阿闍梨、今是れ節會の日にして諸人集まりて戯るゝに、我に衣裳なければ獨り往くことを得ず、那ぞ啼かざるを得んや」。時に尊者は即ち種々衣服・珠寶・瓔珞の金銀にて校飾せるを化作して、與へ已りて便ち去り……乃至、王聞き、聞き已りて即ち女を喚びて問ふらく、「汝は何處にて此の好瓔珞を得しや」。答へて言さく、「尊者畢陵伽婆蹉より與へられしなり」。王即ち比丘を喚び來りて問ふらく、「尊者は何の處にて此の好金を得たりしや、世の所有には非じ」。比丘即ち杖を捉りて壁を打ち牀を打ちて、一切化して金を成じて是の如きの言を作さく、[151]「首陀羅、何處より金を得たる、此即ち是なり」。王言はく、「阿闍梨は大神足を有したまへり」とて還し去り、(次いで)放牧牛女をも家に還しぬ。諸比丘は聞き已り、畢陵伽婆蹉の、異を現じて乃し放牧女の執へらるゝに至りしを見て(言はく)、「應に擧羯磨を作すべきなり」と。即ち比丘僧を集めしに、世尊は神足に乘じて來り、知りて故に問ひたまはく、「汝、何等をか作さんとする」。答へて言さく、「世尊、畢陵伽婆蹉は異を現じて乃し放牛女をして執へらるゝに至ら(しめ)たれば」と。佛、畢陵伽婆蹉に問ひたまはく、「汝實に異を現じて牧牛女をして執へられしめしや」。答へて言さく、「世尊、我れ故に異を現じて牧牛女をして執へられしめたるにはあらじ。我れ慈心の故なりしのみ」。佛言はく、「畢陵伽婆蹉は大神足の故に無罪なり」と。是の如くに毘尼し竟りぬ。

[152]復次に尊者畢陵伽婆蹉、聚落中に在りて住して自ら房舍に泥せしに、時に瓶沙王來りて、尊者自ら房舍を泥治せるを見て阿闍梨に問ふらく、「何等をか作せる」。答へて言はく、「首陀羅、房舍を

【一四九】三婆蹉。以下に畢陵伽婆蹉についての三事を擧ぐる故に三婆蹉といひしなり。今は其一。

【一五〇】畢陵伽婆蹉(pilinda-vaccha)。天人所愛第一、神通に長ず。

【一五一】首陀羅(Sudda)。四姓の最下なり、註(六の三八一四一)參照。今、王に對しても畢陵伽婆蹉は五百前生の間婆羅門となれる餘氣即ち習僻の爲に首陀羅と呼びしなり。

【一五二】三婆蹉の中第二なり。

に比丘、心に疑悔を生じ、是の因縁を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「汝、何の心を以てせしや」。答へて言さく、「世尊、身を厭へるを以ての故なりき」。佛言はく、「比丘、汝、下を看ずして自ら投ぜんには越毘尼罪を得ん」と。是の如くに毘尼し竟れるを、是を「闍上」と名く。

(15)「轉石」とは。佛、王舍城に住したまひき。爾時、摩訶羅父子出家せるあり、共に耆闍崛山に上らんとて兒は前に在りて行きしに、道中に石あり是念を作さく、「我當に道より除きて淨ならしめ、[一四六]婆路醯をして行くに礙る所なくして安樂に來り上らしむべし」とて[一四七]便ち石を轉ぜしに、石下りて摩訶羅を磓ち殺せり。其子懊惱して心に疑悔を生ずらく、「我れ二不饒益事を作せり、人を殺し・父を殺せり」。是の因縁を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「汝、何の心を以てせしや」。答へて言さく、「世尊、我れ父の爲に道を通じて樂を得せしめんと欲せり」。佛言はく、「道中にて石を轉ぜんに越毘尼罪を得ん」と。是の如くに毘尼し竟れるを、是を「轉石」と名く。

(16)「溫泉」とは。佛、王舍城迦蘭陀竹園に住したまひき。爾時、比丘あり溫泉中に入りて洗浴せしに、欲心起りて身生を動じ、水に觸れて不淨を失して心に疑悔を生ぜり。是の因縁を以て具に世尊に白すに佛言はく、「汝、何の心を以てせしや」。答へて言さく、「世尊、欲心にて」。佛言はく、「僧伽婆尸沙を犯ぜり」と。是の如くに毘尼し竟れるを、是を「溫泉」と名く。

(17)「婬女」とは。佛、王舍城に住したまひき。爾時、比丘あり時到りて入聚落衣を著し鉢を持して城に入り、次に行いて食を乞うて一婬女家に至るに婬女の言はく、「比丘、共に是事を作さん、來れ」。比丘言はく[一四八]「世尊の制戒、婬を行ずるを得ず」。婬女言はく、「我知れり、世尊の制戒、婬を行ずるを得ざるを。汝但來りて内に作して外に棄てよ」。比丘即ち共に欲を行じ已るに心に疑悔を生じければ、是の因縁を以て具に世尊に白すに佛言はく、「内に作して外に棄て、外に作して内に棄て、内に作して内に棄てんに、若し入るゝこと一節……乃至、胡麻の如きにも波羅夷罪を犯ず」と。

【一四六】婆路醯。父の義なり、註(一九の一三八)參照。

【一四七】原漢文には便轉石石下磓殺摩訶羅とあり。磓は三本及び宮本には塠となせり。塠は聚く意、磓は擊つことなるも聚まる意もあれば塠と同義なり。若し塠の意に解すれば石下り聚きて(下り來まりて)摩訶羅を殺せりと譯すべきなり。今は單に擊ち殺す意に解すべきなり。

【一四八】原漢文に世尊制戒不得行婬女言…とあり。婬の字を二度に讀むべきなり。

時に戸を閉ぢたる比丘は心に疑悔を生じければ、是因縁を以て具に世尊に白すに、佛、比丘に問ひたまはく、「汝、何の心を以てせしや」。答へて言さく、「世尊、饒益心にてなり」、彼れ戒を犯じて重罪を得んを恐れしが故に」。佛言はく、「外より封じて戸を閉ぢたるが故に越毘尼罪なり」と。是の如くに毘尼し竟れるを、是を「離車童子」と名く。

[一四四](13)「四人捨闘」とは。佛、毘舍離に住したまひき。四人あり闘を捨て丶出家せんと欲し、共に毘舍離城門中に入るに本歸家を見ぬ。時に守門人に弓杖ありければ、一人は卽ち弓を捉り、一人は弓を張り、一人は射たるも而も死なず、一人は射て命根を斷じぬ。是中、一人射て死し、一人射て死なざりし是二人は、應に度して出家せ(しむ)べからず、已に出家せんには應に驅出すべきなり。是中、一人弓を捉り、一人弓を張りし是二人は、應に度して出家せ(しむ)べからず、已に度して出家せんには置し、若し後に惡を作せる時は應に驅出すべきなり。是の如きの惡人は應に度して出家せ(しむ)べからず、若し度して出家して具足を受けんには越毘尼罪を得ん。是を「四人捨闘」と名く。

(14)「閣上」とは。佛、王舍城に住したまひき。爾時一比丘ありて[一四五]不淨觀を得、厭身の故に閣上より自ら投じて下るに、時に閣下に父子二人の竹作せるありて、其父の上に墮ちて其父卽ちに死せり。兒卽ち比丘を牽いて王所に至りて是言を作さく、「是の比丘は我父を殺せり」。王、比丘に問ふらく、「尊者は出家人なるに、云何が人を殺せる」。答へて言はく、「大王、我自ら身を厭うて閣上より投下せしに彼父の上に墮ちしなり、其實なること是の如し」。王言はく、「比丘を放し去れ」。其子、怨を大王に稱ぶらく、「云何が人を殺せるに而も罪を問はざる」。王は善方便して其意を解喩せんと欲して(言はく)、「汝は閣上に去いて比丘をして下に在らしめ、汝便ち自ら其上に投じて彼比丘を殺し、以て父讎を報ぜよ」と。其人自ら命を愛すること重くして自ら投ずること能はざりき。時

【一四四】前註(一二二)本文の標擧(13)に四凶闘人とあるに相當す。三本及び宮本には四凶闘人とせり。

【一四五】不淨觀(Asubhabhāvana)。註(四の二二)參照。

……乃至、妄語して實ならざりければ擧羯磨を作さんと欲するなり」。〔一四三〕佛言はく、「目連は前に男兒なりしを見て中間を見ざりしなり。尼彌素夜叉は女を須うる家に男を持して與へ、男を須うる家に女を持して與へしなり」。佛は(婦に語げて)言はく、『汝去りて往いて彼家に語げよ、「世尊は說いて言へり、(我家の)女は是れ汝が許、(汝が家の)男は是れ我が許なり、即ち便ち往いて交共に相貿易せよ」と』。是の如くに毘尼し竟れるを、是を「男兒」と名く。

(12)「離車童子」とは。佛、毘舍離に住したまひき。時到りて入聚落衣を著し鉢を持して、衆多比丘と與に毘舍離城に入りたまふに、爾の時離車童子ありて重閣上に在りて五百の妓女と與に共に相娛樂せしに、佛遙かに見て笑ひたまへり。諸比丘は佛に白して言さく、「世尊、何の因緣ありて故に笑ひたまひしや」。佛言はく、「此人、却後七日にして當に命終して地獄に入らん」。阿難、佛に白して言さく、「頗し因緣あらんに入らざるを得るや不や」。佛言はく、「此人若し如來法中に於て出家せんには入らざるを得ん」。佛、阿難に告げたまはく、「汝往いて此人を敎化して勸めて出家せしめよ」。阿難即ち佛の敎を受けて往いて勸むるに、……乃至、出家し已るに佛、阿難に告げたまはく、『汝、諸比丘に語げよ、「當に此人を守護すべし、犯戒せしめて重罪を得せしむること勿れ」と』。時に諸比丘は敎を受け已りて此比丘を安ずるに一房中に置き、外より封じて其戶を閉ぢしに、此の比丘、命盡きて刀風、其形を解きぬ。時に是の比丘の親里來りて其命終を見て甚だ大に悲惱しければ、佛は爲に偈を說いて言はく、

「若し人、百千歲、　百羅漢を供養すとも、
如かじ一夜の中、　出家して梵行を修せんには。
此の福祚に緣りて、　六百六千六十歲に於て、
三塗の苦惱を離るゝを得ん」と。

【一四三】原漢文に佛言目連見前男兒不見中間尼彌素夜叉須女家持男與須男家持女與佛言汝去往語彼家世尊說言女是汝許男是我許卽便往交共相貿易如是毗尼竟是名男兒とあり。離解なり。大正藏・縮藏共に不見中間尼彌素夜叉を不見中間にて切れるも恐くは不見中間にて切りて、尼彌素夜叉…と讀むべきものなるべし。譯文の如く補はずんば此文意解し難し。尼彌素夜叉は明かならず、或は nimmānarati devā のことならんか。

て死なんよりも、寧ろ丈夫と作りて火坑に入りて活きん」。　諸人答へて言はく、「寧ろ丈夫と作りて活きんには眷屬を濟ふを得ん」。時に阿闍世王は大目連の語を聞いて寛閑にして怖れず、徐々に恒水に順うて上りて河を渡るに、時に師子將軍其の未だ陣せざるを掩ひて逆戰して大に破りぬ。時に阿闍世王は非濟(處)に而も渡り、危くして免るゝを得て單馬して國に還り、即ち便ち嫌うて言はく、「是の尊者大目連に坐りて、吾が國事を傾けたり」と。　時に毘舍離の離車、師子將軍は軍を破り已りて大に歡喜して是語を作さく、「目連は我を恐怖したれば、此に因りて大利を獲たり、不實の語を爲せりと雖、是の虚誑の恩を蒙れり」と。時に諸比丘は阿闍世王の瞋と、離車の復嫌へるとを聞いて諸比丘の言はく、「尊者大目連は誰が勝ち誰が勝たざるかを知らずして妄語を作して實ならざりき」とて、比丘僧を集めて擧羯磨を作さんと欲せり。佛即ち神足に乘じて來り、知りて故に比丘に問ひたまはく、「汝等は何事をか作さんと欲せる」。答へて言さく、「世尊、大目連は……乃至、妄語して實ならざりければ擧羯磨を作さんと欲するなり」。佛、諸比丘に語げたまはく、「目連は前を見て後を見ざりしなり」。佛、目連に語げたまはく、「汝應に審諦すべきなり」と。是の如くに毘尼し竟れるを、是を「師子將軍」と名く。

(11)「男兒」とは。佛、舍衞城に住したまひき。爾時、大目連に知識檀越あり、家婦、妊身して問ふらく、「阿闍梨、我れ男を生むや、女を生むや」。答へて言はく、「男を生まん」。是の如くに三たび重ね問ひしに、故ほ「男を生まん」と言へり。後、産時に至りて女を生みしに、時に母人嫌うて言はく、[一四二]『目連は長夜に妄語を作せり、「男を生まん」と言ひしに而も女を生めるは、取めて人情を悦ばせんとて是言を作せるのみ』と。　諸比丘聞き已りて(言はく)、「云何が尊者大目連は善く分別せずして而して妄語を作せる、應に擧羯磨を作すべし」とて即ち、比丘僧を集めしに、佛、神足に乘じて來り、知りて故に比丘に問ひたまはく、「汝、何等をか作さんとせる」。　答へて言さく、「世尊、大目連は

【一四二】原漢文に目連長夜作妄語言生男而生女取悦人情而作是言とあり。

り。(これ)出定して聞いて、入定して聞けるには非じ」。佛、目連に語げたまはく、「汝當に應に善く分別して知るべきなり」と。是の如くに毘尼し竟れるを、是を「蘇河」と名く。

(9)「講堂」とは。佛、舍衞城に住したまひき。爾時、諸比丘は一處に集在して共に是論を作さく、〔一四二〕「善法講堂の柱は梁を拄ふるや不や」と。尊者目連言はく、「梁を拄ふ」。一無歳比丘ありて言はく、「拄へず」。「幾を齊りて拄へざる」。「毛許の如きをも(拄へず)」。即ちに神足の比丘を遣して往いて「拄ふると爲すや、拄へずと爲すや」を看せしめ、看已りて還り來りて言はく、「拄へず」と。「幾を齊りて拄へざる」。「毛許の如きをも拄へず」と。諸比丘は目連に語げて言はく、『拄ふると拄へざることを知らずして、何故に「拄ふる」と言ひしや、汝妄語して實ならず、應に擧羯磨を作すべきなり」とて、卽ちに集僧して擧羯磨を作さんとせり。佛は神足に乘じて空よりして來り、知りて故に諸比丘に問ひたまはく、汝、何等をか作さんとする」。答へて言さく、「尊者大目連は……乃至、拄へざるを拄ふと言ひて實ならざるに妄語したれば擧羯磨を作さんと欲するなり」。佛、無歳比丘に問ひたまはく、「汝云何が拄へざるを知れる」。答へて言さく、「世尊、我曾て一時善法講堂に在りて坐禪したれば」。佛、大目連に語げたまはく、「汝何の故に自ら看ざりしや、汝應に審實なるべきなり」と。是の如くに毘尼し竟れるを、是を「善法講堂」と名く。

(10)「師子將軍」とは。佛、毘舍離城に住したまひき。時に阿闍世王は毘舍離の離車と與に怨あり、時に阿闍世王は四種兵を將ゐて離車を伐たんと欲せり。時に毘舍離の師子將軍、王賊至らんと欲すと聞いて、卽ちに尊者大目連の所に往いて問うて言はく、「尊者、誰か勝を得ん、王、勝を得るや我れ勝を得るや」。答へて言はく、「王、勝を得ん」。問うて言はく、「何の瑞應ありや」。答へて言はく、「我れ二國の非人共に鬪ふを見しに王の非人勝ちたれば、王亦應に勝つべし」と。師子將軍聞き已りて卽ち便ち國中に募りて五百の健兒を得、師子將軍、諸人に語げて言はく、「我等寧ろ非丈夫と作り

【一四二】原漢文に善法講堂柱拄梁不尊者目連言柱梁有一無歳比丘言不拄齊幾不柱如毛許即遣神足比丘往看爲柱不拄看已還來言不拄齊幾不拄如毛許不拄…とあり。善法講堂とは帝釋天の講堂なるべし。註(一の一六〇)參照。

沙門釋子は妄語せず、要らず當に來るべし」。答へて言はく、「爾り」。比丘、是の因緣を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「此は是れ非法の語なり、應に聽くべからざるを已に聽き、應に許すべからざるを已に許せり。應に衆多比丘を將ゐて共に往くべきなり」と。卽ちに衆多比丘を將ゐて、往いて到り已りて是の如くに言はく、「姉妹、我れ已に來れり」。女人言はく、「阿闍梨に[一三八]和南す」と。是の如くに毘尼し竟れるを、是を「共期」と名く。

(7)「空靜想」とは。佛、舍衛城に住したまひき。爾時、比丘あり獨り樹下に坐して空靜想を作して言はく、「我れ阿羅漢を得たり」と。此の比丘、是語を說く時、餘の比丘聞き已りて是言を作さく、「長老、汝實ならざるに自ら[一三九]過人法を得たりと稱せること波羅夷罪を犯ぜり」。答へて言はく、「長老、我自ら過人法を得たりとは稱せず、我獨り樹下に坐して空靜想を作して、阿羅漢を得たりと言へるのみ」。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に過人法を得ざるに而も過人法を得たりと稱せしや」。比丘言さく、「世尊、我自ら過人法を得たりとは稱せず、我獨り樹下に坐して空靜想を作して阿羅漢を得たりと言へるのみ」。佛言はく、「是の空靜想を過人法と稱せんには偸蘭罪を犯ず」と。是の如くに毘尼し竟れるを、是を「空靜想」と名く。

(8)「蘇河」とは。佛、毘舍離に住したまひき。爾時、比丘僧一處に集在せしに、爾時、尊者大目連は是の如きの言を作さく、「長老、我れ[一四〇]無色定に入りて蘇河の邊なる龍象の、飮み已りて耳を抖擻するの聲を聞けり」と。諸比丘言はく、「是處あることなし、無色定に入らんに一切色想を過ゆれば云何が聲を聞かん、汝妄語して實ならず、應に擧羯磨を作すべきなり」と。卽ち比丘僧を集めしに、佛、神足に乘じて空中より來り、知りて故に諸比丘に問ひたまはく、「汝何等をか作さんとする」。諸比丘は上の因緣を以て具に世尊に白して(言さく)、「……乃至、妄語して實ならざれば擧羯磨を作さんとす」。佛、諸比丘に告げたまはく、「目連は實に無色定を得たるも、善く出入の相を知らざるな

せり。

【一三五】三掎杖　宋・元・明・宮本には三岐杖となす。註(一六の二五)參照。

【一三六】軍持。註(三の一三一)參照。

【一三七】牸牛。牝牛なり。

【一三八】和南。稽首敬禮するなり、註(九の二四)參照。

【一三九】過人法。註(三の一九六)及び註(四の一九八)の本文參照。

【一四〇】無色定。註(四の二一三)四無色定參照。

て、若し眠らざりし利根の者は復神足を以つて去り、若し眠れる鈍根の者は則ち彼の爲に侵逼せられぬ。(卽ち)心に疑を生ぜしに、餘の比丘尼、是の比丘尼に語げて言はく、「汝等波羅夷を犯ぜり」と。答へて言はく、「我れ受樂せず、是の如きは我知らざるなり」と。諸比丘尼は是事を以て大愛道に語げ、大愛道は卽ち是の因緣を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「是れ阿羅漢尼なり、已に貪欲・瞋恚・愚癡を除きて欲樂を受けざれば無罪なり」と。是の如くに毗尼し竟れるを、是を「開眼林」と名く。

(5)「外道出家」とは。佛、迦維羅衞釋氏精舍に住したまひき。爾時、比丘あり時到りて入聚落衣を著して迦維羅衞城に入りしに、時に外道出家女ありて孫陀利と名け、年少にして顏容端正に、新染衣を著して[一三五]三掎杖を捉り、手に[一三六]軍持を執りて店肆前に在りて行けり。比丘見已り欲心を生じて後に隨うて行くに、一新産の[一三七]牸牛あり、角を以て比丘に觝れて女人の上に擲ちぬ。爾時、比丘は心に疑を生じ、諸比丘は是の因緣を以て具に世尊に白すに、佛、比丘に問ひたまはく、「汝何の心ありしや」。答へて言さく、「欲心にて」。復比丘に問ひたまはく、「牛角にて擧げし時、汝何の心ありしや」。答へて言さく、「恐怖心ありき」。佛言はく、「若し欲心の時は怖心なく、若し怖心の時は欲心なかりしなり」。佛言はく、「欲心にて女人の後に隨うて行かんに、歩々に越毗尼罪を得ん」と。是の如くに毗尼し竟れるを、是を「外道出家」と名く。

(6)「共期」とは。佛、舍衞城に住したまひき。爾時、比丘あり時到りて入聚落衣を著し鉢を持して舍衞城に入り、次に行いて食を乞うて一家に至るに、一女人ありて比丘に語げて言はく、「是事を作さん、來れ」。答へて言はく、「我は比丘なり、法として是事を作すを得ざるなり」。女人言はく、「若し是事を作さずんば我當に自ら身を傷破して大に喚んで言はん、「比丘は我を強牽して欲を行ぜんとす」と」。比丘答へて言はく、「我れ精舍に到り已るを須て、當に還るべし」。女人言はく、「汝、

て持犯の方軌を示せるなり。

【一三三】孫陀羅難陀。註(一八の二八)參照。

【一三四】祇陀羅尉鉢精舍。初轉法輪地に於ける精舍の一なるべきも、原語位置明かならず。

【一三五】原漢文に初夜後夜經行坐禪晨起結跏趺坐久傾臥身露形起眠不自覺とあり。傾の字、宋・元・明・宮本には頃の字となすも今改めず、傾臥卽ち疲勞のあまり自然に傾き臥したる意なり。

【一三六】加尸(Kāsi)。

【一三七】半迦尸(Aḍḍhakāsi)。

【一三八】身生。Aṅgajāta なり。

【一三九】原漢文に如是毘尼竟とあり、この毘尼とは、犯罪重輕についての諍事を調伏する意なり。

【一三〇】義と味。註(一三の八一)句・味・字の下參照。

【一三一】餘處擧とは、前の標擧(3)に此處擧餘處捨とあるものに相應す。

【一三二】法食・味食。註(一八の三・四)參照。

【一三三】開眼林。註(一〇の一二八)參照。

【一三〇】釋種女とは、劫比羅城の釋迦種族の女、摩羅女とは拘尸城の摩羅 Malla)種族の女、離車女とは吠舍離城の梨車毘(Licchavi)種族の女にして、孰れも貴勝家より出家

尼罪なり。是の如くにして毗尼し竟れるを、是を「新染色衣」と名く。

(3)[二三一]「餘處擧」とは。爾時、比丘ありて一處に住せしに、僧は與に擧羯磨を作し已るに、餘處の僧中に至りて是の如きの言を作さく、「長老、我れ擧げられしも我今隨順法を行じて心柔輭なれば、僧よ我に捨擧羯磨を與へよ」と。諸比丘は卽ち與に捨擧羯磨を作し、捨擧羯磨を作し已りて問ふらく、「長老、汝何事の爲の故に擧げられしや」。答へて言はく、「長老、僧已に我に捨擧羯磨を與へ竟りしに、復我に問うて爲ん」。諸比丘は是の因緣を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「比丘の語の如し。僧、捨擧羯磨を與へん時は應に先に問ふべきなり、若し問はずして已に捨せんに應に復問ふべからず。汝等云何が餘處の僧、擧羯磨を作せるを此處の僧捨せる。若し餘處の僧、擧羯磨を作せるを此處の僧捨せんには越毗尼罪を得ん。若し比丘擧げられて餘處に至らんには應に是語を作すべし、「長老、我れ擧げられしも隨順法を行じて心柔輭したれば我が爲に捨せよ」と。僧應に問ふべし、「長老、汝何事を以て擧げられしや」。若し「我れ事なきに擧げらる」と言はんに、應に語ぐべし、「長老、汝事なきに擧げらる。我れ汝と[二三二]法食・味食を共にせん」と。若し「事ありて擧げらる」と言はんには、僧應に語ぐべし、「長老、汝、彼處の僧中に還りて捨去せよ」と。若し彼處の僧伽藍、空にして、若しは無常し、若しは罷道し、若しは餘處に去りて都べて僧なからんには、應に問ふべし、「汝、何事を以て擧げられしや」と。若し「我れ是事を以て擧げられしも、心柔輭して過を見て隨順法を行じ已れり」と言はんに、應に捨を與ふべきなり。是の如くに毗尼し竟れるを、是を「餘處擧羯磨」と名く。

(4)[二三三]「開眼林」とは。爾時、世尊は未だ比丘尼に阿練若處を遮したまはざりき。時に大愛道瞿曇彌は五百比丘尼と與に開眼林中に在りて坐禪せしが、盡く是れ[二三四]釋種女・摩維女・離車女より出家して皆年少端正なりければ、初夜坐禪の時婬蕩なる年少ありて、來りて諸比丘尼を侵逼せんと欲せしに、比丘尼は各神足を以つて脫るゝを得たりき。是の如く中夜・後夜に復還り坐するに、年少復來り

kā 2. 479 に製法を明せり。即ち阿摩羅訶羅勒鞞醯勒(harītakāmalakavibhītakaka sāve)の煎汁に七穀並に一切果・枝・葉・笋・魚・肉・蜜・砂糖・石鹽・三蒜等の可食物を入れて合和して小器に入れ密封して三四年伏置するに、熟して蜜色の如くなりたるは能く風癩等を治すとあり。十誦第二十六(張 4. 62b)に蘇毗羅漿とし、四分律第四十二(列72b 16)漬麥汁とあるは蘇毗羅漿のことなるも記述簡なり、唯、僧祇律のみ最も詳しく且つ善見律と相似せるは注意すべし。

【二三〇】原漢文に作蘇毗羅漿法者取麵麥䴬擣却芒與土勿令頭破以水七遍淨淘置淨器中臥蘇毗羅漿時不得著東不得著北應著南邊西邊開通風道勿使臭氣來入…以淨氈覆之以繩鷄足繫以木蓋上…とあり。芒は稻麥の實のさきに附ける針の如き剛き毛なり。臥の字は二度に讀むべきなり。鷄足繫とは鷄の足の如くに人人人人繫るなり。袈裟を縫ふに馬齒縫と鷄足縫とありとするも此縫方なり。

【二三一】非羯磨。非法羯磨なり。

【二三二】四羯磨。註(二四の三九)參照。而して次の孫陀羅難陀以下は種々の評論を如法に調伏(毗尼)せし事例を列ね

て」と。答へて言はく、「此は是れ阿羅漢なり、已に貪欲・瞋恚・愚癡を除きたれば此事を樂しまず。汝聞かずや、釋家なる孫陀羅難陀は好端正の婦ありしに棄捨して出家せしを」。答へて言はく、「爾らず、但、我を待て」。卽ち往いて上に就いて世俗法を作すに、比丘卽ち覺めて脚を以て蹴墮して五處を破傷しぬ。（五處とは）、兩肘・兩膝及び額上なり。半加尸卽ち起きて衣土を抖擻し、往いて姉の所に至りて姉に語げて言はく、「比丘に辱しめらるゝこと是の如し」。姉言はく、「我先に汝に語げざりしや、今復誰をか怨まん」。比丘、心に疑を生じければ是の因緣を以て諸比丘に語ぐるに、諸比丘言はく、「汝は波羅夷罪を犯ぜり」と。答へて言はく、「我は是れ阿羅漢なれば受樂せざりき」。諸比丘は是の因緣を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「此の比丘は已に貪欲・瞋恚・愚癡を除けり、是れ阿羅漢なれば無罪なり」と。[一二九]是の如くにして毗尼し竟れるを、是を「孫陀羅難陀」と名く。

(2)「新染色」とは。佛、舍衞城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。爾時、比丘あり、時到りて入聚落衣を著し鉢を持して舍衞城に入り、次に行いて食を乞うて一家に至るに、其家の女人、新染色衣を著し、坐正しからざりし故に形體露現せり。比丘見已りて欲心起り、卽ち語げて言はく、「姉妹太だ赤し」。答へて言はく、「阿闍梨、此れ新染色なり」。是の比丘、心に疑を生じ、是の因緣を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「汝何の心を以てせしや」。答へて言さく、「欲心にて」。佛言はく、「一比丘を遣して彼女人に『解せりや不や』を問はしめよ」と。比丘卽ち往いて姉妹に問ふらく、「比丘ありて來りて此中に到りしや」。答へて言はく、「有り」。問うて言はく、「彼比丘は何等を說きしや」。答へて言はく、「『我れ新染衣を著して坐せしに、彼言はく、「太だ赤し」と。我言はく、「阿闍梨の語の如し、新染色の故に是の如きなり」と』。時に比丘は此の因緣を以て具に世尊に白すに、佛言はく、[一三〇]「義を解して味を解せず、偸蘭遮なり」と。味を解して義を解せさらんにも偸蘭遮罪、味を解し義を解せんには僧伽婆尸沙、義を解せず味を解せさらんには越毗

【一二一】蘋多漿。翻梵語（一〇）に應レ云二旃遮梨一、譯曰二酢菓一とあり。蘋多は蘋多梨にして Tittila なること註（二七の六四）に述べたり。而して毗奈耶藥事（一）に招者漿、西方樹名、亦名二顚咀梨一、角同二皂莢一、其味如レ梅、角寬一兩指、長三四寸とあり、百一羯磨には酢似レ梅、狀如二皂莢一とあり。

【一二二】波樓沙漿。註（三の七三）參照。

【一二三】樓樓觿漿。註（三の六八）本文には擢觿漿とし、宋・元・明・宮本には擢擢觿漿となす。明かならず。

【一二四】闍簓提漿・劫波羅漿。宋・元・明本には㽞伽提漿とし、宮本には寄伽提漿とせり。明かならず。

【一二五】波簓渠漿。翻梵語（一〇）に應レ云二婆兜簓渠一、譯曰二椰子一とあり。

【一二六】石蜜漿。註（三の七七）參照。

【一二七】阿梨陀漿。四分律（一二）に阿梨陀薑とあり、善見律（一五）に阿梨陀者黃薑也とあれば turmeric 卽ち（巴）Haliddā なり。根橘易土集には智首律師の疏をひいて「翻云二黃薑一今律文胡漢並彰」とあり。

【一二八】佉披梨漿。明かならず。

【一二九】蘇毗羅漿（Sovīra）。善見律（一一）Samanta pāsādi-

るなり。是を「蘇毘羅漿法」と名く。

病と藥と和上法と　阿闍梨と共住(弟子)と　依止弟子法と　沙彌法と鉢法と　粥法と餅(法)と菜法と　麨法と衆漿法と　蘇毘羅漿法となり　第五跋渠竟る。

[一二一]「非羯磨」とは。　佛、舍衛城に住したまひき。

爾時、瞻波の比丘、同住せるも和せず、更相に諍訟して一比丘して一比丘を擧げて言はく、「我れ長老を擧げん」と。二比丘して二比丘を擧げ、衆多比丘して衆多比丘を擧げぬ。諸比丘は是の因縁を以て具に世尊に白さく、「瞻波の比丘に非法生ぜり、云何が一人して一人を擧げ、二人して二人を擧げ、衆多人して衆多人を擧げしや」。佛、諸比丘に告げたまはく、「[一二二]四羯磨あり、何等をか四とす、如法不和合羯磨あり、如法和合羯磨あり、非法和合羯磨あり、非法不和合羯磨あり」と。(1)孫陀羅難陀と(2)新染色と(3)此處擧餘處捨と(4)開根林と(5)外道出家と(6)共期と(7)空靜想と(8)蘇河と(9)善法講堂と(10)師子軍將と(11)男兒と(12)離車童子と(13)四凶闘人と(74)閣上と(15)轉石と(16)溫泉と(17)婬女と(18)三婆蹉と(19)索油と(20)迎食と(21)看病と(22)鳥肉段と(23)賊肉段と(24)賭肉段と(25)蹴女人と(26)磨麨と(27)放犢と(28)捨婦摩訶羅と(29)隔壁と(30)布薩と(31)二蘇毘羅漿と(32)摶と(33)糞と(34)乞食と(35)欝詶となり。

[一二三](1)「孫陀羅難陀」とは。　佛、波羅奈城に住したまひき。

爾時、孫陀羅難陀は　[一二四]枳陀羅罽鉢精　舍に在りて、[一二五]初夜・後夜には經　行坐禪し、晨起には結跏趺坐すること久しくして傾　臥せしに、身露はに形起るも眠りて自ら覺らざりき。時に波羅奈城に婬女なる姉妹二人あり、一を[一二六]加尸と名け、二を[一二七]半加尸と名け、夜に城外に出でゝ園林中に於て諸の年少と共に愛欲法を行じ、晨朝に還り入らんとて因みに行いて過り看るに、半加尸は比丘の[一二八]身生起れるを見て姉に語げて言はく、「我れ比丘と共に此の欲事を行ぜんと欲すれば、姉、小らく我を待

はすゝぎあらふ義なれば澣の字を正しとす。

【一〇六】十力世雄、十力(Daśa-bala) 具足したまへる世尊なり。十力とは十智力にして、(1)理と非理とを如實に知り、(2)過現未の業の結果を如實に知り、(3)六趣に赴く道を如實に知り、(4)多くの要素(十八界等)及びそれに因りて成れて種々の世界を如實に知り、(5)衆生のさまざまなる性情を如實に知り、(6)一々の有情の諸根の狀態を如實に知り、(7)四禪・八解脱・三々昧・九次第定に於ける汚れをもてる狀態・淸まれる狀態・淸まりて增上する狀態を如實に知り、(8)宿命通を以て衆生の前生、前々生を洞察し、(9)天眼を以て衆生の生死及び善惡の業緣を見、(10)一切の煩惱を斷盡するに無碍なるを知る智力なり。

【一〇七】三十三天。註(一四の一一一)參照。

【一〇八】十四種漿。註(三の六八)夜分藥の本文參照。捷漿を樓々鞞漿とせるは注意すべし。甘蔗漿を石蜜漿とせるは異りに非ず。

【一〇九】菴羅漿・拘梨漿。註(三の六九・七〇)參照。明本には拘棗漿とせり。

【一一〇】安石榴漿。石榴漿なり。

「十四種漿」と名け、澄清せるは一切飮むことを聽し、若し酒色・酒味・酒香に變じたるは一切飮むことを聽さざるなり。若し漿を持し來らんには應に作淨すべく、若し器底に殘水あらんに卽ち「淨を作せり」と名け、若し天雨、中に墮ちんに卽ち「淨を作せり」と名け、若し器を洗うて殘水あらんに亦「淨を爲せり」と名け、若し車載せる石蜜にして雨を被らんには卽ち「淨を爲せり」と名け、若し船載せんに水渧がんには卽ち「淨を作せり」と名け、若し淨人、手を洗ひて水渧がんにも亦「淨を爲せり」と名く。是を「漿法」と名く。

[一〇九]「蘇毘羅」とは。佛、憍薩羅國に遊行したまひき。爾時、尊者舍利弗は風患に動りければ、諸比丘は是の因緣を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「當に何の藥を須ゐて治すべき」。答へて言さく、「世尊、蘇毘羅漿を須ゐんとす」。佛言はく、「服するを聽す」と。佛、諸比丘に告げたまはく、「如來、憍薩羅國遊行より舍衞城に還るを待ちて我に語げよ、我れ當に諸弟子の爲に蘇毘羅漿法を制すべし」と。(遊)行より還り已りたまふに、諸比丘は佛に白して言さく、「世尊、先には舍衞城に還らん時當に諸比丘の爲に蘇毗羅漿を制すべしと勅したまへり、今正に是れ時なり」と。佛、諸比丘に告げたまはく、[一一〇]「蘇毗羅漿を作す法とは、穬麥を取りて輕く擣き、芒・塵土を却けて頭をして破れしむる勿れ、水を以て七遍淨淘して淨器の中に置きて臥せ(しむ)るなり。蘇毗羅漿を(臥する)時、東に著くを得ず、北に著くを得ず、應に南邊・西邊に著くべし。風道を開通して、臭氣をして來り入らしむる勿れ。塔院中に安著するを得ず、顯現處に著くを得ず、應に屛處に著き、呵梨勒・鞞醯勒・阿摩勒・胡椒・蓽茇の是の如きの比の盡壽藥等を以て中に置き、淨氎を以つて之を覆ひ、繩を以て雞足繫して木を以て上を蓋ふべし」と。蘇毗羅漿を受くる時は、漿の多少に隨うて水を以て中に解かし、然して後に飮むなり。若し水と與に解かさずして飮まんには越毘尼罪なり。若し麥の頭破れざらんには時・非時に飮むことを得、若し麥の頭破れたるには時に飮むを得るも、非時に飮むことを得ざ

【九八】 入衆落衣。僧伽梨なり。註(一の四八)參照。

【九九】 念法禪悅食。法喜食(念法)と禪悅食となり。註(二の一三三)參照。

【一〇〇】 光音天。註(一の六九)參照。

【一〇一】 原漢文に沙門婆羅門とあるも宋・元・明・宮本によりて沙羅婆羅門と改む。卽ち沙羅聚落の婆羅門の意なり。

【一〇二】 石蜜。註(二の一三九)參照。

【一〇三】 水を以て作淨すとは水淨することなり。少量の水を注ぎ入れ、又はふりかけて淸淨體となすなり。後の解釋よりせば水淨することによりて中道の妙味卽ち娑婆味たらしむるなり。

【一〇四】 梨耆闍河。明かならず。獼猴獻蜜の傳は賢愚經(一・一二)には舍衞城より祇園精舍への中路の一泉水とし、西域記第四には秣莵羅國石室東南約五哩の處の大涸池に於てとし、更に西域記第七には吠舍離獼猴池邊に於てとす。中に於て賢愚經の記と今の記とは最も相應す。されば利耆闍なる河も舍衞城附近の小支流なりしなるべし。

【一〇五】 渧。宋・元・明・宮本には灘となす。灘は渧の同音寫にして共にそゝぐ意なるも、今

復次に佛、[104]梨耆闍河の邊に住したまひき。時に世尊の鉢と比丘の鉢と共に露處に在りしに、時に獮猴あり、樹中に蜂なき熟蜜あるを行り見て、來りて世尊の鉢を取らんとせしに諸比丘は遮りければ、佛言はく、「遮ること莫れ、此に惡意なければ」と。獮猴便ち鉢を持し蜜を取りて奉獻せしに、世尊受けずして（言はく）、「須らく水淨するを待つべし」と。獮猴は佛意を解せずして蟲あらんかと謂ひて、轉た鉢邊を看見せしに流蜜ありければ、持ちて水邊に到りて鉢を洗ふに水、鉢中に[105]湔ぎ、持ち還りて佛に奉ぜしに佛卽ち受取したまへり。佛、受けたまひ已るに、獮猴大歡喜して却行して儛ひ、坑に墮ちて命終せり。時に諸比丘は卽ち偈を說いて言はく、

[106]「十力世雄は榛林に在して、　佛鉢と僧鉢とは露處に在りき、
野獸、德を殖ゑて情智あり、　好く成熟せる蜂なき蜜を見て、
直に前み往いて世尊の鉢を取らんとし、　比丘遮らんと欲して佛聽したまはず、
鉢を得、蜜を盛り來りて佛に獻じ、　如來慈愍して爲に之を受けたまふに、
心悅び歡喜し却行して舞ひ、　脚跌きて坑に墜ちて命終せり、
卽ちに[107]三十三天の上に生じ、　下生しては出家して羅漢を成ぜん」と。

復次に佛、鴦求多羅國に遊行したまひき。爾時、雞尼耶螺髻梵志は世尊來りたまふと聞いて、種々の漿を辦へて世尊を待ち、世尊至りたまひ已るに、種々の漿を以て佛及び僧に奉ぜり。諸比丘は心に疑を生ずらく、『世尊は「壞漿を飲むことを得ず」と制戒したまへり、我等云何がして飲むことを得ん』と。諸比丘は是の因緣を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「漿を飲むことを聽す」と。漿とは[108]十四種あり、何等をか十四とす。一に[109]奄羅漿と名け、二に拘梨漿、三に[110]安石榴漿、四に[111]巔多漿、五に葡萄漿、六に[112]波樓沙漿、七に[113]樓樓籌漿、八に芭蕉果漿、九に[114]罽伽提漿、十に劫波羅漿、十一に[115]波籠渠漿、十二に[116]石蜜漿、十三に[117]呵梨陀漿、十四に[118]佉披梨漿にして、是を

【八七】　菜法。
【八八】　南山　頻頭大邑。南山(Dakkhiṇāgiri)の麓なる、頻頭沙羅婆羅門の住せる聚落の義なり。南山は王舍城竹林精舍の西南約一哩にあり。翻梵語(八)には頻頭沙羅婆羅聚落、譯曰、頻頭者渧、婆羅婆者實となす。枳橘易土集には頻頭婆羅…翻二遍實一也とせり。
【八九】　麨法(Kummāsa)。大麥小麥からうちばなのみならず、豆・胡麻等の熬りて粉にせるを總稱す。
【九〇】　蒙具麨。Mugga 卽ち隱元豆、菉豆の一種にして、之を熬り、ひきて粉にせるものなるべし。
【九一】　磨沙麨。Māsa 卽ち菽荳なり。
【九二】　伽羅那麨。Kalāya 卽ち山黎豆にして Mugga よりは大なり。
【九三】　伊離麨。Eraṇḍa 卽ち蓖麻子（タウゴマ）を粉にせるものなるべし。
【九四】　漿法。
【九五】　宋・元・明・宮本には頻頭沙羅婆羅門聚落とせり。前註(八八)參照。
【九六】　宋・元・明・宮本には沙羅聚落とせり。
【九七】　飲食相餉。好美なる飲食を作りて互におくりあふなり。

の一切麨は別衆食に非ず、處々食に非ず、滿足食に非ざるなり。是を「麨法」と名く。

[九四]「漿法」とは。佛、王舍城に住したまひき。爾時、優伽梨居士は大施を作せり、(卽ち)象・馬・奴・婢各五百、(並に)種々に雜施せり。中に漿の停久せるあり、諸比丘は飲み已りて醉悶せり。是の因緣を以つて具に世尊に白すに、佛言はく、「今日より壞漿は飲むことを聽さず」と。

復次に佛、[九五]南山頻頭婆羅門聚落に住したまひき。爾時、[九六]婆羅門聚落中の婆羅門居士、節會の日なりければ[九七]飲食相餉せり。爾時、世尊は時到りて[九八]入聚落衣を著し、鉢を持して村に入りて乞食したまひしに、時に魔波旬は是念を作さく、「沙門瞿曇は聚落に入りて乞食せんとす、我當に先に聚落に往き、彼の人心を惑はして食を與へざらしめん」と。時に世尊は聚落に入りて乞食したまふに遍く得る所なくして、空鉢にして出でゝ一樹下に到りて坐したまへり。時に魔波旬は復是念を作さく、「沙門瞿曇は乞食せしも遍く得る所なかりき。我今當に往いて其意を擾亂せん」と。卽ち佛所に到り一面に在りて立ちて是言を作さく、「沙門瞿曇、可しく聚落に往いて乞食すべし、當に今村に入らんに便ち種々の好食を得べけん」。爾時、世尊は波旬の爲に偈を說いて言はく、

「汝今善利を失せり、　如來を擾せるを以ての故に、
自ら無量の罪を得ん、　如來に苦事なし、
一切の煩惱を離れたれば、　常に安樂住を得て、
[九九]念法禪悅の食あること、　喩ふるに[一〇〇]光音天の如くなり」と。

時に魔波旬は忽然として現ぜざりき。其日世尊は食を失したまひしに、諸比丘聞き已りて食せる者は食せるを悔ひ、食半なる者は止め、未だ食せざる者は食せざりき。時に[一〇一]沙羅の婆羅門は佛・比丘僧、食を失せりと聞いて、卽ち五百瓶の[一〇二]石蜜を持して世尊に奉獻せり。佛、比丘に語げたまはく、「[一〇三]水を以て作淨して受取せんに、病・不病の比丘盡く食するを得ん」と。

には本業生經とせり。

【八二】摩睺羅餅。摩睺羅は摩睺羅伽・摩休勒の略なるべく、八部衆の一、大蟒神にさゝげる、又はその形せる煎餅類なるべし。

【八三】鉢波勒餅。波波羅餅なるべし、十誦律十七卷(蛩 ト 9b)に莎伽陀比丘、龍の降らせる雨雹を變じて釋伹利餅・餚餅・波波羅餅と作せりとあり、翻梵語(一〇)に釋伹羅餅を胡麻餅とし、波波羅餅を享趐とせり。享は祭りさゝげるなり、趐は餅字の誤りなるべし、但し翻梵語の同處には又、波波羅とは摩趐なりともあり。

【八四】波利斯餅・錫徒餅・曼坻羅餅。明かならず。

【八五】歡喜丸。涅槃經卅九(盈六、九十右)酥と麵と蜜と薑と胡椒と蓽茇と蒲萄と胡桃と石榴と桜子とを和合せるものとせり、律中に其製法を示さゞるも註(二四の一〇六)油蒸魚子の下、十誦律の胡麻歡喜丸、或は五分律の胡麻餅の如きものなるべし。

【八六】賓茶餅。賓茶は piṇḍa にして團れる、かたまりの義なれば、今は前出の種々餅の中肉餅と丸くかためたる餅類とを除ける煎餅の如き菓子類は、時中再々に食するとも處々食とならずとの意なり。

已りて卽ち遙かに婆羅門を喚び來ら(しめ)、來り已るに佛知りて故に問ひたまはく、「婆羅門、汝が器中の(もの)は何等なりや」。答へて言さく、「是れ餅なり、世尊」。佛、婆羅門に語げたまはく、「衆僧に行し與へて人々に一[八〇]糰を與へよ」。答へて言さく、「此の大衆は五百にして、今餅甚だ少ければ遍きを得ること能はず」。佛言はく、「汝但行せ」。婆羅門卽ち餅を行して(一)人に一糰を與へしに餅故ほ減ぜず、乃し三遍に至るも猶ほ故ほ減ぜざりき。時に婆羅門は是念を作さく、「沙門瞿曇は大神力あり、是の如きの少餅にて大衆に三遍(行)せるも猶ほ故ほ減ぜず」。佛、婆羅門の心歡喜せるを知りて、已にして隨順說法し示敎利喜したまふに、婆羅門卽ち須陀洹道を得たりき。諸比丘、佛に白して言さく、「世尊、云何が婆羅門は少因緣を以てして大果報を得たりしや」。佛言はく、「但に今日少因緣を以て大果報を得たるのみにはあらじ、過去世の時已に曾つて是の如くなりき、……

[八一]本生經中に說くが如し。「餅」とは、大麥餅・麵麥餅・小麥餅・米餅・豆餅・油餅・酥餅・[八二]摩睺羅餅・[八三]鉢波勒餅・牛耳餅・[八四]波利斯餅・芻徒餅・曼坻羅餅・[八五]歡喜丸・肉餅、是の如きの比を一切皆「餅」と名く。肉餅・[八六]賓荼餅を除ける餘の一切の餅は別衆食に非ず、處々食に非ず、滿足食に非ざるなり。是を「餅法」と名く。

[八七]「茶法」とは。[八八]佛、南山頻頭大邑に住したまひき。爾時、二優婆夷あり、一を娑婆居と名け、二を叉波能と名け、茶を煮て肉味の如くならしめ、好茶を煮已りて諸比丘に奉ぜしに、比丘受けずして心に疑悔を生ずらく、「世尊の制戒、處々食するを得ざれば、我等云何が作淨して食するを得ん」。上事を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「一切の茶は處々食に非ず、別衆食に非ず、滿足食に非ざるなり」と。「茶」とは、乾茶・蕪菁茶・葱茶・瓠茶、是の如きの比を是を「茶法」と名くるなり。

[八九]「麨法」とは。大麥麨・小麥麨・麵麥麨・[九〇]蒙具麨・[九一]磨沙麨・[九二]加羅那麨・[九三]伊離麨・胡麻麨、是の如き比

に在りて一小國にして、四分律(四二)には阿牟多羅國とし、佛陀はこの國の阿摩那城(Āpaṇa)に滯在して雞尼耶梵志の供養を受けたまへり。

【七四】鷄尼耶螺髻梵志(Keniya Jaṭila)　螺髻とは、梵天王、頂髮を留めて結びて螺の如くするをいひ、梵天の法を志求する婆羅門行者、之に倣ひて編髮せる故に螺髻梵志といふ。

【七五】淨してとは、戒行淸淨に、處々食戒を犯ずることなくして食するを得るやとの意。

【七六】原漢文に若比丘乞食煮飯未熟合泔汁䉲與食者無罪とあり、泔汁はしろみづなるも今は煮汁なるべし。䉲は抒み滿すなり、三本及び宮本には捲とせり、捲はをさむ(收)る意なり。

【七七】餅法。

【七八】世尊は四月に一たび剃髮したまふとせるは常人の二倍を示せるもの、毗尼母論(七)二月相應法に極遲滿二月とあるもの〻二倍なり。

【七九】十八大聚落主。聚落名明かならず。

【八〇】一糰。糰はしろ水なり、今は番の字の同音寫にして一つがひ卽ち二個づ〻を與ふる意なり。

【八一】本生經。宋・元・明・宮本

念を作せり、「何の時にか當に自ら手づから世尊に供養するを得べき」と。故に今此粥を作りしなり」。佛言はく、「何の處にて米を得たりしや」。答へて言さく、「小兒、客に剃髪を作して得たり」。佛言はく、「內宿は聽さず、內煮も聽さず、自煮[七二]も聽さず、客作して得たるをも亦聽さず、餘の淨粥にして淨作せるは食するを得ることを聽さん」と。

復次に佛、[七三]鴦求多羅國に遊行したまひき。時に[七四]雞尼耶螺髻梵志は世尊來ませりと聞いて、種々粥、酥粥・胡麻粥・乳粥・酪粥・油粥・魚肉粥を作し、佛・比丘僧坐し已るに種々粥を行せり。諸比丘は心に疑を生ずらく、「世尊の制戒、處々食するを得ず、我等云何が[七五]淨して而して食するを得ん」と。佛言はく、「若し粥にして初めて釜より出ずに、畫いて字を成ぜざらんには、肉粥・魚粥を除いて餘の一切粥を聽し、處々食に非ず、別衆食に非ず、滿足食に非るなり[七六]。若し比丘、食を乞ひ、煮飯未だ熟せざらんに泔汁に合せて鍊與せんに食せんには無罪、若し但飯を取りて與へんに食せんには別衆食・處々食・滿足食と名く。是を「粥法」と名く。

[七七]「餅法」とは。佛、舍衞城に住したまひき。世尊は[七八]四月に一たび剃髪したまふに、剃髪の時世人は種々餅食を持して、來りて世尊を看まつりぬ。時に一婆羅門ありて婦に問うて言はく、「家中に餅具ありや不や」。答へて言はく、「粳米二斗・油四升あり、用ひて何等をか作さんとする」。答へて言はく、「沙門瞿曇は今日剃髪したまへば、諸人悉く餅を持し往くなり、汝可しく疾々に餅を作るべし、我れ隨伴して沙門瞿曇に供養せんと欲す」と。即ち餅を作りて器中に盛著し、淨巾を以て上を覆うて持ち去りぬ。爾時、世尊は大衆に圍遶せられたまひ、國王・大臣・刹利・婆羅門[七九]・十八大聚落主は悉く會中に在りき。此の婆羅門は疑懼して敢て逆前せず、獨り一處に在りて是念を作さく、「若し沙門瞿曇にして一切智・一切見者ならんには、常に世間を觀じて見ざるなく知らざるなけん。若し世間を照さば我も今亦是れ世間なれば、亦應に我心を知見すべきなり」。佛、婆羅門の心念を知り

羅門及施盧婆羅門の名ありて佛に八種漿を獻ぜりとす。而して故石婆羅門とは、增一阿含にては施羅は出家せりとある故に、故(purāṇa)(モト)石(Sela)と名けし婆羅門との意に解し得ざるに非ず。而して M. 92. Sela S. 及び Sutta Nipāta 102 には Sela 婆羅門の記あり、ことに本律の次の文の雞尼耶螺髻梵志の記も同所にあり、又、四分律(列 5. 75b)には施盧婆羅門の記の次に僧祇の如く二剃髪人父子出家の記あるより推して、僧祇律の此邊の記述は大體に於て增一阿含、四分律、及び巴利中阿含の記と其資材を一にするが如し。されば故石婆羅門を「もと石(Sela)と名けし婆羅門の聚落」と解して誤りなきが如し。本律三十一卷には固石婆羅門聚落とせり。

【七一】原漢文に答言世尊我本在家時供養諸比丘常作是念何時當得自手供養世尊今故作此粥とあり。今故の二字を故今として譯出せり。

【七二】自煮(Sāmaṃ pakkam)。食は淨人をして煮せしむべく、自ら煮るは非沙門法なる故なり。

【七三】鴦求多羅國(Aṅguttarāpa)。摩揭陀國の東隣なる鴦伽(首都、瞻波)大國の北部

んに、便ち受用したまへりと為さんと欲するなり」。阿難言はく、「婆羅門、須らく我れ佛に問ひまつるべし」。爾時、尊者阿難は是の因縁を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「阿難、誰か曾て教化して彼の供養を受けたりしや」。答へて言さく、「尊者舎利弗なり」。佛、舎利弗に問ひたまはく、「汝曾て彼の供養を受けたりしや」。「世尊、我れ曾て彼より一食を受けぬ」。佛言はく、『汝即ち是れ彼を教化したらんには、可しく往いて彼の婆羅門に語ぐべし、「明日能く僧の為に粥を作すや不や」と』。舎利弗即ち往いて法を説き、……乃至、「能く衆僧の為に粥を作すや不や」と。婆羅門言はく、「我れ乃し米豆を以て地に布いて佛及び僧をして上を蹈みて過さしめんと欲せしなれば、粥を作さんこと何ぞ以て能はざらん」と。即ち夜に種々粥、酥粥・乳粥・油粥・酪粥・肉粥・魚粥を辦へて、晨朝に佛・比丘僧坐し已るに手づから自ら粥を行しぬ。佛知りて故に問ひたまはく、「米は何の處に置きしや」。答へて言さく、「此の處に」。「何の處にて煮たりしや」。答へて言さく、「此の處にて」。佛言はく、「内宿[六七]は聴さず、内煮[六八]も亦聴さず、餘の浄粥[六九]を聴すも是粥を聴さず」と。

復次に佛、倶薩羅國に遊行して故石婆羅門聚落[七〇]に至りたまひき。爾時、剃髪師なる摩訶羅父子あり、出家して此聚落に住せり。時に摩訶羅は世尊來りたまふと聞いて即ち兒に語げて言はく、「汝、剃髪具を持して聚落に入り米・豆・酥・油・石蜜を求めて、世尊至りたまはんに當に種々粥を作すべし」と。兒即ち聚落に入るに衆人問うて言はく、「汝剃髪して何物を得んと欲するや」。答へて言はく、「我れ米・豆・酥・油・石蜜を須う」。「汝、用ひて何をか為さんとする」。答へて言はく、「明日、世尊至りたまへば當に種々粥を作すべし」と。時に諸居士聞き已りて信心歡喜し、加倍して之に與ふるに即ち持して住處に還りぬ。世尊至り已りたまふに、摩訶羅は自ら種々粥を作し、明旦に至りて佛・比丘僧坐し已るに、摩訶羅は自ら手を洗ひて躬自ら粥を行しぬ。佛知りて故に比丘に問ひたまはく、「此は何等の粥なりや」。答へて言さく[七一]、『世尊、我本家に在りし時諸比丘に供養して常に是

辯(patibhāna)。

【六三】宿食とは、食消化せずして停滞することなり。宿食の上に除の一字を入るべきなり。宿食除くとは消化するなり、巴利文には pariṇāmeti bhattam とせり。風は除風にして巴利文に Vyapaneti vātam とせり。

【六四】飢渇(khudā, pipāsā)。

【六五】消。消化する意にあらず、巴利文に sodheti vatthi-ṁ とあれば、膀胱を清浄にする意、大小便の調適なり。

【六六】阿帝欽婆羅門聚落。阿帝欽婆羅門の住せる聚落の意にして、阿帝欽婆羅門とは曠野手(Hatthaka Āḷavaka)のことならんか。

【六七】内宿(anto vutthaṃ)。内に食と共に宿するなり。内とは食界以外の僧住處の結界地なり、

【六八】内煮(anto pakkaṃ)。食界以外の僧住處の結界地にて食を煮るなり。これ沙門不相應の所行なればなり。

【六九】餘の浄粥とは、内宿・内煮の非沙門法を離れたる粥をいふ。

【七〇】故石婆羅門聚落。增一阿含第四十六(大正藏2. 798a)に施羅婆羅門の名あり、又翅甯婆羅門の名出づ。四分律第四十二(縮列5. 74b)に翅兔婆

れば應に當に粥を須うべけん」とて、多水を取りて少米を著れ、合煎して兩分を去り、然して後に胡椒・蓽茇を内れ、粥熟し已るに甕に盛滿して持して祇洹精舍に詣り、至り已りて佛足を稽首して却いて一面に住して佛に白して言さく、「唯願はくは世尊、諸比丘に粥を食せんことを聽したまはんことを」。佛言はく、「今日より後、粥を食するを聽さん」と。其日檀越ありて精舍中にて僧に飯せしに、諸比丘は心に疑を生ずらく、「世尊の制戒、[五六]處々食するを得ず、我等云何が[五七]作淨して食するを得るや」。[五八]佛言はく、「若し粥にして初めて釜より出さんに、畫いて字を成ぜざらんには是れ處々食に非ず、別衆食に非ず、[五九]滿足食に非ず。若し粥にして初めて釜より出さんに、畫いて字を成ぜんには處々食と名け、亦、別衆食・滿足食と名くるなり」と。爾時、世尊は偈を説いて[六〇]呪願したまはく、

「持戒清淨人に奉ずる所、　恭敬して時に隨うて粥を以て施さんに、
[六一]十利ありて行者を饒益せん、　[六二]色・力・壽・樂・辭清辯、
[六三](除)宿食風・除[六四]飢渴・消[六五]　是を名けて藥と爲すとは佛の所説なり、
人天に生じて常に樂を受けんと欲せんには　應に當に粥を以て衆僧に施すべし」と。

復次に佛、倶薩羅國に遊行して漸々に[六六]呵帝欽婆羅門聚落に至りたまひしに、……應に廣く説くべきなり……乃至、婆羅門は車に粳米・豆・胡麻・酥・油・石蜜を載せて世尊に隨逐し、六月の中、人の供を作すなき時を伺うて我當に供を作すべしと欲せしに、佛の在世には人民信心歡喜して多く供養を設け、前食・後食に都べて空缺なくして世尊は舍衛城に還りたまひぬ。時に婆羅門家より信を遣して來り追はしむらく、「種作時至れり、宜しく應に速に還るべし」と。時に婆羅門は尊者阿難に問ふらく、「世尊は明日何の門より出でゝ舍衛城に趣きたまふや」。阿難言はく、「婆羅門、汝何の故に問ふや」。婆羅門言はく、「我が所有の米豆を道中に散じ、願はくは佛・比丘僧、上を蹈みて去りたまは

内胡椒蓽茇粥熟已盛滿持詣祇洹精舍……とあり。布薩食は註(二三の七八)説戒食の下參照。兩分を去るとは米と水との別なきまでに煮るなり。胡椒蓽茇は註(三の一〇三・一〇二)參照。
【五六】處々食。波夜提第三十二なり、註(一六の一七・三三)參照。
【五七】作淨してとは、處々食戒に觸犯することなくしてとの意。
【五八】佛言若粥初出釜畫不成字者是非處處食非別衆食非滿足食…とあり。
【五九】滿足食。波夜提第三十三、不作殘食法食戒に觸犯す。食滿ち足りて坐を離れたる上は再び食するを得ず。今、草葉にて畫いて字を成ぜざる如き薄粥は足食とせざれば、更に後食を取るを得るなり。註(一六の八三・八八)參照。
【六〇】この呪願文は巴利律大品(6. 24. 6)の呪願文と能く相應せるは注意すべし。但、十事の配列に少異あるのみ。
【六一】十利。粥の十種功德(Dasānisaṃsā)の意なり。四分律(一三)には飢・渴を除き、宿食を消し、大小便調適し、風患を除くの五事功德とせり。
【六二】色(Vaṇṇa)・力(Bala)・壽(Āyu)・樂(Sukkha)・辭清

復次に佛、舍衛城に住したまひき。爾時、比丘あり、鉢中に隔を安きて種々食を盛りしに、佛知りて故に比丘に問ひたまはく、「汝の鉢中何等をか作せる」。答へて言さく、「世尊、是中、一處に飯を安き、一處に羹を安き、一處に肉菜を安けるなり」と。佛言はく、「汝、種々味に貪著するや、今日より鉢中に隔を安くを聽さず」と。若し隔を安かんには越毘尼罪、若し餅隔及び飯隔を以てするは無罪なり。復、比丘ありて[四九]生鉢を用ひて食せしが故に吐きぬ。佛言はく、「應に熏ずべきなり、當に阿摩勒核を用ひて熏じ、佉陀羅核・亘摩・竹根を(用ひて)熏ずべし」と。爾時、諸比丘の鉢底盡きしに、佛言はく、「底に應に[五〇]曼荼羅鍱を安くべし」。

爾時、諸比丘は金銀寶物を用ひて作りしに、佛言はく、「應に金銀を用ひて作るべからず、應に赤銅・白鑞・鉛錫を用ふべし」。爾時、諸比丘は盡く通遍して鉢を覆ひしに、佛言はく、「一切盡く覆ふを聽さず、極大なるは緣を去ること四指、極小なるは[五一]尸舍樹葉の如くせよ」。諸比丘は曼荼羅上に鳥獸の形像を作せしに、佛言はく、「鳥獸の形像を作すことを聽さず。若し鉢鍱を作さんには、若しは方、若しは圓とせよ」。曼荼羅法とは、若し鉢にして曼荼羅なからんに地に著くを得ず、若し地に著かんには越毘尼罪を得ん。應に[五二]鉢支の上若しは葉、若しは草上に著くべきなり。[五三]若し鉢に曼荼羅を安きたるには地に著くも無罪、若し泥地に曼荼羅せんには地に著くも無罪、下、水にて地に灑ぐに至らんにも鉢を安かんに無罪なり。若し鉢を停めて地に置かんには越毘尼罪なり。是を「鉢法」と名く。

[五四]「粥法」とは。佛、舍衛城に住したまひき。時に城内の難陀母・憂婆斯茶羅母は半月中に三たび布薩を受け、八日と十四日と十五日となり、布薩日には食を作り、先に比丘に飯して後に自ら食しぬ。[五五]明日に至りて復、布薩食を作さんとて釜飯を作るに、上に逼れる飯汁を自ら飲みて卽ちに身中の內風除こるを覺え、宿食消し飢を覺えて食を須ゐければ是念を作さく、「阿闍梨は是れ一食の人な

が如きもかゝる類の本生譚にして鷲生經・鸚鵡生經の物語もかくの如き類なり。

【四九】生鉢。熏ぜざる生地のまゝの鉢。

【五〇】曼荼羅鍱。鉢底(patta-mūla)の巧妙なる圓さを鉢曼荼羅(pattamaṇḍala)といひ、その曼荼羅の部分に鍱(いたがね)を張るなり。

【五一】尸舍樹葉。根橘易土集に尸舍和樹又は昇舍波樹(Siṃsapā)とあるものゝ略なるか。翻梵語には譯して實樹とすとある故に堅實の義なるべし。今、鉢を覆ふに相當する大きさの葉なるも想定し難し。

【五二】鉢支(pattamālaka)。

【五三】原漢文に若鉢安曼荼羅者著地無罪若泥地曼荼羅者著地無罪下至水灑地安鉢無罪若停鉢置地者越毘尼罪是名鉢法とあり。泥地曼荼羅とはいかに解すべきか。今、泥地に曼荼羅即ち圓相を畫いて鉢鍱の想を作す意なりとして譯出せり。次の水灑地の場合も泥地と同様に解して譯出せるも疑なき能はず。

【五四】粥法(Yāgu)。

【五五】原漢文に至明日復作布薩食作釜飯逼上飯汁自飲即覺身中內風除宿食消覺飢須食作是念阿闍梨是一食人應當須粥取多水著少米合煎去兩分然後

尼犍に與ふべし」と。復、有が言はく、「何の故に是の[四一]噉酒糟驢に與ふるや、應に世尊に與ふべきなり」と。是の如くに衆多各々に不同なりければ、即ち[四二]籌を行じて定を取るに、佛に與へんとする者多かりき。衆人議りて言はく、「我等可しく空鉢にして佛に與ふべからず、應に當に莊嚴校飾すべし」とて、即ちに碎寶を以て鉢に滿して寶籠の中に置き、復、瓦鉢・鐵鉢を持して種々食を盛りて世尊に奉獻せしに、佛、諸の離車に語げたまはく、「此の摩尼鉢は應に受くべからず、是中の碎寶及び寶籠も亦應に受くべからず、鐵鉢・瓦鉢を聽して寶鉢を聽さず、[四三]淨なるは應に受くべく、不淨なるは應に受くべからず」と。離車即ち寶鉢を持して還歸せしに衆人議りて言はく、「應に姉子尼犍に與ふべし」と。復人ありて言はく、「是の噉酒糟驢には應に寶籠及び碎寶を與ふべからず、應に[四四]繩絡嚢を作り空鉢を盛りて與ふべきなり」と。即ち繩絡を作り空鉢を盛りて人をして送與せしめしに、時に一離車にして尼犍を信敬せるあり、先に往いて具に此事を白して(言はく)、「彼れ鉢を送り來らんには愼みて與に受くること莫れ」と。鉢至り已るに尼犍言はく、「是の空鉢は應に受くべからず、麻繩にて絡を作せる(者)も亦應に受くべからず、先に瞿曇沙門に與へて後に我に與ふるが故に亦應に受くべからず、我今唯一事を受けん、若し諸の年少離車の舌を截ちて鹽油に合はせて熬り、鉢に盛滿して來らんに我當に受くべし」と。信還りて具に諸の離車に白すに、諸の離車言はく、「此は是れ我が姉子、怨傷の故に是言を作せるのみ、但當に送與すべし」と、是の如くすること三反せしも所言異らざれば、諸の離車言はく、「此は是れ奇事なり、我れ厚施を以てして反つて怨毒を生ぜんとは」とて、即ち人をして往かしめ[四五]持搏して打殺しぬ。諸比丘は是の因縁を以て具に世尊に白して(言さく)、[四六]「云何が薩遮尼犍子は舌に坐りて身を害ひしや」。佛言はく、「但に今日舌に坐りて身を害ひしのみには非じ、……」と、[四七]舉吉羅本生經の中に廣く說き、[四八]巔多利鳥生經の中に說くが如く、鼈生經の中に說くが如く、鸚鵡生經の中に說けるが如し。

【四一】噉酒糟驢。酒糟を噉ふ驢とは外道を非難せる語なり。

【四二】原漢文には行籌取定とあり。多數決方法によりて決を取るなり。

【四三】淨とは、鐵鉢瓦鉢等にして、不淨とは錢金銀等なり。

【四四】繩絡嚢。麻繩の絡嚢なり、註(三の一一七)參照。

【四五】原漢文に即遣人往持搏打殺とあり、持搏は捕へ執るなり。

【四六】原漢文に云何薩遮尼犍子坐舌害身佛言非但今日坐舌害身…とあり。

【四七】舉吉羅本生經。舉吉羅(Kokila)は拘耆羅・居枳羅とも音轉し、好聲鳥にして形醜し、性として榮茂を好みて枯樹に栖まず。Jātaka(No. 331)にはKālakokila(杜鵑 Cuckoo)とし、烏の巣にて育てられたる杜鵑の子が時ならざるに聲を出せるにより我所產にあらずとして殺されたる物語なり。

【四八】巔多利鳥生經。巔多利鳥は註(二七の六四)參照。Jātaka No. 319)Tittira jātaka 或は No. 117 の方適當するやも計り難し。には鵪鳥として捕へられたる鵪鳩が自分の啼聲によりて多くの一類を殺すに至れるを見て疑を起せりとあり。少しく相應せざる

「此堂、誰か能く其の過失を知らん。唯諸の沙門釋子ありて、聰明智慧にして能く此の過失を知らん」と。又是念を作さく、「我れ直に諸比丘を喚び來りて此堂を看せ(しむ)べからず、正に當に會を設けて處々に人を著きて微かに所説を聽くべし」と。

爾の時諸比丘來り入るに、一比丘ありて是言を作さく、「此堂都べて好なるも、唯一角のみ一䵃麥許りを差降せり」と。復一比丘ありて是言を作さく、「此堂都べて好なるも、唯、閤道上い戸の[三六]楣額太だ下くして、王刹利種の羽儀扇蓋、平行して出入することを得ざらん」と。時に一摩訶羅比丘あり、地に斷材頭(ある)を見て是念を作さく、「此は好なり、可しく鉢を作るべし」と。比丘食し訖りて還り去るに、爾時、諸人各王に所聞を白しぬ。王即ち巧匠を喚び繩を以て量度するに、說の如くにして異ることなかりければ、即ちに巧匠に勅して之を改めしめぬ。王は(復)摩訶羅の語を憶ふらく、「諸比丘は故ほ當に鉢を須うべけん」とて、即ち巧師を喚びて[三七]木鉢を旋作し、種々飯食を作して鉢に盛滿し、復、瓦鉢・鐵鉢を持して飯食を盛滿し、人をして送り往かしめて世尊に奉上せしに、佛言はく、「木鉢を用ふるを聽さず、垢膩を受くるが故に、亦是れ外道の幖幟なるが故に受くるを得ず」とて、此中、淨なるは世尊即ちに受けたまひ、不淨なるは受けたまはざりき。

復次に佛、王舍城に住したまひき。爾時、阿闍世王は未だ毘舍離の離車と怨あらざりき。時に南國の商人、一段の摩尼を持ち來りて王に與へしに、阿闍世(王)得已りて是念を作さく、「此寶は是れ[三八]諸舅の須うる所なり」とて、即ちに人をして離車に送與せしめぬ。離車は得已りて是念を作さく、「此寶分つ可からず」とて、即ちに摩尼庫中に著きぬ。[三九]離車後に諸庫を行りて摩尼を見已りて(是念を作さく)、「此寶可しく中げて器と作して釋伽羅漿を飲むべし」と。即ちに摩尼師を喚びて來りて器を作ら(しめ)、器成ずるに偶鉢形に似たりければ、離車は是念を作さく、「此は是れ出家人の器にして俗人の宜しき所に非ざれば、應に[四〇]薩遮尼揵子に與ふべし」と。復、有が言はく、「應に姉子

【三六】楣額。楣格なり、楣は門戸の上の横の梁、格はくひちがひの處なるべし。

【三七】木鉢(Dārupatta)。註(一三の一三八)參照。旋作すとは、圓く作るなり。

【三八】諸舅。舅は諸侯が異姓の大夫を稱していふ辭なり。

【三九】原漢文には離車後行諸庫見摩尼已此寶可中作器飲釋伽羅漿…とあり。可中の二字難なり、打ち延ばしてとの意なるか。釋伽羅漿は明かならず。

【四〇】薩遮尼揵子。註(一八の五三・九の四八)參照。

復次に佛、舍衛城に住したまひき。爾時、比丘あり、往いて法豫瓦師の所に至りて是の如きの言を作さく、「長壽、我が爲に鉢を作れ」。爾時、好瓦鉢を作りて色をして金の如くならしめて比丘に與へしに、佛言はく、「金色と作すことを聽さず」と。復銀色と作せしに、佛言はく、「銀色と作すことを聽さず」と。佛、諸比丘に語げたまはく、「今是れ齋日なり、法豫優婆塞を喚べ、洗浴して淨衣を著して布薩を受けよ」と。

時に優婆塞、洗浴して淨衣を著し、佛所に來至して布薩を受け已るに、世尊は土處を示して（言はく）、「汝、是土を知りて、是の如くに和し、是の如くに打ち、是の如くに[二八]埏し、是の如くに作り、是の如くに鉢を熏作せよ。鉢を熏作すること成就し已るに[二九]三種色と作す、一には[三〇]孔雀咽色の如くし、二には[三一]毘陵伽鳥色の如くし、三には[三二]鴿色の如くするなり」。佛言はく、「熏ずる時當に伺候して是の如きの色を作さしむべし」と。

復次に佛、舍衛城に住したまひき。爾時、比丘ありて[三三]優婆戸婆國土より鉢を持し來りて佛に白して言さく、「世尊、是鉢を用ふることを聽すや不や」。佛言はく、「用ふるを聽す」。是の如くに迦絺耶國より鉢を持し來るに、佛言はく、「用ふるを聽す」。北方の比丘、赤鉢を持し來りて佛に白して言さく、「是鉢を用ふることを聽すや不や」。佛言はく、「用ふるを聽さず」。

復次に佛、舍衛城に住したまひき。五事利益の故に如來應供正遍知は五日に一たび諸比丘の房を行りたまふに、一比丘、手を痏けるを見て佛知りて故に比丘に問ひたまはく、「汝安樂なりや不や」。答へて言さく、「世尊、我手痏きて鉢を失して地に墮し、鉢を破りしが故に是を以て樂しまざるなり」と。佛言はく、「今日より後、諸比丘に鐵鉢を用ふることを聽さん。鐵鉢を用ふる時、應に鉢爐を作りて熏ずべし。熏ずる時當に[三四]阿摩勒核・[三五]佉陀羅核・巨摩・竹根を用ひて熏ずべし」と。

復次に佛、王舍城に住したまひき。爾時、王阿闍世は大新堂を作り竟りて是の如きの念を作さく、

【二八】埏。尸連の切、音羶なり、水にて土を和らぐるなり。

【二九】三種鉢色。熏鉢法は四分律（五二）と僧祇律にのみ精細にして十誦律（四八）は簡にして要を得ず、五分律になし。而して鐵鉢には五熏し、瓦鉢には二熏して受用に堪ふるなり。

【三〇】孔雀咽色。綠光色なり。

【三一】毘陵伽鳥色。赤色なるか、根橘易土集に飾宗記五末に云はくとして、相傳云、不レ知ニ似何一今詳蓋赤色也の文を引けり。

【三二】鴿色。灰靑色なり。

【三三】優婆戸婆國土。翻梵語（八）には憂波は火なり、尸婆は安隱なりと譯せるのみ、その位置明かならず。次の迦絺耶國も爾り。

【三四】阿摩勒核。註（三の一〇一）參照。

【三五】佉陀羅核。註（二八の一〇五）佉提羅とは相違すべし。翻梵語（一〇）に佉陀羅子、應レ云ニ伽陀利一、譯曰ニ甘蔗一とあり。

彌と名く。爾時、尊者優波離、時を知りて世尊に問ふらく、「沙彌には云何が安居衣分を與へん」。佛言はく、「若し比丘の意を得んに、應に若しは半若しは三分の一を與ふべし」。比丘の意を得るとは、戒を持ちて能く淨事を作すなり。優波離は復佛に白して言さく、「云何が沙彌に非時衣分を與へん」。佛言はく、「等與せよ」。若し沙彌、多衣を得んに非法を作して去るを畏れんには、若しは半若しは三分の一を與へよ。若し彼の和上・阿闍梨にして「等與せよ」と言はんに、是の沙彌、[一八]他なきには應に師語に隨うて與ふべきなり。[一九]亡人衣分も亦是の如し。是を「沙彌法」と名く。

[二〇]「鉢法」とは。佛、[二一]尸利曼荼羅林中に住したまひ、成佛久しからずして、時に商人あり一を[二二]帝隷浮婆と名け、二を[二三]跋梨伽と云け、……應に廣く說くべきなり……乃至、[二四]麨蜜を持して往いて世尊の(所)に詣るに、世尊は是念を作したまはく、「過去の諸の如來應供正遍知は手にて食を受けたりとや爲ん、器にて食を受けたりとや爲ん」と。是念を作し已りたまふに、時に四大天王は各金鉢を持して、來りて世尊に奉るに、佛言はく、「應に是の如きの銀鉢を受くべからず、一切の寶鉢は皆應に受くべからず」と。復各[二五]石鉢を持し來るに、佛復是念を作したまはく、「若し一鉢を受けんに恐らくは諸王、意に悅ばざらん」とて、即時に四鉢を受けて左手中に累置し、右手にて之を按じて一鉢を合成して四際をして現ぜしめたまひぬ。佛、鉢を受け已りて商人の麨蜜を受けて廣く呪願を說きたまふに、爾時、商人歡喜して前んで佛に白して言さく、「願はくは爪髮を賜はらんことを、還りて[二六]支提を起さん」と。佛即ち爪を剪り髮を剃りて之を與へたまふに塔を起しぬ。

復次に佛、孫婆白土聚落に住したまひき。爾時、孫婆天神、佛所に來至して佛に白して言さく、「世尊、是中、過去の諸の如來應供正遍知は此間の[二七]瓦鉢を受用したまへり、唯願はくは世尊、諸比丘に瓦鉢を受用することを聽したまはんことを」。佛言はく、「今日より後、瓦鉢を受用することを聽さん」。

【一八】他なしとは、他の非法事なり。
【一九】亡人衣(Matakacīvara)。
【二〇】鉢法。
【二一】尸利曼茶羅林。翻梵語(九)に吉圓林なりとあるのみ。吉祥な蔓荼羅林るの意なるか。蔓茶羅は練木樹とせらる。四分律には一吉祥樹下とし、巴利律大品には世尊が目眞隣陀樹(Mucalindamūla)より羅閣耶他那樹(Rājāyatana)の處に趣きて七日間解脫の樂をうけたまひし時に二商に會へりとせり。
【二二】帝隷浮婆(Tapussa)。
【二三】跋梨伽(Bhallika)。この二商を四分律には瓜・優波離とし、五分律には離謂・波利とし、瑞應經・普曜經には提謂・波利とせり。本行集經には帝梨富娑・跋梨迦として最も僧祇律の音譯と類似せるは注意すべし。
【二四】麨蜜。麨菓(mantha)と蜜丸(madhupiṇḍikā)となり。
【二五】石鉢(Selamaya)。
【二六】支提(Cetiya)。註(六の一五四)塔廟の下參照。
【二七】瓦鉢(Mattikāpatta)。

はく、「汝捉る所の(もの)ありや」。答へて言はく、「是錢を持ち來れり」。師言はく、「捨棄せよ」。棄て已るに、非人復前の如くに供養せり。比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「今日より後、沙彌は金銀錢を持つことを聽さず」と。若し比丘、沙彌をして最初に金銀錢を捉らしめんには越毘尼罪を得ん。若し沙彌先に已に捉れるを見て後に捉らしめんには無罪なり。

復次に佛、舍衞城に住したまふに、諸天世人の爲に供養せられたまひぬ。……廣く說けること上の如し。爾時、尊者大目連は專頭沙彌と共に食後に[一五]閻浮提阿耨大池上に到りて坐禪せしに、時に專頭沙彌は池邊の金沙を見て便ち是念を作さく、「我今當に是沙を盛りて可しく世尊の澡罐の下に著るべし」と。尊者目連、禪より覺めて卽ちに神足を以て虛に乘じて還るに、時に專頭沙彌は非人の爲に持へられぬ。時に目連迴り見て「沙彌よ來れ」と喚ぶに、答へて言はく、「我れ往くことを得る能はず」と。復問ふ、「汝、所持の(もの)ありや」。答へて言はく、「是の金沙を持てり」。(目連言はく)、「汝應に捨棄すべし」。捨て已るに卽ちに虛に乘じて去りぬ。諸比丘は是の因緣を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「今日より後、沙彌は金銀及び錢を捉ることを聽さず」と。

復次に佛、迦維羅衞尼拘律樹釋氏精舍に住したまひしに、諸の檀越は供を設け僧に飯しぬ。時に沙彌あり、中に在りて烏を逐ひ蠅を驅り、並に遺飯・[一六]骨菜・菓蓏を拾うて噉ひぬ。時に諸の母人あり、情に多く憐愍して見已りて是の如きの言を作さく、「沙門釋子は慈心あることなし、食平等ならず。犢子を畜はんに先に乳して後に犛るが如くなるに、而も今、比丘は此の小兒を畜へつゝ獨り食して與へず、此の壞敗の人何の道か之れ有らん」と。諸比丘は是の因緣を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「今日より後、出家人食せんには應に等與すべし」と。「沙彌法」とは、沙彌に三品あり、一には七歲より十三歲に至るを名けて[一七]驅烏の沙彌と爲し、二には十四(歲)より十九(歲)に至るを是を應法の沙彌と名け、三には二十(歲)より上七十(歲)に至るを是を名字の沙彌と名け、是の三品を皆沙

【一五】閻浮提阿耨大池。閻浮洲の中心、香山の南、大雪山の北なる阿耨大池又は阿耨達池(Anotatta)なる意なり。周圍八百里、金銀瑠璃、其岸を飾り、金沙彌漫して淸波皎鏡す。八地の菩薩、願力を以て化して龍王となり、中に潛宅し、淸冷の水を出して閻浮洲に給すと傳へらる。

【一六】骨菜・菓蓏。骨菜は堅き筋ばれる菜なるべし。菓蓏は木の實、草の實なり。

【一七】驅烏沙彌(Kākuttepaka)。僧食を汙さんとする烏を驅ふに役立たしむる沙彌、巴利律には十五歲以下(Ūnapannarasavassa)とせり。

く)、「世尊、當に云何がして出家を與ふべき」。……上の羅睺羅出家の中に廣く說けるが如し。

復次に佛、舍衞城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。爾時、摩訶羅出家[一三]あり、聚落中にて安居し竟り、世尊に詣りて問訊せんと欲して十沙彌を將ゐぬ。爾時、世尊は露處に在りて坐したまひしに、摩訶羅遙かに世尊を見て便ち指して諸の沙彌に語げて言はく、「是は汝の祖翁なり」と。時に諸の小沙彌は競ひ前んで佛に趣き、或は牀座を捉り、或は衣を牽捉し、或は足を摩り、或は澡罐を捉りぬ。佛は知りて故に問ひたまはく、「是れ誰が沙彌ぞ」。答へて言さく、「是れ我が許なり」。佛言はく、「汝云何が多く沙彌を度せる、今日より後衆を畜ふるを聽さず。若しは一を畜へ、極まること三に至りて畜ふるを聽さん」と。[一四]若し大德比丘にして多人宗重せんに、應に語げて餘人に與は(しむ)べきなり。復白して言はん、「我れ餘人あるを知るも、但、阿闍梨の下に在りて經法を受誦し修學を增長せんと欲すれば、是故に阿闍梨に與はんとす」と。是の如きには應に語げて餘人に與は(しめ)て、自ら敎詔することを得べし。若し衆沙彌を畜へんには、越毘尼罪を得ん。

復次に佛、舍衞城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。爾時、比丘あり一沙彌を將ゐて歸りて親里を看んとて路、曠野を經たりしに、中道に非人あり化して龍と作りて沙彌を右遶し、華を以て上に散じて讃言すらく、「善い哉、大に善利を得ん、家を捨てゝ出家して金銀及び錢を捉らざらんとは」と。比丘、親里家に到り問訊し已りて還らんと欲する時、親里の婦の言はく、「汝今還り去らんに道遙にして多く乏しからん、可しく是錢を持して市に去いて所須に易ふべし」と。沙彌受取して衣頭に繫著して去るに、中道にて非人は沙彌の錢を持して比丘の後に在りて行くを見て、復化して龍と作り、來りて沙彌を左遶して土を以て上を坌して是言を說くらく、「汝善利を失せり、出家して道を修めつゝ而も錢を捉りて行かんとは」と。沙彌便ち啼くに比丘顧視して沙彌に問ふらく、「汝何の故に啼くや」。沙彌言はく、「我れ過あるを憶せざるに、故なくして惱を得たり」と。師言

【一三】摩訶羅出家。愚かなる出家、特に戒相に昏き出家の意なり。註(三の二三八)參照。

【一四】原漢文に若大德比丘多人宗重應語與餘人復白言我知有餘人但欲在阿闍梨下受誦經法增長修學是故與阿闍梨如是應語與餘人得自教詔とあり。

…佛、舍利弗に告げたまはく、「汝去いて羅睺羅を度して出家せ(しめ)よ」と。舍利弗言さく、「我れ云何がして羅睺羅を度して出家せ(しめ)ん」。[六]佛言はく、『汝往いて敎へて言はしめよ、「我は羅睺羅なり、佛に歸依し、法に歸依し、僧に歸依したてまつる」と是の如くに三說して、「我は羅睺羅なり、佛に歸依し竟り、法に歸依し竟り、僧に歸依し竟りぬ。[七]盡壽、殺生せず、盜せず、邪婬せず、妄語せず、飲酒せざらん。佛・[八]婆伽婆出家、我は羅睺羅なり、佛に隨うて出家す」と是の如くに三たび「佛・婆伽婆出家、我は羅睺羅なり、佛に隨うて出家す」と說か(しめ)よ。(次いで)俗服を捨てゝ袈裟を著して、「[九]盡壽、殺生せず沙彌戒を持たん、盡壽、盜せず沙彌戒を持たん、盡壽、婬せず沙彌戒を持たん、盡壽、妄語せず沙彌戒を持たん、盡壽、飲酒せず沙彌戒を持たん、盡壽、華香を著せず沙彌戒を持たん、盡壽、歌舞作樂を觀聽せず沙彌戒を持たん、盡壽、高廣の牀上に坐臥せず沙彌戒を持たん、盡壽、過時食せず沙彌戒を持たん、盡壽、金銀及び錢を捉るを得ず沙彌戒を持たん」と、是の如くに憶念して持せ(しめ)よ』と。

復次に佛、舍衛城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。爾時、尊者阿難に一知識檀越家ありしが、[一〇]門を合はせて疫病にて死に盡し、唯一小兒の在るありて恒に市肆の前に在りて粒を拾うて自活せり。時に尊者阿難行き過ぐる時、小兒見已りて後に隨うて[一一]「翁、翁」と喚ぶも、阿難聞かずして遂に去るに爲に世人譏嫌して言はく、「云何が沙門釋子なる、[一二]足あるの時は强ひて親しみて父の如く子の如くせしに、今衰喪を見るも而も顧錄せざるとは」と。小兒追喚して已めざりければ、阿難顧視して之を識りて呼んで言はく、「子よ、來れ」と。時に小兒、後に隨うて祇洹精舍に入るに、佛見已りて知りて故に問ひたまはく、「是れ誰が小兒なりや」。阿難は上の因緣を以て具に世尊に白して言さく、「此の小兒、出家せ(しむ)るを得るや不や」。佛、阿難に告げたまはく、「汝、何の心を作せしや」。答へて言さく、「慈愍心にて」。佛言はく、「出家せ(しむ)るを得ん」。(阿難言さ

【六】三歸五戒を授けて優婆塞とし、次で沙彌十戒を授けて沙彌とし、次で具足戒を授くるの次第なり。羅睺羅は果してかゝる五戒を受けしや不やは疑なき能はず、これ一人に於て五戒より具足戒に至る漸受門の形式を記して一々の性を成就し行く相を示せるに過ぎざるなり。

【七】優婆塞五戒。註(一九の一二)參照。

【八】婆伽婆。註(一の八)參照。

【九】沙彌十戒。註(一九の一一)十戒の下參照、今の次第と相違する所あり。

【一〇】門とは、みうちなり。

【一一】宋・元・明・宮本には公公となす。

【一二】本文には父の字となすも、宋・元・明・宮本によりて足の字に改めたり。足とは、富裕にして眷屬具足せし時との意なり。

雜誦跋渠法を明すの七

[1]復次に佛、倶薩羅國に遊びたまひき。爾時、諸比丘は和上・阿闍梨の衣鉢を持し、前に在りて去いて界內に聚坐して師を待ち、依止を失するを畏るゝが故に界を出でざりき。佛、知りて故に問ひたまはく、「此は是れ何等の比丘にして、聚坐せりや」と。諸比丘は是の因緣を以て具に世尊に白すに、佛、諸比丘に告げたまはく、[2]「此は是に非ず、依止を離れて待たんとは。如來、倶薩羅國遊行より舍衛城に還らん時我に語げよ、當に諸弟子の爲に捨依止法を制せん」と。佛、舍衛城に還りたまふに諸比丘は上の因緣を以て具に世尊に白さく、「今正に是れ時なり、唯願はくは世尊、諸比丘の爲に捨依止法を制したまはんことを」。佛、諸比丘に告げたまはく、[3]『若しは和上命終せん時は依止を離れ、若しは道を罷め、(若しは)擧げられ、(若しは)和上、出界して宿し、若しは共住弟子、出界して宿せんに、是を「依止を離る」と名く。若し依止阿闍梨にして若しは命終し、(若しは)道を罷め、(若しは)擧げられ、若しは出界して宿し、若しは依止弟子、出界して宿し、若しは滿五歲、善く法を知り、善く毘尼を知らんに依止を離るゝを得ん、是を「依止を捨す」と名く。若し比丘にして善く法を知らず、善く毘尼を知らず、能く自立せず、能く他をして立た(しめ)ざらんに、是の如きの比丘は盡壽應に依止住すべきなり。若し比丘、滿十歲、善く法を知り、善く毘尼を知り、能く自立し、復能く他をして立た(しめ)んに、是の如きの比丘は人の依止を受くるを得ん、是を「和上・阿闍梨・共住弟子・依止弟子法」と名くるなり』と。

[4]「沙彌法」とは。世尊は樂欲したまはざりければ父母愛重して之が爲に泣涙し、轉輪王を得んとするに臨みて家を捨てゝ出家したまひ、……乃至、尊者[5]羅睺羅の出家因緣應に廣く說くべきなり……

【一】前巻の註(一〇九)和上・阿闍梨　共行弟子・依止弟子法の續なり。

【二】原漢文には此非是離依止待とあり。是とは善の義なり。

【三】捨依止法。

【四】沙彌法。

【五】羅睺羅出家因緣。とゝに釋尊の出家以前、出家苦行、正覺並に歸鄉、及び禪種子の多數の出家等、佛傳としての重要部分をこゝに豫想して、應に廣く說くべきなりといひしなり。

ふべし。若し善く戒を持ち、能く誦習行道を受けんには、應に語ぐべきなり、「布施は是れ堅法に非ず、汝、是の諸物に依りて以て湯藥を備へんに、坐禪し誦經し行道するを得ん」と。若し「我に親里ありて自ら我に衣・食・病瘦湯藥を供給するなり」と言はんに、師は應に語ぐべきなり、「若し爾らんには聽さん」と。是を「大施」と名く。

(15)「白去」とは、若し行かんと欲する時は、應に和上・阿闍梨に白すべし。行くに臨みて乃し白するを得ず、應に先に前一月・(前)半月に豫じめ白すべし、「弟子、某方國土に至らんと欲す」と。師は應に問ふべきなり、「何の事の故にか去る」と。若し「此間の僧の作事は苦なり、受經誦經するを苦なり、和上・阿闍梨は復、少食・少飲し、多覺少眠せよと言ひたまへり、彼間に住せんに樂しからん」と言はんには、師應に語ぐべし、「汝は是の爲の故に出家せしなり、何ぞ苦を辭するを得ん」と。若し「和上・阿闍梨は事務を經營して我に經を授けざれば、是故に去らんと欲す」と言はんには、若し能く授けんには應に語ぐべし、「去ること莫れ」と。若し能く(授け)ざらんには、衆中に善く戒を持ち、誦すること利なる者あらんに應に語ぐべし、「彼に於て授けん」と。若し復無からんには、彼間に知識せる多聞の比丘あらんに應に遙のに囑すべきなり。若り行く時、和上・依止阿闍梨に白せずして而して去らんには、越毘尼罪なり。是中、共住弟子・依止弟子は、和上・阿闍梨の所に於て、應に是事を行ずべきなり。是を「和上・阿闍梨に白して去る」と名くるなり。

摩訶僧祇律卷第二十八

や」。若し[一三三]「沙路伽耶陀なり」と言はんに、應に語ぐべし、「不可なり、世尊の聽したまはざる所なり」と。若し[一三四]「呪經なり」と言はんに、應に語ぐべし、「可なり、應に彼をして此を以て活命することを莫らしむべし」と。若し[一三五]「阿含なり」と言はんに、師は應に彼人を相すべし。(若し)善く戒を持たざらんには、應に言ふべし、「不可なり」と。若し善く戒を持たんには、應に語ぐべし、「汝、經(を誦するに)利なりや不や」。答へて、「利ならざるも、他邊に問ひ已りて當に授くべし」と言はんに、應に言ふべし、「不可なり」と。若し「利なり」と言はんには、應に語ぐべし、「授けよ」と。若し自ら經を受けんと欲する時、亦應に師に白すべきなり、……上に說けるが如し。是を「自ら受け、他に授く」と名く。

(11)「與欲・取欲」とは、若し與欲・取欲せんと欲する時、應に師に白すべきなり。……上の迎食中に廣說せるが如し。

(12)「服藥」とは、服藥せんと欲する時、當に先に師に白すべし。若し已に坐して先に酥を飲みて後に食せんと欲せんには、白せずして服すと雖無罪なり。

(13)「離境界」とは、僧伽藍の門を出づること[一三六]二十五肘を過ぎんには、應に白して去るべし。若しは經行し、若しは坐禪せんには、應に白して處所を知らしむべし。大小行せんと欲する時若し師の前に在らんには、應に低頭し敬を設けて去るべく、師の前に在らざらんには敬せざるも無罪なり。

(14)「大施を作す」とは、若し大施せんと欲せんに、應に師に白して言ふべし、「我が一切の所有を盡く布施せんと欲す」と。師は應に語ぐべきなり、「出家人は要らず三衣・鉢盂・尼師壇・漉水嚢・革屣を須うるなり」と。弟子言はん、「我れ是を除ける外の一切を盡く布施せんと欲するなり」と。(爾の時)師は應に相望すべし。(而して)若し善く戒を持たず、誦習行道を受けざらんには、應に「聽す」と言

【一三三】沙路伽耶陀。法華經安樂行品に路伽耶陀・逆路伽耶陀の者に親近せざれとあり。路伽耶他(Lokāyata)は順世と譯し、世間の凡情に隨順して是れ常、是れ有なり等と計執するなり。逆路伽耶陀は梵 Vāma-lokāyata といふもの、左順世外道にして世情に逆ひたがふ教を立つる外道なり。沙路伽耶陀の沙は恐らくは娑(摩)の寫誤なるべし。

【一三四】呪經。Dhāraṇī にして禪定によりて秘密語を發して不可測の神驗を有するをいふ。世俗の咒術には 'tiracchāna-vijjā' の語あること、四分律比丘尼戒第百十七波夜提、巴利律比丘尼第四十九波夜提の如し。

【一三五】阿含(Āgama)。法歸・無比法と譯され、萬法此に歸趣して漏るゝなき無類の妙法なりとの意なり、四阿含をいふ。

【一三六】二十五肘。註(八の一〇八・一四の一二七)參照。

きこと無から(しむ)るを得ん。若し他物を取らんと欲する時も、應に師に白すべきなり。師は應に問ふべし、「誰ぞ汝に與へんとするは」。若し「大童女……乃至、善く戒を持たざる比丘、我に與へんとす」と言はんに、應に語ぐべし、「此人等と與に相習近すること莫れ」と。若し「善く戒を持てる者」と言はんには、應に「取れ」と語ぐべきなり。問ふ、幾許を齊りて、白せずして與取することを得るや。半條線・半食ならんに、是を「白せずして與取するを(得)」と名く。

(9)[二二]「與他迎食自迎食」とは、若し他に倩はれて迎食せん時に應に師に白すべし、「某甲比丘の與に迎食せん」と。師應に問ふべし、「彼比丘は何の故に去かざるや」。答へて言はん、「彼間にて食するは苦しく、此間にて食するは樂し」と。[二三]應に語ぐべし、「若し樂を求めんには倩と爲ること莫れ」と。若し「維那若しは病人の爲に倩はる」と(言はん)には、當に其人を相望すべし。(若し)善く戒を持たざらんには應に「不可なり」と言ふべし。若し「次に當りて與に迎へん」と言はんには、應に語ぐべし、「彼鉢を取りて淨洗し、自の鉢と合に持ち去れ」と。若し「彼れ善く戒を持てる者」と言はんに、應に言ふべし、「與に迎へよ」と。若し人を倩うて迎食せんと欲せんには、應に師に白すべし。師は應に問ふべし、「汝、何の故に去かざる」と。答へて「彼間に食せんに苦しく、此間に食せんに樂し」と言はんには、應に語ぐべきなり、「汝、樂の爲の故ならんには不可なり」と。若しは維那と作り、若しは病めりと(言はん)には、應に問ふべし、「誰をして迎へしめんとするや」と。答へて「某甲に」と言はんに、若し彼れ善く戒を持たざらんには應に言ふべし、「不可なり」と。若し「彼れ次なれば應に我が與に迎食すべし」と言はんに、應に語ぐべし、「更に餘人を倩へ」と。若しは同和上・阿闍梨、若しは善持戒者ならんには與に迎へ(しめ)よ。是を「自らに迎食し、他の與に迎(食)す」と名く。

(10)「受經授經」とは、若し他に經を授けんと欲する時は、應に師に白すべきなり。師は應に問ふべし、「誰に經を授くるや」。答へて言はく、「某甲比丘の與に經を授くるなり」。「何の經を授くる

【二二】前の與取と此の與他迎食自迎食との間に受經・授經・與欲取欲・服藥の四事あるもこゝに註解せずして順序轉倒せり。

【二三】原漢文に應語若求樂者莫爲請若爲維那若病人請者當相望其人不善持戒者應言不可若言當次與迎應語取彼鉢淨洗合自鉢持去とあり。原漢文及び諸本には請の字となせるも、今倩の字に改めたり。

に問ふべし、「汝能くするや不や」。答へて「此は是れ眼見の事なり、何の故にか能はざらん」と言はんには、應に「不可なり」と語ぐべきなり。若し「我れ能くす」と言はんには、應に前人を相すべし、若し善く戒を持たざらんには應に「不可なり」と言ふべく、若し善く戒を持たんには應に「好し、意を用ひよ」と言ふべきなり。若し和上・阿闍梨にして聚落に入れる後に、剃髮人來らんに、剃髮せしめんと欲せんには應に餘の長老比丘に白すべきなり、「我れ剃髮せんと欲す」と。師還らんには應に師に白すべきなり、「師行いて後に剃髮人を得たれば剃髮せり」と。是を「自らを剃り、他の與に剃る」と名く。

(7)「刀治」とは、他の與に瘡を破らんと欲する時應に師に白すべし、「某甲比丘の與に瘡を破らんとす」と。師應に問ふべし、「汝能くするや不や」。答へて「此は是れ眼見の事なり、何の故にか能はざらん」と言はんに、師は「不可なり」と言へ。若し「能くす」と言はんに、師は應に前人を相すべし、若し善く戒を持たざらんには應に「不可なり」と語ぐべく、若し善く戒を持たんには應に問ふべし、「何處の病なりや」と。若し「猥處なり」と言はんには、應に語ぐべし、「[一三〇]穀道の邊を離るゝこと各四指なるには觸るゝ莫れ」と。若し頭を刺して血を出し、若しは餘處の癰痤等ならんには、「應に作すべし」と(言ふべし)。若し自ら瘡を破らんと欲する時も應に師に白すべく、師應に問ふべし、「何處にありや」と。若し「猥處に在り」と言はゞ、應に語ぐべし、「不可なり」と。若し餘處に在らんには、……上に說けるが如し。是を「刀治」と名く。

(8)「與取」とは、若し他に物を與へんと欲する時は、應に師に白すべし。師は應に問ふべし、「誰に與へんとするや」と。若し「寡婦・童女・婬女・摴蒱・凶惡人・惡名比丘尼・惡名沙彌尼・持戒ならざる比丘に與へんとす」と言はんに、應に語ぐべきなり、「應に此人等と與に相習近すべからず」と。若し父母にして三寶を信ぜざらんには、應に少しく經理すべし。若し信心あらんには、自恣に與へて乏し

【一三〇】穀道。大便道なり。

「與に事に従ふこと莫れ」と。若し是れ善く戒を持てるならんには、應に語ぐべし、「共に作せ」と。若し[一二六]次到りて維那・直月と作らんには、應に師に白すべし、……威儀の中に廣說せるが如し……。是を「自ら作し、他と與に作す」と名く。

(5)「衣鉢事」とは、若し熏鉢せんと欲して、若し[一二七]亘磨・泥爐を取り、及び熏ぜん時、一々應に白すべきなり。若し一々に白すること能はずんば、但「我れ熏鉢事を作さんと欲す」と言ひて一白して通了せよ。熏鉢せん時應に和上・阿闍梨に問ふべし、「鉢、熏ぜんことを欲するや不や」。[一二八]若し「熏ぜよ」と言はんに、應に問ふべし、「先に熏ずとや爲ん、後に熏ずとや(爲ん)、一處に熏ずとや爲ん」と。若し「一處にせよ」と言はんに、應に問ふべし、「上に著けんや、下に著けんや」と。(かくて)師教に隨うて應に作すべきなり。若し衣を染めんと欲する時は應に白すべく、若しは浣時・縫時・煮染時の一々に應に白すべく。若し能はずんば但、「我、染衣事を作さんと欲す」と言はんに、一白して通了せん。染衣事に應に先に和上阿闍梨に問ふべし、「衣、染めんことを欲するや不や」。若し[一二九]「染めよ」と言はんには應に問ふべし、「前に染めんことを欲すとや(爲ん)、後に染めれことを(欲すとや爲ん)、一時にせんと(欲す)とや爲ん」と。若し「一時にせよ」と言はんに、應に先に和上・阿闍梨の衣を染むべきなり。是の如くして縫時・染時・擧時に、師衣を持つて己衣を裹むを得ず、應に己衣を持つて師衣を裹むべきなり。衣鉢事を作さんに、師に白せざるは越毘尼罪なり。是を「衣鉢事」と名く。

(6)「自剃與他剃」とは、自ら髪を剃らんと欲する時、應に師に白すべし。師應に問ふべし、「誰ぞ汝の與に剃るは」。答へて言はく、「某甲なり」。「某甲は剃ることを知るや不や」。答へて「此は是れ眼見の事なり」と言はゞ、師は「不可なり」と言へ。若し「知る」と言はんには、師は應に前人を觀じて善く戒を持たざらんには亦「不可なり」と言ふべく、若し善く戒を持たんには應に「剃れ」と言ふべし。若し他の與に剃髪せんと欲せんには應に師に白すべし、「我れ某甲比丘の與に剃髪せん」と。師は應

【一二六】次到るとは、僧中の次第によりてとの意。

【一二七】亘磨。牛糞なり。

【一二八】若言熏應問爲先熏後熏爲一處熏とあり。先熏と後熏との間に爲の一字を入るべきなり。

【一二九】若言染者應問(爲)欲前染(爲欲)後染爲(欲)一時…とあり。譯文には括弧内の文字を補充せるなり。

にも病まざるにも應に供給すべく、若し師に難あらば應に送り去くべく、若し王賊に捉へられんには應に追救すべきなり。若し共住弟子・依止弟子にして、師が小々戒を犯ぜんに諫めず、……乃至、王賊に捉へられんに追救せずんば越毘尼罪なり。共住弟子・依止弟子は和上・阿闍梨邊に於て應に是事を行ずべきなり、(卽ち)(1)起迎・(2)報語・(3)作是事・(4)自作與他作・(5)衣鉢事・(6)自剃與他剃・(7)刀治・(8)與取・(9)受經授他・(10)與欲取欲・(11)服藥・(12)迎食與他迎食・(13)離境界・(14)大施・(15)不問去なり。

(1)「起迎」とは、弟子遙かに和上・阿闍梨を見んに、應に起迎すべきなり。若し[一二四]五正食を食せんに、若し[一二五]一食法を受けて起つことを得ずんば應に低頭すべし。若し一食法を受くる時、應に師に白すべく、師應に問ふべきなり、「汝、一食に堪ふるや不や」と。堪へんには應に受くべく、若し「堪へず」と言はんには應に語ぐべし、「受くること莫れ」と。若し弟子にして師を見て起たずんば越毘尼罪なり。是を「起ちて迎へず」と名く。

(2)「報語」とは、和上・阿闍梨にして共語せんに、弟子は應に報ふべきなり。若し口中に食あるも能く聲をして異らざらしめんには應に報ふべく、若し能はざらんには咽み已るを待ちて然して後に報へよ。師言はん、「何の故に我語を聞きつゝ報へざる」と。應に語げて言ふべし、「弟子、口中に食あれば」と。若し師語るに報へずんば越毘尼罪なり。是を「語に報ふ」と名く。

(3)「作事」とは、和上・阿闍梨にして弟子に「是事を作せ」と語げんには、如法に應に作すべし。若し「彼女を喚び來れ、酒を取り來れ」と言はんに、應に軟語して言ふべし、「我れ聞く、是の如き等の非法事は應に作すべからず」と。師若し如法事を作せと語ぐるに、作さずんば越毘尼罪なり。是を「作事」と名く。

(4)「自作與他作」とは、若し作す所あらんと欲せんには應に(師に)問ふべし、「我れ某甲と共に是事を作さんと欲す」と。師は應に相を觀ずべく、前人若し善く戒を持たさらんには、應に語ぐべし、

【一二四】五正食。註(一五の九八・一六の八一)參照。
【一二五】一食法。十二頭陀の一なる一坐食法(Ekâsanika)を受けて小食を取らず、且つ食中に一たび立ちて又坐する時は二坐食となる故に必ず食時中は大臀筋を動かさゞる故に今低頭するのみなり。

厭すること莫れ、展轉して相看るは佛の讃歎したまふ所なり」と。若し共住弟子・依止弟子病まんに、師看ずんば越毘尼罪なり。是を「病自ら看、人をして看せしむ」と名く。

(7)「難起若自送若使人送」とは、若し弟子の親里にして共道を罷め(しめ)んと欲せんに、師は應に遠避せしめて出家の功德を成就せしむべきなり。應に自ら送り、若しは老病、若しは僧事を知らんには應に人に囑して送るべきなり。若し自ら送らず、人をして送らしめざらんには越毘尼罪なり。是を「難起らんに若しは自ら送り若しは人をして送らしむ」と名く。

(8)「王賊」とは、若し弟子、王の爲に收錄せられんに、師は應に便ち逐ひ去くべからず、應に外に在りて消息を伺候すべきなり。若し王家にして「誰か是れ和上・阿闍梨なる」と問はんに、爾時應に入るべし。若し事枉橫ならんには應に知識を求めて證明すべく、若し財物を須ゐて追逐せられんには應に衣鉢を與ふべく、若し無くんば應に乞求して與ふべきなり。若し弟子、賊の爲に抄賣せられて遠く他方に在らんには、師は應に推求して追贖すべし。若し弟子にして王・賊に捉へられんに、和上・阿闍梨にして救贖せずんば越毘尼罪なり。和上・阿闍梨の若くに、共住弟子・依止弟子も亦應に是の如くに諫めんに、麁語するを得ず、教誡法の如くにすべし。應に軟語して和上・阿闍梨を諫むべきなり、「應に是事を作したまふべからず」と。若し言はん、「子よ、我更に作さじ」と。若し爾らんには善し、若し「止みね、止みね、汝は我が和上・阿闍梨には非じ、我當に汝に教ふべきに汝更に我に教へんこと、逆に竹節を捋づるが如くなり、汝更に說くこと莫れ」と言はんには、若し是れ和上ならば應に捨てゝ遠く去るべく、若し依止阿闍梨ならば應に衣鉢を持して界を出で一宿して還りて餘人に依止すべし。若し師に力勢あらんには應に遠く去るべく、若し去らざらんには應に德重き人あらんに依止すべし。若し非行處には應に諫むべく、若し被羯磨には應に料理すべく、若し惡見を起したるには當に自ら解き、人を倩うて解か(しめ)、自ら出罪し、人を倩うて出罪せしむべし。病む

(3)「被羯磨」とは、[一二〇]應斷理の僧若し折伏羯磨・不語羯磨・發喜羯磨・擯出羯磨を作し、三見の中若しは一々見(卽ち)線經を謗り・惡邪見・邊見に於て、諫むるも捨せざれば[一二一]擧羯磨を作さんに、和上・阿闍梨は應に弟子の爲に諸人に悔謝すべきなり、「諸長老、此れ本惡見なりしも今已に捨して隨順法を行ぜり、凡夫愚癡なれば何ぞ能く過なからん、此の小兒は晩學なれば實に此過ありしなり、今日より當に敎勅して更に復び作さゞらしむべし」と。衆意を悅ばし已りて、僧に、共住弟子・依止弟子に[一二二]解羯磨を爲さんことを求めんに、僧は羯磨を作して解を爲さゞらんには越毘尼罪なり。是を「被羯磨」と名く。

(4)「惡邪見起自解使人解」とは、若し弟子、惡邪見を起さんに、若しは線經を謗り・若しは惡邪見・若しは邊見なり、和上・阿闍梨は應に敎へて此見を起すこと莫らしむべきなり、「此は是れ惡事なり、惡道に墮し泥犁に入りて長夜に苦を受けん」と。是の如く種々に爲に說いて捨せんには善し、若し捨せざらんには應に彼の知識に語げて是の如くに言ふべし、「長老、彼の爲に說いて惡見を捨てしめよ」と。若し自ら解かず、人をして解かしめざらんには越毘尼罪なり。是を「惡見自ら解き人をして解かしむ」と名く。

(5)「自出罪使人出」とは、若し弟子にして可治罪を犯じ、若しは僧伽婆尸沙を犯じて覆藏せんには、應に自ら波利婆沙を與ふべく、若し覆藏せざらんには應に摩那埵を與ふべきなり。……乃至、越毘尼罪を(犯ぜんに)、應に自ら治し、若し能はざらんには人をして治せしむべきなり。若し共住弟子・依止弟子にして罪を犯じ、師自ら出(罪)を與へず、人をして出(罪)を與へしめざらんには越毘尼罪なり。是を「自ら出罪し・人をして出罪せしむ」と名く。

(6)「病自看使人看」とは、若し弟子病まんに、應に自ら看、人をして看せしむべきなり。人をして看せしむとも已自ら[一二三]經營せざるを得ざれ、一日應に三たび往看して看病人に語ぐべきなり、「汝、疲

【一二〇】應斷理僧。三本及び宮本には應料理僧とす。犯罪を決定し處理する比丘をいふ。
【一二一】擧羯磨。註(二四の一一八)參照。
【一二二】解羯磨。擧羯磨を解除するの羯磨作法なり。註(二四の一二二)參照。
【一二三】經營。三本及び宮本には經勞とせり。

の如きの阿闍梨は驅遣すと雖、盡壽應に去るべからざるなり。是を「四〔種阿闍梨〕」と名く。

【一二五】復四種あり、何等をか四とする、受法と依止と調伏と貪欲・瞋恚・愚癡を〔調伏する〕となり。是中能く弟子の爲に善く說法して貪欲・瞋恚・愚癡を除かんに、是の如きの阿闍梨は最上最勝にして、喩へば乳より酪を得、酪より酥を得、酥より醍醐を得んに、【一二六】醍醐は最上最勝なるが如くなり。和上・阿闍梨は應に共住弟子・依止弟子に敎ふべきなり。「法を敎ふ」とは、(1)不淨應遮・(2)非行處・(3)被羯磨・(4)惡邪見自解使人解・(5)自出罪使人出罪・(6)病自看使人看・(7)難起若自送若使人送・(8)王賊なり。

(1)「不淨應遮」とは、若し弟子にして小々戒(卽ち)【一二七】別衆食・處々食・女人同屋・未受具足人過三宿・截生草・不淨果食を犯ぜんに、應に敎へて言ふべし、「是を作すこと莫れ」と。若し「和上・阿闍梨、我更に作さじ」と言はゞ善し、若し「和上・阿闍梨は但自ら敎へて他をして爲さしむるのみ」と言はんに、若し是の如きには應に【一二八】知牀褥人に語げて牀褥を奪ひ、【一二九】知食人に〔語げて〕食を斷ぜ〔しむ〕べきなり。若し前人兇惡にして、王力・大臣力に依りて能く不饒益を作さんには、若し是れ和上ならば應に避去すべく、若し是れ依止阿闍梨ならば、應に衣鉢を擔うて界を出で一宿して還るべし、卽ち「依止を離る」と〔名くるなり〕。共住弟子・依止弟子にして不淨行を作さんに、和上・阿闍梨にして敎へさらんには越毘尼罪なり。是を「不淨應に遮すべし」と名く。

(2)「非行處」とは、大童女家・寡婦家・摴蒱家・酤酒家・惡名比丘尼・惡名沙彌尼の是の諸處に在りて往反せんには、和上・阿闍梨は應に敎ふべきなり、「此の處に來往すること莫れ、是れ可習近處に非ざるなり」と。若し受けんには善し、……乃至、界を出でゝ一宿して還るに、卽ち「依止を離る」と名く。共住弟子・依止弟子にして非行處に在りて往反せんに、若し敎へさらんには越毘尼罪なり。是を「非行處」と名く。

【一二五】原漢文に復有四種何等四受法依止調伏貪欲瞋恚愚癡是中能爲弟子善說法除貪欲瞋恚愚癡如是阿闍梨最上最勝…とありて四種を列ねず。譯文には他を調伏すると自を調伏するとの二に分ちて調伏の二字を二度に讀みて强ひて四種とせり。

【一二六】醍醐。註(一〇の一七六)熟酥の下參照。

【一二七】別衆食等。本律の別衆食戒は梵本虫蝕せる故に存せず、註(一七の六八)參照。されば四分律第三十三波夜提、五分律第三十二、十誦・有部第三十六波夜提によりて取意すべきなり。處々食は註(一六の一七)、女人同屋は註(一九の一二一)、未受具足人は註(一七の一二二)、截生草は註(一四の二七)、不淨果食は註(一四の三六・三七・四二・四七)の本文參照。

【一二八】知牀褥人(Senāsana-paññāpaka)。註(三の二三九)摩々諦の下參照。

【一二九】知食人(Bhattuddesaka)。註(三の二三九)參照。

を、我れ尊に依止して住せん」と。第二第三も亦是の如くに說くなり。

復次に一歲比丘ありて無歲比丘の依止を受け、……乃至、九歲比丘ありて八歲比丘の依止を受けぬ。諸比丘は是の因緣を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「今日より後、減十歲にして人の依止を受くるを聽さず」と。　時に六群の比丘、滿十歲にして人の依止を受け已るに教誡せず、天牛天羊の如く……乃至、衣を著し鉢を持するの法をも知らざりき。諸丘比は是の因緣を以て具に世尊に白すに、佛言はく、『今日より後、十法を成就せんに人の依止を受くるを聽さん。何等をか十とする、持戒……乃至、滿十歲なり、是を「十事ありて依止を受くるを得」と名け、下、滿十歲にして二部律を知るに至らんにも亦得るなり』と。依止を請ぜんと欲する時、趣に請ずるを得ず、五法成就するありて然して後に請ずるを得るなり。何等をか五とする、一に愛念、二に恭敬、三に慚、四に愧、五に樂住なり、是を「五法」と名け、應に依止を請ずべきなり。

〔二四〕阿闍梨に四あり、何等をか四とする、一に依止師、二に受法師、三に戒師、四に空靜處教師なり。復四種阿闍梨あり、何等をか四とする、阿闍梨あり問はずして去り、阿闍梨あり須らく問うて去り、阿闍梨あり苦住すとも盡壽應に隨ふべし、阿闍梨あり樂住せんに遣ると雖盡壽離れざるなり。「問はずして去る」とは、師あり依止して住せんに、衣・食・病瘦湯藥なく、復出家修梵行・無上沙門果法を說くこと能はざらんに、是の如きの師ならんには問はずして去るなり。「問うて去る」とは、阿闍梨あり依止して住せんに、衣・食・病瘦湯藥あるも、而も出家修梵行・無上沙門果法を說くこと能はざらんに、是の如きの師ならんには須らく問うて去るべきなり。「苦住すとも」とは、阿闍梨あり依止して住せんに、衣・食・病瘦湯藥なしと雖、善く出家修梵行・無上沙門果法を說かんに、是の如きの阿闍梨と共住するは苦なりと雖、盡壽應に去るべからざるなり。「樂住あり」とは、阿闍梨あり依止して住せんに、能く衣・食・病瘦湯藥を與へ、善く出家修梵行・無上沙門果法を說かんに、是

【二四】四種阿闍梨。依止は五年の間師について戒行を修習す。受法は受誦を教ふる師なり。戒師は受戒の時の羯磨師なり。空靜處教師は受戒の時に眼見耳不聞處卽ち空靜處に立ちて遮難を問ひ、且つ戒壇上に於ても遮難を問ふ師なり。

斯ち是處あり、已に能く自ら度し兼ぬるに餘人を度せんに斯ち是處あり、已に自ら解脱して餘人を解脱せんに斯ち是處あり」。佛言はく、「今日より後、減十歳比丘にして、人を度して出家し、受具足することを聽さず」と。

復次に佛、「未滿十歳なるに人を度して出家し受具足することを聽さず」と制戒したまひしに、爾時、難陀・優波難陀は滿十歳にして、人を度して出家し受具足し已るに教誡せず、[一一]天牛・天羊の如くに、標を戴きつゝ蕩逸にして制御する者なければ、清淨具足せず、威儀具足せず、和上・阿闍梨に承事することを知らず、長老比丘に承順することを知らず、聚落に入るの法を知らず、阿練若法を知らず、入衆法を知らず、衣を著し鉢を持するの法をも知らざりき。諸比丘は是の因緣を以て具に世尊に白すに、佛言はく、[一二]『今日より十法成就するあらんに、人を度して出家し受具足するを聽さん。何等をか十とする、一には持戒、二には多聞阿毘曇、三には多聞毘尼、四には戒を學し、五には定を學し、六には慧を學し、七には能く出罪し能く人をして出罪せしめ、八には能く看病し能く人をして看(病)せしめ、九には弟子に難あらんに能く難を[一三]迯脱し、能く人をして迯らしめ、十には滿十歳なり、是を「十事ありて人を度して出家し受具足するを聽す」と名け、下、滿十歳にして二部律を知るに至らんにも亦得るなり』と。

復次に佛、舍衞城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

爾時、比丘あり命終せしに、二の共住弟子ありて感思憂惱し、共に樹下に坐して商人の、財を失せるが如くなりき。佛知りて故に問ひたまはく、「是れ何等の比丘なりや」。諸比丘は是の因緣を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「今日より後、依止を請じて敬ふこと和上の如くするを聽さん」と。依止を請ずる法とは、應に偏袒右肩し胡跪接足して是の如きの言を作すなり、「尊、憶念したまへ、我は某甲なり、尊に從うて乞うて依止を求めんとす。尊、我が爲に依止と作りたまはんこと

【一一】原漢文に如天牛天羊戴標蕩逸無制御者…とあり。天牛天羊は野育ちの牛羊なり。標を戴くとは比丘の相をなし、賢聖の幖幟たる袈裟を身に著してとの意。

【一二】和上十法具足。

【一三】迯脱。迯はあちらへ遣ることなれば、難を遣り脱るゝ意。

を、是を「非時根」と名く。莖・皮・葉・果も亦是の如し。「漿」とは、時漿・非時漿なり。「時漿」とは、一切の米汁・[一〇八]餚汁・乳酪漿なり、是を「時漿」と名く。「非時漿」とは、一切の豆・一切の穀・一切の麥を漬して[一〇九]頭坼けざるもの、(及び)蘇・油・蜜・石蜜を、是を「非時漿」と名く。若し比丘病まんに、醫の言はく、「食を與へんに便ち活き、與へざらんには便ち死せん」と。(爾の時)、應に器を淨洗し、七遍、穀を[一一〇]淘ぎて緻囊に盛り、繫り已りて器中にて煮るに頭をして破れざらしめ、然して後飲を與へよ。一切の地も亦時にして亦非時、八種灰を除ける餘の一切の灰も亦時にして亦非時なり。是を「藥法」と名く。

「和上・阿闍梨・共行弟子・依止弟子法」とは。佛、舍衛城に住したまひき。…… 廣く說けること上の如し。

爾の時、一歲比丘ありて無歲の弟子を將ゐ、兩肩上に各衣囊ありて頭上に一を戴き、左手に鉢及び革屣を捉り、右手に澡瓶及び盛油革囊を提げて、共に佛の所に詣りて頭面に禮を作せしに、頭上の衣囊、世尊の膝上に墮ちぬ。世尊卽ち自ら却け已りて知りて故に問ひたまはく、「是れ誰が許ぞ」。答へて言さく、「世尊、是れ我が共住弟子の(許なり)」。「汝は幾歲なりや」。答へて言さく、「一歲なり」。「弟子は幾歲なりや」。答へて言さく、「無歲なり」。佛、比丘に語げたまはく、「喩ふるに溺れたる人にして、而も復溺れたるを救はんとするが如くなり。汝始めて一歲なるに、已にして無歲の弟子を畜へんとは」と。佛、諸比丘に告げたまはく、「自ら降伏すること能はざるに他人を降伏せんと欲すること是處あること無し、自ら調ふること能はずして而も他人を調御せんと欲することと是處あること無し、自ら度すること能はずして而も人を度せんと欲せんには是處あること無し、自ら未だ解脫せざるに、餘人を解脫せんと欲せんには是處あること無し」。佛、比丘に語げたまはく、「已に能く自ら降伏して餘人を降伏せんに斯ち是處あり、能く自ら調御して他人を調御せんに

【一〇八】餚汁。三本及び宮本には粉汁となす。餚は半熟の飯なり。
【一〇九】頭(ハシ)のひらけたるは、時中相應にして非時には不相應なる故なり。
【一一〇】和上・阿闍梨・共行弟子・依止弟子法。

して必らず橫死す」と名く。復次に九法成就せんに終に橫死せず、何等をか九とする、一には非饒益食なるを知らんに便ち少食し、二には善く籌量するを知り、三には內食消し已りて食し、四には强吐せず、五には强持せず、六には不隨病食を食せず、七には隨病食を食して能く籌量し、八には懈怠ならず、九には智慧あるを、是を「九法を成就せんに終に橫死せず」と名く。佛、優波離に告げたまはく、「三種の病人あり、何等をか三とする、病人にして隨病藥・隨病食を得て如法に看病して而も死するあり、或は病人にして隨病藥・隨病食を得ざるに如法に看病して活くるあり、(或は)病人にして隨病藥・隨病食を得て如法看病人を得んに病必らず差え、得ざらんに便ち死するあり。優波離、病比丘の中には、如法の看(病)を得ずして便ち死するあり、如法の看(病)を得て便ち活くる者あり、是故に應に好く看るべきなり。務めて如法に安隱ならしめんには、卽ち命を施すと爲すなり、是故に看病せんには大功德を得、諸佛は讃歎したまふなり」と。是を「看病人法」と名く。

[九八]「藥法」とは。佛、俱薩羅國に遊行したまひき。

爾時、尊者舍利弗は風動せしに、諸比丘は是の因緣を以て具に世尊に白すに、佛、比丘に問ひたまはく、「宜しく何の藥を須うべき」。答へて言さく、「世尊、呵梨勒なり」。佛言はく、「今日より病比丘に呵梨勒を服することを聽さん」と。佛、諸比丘に告げたまはく、「我れ舍衞城に還れる時を待ちて我に語げよ、當に諸弟子の爲に藥法を制せん」と。佛、舍衞城に還りたまふに、諸比丘は佛に白して言さく、「世尊、當に諸弟子の爲に藥法を制したまはんことを、今正に是れ時なり」と。佛、諸比丘に告げたまはく、「今日より後、諸の病比丘に服藥せんことを聽さん」と。「藥法」とは[九九]時根・非時根、是の如きの莖・皮・葉・果藥なり。「時根」とは、蕪菁根・葱根・[一〇〇]堅扠根・[一〇一]阿藍扶根・芋根・[一〇二]摩豆羅根・藕根にして、是の如き等の、食と與に合する者を、是を「時根」と名く。「非時根」とは、[一〇三]婆吒根・[一〇四]蓽茇羅根・[一〇五]尼俱律根・[一〇六]佉提羅根・[一〇七]蘇揵闍根にして、是の如き比の、食と與に合せざる者

【九八】藥法。
【九九】時根・非時根。午前中に飯と共に噉ふべき野菜類を時根といひ、午後に煎じ若しは壓して飲むべき藥料としての諸種の根を非時根といふ。莖・葉・果・藥にも亦時・非時あり。
【一〇〇】堅扠根。明かならず。
【一〇一】阿藍扶根。根橘易土集に引ける阿藍婆にはあらざるかと考へらるゝも、これ汁藥にして身に塗るもの、今は時根としての蕪菁根芋根等と同類にして午後には噉ひ得ざるものを列擧する所なる故に不相應なるべし。
【一〇二】摩豆羅根。明かならず。
【一〇三】婆吒根。翻梵語(九)に婆吒樹、菩提樹に似たりとせり。根橘易土集には波吒樹とせり。
【一〇四】蓽茇羅根。註(三の一〇二)蓽茇の下參照。
【一〇五】尼俱律根。註(一の八六)參照。
【一〇六】佉提羅根(Khadira)。唐に紫薑木といひ、皂莢の類とせらる。ス氏巴利辭典に Acacia 樹とせり。註(一四の四六)佉殊羅とは相違すべく、從つて其の原語は不相應なり。
【一〇七】蘇揵闍根。明かならず。

んに、應に輕者に轉貿して病人に供給すべし。病人惜まんには應に衆僧に白して言ふべし、「大德僧、某甲病比丘は無常を知らずして、衣鉢を慳惜して貿易することを肯んぜず」と。僧に白し已りて輭語にて說法して開解を得せしめ、然して後に貿易せよ。若し復無からんには、應に乞うて與ふべし。若し得ること能はずば、應に僧食中より好者を取りて與ふべし。若し復無からんには、看病人は應に二鉢を持して聚落に入りて食を乞ひ、好者を持して與ふべきなり。優波離、是を「小德の病比丘を看るの法」と名くるなり。

病人、五法を成就せんに看ること難し、何等をか五とする、[九五]隨病藥・隨病食を服する能はず、看病人の語に從はず、病の增損を知らず、苦痛を忍ぶ能はず、懈怠にして慧なきを、是を「五法ありて病人看ること難し」と名く。病人、五法を成就せんに看ること易し、何等をか五とする、能く隨病藥・隨病食を服し、看病人の語に從ひ、人問はんに病の增損を知り、能く苦痛を忍び、精進にして慧あるを、是を「五法ありて病人看ること易し」と名く。五法成就せんに病を看ること能はず、何等をか五とする、[九六]多汙にして能く大小行器・唾壺等を出す能はず、病人の爲に隨病藥・隨病食を索むること能はず、時々に病人の爲に隨順說法すること能はず、[九七]希望心あり、自業を惜むなり、是を「五法あり病を看ること能はず」と名く。五法成就せんに病人を看ることを能くす、（何等をか五とす）、少汙にして能く大小行器・唾壺等を出し、能く病人の爲に隨病藥・隨病食を索め、能く時々に病人の爲に隨順說法し、希望心なく、自業を惜まざるを、是を「五法ありて病人を看ることを能くす」と名く。病人九法を成就せんに、命未だ盡きずと雖、而も必らず橫死せん。何等をか九とする、一には饒益食に非ざるを知りつゝ貪食し、二には籌量することを知らず、三には內食未だ消せざるに而も食し、四には食未だ消せざるに擿吐し、五には已に消して應に出すべきに而も强持し、六には食、隨病食ならず、七には隨病食なるも而も籌量せず、八には懈怠、九には無慧なるを、是を「九法成就

【九五】隨病藥・隨病食。註（一七の六〇・五九）參照。

【九六】原漢文に多汙不能出大小行器唾壺等とあり、多汙不能出は次の少汙能出に對するもの、汚物に對する嫌惡の感情の激しきを多汙といひ、この感情を起さゞるを少汙と言へるなり。

【九七】希望心。利得の心を以て看病して眞實の慈悲心なきをいふ。

爾の時、尊者優波離、佛に白して言さく、「世尊、若し大德の比丘にして病まんには、當に云何が看視すべき」。佛、優波離に告げたまはく、『大德の比丘病まんには、邊隅の小房中に著くを得ず。避迴處に著くを得ず、應に顯現せる房中に著き、共行弟子・依止弟子は常に左右に侍し、房中を掃灑して瓦磨にて地に塗り、衆の名香を燒いて臭穢せしむる勿くして牀座を敷置すべきなり。若し比丘來りて疾を問はんには、應に前食・後食を與ふべく、非時に來らんには、應に非時漿を與ふべし。若し事を問ふあらんに、病者應に答ふべし、「病人力劣ければ、應に侍者答ふべし」と。若し優婆塞來りて問訊せんには、應に「善來、長壽」と言ひて、語げて座に就かしめて爲に法を說くべし、「汝大に功德を得ん、世尊說きたまへるが如し、持戒の病比丘を看るは、我を看るが如くにして異ることなからん」と。若し供養あらば、爲に呪願して受けよ。若し病人、下を患へんに、問疾者は久しく停まるを得ず、應に速に發遣すべし。若し病人出づる能はずば、應に三の除糞器を畜へ、一は病人に授け、一は持ち出し、一は洗ひ已りて油にて塗り日に曝して、是の如くに迭に用ふべきなり。一人は應に戶邊に住して人をして卒に入らしむる莫く、一人は病人邊に在りて住し、時々に爲に隨順して法を說くべきなり。是の如くに優波離、大德比丘病まんには應に是の如くに看視すべきなり』と。

時に尊者優波離は復、世尊に問ふらく、「小德の比丘病まんに、當に云何が看視すべき」。佛、優波離に告げたまはく、「小德の比丘病まんには、應に顯現處に著きて臭穢をして外に熏ぜ(しむ)べからず、屛猥處に著いて死時に人知らざるが(如き)を得ず、應に人中に安ずべし。若し病人に和上・阿闍梨、若しは共行弟子・依止弟子あらんに應に看るべく、若し無きには衆僧應に看病人の、若しは一人、(若しは)二三人を差して看せ(しむ)べきなり。若し病人の衣鉢の外に醫藥直あらんには、應に取りて還供給すべし。若し無きには衆僧は應に與ふべく、若し僧に無きには彼に重價の衣鉢あら

言はんに、此語を聞くと雖便ち住まるを得ず、要らず當に往いて看るべし。若し遙に烏鳥を見んに、便ち還るを得ず、要らず其所に到るべし。若し已に死なんには、應に尸に供養すべし。若し活きんには應に將ゐて聚落に至り、舊比丘に語げて言ふべし、「長老、此は是れ某處の病比丘なり、我れ曠野に於て供養し、已にして今來りて此に至れり、次で長老看よ」と。若し看ざらんには、越毘尼罪なり。若し比丘なきには應に優婆塞に語ぐべし、「長壽、曠野中に病比丘あれば、我に乘を借せ、往いて迎へん」と。檀越にして「何處に在りや」と言はんに、……是の如くに乃至して……迎へ來りて檀越家に至りて別障處に安ずべし。若し人多からんには、應に二三人の、看病を能くする者を取りて看せ(しむ)べし。若し病人「多人を須ゐんに樂住せん」と言はんには、應に盡く住して共に勸化し、前食・後食・時藥・夜分藥・七日藥・盡壽藥を索めて、供給して渴乏なからしむべきなり。若し客比丘ありて來らんには、便ち「長老、汝、病比丘を看よ」と語ぐるを得ず、應に言ふべし、善來、長老」と。應に代りて衣鉢を擔ひ、爲に牀座を敷き、[九二]洗足水及び塗足油を與ふべし。若し時に來らば應に前食・後食を與ふべく、若し非時に來らば應に非時漿を與ふべく、止息し已らんに應に語げて言ふべし、「長老、是の病比丘は我れ看ること已に久しければ、長老次いで復應に看るべし」と。若し無常せんには、應に[九三]舍利を供養すべきなり。若し比丘・比丘尼、商人と共に行きて、若し比丘尼病まんに比丘は捨て去るを得ず、應に「去け去け、姉妹」と語げて之を將接すること、宜しく比丘中に說けるが如くすべく、唯抱撮するを除くなり。若し按摩して油にて身に塗らんことを須ゐんには、應に女人を傭うて之を爲すべし。若し無常せんには、彼に衣鉢あらんに應に人を雇うて[九四]闍維すべく、若し無きには應に捨て去るべし。(若し)俗人ありて嫌うて言はん、「何ぞ以て是の死尸を留めて去るや」と。(爾の時)、若し能く地想を作さんには、應に擔いで遠處に著くべきなり。

【九二】原漢文には與水洗足及塗足油とあり。今、水洗足を洗足水とせり。

【九三】舍利(Sarira)。遺身なり。

【九四】闍維(ghāpita)。荼毗・闍毗耶維とも音譯す、遺身を焚燒するなり。

ん」と。卽ち道を廻りて去り、往いて佛の所に到りて頭面に禮足し、却いて一面に住しぬ。佛知りて故に問ひたまはく、「汝何れより來りしや」。答へて言さく、「某の道より來れり」。佛言はく、「何の因緣ありて正道を捨てゝ廻道より來りしや」。答へて言さく、「世尊、我れ北方より來りぬ」。「何の道より來りしや」。比丘は上の因緣を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「比丘よ、此は是れ惡事なり、……是の如くに乃至して……汝還りて病比丘を看去れ」と。「看病比丘法」とは。若し比丘、商人と共に行いて曠野に至りて病を得んに、同伴の比丘は相捨つるを得ず、應に當に將ゐ去いて代りて衣鉢を擔ふべきなり。應に親近扶接すべく、應に遠離すべからず。若し行くこと能はざらんに應に商人より乘駄を[八五]假借して是の如きの言を作すべし、「長壽、是の出家人病みて伴に及ぶに堪へざれば、我が爲に載致して難を脫るゝを得せしめよ」と。若し得んには善し、若し「尊者、我が乘重ければ」と言はんには應に言ふべし、「長壽、我當に穀草の直を與へん」と。若し得んには、[八六]牸牛車乘・[八七]草馬等に載するを得ず、當に[八八]特牛車乘・[八九]駁馬に載すべきなり。若し病篤くして分別する所なきには、[九〇]趣に乘ぜんに無罪なり。若し乘にして得べからずば、應に能く看病せん人を若しは一人、若しは二人、若しは三人を留めて(言ふ)べし、「汝、病人を看よ、我れ聚落に到りて當に乘を求めて來り迎ふべし」と。應に粮食を留めて住者をして乏しからざらしむべし。若し各「誰か能く身命を曠野に棄てんや」と言ひて肯んじ住する者なくば、[九一]便爾に捨て去るを得ず、應に菴舍を作りて草蓐を敷き、畑火を作して與に薪水を取り、時藥・夜分藥　七日藥・盡壽藥を留めて、病者に語げて言ふべし、「長老、意を安んじて住せよ、我れ前の聚落に到りて當に乘を求めて來り迎ふべし」と。聚落中に到るに塔を遶り(若しは)和上・阿闍梨を問訊するを得ず、應に聚落中の諸比丘に語げて言ふべし、「曠野中に病比丘あり、共に迎へ去かん、來れ」と。若し「何處に在りや」と言はんに、答へて言へ、「某の處なり」。若し「彼處に多く虎狼あり、恐くは當に食盡して萬に一在なかるべけん」と

[八五] 假借。原漢文には賈借とせり。今、三本及び宮本により假借とす。賈と假と同音寫なり。
[八六] 牸牛。牸牛なり。
[八七] 草馬。草は粗鄙なる意なれば駄馬なるべきも、今は騲馬として牝馬の義に解すべきなり。註(一二の九一)參照、
[八八] 特牛。牡牛なり。
[八九] 駁馬。牡馬なり。三本及び宮本には駄馬とせり。
[九〇] 趣は輒の同音寫なるべし、よりて今たちまちにと訓ぜり。
[九一] 原漢文に不得便爾捨去とあり。便爾は直にとの意なり。

せるに、汝にして相看ざらんには誰か當に看るべき者ぞ、汝還りて病比丘を看去れ」と。

復次に佛、舍衞城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

爾時、[八二]鉢羅眞國に二比丘あり、共に伴と作りて來りて世尊を問訊せんとして、蜂聚落に至るに一比丘病みぬ。一比丘待つこと二三日を經て病比丘に語げて言はく、「我れ前に去いて世尊を問訊せんと欲す、汝は差え已りて徐に來れ」。病比丘言はく、「長老、我が差え已るを待ちて共に去れ」。答へて言はく、「長老、我れ世尊を見たてまつらざること久しくして、思慕せること渴けるが如くなれば、相待つを容さゞるなり」。病比丘言はく、「汝必らず去らんと欲せんには、可しく我が爲に[八三]質帝利居士に囑すべし」。比丘即ち往いて居士の所に至りて是言を作さく、「長壽、我(等)二人遠くより來りて往いて佛に詣らんと欲せしに、今、一人は病を得たれば權に此に留めんと欲す。長壽、我が爲に所須を[八四]經紀せよ、我れ前に行いて世尊を問訊せんと欲すれば」。居士言はく、「尊者、宜しく住して共に相看視し、差え已りて倶に去くべし」。答へて言はく、「居士、爾らじ、我れ佛を見たてまつらざること久しくして、思慕せること渴けるが如くなり」。居士言はく、「尊者去れ、世尊は但當に還さしめたまふべし、徒に自ら疲勞せんのみ」。比丘故に去りて往いて佛の所に至り、頭面に禮足して却いて一面に住せるに、佛知りて故に問ひたまはく、「汝何れより來りしや」。比丘は上の因緣を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「比丘よ、此は是れ惡事なり、汝等各々異姓なりしも家・非家を信じ、家を捨てゝ出家して同一釋種たるに、病痛に相看視せずんば誰か當に看るべき者ぞ、汝還りて病比丘を看去れ」と。

復次に佛、舍衞城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

爾時、一比丘あり、北方より來りて世尊を問訊せんと欲せしに、道邊に病比丘あるを聞いて卽ち是念を作さく、『世尊は「病者は應に看るべし」と制戒したまへり、我若し見看んに前進するを得ざら

【八二】鉢羅眞國。註(一八の九七)波羅脂國と同じく、南方なるべきもその位置明かならず。

【八三】質帝利居士。註(二四の一〇四)參照。

【八四】經紀。すぢ道を立てゝ善く生活上の世話をするなり。

若し比丘病まんに和上應に看るべく、若し和上なからんに同和上應に看るべし、若し看ずんば越毘尼罪なり。若し阿闍梨あらば阿闍梨應に看るべく、若し阿闍梨なきには同阿闍梨應に看るべし、若し看ずんば越毘尼罪なり。若し同房(者)あらば同房(者)應に看るべく、若し同房(者)なからんには比房(者)應に看るべし、若し看ずんば越毘尼罪なり。若し比房者なからんには僧應に差して看るべく、病人の宜しきに隨うて幾人を須うとも應に與ふべし、若し看ずんば一切僧は越毘尼罪なり」。佛、比丘に語げたまはく、「汝還りて本比房の病比丘を看去れ」と。佛を去ること遠からざる(所に)、佛は一病沙彌を化作して、佛、(比丘に)言はく、「汝、是の病沙彌をも通看せよ、此れ即ち汝を【八〇】福罰するなり」と。

復次に佛、舍衛城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

爾時、南方に二比丘あり、共に來りて世尊を問訊せんとして道中にて一比丘病むに、一比丘待つこと二三日を經て病比丘に語げて言はく、「我れ前に【八一】去いて世尊を問訊せんと欲す、汝は差え已りて後に來れ」。病比丘言はく、「長老、我が差え已るを待ちて共に去れ」。答へて言はく、「長老、我れ世尊を見たてまつらざること久しくして、思慕せること渴けるが如くなれば相待つを容さず、汝差え已りて後に來れ」。彼の比丘來りて佛の所に詣り、頭面に禮足して却いて一面に住せるに、佛知りて故に問ひたまはく、「汝、何處より來りしや」。比丘は上の因緣を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「比丘よ、此は是れ惡事なり、若し比丘ありて心に放逸懈怠を懷いて精進せず、能く諸根を執持せずして六欲に馳騁せんには、我が所に近しと雖我を見ず、我れ彼を見ずと爲すなり。若し比丘ありて能く諸根を執(持)して心放逸ならず、專ら念ずること道に在らんには、我を去ること遠しと雖即ち我を見、我れ亦彼を見ると爲すなり。所以は何ん、如何法身に隨順するが故に、諸惡を破壞するが故に、貪欲を離るゝが故に、寂靜を修するが故なり。汝等比丘は同じく出家して梵行を修

【八〇】福罰。福することとそのことが眞にさいはひする意を含むもの、嚴罰に對して妙味あり。

【八一】前の字を原漢文には並となすも、三本及び宮本によりて改めたり。

[七七]修伽陀」と。佛、比丘に語げたまはく、「汝、憂惱すること莫れ、我當に汝に伴たるべし」と。佛、比丘に語げたまはく、「衣を取り來れ、我れ汝の爲に浣はん」。爾時、阿難、佛に白して言さく、「置かせたまへ、世尊。是の病比丘の衣は、我當に與に浣ふべし」。佛、阿難に語げたまはく、「汝便ち衣を浣へ、我當に水を灌ぐべし」。阿難卽ち浣ふに世尊は水を灌ぎたまひ、浣ひ已りて日に曝しぬ。時に阿難は病比丘を抱へ、擧げて露地に著きて糞穢を除去し、牀褥(及び)諸の不淨器を出し、水にて房內を灑ぎ、掃除し已りて巨磨を地に塗り、牀褥を浣曬し、更に繩牀を織りて本處に敷著し、病比丘を澡浴して徐に牀上に臥せ(しめ)ぬ。爾時、世尊は無量功德莊嚴の金色柔輭の手を以て比丘の額上を摩で丶問うて言はく、「所患增せりとやせん、損せりとやせん」。比丘言さく、「世尊の手を蒙りて我が額上に至るに、衆苦悉く除こりぬ」と。爾時、世尊は病比丘の爲に隨順し說法したまふに、歡喜心を發し、已にして重ねて爲に說法したまひしに、[七八]法眼淨を得たりき。比丘差え已るに、世尊は衆多比丘の所に至り尼師壇を敷いて坐したまひ、上事を以て具に諸比丘の爲に說いて問ひたまはく、「比房の比丘は是れ誰なりや」と。答へて言さく、「我は是なり、世尊」。佛、比丘に告げたまはく、「汝等同梵行人にして病痛に相看視せずんば、誰か當に看るべき者ぞ。汝等各々異姓異家たりながら、家・非家を信じて家を捨て丶出家して皆同一姓の沙門釋子たり。(汝等)同梵行人にして相看視せざらんには、誰か當に看るべき者ぞ。比丘よ、譬へば[七九]恒河・遙扶那・薩羅・摩醯の、大海に流入して皆本名を失し、合して一味と爲りて名けて大海と爲すが如くなり。汝等も是の如し、各本姓を捨て丶皆同一姓の沙門釋子たり、汝等にして相看視せざらんには、誰か當に相看るべき。譬へば刹利・婆羅門・鞞舍・首陀羅の、各々姓を異にしつ丶も、共に大海に入らんに皆海商人と名くるが如く、是の如くに比丘よ、汝等は各々姓を異にし家を異にしつ丶も、家・非家を信じ、家を捨て丶出家して皆同一の沙門釋子たり。(若し汝等にして)相看視せずば、誰か當に看るべき者ぞ。

【七三】七種衣。註(八の四四一五〇)參照。
【七一】病比丘法。
【七四】僧房按行(Senāsanacārikā)。按は巡行するなり。
【七五】原文に氣力何似所患增損とあり。所患爲增爲損として讀むべきなり。
【七六】同和上(upajjhāyamatta)。註(一八の一〇七)參照。
＊同阿闍梨も同處參照。
【七七】修伽陀(Sugata)。善逝と譯す、佛十號の一。
【七八】法眼淨。註(五の六三)參照。
【七九】四河。恒河(Gaṅgā)・遙扶那(Yamunā)・薩羅(Sarabhū)・摩醯(Mahī)。巴利律小品第九には Aciravatī(阿夷羅伐底)を加へて五河とせり。

に問ひたまはく、「何等をか作さんと欲する」。答へて言さく、「世尊は上色衣を著するを聽さずと制したまひたれば、浣うて壞色せんと欲するなり」。佛言はく、「浣ふを須ゐず、餘染して壞色するを聽す」と。衣とは〔七二〕七種あり、一に欽婆羅衣、二に劫貝衣、三に芻摩衣、四に倶舍耶衣、五に舍那衣、六に麻衣、七に軀牟提衣なり。是を「衣法」と名く。

布薩及び羯磨と　與欲して淸淨を說くと
安居幷びに自恣と　迦絺那衣を受くると
非迦絺那衣と　迦絺那衣を捨すると
安居竟の施衣となり。　第四跋渠竟る。

〔七三〕「病比丘法」とは。佛、舍衛城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

佛、阿難に語げたまはく、「戶鑰を取り來れ、如來は〔七四〕僧房を按行せんと欲す」と。答へて言さく、「善い哉、世尊」。即ち戶鑰を取りて世尊の後に隨ふに、時に世尊は一破房の中に到りて、一病比丘の、糞穢中に臥して自ら起つ能はざるを見たまひ、佛、比丘に問ひたまはく、〔七五〕「氣力何似、所患增すとやせん損すとやせん」と。答へて言さく、「世尊、患、但增すのみありて損するなし」。復比丘に問ひたまはく、「今日、食を得しや不や」。「得ざりき、世尊」。「昨日得しや不や」。「得ざりき、世尊」。「先の昨は得しや不や」。「得ざりき、世尊。我れ食を得ざりしより來、已に七日を經たり」。佛、比丘に問ひたまはく、「爲に得已るも食せざりしや、爲に得ずして食せざりしや」。答へて言さく、「得ざりしなり、世尊」。佛、比丘に問ひたまはく、「汝、此間に和上ありや不や」。「有ることなし、世尊」。〔七六〕「同和上ありや不や」。「有ることなし、世尊」「阿闍梨ありや不や」。「有ることなし、世尊」。*「同阿闍梨ありや不や」。「有ることなし、世尊」。「比房に比丘なきや」。答へて言さく、「世尊、我れ臭穢なるを以て、意まざるが故に餘處に從り去りたれば、我れ孤り苦しめり、世尊。我れ孤獨なり、

【六七】紐緤。原漢文には紐怙とあるも、三本及び宮本によりて今紐緤に改む。緤は繼にして繫ぎ綴ふる者なり。

【六八】葉(Kusi, Addhakusi)。條と條とを隔て、長と短とを境するものをいふ。三本及び宮本に緤となせるは誤なれば今改めず。葉の幅は狹下に四指卽ち四寸を限度とし、狹きは𪍿麥(おほむぎ)の幅を限度とすとせり。

【六九】一向に葉を作すとは、袈裟の右邊若しは左邊より葉を縫ひつくるを禁ぜるもの、正しく中條(Vivattha)の兩邊より縫ひつくべしとの意なるべし。但し五分律(二〇)には左條葉左靡、右條葉右靡、中條葉兩向とあり、此文によるに葉とは馬齒縫・鳥足縫となして割截せる所を云へるが如きも、今明らめ難し。

【七〇】横葉相當。一長一短の如くに長短を分たずして等分せる位置に横葉(Addhakusi)を置けるを雜ぜるなり。

【七一】原漢文に復有比丘作衣縫葉與衣相著佛言不聽後衣宜脫佛言應作馬齒縫とあり。雜解なり。これ、葉と衣とを平縫にせる故に、後衣卽ち衣が脫け落つることあれば却刺して馬齒縫　をなすべしと制したまひてなり。

爾時、諸比丘は上色衣を著して世人の爲に嫌はるらく、「云何が沙門釋子なる、上色衣を著して俗人の如くに異なからんとは」と。諸比丘は是の因縁を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「上色衣を著するを聽さず」と。上色とは、[五八]丘佉染・迦彌遮染・倶毘羅染・[五九]勒叉染・盧陀羅染・眞緋欝金染・紅藍染・青染・[六〇]皂色・華色にして、一切の上色は聽さず、應に根染・葉染・華染・樹皮染、下、[六一]巨磨汁染に至るべきなり。復次に佛、王舍城に住したまひて、[六二]天帝釋石窟前にて經行したまひしに、[六三]摩竭提の稻田、畦畔分明にして、[六四]差互、所を得たるを見たまひ、見已りて諸比丘に語げたまはく、「過去諸佛如來應供正遍知の衣法は、正に應に是の如くなるべきなり。今日より後、衣を作らんには、當に是法を用ふべきなり」と。

復次に爾時、尊者大迦葉は僧伽梨を作りしに、世尊は自ら手づから捉りたまひ、尊者阿難は爲に截ち、復比丘あり[六五]篸綴し、比丘あり[六六]刺短し、比丘あり刺長し、比丘あり刺縁し、比丘あり[六七]紐緤を安じぬ。

復次に比丘あり、衣を作るに畫いて[六八]葉を作せり。佛言はく、「畫いて葉を作すことを聽さず」。比丘あり疊みて葉を作せしに、佛言はく、「疊みて葉を作すを聽さず、應に割截すべきなり」。比丘あり頭を對せて縫ひしに、佛言はく、「頭を對せて縫ふを聽さず、應に葉を作すべし、極廣は四指を齊り、極狹は穬麥の如くせよ」。復比丘あり[六九]一向に葉を作せしに、佛言はく、「聽さず、應に兩向なるべし」。比丘ありて作衣するに、[七〇]横葉相當せり。佛言はく、「聽さず、五條は應に一長一短、七條乃至、十三條は兩長一短、十五條は三長一短にすべし」。[七一]復比丘あり作衣するに葉を縫うて衣と相著せり。佛言はく、「聽さず、後衣宣脱せん」。佛言はく、「應に馬齒を作すべきなり」。比丘あり衣の上下破るるに、佛言はく、「應に縁を作すべし」。比丘あり四種色衣を作せしに、佛言はく、「聽さず、應に一種色なるべし」。比丘あり上色衣を得たれば、浣うて壞色せんと欲せり。佛知りて故に比丘

【五八】丘佉染・迦彌遮染・倶毘羅染・盧陀羅染。明かならず。
【五九】勒叉染。紫色なり。根橋易土集に玄應音義第一云、羅差或言ニ洛沙一訛也、應レ云ニ勒叉一、此譯云ニ紫色一也とあり。
【六〇】皂色。皁(サウ)なり、黑色なり。
【六一】巨磨汁染。牛糞(Gomaya)の溶液にて染むるなり。
【六二】天帝釋石窟(Indasāla-guhā)。王舍城の東なる菴婆羅村(Ambasaṇḍā)の北にある毗陀山(Vediyaka pabbata)に存す。昔、佛陀が此窟内に留りたまふに天帝釋降り來りて四十二の疑點を石に書きて佛の教を請ぜりと傳へられ、山頂には過去四佛座及び經行處あり、且又石室佛像前には燈炬ありて自然に照燭を爲すと傳へらる。
【六三】摩竭提稻田(Magadhakhetta)。摩竭陀國の稻田なり。
【六四】差互。わかち、けじめ。
【六五】篸綴。針にてつゞるなり。
【六六】刺短　刺長・刺縁。刺は却刺にして返し針にして縫ふなり、平縫にあらず。短は一長一短の短(Addhamaṇḍala)なり。長は一長一短の長(Maṇḍala)なり。縁は袈裟の外緣(Anuviyatta)なり。

(8)「非時衣」とは、迦絺那衣なきには十一月、迦絺那衣あるには七月、中に於ける施物は現前僧應に得べきなり、是を「非時衣」と名く。
(9)「雜物」とは、鉢・[五二]鉢支・[五三]鉟・腰帶・刀子・鍼筒・革屣・盛油革囊・[五四]軍持・澡瓶にして、是の如き比の雜物は、現前僧應に得べきなり、是を「雜物」と名く。
(10)「請食」とは、檀越、現前僧に食を請ぜんに、次第して往くを、是を「請食」と名く。是を「十事」と名け、現前僧應に得べきなり。

復次に佛、王舍城に住したまひき。爾時、諸比丘は截縷せずして作衣せり、……廣說せること上の[五五]波夜提の三種壞色中に說けるが如し。

復次に佛、舍衛城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

爾時、一比丘あり、往いて佛の所に至り頭面に禮足して佛に白して言さく、「世尊、我に一衣を著するを聽したまへ、少欲少事なれば」と。佛、比丘に告げたまはく、「汝、三衣・瓶・鉢を持せよ、即ち是れ少欲少尊なり」。復比丘ありて言さく、「我に[五六]二衣を著するを聽したまへ」。復比丘ありて言さく、「我に牂羊毛欽婆羅を著するを聽したまへ」。復比丘ありて言さく、「我に髮欽婆羅を著するを聽したまへ」。

復比丘ありて言さく、「我に[五七]馬尾欽婆羅を著するを聽したまへ」。復比丘ありて言さく、「我に草衣を著するを聽したまへ」。復比丘ありて言さく、「我に樹皮衣を著するを聽したまへ」。復比丘ありて言さく、「我に草衣を著するを聽したまへ」と。佛言はく、「是の如きの諸衣は盡く應に著すべからず」と。復比丘ありて言さく、「我に裸形を聽したまへ、少欲少事なれば」。佛言はく、「比丘よ、此は是れ外道の法なり、應に三衣・瓶・鉢を持すべし、即ち是れ少欲少事なり」と。

復次に佛、舍衛城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

【五二】鉢支。註(三の一一九)參照。
【五三】鉟。匙なり。
【五四】軍持・澡瓶。註(三の一二一)參照。澡瓶は軍持のことなり、恐らく澡罐の誤なるべきも、諸本にも皆澡瓶とせり。
【五五】波夜提第四十八、不染壞著新衣戒なり、註(一八の一五・一六)參照。
【五六】原漢文には三衣とあるも、三本及び宮本により二衣に改む。三衣ならば聽許を乞ふ必要なき故なり。
【五七】馬尾欽婆羅(Vālakambala)。前註(二五)參照。

與ふべきなり」と。佛言はく、[四三]『五聲施あり、「是衣を安居僧に施さん」、「是の衣直を安居僧に施さん」、「是物を安居僧に施さん」、「是の物直を安居僧に施さん」、「是處の安居者に施さん」と(言ふなり)、是を「五(聲施)と名く』。若し施家にして通じて餘比丘にも與へんと欲せんに、檀越の意に隨うて應に與ふべし。[四四]復四種物あり、語に隨うて應に現前僧に屬すべきなり。何等をか四とする、「我れ衣を施さん」、「(我れ)衣直(を施さん)」、「(我れ)物(を施さん)」、「(我れ)物直(を施さん)と(言ふなり)。是を「四種物」と名け、現前僧に屬するなり。復十種あり、應に現前僧に屬すべきなり。何等をか十とする、[四五](1)時藥・(2)夜分藥・(3)七日藥・(4)盡壽藥・(5)死比丘物・(6)施住處・(7)大會・(8)非時衣・(9)雜物・(10)請食なり。

(1)「時藥」とは、[四六]前食・後食・[四七]哆波那食にして、現前僧は應に得べきなり、是を「時藥」と名く。

(2)「夜分藥」とは、[四八]十四種漿なり、……應に廣く說くべきなり……、是を「夜分藥」と名く。

(3)「七日藥」とは、[四九]酥・油・蜜・石蜜・生酥・膏なり、……應に廣く說くべきなり……、是を「七日藥」と名く。

[五〇](4)「盡壽藥」とは、呵梨勒・鞞醯勒・阿摩勒なり、……第二戒中に廣說せるが如し……、是を「盡壽藥」と名く。

(5)「死比丘物」とは、若し比丘死なんに、時に所有の衣鉢雜物は現前僧應に得べきなり、是を「死比丘物」と名く。

(6)「施住處」とは、若し檀越にして僧房・精舍を作り竟りて大會を設け、此の住處及び餘の雜物を以て施さんに、現前僧は應に得べきなり、是を「住處施」と名く。

(7)「大會」とは、[五一]佛生大會・菩提大會・轉法輪大會・阿難大會・羅睺羅大會・五年大會にして、是中の施物は現前僧應に得べきなり。

【四三】五聲施。布施の趣旨を述ぶるに就ての言い現はし方なり。次の四種物も同じ。

【四四】原漢文に復有四種物隨語應屬現前僧何等四我施衣衣直物物直是名四種物屬現前僧とあり。我施の二字を衣直の上、物の上、物直の上に附すべきなり。これ當時の寫經形式として略せるものなり。現前僧は註(一五の八九)界內現前の下參照。

【四五】時藥…盡壽藥。註(三の四一—四四)參照。

【四六】前食・後食。註(二〇の八九)後食の下參照。

【四七】哆波那食。枳橘易土集に玄應音義と飾宗義記とを引いて歎波那食と怛鉢那食との二種音譯を列ね、乳粥又は和麨とす。五分律(八)には或但作怛鉢那或但作粥…とあり、梵 tarpaṇa, 巴 tappaṇa に相當す。

【四八】十四種漿。註(三の六八)本文參照。

【四九】酥等は註(三の七九)參照。膏はあぶらにして、凝れるは脂、釋けたるは膏なり。

【五〇】盡壽藥等。註(三の九八—一〇一)參照。

【五一】佛生大會等。名目に小異あるも次第して註(三の一八三—一八八)參照。

(2)「罷道」とは、捨戒せるには應に與ふべからず。若しは王力に依り、若しは大臣力に依り、若しは賊黨力に依りて是說を作さく、「沙門、若し我に分を與へざらんに、我當に不饒益事を作さん」と。是の如き人には[三九]不應得なりと雖應に與ふべきなり。是を「罷道」と名く。

(3)「無常」とは、死せるには應に分を得べからず。安居衣已に集まりて未だ分たずと雖、命終に垂とする時「某甲に與へん」と囑せんには、死し已るとも應に與ふべきなり、是を「無常」と名く。

[四〇](4)「破安居」とは、比丘、前安居せず後安居せざらんに、應に得べからず。若し王力・大臣力・賊力に依りて、「若し我に與へずんば當に不饒益事を作すべし」と(言はんに)、是の如き人には不應得なりと雖應に與ふべきなり。

(5)「去不囑」とは、衣分を取らんことを囑せずして去らんには、應に與ふべからず。分物人は應に問ふべし、「誰ぞ某甲の分を取らんものは」。若し取る者あらんには應に問ふべし、「去る時取らんことを囑せしや不や」。答へて「囑せざりき」と言はんに、應に語げて言ふべし、「汝、是事を憂ふること莫れ」と。若し「囑せり」と言はんに、應に前人を相すべし。若し是れ可信人ならんには應に與ふべく、若し是れ可信人に非ざらんには應に語げて言ふべし、「汝是事を憂ふること莫れ」と。若し[四一]二人先に是れ同意にして、常に相に爲に取らんには應に與ふべきなり。是を「五事」と名く。

佛、舍衛城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

爾時、一比丘あり安居竟りて往いて本生の聚落に至るに、諸の親里は此の比丘の來れるを以ての故に、廣く供養を設けて衣物を布施せり。[四二]此の聚落中に先に住せる安居僧あり、坐後の施なるを以ての故に是比丘に分を與へざりき。諸の親里問うて言はく、「衣分を得たりや不や」。答へて言はく、「得ず」。諸親里言はく、「我れ汝の爲の故に此の供養を設けしに何の故に得ざりしや」。諸比丘は是の因緣を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「檀越にして此の比丘の爲に供を設けんに、應に分を

【三九】不應得。不相應の得なる意。

【四〇】破安居。註(二七の一三三)參照。

【四一】原漢文に若二人先是同意常相爲取者應與とあり。

【四二】原漢文に此聚落中先住安居僧以坐後施故不與是比丘分とあり。以坐後施の四字難解なり。後の施に坐(ヨ)るを以ての故にと譯し得べきも、今は夏坐の直後の施なる意に解して坐後の施と爲せり。夏坐の直後の施物は現前僧にて分つべく、十方僧に施すべきにあらざる故なり。

爾時、比丘あり人間に遊行して、車に衣を載滿して來りぬ。佛知りて故に問ひたまはく、「是れ誰が衣ぞ」。答へて言さく、「世尊、是は我衣なり」。復問ひたまはく、「此は是れ時衣なりや非時衣なりや」。答へて言さく、「時衣なり」。佛言はく、「是衣太だ多し、半を減じて僧に與へよ」と。是を「時衣」と名く。

(8)「倶睒彌」とは。佛、舍衛城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

(時に)倶薩羅國は倶睒彌聚落を抄りて舍衛城に至りしに、諸比丘ありて先に此の聚落によりて安居しければ卽ち便ち隨ひ來りぬ。時に祇洹の比丘は此の聚落に到りて安居施衣を索めんとせしに、倶睒彌の比丘言はく、「長老、我先に此の聚落に依りて安居したれば、我應に先に索むべきなり」と。二人諍ひ已りて共に佛の所に詣り、是の因緣を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「是中に安居せし(者)應に先に索め、然して後に餘人索むべし。若し二人共に索めんには、應に共に分つべし」と。若し是中に安居せし比丘未だ索めざるに、餘人索めんには越毘尼罪なり。(是を「倶睒彌」と名く)。

復次に時に[三七]尊者劫賓那に二共行弟子あり、所嫌ありて故に捨戒せしも、梵行を壞せずして還、受具足したりき。時に祇洹の比丘、安居竟に分衣せしに分を與へざりければ、彼れ是言を作さく、「長老、我れ所嫌ありて故に捨戒せしも、梵行を壞せずして還、受具足したれば、應に我にも分を與ふべし」。共に往いて佛に白すに、佛言はく、「所嫌ありて故に捨戒し、梵行を壞せずして還、受具足せんには、應に等しく分を與ふべきなり」と。佛言はく、「五事ありて應に與ふべからず。[三八]何等をか五とする、(1)被擧と、(2)罷道と、(3)無常と、(4)破安居と、(5)去不囑となり」。

(1)「擧」とは、三見の中若しは一々見、(卽ち)謗線經を謗り・惡邪見・邊見ならんに、諫むるも捨てざらんには擧羯磨を作すなり、是を「擧」と名く。

【三七】尊者劫賓那。註(一五の一三九)參照。

【三八】原漢文に擧者三見中若一々見謗線經惡邪見邊見諫不捨作擧羯磨是名擧とあり。謗線經は註(二五の一)、惡邪見は註(二五の六)、邊見は註(二五の八)參照。

丘の安居竟りて分衣するに値へり。毘舍離の比丘、座中に在りければ、祇洹の比丘問うて言はく、『長老、世尊は「是處にて安居せんと要せんに是處の衣分を得」と制したまへり、汝は何處にて安居せしや』。答へて言はく、「長老、我れ失命を畏るゝが故に來りぬ。若し來らざらんには便ち飢死せん」。諸比丘は是の因緣を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「若し失命の爲めの故に來らんには、應に衣分を與ふべし」と。是を「畏失命」と名く。

(5)「畏失梵行」とは。爾時、王舍城中に外道兒ありて出家せり。時に父母、兒をして道を罷め（しめ）んと欲して餘人に言はく、「沙門は安居を重んじて安居中は必らず東西すること無ければ、爾の時、罷め（しむ）可きなり」。其姉深く佛法を信じければ弟に語げて言はく、「父母は汝の道を罷め（しめ）んと欲す、可しく速に避去すべし」。弟即ち舍衛に趣きしに、祇洹の比丘の、安居竟に衣を分つに値へり。是の比丘座中に在るに、祇洹の比丘問うて言はく、「長老、世尊は是處にて安居せんと要せんに、是處にて衣分を受けよ、と制したまへり、汝は云何ぞ」と。答へて言はく、「父母、我道を罷め（しめ）んと欲せり。若し來らざらんには、梵行を失せん」。諸比丘は是の因緣を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「梵行を失せんことを畏れて來らんには、應に衣分を與ふべし」と。是を「畏失梵行」と名く。

[三四](6)「非時衣」とは。佛、舍衛城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。爾時、比丘あり、[三五]人間に在りて遊行し、車に衣を載滿して來りぬ。佛知りて故に問ひたまはく、「是れ誰が衣ぞ」。答へて言さく、「世尊、是れ我衣なり」。復問ひたまはく、「此は是れ[三六]時衣とや（爲せん）非時衣とや爲ん」。答へて言さく、「世尊、非時衣なり」。（問ひたまはく）、「淨施せしや未だしや」。答へて言さく、「未だし」。佛言はく、「是の一切衣は應に衆僧に與ふべし」と。是を「非時衣」と名く。

(7)「時衣」とは。佛、舍衛城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

【三四】非時衣（Akalacivara）。註（八の二〇四）參照。

【三五】聚落より聚落へと遊行するなり、註（六の五四）參照。

【三六】時衣（Kalacivara）。註（八の二〇四）參照。

ず。尊者は速に安居物を得て爲に持して餘處に去らんと欲し、爲に道を罷めんと欲して怱怱として乃し爾るなり。奇なる哉、怪しむ可し、多欲にして厭くなきを」とて、不喜心を發し已りて去りぬ。諸比丘は是の因緣を以つて具に世尊に白すに、佛、六群の比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、比丘に言はく、「汝、云何が安居未だ竟らざるに安居施衣を索めたる。今日より以後、聽さず」と。安居未だ竟らざるに安居施衣を索めんには、越毘尼罪なり。是を「安居未竟」と名く。

(2)「安居竟」とは。佛、舍衛城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

爾時、諸比丘は祇洹精舍にて、安居竟りて安居衣を分てり。時に六群の比丘は餘處に安居し已りて、來りて坐中に在りて是の如きの言を作さく、『世尊は「安居竟らんに應に安居衣を得べし」と制したまへり。我も亦安居竟りぬ、應に安居衣を得べければ、我に安居衣分を與へよ』と。諸比丘は是の因緣を以つて具に世尊に白すに、佛言はく、「餘處にて安居せんに、應に此の處の衣分を得べからず、安居處に隨うて分を受けよ」と。是を「安居竟」と名く。

(3)「是中安居」とは。佛、舍衛城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

爾時、六群の比丘は安居時に至りて房舍を受け已り、革屣・染具及び餘の小々物を著れて房中に置き、已にして是言を作さく、「諸長老、我れ此中に安居せん、復厭患を起すこと莫れ、我れ知れり、汝等は常に我を喜ばざることを」と。卽ち人を倩うて安居衣分を取ら(しめ)、便ち餘處にて安居したりき。諸比丘は是の因緣を以て具に世尊に白すに、[三]佛言はく、「是中にて安居せんことを要せんに、是の處にて衣分を受けよ」と。

(4)「長失命」とは。佛、舍衛城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

爾時、毘舍離は大飢饉にして乞食するも得難かりければ、諸比丘は舍衛城に趣きしに、祇洹の比

【三】 原漢文に佛言要是中安居是處受衣分とあり。要は必らずと譯し得べきも今は要期(エウゴ)の意に解すべきなり。註(一六の四二)參照。

衣を送り已るに即ち「捨」と名け、是を「送捨」と名く。

(6)「壞捨」とは、迦絺那衣を受け已りて中間に自ら言はく、「我今迦絺那衣を捨せん」と。是語を作す時即ち「捨」と名け、是を「壞捨」と名く。

(7)「失捨」とは、是念を作さく、「是衣、中間に壞敗し（若しは）失して現ぜざらんに我當に捨すべし」と。後に衣壞敗し若しは失せんに即ち「捨」と名け、是を「失捨」と名く。

(8)「出去捨」とは、是念を作さく、「我れ此中に住し、出で去らん時當に迦絺那衣を捨すべし」と。若し出で去らん時即ち「捨」と名け、是を「出去捨」と名く。

(9)「時過捨」とは、臘月十五日に捨せざらんに、十六日に至らば即ち「捨」と名け越毘尼罪なり、是を「時過捨」と名く。

(10)「究竟捨」とは、臘月十五日に至りて應に捨すべきなり。一人、僧中にて應に是唱を作すべきなり、「大德僧聽きたまへ、今日、僧は迦絺那衣を捨せん」と、是の如くに三說するなり、是を「究竟捨」と名く。是の十事を「迦絺那衣を捨する法」と名く。

〔三二〕「衣法」とは、(1)安居未竟・(2)安居竟・(3)是中安居・(4)畏失命・(5)畏失梵行・(6)非時衣・(7)時衣・(8)俱睒彌なり。

(1)「安居未竟」とは。佛、舍衛城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

爾時、六群の比丘は聚落中に安居し、未だ竟らざるに檀越の所に至りて是言を作さく、「長壽、我に安居衣施を與へよ」。答へて言はく、「尊者、今は時に非ざれば安居竟るを待ちたまへ、收獲訖らんに人民歡喜し、恩を念ずるが故に施心を生ぜん、爾の時乃ち可しく施あるべきのみ」。比丘言はく、「長壽、汝知らずや、世間は無常にして或は王・或は水火に偸劫せらるゝを。是の如くにして我は則ち利を失し、汝は便ち福を失せん」。〔三三〕檀越言はく、「尊者は但我にのみ無常を示して、而も自らを見

【三二】衣法。

【三三】原漢文に檀越言尊者但示我無常而自不見尊者欲速得安居物爲持餘處去爲欲罷道怱怱乃爾奇哉可怪多欲無厭發不喜心已而去とあり。

作り、復比丘あり、樹皮衣[二六]を持して作り、復比丘あり、板衣[二七]を持して作りぬ。佛言はく、「是の如きの一切は應作ならず、一切非衣にして迦絺那衣とは名けざるなり。復、迦絺那衣と名けざるあり、非時に作り、截縷淨せず、染淨せず、點淨せず、刀淨せざるを、是を迦絺那衣と名けざるなり。[二八]「迦絺那衣を捨する法」とは。佛、舍衞城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

爾時、比丘あり數衣を易へて著し、食前に異衣を著し、食後に異衣を著しければ、佛知りて故に問ひたまはく、「汝の衣は數々異れり、是れ誰が衣ぞ」。答へて言さく、「世尊、是れ我衣なり」。佛言はく、「何の故に太だ多きや」。答へて言さく、「我れ迦絺那衣を受けたれば」。佛言はく、「汝、云何が一切時に迦絺那衣を受くる。今日より後應に捨すべし」と。「捨」とは、十事あり。何等をか十とする、一に衣竟捨、二に受時捨、三に時竟捨、四に聞捨、五に送捨、六に壞捨、七に失捨、八に出去捨、九に時過捨、十に究竟捨なり。

(1)「衣竟捨」とは、迦絺那衣を受くる時是念を作さく、『我れ作衣し竟らんに當に迦絺那衣を捨すべし』と。作衣成じ已らば卽ち「捨」と名け、是を「衣竟捨」と名く。

(2)「受時捨」とは、是念を作さく、「此衣を[二九]受くる時當に迦絺那衣を捨すべし」と。衣を受くる時卽ち「捨」と名け、是を「受時捨」と名く。

(3)「時竟捨」とは、是念を作さく、「爾許時に我當に迦絺那衣を捨すべし」と。期滿ち已らんに卽ち「捨」と名く、是を「時竟捨」と名く。

(4)「聞捨」とは、是念を作さく、『我れ「和上・阿闍梨、迦絺那衣を捨せり」と聞かん時に、我當に捨すべし』と。後に和上・阿闍梨の「今日、僧は迦絺那衣を捨せん」と說くを聞かんに、爾の時卽ち「捨」と名け、是を「聞捨」と名く。

(5)「送捨」とは、是念を作さく、「[三〇]我れ是衣を他に與へ已らんに當に迦絺那衣を捨すべし」と。後に

Välakambala(馬尾製の衣財)を並稱せり。

【二六】樹皮衣(Vākacira)。

【二七】板衣(Phalakacira)。木片にて作れる外道衣なり。

【二八】捨迦絺那衣法(Kaṭhinanubbhāra)。迦絺那衣受領者の五事の特權を放捨するについての種々なる場合。こゝに十事を列ぬるも、四分律・五分律・巴利律には八事とす。

【二九】受くるとは、受持作法によりて受くるなり。

【三〇】これ數多の餘衣を持てる場合にして、迦絺那衣の功德によりて餘衣ありて十日を過ぐるとも捨墮衣とならざるも、迦絺那衣を捨すれば此等の衣は捨墮衣となるなり。故に淨施し已るを待ちて迦絺那衣の特權を捨するなり。

し大衆一萬二萬にして和合すること難からんには、衆多人して別に迦絺那衣を作すを得ん。一切、大衆の如くにするも、但、「衆多」と稱ふるを異と爲すのみ。四人以上にて別に作すを得ず。若し一人にて獨り作さんには、取る時應に言ふべし、「此の迦絺那衣財は我今受けん」と、是の如くに三說するなり。截時・縫時・浣時・染時・黏時・刀淨時に(於て)、截時には應に是言を作すべし、「此の迦絺那衣は我當に受くべし」と。縫時・浣時・染時・黏時・刀作淨時にも、上に說けるが如くするたり。作し成じ已るに、應に心念口言すべし、「我は比丘某甲なり、此の迦絺那衣を受けん」と、是の如くに三說するなり。迦絺那衣を受くるには、(1)作時非受時あり、(2)受時非作時あり、(3)作時受時あり、[一九](4)非作時非受時あり。

(1)「作時非受時」とは、是中、作時の受に値うて受時の受に値はざる有るも「受」と名くるを得るなり。

(2)「受時非作時」とは、受時の受に値ひて作時の受に非ざるも「受」と名くるを得ん。

(3)「作時・受時」ありとは、作時と受時に値ふなり、是を「作時・受時」と名く。

(4)「非作時非受時」とは、作時の受、受時の受に値はざるも、應に隨喜して言ふべし、「長老憶念したまへ、是の住處の僧、迦絺那衣を受けぬ、我は某甲比丘なり、隨喜して受けん、冬四月を齊り彼の住處に隨うて滿じて我當に捨つべし」と。是を「迦絺那衣法」と名く。

「非迦絺那衣」とは、佛、舍衛城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

爾時、[二〇]尊者孫陀羅難陀は[二一]頭鳩羅(生蹼なり)を持して迦絺那衣を作りぬ。佛言はく、「頭鳩羅にて迦絺那衣を作すを聽さず」と。爾時、尊者阿難は[二二]鞨劫貝を持して迦絺那衣を作れり。復比丘あり小段物を持して作り、復比丘あり[二三]故物を持して作り、復比丘あり[二四]粰羊毛欽婆羅を持して作り、復比丘あり[二五]髮欽婆羅を持して作り、復比丘あり草衣を持して作り、復比丘あり韋衣を持して

【一九】原漢文に作時非受時者是中有值作時受不值受時得名受、受時非作時者值受時受非作時受得名受、有作時受時者值作時受時受是名作時受時、非作時非受時者不值作時受受時受應隨喜言長老憶念是住處僧受迦絺那衣我某甲比丘隨喜受齊冬四月隨彼住處滿我當捨是名迦絺那衣法とあり。四種の受法を示せるなり。

【二〇】尊者孫陀羅難陀。註(一八の二八)參照。

【二一】頭鳩羅。生蹼と註せり。枳明本・宮本には生綠とせり。根橋易土集には玄應音義第十五云、頭々衣或言二頭求羅衣一亦云二頭鳩羅衣一此云二細布一也とあり。巴利語の Dukūla に相當すべく、ヅクーラ植物の纖維にて作れる上妙の衣財をいふ。されば玄應音義に細布といへるは妙好の布と解すべきなり。

【二二】鞨劫貝。三本及び宮本には鞨劫貝となす。鞨は囊飾なり。鞨は牡にして先ぶなり。

【二三】故物。古物なり。

【二四】粰羊毛欽婆羅。粰羊は元・明兩本には牂羊となせり、牂羊は牡羊なり。欽婆羅(Kambala)は羊毛衣財なり。

【二五】髮欽婆羅(Kesakambala)。人髮にて作れる毛衣財なり。律には Kesa に對して

は已に某甲某甲比丘を拜して迦絺那衣を作すことを忍し竟んぬ。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。

羯磨人中の一人、主と爲りて衣財を受くる時、應に是言を作すべし、「此の迦絺那衣財を受けん、僧當に受くべし」と、是の如くに三說するなり。浣ふ時應に是說を作すべし、「是の迦絺那衣を浣はん、僧當に受くべし」と。是の如くに截時・縫時・染時・點作淨時の隨所に、上の如くに說を作すなり。刀淨せんには、角頭を離るゝこと四指に、刀を一下する時是說を作すなり、「此の迦絺那衣は僧當に受くべし」と。第二第三も亦是の如くに說くなり。作淨時にも一々應に是說を作すべく、說かずして作淨せんには、迦絺那衣と名くるを得るも越毘尼罪を得ん。若し一々に說いて而も作淨せざらんには、迦絺那衣と名けず、越毘尼罪を得ん。若し一々に起心して而して作淨せんに、迦絺那衣と名くるを得て無罪なり。[一六]若し僧、時衣を得て作し已らんに、一切和合し、羯磨人は氎衣を縱にして手に捉り、長く垂れ高く擎げて、應に是說を作すべきなり。

「大德僧聽きたまへ、僧は此の時衣を得て作し竟りぬ。若し僧時到らば僧は此の迦絺那衣を受けんとす、白すること是の如し」。

「大德僧聽きたまへ、僧は此の時衣を得て作し竟りぬ。僧今此の迦絺那衣を受けんとす。諸大德忍するや(不や)、此の迦絺那衣を受けんとすることを。(忍せんには僧よ)默然したまへ、若し忍せざらんには便ち說きたまへ。僧は已に迦絺那衣を受け竟りぬ。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。

應に此衣を襞疊して箱中に著れ、衆華を上に散ずべし。應に上座より次第して[一七]隨喜を作して言ふべし、「長老憶念したまへ、僧、此の住處に於て迦絺那衣を受けぬ。我は某甲比丘なり、隨喜して受けん、[一八]冬四月を齊り所住の處に隨うて滿して我當に捨すべし」と、是の如くに三說するなり。若

【一六】 原漢文には若僧得時衣作已一切和合羯磨人縱疊衣手捉長垂高擎應作是說：とあり。一切和合とは一切僧集する意なり。前文に竪氎手捉長垂高擎の語あれば、今の縱の字は竪にする意なり。疊は氎の字の同音寫と見るべく、よりて氎衣を縱にしてと譯せり。

【一七】 隨喜(Abbhanumodana)。尊重喜悅の情を示して言ふなり。

【一八】 冬四月。八月(Kattika)十六日より十二月(Phagguna)十五日までを冬とす。大陰曆の十月十六日より二月十五日までに當る。今は、夏安居後の一月卽ち七月十六日より八月十五日までの一月を冬四月の五ヶ月を齊りてとの意なり。迦絺那衣を受けたるものは五ヶ月の間五事放捨を聽さるゝ故なり。

すを得るなり。
[一一](7)「截淨」とは、縷を截ちて淨と作すなり。
[一二](8)「染淨」とは、染めて淨と作すなり。
(9)「點淨」とは、角に點して淨と作なすり。
[一三](10)「刀淨」とは、角頭を離るゝこと四指にして一處に於て三たび刀を下して三縷を斷つを、是を「刀淨」と名く。若し外人、僧に迦絺那衣財を施さんに、默然して受くるを得ず、受けんには應に是說を作すべきなり、「我今僧の迦絺那衣財を受けん」と。受け已りて僧中に到り、氎を竪にして手に捉り、長く垂れ高く擎げて、應に是說を作すべきなり。

「大德僧聽きたまへ、此の[一四]時衣財を得たり、若し僧時到らば僧は此の迦絺那衣財を取らんとす、白すること是の如し」。「大德僧聽きたまへ、僧は此の時衣財を得たり、僧は今此の迦絺那衣財を取らんとす。[一五]諸大德忍するや(不や)、此の迦絺那衣財を取らんとすることを。忍せんには僧よ默然したまへ、若し忍せざらんには便ち說きたまへ。僧は已に迦絺那衣財を取り竟んぬ。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。

僧中に能く迦絺那衣と作すことを料理する者、若しは一人、若しは二人、若しは三人あらんに、羯磨人は應に是說を作すべきなり。

「大德僧聽きたまへ、僧は此の時衣財を得たり、若し僧時到らば僧は某甲某甲比丘及び餘人を拜して、僧の迦絺那衣を作さんとす、白すること是の如し」。

「大德僧聽きたまへ、僧は此の時衣財を得たり、僧は今某甲某甲比丘及び餘人を拜して迦絺那衣を作さんとす。諸大德忍するや(不や)、某甲某甲比丘及び餘人を(拜して)迦絺那衣を作さんとすることを。(忍せんには僧よ)默然したまへ、若し忍せざらんには便ち說きたまへ。僧

【一一】截淨。割截衣となすなり、割截衣は人の執着を離るゝ故に淨といふ。註(一八の二六)參照。
【一二】點淨。註(一八の二六・三一等)參照。
【一三】刀淨。原漢文に刀淨者離角頭四指於一處三下刀斷三縷是名刀淨とあり。四指は四寸なり。三下刀して三縷を斷ずるの作法は餘律に無し。
【一四】時衣財。非時衣財に對する語なり、時とは註(八の二〇四)非時衣の下參照。
【一五】原漢文に諸大德忍取此迦絺那衣財者默然若不忍者便說…とあり。三本及び宮本には者を忍者僧の三字と作す。從前の羯磨文も皆然り、よりて一切、三本及び宮本によりて補譯せり。從つて諸大德忍の下に不の一字を入れて文意を明にせり。

巻の第二十八

雜誦跋渠法を明すの六

[一]「迦絺那衣法」とは。佛、[二]倶睒彌瞿師羅園に住したまひしに、諸天世人の爲に供養せられたまへり。

爾時、[三]倶睒彌王夫人は[四]五百張氎を以て世尊に奉上せしに、佛、阿難に告げたまはく、「汝是氎を持して諸比丘に與へよ」。諸比丘は受けずして阿難に語げて言はく、「世尊は[五]長衣を畜ふることを聽したまはざれば、是氎を用ひて爲せん、浣染未だ竟らざるに已にして[六]如法ならざるなり」と。阿難は是の因緣を以て具に世尊に白すに、佛、阿難に告げたまはく、「今より已後、長衣は十日畜ふるを聽さん」と。諸比丘は長衣十日に滿ちたれば、是の諸衣を持して往いて世尊に白さく、「此衣は已に十日に滿ちぬ」。佛言はく、「今より已後、迦絺那衣を受くるを聽さん」。「迦絺那衣」とは、(1)時・(2)衆僧衆多人一人・(3)五事利・(4)新・(5)未受・(6)不停・(7)截淨・(8)染淨・(9)點淨・(10)刀淨なり。

(1)「時」とは七月十六日より八月十五日に至るを、是を「時」と名く。

(2)「衆僧(衆多人一人)」とは、僧、迦絺那衣を作さんに衆多人に與ふるを得ず、一人に與ふるを得ず、衆多人にて迦絺那衣を作さんに一人に與ふるを得ざるなり。

[七](3)「五事利」とは、五罪を離るゝなり。何等をか五とする、別衆食と、處々食と、食前食後に行くに白せざると、長衣を畜ふると、離衣宿とにして、是を「五事利」と名く。

(4)「新」とは、新氎なり。

(5)「未受」とは、未だ曾て三衣に受け作さゞるなり。

(6)「不停」とは、衣を[八]淨施して捨し已らんに迦絺那衣と作すを得るなり。僧伽梨・欝多羅僧・安陀會・覆瘡衣・雨浴衣の是の如き等の諸衣及び[九]鉤刺にして未だ曾て[一〇]隻用せざるは、皆迦絺那衣と作

【一】 迦絺那衣法(Kaṭhina-dussa)、註(八の四三)參照。
【二】 倶睒彌瞿師羅園、註(六の一四六・二七の一二〇)參照。
【三】 倶睒彌王夫人、優陀耶王夫人なる舍彌なり、註(八の三七・一三の四二)參照。
【四】 五百張氎。五百張の綿毛布なり、註(八の三八)十五百張氎の下參照。
【五】 長衣。多衣なり、註(八の王二)餘長の下參照。
【六】 如法ならずとは、未だ長衣十日畜の聽許なく、唯長衣一日畜を聽されしのみなれば浣染竟らざるに直に一日を過ぎて捨墮罪を犯ずるに至る故なり。
【七】 五事利。迦絺那衣受領者に對する五聽許なり、註(八の四三)の下參照。
【八】 淨施(Vikappana)。註(八の四〇)參照。
【九】 鉤刺(Kusi)。葉(エフ)なり。三本及び宮本には掏刺とす。袈裟の條と條との間を隔つるものを Kusi といひ、及び一長一短・二長一短等の長と短との間を隔つるものを addhakusi といふ。
【一〇】 隻用。三本及び宮本には受用とす。隻は套の寫誤なるべし、用ひふるすなり。

和合せざるに自恣を受くるを得ず、與欲して自恣を受くるを得ず、若し病まんには應に將ゐ來るべし。若し將ゐ來らんに命を危くするの憂あらんには、僧應に往き就るべきなり。若し病人多からんには、應に牀を舁ぎ來るべきと、若し牀角相接し、若しは牀にて舁ぎ來らんに命を危くするの憂あらんには、不病比丘は應に連座相接すべし。若し周からざらんには、不病比丘は應に界外に出でゝ自恣を作し、病比丘は卽ち界內にて自恣すべきなり。大衆多くして若しは一萬二萬ならんには、應に一切、一處に集在して、若しは講堂、若しは食堂、若しは浴室にて自恣を受くべきなり。餘人は並びて齒木を嚙み、並びて大小行し、並びて食し、是の如くして竟日・通夜に未だ坐を離れず遠きを得ずして、乃し明相未出に至る（まで）に、中に於て自恣するなり。若し大衆多くして六萬八萬にして竟らざるを畏れんには、應に滅いて界外に出でゝ自恣を作すべし。若しは一人して自恣を受け、若しは二人して說き、若しは三人若しは四人して自恣を說き、五人して廣く自恣するなり。「一人して受く」とは、若し一比丘、聚落中に安居せんに、自恣日に至りて應に塔及び僧院を掃ふべく、若しあらんには應に香汁にて地に灑ぎ散華し然燈すべし。若し罪あらんば應に是念を作すべし、「若し得清淨比丘の來らんには、此罪當に如法に除くべし」と。是念を作し已りて胡跪合掌して心念口言せよ、「今僧十五日自恣なり、我は某甲比丘なり、清淨にして自恣を受けん」と、是の如くに三說するなり。「二人して說く」とは、罪あらんに展轉して如法に作し已りて、偏袒右肩し胡跪合掌して言はく、「長老憶念したまへ、今僧十五日自恣なり、長老自恣に若しは見・聞・疑の罪を說いて我に語げたまはんことを、憐愍の故に。我れ若しは知り若しは見んに、當に如法に除くべし」と、是の如くに三說するなり。三人四人も亦是の如く、五人ならんには應に廣く自恣すべきなり。是を「自恣法」と名く。

摩訶僧祇律卷第二十七

種々供養し竟夜說法すと聞いて、衆、往かんと欲せんには、應に十四日に自恣し已りて去るを得べきも、若し此處に安居して餘處にて自恣せんには越毘尼罪なり。(5)[一四五]「從上座」とは、小より逆に次第を作すを得ず、應に上座より次第に下るべし。行々に人を置くを得ず、益食法の如くして超越するを得ず。總唱して「一切大德僧、見聞疑の罪、自恣に說きたまへ」と言ふを得ず。是を「從上座」と名く。應に五法成就の者を拜して[一四六]自恣人と作すべく、若しは一若しは二にして過ぐるを得ざれ。羯磨人は應に是說を作すべきなり。

「大德僧聽きたまへ、某甲某甲比丘は五法成就せり、若し僧時到らば僧は某甲某甲比丘を拜して自恣人と作さんとす。諸大德聽すや(不や)、某甲某甲比丘を自恣人と作さんことを。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。

羯磨を受けたる人は應に是說を作すべきなり。

「大德僧聽きたまへ、自恣の時至れり、若し僧時到らば一切僧は自恣を受けんとす、白することと是の如し」と。

是の自恣人應に上座より始めと爲すべし。上座は應に偏袒右肩し胡跪合掌して是說を作すべし、

「長老憶念したまへ、今僧十五日自恣を受く、我は比丘某甲なり、長老及び僧は自恣に說きたまへ、若しは見・聞・疑の罪、當に我に語げらるべし、憐愍の故に。我若しは知り、若しは見んに當に如法に除くべし」と。

是の如くに三說し、次で第二人に至るなり。第二人若し是れ下座ならば、應に接足して言ふべきなり、(是れ)大德と異りと爲す。若し二人して自恣人と作らんには、一人は上座の自恣を受け、一人は應に下座の前に立ち、上座說き已るに下座復說き、是の如く展轉して次第に下りて、自の坐處に到りて應に自恣を受くべく、僧の自恣を受け竟りて然して後に自恣するを得ず。(6)「和合」とは、

【一四五】原漢文に從上座者不得從小逆作次第應從上座次第下不得行々置人如益食法不得超越不得總唱言一切大德僧見聞疑罪自恣說是名從上座とあり。行々置人は上座より次第に從うて自恣して超越するを得ざる意なるべきも、明かならず。

【一四六】自恣人。自恣を受くる人、即ち四分律(三七)の受自恣人の意なり。

さく、「某處にて」。佛、比丘に問ひたまはく、「少病少惱なりしや、乞食苦ならざりしや、行道如法なりしや、安樂住なりしや不や」。答へて言さく、「世尊、少病少惱にして乞食得易く、默然樂住して三月語らず、已にして別れ去りぬ」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、〔一四〇〕怨家共住法の如くなり、應に共に語るべきなり」と。

復次に佛、舍衞城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。〔一四一〕阿那律・金毘盧・跋提は預て〔一四二〕塔山に在りて安居し竟り、舍衞城に還りて佛の所に至り、頭面に禮足して却いて一面に住せしに、佛知りて故に問ひたまはく、「何處にて安居せしや」。答へて言さく、「某處にて」。復問ひたまはく、「比丘よ、少病少惱なりしや、乞食苦ならざりしや、行道如法なりしや、安樂住なりしや不や」。答へて言さく、「世尊、少病少惱にして乞食得易く、默然樂住して三月語らず、（三月語らざることに）竟りて、已にして別れ去りぬ」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、怨家と共に住するが如し。今日より後、不共語するを聽さず」と。方便して少事不語を欲せんに半月を得んも、布薩日に至りては應に共語し、共に相問訊し、事を問ひ事を答へ、〔一四三〕呪願すべきなり。布薩日を過ぎんに、續けんには復前の如くせよ。若しは憍慢、若しは瞋恚して共語せざらんには、越毘尼罪なり。

〔一四四〕「自恣法」とは。佛、諸比丘に告げたまはく、「今日より諸弟子の爲に自恣法を制せん」と。(1)三月・(2)三語・(3)安居竟・(4)是處安居是處自恣・(5)從上座・(6)和合なり。(1)「三月」とは、四月十六日より七月十五日に至るなり。(2)「三語」とは見・聞・疑なり。(3)「安居竟」とは、前安居は四月十六日より七月十五日に至り、後安居は五月十六日より八月十五日に至るなり。若し安居衆中に一人の前安居者あらんに、七月十五日に至りて衆を擧げて應に此一人に同じて自恣を受くべく、自恣し訖りて坐して八月十五日に至るなり。若し一切後安居ならんに、一切應に八月十五日に自恣すべきなり。是を「安居竟」と名く。(4)「是處安居・是處自恣」とは、若し比丘、聚落中に安居せんに、城中にて自恣日に

【一四〇】怨家共住法。敵同志が默然して共住する如きをいふ。四分律には是を啞法を行ずといひ、巴利律には Mūgabbatam titthiyasamādānam（外道の受持する所の啞者の戒）とせり。

【一四一】阿那律(Anuruddha)・金毘盧(Kimbila)・跋提(Bhaddiya)。佛陀成道後故鄕に歸りて法を說き、次いで阿奴夷邑(Anupiya)に住まりたまひし時共に出家して間もなく修道證果せり。

【一四二】塔山。明かならず。大正藏經(2, 8a)に支提竹園精舍に佛在して阿㝹律陀・難提・金毘羅のために敎誡したまふの記あるも、この精舍を今塔山と云ひしにはあらざるべし。

【一四三】呪願。註(一の八七・三の二四六)參照。

【一四四】こゝに再び自恣法の三字を置くは不穩なり、原文を重んじて其儘にせるも必要なきなり。

たまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。
【二三四】若し是の如くに塔の爲め僧の爲に求索する所あらんには、要らず得る所あら(しめ)よ、若しは衣、若しは鉢、若しは小鉢、若しは鍵鎡、(若しは)匙、若しは腰帶等及び諸の一切は、要らず一物を得せしめよ。若し得せ(しめ)ざらんには越毘尼罪なり。是の如きの事訖らんに、應に還るべきなり、【二三五】若しは半月、若しは一月、若しは二月、乃至、後の自恣には應に還るべし。若し還らずば越毘尼罪なり。若し道路に恐怖(難)・賊難ありて失命を畏れんには、彼に於て【二三六】自恣せんに無罪なり。是を「安居法」と名く。

【二三六】「自恣法」とは。佛、舍衞城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

爾時、諸比丘は俱薩羅國に遊行せしに、【二三七】渠磨帝河邊に叢林ありて、【二三八】林中に一大空中の薩羅樹あり、其蔭厚密に、樹下は平正寬博に、聚落を去ること遠からず近からざるを見て是念を作さく、「此中好なり、可しく安居すべし」と。是の如くに【二三九】前人・後人、見る者皆是念を作せり。安居日に至りて一比丘先に至りて空樹を修治し、衣鉢を安置して草を敷いて坐するに、須臾にして復比丘ありて來りければ、問うて言はく、「長老は此に安居せんと欲するや」。答へて言はく、「爾り、善好なれば」。是の如くして相續いて乃し六十人に至れり。最初に至れる者、後の諸比丘に語げて言はく、「長老、盡く此中に安居せんと欲するや」。答へて言はく、「爾り、善好なれば」。(先に至れる比丘言はく)、「此の樹中に可しく衣鉢を容るべし、其下・左右は以て安居するに足らん」と。安居法を受け已るに復是言を作さく、「諸長老、我等は當に何の法を作してか安樂住を得ん」。諸人答へて言はく、「所生の患惱は皆身口に由る、既に靜處を得たれば宜しく共に默然すべし、應に不語の制を立つべきなり」と。不語の制を立て竟りて三月已り、舍衞城に還りて世尊の所に往き、頭面に禮足して却いて一面に住せるに、佛知りて故に比丘に問ひたまはく、「汝(等)は何處にて安居せしや」。答へて言

【二三四】原漢文に若有如是爲塔爲僧所求索者要有所得若衣若鉢若小鉢若鍵鎡舐若腰帶等及諸一切要使得一物若不得者越毗尼罪…とあり。要有得を要使有所得とし、若不得者を若不使得者として譯出せり。然らざれば文意解し難し。舐は三本及宮本には匙とす。舐は鉹(シ)なり、飯若しは小刀をいふ。舐は匙の同音寫なるべし、故に今改む。

【二三五】安居中出行せんには通常、七日作法を受くるも、今は過七日作法を受くるをいへるならん。

【二三六】自恣法(pavāraṇā)。註(四の二四八)參照

【二三七】渠磨帝河。跋耆國の跋求摩河(Vaggumudā)の略にあらざるべく、恐らくは今のGumti河なるべし。

【二三八】林中有一大空中薩羅樹其蔭厚密樹下平正寬博…とあり。一大空中とは一大中空即ち薩羅樹(Sāla)の根幹に大空洞ありしをいふ。

【二三九】原漢文には前後人々とあるも三本及び宮本によりて前人後人とせり。六朝時代の寫經形式として前人後人を前後人々とし、比丘比丘尼を比々丘々尼とすること多き故に前後人々とあるも前人後人と讀むべきなり。

ら守住するが如くなるに、沙門釋子は自ら善好なりと稱しつゝ而も安居せざるとは」と。諸比丘は是の因緣を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「正に應に世人の爲に嫌はるべし、今より已後、雨時には應に安居すべし」と。安居法とは、四月十六日に至りて、應に偏袒右肩し胡跪合掌して應に是說を作すべきなり、「長老憶念したまへ、我は某甲比丘なり、此の僧伽藍に於て〔一三二〕雨安居、前三月せん」と、是の如くに三說するなり。若し比丘道を行いて未だ住處に至らざるに安居日至らば、卽ち路側に於て、若しは樹若しは車に依りて應に安居を受け、明相出づるに至りて所住の處に趣くべきなり。後安居の日に到らんには、應に偏袒右肩し胡跪合掌して是言を作すべきなり、「長老憶念したまへ、我は某甲比丘なり、此の僧伽藍に於て雨安居、後三月せん」と、是の如くに三說するなり。比丘道を行いて前安居の日に安居を受けざらんには一越毘尼罪、所住の處に到りて後安居の日に安居を受けざらんには二越毘尼罪なり。是人は〔一三三〕破安居にして衣施を得ざるなり。

復次に佛、舍衞城に住したまひき。爾時、比丘あり聚落に依りて雨安居せしに、檀越あり僧事を營むに水を須ゐて漑灌せんとて、比丘をして王に白さしめて水を通ぜんことを求めぬ。時に比丘は衣鉢を身に隨へて數王門に詣るに、時に見ゆるを得ず、(且つ)道路近からざれば、安居を失せんことを恐れぬ。時に世尊は見已りて知りて故に問ひたまはく、「汝は是れ客比丘なりや」。「非なり、世尊」。「汝は是れ去比丘なりや」。「非なり、世尊」。「何の故に衣鉢を持して自ら隨へる」。比丘は上の因緣を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「今より已後、雨安居時に若し塔事の爲め僧事の爲ならんには、應に求聽羯磨を作すべし」と。(羯磨者は應に是の如くに言ふべきなり)。

「大德僧聽きたまへ、某甲比丘は此處に於て雨安居せり、若し僧時到らば僧よ、某甲比丘は此處に於て雨安居し、若し塔事・僧事、爲には界を出で行きて還此處に住せんとす。諸大德聽すや(不や)、某甲比丘は塔事・僧事の爲に界を出で行きて還此處に安居せんことを。僧は忍し

【一三二】雨安居前三月。前三月(purima temāsa)の安居に入らんとの意なり。前三月は前安居にして四月十六日より七月十五日までをいふ。後三月(pacchima temāsa)は卽ち後安居にして五月十六日より八月十五日まで安居するをいふ。

【一三三】破安居(Vassac-chedana)。後安居に入るの日(五月十六日)に安居を受けざるには破安居と稱して、安居衣施を受け得ざるのみならず、夏數をも得ざるなり。但し十誦律(四八)には、求道解脫を求むる爲、學問研究の爲に他に師事せんとする時は安居を破して去ることを得とせり。

香汁にて地に灑ぎ、然燈散華して客比丘を待つべきなり。若し來る者なく、(且つ)罪あらば應に是念を作すべきなり、「清淨比丘を得なば、此罪當に如法に除くべし」と。是念を作し已りて胡跪合掌して心念口言するなり、「今僧若しは十四日・十五日布薩せん、我は某甲比丘なり、清淨にして布薩を受けん」と、是の如くに三說するなり。是を「一人受」と名く。(二)「二人說」とは、二比丘聚落中に住せんに、布薩日に至りて應に塔及び僧院を掃ひ、若し有らば應に香汁にて地に灑ぎ、散華然燈すべし。若し罪あらば展轉して如法に悔し、已にして應に胡跪合掌して是說を作すべきなり、「長老憶念したまへ、今僧若しは十四日・十五日布薩を作さん、我は某甲比丘にして清淨なり、長老憶念して持ちたまはんことを」と。是を「(二人)說」と名く。(三)「三人」も亦是の如し。(四)「廣誦」とは、四人して應に廣く波羅提木叉を誦すべきなり。是を「廣誦」と名く。

(2)[一二八]「四說」とは、一は戒序より盡四波羅夷と餘者僧常聞と偈とを誦し、二は盡十三事と二不定法と餘者僧常聞と偈とを誦し、三は盡三十尼薩耆と餘者僧常聞と偈とを誦し、四は九十二波夜提に入りて應に盡く廣く誦するなり。是を「四說」と名く。

(3)(「七事應語遮」とは)。布薩せんに七事ありて應に遮すべきなり。一には不共住人、二には別住人、三には未受具足人、四には未だ欲を說かず、五には未だ[一二九]舍羅を行ぜず、[一三〇]六には和合の義の爲の故に、七には和合未だ竟らざるを、是を「七應遮」と名く。

(「二事應語遮」とは)。復次に二事ありて應に布薩を遮すべきなり。一には若し布薩を作さば僧鬪諍し、二には僧破るゝなり。是を「二事應遮」と名く。

是を「布薩法・與欲法・受欲法」と名く。[一三一]安居法とは。

佛、舍衛城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。爾時、諸比丘は雨時に遊行し、踐害する我多くして、世人の爲に嫌はるらく、「九十六種出家人すら尙ほ安居を知りて、鳥の巢に隱れて自

【一二八】四說法。廣略四種の戒本讀誦方法なり。

【一二九】舍羅を行ぜずとは、布薩會上に於て受籌・還籌の行事をなさゞるなり。行籌作法の緣起は五分(一八)には界內僧衆の有無を數ふるにありといひ、十誦(三九)には末利夫人、布薩錢を施さんとて比丘及び沙彌の數を問へるに緣るとせり。

【一三〇】原漢文に六爲和合義故とあり、この文難解なり。

【一三一】安居法(Vassa-vāsa)。註(一の一一八)參照。

接して臥して布薩を作すを得るを、是を「臥布薩」と名く。是を「阿脂羅河」と名くるなり。

（下の）十一事は與欲と名けざるなり。（卽ち）

(1)「轉欲」とは、「我れ長老に欲を與へん、我れ向に某甲の欲を取りぬ、幷せて與へん」と、是を「轉欲」と名く。

(2)「宿與」とは、明日、布薩に當りて、今日與欲するを、是を「宿して與欲す」と名く。

(3)「界外」とは、界を出でゝ與欲するを、是を「界外」と名く。

(4)「比丘尼」とは、比丘尼に欲を與ふるを、是を「比丘尼」と名く。

(5)「未受具足」とは、未受具足人に欲を與ふるを、是を「未受具足」と名く。

(6)「持欲出」とは、欲を取り已りて界外に出づるを、是を「欲を持して出づ」と名く。

(7)「與欲出」とは、欲を與へ已りて界外に出づるを、是を「欲を與へて出づ」と名く。

(8)「取欲已還戒」とは、欲を取り已りて受具足し還戒するを、是を「欲を取り已りて還戒す」と名く。

(9)「與欲已還戒」とは、他に欲を與へ已りて受具足を還戒するを、是を「欲を與へ已りて還戒す」と名く。

(10)「失欲」とは、比丘病みて與欲し已るに、僧中にて法師の、法を説き、持律(師)の、毘尼を説くを聞かんとて、自ら力めて就り聽き、坐すること久しくして疲苦せしも、已に先に與欲したれば默して座を離れて去らんに、「與欲せり」とは名けず、應に更に與ふべきなり。是を「失欲」と名く。

(11)「壞衆」とは、布薩の日に比丘僧集まるも來らず、諸比丘は(皆)清淨欲を與へ、若しは暴風雨・若しは火・若しは賊にて諸比丘盡く驚散せんに、「欲を持して僧中に到る」とは名けず。若し一人在らんには、是を「僧に到る」と名く。是を「十一は與欲と名けず」と名くるなり。

〔三七〕(1)「四布薩」とは、(一)一人受と(二)二人説と(三)三人説と(四)四人廣誦となり。(一)「一人受」とは、一比丘ありて聚落中に住し、布薩日に至りて應に塔及び僧院を掃ふべく、若し有らんには應に

【三七】四布薩法。布薩式を擧ぐる四種の方法。

作相すべきなり。後に來らん者は、應に問ふべく、應に相を求むべし。若し去るに囑せず・作相せず、後に來らん者は問はず・相を求めざらんに、倶に越毘尼罪なり。是を「阿練若」と名く。

(28)「不應與而與」とは。佛、舍衛城に住したまひき。

爾時、諸比丘は[二三]時集に[二四]羯磨欲を與へ、非時集に清淨欲を與へぬ。諸比丘は是の因縁を以て具に世尊に白すに佛言はく、「今日より後、時集に羯磨欲を與へ、非時集に清淨欲を與ふるを聽さず。非時集には應に羯磨欲を與ふべく、時集には應に清淨欲を與ふべきなり」と。時集には亦兩欲を與ふるを得るなり。「長老、憶念したまへ、今、僧若しは十四日・十五日に布薩を作さんとす。我は某甲比丘なり、布薩清淨欲を與ふれば、我が爲に說きたまはんことを」と、是の如くに三說し、羯磨欲を與ふるにも亦三說するなり。若し非時集に清淨欲を與へ、時集に羯磨欲を與へんには越毘尼罪なり。是を「應に與ふべからざるに而も與ふ」と名く。

[二五]「阿脂羅河」とは。佛、舍衛城に住したまひき。

爾時、諸比丘は阿脂羅河邊に到り、尼師壇を敷いて坐して波羅提木叉を誦しぬ。時に水汎漲して漸々に膝に齊しく、是の如くに轉上りて口に齊しく、極苦して乃し竟りて佛の所に還り至り、是の因縁を以て具に世尊に白さく、「立ちて布薩を作すことを得るや不や」。佛言はく、「得」と。行・住・坐・臥に布薩を作すを得るなり。「行」とは、若し比丘、商人と共に行くに、布薩日に至りて恐怖難あり、商人行いて待たざらんに、行きつゝ布薩を作すを得るなり。[二六]先に應に幾許を齊りて戒を誦するを得るやを籌量し竟りて、若しは山若しは石にて幖幟を作し、伸手相及ぶを羯磨して布薩界と作し、羯磨し已りて然して後に布薩を作すを、是を「行布薩」と名く。「住」とは、比丘多く牀座なきには、一切伸手相及ぶの(處に羯磨して)布薩を作すを、是を「住布薩」と名く。「坐」とは、牀座ありて布薩を作すを、是を「坐布薩」と名く。「臥」とは、比丘老病にて久しく坐すること能はざらんに、牀角相

【二三】時集。布薩・自恣の如き一定時の僧集をいひ、法事僧事等の非時集に對せる語なり。

【二四】羯磨欲(chanda)。布薩時の清淨欲(pārisuddhi)に對し、その以外の僧集羯磨時に缺席する場合に羯磨欲を與ふと名く。

【二五】阿脂羅河(Aoiravatī)。阿耆羅・阿夷羅ともいはれ、舍衛城の東を流るゝ河なり。

【二六】原漢文に先應籌量齊幾許得誦戒竟若山若石作幖幟申手相及羯磨作布薩界羯磨已然後作布薩是名行布薩とあり。申手は諸本皆伸手とせるに依り今改む。幖幟(nimitta)は山・石・樹・橋等にて結界量の目標となすもの、これ大界結作に準じ、而も伸手相及ぶ處即ち一尋以内の小界を羯磨して布薩界となすもの、これ作法界の應用なり。

教誡する人なり」、「是れ誦戒人なり」と言ひて取らざるには無罪なり。是を「瞿曇彌」と名く。

〔二二〕(25)「闡陀」とは。佛、倶睒彌瞿師羅園に住したまひき。

爾時、僧集まりて布薩を作せしに、時に闡陀比丘は肯んじ來らざりき。諸比丘は是の因緣を以て具に世尊に白さく、「是れ何等の罪を犯ぜりや」。佛言はく、「偸蘭罪を得」と。〔二三〕是の如きの比にて布薩に肯んじ來らざらんには、偸蘭罪を得るなり。若し衣鉢事の爲に來らざらんに與欲せざるには、越毘尼罪なり。

(26)「病」とは。佛、舍衞城に住したまひき。爾時、比丘僧集まりて布薩せんと欲せしに、一比丘ありて風病に動り、比房に語げて言はく、「長老、我れ風病に動りたれば、清淨欲を與へんとす」と。(時に)比丘受けざりければ卽ち往いて上座の前に至り、革屣を脫し胡跪合掌して是の如きの言を作さく、「我は某甲にして清淨なり、僧、憶念して持ちたまはんことを」と、是の如くに三說し已りて便ち去りぬ。諸比丘は心に疑惑を生じ、是の因緣を以て具に世尊に白さく、「爾るを得るや不や」。佛言はく、「善く已に如法に作し竟りぬ、但、欲を受けざらんには越毘尼罪なり」と。是を「病」と名く。

(27)「阿練若」とは。佛、舍衞城に住したまひき。阿練若と聚落中の比丘と常に共に布薩を作しぬ。時に阿練若(比丘)は聚落に入りて布薩を作し已りて去り、去ること久しからずして客比丘ありて來り、復此處に於て布薩して卽ち中に於て宿しぬ。明日共に相見えて問ふらく、「長老、何處に宿を作せしや」。答ふ、「此の處にて」。「何處にて布薩せしや」。答へて言はく、「此の處にて」。聞き已りて心に疑惑を生じ、是の因緣を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「今日より後、一住處にて再び布薩するを聽さず」と。若し阿練若より聚落の中に入りて布薩せんには、默然して去ることを得ず、應に沙彌若しは園民、若しは放牧人に囑すべし、『若し後に比丘ありて來らんには語げて知らしめよ、「此中にて已に布薩を作しぬ」と』。若し人なからんには、應に柱・戶扇に書して字を作し、若しは散華して

〔二二〕闡陀。註(六の一四七)參照。

〔二三〕原漢文には如是比丘布薩不肯來者得偸蘭罪とあり。宋本・宮本には如是比とあり、今宋本宮本に依りて丘の字を削除せり。

(23)「瞿師羅」とは。佛、一二六倶睒彌瞿師羅園に住したまひき。

爾時、比丘僧集まりて布薩を作し、一二七斷事羯磨して語聲高かりき。時に一二八瞿師羅居士來り入るに僧默然し、須臾にして還出づるに僧は復斷事して高聲せること前の如し。是の如きこと三たびに至るに居士是念を作さく、「我入るに便ち默し、我出づるに便ち高聲す、我今當に入りて更に復出でざるべし」と。……瞿師羅、尊者阿難に問へるが如き、一二九六入線經の中に廣說せるが如し……。爾時諸比丘は心に疑惑を生じ、是の因緣を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「是の如きの大德勝の人にして、衆僧の斷事を聽かんと欲せんには、斷事を聞くを得ん。若し衆中にて辯才ありて能く語り、事相をして分明ならしめん者は說け。若し凡庶人の前にて斷事せんには、越毘尼罪なり。是を「瞿師羅居士」と名く。

(14)「大愛道」とは。佛、舍衞城に住したまひき。

爾時、大愛道瞿曇彌は與欲せしに、比丘受けざりき。時に大愛道瞿曇彌は往いて世尊の所に到り、頭面に禮足して却いて一面に住し、是の因緣を以て具に世尊に白さく、「世尊、比丘は我欲を受けず、誰か當に受くべき」と。爾時、世尊は大愛道瞿曇彌の爲に隨順して說法したまふに、歡喜心を發し已りて頭面に禮足して退きぬ。佛言はく、「彼の比丘を喚び來れ」。來り已るに佛問うて言はく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今より已後、比丘尼の與欲は應に受くべし」と。若し上座ならんには應に言ふべし、「我は是れ僧の上座なれば應に受くべからず」と。若しは尼を教誡する人、若しは波羅提木叉を誦する人は、應に各自ら說くべし、「應に受くべからず」と。若しは守房人、若しは病人ならんには應に言ふべし、「我れ僧中に至らざれば、更に餘人に與へよ」と。若し「我は是れ乞食なり」、「我は是れ阿練若なり」、「我は是れ糞掃衣なり」、「我は是れ大德の人なり」と言ひて、欲を取らざらんには越毘尼罪なり。若し「我は是れ上座なり」、「是れ尼を

【一二六】倶睒彌瞿師羅園。註(六の一四六)參照。
【一二七】斷事羯磨。諍事を斷ずる式事なり。
【一二八】瞿師羅居士(Ghosita)。美音長者といはれ、形長三尺、初果位に登れり。舍衞城に往いて佛陀に見え、歸りて瞿師羅園(Ghositārāma)を作りて佛僧伽に獻ぜり。
【一二九】六入線經。大正藏經 2, 117c. S. 35. 129 Ghosita に相當すべし。
【一三〇】大愛道。註(一七の一三三)參照。

三説するなり。[一二三]與欲せん時、輒に人に與ふるを得ず、應に能く欲を持して僧中に入りて説かん者に與ふべきなり。若し衣鉢事を作しつゝ、布薩の時に與欲せざらんには、越毘尼罪なり。是を「與欲」と名く。

[一二四](20)「取欲」とは。佛、舍衞城に住したまひき。爾時、比丘僧集まりて布薩羯磨を作すに、比丘(若しは)病み、(若しは)衣鉢事の爲に與欲せんとせしに、比丘は受けざりき。諸比丘は是の因縁を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「今より已後、應に欲を取るべし」と。若し欲を取らん時、應に自ら能く欲を傳ふるや不やを思惟すべし。衆欲を取るを得ず、三人に至るを得ん。與欲する時應に是説を作すべし、「長老憶念したまへ、今日僧、布薩を作さんに、某甲比丘は布薩清淨欲を與へん」と。若し字を忘れんには、歳數を憶して應に言ふべし、「爾許歳の比丘なり」と。若し客(比丘)ならんに客(比丘)と言ひ、若し病(比丘)ならんに「病(比丘)、布薩清淨欲を與へぬ」と言ふなり。若しは病み、(若しは)衣鉢事の爲に與欲せんに、取らざらんには越毘尼罪なり。是を「取欲」と名く。

(21)「欲多」とは。佛、舍衞城に住したまひき。

爾時、比丘僧、布薩せしに、時に與欲せる者多くして集まれる者少かりき。諸比丘は是の因縁を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「今より已後、與欲する者多くして集まる者少きに、布薩を作すことを聽さず」と。作さんには越毘尼罪なり。是を「與欲多し」と名く。

(22)「欲等」とは。佛、舍衞城に住したまひき。

爾時、比丘僧、布薩せしに、時に與欲比丘と集まれる者と與に等しくして布薩を作せり。諸比丘は是の因縁を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「今より已後、欲等しきに布薩を作すことを聽さず、應に集まれる者多かるべきなり」と。若し[一二五]等欲にして布薩を作さんには、越毘尼罪なり。是を「欲等し」と名く。

【一二三】原漢文には與欲時不得趣與人應與能持欲入僧中說者ゝとあり。三本及び宮本には趣の字を越の字と作す。惟ふに趣は輒の字の同意寫なるべきが故に、今輒の字を改めぬ。三本宮本に越の字とせるは誤寫なるべし。

【一二四】取欲(pārisuddhihāra)。戒淨潔を僧伽に傳達するなり。註(一七の一四八)取欲人の下參照。

【一二五】等欲。布薩會に出席せる者と缺席せる者との數が等半なるをいふ。

丘住處に至りて布薩を作し已らんに默然として去るを得ず、應に沙彌若しは園民、若しは放牧者に囑すべきなり、『若し比丘ありて來らんには語げて知らしめよ、「此中已に布薩を作しぬ」と』。若し人なからんには、應に柱・[二〇]戸扇に書し、若しは[二一]散華して作相すべし。若し後に來らん者は應に問ふべく、應に相を求むべく、輙にして布薩を作すことを得ざれ。若し前人囑せず・作相せず、後人問はず・相を求めざらんに、倶に越毘尼罪を得ん。是を「一住處」と名く。

(17)「二衆」とは。二衆客比丘來り、一衆は十四日布薩し、一衆は十五日布薩せんに、應に誰に從ふべき。前に入れる者に從ふなり。(若し)二衆同時に入らんには應に上座に從ふべく、若し大小なくば應に持律(者)に從ふべし。若し倶に持律(者)ならんには應に先に發聲せる者に從ふべく、若しは十四日、若しは十五日應に從うて布薩すべきなり。是を「二衆」と名く。

(18)「二已說・二未說」とは。客比丘來らんに、客比丘は十四日布薩し、舊比丘は十五日(布薩)せん。舊比丘、客比丘に語ぐらく、「長老、共に布薩を作さん、來れ」と。(爾の時)、客比丘は「我已に布薩を作せり」と言ふを得ず、與に和合するか若しは界外に出でよ。若し舊比丘は十四日、客比丘は十五日(布薩)せんに、客比丘言はく、「長老、布薩を作さん、來れ」と。(爾時)、舊比丘は應に言ふべし、「我已に布薩を作しぬ」。是の客比丘は應に隨喜して言ふべし、「長老、已に布薩を作したらんには我れ隨喜せん」と。若し隨喜せざらんには、應に界外に出でゝ布薩を作すべきなり。是を「二已說二未說」と名く。

(19)「與欲」とは。衆僧集まりて布薩せんとせしに、時に比丘ありて衣鉢事の爲に往くを得ざりき。諸比丘は是の因緣を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「今より已後、與欲するを聽さん」と。與欲法とは、應に是言を作すべきなり、「長老聽きたまへ 今日、僧は布薩せん、若しは十四日・十五日なり。我は比丘某甲なり、[二二]淸淨布薩欲を與ふれば我が爲に說きたまはんことを」と、是の如くに

【二〇】戸扇。扉なり。

【二一】僧祇律にては布薩日には塔及び僧院を掃ひ、香汁を地に灑ぎ散華燃燈する故に、今、散華して已に布薩を作せるの相となすなり。

【二二】淸淨布薩欲。衣鉢事・病時等のために和合布薩に列席し得ざる時の淸淨欲(pārisuddhi)なり。淸淨欲は註(八の一三一・二〇の五六)參照。

(15)「太早」とは。佛、舍衛城に住したまひき。

爾時、一比丘ありて聚落中に在りて住し、晨起して布薩を作し竟るに、客比丘あり來りて、舊比丘に語げて言はく、「長老、來れ、共に布薩を作さん」。答へて言はく、「我已に布薩し竟りぬ」。客比丘言はく、「長老、布薩を作さんに乃し太だ早し」と。比丘是の因緣を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「今日より後、應に早く布薩を作すべからず」と。若し一比丘のみ聚落中に住せんには、布薩の日に應に塔及び[一〇九]僧垣中を掃ひ、若し有らば香汁にて地に灑いで、散華し然燈し、客比丘の來るを待ちて共に布薩を作すべきなり。若し客比丘の來るなく、罪あらんには應に是念を作すべし、「若し清淨比丘を得んに、此罪當に如法に除くべし」と。是念を作し已りて應に心念口言すべし、「今十五日、僧は布薩を作す、我は某甲比丘なり、清淨にして布薩を受けん」と、是の如くに三說するなり。若し布薩し竟りて客比丘の來るあらば、應に隨喜して言ふべし、「長老、已に布薩を作しぬ、我は某甲なり、隨喜せん」と。若し隨喜せざらんには、應に界外に出でゝ布薩を作すべきなり。若し晨朝に布薩を作さんに、越毘尼罪なり。是を「太早」と名く。

(16)「一住處」とは。佛、舍衛城に住したまひき。

爾時、諸比丘は道路行せしに、天、陰闇なりければ日暮と謂ひ、聚落に入り比丘住處に至りて布薩を作しぬ。布薩し已るに天晴れて日故ほ早かりしに、諸比丘は是念を作さく、「我應に前行し去るべし」と。已にして須臾にして第二衆來り、復此處に於て布薩を作し、卽ち中に於て宿して明日に去り、前に布薩を作せる比丘と與に相見えぬ。見已りて謂ひて言はく、「長老、汝昨(夜)何處に宿せしや」。答へて言はく、「某處に」。「何處にて布薩せしや」。答へて言はく、「某處にて」。「我も亦彼處にて布薩を作せり」と。諸比丘は心に疑惑を生じ、是の因緣を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「今日より後、一住處にて再び布薩を作すことを得ず」と。若し比丘遠行して布薩日に聚落に入り、比

【一〇九】僧垣。三本及び聖本に依りて、原漢文に僧坊とあるを僧垣に改む。宮本には僧掾とせり。垣と掾と同音寫なり。

には、還りて補ひ誦するを得ん」と。順(誦)逆誦して布薩を作さんには、越毘尼罪なり。是を「順逆」と名く。

(13)「欲聞初」とは。

爾時、諸比丘は僧集して布薩を作し、波羅提木叉を誦して乃し法隨順法に至りしに、時に客比丘來りて言はく、「長老、我れ聚落中に在りて住して、未だ曾て廣く波羅提木叉を誦するを聞かず、願はくは長老、我が爲に廣く誦したまはんことを」と。誦者卽ち爲に更に戒序より乃し法隨順法に至りぬ。諸比丘は心に疑惑を生じて、是の因縁を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「汝等云何が初より聞かんと欲する者の爲に更に誦せる。今日より後は聽さず」と。若し比丘、僧集して布薩を作し、波羅提木叉を誦して乃し法隨順法に至るに、客比丘ありて來りて坐に及ばんには、卽ち「布薩を得たり」と名く。若し客比丘、「我れ聚落中に住して未だ曾て廣く波羅提木叉を誦するを聞かず、願はくば我が爲に廣く誦したまはんことを」と言はんに、僧の罷め已るを待ちて、然して後に與に誦せよ。若し僧の未だ罷めざるに、爲に誦せんには越毘尼罪なり。是を「初より聞かんと欲す」と名く。

(14)「未受具足」とは。佛、舍衛城に住したまひき。

爾時、比丘は未受具足人の爲に、五衆罪(卽ち)波羅夷……乃至、越毘尼罪を說きぬ。後に比丘、聚落中に入るに、俗人言はく、「長老、汝は波羅夷罪を犯ぜり、……乃至、越毘尼罪を(犯ぜり)」と。諸比丘聞き已りて慚愧し、是の因縁を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「汝等は云何が未受具足人の爲に、波羅提木叉の五篇罪を說ける。今日より後、未受具足人に向うて說くを聽さず、教語するを得ん、「汝、非梵行を作すを得ざれ、盜を得ざれ、殺生するを得ざれ、妄語するを得ざれ」と。是の如きの比は爲に說くことを得るも、若し未受具足人の爲に波羅提木叉五篇の名を說かんには、越毘尼罪なり。是を「未受具足人」と名く。

内の三人は略式布薩するなり。心念布薩とは十誦(五六)に「今衆僧布薩若十四日若十五日、我某甲亦布薩若十四日若十五日、是比丘如是作名得布薩是名獨住法」とあり。本律には後註(一〇九)の本文の下にあり。

【一〇七】三語布薩。巴利律の淨潔布薩(pārisuddhiuposatha)なり。十誦律(廿二)には「長老憶念、今僧布薩日若十四日若十五日、長老知我清淨、憶持無遮道法清淨作布薩說戒、衆滿故」と三說す。四分律(三六)には「今僧十五日說戒、我某甲清淨」と三說するなり。巴利律には parisuddho aham āvuso, parisuddho ti maṃ dhāretha (我は淨潔なり、我は淨潔なりと憶持したまへ)と三唱す。五分律に作法を示さず。

【一〇八】二篇。第二篇卽ち僧殘戒なり。

亦復是の如くなりければ、諸比丘は心に疑惑を生じ、是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「今日より後、具足を受け已らんに、應に[一〇三]二部毘尼を誦すべし。若し能く二部を誦せざらんには應に一部を誦すべく、若し復能はずば應に[一〇四]五線經を誦すべく、若し復能はざらんには應に四・三・二・一を誦すべきなり。布薩の時は應に廣く五綖經を誦すべく、若し因緣ありて得ざらんには、應に四・三・二・一、乃至、四波羅夷及び偈と[一〇五]餘者僧常聞とを誦すべきなり。若し誦せずして布薩を作さんには、越毘尼罪なり。若し是の如きの比、衆を擧げて利ならずば、應に上座を遣して[一〇六]界外に出でしめて、心念口言して布薩を作し、餘の三人は界內にて[一〇七]三語布薩を作すべきなり、卽ち是れ上座を罰してなり」と。是を「利ならず」と名く。

(11)「不一切利」とは。佛、舍衛城に住したまひき。

爾時、聚落中に比丘ありて住し、僧集して布薩を作さんと欲して、上座に「波羅提木叉を誦せよ」と語げしに、答へて言はく、「我れ一篇に利なるのみ」。復、第二上座に語ぐるに答へて言はく、「我れ[一〇八]一篇に利なるのみ」。是の如くに次第して各一篇を誦するにのみ利なりければ、卽ちに便ち遞に誦して共に布薩を作し已るに、心に疑惑を生じぬ。諸比丘は是の因緣を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「今日より後、合誦して布薩を作すことを聽さず。若し是の如きの比あらんには、應に共に一聰明の者に授けて、利ならしめ已りて誦せしむべきなり。若し誦する時忘れんには、餘人授くるを得ん」と。若し合誦して布薩を作さんには、越毘尼罪なり。是を「一切に利ならず」と名く。(12)「順逆」とは。佛、舍衛城に住したまひき。爾時、比丘ありて聚落中に住し、僧集して布薩を作せしに、一比丘ありて波羅提木叉を誦するに、順(誦)逆誦に利にして、戒序より乃し法隨順法に至り、法隨順法より乃し戒序に至り、布薩し已りて心に疑悔を生じぬ。諸比丘は是の因緣を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「今日より後、逆誦するを聽さず、應に順誦すべきなり。若し誦する時忘失あらん

(一二二)には大劫賓那、王舍城阿練若窟に在りとし、巴利律には摩訶劫賓那(Mahākappina)とし王舍城外なるマッダクッチの鹿野苑にて(Maddakucchismim migadāye)とせり。

【九九】與欲(pārisuddhi)。註(八の一三一・二〇の五六)參照。

【一〇〇】雜碎句。小々の戒なり、註(一四の二一三)參照。

【一〇一】原漢文に汝作籌數誦毗尼不答言雜碎句籌數誦猶故難持佛言從今日後作二種數一者五百二者七百若欲誦時應先淨洗手已捉籌下至數齊五猶當洗手若有者、作香汁浴籌…とあり。五百、七百及び下至數齊五の文は難解なり。

【一〇二】利ならずとは、戒本を誦すること功妙ならずとの意。

【一〇三】二部毗尼。註(二一の三〇)參照。

【一〇四】五線經。五綖經も同じ。戒本の五篇罪なり。註(七の四四—四六)參照。

【一〇五】餘者僧常聞。註(二一の三四)の下參照。

【一〇六】四人僧なる時は略式なるを得ずして廣く戒本を誦すべきも、中に一人も讀誦を能くせざる時は略式布薩をなすべきなり。その時は上座は界外に出で心念布薩をなし、界

「王」と名く。

(5)「阿那律」とは[九八]。佛、王舍城耆闍崛山に住したまひき。諸比丘は布薩羯磨を作せしに、時に阿那律來らざりければ、諸比丘は使を遣して往いて長老阿那律を喚ばしむらく、「比丘僧集まりて布薩羯磨事を作さんと欲す」と。答へて言はく、『世尊は「清淨是れ布薩なり」と說きたまへり、世間に清淨なる者とは我卽ち是なれば我は去かざるなり』と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、『汝往いて喚び來れ、「天眼を用ひて來ること莫れ」と(告げよ)』と。是の長老は肉眼を失せるが故に、山嶮の道を涉りて極苦して乃し到るに、佛、阿那律に語げたまはく、「汝にして布薩を恭敬せずんば誰か當に恭敬すべき」。佛言はく、「今日より後、布薩の時には盡く應に來るべきなり。若しは來らず、若しは病みて與欲[九九]せざらんには越毘尼罪なり。是を「阿那律」と名く。(9)「二種數」とは。佛、優波離に語げたまはく、「汝、毘尼を誦するや不や」。答へて言さく、「誦するも、但、雜碎句[一〇〇]は持し難し」。佛言はく、「當に籌を作りて數へ誦すべし」。

時に優波離は卽ち籌を作りて數へ誦せしに、佛、復優波離に問ひたまはく、[一〇一]「汝、籌を作りて毘尼を數へ誦せしや不や」。答へて言さく、「雜碎句は籌にて數へ誦せしも猶ほ故ほ持し難し」。佛言はく、「今日より後、二種數を作せ、一は五百、二は七百なり。若し誦せんと欲する時は、應に先に手を淨洗し已りて籌を捉り、下、數へて五を齊るに至りて猶ほ當に手を洗ふべし。若し有らんには應に香汁を作りて籌を浴すべきなり」と。餘人にして籌を捉らんと欲せんには、亦復是の如し。是を「二種數」と名く。

(10)「不利」とは。佛、舍衛城に住したまひき。

爾時、聚落中に比丘ありて住し、僧集して布薩羯磨を作さんと欲して上座に語げて言はく、「波羅提木叉を說きたまへ」。答へて言はく、「我れ利[一〇二]ならず」。是の如く第二第三して乃し下座に至るに、

【八九】　九十二波夜提の中第八四・八三・八五なり、註(二〇の一四二・一二六・一四九)參照。

【九〇】　本語。戒本の語なり。

【九一】　波羅延(pārāyana)。註(一三の七七)參照。

【九二】　八跋耆經。註(一三の八五・二三の一〇八)參照。

【九三】　牟尼偈。七佛通戒偈なり、前註(七二一七八)參照。

【九四】　法句。眼は無常なり等の如し。

【九五】　急誦するは、賊はこれ未受具足人なる故に戒本の語の初中後を知らしむべからざる故なり。未受具足人とは註(一三の七九)參照。

【九六】　耆舊菴婆羅園(Jīvakambavana)。菴羅窟とも稱す、註(一の一七七)參照。宋・元・明の三本には耆闍舊とせり。

【九七】　沙門果經。註(八の一〇二)參照。沙門果經中に布薩に關する記なし、恐らくは沙門果經を說きたまひ竟れる後に比丘は疑を生ぜるものなるべし。

【九八】　阿那律(Anuruddha)。甘露飯王の子、佛陀の從弟にして天眼第一なり。四分律(三五)には大迦賓菟、仙人住處黑石山側、五分律(一八)には劫賓那、乙師羅山、十誦律

に說くを得ざるなり」。佛、阿難に告げたまはく、「如來法・律中は猶し大海の如くにして[87]八未曾有あり、……線經の中に廣說せるが如し……[88]我が諸弟子は見已りて愛樂心を生ぜん」と。是を「堂」と名く。

(6)「賊」とは。佛、王舍城耆闍崛山に住したまひき。

爾の時、諸比丘は布薩を作して波羅提木叉を說くに、波夜提の後跋渠なる[89]「截ち已るに波夜提、破り已るに波夜提、挽出し已るに波夜提」に至りて誦せんとせし時に當りて賊來りければ、誦人默然せしに賊も立ちて須臾にして便ち出でぬ。復重ねて誦するに、是の如くすること三たびに至りしかば賊是念を作さく、『此は是れ惡沙門なれば是說を作せるならん、「截ち已るに(波夜提)、破り已るに(波夜提)、挽出し已るに波夜提」と。正に當に我を截ち、我を破り、我等を挽かんのみ』と。即ちに便ち入りて諸比丘を打つに、諸比丘は心に疑惑を生ずらく、「賊の前に說戒するを得るや不や」と。是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「賊は是れ林中の王にして能く不饒益事を作せば、說くことを得んも汝等云何が重ねて[90]本語を誦せしや。今日より後は(本語を誦するを)聽さず。若し比丘、布薩に波羅提木叉を說く時賊入らんには、卽ちに應に更に餘經の若しは[91]波羅延、若しは[92]八跋耆經、若しは[93]牟尼偈、若しは[94]法句を誦すべきなり」と。若し賊にして比丘法を知りて是言を作さく、「沙門、我已に知れり、但、先に誦する所の者を說け」と。爾の時、比丘は應に[95]急誦して、章句をして辨ぜざらしめ、彼をして初中後を知らざらしむべきなり。」若し(是の如くせずして)更に本語を誦せんには、越毘尼罪なり。是を「賊」と名く。

(7)「王」とは。佛、王舍城[96]耆舊菴婆羅園に住したまひき。……[97]沙門果線經の中に廣說せるが如し……乃至、比丘は疑を生ずらく、「王前にて說戒するを得るや不や」と。是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「王者は能く不饒益事を作せば……上の賊の中に廣說せるが如し……。是を

【八七】八未曾有(Aṭṭha acchariyā abbhutā dhammā)、未曾有は不可思議希有なり。八とは、大海は漸々に深く、潮は岸を超ゆるなく、死屍をとゞめず、百川皆大海に歸して異稱なく、萬流歸するも增減なく、唯一鹹味、種々寶あり、大海には一百由旬…五百由旬等の大有情存するが如くに、如來の法・律(Dhammavinaye)中には、次第戒學・次第作業・次第階級あり、死の難ありとも戒を犯さず、犯戒者と同住せず、四姓の差なく皆同一沙門釋子たり、涅槃界は增減せず、解脫の一味なり、四念處・四正勤脫の三十七道品の寶あり、預流・一來等四向四果の大聖存す。

【八八】此の一句は五分律・十誦律になし、四分律に是謂目連於我法中八奇特令諸弟子見已而自娛樂とあり、巴利律には Ime kho bhikkhave imasmiṃ dhammavinaye aṭṭha acchariyā abbhutā dhammā ye disvā disvā bhikkhū imasmiṃ dhammavinaye abhiramantīti (比丘等よ、此の法と律とには八未曾有法あり、之を見て比丘等は此の法と律とに於て受樂するなり)とあるは注意すべきなり。

是を「布薩處と作すことを示す」と名く。(4)「晝日布薩」とは。佛、王舍城耆闍崛山中に住したまひき。爾の時、諸比丘は夜に布薩を作せしに、道、嶮にして地に倒れ、[八二]劣極して來りければ、是の因緣を以て往いて世尊に白さく、「晝日布薩することを得るや不や」。佛言はく、「得」と。若し晝日布薩せんに、若し僧遠く住せんには應に唱ふべし、「諸長老、今日僧十四日若しは十五日、若しは食前若しは食後[八三]爾許人影に、應に某處若しは講堂・禪坊・溫室・樹下に集るべし」と。若し唱へざらんには、越毘尼罪なり。是を「晝日布薩」と名く。

(5)「堂」とは。佛、[八四]王舍城に住したまひき。爾時、阿闍貰王は耆闍崛山に布薩堂を作り、種々に嚴飾して[八五]金蓮華鍱を作せり。僧坐して後、世尊已に坐したまひ、諸比丘悉く入りて布薩を作さんと欲せしに、金華鍱の、地に墮つるありて、惡比丘あり盜心にて取りて腋下に挾みぬ。佛は比丘僧坐すること久しきも布薩を作したまはざりければ、尊者阿難は坐より起ち、偏袒右肩し胡跪合掌して佛に白して言さく、「世尊、初夜已に過ぎぬ、僧坐して疲るゝこと久し、唯願はくは世尊、諸比丘の爲に波羅提木叉を說きて布薩を作したまはんことを」。時に世尊は默然したまへり。是の如くして中夜乃至、後夜に復、佛に白して言さく、「世尊、[八六]明相已に出でぬ、衆僧坐すること久しければ、唯願はくは世尊、波羅提木叉を說いて布薩を作したまはんことを」。佛、阿難に告げたまはく、「衆、清淨ならざるなり」と。爾の時、尊者大目連は是念を作さく、『誰が爲の故に世尊は「衆清淨ならず」と說きたまひしや』と。目連即ち入定して、是の惡比丘の、身を衆中に斂めて坐せるを觀見し、見已りて即ちに坐より起ちて往いて其所に到り、左手にて擒へ牽いて戶に至り、右手にて推出して是言を說くらく、「惡比丘、今日より汝は沙門に非ず比丘に非ず、復、衆中に在ることを得ざれ」と。驅出し已るに佛言はく、「今より已後、人を兜くを聽さず」と。佛、阿難に語げたまはく、「今日より後、汝等當に自ら波羅提木叉を說くべし。何を以ての故に、如來應供正遍知は、衆、清淨ならざらんには爲

[八二] 劣極。いたく疲勞して。

[八三] 爾許人影。量影法によりて時間を示す故にそこばく時の意なり。

[八四] 王舍城。四分律(三六)には瞻波國伽伽河側とし、五分律(一八)にも瞻波國恒水邊とし、十誦律(三三)には瞻波國とあるも、巴利律小品第九には「舍衛城の東園彌伽羅母樓閣(Pubbārāme Migāramātu Pāsāde)に在して」とせり。

[八五] 金蓮華鍱。原漢文には金蓮葉鍱とあるも明本宮本には金蓮華鍱とあり。今是に依りて且つ後の文に卽して葉の字を華に改む。鍱はいたがねなり。

[八六] 明相。註(八の一一五)參照。

比丘、口と意とを守り、　身に諸惡を犯さず、
是の三業の道淨ならんに、　聖所得の道を得ん」と』。

是を「偈布薩」と名くるなり。(2)「十四日十五日」とは。佛、舍衞城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

爾の時、尊者阿難は共行弟子に摩那埵を行ぜんと欲して佛に白して言さく、「世尊、我が共行弟子に聚落中の小住處に詣りて摩那埵を行ぜんと欲するも、時に是れ十四日なり」と。佛、阿難に語げたまはく、「此の十四日は星宿隨順し、時隨順し、衆隨順すれば、應に布薩を作し竟りて然して後に去るべし」と。十四日とは、冬の第三の布薩、第七の布薩、春の第三・第七、夏の第三・第七なり。十五日とは、十八布薩なり。一歲中に〔七九〕二十四布薩あり、六は十四日、十八は十五日なり。是を「十四日・十五日布薩」と名く。

(3)「示布薩」とは。佛、王舍城耆闍崛山中に住したまひき。

爾の時、諸比丘は布薩處を知らざりければ、或は布薩を得、或は布薩を得ざりき。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛、諸比丘に告げたまはく、「耆闍崛山に〔八〇〕羯磨示して〔八一〕布薩處と作すべし」と。羯磨人は應に是說を作すべきなり。

「大德僧聽きたまへ、是處に於て若し僧時到らば僧よ、今日より耆闍崛山の某處にて常に布薩を作さんとす、白すること是の如し」。

「大德僧聽きたまへ、是處に於て僧は今耆闍崛山の某處にて常に布薩を作さんとす。諸大德忍するや(不や)、某處にて常に布薩を作さんことを。忍せんには默然したまへ、若し忍せざらんには便ち說きたまへ。僧は已に某處にて常に布薩を作すことを忍し竟りぬ。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。

〔七九〕二十四布薩。註（二の五五）參照。

〔八〇〕羯磨示(Sammannati)。衆僧和合して羯磨作法によりて決議し指示するなり。

〔八一〕布薩處(Uposathāgāra)。

世に聰明の人ありて、　能く諸惡を遠離せん」と。

第三　[七四]毘鉢施佛如來應供正遍知は、寂靜僧の爲に最初に波羅提木叉を說きたまへり、

「惱まさず過を說かず、　戒所說の如くに行じ、
飯食に節量を知り、　常に樂みて閑處に在り、
心淨うして精進を樂ふ、　是を諸佛の敎と名く」と。

第四　[七五]拘留孫佛如來應供正遍知は、寂靜僧の爲に最初に波羅提木叉を說きたまへり、

「譬へば蜂の、華を採らんに、　色と香とを壞せずして、
但其味を取りて去るが如くに、　比丘の、聚落に入らんに、
他事を破壞せず、　作と不作とを觀ぜず、
但自ら身行を觀じて、　善と不善とを諦視せよ」と。

第五　[七六]拘那含牟尼佛如來應供正遍知は、寂靜僧の爲に最初に波羅提木叉を說きたまへり、

「好心を得んと欲せんには放逸すること莫れ、聖人の善法は當に勤めて學すべし、
若し智寂一心の人あらんに、　爾乃復憂愁の患なからん」と。

第六　[七七]迦葉佛如來應供正遍知は、寂靜僧の爲に最初に波羅提木叉を說きたまへり、

「一切の惡は作すこと莫れ、　當に善法を具足して、
自ら其の志意を淨くすべし、　是則ち諸佛の敎なり」と。

第七　[七八]釋迦牟尼佛如來應供正遍知は、寂靜僧の爲に最初に波羅提木叉を說きたまへり、

「身を護るを善哉と爲す、　能く口を護るも亦善なり、
意を護るも善哉と爲す、　一切を護るも亦善なり、
比丘、一切を護らんに、　便ち衆苦を離るゝを得ん、

【七四】毗鉢施佛(Vessabhū)。過去七佛の第三。

【七五】拘留孫佛(Kakusandha)。過去七佛の第四。

【七六】拘那含牟尼佛(Konāgamana)。過去七佛の第五。

【七七】迦葉佛(Kassapa)。過去七佛の第六。

【七八】釋迦牟尼佛(Sakyamuni)。過去七佛の第七。

と名く。若し上座の來るを見て起迎・和南・恭敬せざらんには、越毘尼罪なり。是を「恭敬上座法」と名く。

　擧他及び治罪と　驅出并に異住と　僧斷事と田地と　僧房と拜五年と　牀褥と恭敬法となり。

　是を三跋渠と名く。

〔七〇〕「布薩法」とは。佛、王舍城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

　爾の時、〔七一〕九十六種の出家人は皆布薩を作せしに、時に比丘は布薩を作さゞりければ世人の爲に嫌はるらく、「云何が九十六種の出家人は皆布薩を作せるに、而も沙門釋子は布薩を作さゞる」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛、諸比丘に告げたまはく、「正に應に世人の爲に嫌はるべし、今日より後、應に布薩を作すべきなり」と。所謂、(1)偈・(2)十四日十五日・(3)示布薩・(4)晝日布薩・(5)堂・(6)賊・(7)王・(8)阿那律・(9)二種數・(10)不利・(11)不一切利・(12)順逆・(13)欲聞初・(14)未受具足人・(15)太早說・(16)一住處・(17)二衆・(18)二已說二未說・(19)與欲・(20)取欲・(21)與欲多・(22)等欲・(23)瞿師羅・(24)大愛道・(25)闡陀・(26)病・(27)阿練若・(28)不應與而與・(29)阿脂羅河となり。(下の)十一事は與欲と名けず。(卽ち)(1)轉欲・(2)宿・(3)界外・(4)比丘尼・(5)未受具足・(6)持欲出・(7)與欲出・(8)取欲已還戒・(9)與欲已還戒・(10)失欲・(11)壞衆となり。(1)四布薩・(2)四說・(3)七事應語遮・(4)二事應語遮となり。

(1)「偈(布薩)」とは。佛、比丘に告げたまはく、『〔七二〕毘婆尸佛如來應供正遍知は、寂靜僧の爲に最初に波羅提木叉を說きたまへり。

　「忍辱は第一の道なり、　涅槃を佛は最と稱したまへり、
　出家して他の人を惱まさんには、　名けて沙門とは爲さゞるなり」と。

第二、〔七三〕尸棄佛如來應供正遍知は、寂靜僧の爲に最初に波羅提木叉を說きたまへり。

「譬へば明眼の人の、　能く險惡の道を避くるが如く、

【七〇】布薩法。註(二の五四)中間布薩の下參照。
【七一】九十六種出家人。註(一〇の五三・二の三四)參照。
【七二】毘婆尸佛(Vipassi)。過去七佛の第一。
【七三】尸棄佛(Sikhi)。過去七佛の第二。

く。「上座に在りて坐す」とは、敷座の時、年少の座をして高く、上座の座をして卑からしむるを得ず、應に當に上座の座を高く、年少の座を卑くすべきなり。當に齊整に坐具をして正直ならしむべし。好なるは應に上座に與ふべく、不好なるは下座に與へよ。若し檀越家に請じて、知識比丘の爲に好牀褥を敷かんには、諍ふを得ずして施主の意に從ふ（べきなり）。若し〔六八〕五年大會の時、衆人猥りに多からんには、下、至ること上座八人に應に當に如法に座を敷きて、下座は宜しきに隨ふべきなり。是を「上座の坐法」と名く。「先に食を受く」とは、食を行さん時、應に先に上座に與ふべきなり。若し檀越にして、未だ曾て福を設けずして先に年少に與へんには、應に當に上座處を語ぐべきなり。飯を行さん時、應に好者を取りて上座に與ふべく、是の如くに一切の飲食を行す時、應に好者をして上座に與へしむべきなり。若し檀越家にて食を請ぜん時、差別して與へんには、施家の意に從うて與に諍ふを得ざれ。若し五年大會の時、衆人猥りに多からんには、上座より下、至ること八人に應に好者を與へ、下座は宜しきに隨うて之を與ふべきなり。是を「先に食を受く」と名く。「禮拜・恭敬・起迎・低頭・合掌」とは、爾の時、膝を禮し、脛を禮しければ、諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「今日より後、應に當に足を禮すべし」と。

時に諸比丘は他より足を求めて禮を作して修行者を擾亂しければ、諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「今日より後、當に口に〔六九〕和南と說くべし」と。時に比丘は調戲して故に是言を作さく、「尊者に和南したてまつる、尊者に和南したてまつる」と。復、他を擾亂しければ、諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「今日より後、和南せんに三種あり、身と口と心となり。「身」とは、前人若しは坐し、若しは立住せんに、頭面に禮足するを是を「身」と名く。「口」とは、若し前人遠く遙かならんに、合掌低頭して是言を作すなり、「和南したてまつる」と、是を「口」と名く。「心」とは、若し背を以て去らんに、應に合掌して敬を作すべきなり、是を「心恭敬」

〔六八〕五年大會。註（三の一八八）般闍于瑟大會處の下參照。

〔六九〕和南（Vandana）。敬首、敬禮の義、註（九の二四）參照。

か應に起迎すべき、誰か應に合掌低頭して恭敬すべきや」。或は比丘ありて言はく、「世尊の子は應に受くべし」。比丘ありて言はく、「世尊の親里は應に受くべし」。復、有が言はく、「世尊の侍者は應に受くべし」。復、有が言はく、「阿羅漢は應に受くべし」。刹利出家者は言はく、「刹利は應に受くべし」。婆羅門出家者は言はく、「婆羅門は應に受くべし」。毘舍出家者は言はく、「毘舍は應に受くべし」。首陀羅出家者は言はく、「首陀羅は應に受くべし」と。佛、諸比丘に告げたまはく、『汝等は各々長慢の故に是語を作せり、「世尊の子……乃至、首陀羅に與へよ」と。是れ人法に非ず、如來應供正遍知は、當に汝等の爲に人法を說くべし』と。……線經中に廣說せるが如し……乃至、佛は諸比丘に告げたまはく、「今日より後、制戒せん、先に出家せる者は、應に禮(拜)・起迎・合掌・低頭・恭敬を受くべきなり。先に出家せる者は、應に上座と作るべく、應に先に請を受け、先に坐し、先に水を取り、先に食を受くべきなり」と。諸比丘歎じて言はく、「世尊は能く、應に長老を恭敬すべきを讃說したまへり」。佛言はく、「但に今日能く長老を恭敬せんことを讃說せしのみにはあらじ、過去世の時に已に曾て是の如くなりき」。諸比丘、佛に白して言さく、「願はくは之を聞かんと欲す」。佛、諸比丘に告げたまはく、「[六三]乃往過去久遠世の時に三獸ありき、[六四]顛多鳥と獼猴と象となり、共に[六五]尼拘類樹下に在りしに、象の言はく、「我等三類は共に一處に在り、此中誰か大にして誰か應に恭敬を受くべきや」。象の言はく、「我れ曾て此樹に騎りて過ぎぬ」。獼猴言はく、「我本曾て此樹上に尿せり」。鳥言はく、「我れ本、[六六]雪山の下にて此果を噉ひ、來りて此に放糞し遂に此樹を生ぜり」[六七]。爾の時、鳥最大なりければ、二獸は鳥を恭敬せし故に命終して皆善處に生ぜり。爾の時の象とは我身是なり、汝等應に上座を恭敬すること是の如くなるべく、(かくして)毘尼、增長するを得ん』と。是を「恭敬法」と名く。「初に請を受く」とは、人あり、來り請ぜんに、應に先に上座を請ずべきなり。若し檀越にして未だ曾て福を爲さずして年少比丘を請ぜんには、應に上座の處に語ぐべきなり。是を「初に請を受く」と名

【六三】　三獸(Tittila(顛多鳥), Makkaṭa(獼猴), Hatthināga(象))本生譚。

【六四】　顛多鳥(Tittila, Tittiri)。四分律(五〇)には鵽鳥とし、智度論十二(往一、78a)には迦頻沙羅鳥(Kapiñjala)とせり。迦頻沙羅はステッド氏巴利辭典に鷓鴣の類とし、根橋易士集には慧琳音義を引いて鵽鳥とし鴟鴞に似たりとす。鵽(タツ)は字典に大さ鴿の如く雌雉に似たり、又、肉美にして俗に突厥雀と名くとせり。Jātaka, No. 37 参照。

【六五】　尼拘類樹(Mahānigrodha)。註(一の八六)参照。智度論には必鉢羅樹とせり。

【六六】　雪山(Himavantapassa)。註(一の八四)参照。

【六七】　巴利律小品第六にはかくの如くに恭敬しあふを鷓鴣梵行(Tittiriyaṃ nāma brahmacariyaṃ)となせり。

なり」と。是を「牀褥法」と名く。

[五九]「恭敬法」とは。佛、拘薩羅國に遊行したまひしき。(時に)世尊は初夜に聲聞の爲に說法し、中夜に自ら房に還りたまひしに、爾の時、諸比丘には[六〇]供給人ありて先に爲に房を取りければ、法を聽き已るに各、房に到りて眠りぬ。

爾の時、尊者舍利弗・目連に供給人なく、初夜に法を聽き已りて中夜に房に到りて戶を[六一]撓せしに、問うて言はく、「是れ誰なりや」。答へて言はく、「是れ舍利弗なり」。「房已に滿ちぬ、大智よ」と。復、戶を撓すあり、問うて言はく、「是れ誰なりや」。答へて言はく、「我は是れ大目連なり」。「房已に滿ちぬ、大神足よ」と。二人、房を得ずして、已にして一人は屋檐の下に在りて坐し、一人は樹下に在りて坐しぬ。時に天、夜雨せしに、檐下に坐せる者、是偈を說いて言はく、

「檐下に跏趺して坐するに、　屋漏るゝこと兩膝頭、
已にして安樂住を得たり、　當に[六二]後邊の身を斷ずべけん」。

樹下に坐せる者、是偈を說いて言はく、

「樹下に止足を知りぬ、　乞食と草蓐坐と、
是二に貪著せざれば、　當に後邊の身を斷ずべけん」。

時に優婆塞ありて晨に起き來り、世尊を禮覲せんと欲して(舍利弗・目連を)見已りて嫌うて言はく、「云何が沙門釋子なる、恭敬法なし、是の如きの大德の人に而も房住を與へざるとは」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是れ正に應に世人の爲に嫌はるゝべし」。佛、諸比丘に告げたまはく、「我れ拘薩羅國遊行より舍衞城に還るを待ちて我に語げよ、當に諸比丘の爲に恭敬法を制すべけん」と。還り已りて諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛、諸比丘に告げたまはく、「誰か應に最上座にして先に水を取り先に食を受くべきや、誰か應に禮を受くべき、誰

【五九】恭敬法。
【六〇】供給人(upaṭṭhāka)。共行弟子・依止弟子・沙彌若しは淨人なり。
【六一】撓。三本及び宮本には敲の字となす。卽ち撓はたゝきうごかすの意なり。
【六二】後邊の身(ponobhavika)。後の存在、後有、再生の意なり。迷の生已に盡きたるなり。

飲食、爾許の衣あり」と。上座應に語ぐべし、「房舍を付へ、共に安居施を一にせよ」と。是語を作し已らんに、應に房舍を付ふべきなり。沙彌には房を與ふるを得ざるも、若し和上・阿闍梨にして、「但、房舍を與へよ、我自ら料理せん」と言はんには、與ふるを得ん。若し房舍多からんには、一人に兩房を與へよ。若し兩(房)を肯んじ取らずして、「我れ正に一房を得れば足る」と(言はんに)、爾の時應に語ぐべし、「是れ受用の爲の故に與へじ、治事の爲の故に與ふるなり」と。若し比丘多くして房舍少きには、應に兩人三人に共に一房を與ふべく、若し故ほ足らざらんに、應に五人十人に共に一房を與ふべきなり。若し正に一大堂あらんには、一切比丘は應に中に入りて住すべく、上座には應に臥床を與へ、餘には坐牀を與ふべし。若し故ほ足らざらんには、上座に坐牀を與へ、餘には草蓐を敷くべし。若し故ほ足らざらんには、上座は草蓐を敷き、餘は跏趺して坐せよ。若し復足らざらんには、上座は跏趺して坐し、餘は立住せよ。若し復足らざらんには、上座は立ち、餘は外に出でよ、樹下若しは空地なり。若し冬時に房舍を付へんに、治事の故に與ふると受用の故に與ふるとにして、若し上座來らんに次第に隨ふて住するなり。春時に房舍を付へんにも治事の故に與ふると受用の故に與ふるとにして、若し上座來らんに次第に隨ふて住するなり。安居時に房舍を付へんにも治事の故に與ふると受用の故に與ふるとなるも、上座來らんに應に次第に住すべからず。

若し比丘にして法を知らずして、安居中に次第房を索めんに、卽ちに嫌ふを得ず、應に語ぐべし、「住まれ、須らく我れ知房舍人に問ふべし」と。應に知房人に語げて言ふべし、「長老、客比丘上座來るありて、我に語げて起た(しめ)んとす」と。知房人は應に呵責して言は(しむ)べし、「長老、汝は善く戒相を知らず。云何が安居中に他を起た(しむ)るや。汝知らずや、一切時に他を驅りて起た(しむ)るを得ざるを。若し冬・春に上座來らんに次第に(隨うて)應に起つべく、起たさらんには越毘尼罪なり。若し比丘にして善く戒相を知らずして、安居時にも他を驅りて起た(しめ)んには越毘尼罪

【五八】安居施。安居中の施衣施食及び時衣なり。

爾の時、比丘安居せしに、中間にして上座來り、次第に隨うて房を取りければ、比丘は運輦して房を出でぬ。佛知りて故に比丘に問ひたまはく、「是れ客比丘なりや」。「非なり、世尊」。「是れ去比丘なりや」。「非なり、世尊」。「是れ何等の比丘にして運輦せるや」。答へて言さく、「世尊、次第に隨うて房を取りたれば、是故に運徙するなり」。佛、諸比丘に告げたまはく、「汝等云何が一切時に上座に隨うて次第に起つや。今日より後、一切時に上座に隨うて次第に起つことを聽さず。[五三]僧は應に五法を成就せる人を拜して、房舍牀褥を知付せ(しむ)べきなり。何等をか五法とす、愛に隨はず、瞋に隨はず、怖に隨はず、癡に隨はず、得と不得とを知るとなり、是を五(法)と名く」と。羯磨人は應に是說を作すべきなり。

[五四]「大德僧聽きたまへ、某甲比丘は五法成就せり。若し僧時到らば僧は某甲比丘を拜して、房舍牀褥を付ふることを典知せ(しめ)んとす、白すること是の如し。」

「大德僧聽きたまへ、某甲比丘は五法成就せり。僧は今拜して房舍牀褥を付ふることを典知せ(しめ)んとす。諸大德忍するや(不や)、僧は某甲比丘を拜して、房舍牀褥を付ふることを典知せ(しめ)んとするを。忍せんには默然したまへ。若し忍せざらんには便ち說きたまへ。僧は已に某甲比丘を拜して、房舍牀褥を付ふることを典知せ(しむ)ることを忍し竟んぬ。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。

羯磨し已るに、三月十六日より已去、應に擅越に語げて牀褥・房舍を浣治し、禪坊・講堂・溫室・厠屋を治し、門屋・井屋を治せ(しむ)べきなり。[五五]僧伽藍所有(飲食)[五六]及び齋日飲食・[五七]安居衣は應に一一に條疏すべし。若し城邑・聚落(より)僧住處遠からんには、四月十三日に至りて應に房を付ふべく、若し相容受せざらんには餘處に去くを得ん。若し住處にして相近からんには、十五日に應に房を付ふべし。應に衆僧中にて此疏を讀むべきなり、「某甲僧伽藍に爾許の房舍、爾許の牀褥、爾許の齋日

【五三】原漢文に僧應拜成就五法人知付房舍牀褥とあり。知付は房舍臥具を管理し給與するなり。註(九の五五)參照。

【五四】拜知牀褥人羯磨。

【五五】僧伽藍所有飲食(Saṃghabhutta)。

【五六】齋日飲食。半月半月の一日・八日・十四日は淨住日(uposatha)として在家篤信の居士は中後を過ぎては食せずして八戒を持ち、且つ僧伽に供養す。而して四分(四二)にはその供養食を月初日食(pāṭipadika)・八日食(pakkhika)・布薩食(uposathika)と分てる故にこの齋日飲食の中に此等の意を含むと知るべきなり。註(二一の五)別房食の下參照。但、十誦律(一二)には八日食のみを齋日食とせり。

【五七】安居衣。註(四の一一八)及び(八の二〇四)非時衣の下參照。

「大德僧聽きたまへ、我は某甲比丘なり、僧の爲に房を作り、今僧に從うて營事五年住を乞はんとす。哀愍の故に惟願はくは僧、我に營事五年住を與へたまはんことを」と。

是の如くに三たび乞はんに、羯磨人は應に是說を作すべきなり。

「大德僧聽きたまへ、某甲比丘は僧の爲に房を作り、已にして僧に從うて五年營事住を乞へり。若し僧時到らば僧は某甲比丘に五年營事住を與へんとす、白すること是の如し。」

「大德僧聽きたまへ、某甲比丘は僧の爲に房を作り、已にして僧に從うて五年營事住を乞へり。僧は今某甲比丘に營事五年住を與へんとす。諸大德忍するや(不や)、僧は某甲比丘に營事五年住を與へんとすることを。忍せんには僧よ默然したまへ、若し忍せざらんには便ち說きたまへ」と。

是れ第一羯磨にして、第二第三亦是の如くにして「僧は已に某甲比丘に五年營事住を與へ竟んぬ。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と說くなり。僧已に羯磨して五年住を與へんに、自の作る所の房を還得し、復應に次第して僧房を得べきなり。若し上座あり來りて次第して得んには應に與ふべく、羯磨して得たるは應に與ふべからず。[五〇]若し遊行せんと欲せんには、是の二房を應に僧に付して(言ふ)べし、「次第に隨うて住せよ、我來らん時當に還し取るべし」と。後に來らん時は前日より滿さしめよ。[五一]若し先に是の僧房破壞して更に戶向を易へんに、二年三年、功夫の多少に隨うて應に羯磨して住を與ふべきなり。若し空房にして住に任へざるを治事せんには、應に一時住を與ふべきなり。若し牀机枕褥にして垢膩して破れ、更に浣ひ染め補ひて治事せんには、應に一時住を與ふべきなり。若し中間に比丘嫌はんには越毘尼罪なり。是を「營事法」と名く。

[五二]「牀褥法」とは。佛。舍衛城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

【五〇】原漢文に若欲遊行者是二房應付僧(言)隨次第住我來時當還取後來時從前日令滿…とあり。僧の下に言の字を入るべきなり。三本及び宮本には後來時足前日令滿とす。滿さしむとは、直に入りうるやうに前日より房舍に餘比丘を住せしめざるなり。

【五一】原漢文に若先是僧房破壞更易戶向二年三年隨功夫多少應羯磨與住若空房不任住治事者應與一時住とあり。

【五二】牀褥法。

尊、此房は誰か應に得べき」。佛、羅睺羅に語げたまはく、「若し居士・居士兒にして信心歡喜して房を作りて僧に施し、僧に施し已りて還轉じて衆多人に施さんに、是れ非法に施して非法に受用すとなす。若し衆多人に施し已りて還轉じて一人に與へんに、是れ非法に施して非法に受用すとなす。若し一人に施し已りて轉じて衆多人に與へ、若しは衆多人に施し已りて轉じて衆僧に與へんにも、是れ非法に施して非法に受用すとなす。僧に施し已らんに衆多人に轉與せず、衆多人に施し已らんに一人に轉與せざるを、是を如法に施して如法に受用すと名くるなり」と。[四五]佛、羅睺羅に語げたまはく、「前に與へたるは是れ施にして、後に與へたるは非施なり。是れ王地なれば依止して是中に住せよ。前の(爲に)作し、前の(爲に)施さんには、功德日夜に增長せん。羅睺羅、汝應に房を得べし、後なるは應に得べからず」と。是を「僧伽藍法」と名く。

[四六]「營事法」とは。佛、王舍城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。尊者[四七]達膩迦瓦師子の房を作れるが如し、……第二波羅夷中に說けるが如し……乃至、是の嫌言を作さく、「我れ辛苦して房を作り、寒暑を避けずして房を作りつゝ、纔に成ぜしに上座已にして奪ふこと、猫の鼠を伺ふが如くなり」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛、諸比丘に告げたまはく、「是の營事比丘、房を作るに甚だ苦めたり、應に羯磨して營事比丘五年住を與ふべきなり」と。羯磨人は應に是說を作すべきなり。

[四八]「大德僧聽きたまへ、[四九]某甲比丘は僧の爲に房を作りぬ。若し僧時到らば僧よ、某甲營事比丘は僧の爲に房を作り、僧中に從うて五年住を乞はんと欲す。諸大德聽すや(不や)、某甲營事比丘は僧に從うて五年住を乞はんと欲することを。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。

是の比丘應に乞はんと偏袒右肩し、胡跪合掌して是言を作すべきなり。

波羅奈林なる聚落に遊行せりと解すべきか。

【四四】線經。經なり、何經なりや明らめ難し。

【四五】原漢文に佛語羅睺羅前與者是施後與者非施是王地依止住是中前作前施功德日夜增長とあり。是王地依止住是中の八字は難解なり。

【四六】營事法(Navakamma)。作事・工事なり。

【四七】達膩迦瓦師子。註(二の九四)參照。

【四八】營事比丘五年住羯磨。

【四九】原羯磨文には大德僧聽某甲比丘欲爲僧作房若僧時到僧某甲營事比丘爲僧作房欲從僧中乞五年住……とあり。某甲比丘の下の欲の字は前後の文より推して不要のものなるべきが故に今削除せり。

大邑に在りて住せしに、時に上座比丘ありて來りければ次第にて房を付へんとして、而も與ふることを肯んぜず、瞋恚して钁を捉り、自ら房を斲りて破りぬ。諸比丘は是の因縁を以て往いて世尊に白さく、「此の比丘は何等の罪を犯ぜしや」。佛言はく、「[三四]六種を破らんに偸蘭遮を得るなり。何等をか六とする、鉢を破り、衣を破り、塔を破り、房を破り、僧を破り、界を破るなり」。「鉢を破る」とは、鉢に三種あり、上と中と下とにして、若し一一を瞋恚して破らんには偸蘭罪を得ん。若し鉢破れんに綴らんと欲して、誤まりて鑽にて破らんには無罪なり。若し[三五]拘鉢多羅・鍵鎡を瞋り破らんには越毘尼罪を得ん。「衣を破る」とは、三衣の中若し一一衣を瞋り裂かんには偸蘭罪を得ん。若し邊を易へて中に著け中なるを邊に著けんと欲し、若しは補うて兩重と作さんに無罪なり。若し[三六]尼師壇及び餘の種々衣を、瞋りて裂き破らんに越毘尼罪なり。「塔を破る」とは、若し瞋恚して世尊の塔を破らんには偸蘭罪を得て、業行の罪報多からん。若し治して更に好なるを作らんと欲せんには無罪なり。若し[三七]尼揵塔及び餘の外道塔を、瞋恚して破らんには越毘尼罪なり。「房を破る」とは、瞋恚して僧房を破らんには偸蘭罪、若し更に好く作さんと欲せんには無罪なり。若し瞋恚して外道の僧房を破らんには越毘尼罪なり。「僧を破る」とは、瞋恚して[三八]和合僧を破らんに偸蘭罪にして、業行の果報として[三九]一劫、泥犂の中ならん。[四〇]「界を破る」とは、若し瞋恚して界を過えて作さんに「作」とは名けず、偸蘭罪なり。捨界し已りて更に界に羯磨するを得ん。是を「六種偸蘭罪」と名くるなり。

復次に佛、舍衞城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

爾時、[四一]尊者羅睺羅は[四二]跋耆國に遊行して漸々に[四三]波羅柰林聚落に至りぬ。此の聚落中に一居士ありて、羅睺羅の爲に房を起し、羅睺羅は受け已りて復遊行せしに、是の居士は此房を以て更に餘比丘に施せり。羅睺羅還りて……[四四]線經中に廣說せるが如し……乃至、羅睺羅は佛に白して言さく、「世

【三四】六種偸蘭遮。註(一の一二二)偸蘭罪參照。

【三五】拘鉢多羅・鍵鎡。小鉢と助食器となり。註(三の一一五)參照。

【三六】尼師檀。註(三の一一一・八の一二)參照。

【三七】尼揵塔。尼揵子外道の塔なり。尼揵子は註(九の四八)參照。

【三八】和合僧。註(七の一二)參照。

【三九】一劫泥犂中。劫(Kappa)は時の最大單位にして智度論の磐石劫・芥子劫の喩を以て劫の量を示せり。泥犂(Niraya)は地獄なり。卽ち破僧せんに制戒の上よりは偸蘭罪、その業報としては一劫の間地獄中にて煮らるゝなり。巴利律小品第七破和合篇にも同記あり。

【四〇】破界。原漢文に破界者若瞋恚過界作不名作偸蘭罪得捨界已更羯磨界とあり。過界は出界と同義なるべし。捨界は解界(Sīmaṃ samūhanati)なり。

【四一】尊者羅睺羅。註(三の一八七・一七の一三五)參照。

【四二】跋耆國。毘舍離はその首都にして、舍衞城の遙か東南、王舍城の北に位す。

【四三】波羅柰林聚落。婆羅捺斯國なる林聚落へ遊行せりと解すべきか、或は跋耆國內の

爾時、比丘あり、[二三]多人行處に[二四]聲聞塔を起せしに、諸の居士來りて世尊を禮拜せんと欲して見已りて嫌うて言はく、「來りて世尊の足を禮拜せんと欲せしに、未だ世尊に見えざるに先に死人の塚を見たり」と。諸比丘は是の因縁を以て往いて世尊に白すに、佛、諸比丘に告げたまはく、「汝云何が多人行處に、先に地に羯磨せずして聲聞塔を起せ 。今日より後、多人行處に、先に地に羯磨せずして聲聞塔を起すことを聽さず。應に當に先に求聽羯磨を作すべし」と。羯磨人は應に是說を作すべきなり。

「大德僧聽きたまへ、某甲比丘は無常若しは般泥洹せり。若し僧到らば僧は某甲比丘無常若しは般泥洹したれば、此の處に於て聲聞塔を起さんとす。諸大德聽すや(不や)、某甲比丘(無常若しは般泥洹したれば)、此の處に於て聲聞塔を起さんことを。僧は忍したまひぬ、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。

若し和合せざらんには應に語ぐべし、『長老、世尊は「四人は應に塔を起し、[二五]相輪を起して幢蓋を懸施すべし、如來と聲聞と[二六]辟支佛と[二七]轉輪聖王と是れなり」と說きたまへり』と。無常比丘若し是れ[二八]須陀洹ならんに、應に「須陀洹なり」と語ぐべし。[二九]斯陀含は(應に斯陀含)、[三〇]阿那含は(應に阿那含)、[三一]阿羅漢は應に「阿羅漢なり」と語ぐべきなり、若しは「持律なり」と言ひ、若しは「法師なり」と言ひ、若しは[三二]「營事德望の比丘なり」と言ひて、應に語ぐべし、「長老、是人は持戒賢善にして多く供養あり、僧の執事として勞ありたれば、應に與に塔を起すべきなり」と。是の如くに語げ已りて、當に爲に塔を起すべし。聲聞塔を作らんに、先に塔に見えて後に世尊に見ゆるを得ず、當に先に世尊に見えて後に塔に見ゆべし。多人行處に在ることを得ず、當に屛處に在るべきなり。比丘の經行處に在るを得ず。若し多人行處に聲聞塔を起さんには、越毘尼罪なり。

復次に佛、舍衞城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。爾時、尊者迦羅は[三三]迦戸耆梨

【二三】多人行處。往來する處。
【二四】聲聞塔。聲聞(Sāvaka)は佛弟子なり。如來と辟支佛と聲聞と轉輪聖王との四種類の人は塔(Thūpa)を建てらるゝ資格ありとせり (D. II. 142)。
【二五】相輪。又、輪相といひ、塔上の九輪なり。表相高く出づれば相といふ、人の仰望して瞻視するを以てなり。
【二六】辟支佛(pacceka-Buddha)。師友の教を借らずして自然に獨悟する故に獨覺ともいひ、內外の緣を深觀して聖果を悟る故に緣覺ともいふ。
【二七】轉輪聖王(Rājā Cakkavatti)。註(一の二五)參照。
【二八】須陀洹。註(四の六七)參照。
【二九】斯陀含。註(四の六九)參照。
【三〇】阿那含。註(四の七一)參照。
【三一】阿羅漢。註(四の七二)參照。
【三二】營事德望の比丘。知事として德望ありたる比丘との意。
【三三】迦戸耆梨大邑。迦戸國の黑山聚落(Kitāgiri)なるべし。註(七の九九)參照。

復次に佛、舍衛城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

爾時、比丘は僧地の中に於て草屋を作りしに、時に上座來りければ[一九]次第にて房を付へんとせしに、此の比丘與へざりき。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛、諸比丘に告げたまはく、「若し僧地の中に房を作らんに、上座來りて次第するも與へざらんには、應に草木を持して更に餘處に去るべきなり。若し僧地の中に房を作らんに、上座來りて次第にて與へざらんには越毘尼罪なり」と。

[二〇]「田宅法」とは。若し衆僧に好田宅の貴價なるあり、與に惡人隣接して侵欺せんと欲せんには、檀越に語ぐるを得ん、「是の田宅を知れ」と。若し檀越にして「此の貴價の田宅を何の故に知ら(しめ)んと欲するや」と言はんに、應に語げて言ふべし、「此の田宅は好なりと雖、惡人隣接して常に侵奪せんと欲すればなり」と。若し(檀越にして)「轉易せんと欲するや」と言はんに、答へて言へ、「檀越の知るに任ねん」と。若し檀越轉易せんには無罪なり。是を「田宅法」と名く。

[二一]「僧伽藍法」とは。佛、舍衛城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

爾時、比丘あり、僧伽藍に逼りて房を作りしに、[二二]舊知事人語げて言はく、「長老、僧の住處に逼りて房を起すこと莫れ」。此比丘言はく、「長老、我れ僧の爲に房を作るなり、中に於て障礙を作すこと莫れ」。二人共に諍うて解けず、遂に佛の所に至り、上事を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「今日より後、僧の舊住處に逼りて、僧の爲に房を作ることを得ず、舊比丘も亦中に於て障礙を作すを得ず」と。若し二知事比丘の意、相得んには、共一覆別障・別覆共障・共覆共障・別覆別障なるを得ん。若し二人相憙ばざらんには、別覆別障に作るなり。若し舊房に逼りて、僧の爲に屋を作らんには越毘尼罪なり。僧の爲に房を作らんに、中に於て障礙せんにも亦越毘尼罪なり。

復次に佛、舍衛城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

【一九】次第にてとは、夏數の多少の次第によりてとの意。

【二〇】田宅法。

【二一】僧伽藍法。

【二二】舊知事人。舊住せる知事人なり。知事人は註(三の二三九)摩々帝、註(九の五四)維那の下參照。

施與せん、今日故に王園と名くとも、後人(焉ぞ)知ふることを得ん」と。

復次に佛、舍衞城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。爾時、僧に空地あり、時に長者ありて來り問ふらく、「是れ誰が空地ぞや」。答へて言はく、「是れ僧地なり」。長者言はく、「若し僧地ならんには可しく我に與ふべし、我れ僧の爲に房を作らん」。僧卽ち與ふるに、久しきを經るも作らざりき。復、一居士ありて問うて言はく、「是れ誰が空地ぞや」。答へて言はく、「僧地なり」。居士言はく、「可しく我に與ふべし、我れ僧の爲に房を作らんと欲す」。比丘答へて言はく、「本已に長者ありて索めたりしも但、作らざるなり」。居士言はく、「尊者、但我に與へよ、何ぞ作らざるを憂へん」。比丘卽ち居士に與へしに、功德の爲めに家の財寶を傾けて好房舍を作り、種々に飮食を辦へて衆僧に供養し、卽ちに房舍を以て僧に施しぬ。復、前の長者を請ぜしに來りて共に隨喜せるも、長者見已りて問うて言はく、「尊者、是れ誰ぞ、房を作りしは」。答へて言はく、「某甲居士なり」。長者言はく、「此地は已に先に我に與へしに、何の故に復居士に與へしや」。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「何の故に先に[一七]要を作さざるに、地を持して他に與へしや。今日より後、應に先に要を作さざるに、地を持して人に與ふることを聽さず」と。僧に空地あり、若し人來り索めて與に僧房を作らんには、應に先に要を與ふべし、「幾時を齊りて作るを得るや」と。若し前人「爾許の時を齊りて作らん」と言はんに、應に語げて言ふべし、「若し爾許の時(まで)に作らざらんには、當に更に餘人に與ふべけん」と。若し二人して俱に索めんに、一人は言はく、「我れ衆僧の爲に一重閣を作さん」。一人は言はく、「我れ二重閣を作らん」。(爾時)、僧は應に二重者に與ふべし。是の如くに三四重より乃し七重に至らん。若し俱に「七重を作らん」と言はんには、爾時、當に其人を相望して、應に能く成辦せん者に與ふべきなり。若し二人俱に能く成辦せんには、應に[一八]眷屬多き者に與ふべし。若し先に要を作さずして地を與へんには、越毘尼罪なり。

施與僧今日故名王園後人得知とあり。

【一七】要(Katika)。承諾を與へ、約束するなり。

【一八】眷屬多き者に與ふるは、布施の功德を普からしめんが爲なるべし。

に發つべく、晡時に拜を受けんに晨起には應に發つべきなり。去る時、檀越に從うて道を迂廻するを得ず、應に直道よりすべし。若し直道に難あらんには、迴道するも無罪なり。彼に到り已るに停住して客比丘の食を持つを得ず。若し晡時に到らんには晨起に應に斷ずべく、晨起に到らんには晡時に應に斷ずべきなり。染衣・熏鉢・坐禪・誦經することを得ず、若し事斷じ難くして中間に閑ならんには、作すも無罪なり。斷事し竟りて還らんにも亦是の如し。是を「羯磨法」と名く。

〔一四〕「園田法」とは。佛、舍衞城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

爾時、諸比丘は僧の田地を以て或は人に借し、或は賣り、或は自ら私に受用せり。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛、諸比丘に告げたまはく、「今日より後、衆僧の田地は人に借すを得ず、賣るを得ず、私に受用するを得ず、正に一切集僧せしむとも亦人に借すを得ず、賣るを得ず、私に受用するを得ず」と。若し集僧して人に借し、賣り、私に受用せんには越毘尼罪なり。若し園田の地、好にして惡人侵さんと欲せんには、「檀越、是地を知れ」〔一五〕と語ぐるを得ん。若し檀越言はん、「此は是れ好園田なるに、何の故に知るや」。應に答へて言ふべし、「此の園田は好なりと雖も、惡人侵さんと欲すれば、檀越に任ねて轉易せんとす」と。

復次に佛、舍衞城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。爾時、僧地と王地と並びたりしに、王地、僧地の中に入りぬ。時に王波斯匿、尊者阿難に語げて言はく、「王地、僧地の中に入りぬ、可しく繩を持ち來りて共に地を分つべし」。阿難答へて言はく、「須らく我れ佛に白すべし」と。阿難は是事を以て往いて世尊に白すに、佛、阿難に語げたまはく、『汝往いて王に語げよ、「王は是れ地主なり、沙門釋子は王に依りて住すれば、應に王と共に地を分つべきにはあらじ」と』。阿難敎を受けて卽ち王所に詣りて是言を作さく、『佛、大王に語げたまふらく、「王は是れ地主なり、沙門釋子は王に依りて住すれば、王と與に地を分つを得じ」と』。王言はく、〔一六〕「若し然らんには一切併せて僧に

mutti)。三本及び宮本には梅羯磨とす。共に蜓の同音寫なり。卽ち梅羯磨とは蜓衣羯磨にして、註(九の一八二)參照。

【一〇】癡羯磨。註(一三の一九)不癡毘尼滅白四羯磨なり。

【一一】發露羯磨。發露懺悔の意に非ず、說他罪羯磨、或は非梵行羯磨にして十誦律(一〇)の說罪羯磨なり。亦家人の前に比丘の麁罪(僧殘罪)を說くを得ざるも僧羯磨して說くこと(發露)を忍聽するをいふ。註(一四の六)の本文、迦盧比丘非梵行の如し。

【一二】覆鉢羯磨(patisāraṇi-ya kamma)。本律三十一卷、比丘を輕慢せる法預優婆塞の爲に僧伽は法預の供養を拒絕するの羯磨なり。巴利律小品(五)には離車族のワッダが慈・地兩比丘の爲に駝驃(Dabba Mallaputta)は我妻と通ぜりとして非難せる爲にこの羯磨を加せられたりとす。四分律(五三)は巴利律と同じ。

【一三】拜學家羯磨。註(二一の七四)參照。僧伽に供養して家財消盡せる毘闍大臣の爲に資財回復するまで供養するを停止せしむる羯磨なり。

【一四】園田法。

【一五】是地を知れとは、交換轉易の時の律の淨語なり。

【一六】原漢文に若然者一切併

卷の第二十七

雜誦跋渠法を明すの五

「羯磨法」[一]とは。佛、舍衛城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

爾時、瞻波の比丘は諍訟相言して和合住せざりき。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛、諸比丘に語げたまはく、「今日より僧は應に優波離に羯磨して瞻波比丘斷當事と爲すべきなり」と[二]。羯磨人は應に是說を作すべきなり。

「大德僧聽きたまへ、長老優婆離は五法成就せり[三]、若し僧時到らば僧は長老優婆離を拜して瞻波比丘斷當事と爲さんとす、白すること是の如し」。

「大德僧聽きたまへ、長老優波離は五法成就せり、僧は今、優波離を拜して瞻波比丘斷當事と爲さんとす。諸大德忍するや(不や)、僧は優波離を拜して瞻波比丘斷當事と爲さんとすることを。忍せんには僧よ默然したまへ、若し忍せざらんには便ち說きたまへ」と。

是れ第一羯磨にして、第二第三亦是の如くにし「僧は已に優波離を拜して瞻波比丘斷當事と爲し竟んぬ。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と(唱ふるなり)。羯磨法には二十八白一羯磨[四]あること、前に說けるが如し。八白三羯磨[五]あり、拜斷事人[六]・拜教誡比丘尼人[七]・拜一月羯磨[八]・袮羯磨[九]・癡羯磨[一〇]・發露羯磨[一一]・覆鉢羯磨[一二]・拜學家羯磨[一三]なり、是を「八白三羯磨」と名く。是中、拜斷事人と拜教誡比丘尼人とは、衆僧應に求むべし。不離衣宿羯磨一月と袮羯磨とは、前人應に僧より乞ふべし。癡羯磨と說他罪羯磨との是の羯磨は、應に內界僧現前にて羯磨を作すべく、外界には非ざるなり。學家羯磨と覆鉢羯磨とは、應に界內僧現前にて羯磨を作すべく、外界には非ざるなり。斷事人は受拜し已るに、停住することを得ず。若し晨起に拜を受けんに晡時には應

【一】羯磨法。羯磨の種類によりて羯磨者選出に差別あるを示す。

【二】原漢文に佛語諸比丘從今日僧應羯磨優波離爲瞻波比丘斷當事とあり。優波離に羯磨すとは僧の決議によりて優波離を推擧するなり。斷當事とは斷當事人の意にして諍事を裁斷し決定して滅せしむる斷事人をいふ。

【三】斷事人五法成就。淨身業・淨口業・正命・多聞阿毗曇・多聞毗尼なり。或は不愛・不瞋・不怖・不癡・不爲利故なり。

【四】二十八白一羯磨。註(二四の四二)の本文參照。

【五】八白三羯磨。註(二四の五四)の本文にも白三羯磨八事として治罰に關する白四羯磨を出せり。白一と白二、白三と白四とは同事なり、註(二の二一)參照。

【六】拜斷事人。斷事人を選差するなり、優波離の如し。

【七】拜教誡比丘尼人。註(一五の七〇)の本文には白二羯磨にして白四羯磨の意顯はれず、今のこの指示によりて白四羯磨なるを知るべきなり。難陀の如し。

【八】拜一月羯磨。一月不失衣宿白四羯磨なり、註(十一の八〇)參照。

【九】袮羯磨(Santhatasam-

我等は後の世の名譽と作さん、「佛在世時に提婆達多・六群比丘は共に破僧せり」と』。（是言を作して）即ちに布薩し竟りぬ。阿難は是の因緣を以て具に世尊に白すに、佛言はく、『汝更に第三に往いて提婆達多に語げよ、「來れ、今日、僧は布薩羯磨を作さん」と』。阿難即ち往いて是言を作さく、「世尊は喚びたまへり、今日、僧は布薩羯磨を作さんとす」。答へて言はく、「我れ去かじ、今日より後は佛・法・僧を共にせず、布薩自恣羯磨を共にせず、今日より後、波羅提木叉と毘尼とは學ぶと學ばざると、自ら我意に從はんと欲す、但、我等は已に布薩を作し竟りぬ」と。阿難聞き已りて是念を作さく、「奇なる哉、已に壞僧し竟りぬ」と。即ち還りて上の因緣を以て具に世尊に白すに、世尊は聞き已りて即ち此偈を說きたまはく、

[九五]「清淨なること月の滿てるが如く、　清淨ならんに布薩を得ん、
　身口の業清淨ならば、　是れ乃ち布薩に應ず」と。

佛、阿難に告げたまはく、「非法人已に布薩を作し竟らんには、如法人應に布薩を作すべきなり」と。爾時、提婆達多は破僧し、六群の比丘は破僧の伴黨たりき。是を「異住」と名く。

摩訶僧祇律卷第二十六

は婆羅門千餘家ありしと傳ふ。城の西南約一哩の所に伽耶山あり、溪谷沓　にして、古より摩竭陀國王即位の時はこの山上に來りて祈願せりとす。又、象頭山（Gayāsīsa）とも云ふ。提婆はこの山に於て從衆を率ゐて破僧せり。本文に伽耶城とあるも伽耶山と解すべきなり。

【九五】清淨如月滿　清淨得布薩　身口業清淨　是乃應布薩　とあり。この偈は我國の布薩行事に於て古來より衆僧一同に唱へ來れり。

出すべし。僧伽婆尸沙罪を犯ぜんに、若し覆はんには波利婆沙・摩那埵・阿浮呵那を與へ、覆はさらんには摩那埵・阿浮呵那を行ずるなり。尼薩耆波夜提罪を犯ぜんには、此の[八六]長物は應に僧中に捨し、已にして長老比丘の前に在りて偏袒右肩し胡跪合掌して是言を作すべきなり、「我れ[八七]長衣、十日を過ぎたれば、已にして衆僧中に捨し、[八八]犯波夜提罪悔過せん」と。前人問うて言はく、「汝、此罪を見るや不や」。答へて言はく、「見る」。語げて言はく、「更に作すこと莫れ」。答へて言はく、「我れ頂戴して持たん」と。……乃至、[八九]羯磨衣は一人に與へて、後に應に還すべきなり。波夜提……乃至、越毘尼罪を犯ぜんにも亦是の如くに悔するなり。

駈出とは七事あり、[九〇]壞尼淨行・盜住・越濟・五逆・不能男・犯四波羅夷・[九一]沙彌惡見なり、是を「七事」と名く、應に駈出すべきなり。

[九二]「異住」とは。佛、王舍城に住したまひき。……[九三]提婆達多の因緣中に廣く說けるが如し……乃至、提婆達多走りて[九四]伽耶城に向ふに、佛も後に於て迦耶城に向ひたまへり。其日は應に布薩すべかりければ、佛、阿難に語げたまはく、『汝去いて提婆達多に語げよ、「來れ、今日、僧は布薩羯磨事を作さん」と』。阿難卽ち往いて是言を作さく、「長老、今日、僧は布薩羯磨を作さんとす、世尊は提婆達多を喚びたまへり」。答へて言はく、「我れ去かじ、今日より後は佛・法・僧を共にせず、布薩・自恣羯磨を共にせず、今日より後は波羅提木叉を學ぶと學ばざるとは、自ら我意に從はんと欲す」と。阿難は是語を聞き已りて是念を作さく、「此は是れ奇事なり、是の惡聲を出せること、將に僧を壞することと無からんとするや」。阿難還りて上事を以て具に世尊に白すに、佛、阿難に語げたまはく、「汝更に提婆達多の所に往いて……」。乃至、阿難は是念を作さく、「奇事なり、是の惡聲を出せること、將に僧を壞すること無からんとするや」。阿難の還れる後、六群の比丘は自ら相謂ひて言はく、『沙門瞿曇は必らず當に三たび使を遣し來らしむべし。我等は各々意を正して先んじて布薩事を作し、

【八六】長物(Atirekatā)。比丘に必要以外の物、長は餘分の義なり。

【八七】長衣十日。長衣は受持衣の外の餘分衣なり。長衣は十日間畜ふるを聽さるゝも十一日に至るに捨墮衣・犯長衣として僧中に捨すべきなり。註(八の三二・四一・七五)參照。

【八八】犯波夜提罪悔過。長衣を僧中に捨して(尼薩耆)、次いで波夜提罪を犯せるを悔過することなり。

【八九】羯磨衣。この捨墮衣を羯磨作法により卽ち衆僧の同意を得て犯者の知識比丘に與へ、次で知識比丘はその衣を犯者に還すなり。その作法は註(八の八三・八四)參照。

【九〇】壞尼淨行―不能男。註(一二三の四八・四九・五〇・五二―五五・四七)參照。

【九一】沙彌惡見を懷き僧中三諫して捨てざるには驅出すること、註(一八の一二)の本文以下參照。

【九二】異住。前註(五三)參照。四分・五分の破僧犍度、十誦の調達事に相當す。

【九三】提婆達多因緣。因緣とは破僧物語若しは破僧事の意、諸律の破僧犍度及び註(七の一一)の本文參照。

【九四】伽耶城(Gayā)。尼連禪河のほとり、玄奘渡印當時に

應に受くべきにあらざるなり。是中、「擧げて罵らざる」は、僧應に檢校すべきなり。若し他を擧げんと欲する時は、應に先に語ぐべし、「長老、我れ事を擧げんと欲す、擧ぐるを聽すや不や」と。前人言はく、「擧げんと欲せんには爾る可し」と。若し聽を問めずして擧げんには越毘尼罪なり。（八四）優波離、他の戒不淨を見ざるに、不實・非時・非饒益・麤獷にして輭語に非ず、瞋恚にして慈心に非ずして、人を擧げんには越毘尼罪なり。聞・疑も亦是の如し。他の見不淨を見ざるに、非實・非時・非饒益・麤獷にして輭語に非ず、瞋恚にして慈心に非ずして、他を擧げんには越毘尼罪なり。聞・疑も亦是の如し。他の命不淨を見ざるに、不實・非時・非饒益・麤獷にして輭語に非ず・瞋恚にして慈心に非ずして、他を擧げんには越毘尼罪なり。聞・疑も亦是の如し。優波離、他の戒不淨を見て、實・時・是れ饒益、是れ輭語にして麤獷に非ず・是れ慈心にして瞋恚に非ざるも、前人に語げず、前人印可せざるに擧げんには越毘尼罪なり。聞・疑も亦是の如し。他の見不淨を見て、實・時・是れ饒益・是れ輭語にして麤獷に非ず・是れ慈心にして瞋恚に非ざるも、前人に語げず、前人印可せざるに擧げんには越毘尼罪なり。聞・疑も亦是の如し。他の命不淨を見て、實・時・是れ饒益・是れ濡語にして麤獷に非ず・是れ慈心にして瞋恚に非ざるも、前人に語げず、前人印可せざるに擧げんには越毘尼罪なり。聞・疑も亦是の如し。復、五法成就するあらんに、衆僧中にて應に他を擧ぐるべからず。何等をか五とする、愛に隨ひ・瞋に隨ひ・怖に隨ひ、癡に隨ひ、利の爲の故なるとなり。若し此の五事を成就して他を擧げんには、身壞命終して惡道に墮して泥犁に入らん。復五法成就するあらんに他を擧ぐるを得るなり。何等をか五とする、愛に隨はず、瞋に隨はず、怖に隨はず、癡に隨はず・利の爲の故ならざるとなり。若し此の五法を成就せんに他を擧ぐるを得て、身壞命終して善道に生ずるを得、梵行人の讚歎する所たり」と。是を「擧」と名く。

（八五）「治事」とは。云何が犯波羅夷罪を治する。應に俗人に還るべきに沙彌と作らんには、僧は應に驅

【八四】原漢文に優波離他戒不淨不見不實非時非饒益麤獷非輭語瞋恚非慈心擧人者越毘尼罪聞疑亦如是とあり。戒不淨不見を戒不淨不聞不疑、見不淨不見・不聞・不疑、命不淨不見・不聞・不疑と入れ換へ見るべきなり。

【八五】治事。治罰事なり。

「長老、自身業不淨なるに、何の故に他を擧ぐるや、應に先に自ら身業を淨め、然して後に他を擧ぐべきなり」と。是故に優波離、他を擧げんと欲せんには、先に當に身業を淨むべきなり。口業・正命も亦是の如し。若し少聞阿毘曇(者)にして他を擧げんには、前人應に語ぐべけん、「長老、何の故に少聞阿毘曇なるに而も他罪を擧ぐるや。善い哉長老、先に當に多聞阿毘曇にして然して後に他を擧ぐべきなり」と。是故に優波離、他を擧げんと欲せんには、先に當に多聞阿毘曇なるべきなり。若し少聞毘尼(者)にして他を擧げんと欲せんには、前人應に語ぐべけん、「長老、何の故に少聞毘尼なるに而も他罪を擧ぐるや。長老は亦、何事に因りて此戒を制したまひしや、何の國・聚落・城邑に在して此戒を制したまひしやを知らず。善い哉長老、他を擧げんと欲せんには、先に當に多聞毘尼にして然して後に他を擧ぐべきなり」と。是故に優波離、他を擧げんと欲せんには、應に先に多聞毘尼なるべきなり。是を「自身、五法を成就して他人を擧ぐることを得」と名く。復次に優波離、五非法にして他を擧ぐるあり。何等をか五とす。罵りて後に擧ぐるあり、擧げて後に罵るあり、擧に卽して罵るあり、罵りて擧げざるあり、擧げて罵らざるあり。「罵りて後に擧ぐる」とは、先に惡罵し已りて後に[八一]五衆罪の中にて若しは一々罪を擧げんに、是を「罵りて後に擧ぐる」と名く。「擧げて後に罵る」とは、先に五衆罪の中にて若しは一々罪を擧げ已りて後に惡罵するを、是を「擧げて後に罵る」と名く。

[八二]「擧に卽して罵る」とは、惡罵し已りて「汝、波羅夷を犯ぜり」と(言ひ)、惡罵し已りて「汝、僧伽婆尸沙罪……乃至、越毘尼罪を犯ぜり」と(言ふなり)。是を「擧に卽して罵る」と名く。「擧げて罵らず」とは、五衆罪の中にて若しは一々罪もて擧げて惡罵せざるを、是を「擧げて罵らず」と名く。[八三]「罵りて擧げず」とは、種々に惡罵を作して而も罪を擧げざるを、是を「罵りて擧げず」と名く。是中、先に罵りて後に擧ぐると、擧げ已りて後に罵ると、擧に卽して罵るとは、僧應に問ふべきにあらず、

又に通達して善く持犯の分別判斷をなしうるをいふ。

【八一】五衆罪。波羅夷等の五篇罪。註(七の四四)參照。

【八二】原漢文に卽擧而罵者惡罵已汝犯波羅夷惡罵已汝犯僧伽婆尸沙罪乃至越毘尼罪是名卽擧而罵とあり。

【八三】原漢文に是中先罵後擧擧已後罵卽擧而罵者僧不應問不應受とあり。不應問とは不應檢校なり。若し比丘にしてかゝる惡罵を伴へる難責をなさんには、僧は檢校する必要なく、取りあぐるに相應せざるものなりとの意。

六九八事を行ずべきなり。何等をか八とする、人を度するを得ず、人に受具足を與ふるを得ず、人に依止を與ふるを得ず、比丘の按摩供給を受くるを得ず、比丘の使と作るを得ず、七〇次第差會を受くるを得ず、僧の爲に說法人と作るを得ず、盡壽、捨を與へざるなり。僧、和合して覓罪相羯磨を作さんに、已にして此の八事を行じて、盡壽、應に捨を與ふべからざるなり。是を「覓罪相隨順行」と名く。

擧羯磨と別住と　摩那埵と出罪と
應と不應と隨順と　他邏吒と異住と
學悔と覓罪相となり。　第二跋渠竟る。

七一「擧事」とは。佛、舍衞城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

爾時、瞻波の比丘は鬪諍相言して和合住せず、一比丘して一比丘を擧げ、二比丘して二比丘を擧げ、衆多比丘して衆多比丘を擧げて是言を作さく、「我れ長老を擧げん、我れ長老を擧げん」と。爾時、尊者優波離は是の因緣を以て具に世尊に白さく、「瞻波の比丘に非法生じ、一比丘して一比丘を擧げ……乃至、衆多比丘して衆多比丘を擧げぬ。世尊、幾事ありてか比丘は他人を擧ぐるを得ん」。佛、優波離に告げたまはく、『三事・三因緣あらんに比丘は他人を擧ぐるを得るなり。何等をか三事とす、七二戒不淨と七三見不淨と七四命不淨となり。何等をか三因緣とす、七五見と聞と疑となり、是を三と名く。復次に比丘は自身に五法を成就せんに、他人を擧ぐるを得るなり。何等をか五とする、是れ實にして虛に非ず、是れ時にして非時に非ず、是れ饒益にして不饒益に非ず、是れ軟語にして麤獷に非ず、是れ慈心にして瞋恚に非ざらんに、是を「五法ありて他人を擧ぐるを得」と名く。又復五法を成就せんに、他人を擧ぐるを得るなり。何等をか五とする、七六淨身業と七七淨口業と七八正命と七九多聞阿毘曇と八〇多聞毘尼となり。優波離、若し身業不淨なるに他を擧げんには、前人應に語ぐべけん、

【六九】覓罪相比丘行法八事。註(一三の三〇)の本文と相違し、且つ七事を列せるのみ。
【七〇】次第差會。僧次請なり、註(一三の三五)參照。
【七一】擧事。他の犯罪を難責(Codeti)するについての資格を述ぶ。
【七二】戒不淨。破戒(Sīlavipatti)なり。
【七三】見不淨。邪見(Diṭṭhivipatti)なり。
【七四】命不淨。邪命(Ājīvavipatti)なり。
【七五】見聞疑(Diṭṭhasutaparisaṅkita)。戒・見・命の三不淨に一々に見聞疑の三因緣ある時檢擧するなり。
【七六】淨身業(parisuddhakāyasamācāra)。
【七七】淨口業(parisuddhavacīsamācāra)。
【七八】正命(Sammā-ājīva)。巴利律には Metta-cittam 同梵行者に對して瞋恚に障へられざる慈悲心とせり)。
【七九】多聞阿毗曇。僧祇律に於ける阿毗曇とは常に九部修多羅をいふ故に、即ち佛所說の法義に明かなる意。巴利律に Bahussuta とせるは博識の義にして今の多聞阿毗曇と同じきなり。
【八〇】多聞毗尼。兩波羅提木

「可悔過罪を擧げて、不可悔には非ざりき」と。卽ちに白さく、「我に小く出づるを聽せ」。出で已るに、諸比丘は後に於て是言を作さく、「此の比丘は輕躁にして不定なれば、出で去りて須臾にして當に妄語を作すべし、應に當に三たび過めて實を定め、然して後に羯磨を作すべきなり」と。是の尸利耶婆、外に出でゝ是念を作さく、「我れ何の故に(か)是罪を受けん、諸比丘は數々我が罪を治したれば、我應に受くべからず」と。諸比丘は尸利耶婆を喚び入れ、入り已りて問うて言はく、「汝實に僧伽婆尸沙罪を犯ぜりや不や」。答へて言はく、「犯ぜず」。復問ふ、「汝、何の故に僧中にて是罪ありと說きつゝ、而も犯ぜずと言ふや」。答へて言はく、「我れ是事を憶せず」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「尸利耶婆を呼び來れ」。來り已るに佛廣く上事を問うて(言はく)、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛、諸比丘に告げたまはく、『是の尸利耶婆は衆僧中に於て「罪を見ると言ひつゝ復「見ず」と言ひ、見ざるを復「見る」と言ひて、是語言を作さく、「憶せず」と。僧は應に與に覓罪相羯磨を作すべきなり』と。羯磨人は應に是說を作すべきなり。

『大德僧聽きたまへ、尸利耶婆比丘は僧中にて罪を見つゝ「見ず」と言ひ、見ざるに復「見る」と言ひ、自ら言はく、「憶せず」と。若し僧時到らば僧は尸利耶婆比丘に覓罪相羯磨を與へんとす、白すること是の如し』。

『大德僧聽きたまへ、尸利耶婆比丘は僧中にて罪を見つゝ「見ず」と言ひ、見ざるに「見る」と言ひ、自ら言はく、「憶せず」と。僧今與に覓罪相羯磨を作さんとす。諸大德忍するや(不や)、僧は尸利耶婆に覓罪相羯磨を與へんとすることを。忍せんには僧よ默然したまへ、若し忍せさらんには便ち說きたまへ』と。

是れ第一羯磨にして、第二第三も亦是の如くにして『僧は已に尸利耶婆に覓罪相羯磨を與へ竟んぬ。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ』と說くなり。此人、盡壽、應に

【六七】可悔過罪。次の不可悔(罪)に對する語なり。婬盜殺妄の四重罪を犯さば比丘の資格を失して滅擯する故に懺悔する餘地なき(不可悔)罪なり。之に對し僧殘罪已下の犯罪は懺悔して淸淨僧に復歸しうべき故に可悔過といひしなり。可懺悔事ともいふ。又は無餘罪(anavasesā āpatti)に對して有餘罪(sāvasesā āpatti)ともいふ。

【六八】覓罪相羯磨(Tassapāpiyyasikākamma)。白四羯磨なり。

若し忍せざらんには便ち說きたまへ」と。

是れ第一羯磨にして、第二第三亦是の如くにして、「僧は已に難提比丘に波羅夷學悔羯磨を與へ竟んぬ。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と說くなり。[64]此人應に一切比丘の下坐、一切沙彌の上に在るべく、比丘と與に屋を同じうして三宿を過ぐるを得ず、復、沙彌と與に三宿を過ぐるを得ず。比丘に不淨の食は彼にも亦不淨、彼に不淨の食は比丘にも亦不淨なり。比丘の與に食を授くるを得るも、五生種を火淨すると及び金銀を(授くるを)除く。彼は應に沙彌より食を受くべきなり。比丘は(彼に)向うて波羅提木叉・波羅夷罪・僧伽婆尸沙・……乃至、越毘尼罪を說くを得ず、(但)、語言するを得ん、「非梵行を作すことを得ざれ、盜を得ざれ、殺を得ざれ、妄語を得ざれ、飲酒を得ざれ」と、是の如くに一々に教授するを得ん。若し本、波羅提木叉を誦したらんには、高聲に誦するを得ず、若し法を敬はんには心に誦するを得ん。布薩を聽き自恣を受くるを得ず。布薩受自恣日には僧中に到りて是の如きの言を作せ、「我れ清淨なり、僧、憶持したまへ」と、是の如くに三說し已りて應に還るべし。四波羅夷中、若し犯あらんには應に驅出すべし、十三僧伽婆尸沙已下(を犯ぜんには)、一切、[65]突吉羅悔を作すべきなり。是を「波羅夷學悔羯磨隨順行」と名く。

[66]「覓罪相」とは。佛、舍衞城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

爾時、尸利耶婆比丘は數々僧伽婆尸沙罪を犯じければ、僧集まりて羯磨を作さんと欲するに、尸利耶婆來らず、即ち使を遣して往いて喚ばしめて是言を作さく、「長老、衆僧集まりて羯磨を作さんと欲せるに何の故にか來らざる」。尸利耶婆言はく、「僧は必らず我が爲めに故に羯磨を作さんのみ」と。即ち心に恐怖を生じつゝ來るに、諸比丘問ふらく、「長老、僧伽婆尸沙罪を犯ぜしや」。答へて言はく、「犯ぜり」。彼れ心に歡喜を生じて是念を作さく、「諸々の梵行人は我に於て慈心を起して、

【六四】波羅夷學悔行法。

【六五】突吉羅悔。突吉羅(Duhkata)は惡作(ヲサ)罪にして衆學法・威儀法及び其他重罪の方便輕罪は皆此罪に攝す。此懺悔法は故意なるは一人前に悔過し、故意ならざるは責心悔するなり。然し、今、學悔行法者に於ては僧殘罪已下の犯戒は皆突吉羅悔するなり。恰も瑜伽論(四一)菩薩懺悔法の「此菩薩一切違犯當知皆是惡作所攝」とあるに似たるは注意すべき點である。

【六六】覓罪相(Tassapāpiyya-sikā)。註一三の二七)の本文の重出なり。罪を自首せしむる方法にして、自首せざる時は生涯八事を行じて、この羯磨より出づるを得ざるなり。

〔六二〕「波羅夷學悔を與ふ」とは。佛、舍衛城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

爾時、舍衛城中に難提ありて在家を樂はず、家を捨てゝ出家し、行くにも亦禪、住まるにも亦禪、坐するにも亦禪、臥するにも亦禪せりき。時に亦衆多の難提ありければ、卽ち此を禪難提と名けぬ。波羅夷の中に廣く說けるが如し……諸比丘は卽ち驅出せり。出で已るに祇洹門間に在りて立啼して是言を作さく、「長老、我れ波羅夷を犯ぜり、一念覆藏の心も無し、我れ袈裟を樂うて佛と法とを捨離するを欲せず」と。時に難提の母來りて復啼いて是言を作さく、「我兒は出家者を樂へるに世尊は驅出したまへり」と。難提の姉復來り亦啼いて是言を作さく、「我弟は沙門と作るを樂ひしに、而も世尊は驅出したまへり」と。諸比丘は是の因緣を以つて往いて世尊に曰すに、佛、諸比丘に告げたまはく、「是の難提は波羅夷を犯じて、一念覆藏の心も無ければ、僧は應に波羅夷學悔羯磨を與ふべし」と。此人應に僧に從うて乞はんに、偏袒右肩し胡跪合掌して是言を作すべきなり、

「大德僧聽きたまへ、我は難提なり、波羅夷を犯じて一念覆藏の心も無し。今僧に從うて波羅夷學悔を乞はんとす。哀愍の故に唯願はくは僧よ、我に波羅夷學悔羯磨を與へたまはんことを」と。

是の如くに三たび乞ふに、羯磨人は應に是說を作すべきなり。

〔六三〕「大德僧聽きたまへ、難提比丘は波羅夷を犯じて一念覆藏の心も無し。已にして僧に從うて波羅夷學悔羯磨を乞はんとす。若し僧時到らば僧は難提に波羅夷學悔羯磨を與へんとす、白すること是の如し」。

「大德僧聽きたまへ、難提比丘は波羅夷を犯じて一念覆藏の心も無し。已にして僧に從うて波羅夷學悔羯磨を乞へり。僧今、難提比丘に波羅夷學悔羯磨を與へんとす。諸大德忍するや(不や)、僧は難提比丘に波羅夷學悔羯磨を與へんとすることを。忍せんには僧よ默然したまへ、

【六二】 波羅夷學悔(羯磨)。婬波羅夷犯罪によりて比丘たりし地位を下り而も大比丘の袈裟を著して沙彌行法を學し、以て終身悔過する所の非比丘非沙彌たらしむる羯磨なり。四分律比丘尼には此法なし。四分律(三四)・十誦律(五七)・五分律(廿八)・毗尼母論(三)・及び本律に出づ。比丘にして婬戒を犯して覆藏せず、直に發露懺悔し、自ら滅擯せらるゝを畏れ袈裟を離るゝを欲せざる比丘(難提比丘の如し)の爲に波羅夷學悔白四羯磨を加して大比丘の最下坐、沙彌の最上座に席次を與へ、盡形壽の間隨順行を修せしむるなり。盜・殺・妄の三重禁を犯せるには直に滅擯驅逐するも婬戒犯者にのみ、眞實懺悔せるものに限りこの聽許あるは戒律の大なる活用といふべきである。

【六三】 波羅夷學悔羯磨文、白四羯磨なり。

數せんに、破僧と名くるや不や」。「不なり」。復問ふ、「若し非法の衆滿じ如法の衆滿じ、若しは滅十若しは（滅）十五なり、（是中に）若し一々に法語の人坐せず、與欲せず、見を與へず、欲せず、未受具足人を強牽して足數せずして、一切盡く破僧せんと欲せんに、破僧と名くるや不や」。「不なり」。佛、優波離に告げたまはく、「非法衆滿じ如法衆滿じ、若しは滅十若しは（滅）十五なり、（是中に）若し一々に法語の人坐せず、與欲せず、見を與へず、欲せず、未受具足人を強牽して足數せず、復一切、破僧を欲せざるも、但、一住處・共一界にして五八別衆布薩し、五九別自恣し、六〇別僧事を作すを、是を破僧と名くるなり。若し是れ破僧せんと欲する人なるを知らんには、諸比丘は應に語ぐべし、「長老、破僧すること莫れ、破僧の罪は重くして惡道に墮して泥犁に入らん。我當に汝に衣鉢を與へ、授經・誦經し、問事教誡すべけん」と。若し故ほ止めざらんには、應に力勢ある優婆塞に語げて言ふべし、「長壽、此人、破僧せんと欲す、當に往いて諫曉して語げて止めしむべし」と。優婆塞は應に語ぐべし、「尊者、破僧すること莫れ、破僧の罪は重く、惡道に墮して泥犁中に入らん。我當に尊者に衣鉢・病瘦湯藥を與ふべけん。若し梵行を樂修せざらんには可しく還俗すべし、我當に汝に婦を與へて所須を供給すべけん」と。若し故ほ止めずんば、應に六一舍羅籌を拔いて驅出すべし。出し已りて應に當に唱令して是言を作すべきなり、「諸大德、破僧の人ありて來れり、宜しく當に自ら知るべし」と。若し是の如くに備へて猶ほ故ほ破僧せんには、是を「破僧」と名く。若し中に於て布施せんに、故ほ良福田と名く。中に於て受具足せんに、故ほ善受具足と名く。若し覺り已らんには應に去るべく、若し去らざらんには是を破僧の伴と名く。是の破僧の伴黨とは盡壽・共語・共住・共食すべからず、佛・法・僧を共にせず、布薩・安居・自恣を共にせず、羯磨を共にせず、餘の外道出家人に「牀座あり、坐せんと欲せば便ち坐せよ」と語ぐるを得るも、彼に「坐せよ」と語ぐるを得ざるなり。是を「異住」と名く。

【五八】　別衆布薩（āveṇiuposatha）。
【五九】　別自恣（āveṇipavāraṇa）。
【六〇】　別僧事（āveṇisaṃghakamma）。
【六一】　舍羅籌。舍羅（Salākā）即ち籌にして梵漢並舉せるなり。註（一二の六六・一三の四七）參照。舍羅を拔くとは、一結界地内の僧衆と同じき數の籌ある中より、破僧比丘數の籌を拔き取りて除名するなり。

きなり。是れ法・非法、是れ律・非律、皆悉く應に知るべし。此中、義ありて法の如く律の如くなるには應に供給すべく、破僧の人に應に共住を與ふべき方便あることなし」と。佛、居士に語げたまはく、「但當に施を行じて諸の功德を作すべし。是れ法・非法とは、事、沙門に在り」と。爾時、大愛道比丘尼、佛に白して言さく、「世尊、此の破僧の人を我等は云何がして知るを得るや」。……上に廣く説けるが如し。

爾時、尊者阿難・舍利弗・優波離は世尊の所に往き、頭面に禮足して却いて一面に住して佛に白して言さく、「世尊、破僧の人を我等は云何がして知るを得るや」。佛、優波離に語げたまはく、「義あらんに應に知るべく、義なからんに亦應に知るべきなり。是れ法・非法、是れ律・非律、(皆悉く應に知るべし)。此中、義ありて法の如く律の如くなるには當に行ずべく、破僧人と應に共住すべき一の方便も無きなり」と。

爾時、尊者優波離は佛に言して言さく、「世尊、云何が破僧と名くるや」。佛、優波離に告げたまはく、「二事ありて破僧と名く、何等をか二とす、一には惡法を增し、二には惡人を增すなり」。復問ふ、「非法の衆滿じて如法の衆滅ぜんに、破僧と名くるや不や」。(佛言はく)、「不なり」。復問ふ、「非法の衆滅じて如法の衆滿ぜんに、破僧と名くるや不や」。「不なり」。復問ふ、「非法の衆滿じて如法の衆若しは減十若しは(減)十五ならんに、破僧と名くるや不や」。「不なり」。復問ふ、「非法の衆滿じ如法の衆滿じ、若しは減十若しは(減)十五なり、是中に若し一々に[五四]法語の人坐せんに、破僧と名くるや不や」。「不なり」。[五五]復問ふ、「若し非法の衆滿じ如法の衆滿じ、若しは減十若しは(減)十五なり、是中に若し一々に法語の人坐せず、與欲せず、見を與へず、欲せざらんに、破僧と名くるや不や」。「不なり」。復問ふ、「若し非法の衆滿じ如法の衆滿じ、若しは減十若しは(減)十五なり、(是中に)若し一々に法語の人坐せず、與欲せず、見を與へず、欲せず、[五六]未受具足人を强牽して[五七]足

【五四】法語(Dhammavādin)。法にかなひて語る、如法語の意。律語(Vinayavādin)の對句なり。

【五五】原漢文に復問若非法衆滿如法衆滿若減十若十五是中若一々法語人不坐不與欲不與見不欲名破僧不不也とあり。不與欲は自ら缺席しつゝ決議に同意する意志を傳へざるもの、不與見は列席しつゝ自ら聽せんに隣坐の比丘に意見を述べて隣坐をして衆僧前に述べしむべきも、しかせざるなり。不欲は出席しつゝ意見を述べざるなり。

【五六】未受具足人(Anupasampanna)。未だ具足戒を受けざる沙彌・俗人なり。

【五七】足數。比丘諍訟して多數決の行事をなす時、沙彌・俗人等を强牽し補足して勝たんとするなり。

「大德僧聽きたまへ、某甲比丘に是事ありて、僧は饒益せんと欲するが故に擧羯磨を作せしに、彼れ隨順法を行じ心柔輭して本の惡見を捨しぬ。已にして僧中に從うて捨擧羯磨を乞へり。僧は今某甲比丘に捨擧羯磨を與へんとす。諸大德忍するや(不や)、僧は某甲比丘に捨擧羯磨を與へんとすることを。忍せんには僧よ默然したまへ、若し忍せざらんには便ち說きたまへ」と。

是れ第一羯磨にして、第二第三亦是の如くにして、「僧は已に某甲比丘に捨擧羯磨を與へ竟んぬ。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と說くなり。是を「他邏吔」と名く。

[五三]「異住」とは。佛、舍衞城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

爾時、須達居士、姉に語げて言はく、「是の聚落中に住して、客僧來るあらば我が爲に供給せよ」と。時に瞻波の比丘衆來りしに、見已りて歡喜し請じて座に就かしめ、宜しきに隨うて供給し已りて、胡跪合掌して是言を作さく、「唯願はくは大德、明日我が施食を受けたまはんことを」と。須臾にして第二衆來りければ、卽ち請じて座に就か(しめ)、種々に供給し已りて明日の食を請ぜしに、此衆言はく、「我れ彼衆と共に食せず」と。問うて言はく、「何の故に」。答へて言はく、「彼衆は破僧せるなり」。彼言はく、「我れは破僧せず」。復言はく、「汝實に破僧せしに、何の故に不なりと言ふや」と。是の如くにして竟夜に共に諍ひ、隣比の俗人聞き已りて不喜心を起し、居士の姉も悅ばず遂に供給せずして、早起して草馬車に駕して舍衞城に還り、須達に向うて具に上事を說きぬ。居士聞き已りて世尊の所に往き、頭面に禮足して却いて一面に住し、卽ち上事を以て具に世尊に白さく、「世尊、此の破僧の人を我等は恭敬供養することを得るや不や。唯願はくは世尊、具に分別して說きたまはんことを」と。佛、居士に告げたまはく、「義あらんに應に知るべく、義なからんに亦應に知るべ

【五三】異住。同一結界地に住しつゝ四人以上黨をなして法・食を異にするなり、卽ち破僧(Saṃghabheda)の義なり。

去るを得ず、應に偏袒右肩し合掌して却行すべきなり』と。若し衆中に人ありて語らんには、他邏咃比丘は應に問ふべし、「長老、此人は本何の事の故に擧げられしや」と。[四九]復、人あり嫌うて言はく、「此人擧げられたるに何の故に知らざる、應に當に合せ治すべし」と。若し是語を聞かんに、應に默然して止むべきなり。若し「長老、此人擧げられ、隨順法を行じて心柔軟なるも人の料理する（もの）なし、可しく捨を與ふべし」と言はんに、他邏咃比丘應に語げて言ふべし、『長老、世尊は二人ありと說きたまへり、「剛強にして未だ治せざるには應に治すべく、已に治して柔軟ならんには應に捨すべし」と』。若し是の如くして衆人の意を得んには、應に求聽羯磨を作し、已にして乞ふことを聽すべきなり。羯磨人は應に是說を作すべきなり、

[五〇]「大德僧聽きたまへ、某甲比丘に是事ありて、僧は饒益せんと欲するが故に擧羯磨を作せしに、彼れ隨順法を行じて心柔軟せり。若し僧時到らば僧よ、某甲比丘は僧に從うて捨擧羯磨を乞はんと欲す。諸大德聽すや（不や）、某甲比丘、僧に從うて捨擧羯磨を乞はんと欲するを。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ』と。

（次いで）此人應に乞はんに、偏袒右肩し胡跪合掌して是言を作すべきなり。

[五一]「大德僧聽きたまへ、我は某甲比丘なり、是事ありて僧は饒益せんと欲するが故に擧羯磨を作し、我已に隨順法を行じ心柔軟して本の惡見を捨しぬれば、今、僧に從うて捨擧羯磨を乞はんとす。哀愍の故に唯願はくは僧、我に捨擧羯磨を與へたまはんことを」と。

是の如くに三たび乞はんに、羯磨人は應に是說を作すべきなり。

[五二]「大德僧聽きたまへ、某甲比丘に是事あり、僧は饒益せんと欲するが故に擧羯磨を作せしに、彼れ隨順法を行じ心柔軟して本の惡見を捨しぬ。已にして僧中に隨ろて捨擧羯磨を乞へり。若し僧時到らば僧は某甲比丘に捨擧羯磨を與へんとす、白すること是の如し」。

【四九】原漢文に復有人嫌言此人被擧何故不知應當合治若聞是語應默然止若言長老此人被擧行隨順法心柔軟無人料理可與捨他邏咃比丘應語言長老世尊說有二人剛強未治者應治已治柔軟者應捨若如是得衆人意應作求聽羯磨已聽乞羯磨人應作是說…とあり。

【五〇】求聽乞捨擧羯磨。即ち擧羯磨を解除せんことを乞ふことにつきて僧伽の聽許を求むる羯磨文、白羯磨なり。

【五一】乞捨擧羯磨作法。擧羯磨を解除せんことを僧伽に乞ふ作法。

【五二】捨擧羯磨文、白四羯磨なり。

に、此衆にも著せず、彼衆にも著せざらん」と。舍利弗、是を「七事の他邏哋に非ずして他邏哋に似たり」と名く。二他邏哋とは、「自護心」と「時を待つ」となり。一自護心」とは、他の是非を見て是念を作さく、「業行の作す(所)は自ら知らん。譬へば失火の如し、但自ら身を救うて焉ぞ他事を知らん」と。是を「自護心」と名く。「時を待つ」とは、或は人ありて他の諍訟相言するを見て是念を作さく、「此の諍訟相言は時到りて自ら當に判斷すべけん」と。是を「二他邏哋」と名くるなり』と。

爾時、舍利弗は佛に白して言さく、「世尊、云何が[四六]中他邏哋と名くる」。佛、舍利弗に告げたまはく、「一人して此衆と法食・味食を共にし、亦彼衆と法食・味食を共にして、請ぜ(られ)て當事を斷ずるあり。復次に舍利弗、中他邏哋とは、亦此衆と[四七]法食・味食を共にし、亦彼衆と法食・味食を共にして、請ぜ(られ)ざるに而も當事を斷ずるなり」と。時に舍利弗、佛に白して言さく、「世尊、他邏哋比丘にして被擧比丘を料理せんと欲せんには當に云何がすべき」。佛、舍利弗に告げたまはく、『被擧人、隨順法を行じて心柔輭なるを料理せんと欲せんには、時集・非時集に料理を爲すを得ず、當に先に房、若しは溫室、若しは講堂上、若しは衆多人集處に於て、[四八]應に往いて誘うて年少比丘に問ふべきなり、『長老、頗し汝が和上・阿闍梨の語るを聞けりや不や、「若し中間に人ありて被擧人を料理せんに、當に聽くべきに」と』。若し『我れ和上・阿闍梨の語るを聞けり、「若し被擧人、隨順法を行じて心柔輭したれば、設し人ありて語を爲さんには此人をして治せせしめんに」と』言はんに、若し是語を聞かば默然して止めよ。若し『我れ和上・阿闍梨の語るを聞けり、「被擧人は隨順法を行じて心柔輭せるも、憐む可し、人の、其爲に料理するなし」と』言はんに、是語を聞かんには故に衆を集むるを得ず、當に時集・非時集に因るべし。是の如きには舍利弗よ、被擧人、布薩・自恣日に到りて應に僧中に至りて是言を作すべきなり、「我は被擧比丘なり、隨順法を行じて心柔輭しければ、我に捨を與へたまはんことを」と、是の如くに三說して應に還り出づべし。出づる時、默然として

【四六】中他邏哋。諍訟の中間に立ちて被擧人を料理し調伏せしめんとして種々に方法を廻らす比丘をいふ。

【四七】法食・味食。註(一八の三・四)參照。

【四八】原漢文に應往誘問年少比丘長老頗聞汝和上阿闍梨語若中間有人料理被擧人當聽不若言我聞和上阿闍梨語若被擧人行隨順法心柔輭設有人爲語者令此人治若聞是語默然而止若言我聞和上阿闍梨語被擧人行隨順法心柔輭可憐無人爲其料理聞是語者不得故集衆當因時集非時衆如是舍利弗被擧人到布薩自恣日應至僧中作是言……とあり。難解なり。

はく、「此は是れ惡事なり、應に與ふべきに何の故に與へざりしや。是法・非法は事、沙門に在り」と。爾時、須達は世尊の所に往いて頭面に禮足し、却いて一面に坐して、具に上事……乃至、被擧と不被擧とを以て具に世尊に白して（言さく）、「被擧人は、我等當に云何が恭敬供養すべき。唯願はくは世尊、具に分別して説きたまはらんことを」と。佛、居士に告げたまはく、「義あらんに應に知るべく、義なからんに亦應に知るべく、是れ法・非法、是れ律・非律、皆悉く應に知るべきなり。是中、義ありて法の如く律の如くに行ぜんには應に供給すべく、被擧比丘と共に事に從ふを得るの方便あることなきなり」と。佛、居士に告げたまはく、「但當に施を行じて諸の功德を作すべし、是れ法・非法は沙門自ら知らん」と。時に【四三】大愛道比丘尼は世尊の所に往き、頭面に禮足して却いて一面に住して【四四】佛に白して言さく、「世尊、我等當に云何がすべき、……」と。（佛言はく）「……乃至、被擧比丘と共に事に從ふを得るの方便あることなし」と。爾時、尊者阿難・優波離は世尊の所に往いて……亦復是の如くなりき。

爾時、尊者舍利弗は佛に白して言さく、「世尊、被擧比丘を我等云何が知るを得ん、……」。（佛言はく）「…… 乃至、被擧比丘と共に事に從ふを得るの方便あることなし」と。

爾時、舍利弗、佛に白して言さく、「世尊、云何が他邏哋と名くる」。佛、舍利弗に語げたまはく、【四五】「七事ありて他邏哋に非ざるに他邏哋に似たると、二他邏哋となり。何等をか七とする。或は(1)狂の故に此衆に著せず彼衆に著せざらんに、「是れ他邏哋なり」と謂ふなり、是れ最初の「他邏哋に非ず、他邏哋に似たる」なり。是の如くに(2)心亂と(3)鈍と(4)癡と(5)病とありて、病の故に此衆に著せず、彼衆に著せざるなり。復次に舍利弗、(6)或は人ありて利の爲の故に是念を作さく、「若し我れ此衆に著せんには彼の利を失せん、若し彼の衆に著せんには此利を失せん。是二に倶に著せざらん」と。復次に(7)或は人ありて二衆の利を得んとて故に是念を作さく、「我れ二邊の利を得んが爲の故

【四三】大愛道比丘尼。註（九の三・四）參照。
【四四】原漢文に白佛言世尊我等當云何乃至無有方便被擧比丘得共從事とあり。今、補譯せり。
【四五】七事非他邏哋と二他邏哋。

起すべからず。何を以ての故に、乃し[三八]燋柱に至るまで應に惡を起すべからざればなり。應に是念を作すべきなり、「後人をして此の邪見を習はしむること莫れ」と。若し放牧人・取薪草人にして、衣鉢を持して來り施さんには取るを得ん、卽ち彼を施主と爲せばなり。若し被擧人、隨順して五事を行じ、正見を得て心意調輭ならんには、「捨」を與ふるを得るなり。

波利婆沙・摩那埵を行ずる比丘は、應に隨順して七事を行ずべきなり。（七事とは）、比丘事……乃至、王事なり。廣く解せんに、上に說けるが如し、是を「捨」と名く。

[三九]「他邏埵を作す」とは。佛、舍衛城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

爾時、[四〇]須達居士は姉に語げて言はく、「姉よ、是の聚落の中に住して、我が爲に客僧に料理せよ」と。時に瞻波の比丘衆來るに、見已りて歡喜し共に相問訊すらく、「善來、大德」と。與に牀褥を敷置して請じて坐に就かしめ、坐し已るに洗脚水・塗足油・非時漿を與へ、夜には燈火を與へ、已にして頭面に禮足し胡跪合掌して是言を作さく、「大德僧、我が爲の故に明日、我が食を受けたまはんことを」と。卽ち請を受け已るに、須臾にして第二衆來りければ、復爲に牀褥を敷いて請じて坐に就かしめ、洗脚水・塗足油・非時漿を與へ、已にして頭面に禮足し胡跪合掌して是言を作さく、「大德僧、明日、我が爲の故に我が食を受けたまはんことを」と。（時に）此衆言はく、「我れ彼と共に食せず」と。問うて言はく、「何の故なりや」。答へて言はく、「是れ被擧人」なり。彼言はく、「我は被擧に非ず」。復言はく、『汝は是れ被擧人なり、何の故に「非らず」と言ふや』。是の如くに「被擧なり」「被擧に不ず」とて竟夜に共に諍ひ、隣比の俗人は不喜心を發しぬ。居士の姉聞き已りて嫌うて言はく、「云何が沙門なる、竟夜に共に被擧と不被擧とを諍はんとは」と。（卽ち）不喜心を生じて晨に起くるも竟に[四一]前食・後食を與へず、[四二]草馬車に駕して舍衛城に還り、須達居士の所に詣りて具に上事を說いて（言はく）、「……乃至、竟に料理せざりき」と。居士聞き已りて心に不樂（心）を懷きて姉に語げて言

【三八】燋柱。宋・元・明・宮本には燋灶（セウシユ）とせり。灶はとうしんなれば、たいまつ、とうしんに至るまでも惡心を起さずとの意なり。

【三九】他邏埵。巴利の tarati に相當するが如し。註（一二の六三）非闘頼吒比丘の下參照。tarati は兩端を克服し調御する意あれば、諍事調伏の爲に仲裁の勢を取りて非法を制御する比丘を他邏埵比丘といへるものなるべし。卽ちこの一段は擧羯磨を解除し得る樣に僧伽と擧比丘との中間に立ちて仲裁の勢を取る方法を明す所なり。

【四〇】須達居士（Sudatta）。註（一の三三）祇園林の下參照。

【四一】前食・後食。註（一六の一一・二〇の八九）參照。

【四二】草馬車。草は騲の同音寫にして、良馬の意に通ず。卽ち良馬車なり。註（一二の九一）白騲馬車參照。

なり。羯磨し已らんに、應に僧伽藍邊に安著して住し、隨順して五事を行じて一々に如法なるべく、已にして應に「捨」を與ふべきなり。是を「擯出を捨す」と名く。

發喜羯磨を作さんには、應に隨順して五事を行ずべきなり。（五事とは）、比丘事……乃至、王事なり。羯磨し已らんに、應に所犯の俗人家に到らしめて悔過せしむべきなり。若し俗人にして、「尊者は故ほ精舍中に在りて住するや。若し故ほ彼に在りて住せんには、我當に彼の食及び衣・錢物を斷ずべし」と言はんに、僧は應に語げて言ふべし、「此は僧の過に非ざれば、汝應に更に往いて彼に向うて下意し、其をして歡喜せしむべし」と。若し彼れ喜ばんには、即ち名けて「捨」と爲すなり。

擧羯磨を作さんには、應に隨順して五事を行ずべきなり。（五事とは）、比丘事……乃至、王事なり。羯磨し已らんに、應に[三五]僧伽藍の外邊の門にして阿練若に向へる處に安著すべし。若し來りて塔院・僧院中に入りて地を掃かんには、比丘應に逆に其跡を掃ふべきなり。若し來りて洗脚處の水・大小行處の水を盆さんには、應に還して瀉ぎ棄つべし。[三六]若し共行弟子・依止弟子ならんには、喚びて和上・阿闍梨と作すを得ず、（和尚・阿闍梨は）弟子に應に語言すべからず。（若し）被擧にして餘人ならんには、應に語ぐべし、「隨順して行ぜよ。應に惡邪を捨すべし」と。惡邪比丘は應に共語すべからず、應に共住すべからず、應に法・食を共にすべからず、佛を共にせず、法を共にせず、僧を共にせず、布薩を共にせず、自恣を共にせず、羯磨を共にせず、外道には「坐せんと欲せば便ち坐せよ」と語ぐを得るも、被擧に語げて坐せしむるを得ず。若し病まんには應に看病すべからず、彼の檀越若しは親里に語げて言ふを得ん、「被擧人は病めり、汝往いて看よ」と。若し無常せんには、應に華香を與へて屍に供養すべからず。應に爲に飮食・[三七]非時漿を作して僧に供養すべからず。應に衣鉢を分つべからず、應に與に身を燒くべからず。其の所眠の牀を取りて屍を以て上に著き、衣鉢を咽に繫ぎ、牀を曳いて出で、是言を作すなり、「衆僧事淨、衆僧事淨」と。惡邪比丘に於て應に惡心を

【三五】原漢文に應安著僧伽藍外邊門向阿練若處若來入塔院僧院中掃地者比丘應逆掃其跡……とあり。

【三六】原漢文に若共行弟子依止弟子者不得喚作和上阿闍梨弟子不應語言被擧餘人應語隨順行應捨惡邪とあり。難解なれば今補譯せり。

【三七】非時漿(vikālapānani)。註(一六の五)非時飮參照。

和合羯磨」を、是を「應羯磨」と名け、餘は「不應(羯磨)」なり。復、不應羯磨あり、[三一] 比丘、折伏事に非ざるに折伏羯磨を作さんに、諸比丘は非法を知るが故に遮せん、(或は)人現前せず、問はず、引過せず、非法不和合に、衆成就せず、白成就せず、羯磨成就せざる、若しは一々に成就せざらんには、是を「不應羯磨」と名く。

隨順を行じ已らんには應に捨すべきなり。「捨」とは[三二] 六あり、折伏羯磨を作し、不語羯磨を作し、擯出羯磨を作し、發喜羯磨を作し、舉羯磨を作し、別住摩那埵羯磨を作せるとなり。折伏羯磨を作さんには、應に隨順して五事を行ずべきなり。(五事とは)、比丘事・比丘尼事・眷屬事・羯磨事・王事なり。折伏羯磨を作し已らんに、應に語げて言ふべし、「長老、汝復更に犯すこと莫れ、犯さんには僧は更に重ねて汝を治せん。是の五事は應に一々に隨順して行ずべし」。行じ已りて折伏下意せんに、僧は應に與に「捨羯磨」を作すべきなり。是を「捨」と名く。

不語羯磨を作さんには、應に隨順して五事を行ずべきなり。(五事とは)、比丘事・比丘尼事・眷屬事・羯磨事・王事なり。[三三] 羯磨を作し已らんに、應に隨順して五事を行ずべし。復、百歲なりと雖應に依止を驅るべく、持戒(比丘)より下至ること二部律を知れる十歲比丘にまで、晨に起きては應に問訊し、與に大小行器・唾壺を出して常處に舉置し、齒木を與へ、與に地を掃ひ食を迎へ、衣を浣ひ鉢を熏じて、一切盡く供給すべきなり。唯、禮拜と按摩せ(しむ)るとを除くも、若し病時には按摩せしむるを得ん。應に二部律を教へ、若し能はざらんには一部律を教ふべし。若し復能はざらんには、應に廣く五衆戒を教ふべく、應に善く[三四] 陰・界・入・十二因緣を知らしむべく、應に善く罪相と非罪相とを知らしむべく、威儀は應に教ふべく、非威儀は應に遮すべきなり。若し舉し已らんには、卽ち名けて「捨」と爲すなり。

擯出羯磨を作さんには、應に隨順して五事を行ずべきなり。(五事とは)、比丘事・……乃至、王事

【三一】原漢文に比丘非折伏事作折伏羯磨諸比丘知非法故遮人不現前不問不引過非法不和合衆不成就白不成就羯磨不成就若一々不成就是名不應羯磨行隨順已應捨捨者有六…とあり。人不現前(asammukhā)とは犯罪人現前せず、不問(apaṭipucchā)とは犯罪の實際を問せず撿校せず、不引過(apaṭiññāya)とは犯罪を自ら認めざるなり。乃至、衆も白も羯磨も成就せず、或は衆のみ不成就なりとも凡て不應羯磨と名くとの意なり。行隨順已下は折伏羯磨を加せられて如法に五事隨順行をなさんに卽ち折伏羯磨を解除するなり。

【三二】六捨法。折伏・不語等の六羯磨と解除しうる條件なり。

【三三】原漢文には作羯磨已應隨順行五事雖復百歲應驅依止持戒下至知二部律十歲比丘晨起應問訊與出大小行器唾壺舉置常處…とあり。驅依止とは依止弟子を置くとの特權を停止する故に依止を受くるを得ざるなり。二部律とは比丘・比丘尼の二部毘尼なり。十歲比丘は法臘十歲なり。

【三四】陰・界・入・十二因緣。註(八の一二五—一二八)參照。

して二比丘を擧げ、衆多比丘して衆多比丘を擧げぬ」と。佛、諸比丘に告げたまはく、「四羯磨あり、何等をか四とする。非法不和合羯磨あり、非法和合羯磨あり、如法不和合羯磨あり、如法和合羯磨あり」と。「非法不和合羯磨」とは、比丘に事なきに僧與に折伏羯磨を作さんに、諸比丘は非法なるを知るが故に遮し、來らざる比丘は[二九]與欲せず、欲を持し來るも說かざるなり。(復)[三〇]比丘に事なきに僧與に折伏羯磨を作し、隨順を行ぜざるに與に捨せんに、諸比丘は非法を知るが故に遮し、來らざる比丘は與欲せず、欲を持して來れる者は說かざるなり。是二は倶に「非法不和合羯磨」と名く。

「非法和合羯磨」とは、比丘に事なきに僧與に折伏羯磨を作さんに、諸比丘は非法なるを知らざるが故に、遮せず、來らざる諸比丘は與欲し、欲を持し來れる者は說かん。(復)比丘に事なきに僧與に折伏羯磨を作し、隨順を行ぜざるに與に捨せんに、諸比丘は非法を知らざるが故に、遮せず、來らざる諸比丘は與欲し、欲を持し來らん者は說くなり。是二は倶に「非法和合羯磨」と名く。

「如法不和合羯磨」とは、比丘に事ありて僧與に折伏羯磨を作さんに、諸比丘は如法なるを知らざるが故に、遮し、來らざる諸比丘は與欲せず、欲を持し來れる者は說かざるなり。(復)比丘に事ありて僧與に折伏羯磨を作し、隨順を行じたれば與に捨せんに、諸比丘は如法なるを知らざるが故に、遮し、來らざる諸比丘は與欲せず、欲を持し來れる者は說かざるなり。是二は倶に「如法不和合羯磨」と名く。

「如法和合羯磨」とは、比丘に事ありて僧與に折伏羯磨を作さんに、諸比丘は如法を知るが故に、遮せず、來らざる諸比丘は與欲し、欲を持し來れる者は說くなり。(復)比丘に事ありて僧與に折伏羯磨を作さんに、隨順法を行じたれば與に捨せんに、諸比丘は如法を知るが故に、遮せず、來らざる諸比丘は與欲し、欲を持し來れる者は說くなり。是二は倶に「如法和合羯磨」と名く。是中「如法

【二九】與欲(Chanda)。註(一七の一四八・二〇の五六)參照。

【三〇】原漢文に比丘無事僧與作折伏羯磨不行隨順與捨諸比丘知非法故遮不來比丘不與欲持欲來者不說…とあり。隨順を行ぜずとは五事を行ぜざるなり。五事とは比丘事、比丘尼事、眷屬事、羯磨事(受拜事)、王事なり。別住行者の七事は入聚落事と執衆苦事とを加へたるもの、註(二五の八二)參照、及び後註(三二)六捨法の本文參照。捨とは折伏羯磨を解除するなり。

故に出精して乃し十に至り、一切十夜覆藏せるを通合して別住・摩那埵を行じ竟りぬれば、通合の阿浮呵那を與へんとす、白すること是の如し」。

「大德僧聽きたまへ、某甲比丘は十僧伽婆尸沙罪を犯じ、故に出精して乃し十に至り、一切十夜覆藏せり。已にして僧に從うて通合の十夜別住を乞ひ、僧已に十夜別住を與ふるに、某甲比丘は已に十夜別住を行じ竟りぬ。已にして僧に從うて通合の六夜摩那埵を乞ひ、僧已に六夜摩那埵を與ふるに、某甲比丘は已に六夜摩那埵を行じ竟り、已にして僧に從うて十夜覆藏罪通合の阿浮呵那を乞へり。僧は今某甲比丘の與に、十僧伽婆尸沙罪を犯じ、故に出精して乃し十に至り、一切十夜覆藏して、通合の十夜別住・六夜摩那埵を行じ竟りぬれば、通合の阿浮呵那を與へんとす。諸大德忍するや(不や)、某甲比丘、十僧伽婆尸沙罪を犯じ、十夜覆藏して、通合の十夜別住・摩那埵を行じ竟りぬれば、通合の阿浮呵那を與へんとすることを。忍せんには僧よ默然したまへ、若し忍せざらんには便ち說きたまへ」と。

是れ第一羯磨にして、第二第三も亦是の如くにして、「僧は已に某甲比丘に十夜覆藏一切通合の十夜別住・摩那埵・阿浮呵那を與へ竟りぬ。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と說き、(次いで言はく)、「善男子聽け、汝已に如法に出罪せり。一白三羯磨に衆僧和合し、滿二十衆集僧して羯磨事を作すこと難し。汝當に謹愼して復更に犯すこと莫れ」と。[二七]是を「別住・摩那埵・阿浮呵那」と名くるなり。毘尼の攝竟る。

[二八]「應羯磨・不應羯磨」とは。

佛、舍衞城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。(爾時)、瞻波の比丘は相言諍訟して和合住せず、一人して一人を擧げ、二人して二人を擧げ、衆多人して衆多人を擧げぬ。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白さく、「瞻波の比丘に非法生じて、一比丘して一比丘を擧げ、二比丘

【二七】原漢文に是名別住摩那埵阿浮呵那毘尼攝竟とあり。毘尼攝竟の毘尼は調伏の義、卽ち持律比丘は犯罪者に對し如法の處置をなして罪過を調伏せしむるについて、上來述べ來り竟れりとの意。

【二八】應羯磨・不應羯磨。註(二四の三九)の本文、四羯磨につきての細說にして如法和合羯磨を應羯磨といひ、他の三を不應羯磨といふ。

十夜覆藏せり。已にして僧に從うて十夜別住を乞ひ、僧已に十夜別住を與へ、某甲已に十夜別住を行じ竟りぬ。已にして僧に從うて通合の六夜摩那埵を乞ひ、僧已に六夜摩那埵を與ふるに、某甲比丘は已に六夜、摩那埵を行じ竟りぬ。若し僧時到らば僧よ、某甲比丘は十僧伽婆尸沙罪を犯じ、十夜覆藏して十夜別住と摩那埵とは行じ竟りければ、僧に從うて通合の阿浮呵那を乞はんと欲せり。諸大德聽すや(不や)、某甲比丘は十僧伽婆尸沙罪を犯じて十夜覆藏し、通合して別住・摩那埵を行じ竟りぬれば、僧に從うて通合の阿浮呵那を乞はんと欲することを。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是の事是の如くに持つ」と。

此人應に僧中に從うて乞ふに、偏袒右肩し胡跪合掌して是言を作すべきなり。

[二五]「大德僧聽きたまへ、我は某甲比丘なり、十僧伽婆尸沙罪を犯じ、故に出精して乃し十に至り、一切十夜覆藏せり。已にして僧に從うて通合の十夜別住を乞ひ、僧は已に我に十夜別住を與へたれば、我已に十夜別住を行じ竟りぬ。已にして僧中に從うて通合の六夜摩那埵を乞ふに、僧は已に我に六夜摩那埵を與へ、我已に六夜摩那埵を行じ竟りぬれば、今僧に從うて十夜覆藏罪通合の阿浮呵那を乞はんとす。哀愍の故に唯願はくは僧よ、我に十夜覆藏罪通合の阿浮呵那を與へたまはんことを」と。

是の如くに三たび乞ふに、羯磨人は應に是說を作すべきなり。

[二六]「大德僧聽きたまへ、某甲比丘は十僧伽婆尸沙罪を犯じ、故に出精して乃し十に至り、一切十夜覆藏せり。已にして僧に從うて通合の十夜別住を乞ひ、僧已に十夜別住法を與へしに、某甲比丘は已に十夜別住法を行じ竟りぬ。已にして僧に從うて通合の六夜摩那埵を乞ひ、僧已に六夜摩那他を與へしに、某甲比丘は已に六夜摩那埵を行じ竟り、已にして僧に從うて十夜覆藏罪通合の阿浮呵那を乞へり。若し僧時到らば僧よ、某甲比丘は十僧伽婆尸沙罪を犯じ、

【二五】乞出罪羯磨作法。出罪羯磨を乞ふ作法。

【二六】出罪羯磨文、白四羯磨なり。

是の如くに三説し、白して言さく、「我れ隨順して七事を行ぜん」と、是の如くに三説するなり。
第二日には應に白して是說を作すべきなり。

「大德僧聽きたまへ、我は某甲比丘なり、十僧伽婆尸沙罪を犯じ、故に出精して乃し十に至り、一切十夜覆藏せり。我已に僧に從うて十夜別住を乞ひ、僧已に我に十夜別住を與へて、我已に十夜別住を行じ竟りぬ。已にして僧に從うて通合の六夜摩那埵を乞ひ、僧已に我に六夜摩那埵を與へたまひぬ。我れ摩那埵を行じて一夜已に過ぎぬるも五夜の在るあり、僧憶念して持したまはんことを」と。

是の如くに三說し、是の如くに日々に應に白すべし。乃し六夜に至りて、應に白して是說を作すべきなり。

「大德僧聽きたまへ、我は某甲比丘なり、十僧伽婆尸沙罪を犯じ、故に出精して乃し十に至り、一切十夜覆藏せり。我已に僧に從うて十夜別住を乞ひ、僧は已に我に十夜別住を與へ、我已に十夜別住を行じ竟りぬ。已にして通合の六夜摩那埵を乞ふに、僧已に我に六夜摩那埵を與へ、我已に六夜摩那埵を行じ竟りて阿浮呵那に至りければ、僧憶念して持したまはんことを」と。

若し此間の衆滿ぜんには、應に善く羯磨を知れる人を請じて是の如きの言を作すべし、「長老、我が與に羯磨を作したまへ」と。羯磨人は應に問ふべし、「不減衆にて摩那埵を行ぜしや不や、摩那埵を究竟せしや不や、本罪・中間罪なきや不や、比丘と共に一房一障に住せざりしや不や、客比丘來らんに白せしや不や、時集・非時集に白せしや不や、日々に界内の僧に白せしや不や」と。若し一々に如法なりしならんには、羯磨人は應に是說を作すべきなり。

[二四]「大德僧聽きたまへ、某甲比丘は十僧伽婆尸沙罪を犯じ、故に出精して乃し十に至り、一切

【二四】　求聽乞出罪羯磨。出罪羯磨を乞ふことにつきて、僧伽の聽許を求むる羯磨、白羯磨なり。

十夜覆藏せり。已にして僧に從うて十夜別住を乞ひ　某甲比丘は十夜別住を行じ竟んぬ。已にして僧に從うて通合の六夜摩那埵を乞へり。若し僧時到らば僧よ、某甲比丘は十僧伽婆尸沙罪を犯じ、故に出精して乃し十に至り、一切十夜覆藏して別住を行じ竟りければ、一切通合の六夜摩那埵を與へんとす、白すること是の如し」。

「大德僧聽きたまへ、某甲比丘は十僧伽婆尸沙罪を犯じ、故に出精して乃し十に至り、一切十夜覆藏して、已にして僧に從うて一切通合の十夜別住を乞ひ、某甲比丘は已に十夜別住を行じ竟んぬ。已にして僧に從うて一切通合の六夜摩那埵を與へんことを乞へり。僧は今某甲比丘の與に、十僧伽婆尸沙罪を犯じ、十夜覆藏して別住を行じ竟りければ、通合の六夜摩那埵を與へんとす。諸大德忍するや(不や)、某甲比丘の與に十僧伽婆尸沙罪を犯じ、十夜覆藏して別住を行じ竟りければ、通合の六夜摩那埵を與へんとすることを。忍ぜんには僧よ默然したまへ。若し忍せざらんには便ち說きたまへ」と。

是れ第一羯磨にして、第二第三も亦是の如くにして、「僧は某甲比丘の與に、十僧伽婆尸沙罪を犯じ、十夜覆藏して別住を行じ竟りければ、通合の六夜摩那埵を與へ竟んぬ。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と說くなり。羯磨し已るに、應に即日に僧中に入りて白して是の如きの說を作すべきなり。

「大德僧聽きたまへ、我は某甲比丘なり、十僧伽婆尸沙罪を犯じ、故に出精して乃し十に至り、一切十夜覆藏して、已にして僧に從うて十夜別住法を乞ひ、我已に十夜別住を行じ竟りぬ。已にして僧に從うて通合の六夜摩那埵を乞ひ、僧は已に我に六夜摩那埵を與へたまへり。大德僧聽きたまへ、我は某甲比丘なり、十僧伽婆尸沙罪を犯じ、十夜覆藏して別住を行じ竟り、一切通合の六夜摩那埵を行ぜんとす。僧憶念して持したまはんことを」と。

應に善く羯磨を知れる比丘を請ずべきなり。(羯磨比丘は)得意の人と將に戒場上に至るなり。若し戒場なきには、羯磨地ならずんば僧事を作すことを得ざれば地に羯磨せよ、羯磨地とは、上に說けるが如し。羯磨人は應に問ふべきなり、「別住を行ずることを滿ぜしや不や、[一九]不空の僧伽藍にて別住を行ぜしや不や、本罪・中間罪なかりしや不や、比丘と共に同じく一房・一障に住せざりしや不や、客比丘來らんに白せしや不や、[二〇]時集・非時集に白せしや不や」と。是の如くに撿挍して如法ならんに、已にして若しは一を犯じ、若しは二若しは三、乃至、十罪を(犯ぜんに)、應に合して摩那埵を乞ふべし。羯磨人は應に是說を作すべきなり。

[二一]「大德僧聽きたまへ、某甲比丘は十僧伽婆尸沙罪を犯じ、故に出精して乃し十に至り、一切十夜覆藏せり。已にして僧に從うて十夜別住を乞うて、某甲比丘は十夜別住を行じ竟んぬ。若し僧時到らば僧よ、某甲比丘は十僧伽婆尸沙罪を犯じて十夜覆藏し、別住を行じ竟りて僧に從うて通合の六夜摩那埵を乞はんと欲せり。諸大德聽すや(不や)、某甲比丘は十僧伽婆尸沙罪を犯じて十夜覆藏し、別住を行じ竟りて僧に從うて通合の六夜摩那埵を乞はんと欲することを。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。

此人應に僧中に從うて乞ふに、偏袒右肩し胡跪合掌して是言を作すべきなり。

[二二]「大德僧聽きたまへ、我は某甲比丘なり、十僧伽婆尸沙罪を犯じ、故に出精して乃し十に至り、一切十夜覆藏せり。我已に僧に從うて十夜別住を乞ひ、我已に十夜別住を行じ竟りぬ。今僧に從うて通合の六夜摩那埵を乞はんとす。哀愍の故に唯願はくは僧よ、我に通合の六夜摩那埵を與へたまはんことを」と。

是の如くに三たび乞ふに、羯磨人は應に是說を作すべきなり。

[二三]「大德僧聽きたまへ、某甲比丘は十僧伽婆尸沙罪を犯じ、故に出精して乃し十に至り、一切

【一九】不空僧伽藍 (abhik-khuka āvāsa)。不空とは有比丘の意。無比丘の僧園にて別住を行ずとも効なきなり。

【二〇】時集・非時集。布薩・自恣等の一定の僧集時、及び其他の僧事法事にて隨時に僧集せる時。かゝる時に摩那埵を行じておることを白狀して謙愼し、下意するなり。

【二一】求聽乞通合六夜摩那埵羯磨。通合の六夜摩那埵を乞ふについて、僧伽の聽許を求むる羯磨文、白羯磨なり。

【二二】乞通合六夜摩那埵作法。通合の六夜摩那埵を乞ふ作法。

【二三】通合六夜摩那埵羯磨。通合の六夜摩那埵を與ふる羯磨文、白四羯磨なり。

とす、白すること是の如し」。

「大德僧聽きたまへ、某甲比丘は十僧伽婆尸沙罪を犯じ、故に出精して乃し十に至り、一切十夜覆藏せり。已にして僧に從うて一切通合の十夜別住法を乞へり。僧は今某甲比丘は十僧伽婆尸沙罪を犯じければ、一切通合の十夜別住を與へんとす。諸大德忍するや(不や)、某甲比丘は十僧伽婆尸沙罪を犯じて十夜覆藏しければ、一切通合の十夜別住を與へんとすることを。忍せんには僧よ默然したまへ、若し忍せざらんには便ち說きたまへ」と。

是れ第一羯磨にして、第二第三も亦是の如くにして、「僧は已に某甲比丘の與に、十僧伽婆尸沙罪を犯じて十夜覆藏しければ、一切通合の十夜別住を與へ竟んぬ。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と說くなり。若し此中にて行ぜんと欲せんには、卽日に應に僧に白すべし。(卽ち)偏袒右肩し胡跪合掌して是言を作さく、「大德僧聽きたまへ、我は某甲比丘なり、十僧伽婆尸沙罪を犯じ、故に出精して乃し十に至り、一切十夜覆藏せり。已にして僧に從うて一切通合を乞ひ、十夜別住法を乞へり。僧已に哀愍の故に、我に一切通合の十夜別住法を與へたまひぬ。大德僧聽きたまへ、我は某甲比丘なり、十僧伽婆尸沙罪を犯じ、故に出精して乃し十に至り、一切十夜覆藏せり。我今合せて別住法を行ずれば、僧憶念して持したまはんことを」と。是の如くに三說して、白して言さく、「我れ隨順して七事を行ぜん」と。此人當に日々に數を憶して滿すべし。應に是の如くに白すべきなり、「大德僧聽きたまへ、我は某甲比丘なり、十僧伽婆尸沙罪を犯じ、故に出精せること乃し十に至り、一切十夜覆藏せり。我已に僧に從うて一切通合の十夜別住法を乞ひしに、僧は已に我に十夜別住法を與へ、我已に十夜別住法を行じ竟んぬ。僧憶念して持したまはんことを」と、是の如くに三說するなり。

【一八】若し此間の衆滿たんには應に摩那埵を行ずべく、若し滿たざらんには應に衆滿つる處に求めて、

【一八】原漢文に若(1)此間衆滿者應行摩那埵若不滿者應求衆滿處應請善知(2)羯磨比丘得意人將至戒場上若(3)無戒場者(4)不羯磨地不得作僧事羯磨地(5)如上說羯磨人應問……とあり。(1)此間衆滿とは二十人僧を滿ずるなり。(2)羯磨比丘は二度に讀むべく、寫經の方式として略せるなり。(3)無戒場とは戒壇なき界地卽ち無場大界なり。(4)不羯磨地不得作僧事とは有名なる言辭にして、一切の僧事は凡て羯磨せる地に於て作すべしとの意、羯磨せざる地にて僧事をなすとも効力を生ぜざればなり。(5)如上說とは註(八の八〇、一一八)羯磨地及び羯磨界以下を示せるなり。

り、故に出精して一僧伽婆尸沙罪を犯じ十夜覆藏せり。我已に僧に從うて十夜別住を乞ひ、僧は已に哀愍の故に我に十夜別住法を與へたまへり。大德僧、我は某甲比丘なり、故に出精して一僧伽婆尸沙罪を犯じ十夜覆藏しければ、我今別住法を行ぜん。僧憶念して持したまはんことを」と。是の如くに三說して白して言さく、「我れ隨順して[一五]七事を行ぜん」と。是の如くして若しは二若しは三、乃至、十罪を犯ぜんには、應に合して別住羯磨を乞ふべし。羯磨人は應に是說を作すべきなり。

「大德僧聽きたまへ、某甲比丘は十僧伽婆尸沙罪を犯じ、故に出精せること乃し十罪に至り、一切十夜覆藏せり。若し僧時到らば僧よ、某甲比丘は十僧伽婆尸沙罪を犯じ、故に出精せること乃し十罪に至り、一切十夜覆藏しければ、僧に從うて一切通合の十夜別住を乞はんと欲せり。諸大德聽すや(不や)、某甲比丘は十僧伽婆尸沙罪を犯じて十夜覆藏しければ僧に從うて一切通合の十夜別住を乞はんと欲することを。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。

此人應に僧に從うて乞ふに、偏袒右肩し胡跪合掌して是言を作すべきなり。

「大德僧憶念したまへ、我は某甲比丘なり、十僧伽婆尸沙罪を犯じ、故に出精して乃し十に至り、一切十夜覆藏せり。今僧に從うて一切通合の十夜別住を乞はんとす。哀愍の故に唯願はくは僧よ、我に一切通合の十夜別住法を與へたまはんことを」と。

是の如くに三たび乞ふに、羯磨人は應に是說を作すべきなり。

[一七]「大德僧聽きたまへ、某甲比丘は十僧伽婆尸沙罪を犯ぜり、故に出精して乃し十に至り、一切十夜覆藏せり。已にして僧に從うて一切通合の十夜別住法を乞へり。若し僧時到らば僧よ、某甲比丘は一僧伽婆尸沙罪を犯じて十夜覆藏しければ、一切通合の十夜別住法を與へん

【一五】七事。註(二五の八三)波利婆沙行法七事の本文參照。

【一六】十罪を十夜覆藏せる別住を乞ふについて、僧伽の聽許を求むる羯磨文にして白羯磨なり。普通には一罪を犯じて十夜覆藏すれば十夜別住を行ずべく、十罪なれば百夜別住を行ずべきも、今一切通合せる十夜別住を乞ふなり。

【一七】十罪十夜覆藏別住法羯磨文。白四羯磨なり。

從うて[一]十夜別住法を乞はんと欲す。諸大德聽すや(不や)、某甲比丘故に出精し、一僧伽婆尸沙罪を犯じて十夜覆藏しければ、僧に從うて十夜別住を乞はんと欲することを。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。

此人應に偏袒右肩し胡跪合掌して是言を作すべきなり。

[二]「大德僧聽きたまへ、我は某甲比丘なり、故に出精して一僧伽婆尸沙罪を犯じて十夜覆藏し、今、僧に從うて十夜別住を乞はんとす。哀愍の故に唯願はくは僧よ、我に十夜別住法を與へたまはんことを」と。

是の如くに三たび乞ふに、羯磨人は應に是說を作すべきなり。

[三]「大德僧聽きたまへ、某甲比丘は故に出精して一僧伽婆尸沙罪を犯じ十夜覆藏せり。已にして僧に從うて十夜別住を乞へり。若し僧時到らば僧よ、某甲比丘は故に出精して一僧伽婆尸沙罪を犯じ十夜覆藏しければ、十夜別住を與へんとす。白すること是の如し」。

「大德僧聽きたまへ、某甲比丘は故に出精して一僧伽婆尸沙罪を犯じ十夜覆藏せり。已にして僧に從うて十夜別住法を乞へり。僧は今某甲比丘の與に、故に出精して一僧伽婆尸沙罪を犯じ十夜覆藏しければ十夜別住を與へんとす。諸大德忍するや(不や)、某甲比丘の故に出精して一僧伽婆尸沙を犯じ十夜覆藏しければ十夜別住を與へんことを。忍せんには僧よ默然したまへ、若し忍せざらんには便ち說きたまへ」と。

是れ第一羯磨にして、第二第三も亦上の如くにして、「僧は已に某甲比丘の故に出精して一僧伽婆尸沙罪を犯じ十夜覆藏せる(者の)與に、十夜別住を與へ竟んぬ。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と說くなり。 羯磨し已るに、此人卽ち[四]界內に入りて應に僧に白すべきなり。(卽ち)偏袒右肩して胡跪合掌して是言を作さく、「大德僧聽きたまへ、我は某甲比丘な

[一] 原漢文に十夜別住法者とあるも、者の字諸本皆存するも不要なれば今刪除せり。

[二] 乞十夜別住法文。

[三] 十夜別住法羯磨文。白四羯磨なり。

[四] 界內(antosimam)に入るとは、結界地內卽ち僧住處に還り入るなり。戒壇は同じく結界地內にあるも、空地を以て隔てる故に界外(nissimam)と同じきなり。結界については註(八の一三〇)參照。

を覆藏し、別住を行ぜる中にて比丘に語げて言はく、「長老、我更に三僧伽婆尸沙あり」と。應に問うて言ふべし、「是れ本罪なりや中間罪なりや」。答へて言はく、「中間なり」。問うて言はく、「何の時に犯ぜしや」。答ふ、「別住中なり」。問うて言はく、「覆せしや覆せざりしや」。答へて言はく、「一は覆し、一は覆せず、一は疑なり」と。應に語ぐべし、「先なる別住は已に如法に行ぜしも但、一夜を少けり、今の覆せざりし(罪)は停め、疑なるは當に決定すべし。覆せし(罪)は應に更に別住を乞うて合せ行じ、共に摩那埵を行じ、共に阿浮呵那すべきなり」と。摩那埵中に至りて更に說かんにも、亦是の如し。比丘、罪を覆藏して別住・摩那埵・阿浮呵那を行じ竟るに、比丘に語げて言はく、「長老、我更に三僧伽婆尸沙あり」と。應に問うて言ふべし、「是れ本罪なりや中間罪なりや」。答へて言はく、「中間なり」。問ふ、「何の時に犯ぜしや」。答へて言はく、「別住中なり」。問ふ、「覆せしや、覆せざりしや」。答へて言はく、「一は覆し、一は覆せず、一は疑なり」と。應に語ぐべし、「先なる別住は已に如法行ぜるも但、一夜を少き、摩那埵・阿浮呵那は成就せざるなり。覆せざりし(罪)は停め、疑なるは當に決定すべし、覆せし(罪)は應に更に別住を乞ひて合せ行じ、共に摩那埵を行じ、共に阿浮呵那すべきなり」と。摩那埵中にて更に三罪を犯ぜんにも、亦上に說けるが如し。是を「別住を別に乞ひ別に行じ、摩那埵を別に行じて共に阿浮呵那す」と名く。是を「中間罪」と名く。

[七]比丘、故に出精して僧伽婆尸沙を犯じ、罪を覆藏して別住を行ぜんと欲せんに、應に善く羯磨を知れる比丘を請じて是言を作すべし、「長老、我が爲に波利婆沙羯磨を作したまはんことを」と。(羯磨師は)[八]得意の比丘を將ゐて[九]戒場上に至りて[一〇]求聽羯磨を作すなり。羯磨人は應に是說を作すべきなり。

「大德僧聽きたまへ、某甲比丘は故に出精して一僧伽婆尸沙罪を犯じて十夜覆藏せり。若し僧時到らば僧よ、某甲比丘故に出精して一僧伽婆尸沙罪を犯じて十夜覆藏しければ、僧に

【七】僧殘罪悔過作法。
【八】得意比丘。同意を得たる四人以上の比丘なり。
【九】戒場。註(一六の一一九・一九の一三六)參照。
【一〇】求聽羯磨。註(六の一一九)參照。失精戒を犯じて十日間覆ひ藏せるについて、十夜別住法を乞はんとして僧伽の聽許を求むる作法、白羯磨なり。

摩那埵を行じ、共に阿浮呵那せよ」と。是を「別住を別に乞うて合せ行じ、共に摩那埵を行じ、共に阿浮呵那す」と名く。比丘、罪を覆藏して別住を行じ、已にして摩那埵を行ずる中にて比丘に語げて言はく、「長老、我更に一僧伽婆尸沙あり」と。應に問うて言ふべし、「是れ本罪なりや中間罪なりや」。答へて言はく、「中間なり」。問ふ、「何の時に犯ぜしや」。答へて言はく、「摩那埵中なり」。問ふ、「覆せしや覆せざりしや」。答へて言はく、「一は覆し、一は覆せざりき」。應に語ぐべし、「先なる別住・摩那埵は已に如法行せるも但、摩那埵の中、一夜を少けり、今の覆せざりし(罪)は停め覆せし(罪)は應に更に別住を乞ひ、行じ已りて更に摩那埵を合せ乞ひ、共に阿浮呵那すべきなり」と。是を「別住を別に乞ひ別に行じ、摩那埵を合はせ乞うて共に行じ、共に阿浮呵那す」と名く。比丘、罪を覆藏して別住・摩那埵・阿浮呵那を行じ竟るに、比丘に語げて言はく、「長老、我更に一僧伽婆尸沙あり」と。應に問うて言ふべし、「是れ本罪なりや中間罪なりや」。答へて言はく、「中間なり」。問ふ、「何の時に犯ぜしや」。答へて言はく、「別住中なり」。問うて言はく、「覆せしや覆せざりしや」。答へて言はく、「一は覆し、一は覆せざりき」。應に語ぐべし、「先なる別住は已に如法行せるも但、一夜を少き、摩那埵・阿浮呵那は成就せざるなり。今の覆せざりし(罪)は停め、覆せし(罪)は應に更に別住を乞うて合せ行じ、行じ已るに摩那埵を合せ乞ひ、共に阿浮呵那すべきなり」と。比丘、罪を覆藏して別住・摩那埵・阿浮呵那を行じ竟るに、比丘に語げて言はく、「長老、我更に一僧伽婆尸沙あり」と。應に問ふべし、「是れ本罪なりや中間罪なりや」。答へて言はく、「中間なり」。問ふ、「何の時に犯ぜしや」。答へて言はく、「摩那埵中なり」。問ふ、「覆せしや覆せざりしや」。答へて言はく、「一は覆し、一は覆せざりき」。應に語ぐべし、「先なる別住・摩那埵は已に如法行せるも、但、摩那埵の中一夜を少き、阿浮呵那は成就せざるなり。今の覆せざりし(罪)は停め、覆せし(罪)は、應に更に別住を乞ひ、行じ已りて摩那埵を合せ乞ひ、共に阿浮呵那すべきなり」と。復、比丘ありて罪

に別住を乞ひ、行じ已りて更に摩那埵を乞うて合せ行じ、共に阿浮呵那すべきなり」と。是を「別住を別に乞ひ別に行じ、別に摩那埵を乞ひ、共に摩那埵を行じ、共に阿浮呵那す」と名く。比丘、罪を覆藏して別住・摩那埵・阿浮呵那を行じ竟るに、復、比丘に語げて言はく、「長老、我更に僧伽婆戸沙あり」と。應に問ふべし、「是れ本罪なりや中間罪なりや」。答へて言はく、「中間罪なり」。問うて言はく、「何の時に犯ぜしや」。答へて言はく、「別住の中間に犯ぜり」。問うて言はく、「覆せしや覆せざりしや」。答へて言はく、「覆せり」。應に語げて言ふべし、「長老、先なる別住は已に如法行せるも但、一夜を少き、摩那埵・阿浮呵那は成就せざるなり。今の覆せる罪は應に更に別住を乞うて合せ行じ、已にして更に摩那埵を合せ乞ひ、共に阿浮呵那すべきなり」と。是を「別住を別に乞うて共に行じ、摩那埵を合せ乞ひ、共に阿浮呵那す」と名く。比丘、罪を覆藏して波利婆沙・摩那埵・阿浮呵那行じ竟るに、復、比丘に語げて言はく、「長老、我更に僧伽婆戸沙あり」と。應に問ふべし、「是れ本罪なりや中間罪なりや」。答へて言はく、「中間罪なり」。問うて言はく、「何の時に犯ぜしや」。答へて言はく、「摩那埵中なり」。問うて言はく、「覆せしや覆せざりしや」。答へて言はく、「覆せり」。應に語げて言ふべし、「先なる別住・摩那埵は已に如法行せるも但、摩那埵の中、一夜を少き阿浮呵那は成就せざるなり。今の覆せし所の(罪)は應に更に別住を乞ひ、行じ已りて更に摩那埵を乞うて合せ行じ、共に阿浮呵那すべきなり」と。是を「別住を別に乞ひ別に行じ、摩那埵を別に乞ひて合せ行じ、共に阿浮呵那す」と名く。比丘、罪を覆藏して別住を行ずる中にて比丘に語げて言はく、「長老、我更に二僧伽婆戸沙あり」と。問うて言はく、「是れ本罪なりや中間罪なりや」。答へて言はく、「中間罪なり」。問ふ「何の時に犯ぜしや」。答へて言はく、「別住の中間なり」。「覆せしや覆せざりしや」。答へて言はく、「一は覆し、一は覆せざりき」。應に語ぐべし、「先なる別住は已に如法行せるも但、一夜を少けり、のみ。覆せざりし(罪)は停め、覆せし(罪)は更に別住を乞ひて合せ行じ、共に

ざりし者は停め、覆せし者には更に波利婆沙を乞ひ、合せて行じ已りて共に摩那埵を行じ、共に阿浮呵那するなり。是の如くに別住中・別住竟、摩那埵の初・中・竟、阿浮呵那竟にも、亦上に說けるが如し。比丘、罪を覆藏して波利婆沙を與へ已るに、復、諸比丘に語げて言はく、「長老、我更に三僧伽婆尸沙あり」と。應に問うて言ふべし、「是れ本罪なりや中間罪なりや」。答へて言はく、「是れ本罪なり」。復問ふ、「覆せしや覆せざりしや」。答へて言はく、「一は覆し、一は覆せず、一は疑なり」と。應に語げて言ふべし、「先なる波利婆沙は已に如法行せり、今の覆せざりし(罪)は停め、疑なるは當に決定すべし、覆せしは當に波利婆沙を乞ひ、共に摩那埵を行じ、共に阿浮呵那すべし」と。是の如くに別住中・別住竟、摩那埵の初・中・竟、阿浮呵那竟にも、亦上に說けるが如し。是を「本罪」と名く。

「中間罪」(六)とは。比丘、罪を覆藏して別住を行じ竟るに、比丘に語げて言はく、「長老、我更に僧伽婆尸沙あり」と。應に問うて言ふべし、「是れ本罪なりや中間罪なりや」。答へて言はく、「是れ中間罪なり」。問うて言はく、「何の時に犯ぜしや」。答へて言はく、「別住中に犯ぜり」。問うて言はく、「覆せしや覆せざりしや」。答へて言はく、「覆せり」。應に語げて言ふべし、「長老、先なる別住は已に如法行せるも但、一夜を少けり、今の覆せる(罪)は應に更に別住を乞うて合せ行し、共に摩那埵を行じ、共に阿浮呵那すべきなり」と。是を「別住を別に乞うて共に行じ、共に摩那埵を行じ、共に阿浮呵那す」と名く。比丘、罪を覆藏して別住を行じ、已にして摩那埵を行ぜるに比丘に語げて言はく、「長老、我更に僧伽婆尸沙あり」と。應に問うて言ふべし、「是れ本罪なりや中間罪なりや」。答へて言はく、「中間罪なり」。問うて言はく、「何の時に犯ぜしや」。答へて言はく、「摩那埵中なり」。問うて言はく、「覆せしや覆せざりしや」。答へて言はく、「覆せり」。應に語ぐべし、「長老、先なる別住・摩那埵は已に如法行せるも、但、摩那埵の中一夜を少けり、今の覆せし(罪)は應に更

【六】中間罪。以下は僧殘罪悔過行法中に更に犯せる僧殘罪の悔過處置法なり。

言はく、「長老、我更に僧伽婆尸沙あり」と。應に問ふべし、「是れ本罪なりや中間罪なりや」。答へて言はく、「是れ本罪なり」。問ふ、「覆せしや覆せざりしや」。答へて言はく、「覆せり」。應に語ぐべし、「先なる波利婆沙・摩那埵は已に如法行せり、今の覆せる所は應に更に波利婆沙を乞ひ、行じ已りて更に摩那埵を乞ひ、是の二罪を合せて行じ已りて共に阿浮呵那すべきなり」と。是を「波利婆沙」を別に乞ひ別に行じ、摩那埵を別に乞うて合せて行じ、共に阿浮呵那す」と名く。比丘、罪を覆藏して波利婆沙を行じ竟り、摩那埵を乞うて行じて半に至りて復、比丘に語げて言はく、「長老、我更に僧伽婆尸沙あり」と。……乃至、應に語ぐべし、「先なる摩那埵は已に如法行せり、今の覆せる所は應に更に波利婆沙を乞ひ、行じ已りて更に摩那埵を乞ひ、是の二罪合せて摩那埵を行じて共に阿浮呵那すべきなり」と。是を「波利婆沙を別に乞ひ別に行じ、別に乞うて共に摩那埵を行じ、共に阿浮呵那す」と名く。比丘、罪を覆藏して波利婆沙・摩那埵を行じ竟るに、復、比丘に語げて言はく、「長老、我更に僧伽婆尸沙あり」と。……乃至、應に語ぐべし、「先なる波利婆沙・摩那埵は已に如法行せり。今の覆せる所は應に更に波利婆沙・摩那埵を乞うて行じ已り、是の二罪を合せて阿浮呵那を乞ふべきなり」と。是を「波利婆沙・摩那埵を別に乞ひ別に行じて共に阿浮呵那す」と名く。比丘、罪を覆藏して波利婆沙・摩那埵・阿浮呵那を行じ竟るに、復、比丘に語げて言はく、「長老、我更に僧伽婆尸沙あり」と。……乃至、應に語げて言ふべし、「先なる波利婆沙・摩那埵・阿浮呵那は已に如法行せり、今の覆せる所は應に更に波利婆沙・摩那埵・阿浮呵那を乞ふべきなり」と。是を「波利婆沙・摩那埵・阿浮呵那を別に乞ひ別に行ず」と名く。　比丘、罪を覆藏して波利婆沙を與へ已るに、比丘に語げて言はく、「長老、我更に二僧伽婆尸沙あり」と。應に問ふべし、「是れ本罪なりや中間罪なりや」。答へて言はく、「是れ本罪なり」。問うて言はく、「覆せしや覆せざりしや」。答へて言はく、「一は覆し、一は覆せざりき」。應に語げて言ふべし、「先なる波利婆沙は已に如法行せり、今の覆せ

雑誦跋渠法を明すの四

「本罪」とは。比丘、罪を覆藏して別住を乞ひ已るに、復、比丘に語げて言はく、「長老、我更に僧伽婆尸沙あり」と。比丘問うて言はく、「是れ本罪なりや、中間罪なりや」。答へて言はく、「是れ本罪なり」。復問ふ、「覆せしや、覆せざりしや」。答へて言はく、「覆せり」。比丘語げて言はく、「長老、先なる別住は已に如法行せり、今說く所の覆は、當に更に別住を乞ひ、已にして是の兩罪を合せて波利婆沙を行じ、共に摩那埵を行じ、共に阿浮呵那すべきなり」と。是を「別に乞うて、共に波利婆沙を行じ、共に摩那埵を行じ、共に阿浮呵那す」と名く。比丘、罪を覆藏し、別住を索めて行ずること半に至りて、復、比丘に語げて言はく、「長老、我に更に僧伽婆尸沙あり」と。比丘問うて言はく、「是れ本罪なりや、中間罪なりや」。答へて言はく「、是れ本罪なり」。復問ふ「覆せしや、覆せざりしや」。答へて言はく、「覆せり」。比丘應に語ぐべし、「汝、先なる別住は已に如法行せり、今の覆せる所は應に更に別住を乞ひ、已にして是の兩罪を合せて波利婆沙を行じ、共に摩那埵を行じ、共に阿浮呵那すべきなり」と。是を「別に乞うて共に波利婆沙を行じ、共に摩那埵を行じ、共に阿浮呵那す」と名く。比丘、罪を覆藏して別住を乞うて行じ竟るに、復、比丘に語げて言はく、「長老、我更に僧伽婆尸沙あり」と。比丘問うて言はく、「本罪なりや中間罪なりや」。答へて言はく、「本罪なり」。復問ふ、「覆せしや覆せざりしや」。答へて言はく、「覆せり」。應に語げて言ふべし、「先なる別住は已に如法行ぜり、今の覆せる所は應に更に別住を乞うて行じ、已にして是の二罪を合せて摩那埵を乞ひ、共に阿浮呵那すべきなり」と。是を「別に乞うて別に波利婆沙を行じ、共に摩那埵を行じ、共に阿浮呵那す」と名く。比丘、罪を覆藏して波利婆沙を行じ竟り、摩那埵を乞ひ已りて復

【一】本罪。註(二五の一五)の本文の終、本罪・中間罪の解なり。僧殘罪を犯じてその悔過行法を修しておる中間(antarā)に更に失精戒の如き僧殘罪を犯ずることあるを中間罪といひ、悔過行法以前の罪を本罪といへり。以下はかゝる本罪又は中間罪の處置について覆藏せる日數だけを更に別住し、先の悔過行法せる罪との本罪とを合せて六夜摩那埵を行じ、合せて出罪(阿浮呵那)する如き等の諸例を示す。

【二】覆(paticchanna)。罪を直に發露せずして覆ひ藏するなり。

【三】波利婆沙(parivāsa)。罪僧中宿を離れて別住す。註(五の二九)參照。

【四】摩那埵(Mānatta)。六日六夜僧中に宿しつゝ謹愼せしむる行法なり、註(五の二三)參照。

【五】阿浮呵那(Abbhāna)。出罪の義、重罪の過を拔除して清淨比丘に復歸せしむる作法なり。註(五の二五)參照。

比丘、十僧伽婆尸沙を犯じて十夜覆藏せんに、僧は合して與に十夜別住と作さんに、是を「罪合にして夜亦合す」と名く。「罪合に非ず夜合に非ず」とは、各各別に波利婆沙羯磨を作すなり、是を「罪合に非ず夜合に非ず」と名くるなり。

摩訶僧祇律卷第二十五

一〇七「毘舍遮脚」とは、或は罪長にして夜長に非ざるあり、或は夜長にして罪長に非ざるあり、或は罪長にして夜亦長なるあり、或は罪長に非ず夜長に非ざるあり。「罪長にして夜長に非ず」とは、比丘、竟日、僧伽婆尸沙を犯じ、是罪を知りて人に向うて說かんに、是を「罪長にし夜長に非ず」と名く。「夜長にして罪長に非ざるあり」とは、比丘、一僧伽婆尸沙を犯じ、是罪を知りて覆藏心を作して他人に向うて說かざらんに、是を「夜長にして罪長に非ず」と名く。「罪長にして夜亦畏なるあり」とは、比丘、日々に僧伽婆尸沙を犯じ、是罪を知りて半を覆ひ半を說かんに、是を「罪長にして夜亦長なり」と名く。「罪長に非ず亦夜長に非ざるあり」とは、比丘、僧伽婆尸沙を犯じ、是罪を知りて覆藏心を作さずして他人に向うて說いて更に犯ぜざらんに、是を「罪長に非ず亦夜長に非ず」と名く。是中、「罪長にして夜長ならざる」と、「罪亦長、夜亦長なる」とは、波利婆沙を行ずる時、當に少しく食を與へて多く作務を與ふべし。若し故ほ止めざらんには、當に淨人をして手脚を縛りて牀に著くべし。應に語言すべし、「若し更に犯さんには、僧は復重ねて汝を治せん」と。是を「毘舍遮脚」と名く。

一〇八或は罪合にして夜合に非ざるあり、或は夜合にして罪合に非ざるあり、或は罪合にして夜亦合なるあり、或は罪合に非ず亦夜合に非ざるあり。「罪合にして夜合に非ず」とは、比丘、十僧伽婆尸沙を犯じて一切を十夜覆はんに、僧は合して百夜別住羯磨を與へん。（爾の時）比丘言はん、「長老、我れ羸病にして堪へざれば、略行波利婆沙を與ふることを得るや不や」と。應に語げて言ふべし、「百夜羯磨を合して十夜別住と作すを得ん」と。是を「罪合にして夜合に非ず」と名く。「夜合にして罪合に非ず」とは、比丘、十僧伽婆尸沙を犯じ、一切を十夜覆はんに、僧は合して十夜別住を與へんに、比丘言はく、「長老、我れ慚愧の（故に）、我れ廣く波利婆沙を行ぜんと欲す」と。（爾の時）應に語げて言ふべし、「得ん」と。是を「夜合して罪合に非ず」と名く。「罪合にして夜亦合なり」とは、

【一〇七】毗舍遮脚（piśācaka）。前註（一一五）の本文（20）毗舍遮脚の解なり。毗舍遮（P. Pisāca）に同じ。毘舍闍・辟舍柘とも音譯し、啖人精氣鬼とも癲狂鬼といはる。餓鬼中の勝れたるもの、東方提頭賴吒天王の所領の鬼とせらる。度々失精戒を犯して止めざれば人の精氣を啖ふ餓鬼にとりつかれたるものとして毗舍遮脚と名けたるものなるべし。

【一〇八】前註（一一五）の本文（21）に或有罪合非夜合、或有夜合非罪合、或有罪合夜亦合、或有非罪合非夜合とある文の解なり。

し前人默然せんには、應に隨年に別住を與ふべきなり。若し「爾らず」と言はんには、更に「一歲なりや、二歲なりや、五歲なりや」と問ひ、可しく默然する處に隨うて別住を與ふべし。是を「罪を憶して夜を憶せず」と名く。「夜を憶して罪を憶せず」とは、夜の多少に隨うて應に〔一〇四〕無量罪を作せる別住を與ふべし、是を「夜を憶して罪を憶せず」と名く。「罪を憶し亦夜を憶す」とは、罪の多少を憶し、所憶の夜に隨うて別住を與ふるを、是を「罪を憶し亦夜を憶す」と名く。「罪を憶せず夜を憶せず」とは、應に當に問ふべし、「無歲時の犯なりや」と。若し默然せんには、隨年に「無量罪を作せる別住」を與へよ。若し「爾らず」と言はんに、更に「未だ歲あらざりしや、一歲・二三四五歲なりや」と問ひ、默然する處に隨うて「無量罪を作せる別住」を與ふるなり。是を「無量覆」と名く。〔一〇五〕共覆・參差覆・無量覆の是三は、倶に名けて「覆」と爲すなり。

〔一〇六〕「別覆」とは、比丘、月の一日に一僧伽婆尸沙を犯じ、是罪を知りて覆藏心を作して他に向うて說かず、二日復犯じて、是罪を知りて覆藏心を作して他に向うて說かず、乃し十日に至りて復犯じ、是罪を知りて覆藏心を作して他に向うて說かざらんに、是の十罪は各別覆にして、最後罪は一夜覆なり。是の如くに二夜三夜して、乃し初罪は十夜覆あるに至るもの、應に與に十別住羯磨・十摩那埵・十阿浮呵那を作すべきなり。亦、一別住・一摩那埵・一阿浮呵那と作すを得ん。復「別覆」と名くるあり、比丘、月の一日に一僧伽婆尸沙を犯じ、是罪を知りて覆藏心を作して他人に向うて說かず、乃し十日に至りて十僧伽婆尸沙を犯じ、是罪を知りて覆藏心を作して他に向うて說かざらんに、是の五十五罪は各別覆にして、最後罪は一夜覆なり。是の如くに二夜三夜して乃し初罪に至るに、五十五夜覆あれば、應に五十五夜別住羯磨・五十五摩那埵・五十五阿浮呵那を與ふべきなり。亦、一別住一摩那埵・一阿浮呵那と作すを得ん、是を「別覆」と名く。共覆・別覆の是二は、倶に「覆」と名くるなり。

【一〇四】無量罪別住(anddhan-taparivāsa)。幾許の罪を犯せるか共數を知らず憶せざる時は受戒以來の夜數に隨ひてその日數の間別住處分に附するを無量罪別住といふ。罪を憶せず夜を憶せざるにもこの別住を與ふるなり。

【一〇五】原漢文には共覆參差覆無量覆是三倶名爲覆とあり。宋・元・明・宮本には參差覆の三字なし。

【一〇六】別覆。前註(一五)の本文(18)共覆亦知不共覆亦知の中、不共覆の解なり。

を得ん、是を「共覆」と名く。復、「共覆」と名くるあり、比丘、月の一日に一僧伽婆尸沙を犯じ、是罪を知らずして覆藏心を作さず、……乃し十日に至りて十僧伽婆尸沙を犯じ、一切、是罪を知りて覆藏心を作して明相出時に至らんに、是の五十五罪は共に一夜覆にして、……乃至、亦一別住羯磨・一摩那埵・一阿浮呵那と作すを得ん、是を「共覆」と名く。

[一〇〇]「參差覆」とは、比丘、月の一日に一僧伽婆尸沙を犯じ、是罪を知りて覆藏心を作し、二日に至りて他に向うて說き已るに復、僧伽婆尸沙を犯じ、乃し十日に至りて他に向うて說き已りて復犯じ、是罪を知りて覆藏心を作し、十一日に至りて他に向うて說かんに、是の十僧伽婆尸沙は、是の如く一切各一夜共に參差覆にして、應に十別住羯磨・十摩那埵・十阿浮呵那を作すべきなり。亦、一別住・一摩那埵・一阿浮呵那と作すを得ん、是を「參差覆」と名く。復、「參差覆」と名くるあり、比丘、月の一日に一僧伽婆尸沙を犯じ、是罪を知りて覆藏心を作し、二日に至り人に向うて說き已るに復更に犯じ、是の如くして乃し十日に至りて十僧伽婆尸沙を犯じ、是罪を知りて覆藏心を作して十一日に至りて人に向うて說かんに、是の五十五僧伽婆尸沙は是の如くに一切各一夜參差覆にして、應に五十五別住羯磨・五十五摩那埵・五十五阿浮呵那を作すべきなり。亦、一別住羯磨・一摩那埵・一阿浮呵那と作すを得ん、是を「參差覆」と名く。

[一〇一]「無量覆」とは、或は罪を憶して[一〇二]夜を憶せず、或は夜を憶して罪を憶せず、或は罪を憶し亦夜を憶し、或は罪を憶せず亦夜を憶せざるなり。「罪を憶して夜を憶せず」とは、犯罪の多少を憶知して若干の夜を憶せざるなり。「夜を憶して、罪を憶せず」とは、爾許の夜を憶知して罪の多少を憶せざるなり。「亦罪を憶し、亦夜を憶す」とは、罪の多少を憶知し、若干の夜を憶知するなり。「罪を憶せず、夜を憶せず」とは、犯罪の多少を憶せず、亦若干の夜を憶せざるなり。是中、罪を憶して夜を憶せざらんには、應に當に問ふべし、「汝何の時に犯ぜる、未だ[一〇三]歲あらざりし時なりや」と。若

【一〇〇】參差覆。覆藏の中に、共覆・參差覆・無量覆及び別覆の四種をあぐる中の第二なり。

【一〇一】無量覆。前註(一五)の本文(19)無量覆亦知の解なり。

【一〇二】夜を憶せずとは、犯罪後幾日幾夜を經たるかを憶せざるをいふ。

【一〇三】歲あらずとは、受戒前若しは受戒後と雖未だ一安居を經ざる前をいふ。

定せず、摩那埵決定せず、索めず・問はざらんには、是を「應に阿浮呵那を與ふべからず」と名く。「應に與ふべし」とは、有罪には應に與ふべく、覆罪せるには應に與ふべく、別住し摩那埵究竟せるには應に與ふべく、覆はずして摩那埵究竟せんに應に與ふべく、罪決定し・覆決定し・夜決定し・別住決定し・摩那埵決定し・前人索め・問はんには、是を「應に阿浮呵那を與ふべし」と名く。

[九六]如法に阿浮呵那を與ふると、不如法に阿浮呵那を與ふるとあり。「不如法に與ふ」とは、無罪には應に與ふべからず、……乃至、衆成就せず、白成就せず、羯磨成就せず、若しは一一に成就せざらんに、是を「不如法に與ふ」と名く。「如法に與ふ」とは、有罪には應に與ふべく、……乃至、衆成就し、白成就し、羯磨成就し、若しは一一に成就せんに、是を「如法に阿浮呵那を與ふ」と名く。

[九七]「共覆」とは、比丘、月の一日に僧伽婆尸沙を犯じ、是罪を知りて覆藏心を作さず、是の如くに二日三日して乃し十日に至り、一切是罪を知りて覆藏心を作して明相出時に至らんに、是の十罪は一切共に一夜覆にして、應に十別住羯磨・十摩那埵・十阿浮呵那を作すべきなり。亦、[九八]一別住羯磨・一摩那埵・一阿浮呵那と作すことを得ん、是を「共覆」と名く。復、「共覆」と名くるあり、比丘月の一日に一僧伽婆尸沙を犯じ、是罪を知りて覆藏心を作さず、是の如くして二日に二を犯じ、三日に三を犯じ、乃し十日に至りて十僧伽婆尸沙を犯じ、一切、是罪を知りて一切、覆藏心を作して明相出時に至らんに、是の[九九]五十五僧伽婆尸沙罪は一切共に一夜覆にして、應に五十五別住羯磨・五十五摩那埵・五十五阿浮呵那を作すべきなり。亦、一別住羯磨・一摩那埵・一阿浮呵那と作すことを得ん、是を「共覆」と名く。復、「共覆」と名くるあり、比丘、月の一日に一僧伽婆尸沙を犯じて是罪を知らず、是の如くに二日三日して乃し十日に至り、一切、是罪を知りて一切、覆藏心を作して明相出時に至らんに、是の十罪は共に一夜覆にして、……乃至・亦一別住羯磨・一摩那埵・一阿浮呵那と作す

本文參照。

【九四】前註(一五)の本文(16)應與阿浮呵那亦知不應與亦知の解なり。阿浮呵那(abbhāna)は出罪の義、罪を拔ひ除く式事なり。註(五の二五)參照。

【九五】覆不覆とは、此罪を覆藏せるか覆藏せざりしかとの疑あるをいふ。

【九六】前註(一五)の本文(17)如法與阿浮呵那亦知不如法與亦知の解なり。

【九七】前註(一五)の本文(18)共覆亦知不共覆亦知の解なり。

【九八】一別住羯磨(samodhāna parivāsa)。一は總括的の一なり。一摩那埵・一阿浮呵那の一も同様なり。

【九九】五十五僧伽婆尸沙。五十五とは1+2+3+4+5+6+7+8+9+10=55 なり。

り、罪決定し、覆決定し、夜決定し、波利婆沙決定し、前人索め問ひたるには應に與ふべきなり。[八七]不如法與と如法與とあり。云何が「不如法與」なる。無罪に、……乃至、索めず、問はず、衆成就せず、白成就せず、羯磨成就せず、若しは一一に成就せざらんには、是を「不如法與」と名く。云何が「如法與」なる。有罪に、……乃至、索め・問ひ、衆成就し、白成就し、羯磨一々に成就せんに、是を「如法與」と名く。[八八]究竟して摩那埵を行ぜざると、究竟して摩那埵を行ぜざるとあり。[八九]云何が「究竟して摩那埵を行ぜざる」とは。衆滿たざるには「摩那埵を行ず」とは名けず、中間に犯じ、更に擧し、比丘と與に一房一障に住し、客比丘に白せず、時集・非時集にも白せず、日々に界內僧に白せざるを、是を「究竟して行ぜず」と名く。云何が「究竟して行ず」とは。衆滿つるに是を「究竟す」と名け、中間に犯ぜず、擧せず、比丘と共に一房一障に住せず、客比丘來らんに白し、時集・非時集にも白し、日々に界內僧に白するを、是を「究竟して行ず」と名く。[九〇]夜斷と夜不斷となり。云何が「夜斷」とは。夜の中間に衆滿たず、……乃至、日々に界內僧に白せざるを、是を「夜斷」と名く。云何が「夜不斷」とは。中間に衆滿ち、……乃至、日々に界內僧に白するを、是を「夜不斷」と名く。[九一]中間に有罪なると、中間に無罪なるとなり。云何が「中間に有罪なる」とは。未だ摩那埵を與へざる中間に犯じ、摩那埵を與へたる中間に犯じ、究竟せる中間に犯ずるを、是を「中間に罪あり」と名く。云何が「中間に無罪なる」とは。上の諸事なきを、是を「中間に無罪なり」と名く。[九二]摩那埵を行ずる比丘は、應に隨順して七事を行ずべきなり。(七事)とは、上に說けるが如し。是を[九三]「摩那埵比丘隨順行」と名け、行ぜざらんには是を「不隨順」と名くるなり。[九四]應に阿浮呵那を與ふべきと、應に與ふべからずとあり。「應に與ふべからず」とは、無罪には應に與ふべからず、覆ひて未だ別住を與へざるには應に與ふべからず、摩那埵究竟せざるには應に與ふべからず、覆はざるも未だ摩那埵を行ぜざらんに應に與ふべからず、[九五]覆不覆には應に與ふべからず、罪決定せず、覆決定せず、夜決定せず、別住決

【八七】　前註(一五)の本文(11)如法與摩那埵亦知不如法與摩那埵亦知の解なり。

【八八】　前註(一五)の本文(12)究竟摩那埵亦知不究竟摩那埵亦知の解なり。

【八九】　原漢文には云何不究竟行摩那埵衆不滿不名行摩那埵中間犯更擧與比丘一房一障住不白客比丘時集非時集不白不日々白界內僧是名不究竟行とあり。

【九〇】　前註(一五)の本文(14)夜斷亦知夜不斷亦知の解にして原漢文には夜斷不夜斷云何夜斷夜中間衆不滿乃至不日々白界內僧是名夜斷云何夜不斷中間衆滿乃至日々白界內僧是名夜不斷とあり。夜中間衆不滿とは僧殘罪を犯ずるに六日六夜謹愼の意を四人以上の衆僧中に表示すべきも、その六日六夜の中間に於て四人以下の比丘前にて略式表示をすることあるならば其日は摩那埵を行ぜることにならざるを夜斷ずといへるものなるべし。

【九一】　前註(一五)の本文(13)中間有罪亦知中間無罪亦知の解なり。

【九二】　前註(一五)の本文(15)隨順行亦知不隨順行亦知の解なり。

【九三】　摩那埵比丘隨順行。前註(八三)波利婆沙行法七事の

尼・沙彌尼を福罰するを得ず、式叉摩尼・沙彌尼と與に語論することを得ず、比丘尼の布薩・自恣を遮するを得ず、比丘尼を遮して門を齊りて止むるを得ず、往いて比丘尼を敎誡するを得ず、若し已に受けたる者も往くを得ず、是を「比丘尼事」と名く。云何が「眷屬事」なる。人を度するを得ず、人の與に具足を受くるを得ず、人の依止を受け及び沙彌を畜ふるを得ず、比丘の供給を受くるを得ず、人に經を授くるを得ず、他に從うて受經するを得ず、本、誦する所の經は、當に細聲に誦すべし。若し先に依止弟子あらば、敎へて他に依止せしめて當に眷屬を斷ずべし、是を「眷屬事」と名く。云何が「入聚落事」なる。太だ早く聚落に入り太だ晩く出づるを得ず、[八四]沙門の前後に在りて行くを得ず、聚落に入らんに知識・檀越家に到るを得ず、無比丘の僧伽藍中に住するを得ず、坐時・食時には比丘の下に在り、人をして食を迎へしむるを得ず、[八五]人の與に食を迎ふるを得ず、次、到るを除く、是を「入聚落事」と名く。云何が「執衆苦事」なる。晨に起きて塔院・僧院を掃ひ、僧に水を授け、僧の大小行處を洗ひ、是の如き一切の可作事を應に力に隨うて作すべし、與欲するを得ず、他の欲を受くるを得ず、次、到るを除く、是を「執衆苦事」と名く。云何が「受拜事」なる。一切の拜を受くるを得ず、白一羯磨・白三羯磨盡く受くるを得ず、是を「受拜事」と名く。云何が「王事」なる。王・大臣・居士・凶人の力勢を恃むを得ず、佛を嫌ひ・法を嫌ひ・僧を嫌ひ・羯磨人を嫌ふを得ず、但自ら責めて他を嫌ふを得ず、是を「王事」と名く。波利婆沙比丘は此の七事を行ずるなり、是を「隨順行」と名け、行ぜざらんには是を「不隨順行」と名くるなり。[八六]應に摩那埵を與ふべからざると、應に摩那埵を與ふべきとあり。云何が「應に與ふべからざる」とは。無罪には應に與ふべからず、覆藏して未だ別住を與へざるには應に與ふべからず、半覆半不覆には應に與ふべからず、罪決定せず・覆決定せず・夜決定せざるには應に與ふべからず、波利婆沙不決定には應に與ふべからず、索めず・問はさるには應に與ふべからざるなり。云何が「應に與ふべき」とは。罪あり・覆ひ・波利婆沙を行じ竟

【八四】原漢文には不得在前後行沙門入聚落不得到知識檀越家とあり。今、沙門の二字を不得在の下にあるべきものとして譯出せり。

【八五】原漢文には不得與人迎食除次到とあり。次到るとは次第順位到りての意。

【八六】前註(一五)の本文(10)應與摩那埵亦知不應與摩那埵亦知の解なり。摩那埵とは註(五の二三)參照。

覆決定せず・夜決定せず・前人求めず・問はず・衆成就せず・白成就せず・羯磨成就せざらんに、是を「不如法に與ふ」と名く。云何が「如法に與ふる」。罪有り・罪決定し・覆決定し・夜決定し・前人求め問ひ・衆成就し・白成就し・羯磨成就し、若しは一一成就せんに、是を「如法に與ふ」と名く。[80]不如法に波利婆娑を行ずると、如法に波利婆娑を行ずると(あり)。云何が「不如法行」なる。僧伽藍に比丘なく、中間に罪あり、更に擧し、比丘と與に同房同障して住し、客比丘來るも白せず、時集・非時集にも白せざるを、是を「不如法に行ず」と名く。云何が「如法行」なる。僧伽藍に比丘ありて住し、波利婆沙を行ずる中間に犯ぜず、擧せず、比丘と別房別障にして住し、客比丘來らんに白し、時集・非時集にも白するを、是を「如法行」と名く。[81]夜斷と夜不斷となり。云何が「夜不斷」なる。僧伽藍中に比丘ありて住し、……乃至、時集・非時集にも白するを、是を「夜不斷」と名く。云何が「夜斷」なる。僧伽藍中に比丘の住するなく、……乃至、時集・非時集にも白せざるを、是を「夜斷」と名く。[82]中間有罪と中間無罪となり。云何が「中間有罪」なる。發露し已りて僧未だ波利婆沙を與へざるに更に犯じ、波利婆沙を行ずる中間にも犯ずるを、是を「中間罪」と名く。云何が「中間無罪」なる。中間に犯ぜざるを、是を「無罪」と名く。

[83]波利婆沙を行ずる比丘は、應に隨順して七事を行ずべきなり。何等をか七とする、一には比丘事、二には比丘尼事、三には眷屬事、四には入聚落事、五には執衆苦事、六には受拜事、七には王事なり。云何が「比丘事」なる。比丘の禮を受くるを得ず、比丘の罪を説くを得ず、比丘と與に語論するを得ず、沙彌の罪を説くを得ず、沙彌を福罰するを得ず、沙彌と與に語論するを得ず、比丘の使と作るを得ず、比丘の前後に在りて行いて聚落に入るを得ず、衆集時に衆の爲に説法人と作るを得ず、別處を除く、是を「比丘事」と名く。云何が「比丘尼事」なる。比丘尼の禮を受くるを得ず、比丘尼の罪を説くを得ず、比丘尼と與に語論するを得ず、式叉摩尼の罪・沙彌尼の罪を説くを得ず、式叉摩

【八〇】前註(一五)の本文(6)如法行波利婆沙亦知不如法行波利婆沙亦知の解なり。

【八一】前註(一五)の本文(8)夜斷亦知夜不斷亦知の解なり。僧殘罪を犯じて六夜摩那埵行法を修する上に於て如法に隨順行するは夜(六夜)不斷なるも、不如法行なれば夜斷となりて、其日を六夜中に算せざるなり。

【八二】前註(一五)の本文(7)の中間有罪亦知中間無罪亦知の解なり。

【八三】波利婆沙行法七事。前註(一五)の本文(9)隨順行亦知不隨順行亦知の解なり。

あり、覆藏心を作さず、未だ發露するを得ざるに、若しは忘れ、若しは道を罷め、若しは入定し、若しは命終せんに、是を「不覆」と名く。

佛、諸比丘に告げたまはく、「持律の比丘、他の與に出罪せんに、時に有罪應に知るべし、無罪應に知るべし、覆應に知るべし、不覆應に知るべし、[七七]發露應に知るべし、不發露應に知るべし」と。或は覆にして發露に非ざるあり、或は發露にして覆に非ざるあり、或は覆にして亦發露なるあり、或は覆に非ず發露に非ざるあり。云何が「覆にして發露に非ざる」とは、比丘、僧伽婆尸沙を犯じ、是罪を知りて覆藏心を作して他に向うて說かざるを、是を「覆にして發露に非ず」と名く。云何が是れ「發露にして覆藏に非ざる」とは、比丘、僧伽婆尸沙を犯じて、是罪を知りて覆藏心を作さずして他に向うて說くを、是を「發露にして覆に非ず」と名く。云何が是れ「覆にして亦發露なる」とは、比丘、僧伽婆尸沙を犯じて、是罪を知りて覆藏し已りて後に他に向うて說くを、是を「覆にして亦發露なり」と名く。云何が「覆に非ず發露に非ざる」とは、比丘、僧伽婆尸沙を犯じて、是罪を知りて覆藏心を作さずして是念を作さく、「時を待ち、方を待ち、人を待ちて當に如法作すべし」と、是を覆に非ず發露に非ず」と名く。

佛、諸比丘に告げたまはく、「持律の比丘、他の與に出罪せんに、時に有罪應に知るべし、無罪應に知るべし、覆應に知るべし、不覆應に知るべし、發露應に知るべし、不發露應に知るべし、[七八]別住を與ふことを應に知るべし、別住を與へざることを應に知るべし」と。云何が「應に與ふべからざる」。無罪には應に與ふべからず、不覆には應に與ふべからず、罪決定せず・覆決定せず・夜決定せず・前人索めず・問はざるには應に與ふべからざるなり。云何が「應に與ふべき」。有罪に應に與ふべく、覆に應に與ふべく、罪決定し・覆決定し・夜決定し・前人索め問はんに覆に與ふべきなり。[七九]如法に與ふると、不如法に與ふると(あり)。云何が「不如法に與ふる」。罪無く・罪決定せず・

【七七】發露と不發露。前註(一五)の本文の(3)發露亦知不發露亦知の解なり。

【七八】原漢文には與別住應知不與別住應知とあり、卽ち前註(一五)の本文(4)の解なり。別住(parivāsa)は註(五の二九)波利婆沙の下參照。

【七九】前註(一五)の本文(5)如法與別住亦知不如法與別住亦知の解なり。

に、是を「一夜覆」と名く。是の如く食時・中時・晡時・日沒時・初夜・中夜、乃至、後夜に覆藏心を作して明相出に至らんに、是を「二時一夜覆」と名く。復、覆ありて名く、比丘、明相出時に僧伽婆尸沙を犯じて是罪を知らず、日出時に至りて是罪を知りて覆不覆を猶豫し、食時に至りて覆藏心を作して明相出時に至らんに、是を「一夜覆」と名く。是の如く中時・晡時・日沒・初夜も亦是の如し。比丘、明相出時に僧伽婆尸沙を犯じて是罪を知らず、乃し中夜に至りて是罪を知りて覆不覆を猶豫し、後に到りて覆藏心を作して明相出時に至らんに、是を「三時一夜覆」と名く。復、覆ありて名く、比丘、明相出時に僧伽婆尸沙を犯じて是罪を知らず、乃し食時に至りて是罪を知りて覆不覆を猶豫し、中時に到りて覆藏心を作して明相出時に至らんに、是を「一夜覆」と名く。是の如く晡時・日沒・初夜も亦是の如し。比丘、明相出時に僧伽婆尸沙を犯じて是罪を知らず、乃し中夜に至りて是罪を知りて覆不覆を猶豫し、後夜に到りて覆藏心を作して明相出時に至らんに、是を「四時一夜覆」と名く。復、覆ありて名く、比丘、明相出時に僧伽婆尸沙を犯じ、是罪を知りて覆藏心を作し、日出時に至りて覆藏せざる心を作し、乃し後夜に至りて覆藏心を作して明相出時に至らんに、是を「一夜覆」と名く。復、覆ありて名く、比丘、僧伽婆尸沙を犯じて、若しは壁を隔て、若しは壍を隔て、若しは[七四]闇中にて小聲に他の名を說いて「某甲比丘は僧伽婆尸沙を犯ぜり」と(言はんに)、是を「發露せり」とは名けず、知りて而して妄語せるものなれば波夜提を得ん、是を「覆」と名く。復、不覆ありて名く、若しは障を隔て、若しは壍を隔て、若しは[七五]闇中にて小聲に自ら他の名を稱說して「僧伽婆尸沙を犯ぜり」と(言はんに)、「發露せり」と名くるを得ん、但、諂曲して作せるなれば越毘尼罪を得るなり。復、不覆ありて名く、比丘、僧伽婆尸沙を犯じて、壁を隔てず、壍を隔てず、闇中ならず、小聲ならず、他を說かず、自ら名字を說きて「犯ず」と(言はんに)、是を「不覆」と名く。復、不覆ありて名く、非罪想・罪疑・覆不覆疑・[七六]夜疑しつゝ、若し發露せんに、是を「不覆」と名く。復、不覆

【七四】原漢文には闇中小聲說他名某甲比丘犯僧伽婆尸沙是不名發露知而妄語得波夜提とあり。說他名とは誰某が僧伽婆尸沙を犯せりといひ、我には非ずとの意强き故に波夜提罪となる。

【七五】原漢文には闇中小聲自稱說他名犯僧伽婆尸沙得名發露但諂曲作得越毗尼罪とあり。自稱說他名とは我は誰某にして僧伽婆尸沙を犯ぜりと自を稱說して我れ犯ぜりとの意强く、唯諂曲して他の名を稱せるのみなれば越毗尼罪として罪輕きなり。

【七六】夜疑。一夜覆なりや二夜覆なりや或は十夜覆なりやと疑ふなり。

せず・身口を攝せず、身に犯じ・口に犯じ・身口に犯じ、身に悪行し・口に悪行し・身口に悪行するを、是を「罪」と名く。[七〇] (2)「無罪」とは、身を攝し・口を攝し・身口を攝し、身に犯ぜず・口に犯ぜず・身口に犯ぜず、身に悪行せず・口に悪行せず・身口に悪行せざるを、是を「無罪」と名くるたり。

佛、諸比丘に告げたまはく、「持律の比丘、他の與に出罪せん時、有罪亦知り、無罪亦知り、覆亦知り、不覆亦知るなり」と。[七一] (3)「覆亦知る」とは、比丘、[七二]明相出時に僧伽婆尸沙を犯じ、是罪を知りて覆藏心を作さず、日出時に至りて覆藏心を作して明相出時に至らんに、是を「一夜覆」と名く。復、覆ありて名く、比丘、明相出時に僧伽婆尸沙を犯じ、是罪を知りて覆藏心を作さず、食時に至りて覆藏心を作して明相出時に至らんに、是を「一夜覆」と名く。是の如く[七三]中時・晡時・日沒・初夜・中夜時にも亦是の如し。比丘、明相出時に至りて僧伽婆尸沙を犯じ、是罪を知りて覆藏心を作さず、乃し後夜に至り、是罪を知りて覆藏心を作して明相出時に至らんに、是を「二時一夜覆」と名く。復、覆ありて名く、比丘、明相出時に僧伽婆尸沙を犯じ、是罪を知らずして日出時に至りて是罪を知りて覆藏心を作さず、食時に至りて覆藏心を作して乃し明相出時に至らんに、是を「一夜覆」と名く。中時・晡時・日沒・初夜時も亦是の如し。比丘、明相出時に僧伽婆尸沙を犯じ、是罪を知らずして乃し中夜に至りて是罪を知りて覆藏心を作さず、後夜に至りて覆藏心を作して明相出時に至らんに、是を「三時一夜覆」と名く。復、覆ありて名く、比丘、明相出時に僧伽婆尸沙を犯じ、是罪を知らずして食時に至りて是罪を知りて覆藏心を作さず、日中に至りて覆藏心を作して明相出時に至らんに、是を「一夜覆」と名く。晡時・日沒・初夜も亦是の如し。比丘、明相出時に僧伽婆尸沙を犯じ、是罪を知らずして、乃し中夜に至りて是罪を知りて覆藏心を作さず、後夜に到りて覆藏心を作して明相出時に至らんに、是を「四時一夜覆藏」と名く。復、覆ありて名く、比丘、明相行出時に僧伽婆尸沙を犯じ、是罪を知りて覆不覆を猶豫し、日出時に至りて覆藏心を作して乃し明相出時に至らん

【七〇】 以上に於て前註(三六)犯罪の種類列擧の一々につき解釋竟り、こゝに來りて前註(一四)の本文中、(1)有罪亦知無罪亦知の無罪の解なり。

【七一】 前註(一四)の本文中、(2)覆亦知不覆亦知の解なり。

【七二】 明相出時 (aruṇuggamana)。註(八の一一五)參照。午前四時頃か。

【七三】 中時(majjhantike)、正午。晡時 (sāyaṇha samaye)、午後四時頃。日沒(atthaṅgate suriye)、午後六時頃。初夜以下は註(一の一二九)參照。

は、衆僧中なり。「云何が罪是れ衆多にして僧中に非ざる」とは、衆多人中にて三諫するも捨せざるなり。「云何が罪是れ僧中にして衆多に非ざる」とは、僧中にて三諫するも捨せざるなり。「云何が罪(是れ)亦衆多にして亦僧中なる」とは、拳打・掌刀擬なり。「云何が罪(是れ)衆多に非ず僧中に非ざる」とは、屏處にて三諫するも捨せざるなり。「云何が罪是れ僧中にして屏處に非ざる」とは、僧中にて三諫するも捨せざるなり。「云何が罪是れ屏處にして僧中に非ざる」とは、屏處に三諫するも捨せざるなり。「云何が罪(是れ)亦僧中にして亦屏處なる」とは、拳打・掌刀擬なり。「云何が罪(是れ)僧中に非ず屏處に非ざる」とは、衆多人中にて三諫するも捨せざるなり。「云何が罪是れ冬にして春に非ざる」とは、比丘、八月十五日に到りて[六八]雨浴衣を捨せず、十六日に至りて捨せんに越毘尼罪を得ん。「云何が罪是れ春にして冬に非ざる」とは、[六九]比丘、迦絺那衣を受けんに、臘月十五日に至りて應に捨すべきなり。若し捨せずして十六日に至らんには、越毘尼罪なり。「云何が罪(是れ)亦冬にして春なる」とは、拳打・掌刀擬なり。「云何が罪(是れ)冬に非ず春に非ざる」とは、安居時なり。「云何が罪是れ春にして夏に非ざる」とは、比丘、迦絺那衣を受けて捨せず。臘月十六日に至らんに越毘尼罪なり。「云何が罪是れ夏にして春に非ざる」とは、比丘四月十六日に至るに應に安居すべきなり。(若し)安居せざらんには、越毘尼罪なり。後安居に到りて復安居せざらんには、二越毘尼罪を得ん。「云何が罪亦是れ春にして亦是れ夏なる」とは、拳打・掌刀擬なり。「云何が罪(是れ)春に非ず夏に非ざる」とは、是れ冬時なり。「云何が罪是れ夏にして冬に非ざる」とは、二安居時に於て而も安居せざらんに、二越毘尼罪を得るなり。「云何が罪是れ冬にして夏に非ざる」とは、八月十五日に應に雨浴衣を捨すべきに、而も捨せずして十六日に至らんに罪を得るなり。「云何が罪亦是れ夏にして亦是れ冬なる」とは、拳打・掌刀擬なり。「云何が罪(是れ)夏に非ず冬に非ざる」とは、是れ春時なり、是を「罪、夏に非ず冬に非ず」と名く。復、罪ありて、身を攝せず・口を攝

【六七】 原漢文には云何罪是眠非坐女人同室宿未受具足人過三夜過量林兜羅貯褥坐皮坐具とあり。坐の字を使用せるは不審なり、今は眠の字にすべきなり。且つ坐の字若しは眠の字は後の文に照合するに皮坐具の下に置くべきなり。諸本に此意を示さず。

【六八】 雨浴衣(Vassikasāṭi-kacīvara)は四月一日より八月十五日の四ケ月半の間受用して八月十五日に捨すべき規定なるに、その規定に準ぜずして八月十六日に至りて捨すれば越毘尼罪を犯ずとの意なり。八月十五日にて夏時即ち雨時竟り、八月十六日より冬時となる。註(一一の三一)參照。

【六九】 迦絺那衣。註(八の四三・一一の六〇)參照。

り、是を「行にして住に非ず」と名く。「云何が罪是れ住にして行に非ざる」とは、婬女邊に住し、沽[六五]酒邊に住し、摴蒲邊に住し、獄囚邊に住し、門に當りて立住し、僧・和上・阿闍梨が「住すること莫れ」と語ぐるに、而も住せんには罪を得るなり、是を「住にして行に非ず」と名く。「云何が罪(是れ)亦行にして亦住なる」とは、拳打・掌刀擬なり。「云何が罪(是れ)行に非ず住に非ざる」とは、坐時・眠時なり。「云何が罪是れ立にして坐に非ざる」とは、婬處邊に立ち、乃至、和上・阿闍梨が「立つこと莫れ」と語ぐるに、而も立たんには罪を得るなり。「云何が罪是れ坐にして立に非ざる」とは、過[六六]量牀・兜羅綿貯褥・皮坐具に坐し、及び婬女邊に坐し、酤酒家・摴蒲邊・獄囚邊に坐し、僧・和上・阿闍梨は「坐すること莫れ」と語ぐるに、而も坐せんには罪を得るなり。「云何が罪(是れ)亦立にして亦坐なる」とは、拳打・掌刀擬なり。「云何が罪(是れ)立に非ず坐に非ざる」とは、若しは行(時)、若しは眠時なり。「云何が罪是れ坐にして眠に非ざる」とは、過量牀に坐し……乃至、僧・和上・阿闍梨が「坐すること莫れ」と語ぐるに、而も坐せんには罪を得るなり。[六七]「云何が罪是れ眠にして坐に非ざる」とは、女人と同室宿し、未受具足人と過三夜し、過量牀・兜羅貯褥・皮坐具に坐するなり。「云何が罪亦是れ坐にして亦是れ眠なる」とは、拳打・掌刀擬なり。「云何が罪(是れ)坐に非ず眠に非ざる」とは、行時・立時なり。「云何が罪是れ眠にして行に非ざる」とは、女人と同室宿し、……乃至、皮褥上に眠るなり。「云何が罪是れ行にして眠に非ざる」とは、比丘にして女人・賊伴と與に……乃至、和上・阿闍梨が「去くこと莫れ」と語ぐるに、而も去かんには罪を得るなり。「云何が罪(是れ)亦眠にして亦行なる」とは、拳打・掌刀擬なり。「云何が罪(是れ)眠に非ず亦行に非さる」とは、坐(時)・立時なり。「云何が罪是れ屛處にして衆多に非さる」とは、屛處に三諫するも捨せざるなり、「云何が罪是れ衆多にして屛處に非ざる」とは。衆多人中にて三諫するも捨せざるなり。「云何が罪亦屛處にして亦衆多なる」とは、拳打・掌刀擬なり。「云何が罪(是れ)屛處に非ず衆多に非さる」と

なり。淨施については註(八の四〇)參照。

【五五】波夜提法第八十一條。

【五六】波夜提法第八十條。

【五七】波夜提法第七十二・六十八・二十六條。

【五八】拳打・掌刀擬。波夜提法第五十八・五十九條。

【五九】王門側。宋・元・明・宮本には王門閫とあり。波夜提第八十二條突入王宮戒なり。

【六〇】挑食・八種美食。衆學法第二十六條偏刳食及び波夜提法第三十九條なり。但し三本・宮本・聖本には八種美食の語なし。不作淨果食は果を作淨せずして食するなり。果菜作淨法は註(一四の三六)以下參照。

【六一】波夜提法第八十・三十六・二十二條なり。

【六二】波夜提法第五十三・五十四條食家强坐・食家屛處坐なり。

【六三】波夜提法第十四條露敷僧物戒なり。

【六四】二十五肘。(八の一〇八)參照。

【六五】沽酒。三本・宮本には酤酒とせるも今改めず。沽も酤も同音寫にして同意なり。

【六六】波夜提法第八十四・八十五條なり。皮坐具を禁ずることは本律三十二卷皮法中に禁ぜられたり。

に、是を「聚落にして阿練若に非ず」と名く。「阿練若にして聚落に非ず」とは、[五七]比丘、賊伴と與に、女人・比丘尼と與に共に期して道行するを、是を「阿練若にして聚落に非ず」と名く。「亦阿練若にして亦聚落なり」とは、[五八]拳打・掌刀擬を、是を「亦阿諫若にして亦聚落なり」と名く。「罪あり阿諫若に非ず聚落に非ず」とは、[五九]王門の側を、是を「阿諫若に非ず聚落に非ず」と名く。「罪あり是れ時にして非時に非ず」とは、別衆食・處々食・同器食[六〇]・挑食・八種美食・不作淨果食を、是を「時にして非時に非ず」と名く。「罪あり是れ非時にして是れ時に非ず」とは、[六一]白せずして非時に聚落に入り、非時に食し、日暮るるも比丘尼を教誡するを、是を「非時にして是れ時に非ず」と名く。「罪あり亦是れ時にし亦非時なり」とは、拳打・掌刀擬を、是を「亦時にして亦非時なり」と名く。「罪あり時に非ず非時に非ず」とは、正中時なり、是を「時に非ず亦非時に非ず」と名く。「罪あり是れ夜にして晝に非ず」とは、若し女人と同室宿し、未受具足人と過三宿し、日沒せるに比丘尼を教誡するを、是を「夜にして晝に非ず」と名く。「罪あり是れ晝にして夜に非ず」とは、別衆食……乃至、不淨果食を、是を「晝にして夜に非ず」と名く。「罪あり亦是れ晝にして亦是れ夜なり」とは、拳打・掌刀擬を、是を「亦是れ晝にして亦是れ夜なり」と名く。「罪あり亦晝に非ず亦夜に非ず」とは、明相出時なり、是を「亦晝に非ず亦夜に非ず」と名く。「罪あり是れ覆處にして露處に非ず」とは、女人と同室宿し、未受具足人と過三夜し、[六二]內に敷置せる婬處に坐し、屏處に坐するを、是を「覆處にして露處に非ず」と名く。「罪あり是れ露處にして覆處に非ず」とは、[六三]衆僧の牀褥を露地に自ら敷き、若しは人をして敷かしめて、白せずして去りて[六四]二十五肘を離れんに波夜提なり、是を「露處にして覆處に非ず」と名く。「罪あり亦覆處にして亦露處なり」とは、拳打・掌刀擬なり。「云何が罪(是れ)覆處に非ず露處に非ざる」とは、屋簷の下なり。「云何が罪是れ行にして住に非ざる」とは、比丘にして女人・賊伴・比丘尼と與に共に期して道行し、僧・和上・阿闍梨が「去くこと莫れ」と語ぐるに、而も去かんには罪を得るな

撥無の邪見、世界盡不盡の邊見にて擧げられたる比丘よりも、淫欲非障道の惡見は經典卽ち佛說を誹謗し、佛說に反對意見を主張する故に大罪と見るなり。從つてこの大罪人に對して悔過せんには小罪も滅せざるのみならず、却て大罪を成ずとの意を以て、越毘尼罪の懺悔して却つて波夜提罪を得るとせしなり。

【五一】　不淨果食。果菜を作淨せずして食するなり。果物を火淨・刀淨・爪甲淨等の作法によりて作淨せずして食すれば波夜提法第十一條に觸犯すればなり。果菜作淨法に就ては註(一四の三六・三七・四一・四二・四七)參照。

【五二】　三諫。原漢文には二諫とあるも三諫なるべきなり。宋・元・明・宮・聖本皆三諫とす。

【五三】　迦絺那衣五戒放捨。註(八の四三)參照。

【五四】　原漢文には不與得罪與無罪者比丘得新衣不三種壞色若一々壞色(不)作淨受用者波夜提是名不與得罪與無罪とあり。一一壞色の下に不の一字を入るべきものなるべし。又三本及び宮本には一々靑色とせるも、これ誤りなり。こゝに與へずとあるは淨施せざる意なる故に文中の作淨の二字は淨施を作すの意に解すべき

房・大房を作り、氈の一切、乃至三諫を、是を「有罪を緣じて無罪を得」と名く。[48]「有罪を緣じて有罪に至る」とは、僧中に波羅提木叉を說く時、乃し三たび「罪あらば如法作せよ、罪なくば默然せよ」と問ふに至るに、爾の時、罪あるも如法作せず、復、人に語げず、又「我れ清淨を待たん」との念を作さず、同意人にして當に如法作すべきに默然せんには越毘尼罪を得るなり、是を「有罪を緣じて有罪に至る」と名く。「無罪を緣じて無罪を得」とは、作さず犯ぜざるを、是を「無罪を緣じて無罪に至る」と名く。「重を緣じて輕に至る」とは、比丘、波夜提を犯じて、[49]惡邪・邊見の被擧人に向うて悔過せんに、是を「重を緣じて輕罪に至る」と名く。「輕を緣じて重に至る」とは、比丘、越毘尼罪を犯じて、[50]線經を謗れる被擧人に向うて悔過せんに波夜提を得ん、是を「輕を緣じて重に至る」と名く。「重を緣じて重に至る」とは、比丘、波夜提を犯じて、線經を謗れる被擧人に向うて悔過せんに波夜提を得ん、是を「重を緣じて重に至る」と名く。「輕を緣じて輕に至る」とは、比丘、越毘尼罪を犯じて、未受具足人に向うて悔過せんに、「作せり」と名けずして更に越毘尼罪を得ん、是を「輕を緣じて輕に至る」と名く。「受時の罪」とは、生肉・生穀・金・銀・象・馬・駝・驢・牛・羊・奴・婢・婦女・田宅・屋舍を受けんに、是を「受時の罪」と名く。「食時の罪あり」とは、別衆食・處々食・同器食・[51]不淨果食を、是を「食時の罪」と名く。「事成罪」とは、小房・大房を作り、一切の[52]三諫を、是を「事成罪」と名く。「受けざるに罪を得、受くるに無罪なるあり」とは、[53]迦絺那衣を受けんに五戒を捨するを得ん、別衆食・處々食・離同食不白・長衣・離衣宿なり、是を「受けざるに罪を得、受けんに無罪なり」と名く。[54]「與へざるに罪を得、與へんに無罪なり」とは、比丘、新衣を得んに、三種壞色の、若しは一々にて壞色し作淨せずして受用せんには波夜提なり、是を「與へざるに罪を得、與へんに無罪なり」と名く。「或は罪あり是れ聚落にして阿練若に非ず」とは、僧伽梨を著せずして聚落に入り、紐を著けずして聚落に入り、腰繩を著繫せず、鉢を持せず、[55]白せずして同食を離れ、[56]非時に聚落に入らん

【四八】原漢文には緣有罪至有罪者僧中說波羅提木叉時乃至三問有罪者如法作無罪者默然爾時有罪不如法作復不語人又不作念我待清淨同意人當如法作默然者得越毗尼罪とあり。如法作は發露することなり。我れ清淨を待たんとは律行上の妙昧ある所、數開の上座にして僧殘罪を犯じて罪に服せんに在家居士等は僧衆に對して不信心を生ぜしむる故に世尊は「若し一心に今日より更に作さゞらんと念ずれば是時即ち清淨を得るなり」とのたまひて責心悔を聽許せられたるに因る作法なり。或は後註(七七)發露不發露の本文の終りに「時を待ち方を待ち人を待ちて當に如法作すべし」とある文意に相當するなり。同意人とは同心の比丘にして、その友の、比丘の罪を知りつゝ指摘せざるをいふ。

【四九】邪見・邊見の罪を摘發せられたる如き比丘に向うて悔過するは越毗尼罪である故に、波夜提の重を轉じて越毗尼罪の輕に至るといへるなり。

【五〇】線經を謗る人とは、阿梨吒比丘の如き惡見比丘なり。惡見の人に小罪を悔過して波夜提となるとは解し難く、律中にかゝる波夜提罪なきも、但しこの持犯判斷に於て因果

宿せしや」と、若し犯ぜんには當に如法に治すべきなり、是を「事を取りて心を取らず」と名く。「罪あり事重にして心重に非ず」とは、比丘、非時に是れ時なりと謂うて食せんには波夜提なり、是を「事重にして心重に非ず」と名く。「罪あり心重にして事重に非ず」とは、比丘、時に非時と謂うて食せんには越毘尼罪なり、是を「心重にして事重に非ず」と名く。「罪あり事重にして心亦重なり」とは、非時に非時と謂うて食せんには波夜提なり、是を「事重にして心亦重なり」と名く。「罪あり事輕にして心亦輕なり」とは、衆學及び威儀なり、是を「事輕にして心亦輕なり」と名く。「罪あり自物より生じて他物よりに非ず」とは、比丘、自の財物を盗心にて取らんに偸蘭遮を犯す、是を「自物より生じて他物より生ぜるに非ず」と名く。「罪あり他物より(生じて)自物に非ず」とは、比丘、盗心にて他の減五錢を偸まんに偸蘭遮、滿五錢なるには波羅夷なり、是を「他物より生じて自物に非ず」と名く。「罪あり自物他物よりして生ず」とは、比丘、他物と共に盗心にて減五錢を取らんに偸蘭遮、滿(五錢)ならんには波羅夷なり、是を「自物他物よりして生ず」と名く。「罪あり自物よりに非ず他物よりにも非ず」とは、比丘、盗心にて無主物を取らんに越毘尼罪なり、是を「自物よりに非ず他物よりにも非ず」と名く。「罪あり是れ一處にして衆多を犯ず」とは、比丘、一處にて并せ乞うて[四六]八種の好食を得、各々別に食せんには八波夜提を得るなり、是を「一處にて衆多を犯ず」と名く。「衆多處にて一罪を犯ずるあり」とは、比丘、衆多處に乞うて八種美食を得て一坐に食せんには一波夜提を得ん、是を「衆多處にて一罪を犯ず」と名く。「衆多處にて衆多を犯ずるあり」とは、比丘八處に八種美食を乞ひ得て各々に食せんには八波夜提を得ん、是を「衆多處にて衆多罪を犯ず」と名く。「一處にて一罪を犯ず」とは、一處にて八種美食を乞ひ得て一坐に食せんに、是を「一處に一罪を犯ず」と名く。「無罪を緣じて有罪を得」とは、比丘、無罪なるに罪悔過を作さ(しめ)んに越毘尼罪を得るなり、是を「無罪を緣じて而も罪を得」と名く。[四七]「有罪を緣じて無罪を得」とは、小

【四六】八種好食。酥・油・蜜・石蜜・乳・酪・魚・肉なり。波夜提第三十九條なり。註(一七の六二)參照。

【四七】原漢文には緣有罪得無罪者作小房大房氈一切乃至三諫是名緣有罪得無罪とあり。小房大房は僧殘法第六第七條にして今の場合は國譯一切經律部(八)一九四頁九行の若し比丘以下を示すものなるべし。氈の一切とは波夜提法第十四・第十五・第十六・第八十五等の臥具につき如法の處置をなすをいへるものなるべく、乃至三諫は僧殘法第十・第十一・第十二條、波夜提第四十五・四十六・七十六等諸戒に於て三諫して止むれば無罪、止めざれば有罪となる故に有罪を緣じて無罪を得といへるなり。

同牀眠・同牀坐・處々食・別衆食・同器食なり、是を「身にして口に非ず」と名く。「罪あり是れ口にして身に非ず」とは、一切の【四三】口䟦渠を、是を「口にして身に非ず」と名く。「罪あり是れ身と口となり」とは、無根謗・毀呰・兩舌鬪亂・驅出・食已に足せるを知りて故に惱まし、聚落驅出・拳打・手擬・屏處聽等、是を「身と口」と名く。「罪あり身と口とに非ず」とは、心より生ずるを、是を「身と口とに非ず」と名く。「罪あり自身よりして他身に非ず」とは、【四四】瞋恚して自ら身を打つを、是を「自身よりして他身に非ず」と名く。「罪あり他身よりして自身に非ず」とは、他の婬・盜・殺人を見て覆藏するを、是を「他身よりして自身に非ず」と名く。「罪あり自身他身よりして生ず」とは、共に女人と同室宿し・未受具戒人と過三宿し・同牀眠・同牀坐・處々食・別衆食・同器食するなり、是を「自身他身よりして生ず」と名く。「罪あり自身よりに非ず他身よりに非ず」とは、一切の口䟦渠なり、【四五】未受具足人に句法を說くを除く、是を「自身よりに非ず他身よりに非ず」と名く。「罪あり自口よりして(生じ)他口よりに非ず」とは、一切の口罪なり、未受具足人に句法を說くを除く、是を「自口よりして(生じ)他口よりに非ず」と名く。「罪あり他口よりして(生じ)自口よりに非ず」とは、若し比丘僧中にて非法に斷事せんに與欲せず、復見を與へず欲せずして默然聽過するを、是を「他口よりして(生じ)自口よりに非ず」と名く。「罪あり自口より(生じ)他口より(生ず)」とは、未受具足人の與に句法を說くを、是を「自口より(生じ)他口より(生ず)」と名く。「罪あり自口よりに非ず他口よりに非ず」とは、身と心とより生ずるを、是を「自口よりに非ず他口よりに非ず」と名く。「罪あり心を取りて事を取らず」とは、應に當に問ふべきなり、「何の心を以つて盜みしや、何の心にて人を殺せしや、何の心にて女人に觸れしや、何の心にて生草を斷ぜしや、何の心にて地を掘りしや」と、是を「心を取りて事を取らず」と名く。「罪あり事を取りて心を取らず」とは、問ふに應ぜざる(もの)「何の心を以て婬せしや、何の心にて非時食せしや、何の心にて飲酒せしや、何の心にて女人と與と同室宿せしや、未受具足人と過三

【四三】口䟦渠。䟦渠(Vagga)は聚・類・積等の義、即ち惡口・兩舌等の口に關する一切の犯罪をいふ。

【四四】比丘戒になし、比丘尼波夜提第八十八條なり。

【四五】何故に一切の口䟦渠より波夜提第六條の未受具足人に句法を說くを除くが、其理明かならず。

罪あり是れ住にして行に非ず、或は罪あり亦是れ行にして亦是れ住、或は罪あり亦行に非ず亦住に非ざるなり。或は罪あり是れ住にして坐に非ず、或は是れ坐にして住に非ず、或は是れ坐にして是れ住、或は坐に非ず住に非ざるなり。或は罪あり是れ坐にして眠に非ず、或は是れ眠にして坐に非ず、或は是れ坐にして是れ眠、或は坐に非ず眠に非ざるなり。或は罪あり是れ眠にして行に非ず、或は是れ行にして眠に非ず、或は亦是れ行にして亦是れ眠、或は眠に非ず行に非ざるなり。或は罪あり是れ屏處にして衆多に非ず、或は是れ衆多にして屏處に非ず、或は亦是れ屏處にして亦是れ衆多、或は屏處にも非ず亦衆多にも非ざるなり。或は罪あり是れ衆多にして僧中に非ず、或は是れ僧中にして衆多に非ず、或は亦是れ衆多にして亦是れ僧中、或は衆多にも非ず亦僧中にも非ざるなり。或は罪あり是れ僧中にして屏處に非ず、或は是れ屏處にして僧中に非ず、或れ是れ僧中にして亦是れ屏處、或は僧中にも非ず屏處にも非ざるなり。或は罪あり是れ冬にして春に非ず、或は是れ春にして冬に非ず、或は亦是れ冬にして亦是れ春、或は亦冬にも非ず春にも非ざるなり。或は罪あり是れ春にして夏に非ず、或は是れ夏にして春に非ず、或は亦是れ春にして亦是れ夏、或は亦春にも非ず亦夏にも非ざるあり。或は罪あり是れ夏にして冬に非ず、或は是れ冬にして夏に非ず、或は亦是れ夏にして亦是れ冬、或は亦夏にも非ず亦冬にも非ざるなり。

[三八]「罪あり欲より生ず」とは、[三九]故弄身生・摩觸・惡口・自稱・媒嫁(及び)一切染汙心語を、是を「欲より生ず」と名く。「瞋恚より生ず」とは、[四〇]無根謗・毀呰・兩舌鬪亂・驅出・食已に足せるを知りて故に惱まし、聚落驅出・拳打・手擬・屏處聽等、是を「瞋恚より生ず」と名く。「罪あり愚癡より生ず」とは、愚癡心より眞實に世界は有常なり、世界は無常なりと謂ふ、是の如きの一切の見を、是を「愚癡より生ず」と名く。「罪あり欲・瞋恚・愚癡より生ずるに非ず」とは、[四一]阿羅漢の犯罪なり、是を「欲・瞋恚・愚癡より生ずるに非ず」と名く。「罪あり是れ身にして口に非ず」とは、[四二]女人同室・未受具足人過三宿・

【三八】以下は前註(三七)の犯罪種類列擧の一々句につき解釋して諸種の例證を示せるなり。

【三九】故弄身生以下は僧殘第一・第二・第三・第四・第五なり。

【四〇】無根謗以下は僧殘第八・波夜提法第二・第三・第十六・第三十四・第四十四・第五十八・第五十九・第七十八なり。

【四一】阿羅漢の犯罪。僧祇律に是語あるは大衆部律として興味ある點である。これ阿羅漢には欲・瞋・愚癡より失精することなきも夢中に失精することありとの見解なり。巴利律(Mv. 8. 10. 2)にはAtthānam etam Ānanda anavakāso yam arahato asuci mucceyyā 'ti(阿難陀よ、阿羅漢にして不淨を漏らすといふ是のことはりあることなく、斯くの如きの機會もあることなし)とあり。これ阿羅漢に夢中失精ありとの說を否定せるもの、上座部律と大衆部律との相違の一として是語の如きは見逃すべからざるものである。

【四二】女人同室及び未受具足人過三宿以下は波夜提第六十五・第五十四、同牀眠・同牀坐・同器食は僧殘第十三、處々食・別衆食は波夜提第三十二・第四十なり。

に非ず、或は是れ身口行、或は身口行に非ず。或は罪あり、自身より生じて他身に非ず、或は他身より生じて自身よりに非ず、或は自身・他身より生じ、或は自身（生）に非ず他身生に非ず。或は罪あり自口より生じて他口よりに非ず、或は他口より（生じて）自口よりに非ざるあり、或は自口より亦他口より（生じ）、或は自口に非ず他口に非ず。或は罪あり心を取りて事を取らず、或は罪あり事を取りて心を取らず、或は罪あり事重にして心重に非ず、或は（罪）あり心重にして事重に非ず、或は（罪）あり事重にして心亦重なり、或は（罪）あり事重に非ず心重に非ず。或は罪あり自物にして他物に非ず、或は（罪）あり他物にして自物に非ず、或は自物にして亦他物、或は（罪）あり自物に非ず他物に非ず。或は罪あり是れ一處にして衆多を犯じ、或は（罪）あり衆多處にて一罪を犯じ、或は（罪）あり衆多處にて衆多罪を犯じ、或は（罪）あり一處にて一罪を犯ず。或は無罪を緣じて有罪に至り、或は有罪を緣じて無罪に至り、或は有罪を緣じて有罪に至り、或は無罪を緣じて無罪に至るあり。或は（罪）あり罪重くして緣輕く、或は（罪）あり罪輕くして緣重く、或は（罪）あり罪重くして緣亦重く、或は（罪）あり罪輕くして緣亦輕し。（或は）受時の罪あり、（或は）食時罪・事成罪あり。（或は）受けざらんには罪を得て受けんには無罪、與へざらんには罪を得て與へんには無罪。或は罪あり是れ聚落にして阿練若に非ず、或は（罪）あり是れ阿練若にして聚落に非ず、或は（罪）あり是れ聚落にして亦阿練若、或は（罪）あり聚落にも非ず亦阿練若にも非ざるなり。或は罪あり是れ時にして非時に非ず、或は是れ非時にして是れ時に非ず、或は是れ時にして亦非時なり、或は罪あり亦是れ時に非ず亦非時に非ざるなり。或は罪あり是れ夜にして晝に非ず、或は罪あり是れ晝にして夜に非ず、或は罪あり是れ夜にして亦是れ晝、或は罪あり亦夜にも非ず亦晝にも非ざるなり。或は罪あり是れ覆處にして露處に非ず、或は罪あり是れ露處にして覆處に非ず、或は罪あり亦是れ覆處にして亦是れ露處、或は罪あり亦覆處にも非ず亦露處にも非ざるなり。或は罪あり是れ行にして住に非ず、或は

衆といふ。

【三二】非威儀(anāoāra)。

【三三】擶衣。捷にて擶ちて好色ならしめたる衣。

【三四】惡威儀(pāpāoāra)。

【三五】身曲・口曲・心曲。身口意の三業のよこしまなるをいふ。

【三六】心生悔毗尼。原漢文には心生悔毗尼者衆學威儀心念惡不故觸女人如是比皆名心悔是名心生悔毗尼とあり。これ故意の犯罪にあらずして不故意のものなれば實心悔すべき輕罪なり。

【三七】犯罪の種類列擧なり。前註(一五)の本文中、(1)有罪亦知の一句解釋に於て前に五衆罪を述べ、次に罪の種類及びその性質を述ぶるなり。これ諸律中超異せる所たり。

に、共法の中にて應に作すべきなり。若し作さゞらんには越毘尼罪なり。若し「婦人を喚び來れ」、「酒を取り來れ」と語げんには、應に和上・阿闍梨に語ぐべし、「我れ聞く、法中にては作すことを得じ」と。是を「不作」と名く。「不語」とは、和上・阿闍梨と共に語らんに、聞いて而も報へざらんには越毘尼罪なり。若し口中に食あるも、若し能く聲をして異らざらしめ(え)んには應に答ふべく、若し能はざらんには咽み已りて然して後に答へよ。若し和上・阿闍梨にして是語を作さく、「何ぞ以て我語を聞きつゝ而も應へざる」と。(爾の時)應に和上・阿闍梨に語ぐべし、「我れ口中に食あり、是故に答ふるを得ざるなり」と。是を「不語」と名く。「突吉梨」とは、世尊が優陀夷・六群比丘及び餘の比丘等に「是事を作さんには好ならず」と語げたまふが如くなり。是を「突吉羅」と名く。「惡聲」とは、象聲・馬聲、牛・驢・駱駝の是の如き等の一切畜生の聲を作して、長引促斷・促引長斷するを、是を「惡聲」と名く。「威儀」とは、晨に起きては當に大小便行處を除洗すべく、當に大小行處の甕水を益すべく、應に當に塔院・僧坊院を掃ふべし。若し作事乃至、紐一綿を取り與へんにも、和上・[31]依止阿闍梨に白さざらんには越毘尼罪なり。是を「威儀」と名く。[32]「非威儀」とは、髮を治し、眼を荘り、好色の[33]襵衣を作り、光生せる帛帶を腰に繋け、鉢を熏じて光を現はし、鏡を以つて面を照らすを、是を「非威儀」と名く。[34]「惡威儀」とは、身惡威儀・口惡威儀・身口惡威儀・身害・口害・身口害・身邪命・口邪命・身口邪命を、是を「惡威儀」と名く。「惡邪命」とは、[35]身曲・口曲・心曲にして親愛を現じて供養を希望するを、是を「惡邪命」と名く。「惡見」とは、斷常等の一切諸見を、是を「惡見」と名く。[36]「心生悔毘尼」とは、衆學・威儀の心念惡にして、故ならずして女人に觸るゝ、是の如きの比は皆「心悔」と名け、是を「心生悔毘尼」と名く。

[37]復次に或は罪あり欲より生じ、或は罪あり瞋恚より生じ、或は罪あり愚癡より生じ、或は罪あり欲・瞋恚・愚癡よりして生ぜず。或は罪あり、是れ身行にして口行に非ず、或は是れ口行にして身行

尊に導かれて證悟し、遂に佛に向うて、「愚癡不善無智にして正法律中に於て盜密して出家せり、今日悔過す」と謝罪せるをいふ。(大正藏 2. 97c)。

【二八】 尊者跋陀梨(Bhaddāli)。世尊が一坐食戒を制定したまふに自ら反對して三月佛に見えず戒を學せず微妙の法を學ぜざりしを佛に悔過するなり(大正藏 1. 747b)。註(一七の三)の本文參照。

【二九】 王舍城比丘尼。註(一二の八九)比丘尼想の本文參照。「世尊、我等不善にして小兒の愚癡の如くなりき。福田を知らず恩養を知らず…我が悔過を受けたまへ」とあるものをいふ。

【三〇】 原漢文に不作者和上阿闍梨語作是事共法中應作若不作者越毘尼罪若語喚婦人來取酒來應語和上阿闍梨我聞法中不得作是名不作とあり。共法中若しは法中とは、師命若し如法如律の事ならば作すべく、作さずば越毘尼罪なり。若し非法非律の命ならば、「法中には作すことを得ず」と告ぐべきなり。

【三一】 依止阿闍梨。戒行を學し法を學せんために受戒後五年の間、師なる阿闍梨(ācariya)に依止(nissaya)して住する故に、その師を依止阿闍

叉略廣(毘尼)を誦し其の緣起を知り、善く羯磨を知るを、是を五(法)と名く。復四法を成就す。何等をか四とする、戒を持ち、善く罪を知り、無罪を知り、善く羯磨を知るを、是を四(法)と名く。復三法を成就す。罪を知り、無罪を知り、羯磨を知るを、是を三(法)と名く。復二法を成就す。何等をか二とする、罪を知り、無罪を知るを、是を二(法)と名く。復一法を成就す。何等をか一とする、善く羯磨を知るを、是を持律と名く。乃至、十四法を成就するを、是を持律最第一と名くるなり、如來應供正遍知を除く。何等をか十四とする、罪を知り、無罪を知り、重を知り、輕を知り、覆を知り、不覆を知り、可治を知り、不可治を知り、清淨を得たるを知り、清淨を得ざるを知り、[18]四禪功德を得、現法に住して樂しみ、天眼・天耳・宿命通を得、[19]有漏を盡して無漏を得るを、是を十四法と名け、一切持律の中最第一なりとす、如來應供正遍知を除く。

佛、諸比丘に告げたまはく、「優波離比丘は是の十四法を成就して持律第一なり、有罪亦知り、無罪亦知り、……乃至、有漏を盡して無漏を得て[20]慧解脫せり」と。(1)「有罪亦知る」とは、五衆罪を知るなり。(五衆罪とは)、波羅夷・僧伽婆尸沙・波夜提・波羅提提舍尼・越毘尼なり。「波羅夷」とは、婬と盜と斷人命と[21]自稱過人法となり。「僧伽婆尸沙」とは、故出精と相觸と惡口語と……乃至、聚落中にて他家を汙すとなり。「波夜提」とは、三十尼薩耆と[22]九十二純波夜提となり。「波羅提提舍尼」とは、阿練若處と無病に比丘尼邊にて食を取ると比丘尼指示食と拜學家となり。[23]越毘尼とは、十三事あり、[24]阿遮與と、[25]偸蘭遮と[26]醜偸蘭と不作と不語と突吉羅と惡聲と威儀と非威儀と惡威儀と惡邪命と惡見と心生悔毘尼となり。「阿遮與」とは、外道、[27]須深摩の如き、[28]尊者跋陀梨の如き、[29]王舍城比丘尼の如き、是の如き比の、佛に向うて悔過せるを、是を「阿遮與」と名く。「偸蘭遮」とは、滅五錢を盜み、五錢物を動かして(未だ)地を離れざるを、是を「偸蘭遮」と名く。「醜偸蘭」とは、染汙心にて身生を弄するを、是を「醜偸蘭」と名く。[30]「不作」とは、和上・阿闍梨より「是事を作せ」と語げん

【一八】　四禪。註(四の二一一)參照。

【一九】　有漏(āsava)。註(一の六四)漏患の下參照。次の無漏(anāsava)は漏患・煩惱なき狀態。

【二〇】　慧解脫。註(一七の八三)參照。

【二一】　自稱過人法。四波羅夷法第四大妄語戒なり。自ら實に得ざるに聖所得の過人法を得たりと稱するは大重罪とせらる。

【二二】　九十二純波夜提。尼薩耆波夜提の財を捨して後に波夜提悔過をなすに對して、單に波夜提悔過のみの罪なる故に純波夜提といひしなり。單波夜提、單墮ともいふ。

【二三】　越毗尼十三事。僧祇律に於ては越毗尼の中に五篇罪に攝せられざる犯罪の凡てを攝せるが如し。即ち偸蘭罪をも越毗尼中に攝せるが如きは注意すべき點である。

【二四】　阿遮與。aocriya に相當すべき語なるか。下の解釋に於ては佛に向うて悔謝すべき犯罪とせり。

【二五】　偸蘭遮(thullaccaya)。註(一の一二二)參照。

【二六】　醜偸蘭。偸蘭遮の中婬事關係の方便罪をいふ。

【二七】　須深摩(Susīma)。法を盜まんが爲に出家したるも世

ふべきを亦知り、應に與ふべからざるを亦知り、如法に阿浮呵那を與へたりと亦知り、不如法に與へたりと亦知り、共覆と亦知り、不共覆と亦知り、無量覆と亦知り、毘舍遮脚と亦知り、或は罪合ありて夜合に非ず・或は夜合ありて罪合に非ず・或は罪合にして夜亦合するあり・或は罪合に非ず夜合に非ざる(あり)、本罪・中間罪あり」と。

一六 比丘、四法を成就せんに、名けて持律と爲す。何等をか四とする、罪を知り、無罪を知り、重を知り、輕を知るを、是を四法と名く。復四法を成就せんに、名けて持律と爲す。罪を知り、無罪を知り、重罪を以て輕と作さず、輕罪を以て重と作さゞるを、是を四法と名く。復四法を成就す、罪を知り、無罪を知り、無罪の人に罪ありと言はず、有罪の人に罪なしと言はざるを、是を四法と名く。復四法を成就す、重を以て輕と作さず、輕を以て重と作さず、罪を犯ぜざる人を以て罪を犯ぜりと作さず、罪を犯ぜる人を以て罪を犯ぜずと作さゞるなり、是を四(法)と名く。復五法を成就せんに、名けて持律と爲す。善く諍を知り、善く諍緣の起る處を知り、善く諍事を斷ずるを知り、善く諍を斷ずるを知りて分別し、善く諍を斷ずるを知りて滅止するなり、是を五(法)と名く。復六法を成就す。卽ち上の五事に更に「善く諍を斷じて結集する」を增すなり、是を六(法)と名く。復七法を成就す。罪を知り、無罪を知り、重を知り、輕を知り、重罪を以て輕と作さず、輕罪を以て重と作さず、善く羯磨を知るなり、是を七(法)と名く。一七 復八法を成就す。卽ち上の七事に更に「善く波羅提木叉・廣略の毘尼を誦じ、緣起を識知する」を增すなり、是を八(法)と名く。復九法を成就す。何等をか九とする、卽ち上の八事に更に「善く毘尼を誦し、善く義を知りて妄りに見徹せず、善く羯磨を知る」ことを增すなり、是を九(法)と名く。復十法を成就す。卽ち上の九事に更に「善く諸根を調伏して梵行を滿足し、深く羯磨を知る」ことを增すなり、是を十(法)と名く。復五法を成就するを名けて持律と爲す。何等をか五とする、戒を持ち、罪を知り、無罪を知り、波羅提木

せしむるに際して心得べき諸點を列擧せるなり。

【一六】以下は前註(一五)の本文解釋にして、今は初の標擧に持律比丘とある語を解するなり。

【一七】原漢文には復成就八法卽上七事更增善誦波羅提木叉廣略毘尼識知緣起是名八復成就九法：卽上八事更增善誦毘尼善知義不妄見徹善知羯磨是名九とあり。妄の字、宋・元・明・宮本には忘の字とす、今改めず。

「我正しく是罪を犯ぜるのみ」と。（かくて）羯磨を作し已るに是念を作さく、「我何の故にか再び羯磨を作さんや、應に一切盡く說いて一時に羯磨を作すべきなり」と。（卽ち）諸比丘に語げて言はく、「長老、我に摩那埵を與へよ」。諸比丘問うて言はく、「何の故に復摩那埵を索むるや」。答へて言はく、「我れ僧伽婆尸沙罪を犯ぜり」。諸比丘問ふらく、「長老、何の時に犯ぜしや」。答へて言はく、「爾時に犯ぜり」。諸比丘言はく、「我先に已に長老に語げぬ、「僧和合集して羯磨を作して長老が所犯の一切を雖ずれば盡く說け、常に一時に羯磨を作すべし」と。爾の時に何故に說かざりしや」。答へて言はく、「我れ慚愧の故に盡く說かざりしなり」。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「尸利耶婆を呼び來れ」。來り已るに佛具に上事を問うて（言はく）、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「癡人、犯時に羞慚を知らずして、[一四]清淨を求むる時何を以てか羞慚せる。此は是れ惡事なり、法に非ず、律に非ず、佛の敎の如きに非ず、是を以て善法を長養すべからざるなり」と。

[一五]佛、諸比丘に告げたまはく、「持律の比丘、他の與に出罪(abbhāna)せん時、他に語げんに、有罪亦知り、無罪亦知り、覆亦知り、不覆亦知り、發露亦知り、不發露亦知り、應に別住を與ふべきを亦知り、應に別住を與ふべからざるを亦知り、如法に別住を與へたりと亦知り、不如法に別住を與へたりと亦知り、如法に波利婆沙を行ぜりと亦知り、不如法に波利婆沙を行ぜりと亦知り、中間に罪ありと亦知り、中間に罪なしと亦知り、夜に斷ずと亦知り、夜に斷ぜずと亦知り、隨順して行ずと亦知り、隨順して行ぜずと亦知り、應に摩那埵を與ふべきを亦知り、應に摩那埵を與ふべからずと亦知り、如法に摩那埵を與へたりと亦知り、不如法に摩那埵を與へりと亦知り、摩那埵を究竟せりと亦知り、摩那埵を究竟せずと亦知り、中間に有罪と亦知り、中間に無罪と亦知り、夜に斷ずと亦知り、夜に斷ぜずと亦知り、隨順して行ぜりと亦知り、隨順して行ぜずと亦知り、應に阿浮呵那を與

【一四】清淨を求むる時とは、罪を發露する時をいふ。即ち犯罪を覆藏せず直に發露して衆僧の處置を仰ぎ、以て服罪して隨順行を修して清淨僧に復する故に、發露する時が清淨を求むる時なり。

【一五】原漢文には佛語諸比丘持律比丘與他出罪時他語(1)有罪亦知無罪亦知(2)覆亦知不覆亦知(3)發露亦知不發露亦知(4)應與別住亦知不應與別住亦知(5)如法與別住亦知不如法與別住亦知(6)如法行波利婆沙亦知不如法行波利婆沙亦知(7)中間有罪亦知中間無罪亦知(8)夜斷亦知夜不斷亦知(9)隨順行亦知不隨順行亦知(10)應與摩那埵亦知不應摩那埵亦知(11)如法與摩那埵亦知不如法與摩那埵亦知(12)究竟摩那埵亦知不究竟摩那埵亦知(13)中間有罪亦知中間無罪亦知(14)夜斷亦知夜不斷亦知(15)隨順行亦知不隨順行亦知(16)應與阿浮呵那亦知不應與亦知(17)如法與阿浮呵那亦知不如法與亦知(18)共覆亦知不共覆亦知(19)無皆覆亦知(20)毗舍遮脚亦知(21)或有罪合非夜合或有夜合非罪合或有罪合夜亦合或有非罪合非夜合(22)本罪(23)中間罪とあり。これ持律比丘が犯罪比丘をして清淨比丘に復歸せしめ出罪

諫むるなり、一諫已に過ぐるも二諫の在るあり、此見を捨つるや不や」。答へて言はく、「此は是れ好見なり、善見なり。父母、先師より相承して已來、是の如きの見を作せるなれば、我れ捨つること能はず」と。是の如くに第二第三するも止めず、衆多人中にて亦是の如くに三諫して、若し止めざらんには僧中にて應に〔九〕羯磨を作すべきなり。羯磨人は應に是說を作すべし、『大德僧聽きたまへ、是の摩樓伽子比丘は邊見を起して、說くらく、「世界は有邊なり、世界は無邊なり」と。已に屏處にて三諫し、衆多人中にて三諫せしも止めず。若し僧時到らば僧は亦應に三諫すべし』と。僧中にて應に先に問ふべし、『長老、汝實に邊見を起して「世界は有邊なり、世界は無邊なり」と說いて、已にして屏處にて三諫し、衆多人中にて三諫せしも、此見を捨てざりしや』。答へて「實に爾り」と言はんに、爾の時應に僧中にて諫むべし、「長老、邊見を起すこと莫れ、此は是れ惡見なれば惡道に墮して泥犂に入らん。僧は慈心饒益の故に汝を諫むるなり。一諫已に過ぐるも二諫の在るあり、此見を捨つるや不や」。答へて言はく、「此は是れ好見なり、善見なり。父母、先師より相承して已來、是の如きの見を作せるなれば、我れ捨つること能はず」と。是の如くに第二第三諫するも止めざりければ、諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、〔一〇〕佛、諸比丘に告げたまはく、「是の摩樓伽子比丘は邊見を起し、已に屏處・衆多人中・(衆僧中)にて三諫して止めざらんには、僧は應に與に不捨邊見擧羯磨を作すべし」と。……上に說けるが如し。是を「擧羯磨」と名く。

〔一一〕佛、舍衞城に住したまひき。爾時、尸利耶婆比丘は數々僧伽婆尸沙罪を犯じて諸比丘に語げて言はく、「長老、我に〔一二〕摩那埵を與へよ」と。諸比丘問うて言はく、「長老、何の故に摩那埵を求むるや」。答へて言はく、「我れ僧伽婆尸沙罪を犯ぜり」と。諸比丘は先に(彼が)數々僧伽婆尸沙罪を犯ぜるを知りければ、〔一三〕語げて言はく、「長老尸利耶婆、僧和合集して羯磨を作して長老が所犯の一切を難ずれば盡く說け、當に一時に羯磨を作すべし」と。是の如くに第二第三(說)するに、答へて言はく、

〔九〕 原漢文には羯磨の上に擧の一字あるも、三本及び宮本・聖本に依りて今削除せり。

〔一〇〕 原漢文には佛告諸比丘以是摩樓伽子比丘起邊見已屏處衆多人中三諫不止者僧應與作不捨邊見擧羯磨如上說とあり。以是の二字は宋・元・明・宮本によりて今削除せり。衆多人の下に三本及び宮本には僧の一字ありて衆多人僧中とあり。今、前文に照合して衆多人中の下に衆僧中の三字を補うて譯出せり。

〔一一〕 本律第二十四卷の註(五四)白三羯磨八種の中の第六別住、第七摩那埵、第八阿浮呵那の因緣なり。

〔一二〕 摩那埵(Mānatta)。註(五の一二)參照。

〔一三〕 原漢文には語言長老尸利耶婆僧和合集作羯磨難長老所犯一切盡說當一時作羯磨如是第二第三答言我正犯是罪作羯磨已作是念我何故再作羯磨應一切盡說一時作羯磨語諸比丘言……とあり。

不善なり、惡道に墮して泥梨中に入らん。衆僧は慈心もて饒益せんと欲するが故に汝を諫むるなり。一諫已に過ぐるも二諫の在るあり、此見を捨つるや不や」と。答へて言はく、「此は是れ好見なり、善見なり。父母、先師より相承して已來、是の如きの見を作せるなれば、我れ捨つること能はず」と。是の如くに一諫するも止めず、乃至、三諫するも止めざりければ、諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛、諸比丘に告げたまはく、「是の尸利耶婆、惡邪見を起して三諫するも止めざらんには、僧は應に與に[六]不捨惡邪見擧羯磨を作すべし」と。羯磨人は應に是說を作すべきなり。

「大德僧聽きたまへ、是の尸利耶婆比丘は惡邪見を起し、已にして屛處にて三諫し、衆多人中にて三諫し、衆僧中にて三諫せしも止めざりき。若し僧時到らば僧は今、尸利耶婆の與に不捨惡邪見擧羯磨を作さんとす、白すること是の如し」と。

(次いで)白三羯磨して、……乃至、「僧は忍したまひぬ、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と(唱ふるなり)。復次に佛、舍衞城に住したまひき。爾時、[七]摩樓伽子比丘は[八]邊見を起して是說を作さく、「世界は有邊なり、世界は無邊なり」と。諸比丘言はく、「長老、邊見を起すこと莫れ、此は是れ惡見にして、惡道に墮して泥犁に入らん」。答へて言はく、「此は是れ好見なり、善見なり。父母、先師より相承して已來、是の如きの見を作せるなれば、我れ捨つること能はず」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛、諸比丘に告げたまはく、『是の摩樓伽子比丘は邊見を起して是說を作さく、「世界は無邊なり、世界は有邊なり」と。應に屛處にて三諫し、衆多人中にて三諫し、衆僧中にて三諫すべし』と。屛處にて諫めんには應に問ふべし、『長老、汝實に邊見を起して是說を作せしや、「世界は有邊なり、世界は無邊なり」と』。答へて「實に爾り」と言はんに、爾時應に諫めて言ふべし、「長老、此は是れ惡見なり、惡道に墮して泥梨に入らん。我今慈心饒益の故に汝を

【六】不捨惡邪見擧羯磨。

【七】摩樓伽子比丘(Māluṅkyāputta)。中阿含第六十箭喩經(M. 63. Cūḷa-Māluṅkya S.)に鬘童子となす。

【八】邊見(antagāhadiṭṭhi)。世界の盡不盡、身心の同異、生命の有終無終の問題に就て一方に偏れる極端なる見解。

には是れ不善にして、惡道に墮して泥犂に入らん」。答へて言はく、「此は是れ好見なり、善見なり。我が父母、先師より相承して已來、是の如きの見を作せるなり」。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、『是の尸利耶婆は惡邪見を起して……「……乃至、善惡果報もなし」と。應に屏處にて三諫し、衆多人中にて三諫し、僧中にて三諫すべし』と。屏處にて三諫せんには、應に先に問ふべし、『長老尸利耶婆、汝實に惡邪見を起して是說を作せしや、「殺生せんに、自ら殺すも人をして殺さしむるも、……乃至、惡を作すとも殃なく、善を爲すとも福なく、今世・後世・善惡果報も無し」と』。答へて「爾り」と言はんに、是時應に諫めて言ふべし、「長老、惡邪見を起すこと莫れ、惡邪見を起さんには是れ不善にして、惡道に墮して泥犂に入らん。我れ今慈心饒益の故に汝を諫むるなり。一諫已に過ぐるも二諫の在るあり、是見を捨つるや不や」。答へて言はく、「此は是れ好見なり、善見なり。父母、先師より相承して已來、是の如きの見を作せるなれば、我れ捨つること能はず」。是の如くに第二第三諫して止めざらんには、衆多人中にて三諫し、是の如くにして止めざらんには、僧中にて應に[五]羯磨を作すべし。羯磨人は應に是說を作すべきなり。

『大德僧聽きたまへ、是の尸利耶婆は惡邪見を起して是說を作さく、「殺生せんに、自ら殺すも人をして殺さしむるも、……乃至、惡を作すも殃なく、善を爲すも福なく、今世・後世・善惡果報も無し」と。已に屏處にて三諫し、衆多人中にて三諫せしも而も捨てず。若し僧時到らば僧は今、應に三諫すべし』と。

是時、僧中にて應に問ふべし、『長老尸利耶婆、汝實に是說を作せしや、「殺生せんに、自ら殺すも人をして殺さしむるも、……乃至、惡を作すも殃なく、善を爲すも福なく、今世・後世・善惡果報も無し」と。已にして屏處にて三諫し、衆多人中にて三諫せしも、是事を捨てざりしや』と。答へて、「實に爾り」と言はんに、僧中にて應に諫むべし、「長老、汝、惡邪見を起すこと莫れ、此は是れ

【五】原漢文には舉羯磨とあるも、三本及び宮本により舉の一字を削除せり。この羯磨は諫の意なり。

ぬ、障道の法を行ずるも道を障ふること能はず」と。已に屏處にて三諫し、衆多人中にて三諫せしも捨てざれば、若し僧時到らば僧は亦應に三諫すべし』と。

(かくして)僧中にて應に問ふべし、『長老、汝實に契經を謗じて是說を作さく、「世尊の說法は我れ解知しぬ、障道の法を行ずるも道を障ふること能はず」と。已にして屏處にて三諫し、衆多人中にて三諫せしも此事を捨てざりしや』。答へて「爾り」と言はんに、僧中にて應に諫むべし、「長老、汝、契經を謗ずること莫れ、契經を謗ぜんには、此は是れ惡邪見にして、惡道に墮して泥梨に入らん。僧は今慈心饒益の故に汝を諫むるなり。一諫已に過ぐるも二諫の在るあり、此事を捨つるや不や」。答へて言はく、「此は是れ好見なり、善見なり。父母、先師より相承して已來、是の如きの見を作せるなれば、我れ捨つること能はず」と。是の如くに第二第三諫するも止めざりければ、諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛、諸比丘に告げたまはく、[三]「是の阿梨吒比丘は契經を謗じ、已に屏處にて三諫し、衆多人中にて三諫し、(衆僧中にて三諫して)捨てざらんには、僧は應に謗契經不捨擧羯磨を作すべし」と。羯磨人は應に是說を作すべきなり。

[四]『大德僧聽きたまへ、是の阿梨吒比丘は契經を謗じて是說を作さく、「世尊の說法は我れ解知しぬ、障道の法を行ずるも道を障ふること能はず」と。已に屏處にて三諫し、衆多人中にて三諫し、衆僧中にて三諫せしも而も捨てざりき。若し僧時到らば僧は今、阿梨吒比丘の與に謗契經不捨擧羯磨を作さんとす、白すること是の如し』と。

是の如くにして白三羯磨するなり。

復次に佛、舍衛城に住したまひき。爾時、尸利耶婆は惡邪見を起して是說を作さく、「殺生せんに、自ら殺すも人をして殺さしむるも、……乃至、惡を作すも殃なく、善を爲すも福なく、今世・後世・善惡果報も無し」と。諸比丘言はく、「長老尸利耶婆、惡見を起すこと莫れ、惡見を起さん

【三】原漢文には是阿梨吒比丘謗契經已屏處三諫衆多人中三諫(衆僧中三諫)不捨者僧應作謗契經不捨擧羯磨とあり。括弧内の衆僧中三諫の五字は諸本にも皆あるべき筈なるに存せず。今前後の文に照合して之を補へり。

【四】謗契經不捨擧羯磨文。

巻の第二十五

雑誦跋渠法を明すの三

復次に佛、舍衛城に住したまひき。

爾時、阿梨吒比丘は契經を謗じて是の說言を作さく、「長老、世尊の說法は我れ解知しぬ、障道の法を行ずるも道を障ふること能はず」と。諸比丘は語げて言はく、「長老、契經を謗ずること莫れ、契經を謗ずるは是れ惡邪見にして、惡道に墮して泥犁中に入らん」。答へて言はく、「此は是れ好見なり、善見なり。父母、先師より相承して已來、是の如きの見を作せり」。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛、諸比丘に告げたまはく、『是の阿梨吒比丘は是說を作さく、「世尊の說法は我れ解知しぬ、障道の法を行ずるも道を障ふること能はず」と。應に屏處にて三諫し、多人中にて三諫し、衆僧中にて三諫すべし』と。屏處にて諫めんには應に先に問ふべし、『長老阿梨吒、汝實に契經を謗じて是說を作せしや、「世尊の說法は我れ解知しぬ、障道の法を行ずるも道を障ふること能はず」と』。答へて言はく、「實に爾り」。爾時、屏處にて應に諫めて是言を作すべきなり、「長老、契經を謗ずること莫れ、契經を謗ずるは此は是れ惡邪見にして、惡道に墮して泥犁に入らん。我れ慈心饒益の故に汝を諫むるなり、汝當に此事を捨つべし。一諫已に過ぐるも二諫の在るあり、此事を捨つるや不や」。答へて言はく、「此は是れ好見なり、善見なり。父母、先師より相承して已來、是の如きの見を作せるなれば、我れ捨つること能はず」。是の如くに二諫三諫して止めざらんには、是の如くに衆多人中にて三諫せよ。若し捨てざらんには、僧中にて應に羯磨を作すべし。羯磨人は應に是の如きの說を作すべきなり。

『大德僧聽きたまへ、是の阿梨吒比丘は契經を謗じて是說を作さく、「世尊の說法は我れ解知し

【一】ここに阿梨吒比丘の婬欲非障道の見解、尸利耶婆比丘の因果撥無の見解、及び鬘童子の世界盡不盡の見解の三因緣を擧げたり。次での如く惡見、邪見、邊見の別あるもいづれも誤まれる見解なれば擧羯磨をなすなり。今 前註(二四の一一八)擧羯磨の中の第二、不捨惡見卽ち謗契經不捨擧羯磨 (pāpikāya diṭṭhiyā appaṭinissagge ukkhepaniya kamma)の因緣なり。

【二】阿梨吒比丘(Ariṭṭha)。註(一七の一五四)參照。

ふることを。忍せんには僧よ默然したまへ、若し忍せざらんには便ち說きたまへ」と。

是れ第一羯磨にして、第二第三も亦是の如くにして、「僧は已に闡陀比丘に捨不見罪擧羯磨を與へ竟んぬ。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と說くなり。僧已に捨不見罪擧羯磨を與へ竟るに、[一二七]諸比丘語げて言はく、「長老、此罪應に如法作すべし」。答へて言はく、「汝、我をして如法作せしむるを用ひて爲せん、我れ作すこと能はじ」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛、諸比丘に告げたまはく、「是の闡陀比丘は五衆罪中にて一々罪を犯じつゝ如法作すること能はざらんには、僧は應に[一二八]犯罪不能作擧羯磨を與ふべし」と。羯磨人は應に是說を作すべきなり。

「大德僧聽きたまへ、是の闡陀比丘は五衆罪中にて一々罪を犯じつゝ如法作を肯んぜず。若し僧時到らば僧は今、闡陀比丘に犯罪不肯如法作擧羯磨を與へんとす、白すること是の如し」。

「大德僧聽きたまへ、是の闡陀比丘は五衆罪中にて一々罪を犯じつゝ如法作を肯んぜず。僧は今、闡陀比丘に犯罪不肯如法作擧羯磨を與へんとす。諸大德忍するや(不や)、僧は今闡陀比丘に犯罪不肯如法作擧羯磨を與へんとすることを。忍せんには僧よ默然したまへ。若し忍せざらんには便ち說きたまへ」と。

是れ第一羯磨にして、第二第三も亦是の如くにして、「僧は已に闡陀比丘に犯罪不肯如法作擧羯磨を與へ竟んぬ。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と說くなり。

摩訶僧祇律卷第二十四

【一二七】原漢文には諸比丘語言長老此罪應如法作答言汝用救我如法作爲我不能作とあり。如法作とは、罪を是認して僧殘罪に伏したる時は、その僧殘罪の悔過法を如法に作すべきをいふ。

【一二八】犯罪不肯如法作擧羯磨文。犯罪を認めつゝその犯罪を如法に懺悔することを拒む場合にこの羯磨を加するなり。

羯磨を作すべし』と。羯磨人は應に是說を作すべきなり。

[一二三]『大德僧聽きたまへ、是の闡陀比丘は五衆罪中にて一々罪を犯じつゝ而も「(罪を)見ず」と言へり。僧は饒益せんと欲するが故に不見罪擧羯磨を作せるに、應に行ずべき所の事は彼れ隨順して行じて今自ら罪を見ぬ。若し僧時到らば僧は闡陀比丘の與に、僧中に於て捨不見罪擧羯磨を乞はんと欲す。[一二四]諸大德僧聽すや(不や)、闡陀比丘、僧中に於て捨不見罪擧羯磨を乞はんと欲することを。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ』と。

此人應に僧中に從うて乞ふに是言を作すべきなり。

[一二五]『大德僧聽きたまへ、我は闡陀比丘なり、五衆罪中にて一々罪を犯じて而も「(罪を)見ず」と言へり。僧は饒益せんと欲するが故に、不見罪擧羯磨を作せるに、應に行ずべき所の事は已に隨順して行じ、自說にして見罪せり。今僧に從うて捨不見罪擧羯磨を乞はんとす。惟願はくは大德僧、哀愍の故に我に捨不見罪擧羯磨を與へたまはんことを』と。

是の如くに三たび乞ふに、羯磨人は應に是說を作すべきなり、

[一二六]「大德僧聽きたまへ、是の闡陀比丘は五衆罪中にて一々罪を犯じて自ら「(罪を)見ず」と言へり。僧は饒益せんと欲するが故に、不見罪擧羯磨を作せるも、應に行ずべき所の事は已に隨順して行じ、今自ら見罪して已に僧中に從うて捨不見罪擧羯磨を乞へり。若し僧時到らば僧は今、闡陀比丘に捨不見罪擧羯磨を與へんとす、白すること是の如し」。

「大德僧聽きたまへ、是の闡陀比丘は五衆罪中にて一々罪を犯じて自ら「(罪を)見ず」と言へり。僧は饒益せんと欲するが故に、與に不見罪擧羯磨を作せるも、應に行ずべき所の事は已に隨順して行じて今自ら罪を見、已にして僧中に從うて捨不見罪擧羯磨を乞へり。僧は今、捨不見罪擧羯磨を與へんとす。諸大德忍するや(不や)、僧は闡陀比丘に捨不見罪擧羯磨を與

【一二三】求聽乞捨不見罪擧羯磨なり。不見罪擧羯磨を解除せんことを乞ふについて僧伽の聽許を求むる作法。

【一二四】原漢文には諸大德僧聽闡陀比丘欲於僧中乞捨不見罪擧羯磨竟僧忍默然故是事如是持とあり。宋・元・明・宮本には羯磨の下の竟の字なし。無きが正しき故に今削除せり。

【一二五】乞捨不見罪擧羯磨文。不見罪擧羯磨を解除せんことを乞ふ作法。

【一二六】捨不見罪擧羯磨文。不見罪擧羯磨を解除する作法。

[一二八]「擧羯磨」とは。佛、舍衞城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

爾時、闡陀比丘は五衆罪中にて一々罪を犯じければ、[一二九]諸比丘は言はく、「長老、此罪を見るや不や」。答へて言はく、「見ず、汝、我れに見と不見とを問ふを用ひて爲せん」。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛、諸比丘に告げたまはく、『是の闡陀比丘は五衆罪中の一々罪を犯じつゝ、自ら「(罪を)見ず」と言はんには、僧は應に與に[一三〇]不見罪擧羯磨を作すべし』と。[一三一]羯磨人は應に是說を作すべきなり。

「大德僧聽きたまへ、是の闡陀比丘は五衆罪中にて一々罪を犯じて、而も自ら(罪を)見ずと言へり。若し僧時到らば、僧は闡陀比丘の與に不見罪擧羯磨を作さんとす、白すること是の如し」。

「大德僧聽きたまへ、是の闡陀比丘は五衆罪中にて一々罪を犯じて、而も自ら(罪を)見ずと言へり。僧は今、闡陀比丘の與に不見罪擧羯磨を作さんとす。諸大德忍するや(不や)、僧は闡陀比丘の與に不見罪擧羯磨を作さんとすることを。忍せんには僧よ默然したまへ。若し忍せざらんには便ち說きたまへ」と。

是れ第一羯磨にして、第二第三も亦是の如くにして、「僧は已に闡陀比丘の與に不見罪擧羯磨を作し竟りぬ。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と說くなり。擧羯磨を作し竟るに諸比丘に語げて言はく、「長老、我れ是罪を見ぬ、應に行ずべき所の事は、我れ隨順して行じたれば、我を哀愍するが故に我に[一三二]捨不見罪擧羯磨を與へたまはんことを」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛、諸比丘に告げたまはく、『是の闡陀比丘は五衆罪中にて一々罪を犯じつゝ而も「(罪を)見ず」と言へり。僧は饒益せんと欲するが故に擧羯磨を作さんに彼にして應に行ずべき所の事を已に隨順して行じて、自ら「罪を見たり」と言はんには、僧は應に捨不見罪擧

【一二八】擧羯磨(ukkhepaniya-kamma)。前註(五四)白三羯磨八種中の第五擧羯磨なり。

【一二九】原漢文には諸比丘言長老見此罪不答言不見汝用問我見不見爲諸比丘以是因緣往白世尊とあり。

【一三〇】不見罪擧羯磨(Āpattiyā adassane ukkhepaniya-kamma)。

【一三一】羯磨人。巴利文には Vyattena bhikkhunā paṭibalena saṃgho ñāpetabbo (聰明にして(羯磨に)堪能なる比丘によりて僧伽に告知せしむべきなり)とあり。羯磨師には anussāvika の語あるも、大低の場合には智能ある比丘によりてと記されてある。

【一三二】捨不見罪擧羯磨。捨は解除(paṭippassambhati)の意なり。罪を是認せざるによりて僧伽より擧羯磨を加せられたるも、漸次に反省して罪を認むるに至らんに、この羯磨を解除するの羯磨作法なり。

藥なきに、何に況んや我が家をや、辨ずるを須ちて當に與ふべし」。難陀言はく、「與ふると與へざると、自ら汝が意に任さんのみ」と、是語を作し竟りて便ち出でぬ。居士後に藥を辦じ已りて白して言はく、「尊者、今可しく來り取るべし」。彼聞き已りて相視て笑ふに、檀越嫌うて言はく、「何の故に我を試みつゝ相視て笑ふや。未だ辦ぜざるの時は殷勤に來り索め、今辦じては而も取らず」と。難陀言はく、「檀越瞋りしや」。答へて言はく、「瞋れり」。「若し瞋らんには、我れ悔過せん」。答へて言はく、「世尊に向うて悔過せよ」。難陀即ち佛の所に往いて悔過するに、佛言はく、「何の故の悔過ぞや」。即ち上事を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「癡人、是の釋摩訶南は家中所有の(もの)、佛・比丘僧に於て匱惜する所なきに、何の故にか擾亂せる」。佛、諸比丘に告げたまはく、「僧は應に難陀の與に俗人發喜羯磨を作すべし」と。……喜優婆夷の中に廣く說けるが故し。是を「摩訶南」と名く。

「六群比丘」とは。佛、舍衛城に住したまひき。

爾時、六群の比丘は迦尸邑に在りて、身非威儀・口非威儀・身口非威儀・身害・口害・身口害・身邪命・口邪命・身口邪命を(作せり)。……乃至、俗人をして不歡喜(心)を發さ(しめ)ぬ。佛、諸比丘に告げたまはく、「僧は應に六群比丘の與に、俗人發喜羯磨を作すべし」と。……喜優婆夷の中に廣く說けるが如し。是を「六群比丘」と名く。

是を「發喜羯磨」と謂ふなり。

具足と受と名けざると　支滿不清淨なると
羯磨及び(羯磨)事と　折伏と不共語と
擯出と發歡喜となり。　初跋渠說き竟る。

【一七】六群比丘。發喜羯磨因緣の第六なり。註(七の九六)の本文參照。

爾時、乞食比丘あり、時到りて衣を著し鉢を持して城に入りて食を乞ひ、次(第)に一家の門に到りぬ。時に夫は中庭に在りて坐して婦に語げて言はく、「汝、出家人に食を施せ」と。婦言はく、「何道の出家なりや」。夫言はく、「釋種の出家なり」。婦言はく、「與へじ」。夫言はく、「何の故にか與へざる」。婦言はく、「是人は非梵行なり」。(爾時)比丘言はく、「姉妹、我は是れ非梵行には非じ」。婦人言はく、「尊者迦露すら尙ほ梵行を修すること能はざるに、況んや汝能く梵行を修せんや」と。比丘は是語を聞き已りて惆悵して樂しまず、遂に食を乞はざりき。是に於て還りて坐禪し、晡時に禪より覺め已りて身極めて飢乏して世尊の所に往き、頭面に禮足して却いて一面に住せるに、佛知りて故に比丘に問ひたまはく、「何の故にか飢色せる」。白して言さく、「食を失せしなり、世尊」。佛言はく、「汝は食を乞ふこと能はざりしや」。卽ち上事を以て具に世尊に白すに、佛、諸比丘に告げたまはく、「是の迦露比丘は俗人の間に於て不喜を發さしめぬ。僧は應に與に俗人發喜羯磨を作すべし」と。……喜優婆夷の中に廣く說けるが如し。是を「迦露」と名く。

[二五]「摩訶南」とは。佛、舍衞城に住したまひき。

爾時、摩訶南釋種は僧に藥を施さんことを請ぜしに、時に難陀・優波難陀聞き已りて自ら相謂ひて言はく、「當に往いて之を試むべし」と。時到りて入聚落衣を著して往いて其家に到り、共に相問訊して言はく、「我れ聞く、檀越は僧に藥を與へんことを請ぜりと、審に爾りや不や」。答へて言はく、「爾り。尊者は藥を須ゐんと欲するや」。答へて言はく、「爾許[二六]坻の酥、爾許坻の油、爾許坻の蜜、爾許の石蜜、爾許の根藥・葉藥・華藥・果藥を須ゐん」と。答へて言はく、「尊者、卽日に爾許の藥なし、辦ずるを須ちて相與へん」。六群の比丘言はく、「異事なるかな、檀越。先に藥を儲へずして而も比丘僧を請ぜんとは。汝知らずや、一比丘の服藥は、如ら雪山の一大龍象の食に等しきを。汝は施を欲せずして、但名譽を求めんとするのみ」。彼言はく、「尊者、王家の庫中にすら尙ほ爾許の

【二五】摩訶南(Mahānāma)。發喜羯磨因緣の第五なり。

【二六】坻。瓶なり。

得んには便ち是れ名食にして、施主は好名譽を得しならん」。[一〇九]居士言はく、「尊者、我れ先に知らざりしなり、若し當に知るべかりしならんには、應に並めて多く作りて人ごとに一鉢を與ふべかりしに」。居士復言はく、『尊者、我に譬喩を說くを聽せ。過去世の時、群鷄ありて[一一〇]榛林に依りて住せしに、[一一一]狸ありて侵食して雄雞と唯一雌雞とのみ在りしが、後にありて烏來りて之を覆ひて一子を共生せり。子、聲を作す時、[一一二]翁、偈を說いて言はく、

「此兒、我が有に非ず、　野父と聚落母と、
共合して兒子を生ぜり、　烏に非ず復鷄に非ず、
若し翁の聲を學ばんと欲せば、　復是れ雞の所生なり、
若し母の鳴くを學ばんと欲せば、　其父復是烏なり、
烏を學ばんに鷄の鳴くに似たり、　雞を學ばんに烏の聲を作す、
烏と鷄と二つながら兼ね學ばんに、　是の二俱に成ぜず」と。

是の如くに、尊者は是れ俗人に非ず、復出家に非ざるなり』と。比丘言はく、「居士、瞋りしや」。答へて言はく、「瞋れり」。比丘言はく、「瞋らんには我れ悔過せん」。居士言はく、「世尊に向うて悔過せよ」。六群の比丘即ち佛の所に往き、佛に向うて悔過するに、佛言はく、「何の故の悔過ぞや」。六群の比丘は其の上事を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「癡人、是の質帝隷居士は家中所有の(もの)、佛・比丘僧に於て慳惜する所なきに、何の故に擾亂せしや」。佛、諸比丘に告げたまはく、「是の居士は[一一三]宿命通を以て、六群の比丘の本、昔の時曾て鷄烏の子と作りしを見て、是故に是の如きの說を作せるなり」と。佛言はく、「僧は應に六群比丘の與に俗人發喜磨羯を作すべし」。……喜優婆夷の中に廣く說けるが如し。

[一一四]「迦露」とは。佛、舍衞城に住したまひき。

【一〇九】原漢文には居士言尊者我先不知若當知者應𢆯多作人與一鉢とあり。難解なり、誤文無理あらん。

【一一〇】原漢文には榛林とす、三本及び宮本に「榛林とせるも今依らず。

【一一一】原漢文に有狸侵食雄鷄唯有雌在後烏來覆之共生一子とあり。有雌の二字を三本宮本には一雌雞の三字とす。今此に依りて改む。

【一一二】翁。宋・元・明・宮本には公とす。共に父の敬稱。今は雄鷄を意味す。諸律に此の譬喩あるもかゝる偈を有せず、而して五分と巴利とは最も善く相似せり。

【一一三】宿命通。註(二の一七二)六神通の下參照。

【一一四】迦露。發喜羯磨因緣の第四なり。前註(七九)參照。

士は僧に藥を與へんことを請ぜりと、審に爾りや不や」。答へて言はく、「爾り、阿闍梨は所須ありや」。答へて言はく、「我れ舍那階一擔を須ゐん」。居士言はく、「我が辦ふるを須て、當に與ふべけん」。比丘言はく、「奇怪なり、先に藥を辦へずして而も僧を請ぜんと欲するは。汝知らずや、一比丘の服藥は如ら雪山の一大龍象の食に等しきを。汝實には施さずして、而も但名をのみ求むるや」。居士言はく、「阿闍梨、王家の庫中にすら尙儲藥なし、況んや復我家をや、辦ふるを待ちて相與へんのみ」。比丘言はく、「與ふると與へざるとは自ら汝が意に隨へ」と、言ひ已りて便ち出でぬ。後に居士は人を遣して〔一〇五〕拘隣提國象聚落に到らしめ、舍那階を得來りて阿闍梨に白さく、「已に舍那階を得たれば、來りて之を取らる可し」と。是語を聞き已りて相看て笑ふに、居士嫌うて言はく、「何の故に相看て笑ふや。我未だ辦ぜざりし時は殷勤に苦索しつゝ、今者已に辦じては而も笑うて取らず。我家の所有は佛・比丘僧に於て愛惜する所なきに、尊者は何の故に相試みしや」。比丘言はく、「居士瞋りしや」。答へて言はく、「瞋れり」。比丘言はく、「若し瞋らば我れ悔過せん」。居士言はく、「世尊に向うて悔過せよ」。……喜優婆夷の中に廣く說けるが如し。

〔一〇六〕油熬魚子とは。佛、舍衞城に住したまひき。爾時、質帝隷居士は百味の食を作して僧を請じ、僧は食し訖りて精舍に還るに、居士は家中の婦兒に勅して言はく、「遺餘の飮食は料理して諸の〔一〇七〕比舍に與へよ、我は往いて世尊を問訊せんと欲す」と。

爾の時、六群の比丘は祇洹門間に在りて俗論言話せしに、居士見已りて是念を作さく、「此れ非毘尼の人なり、設し我れ彼に往かざらんに或は恨あらん」と。即ち往いて〔一〇八〕和南し問訊するに、比丘言はく、「善來、檀越、大龍象の如くなり」と。居士問うて言はく、「尊者は今日我が家中にて食せしや不や」。答へて言はく、「往いて食しぬ」。復問ふ、「尊者、食意に適ひしや不や」。答へて言はく、「善好なりしも但一種を少けり」。問ふ、「何等を少きしや」。比丘答へて言はく、「若し油鹽熬魚子を

【一〇五】拘隣提國象聚落。拘隣提國の所在明かならず。象聚落(Hatthigāma)を毗舍離に近き村とせば或はその附近の小國ならんか。

【一〇六】油熬魚子。發喜羯磨因緣の第三なり。四分律に胡麻滓、十誦律には胡麻歡喜丸、五分律には胡麻餅となし、巴利律に tilasaṃguḷikā(sesame cake) 即ち胡麻菓とあるもの、今のフライの如きものなるべし。巴利律(Cv. 1. 18)には善法比丘(Sudhamma)がチッタ居士の心を擾亂し遂にチッタ居士に謝罪せるを記するは四分律ことに五分律と一致する點多し。

【一〇七】比舍。隣家なり。

【一〇八】和南(Vandana)。禮拜するなり。

日も待てども來らざりければ、便ち盡く取りて食せしに、第四日に到りて方に來りて問うて言はく、「病少きや、優婆夷」と。優婆夷嫌うて言はく、「阿闍梨は我れ前食を請ぜるを受けしに、何の故に來らざりしや」。答へて言はく、「優婆夷、瞋りしや」。彼言はく、「瞋れり」。「若し爾らば我れ悔過せん」。優婆夷言はく、「世尊に向うて悔過し去れ」と。難陀即ち便ち佛に向うて悔過するに、佛言はく、「何の故の悔過ぞや」。難陀具に上事を以て佛に白すに、佛言はく、「癡人、此の優婆夷は佛・比丘僧に於て匱惜する所なきに、汝何の故に擾亂せる」。佛、諸比丘に告げたまはく、「是の優婆夷は在家篤信なるに、難陀は擾亂して不喜を發さしめぬ。僧は今應に難陀の與に發喜羯磨を作すべし」と。羯磨人は應に是說を作すべきなり、

【一〇二】「大德僧聽きたまへ、是の難陀比丘は俗人を擾亂して不喜心を生ぜ(しめ)ぬ。若し僧時到らば僧は難陀の與に俗人發喜羯磨を作さんとす。白すること是の如し」。

「大德僧聽きたまへ、難陀比丘は俗人を擾亂して不歡喜を發さ(しめ)ぬ。僧は今、難陀の與に俗人發喜羯磨を作さんとす。諸大德、忍するや(不や)、僧は難陀の與に俗人發喜羯磨を作さんとすることを。忍せんには僧よ默然したまへ。若し忍せざらんには便ち說きたまへ」と。是れ第一羯磨にして、第二第三も亦是の如くにして、「僧は已に難陀の與に俗人發喜羯磨を作し竟りぬ。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と說くなり。是を「喜優婆夷」と名く。

【一〇三】「舍那階」とは。佛、舍衞城に住したまひき。

爾時、【一〇四】質帝隷居士は僧に藥を與へんことを請ぜり。時に六群の比丘聞き已りて自ら相謂ひて言はく、「居士は僧に藥を與へんことを請ぜり、當に往いて之を試むべし」と。(卽ち)時到りて入聚落衣を著し鉢を持して往いて其家に到り、共に相問訊し、相問訊し已りて是言を作さく、「我れ聞く、居

【一〇二】俗人發喜羯磨文。

【一〇三】舍那階。七日藥の名なるべきも其體明かならず。梵cāṇah(炒米)のことには非ざるべし。發喜羯磨因緣の第二。

【一〇四】質帝隷居士。マッチカーサンダ(Macchikāsaṇḍa)村のチッタ(citta)居士なり。四分・十誦には質多羅居士となす。僧祇律(二八)には質帝利居士ともなせり。

磨人は當に是說を作すべきなり、

「大德僧聽きたまへ、是の摩訶羅は出家しつゝも恩教を知らず、教誨に隨はず。若し僧時到らば僧は摩訶羅の與に不共語羯磨を作さんとす。白すること是の如し」と。

白三羯磨して、……乃至、「僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と(唱ふるなり)。是を「不共語羯磨」と名く。

[九六]「擯出羯磨」とは。佛、舍衞城に住したまひき。

爾時、六群の比丘は[九七]迦尸邑に在りて住し、身非威儀・口非威儀・身口非威儀を作し、身害・口害・身口害を作し、身邪命・口邪命・身口邪命を作せり。……上の[九八]僧伽婆尸沙に(於ける)黑山聚落中に廣く說けるが如し。是を「擯出羯磨」と名く。[九九]「發喜羯磨」とは、喜優婆夷・舍那階・油熬魚子・迦露・摩訶南・六群比丘なり。

[一〇〇]「喜優婆夷」とは。佛、舍衞城に住したまひき。

爾時、難陀は諸國を遊行して、舍衞に還り到れり。時に難陀は入聚落衣を著し、鉢を持して往いて優婆夷家に至るに、喜優婆夷は見已りて歡喜し問訊して言はく、[一〇一]「善來、阿闍梨、何の故に行ること希なりしや」と。卽ちに請じて坐せしむるに、坐し已りて難陀言はく、「我希に行れり、我に何物をか與へんと欲する」。答へて言はく、「所須に隨うて與へん。若しは前食、若しは後食、若しは粥、若しは餅、若しは果、所須に隨うて當に作すべし」。難陀言はく、「我れ前食を須ゐん、當に好作すべし」。答へて言はく、「敎の如くに我當に好作すべし、唯願はくは明日早く來りたまはんことを」と。是語を作し已るに、便ち去りぬ。後、優婆夷は晨に起きて好前食を作り、座を敷いて踟躕して待つに、難陀は多事にして遂に忘れて往かざりき。優婆夷待ち見みて時過ぐるも來らざりし故に、卽ち此食中に於て停む可き者を擧げ、停め(う)可からざる者は食し、是の如くして第二日第三

【九六】擯出羯磨。前註(五四)の白三羯磨八種の中第三擯出羯磨(pabbājaniya kamma)の因緣解釋なり。

【九七】迦尸邑。註(七の九九)迦尸黑山聚落の下參照。

【九八】僧殘法第十三汚家惡行擯謗違諫戒なり、註(七の九六)の本文參照。

【九九】發喜羯磨。前註(五四)の白三羯磨八種の中第四發喜羯磨(patisāraniya kamma)の因緣解釋なり。四分律には遮不至白衣家羯磨とせり。

【一〇〇】喜優婆夷。發喜羯磨因緣の第一。

【一〇一】善來阿闍梨何故希行卽請令坐とあり。希行は、希は殆んど無しとの意、行は來の意なれば、何故に久しく來らざりしやとの意なり。

佛、舍衛城に住したまひき。爾時、馬宿比丘は折伏羯磨を作し已るも隨順行せず、應に行ずべき所の事を而も行ぜず、應に捨すべき所の事を而も捨せざりければ、諸比丘は是の因縁を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是の馬宿比丘は折伏羯磨を作し已るも隨順行せず、應に行ずべき所の事を而も行ぜず、應に捨すべき所の事を而も捨せざらんには、僧は應に與に不共語羯磨を作すべし」と。羯磨人は應に是說を作すべきなり、

[九五]「大德僧聽きたまへ、是の馬宿比丘は折伏羯磨を作し已るも隨順行せず、應に行ずべき所の事を而も行ぜず、應に捨すべき所の事を而も捨せず。若し僧時到らば僧は馬宿比丘の與に不共語羯磨を作さんとす、白すること是の如し」と。

白三羯磨して、……乃至、「僧は忍したまひぬ、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と(唱ふるなり)。

復次に佛、舍衛城に住したまひき。

爾時、摩訶羅あり、出家して數小戒を犯ぜり。(卽ち)別衆食・處々食・停食食・共器食・女人同室宿・過三宿・共牀眠・共牀坐・不淨果食・受生肉・受生穀・受金銀(等)なり。諸比丘諫めて言はく、「長老、應に是事を作すべからず」。答へて言はく、「長老、當に我に語ぐべし、我當に受行すべし」。諸比丘言はく、「是の摩訶羅には修學の意あらん」と。(然るに)後に復數數小々の戒を犯ぜり、別衆食……乃至、受金銀(等)なり。(卽ち)諸比丘は復諫めて言はく、「摩訶羅、應に是事を作すべからず」。答へて言はく、「長老、應に我に語ぐべし、我當に受行すべし」と。後に復數々犯ぜしかば、諸比丘言はく、「是の摩訶羅は出家しつゝも恩敎を知らず、敎誨に順ぜず、諂曲にして實ならず、修學するを欲せざるなり」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是の摩訶羅は出家しつゝも恩敎を知らず、敎誨に順ぜざらんには、僧は應に與に不共語羯磨を作すべし」と。羯

【九五】不共語羯磨文。

めて蕩滌して常處に還著し、食後には與に染衣・薫鉢し、與に牀褥を敷き、日冥くしては與に燈火を燃し、唾壺・大小行器を內れぬ。諸比丘諫めて言はく、「長老、年少に供給すること莫れ、年少は應に長老に供給すべきなり」と。答へて言はく、「長老の語の如し、但此の年少は先んじて人に出家を樂へり、是故に我れ愛念し、恭敬し、慚愧し、隨逐供給するなり」と。是の如くにして一諫せしも止めず、二諫三諫せしも止めざりければ、諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「闡陀を呼び來れ」。來り已るに佛具に上事を問うて(言はく)、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「癡人、汝は如來所に於て愛念・恭敬・慚愧・隨逐あること無くして、而も更に年少所に於て愛念・恭敬・慚愧・隨逐せんとは」と。佛、諸比丘に告げたまはく、「是の闡陀比丘は年少所に於て愛念せり、僧は應に與に愛念供給年少折伏羯磨を作すべし」と。羯磨人は應に是說を作すべきなり。

「[九二]大德僧聽きたまへ、[九三]是の闡陀比丘は年少を愛念供給し、三諫せしも止めず、若し僧時到らば、僧は今闡陀比丘の與に、愛念供給年少折伏羯磨を作さんとす、白すること是の如し」。

「大德僧聽きたまへ、闡陀比丘は年少を愛念し供給し、三諫せしも止めざれば、僧は今闡陀比丘の與に愛念供給年少折伏羯磨を作さんとす。諸大德、忍するや(不や)、僧は闡陀比丘の與に愛念供給年少折伏羯磨を作さんとすることを。忍せんには默然したまへ、若し忍せざらんには便ち說きたまへ」と。

是れ第一羯磨にして、第二第三も亦是の如くにして、「僧は已に闡陀比丘の與に愛念供給年少折伏羯磨を作し竟りぬ。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と說くなり。恭敬・慚愧・隨逐にも亦是の如くに說くなり。是を「折伏羯磨」と名く。

「[九四]不共語羯磨」とは、

【九二】 愛念供給年少折伏羯磨文。

【九三】 原漢文には是闡陀比丘愛念恭敬給侍年少三諫不止若僧時到僧今與闡陀比丘愛念供給年少作折伏羯磨白如是とあり。後の羯磨文及び宋・元・明・宮本により愛念恭敬給侍の六字を愛念供給の四字となせり。次に作の字を愛念供給年少の上に置きて、作愛念供給年少折伏羯磨として譯出せり。次の羯磨文も然り。

【九四】 不共語羯磨。前註(五四)の白三羯磨八種の中第二不語羯磨の因緣解釋なり。

にか小聲に入衆せん。我れ亦多聞なり、何の故にか羯磨を聞き已りて當に信ずべき。我れ善く法を知れり、何の故にか聞き已りて當に行ずべき。我れ亦羯磨を善くす、何の故にか羯磨不如法なるを聞いて、遮すること能はずして應に與欲すべき、我れ當に自ら往くべし。何の故にか比坐に見を與へて欲せざらんや、我れ當に遮すべし」と。佛、諸比丘に告げたまはく、「五法成就して諍訟更に起らんに、僧は應に與に折伏羯磨を作すべきなり。何等をか五とする、一には自高、二には麁弊兇性、三には無義語、四には非時語、五には善人に親附せざるなり。是を五法成就と名け、僧は應に與に折伏羯磨を作すべきなり」と。羯磨人は應に是說を作すべきなり。

「[八八]大德僧聽きたまへ、馬宿比丘は自高にして諍訟相言し、三諫せしも止めず、[八九]若し僧時到らば、僧は今、馬宿比丘の與に自高折伏羯磨を作さんとす、白すること是の如し」。

「大德僧聽きたまへ、馬宿比丘は自高にして諍訟相言し、三諫せしも止めざれば、僧は今、馬宿比丘の與に自高折伏羯磨を作さんとす。諸大德忍するや(不や)、僧は馬宿比丘の與に自高折伏羯磨を作さんとするを。忍せんには僧よ默然したまへ。忍せざらんには便ち說きたまへ」と。

是れ第一羯磨にして、第二第三も亦是の如くにして、「僧は已に馬宿比丘の自高の與に折伏羯磨を作し竟りぬ、僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と說くなり。後の[九〇]四事も亦是の如くに說くなり。

[九一](5)「恭敬年少」とは。佛、舍衛城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

爾時、闡陀比丘は年少を度して出家(せしめ)、身自ら供給し、晨に起きては問訊し、與に大小行器・唾壺を出して常處に著き、與に身體を按摩し、衣鉢を授與し、共に聚落に入らんには前に在りて行かしめ、檀越家に到りては上座處に在りて坐して先に供養を受けしめ、供養し已るに與に鉢を收

【八八】自高折伏羯磨文。

【八九】原漢文には若僧時到僧今與馬宿比丘自高作折伏羯磨白如是とあるも前の羯磨文に倣うて自高作折伏羯磨を作自高折伏羯磨として譯出す。次の羯磨文も然り。

【九〇】四事。自高・麁弊兇性・無義語・非時語・不親附善人の五の中、自高を除ける後の四事をいふ。羯磨の文中、自高の代りに後の四事中の一々を挿入して唱告すべきを示す。

【九一】恭敬年少。折伏羯磨五事中の第五。

聚落に入り、太だ冥くして出で、……乃至、醜名の沙彌尼の處に行くこと莫れ」と。一諫せしに止めず、二諫・三諫せしも止めざりければ、諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛、諸比丘に告げたまはく、「是の迦露比丘は太だ早きに入り、太だ冥くして出で、……乃至、非宜處に行いて、三諫するも止めざらんには、僧は應に太早入折伏羯磨を作すべし」と。羯磨人は應に是說を作すべきなり。

〔八三〕「大德僧聽きたまへ、迦露比丘は太だ早きに聚落に入り、三諫せしも止めず、若し僧時到らば、僧は今、迦露比丘の與に太早入聚落折伏羯磨を作さんとす。白すること是の如し」と。白三羯磨して、……乃至、「僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と(唱ふるなり)。是の如くに「太だ冥くして出で」・「惡友惡伴と非宜處に行く」にも、亦是の如くするなり。

〔八四〕(4)「諍訟相言」とは。佛、舍衞城に住したまひき。

爾時、〔八五〕馬宿比丘は自高自用して諍訟相言せしに、諸比丘諫めて言はく、「長老馬宿比丘、諍訟相言すること莫れ」と。是の如くに一諫せしに止めず、二諫・三諫せしも止めざりければ、諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛、諸比丘に告げたまはく、五法成就せんに、當に知るべし、諍訟更に起ることを。何等をか五とする、法羯磨を非法と言ひ、如法集を非法と言ひ、〔八六〕如法出過を非法と言ひ、如法捨を非法と言ひ、如法與を非法と言ふ、是を五非法と名け、上の五事に反するを如法と名く」と。諸比丘は應に是の如くに教ふべきなり、「長老、比丘は必らず應に五法を成就して入衆すべし。〔八七〕何等をか五とする、小聲に入衆し、羯磨を聞き已らんに當に信ずべし、信じ已りて奉行せよ、若し羯磨不如法なるにも遮する能はずば應に與欲すべし、若し與欲すること能はずば應に比坐に見を與へて欲せざるべし」と。比丘、是教を聞く時便ち言はく、「我れ能く善語す、何の故

【八三】太早入折伏羯磨文。

【八四】諍訟相言。折伏羯磨五事中の第四。

【八五】馬宿比丘(Assaji)。馬師比丘ともいふ。六群比丘の一人なり。註(六の一九二)六群比丘の下參照。

【八六】如法出過。如法に出罪するなり。

【八七】原漢文には何等五小聲入衆聞羯磨已當信信已奉行若羯磨不如法不能遮者應與欲若不能與欲者應與比坐見不欲とあり。羯磨行事不如法なるも自ら憶病の爲に反對しつゝ口に說くを得ずば、與欲即ち反對意見を傳へよ、若しそれも不可能ならば隣坐の比丘に見(反對意見)を說き與へて稱說せしめ、自らは欲即ち意見を述べずとも出席すべしとの意なるべし。

口に習近住せり。……亦上の慈地比丘の中に廣く說けるが如し。是を「八事習近住」と名く。

[七五](2)「數々犯罪」とは。佛、舍衞城に住したまひき。爾時、[七六]尸利耶婆比丘は五衆の一一罪中にて數々犯せしに、諸比丘諫めて言はく、「長老、五衆の一一罪中にて數々犯すること莫れ」と。一諫せしも止めず、二諫せしも止めず、三諫せしも止めざりければ、諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛、諸比丘に告げたまはく、「是の尸利耶婆、五衆の一一罪中にて若し數々犯せんには、數々犯罪折伏羯磨を作せ」と。羯磨人は應に是說を作すべきなり。

[七七]「大德僧聽きたまへ、是の尸利耶婆比丘は數々犯罪し、三諫せしも止めず、若し僧時到らば、僧は尸利耶婆比丘の與に數々犯罪折伏羯磨を作さんとす。白すること是の如し」。

「大德僧聽きたまへ、尸利耶婆比丘は數々犯罪して、三諫せしも止めざれば、僧は今尸利耶婆比丘の與に數々犯罪折伏羯磨を作さんとす。諸大德忍するや(不や)、僧は尸利耶婆比丘の與に數々犯罪折伏羯磨を作さんとするを。忍せんには僧よ默然したまへ、若し忍せざらんには便ち說きたまへ」と。是れ第一羯磨にして、第二第三も亦是の如くにして、「僧は已に尸利耶婆比丘の與に、數々犯罪折伏羯磨を作し竟りぬ。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と說くなり。是を「數々犯罪」と名く。

[七八](3)「太早入太冥出惡友惡伴非處行」とは。佛、舍衞城に住したまひき。

爾時、[七九]迦露比丘は太だ早きに聚落に入り、太だ冥くして聚落を出で、惡友惡伴と非處に行けり。「太早入」とは、太だ早く聚落に入りて乞ふなり。「太冥出」とは、太だ冥くして聚落を出づるなり。「惡友」とは、象子・馬子・偸兒・[八〇]劫賊・摴蒲兒の是の如き等と與に共に相親厚するなり。[八一]「惡伴」とは、惡友の如し、同じく非處に行くなり。「非處行」とは、寡婦家・[八二]大童女家・婬女家・不能男家・醜名の比丘尼・醜名の沙彌尼の是の如きの非處に行くなり。(卽ち)諸比丘諫めて言はく、「長老、太だ早きに

【七五】數々犯罪。折伏羯磨五事中の第二。數々犯はしばしば犯ずることなり、特にサクサクボンと讀みならはせり。

【七六】尸利耶婆比丘。註(五の三)參照。

【七七】數々犯罪折伏羯磨文。

【七八】太早入太冥出惡友惡伴非處行。折伏羯磨五事中の第三。

【七九】迦露比丘。本律第十四卷波夜提第八說麤罪戒に於ける尊者迦盧比丘も、第六卷の註(三)に於ける迦羅も同一人にはあらざるか。

【八〇】偸兒は竊盜、劫賊は强盜、摴蒲兒は賭博の戲をなす牧豬奴なり。蒲は蒱なり。

【八一】原漢文には惡伴者如惡友同非處行者寡婦家大童女家婬女家…とあり。如惡友同の四字難解なり。今、如惡友同非處行非處行者…として非處行を二度に讀みて譯出せり。

【八二】大童女家。大童女(thul-lakumārī)卽ち成熟せる未婚婦人の住まふ處。

復次に爾時、[七二]跋陀梨比丘は跋陀尸利比丘尼と與に、身に習近住し、口に習近住し、身口に習近住せり。……亦上の優陀夷の中に廣く說けるが如し。

復次に佛、舍衞城に住したまひき。爾の時、[七三]蘇毘提比丘は蘇毘提夷比丘尼と與に、身に習近住し、口に習近住し、身口に習近住せり。……好生比丘尼の中に廣く說けるが如し。

復次に爾時、比丘あり、居士家內に到り婦人と與に身に習近住し、口に習近住し、身口に習近住せり。「身に習近住す」とは、母人と與に伸手內に坐して香花・菓瓜を以て相授け、其の走使と爲るを、是を「身に習近住す」と名く。「口に習近住す」とは、共に染汙心にて語るを、是を「口に習近住す」と名く。「身口に習近住す」とは、是の上に二事倶なるを、是を「身口に習近住す」と名く。(即ち)諸比丘諫めて言はく、「長老、婦人と與に身に習近住し、口に習近住し、身口に習近住すること莫れ」と。是の如くに三諫するも止めざりければ、諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、……亦上の優陀夷の中に廣く說けるが如し。

復次に佛、舍衞城に住したまひき。爾時、比丘あり、[七四]不能男と與に身に習近住し、口に習近住し、身口に習近住せり。「身に習近住す」とは、伸手內に坐し、共に出で、共に入るなり、是を「身に習近住す」と名く。「口に習近住す」とは、共に染汙心にて語るなり、是を「口に習近住す」と名く。身口に習近住す」とは、上の二事倶なるを、是を「身口に習近住す」と名く。(即ち)諸比丘諫めて言はく、「長老、不能男と與に身に習近住し、口に習近住し、身口に習近住すること莫れ」と。……乃至、三諫せしも止めざりければ、諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、……亦上の優陀夷の中に廣く說けるが如し。復次に佛、舍衞城に住したまひき。爾時、優陀夷は共行弟子と與に、身に習近住し、口に習近住し、身口に習近住せり。……亦上の慈地比丘の中に廣く說けるが如し。

復次に佛、舍衞城に住したまひき。爾時、闡陀は童子と與に、身に習近住し、口に習近住し、身

二一)參照。

【七二】 跋陀梨比丘(Bhaddali)。註(一七の三)の本文參照。

【七三】 蘇毗提比丘・蘇毗提夷比丘尼。その傳を明かにせず。

【七四】 不能男。註(二三の一四二) 六種不能男の下參照。

に身習近住折伏羯磨を作さんとす。諸大德忍するや(不や)、僧は慈地比丘の與に身習近住折伏羯磨を作さんとするを。忍せんには僧よ默然したまへ。若し忍せざらんには便ち說きたまへ」と。

是れ第一羯磨にして、第二第三も亦是の如くにして、

「僧は已に慈地比丘の與に身習近住折伏羯磨を作すことを忍し竟んぬ。僧は忍したまひぬ、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と

說くなり。口習近住・身口習近住も亦是の如くに說くなり。

復次に佛、舍衛城に住したまひき。爾時、優陀夷は 七一 好生比丘尼と與に、身に習近住し、口に習近住し、身口に習近住せりき。「身に習近住す」とは、伸手內に共に坐し、迭互に衣を著するを、是を「身に習近住す」と名く。「口に習近住す」とは、展轉して染汙心にて語るを、是を「口に習近住す」と名く。「身口に習近住す」とは、伸手內に共に坐し、迭互に衣を著し、更相に語を爲して共に染汙心にて語るを、是を「身口に習近住す」と名く。(卽ち)諸比丘は諫めて言はく、「長老優陀夷、好生比丘尼と與に身に習近住し、口に習近住し、身口に習近住すること莫れ」と。一諫・二諫・三諫せしも止めざりければ、諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛、諸比丘に告げたまはく、「是の優陀夷は好生比丘尼と與に身に習近住し、口に習近住し、身口に習近住して、三諫するも止めざらんには、僧は應に與に身習近住折伏羯磨を作すべし」と。羯磨人は應に是說を作すべきなり。

「大德僧聽きたまへ、是の優陀夷は好生比丘尼と與に、身に習近住して三諫せしも止めず、若し僧時到らば、僧は優陀夷の與に身習近住折伏羯磨を作さんとす。白すること是の如し」と。

白三羯磨して……乃至、「僧は忍したまひぬ、默然したまふが故。是事是の如くに持つ」と(唱ふるなり)。口習近住・身口習近住も亦上に說くが如し。

非ず、此等の具足するによりて能く白と羯磨との二を出生し成就する故に、能生の諸事に冠めて所生の白羯磨を比丘受具足羯磨事と名くるなり。以下皆然り。

【六五】 支滿羯磨事。支滿とは受戒白四羯磨以前の一々作法滿足する意なり。

【六六】 不具足淸淨羯磨事。不具足淸淨は支分不具足の淸淨なり。これ恐らくは具足すべからざる支分を具足せざる點に於て淸淨なりとの意なるべし。

【六七】 折伏羯磨事。以下前註(五四)の白三羯磨八種類の中、第一折伏羯磨(tajjaniya kamma)の因緣解釋なり。

【六八】 習近八事。折伏羯磨五事中の第一なり。次下に慈地比丘以下八因緣を列ぬる故に八事習近住とせるには非らざるかとの疑ひあるも、牀を共にして坐する等の身習近住六事と、染汙心にて語る口習近住と、此を倂せて行へる身口習近住との八事を意味するものなるべし。

【六九】 慈地比丘。註(六の一九一)參照。

【七〇】 身習近住折伏羯磨文。

【七一】 好生比丘尼。優陀夷の本二(妻)とせらるゝ善生比丘尼(Sujata)と同じ、註(九の二

[六七]「折伏羯磨事」とは。佛、舍衞城に住したまひき。(時に)瞻波の比丘、諍訟相言して和合住せざりき。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「應に與に折伏羯磨を作すべし」と。折伏羯磨に五事ありて、一切の折伏羯磨は佛、舍衞城に在りて制したまへり。何等をか五とする。一には習近八事、二には數々犯罪、三には太早入太冥出、惡友惡伴非宜處行、四には諍訟相言、五には恭敬年少なり。

(1)[六八]「習近八事」とは。佛、舍衞城に住したまひき。

爾時、[六九]慈地比丘は身に習近住し、口に習近住し、身口に習近住せり。「身に習近住す」とは、牀を共にして坐し、牀を共にして眠り、器を共にして食し、迭互に衣を著し、共に出で、共に入るを、是を「身に習近住す」と名く。「口に習近住す」とは、迭互に染汙心にて語るなり、是を「口に習近住す」と名く。「身口に習近住す」とは、牀を共にして坐し、牀を共にして眠り、器を共にして食し、迭互に衣を著し、共に出で、共に入り、語る時、展轉して相に染汙心語を爲すなり、是を「身口に習近住す」と名く。(卽ち)諸比丘諫めて言はく、「長老慈地比丘、身に習近住し、口に習近住し、身口に習近住すること莫れ」と。一諫せしも止めず、乃至、三諫せしも止めざりければ、諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是の慈地比丘、身に習近住し、口に習近住し、身口に習近住して三諫するも止めずんば、僧は應に與に身習近住折伏羯磨を作すべし」と。羯磨人は應に是說を作すべきなり。

[七〇]「大德僧聽きたまへ、是の慈地比丘は身に習近住して三諫せしも止めず。若し僧時到らば、僧は慈地比丘の與に身習近住折伏羯磨を作さんとす。白すること是の如し」。

「大德僧聽きたまへ、慈地比丘は身に習近住して三諫せしも止めざれば、僧は今慈地比丘の與

【五七】阿浮呵那(abbhāna)。二十人以上の僧前にて出罪羯磨(abbhāna ñatti)を宣して重罪より拔き出して清淨僧位に復權するなり。註(五の二五)出罪の下參照。

【五八】一切の拜人。拜は選差するなり、卽ち行鉢人選出・典知牀褥人選出羯磨の如し。

【五九】受自恣。見聞疑の三罪について任しいまゝに擧罪するを受くるなり。註(四の二四八)參照。

【六〇】輸那邊地受具足。註(二三の一〇一・一〇九)參照。

【六一】一切の尼薩耆。長衣捨法、離衣宿衣捨法、長鉢捨法等の一切の尼薩耆(nissaggiya=捨)法は能所を合せて五人の集まりに於てなさるべきである。

【六二】不引過。引過は罪過を認め自らに引きうくる意。不引過は自ら罪過を認めず自白せざるなり。

【六三】羯磨事。

【六四】比丘受具足羯磨事。原漢文には比丘受具足羯磨事者受具足人求和上和上與求衣鉢與求衆與求戒師與求空靜處敎師是諸事能生羯磨白羯磨是二俱名比丘受具足羯磨事とあり。是二とは受者が和上を求むることゝ、和上が受者のために衣鉢等を求むるの二をいふに

生ず、白と羯磨となり、是二を俱に「比丘尼受具足羯磨事」と名く。

〔六五〕「支滿羯磨事」とは、受具足人已に和上を求め、和上已に與に衣鉢を求め、與に衆を求め、與に戒師を求め、與に空靜處教師を求むるに、教師は僧に推與して僧中に從うて受具足を乞ひ、遮法なきやを問ひ、已にして四依を說くなり。是の諸事、能く羯磨を生ず、白と羯磨となり。是二を俱に「支滿羯磨事」と名く。

「遮法清淨羯磨事」とは、遮法の中清淨ならんに、是の諸事、能く羯磨を生ず、白と羯磨となり、是二を俱に「遮法清淨羯磨事」と名く。

〔六六〕「不具足清淨羯磨事」とは、支分不具足にして清淨ならんに、是の諸事、能く羯磨を生ず、白と羯磨となり、是二俱に「不具足清淨羯磨事」と名く。

「不生戒羯磨事」とは、壞比丘尼淨行・盜住・越濟人・五無間罪・犯波羅夷・沙彌惡邪見の是の諸事は羯磨を生ぜず、白と羯磨となり、是二を俱に「不生戒羯磨事」と名く。

「罪根羯磨事」とは、五衆罪(卽ち)波羅夷・僧伽婆尸沙・波夜提・波羅提提舍尼・越毘尼罪の是の諸事は能く羯磨を生ず、白と羯磨となり、是二を俱に「罪根羯磨事」と名く。

「不捨根羯磨事」とは、比丘、屛處にて三諫し、多人中にて三諫し、衆僧中にて三諫するも捨せざらんに、是の諸事能く羯磨を生ず、白と羯磨となり、是二を俱に「不捨根羯磨事」と名く。

「捨根羯磨事」とは、屛處にて三諫し、衆多人中にて三諫し、僧中にて三諫して捨せんに、是の諸事能く羯磨を生ず、白と羯磨となり、是二を俱に「捨根羯磨事」と名く。

「和合根羯磨事」とは、比丘僧集まりて舍羅を行じ、來らざる者は與欲して、「和合僧なり」と唱せんに、是の諸事能く羯磨を生ず、白と羯磨となり、是二を俱に「和合根羯磨事」と名く。

是を「羯磨事」と謂ふ。

大房を作らんに預じめ房を作すべき處を指示する人を選出する羯磨の意ならんか。

【四九】　行鉢人。行鉢人選出羯磨なり、註(一〇の一一七)參照。

【五〇】　行舍羅人。舍羅を行ずる人を選出する羯磨なり。舍羅(Salākā)は註(一二の六六)舍轢の下及び註(一三の四七—五〇)參照。

【五一】　試外道。前註(一八)外道四月試住羯磨なり。

【五二】　持杖・絡囊。老・病比丘の爲に杖及び絡囊を持つことを聽許する羯磨、絡囊は註(三の一一七)參照。

【五三】　典知。註(六の一七二)の本文には典知九事の相、卽ち知事としての任務九事を列ぬ。今こゝに二十事を擧げたるも、開合の相違に過ぎず。而して白二羯磨としては更に別に列すべきものを有しつゝ列せず、列する必要なきものをまで列せるの感なき能はず。

【五四】　白三羯磨八事。僧祇律中、白三羯磨は八事のみには非ず、極めて不審なり。後註(一七の四)には別に八白三羯磨を出せり。

【五五】　折伏等。註(七の四八—五三)參照。

【五六】　摩那埵。註(五の二三)參照。

一五非法を成就して羯磨を作し已らんには後に悔す」とは、人不現前と、不問と、[六二]不引過と、非法と、不和合と、是を「五非法」と名け、羯磨を作し已らんに後に悔するなり。

「五如法を成就して羯磨を作し已らんには後に悔せず」とは、人現前と、問ひ已ると、自引過と、如法と、和合と、是を「五如法」と名け、羯磨を作し已らんに後に悔せざるなり。

是中、應に二十衆にて羯磨を作すべきに、十衆にて作さんには成就せず。應に十衆にて羯磨を作すべきに、五衆にて作さんには成就せず。應に五衆にて羯磨を作すべきに、四衆にて作さんには成就せざるなり。應に白三羯磨を作すべきに、白一(羯磨を作さんには)成就せず。應に白一羯磨を作すべきに、單白(羯磨を作さんには)成就せず。應に單白羯磨なるべきに而も求聽羯磨を作さんには成就せざるなり。應に求聽羯磨を作すべきに、白(羯磨を作さんには)成就す。應に白羯磨を作すべきに、白一羯磨(を作さんには)成就す。應に白一羯磨を作すべきに、白三(羯磨)を作さんに成就す。應に四衆羯磨を作すべきに、若し五衆にて作さんに成就す。應に五衆にて羯磨を作すべきに、十衆にて作さんに成就す。應に十衆にて羯磨を作すべきに、二十衆にて作さんには成就するなり。是を「羯磨」と名く。

[六三]「羯磨事」とは、比丘受具足羯磨事・比丘尼受具足羯磨事・支滿羯磨事・遮法清淨羯磨事・不具足清淨羯磨事・不生戒羯磨事・罪根羯磨事・不捨根羯磨事・捨根羯磨事・和合根羯磨事なり。

[六四]「比丘受具足羯磨事」とは、受具足人は和上を求め、和上は與に衣鉢を求め、與に衆を求め、與に戒師を求め、與に空靜處教師を求むるなり。是の諸事、能く羯磨を生ず、白と羯磨となり、是二を倶に「比丘受具足羯磨事」と名く。

「比丘尼受具足羯磨事」とは、比丘尼已に受具足を與へ竟りて比丘僧中に向ふに、僧應に比丘尼に問ふべし、「遮法なきや不や」。答へて言はく、「已に清淨なり」と。是の諸事、能く羯磨を

に、此處に出ださゞるは僧祇部主の不用意なる所なるべしと考へらる。※印を附せるは九事なり。典知分華と曲知分香とは九事中には典知華香として一事とせり。

【四三】出羯磨。明かならず、驅出羯磨・滅擯羯磨の如きは白四羯磨なり、長衣及び離衣宿衣の捨法も僧祇にては白四羯磨とせる故に出羯磨にあらず。

【四四】不離衣宿。不失衣界結作羯磨なり、註(八の一〇五)攝衣界白二羯磨文の如し。

【四五】離衣宿。明かならず、或は註(一一の七八)の本文、優波離のために一月不失衣宿羯磨を作す時の求聽羯磨白二羯磨作法をいふものならん。

【四六】示房處。無主房處指授羯磨なり、註(六の一一三)參照。

【四七】示作大房處。有主大房處指授羯磨なり、羯磨文は前の無主房に準ずる故に律文に出さず。

【四八】有示作前房處。解し難し、或は祇洹精舍建立に際して舍利弗・目連を派遣して房舍安置の料理處分をなす如きをいふにあらざるか、註(二三の九九)本文の如し。有とは有主の略、前は預じめなるべく、卽ち有主(大施主)ありて

後一人、一人を擧げ、……乃至、衆多人、衆多人を擧ぐるを聽さず」。佛、諸比丘に告げたまはく、「今日より後、應に羯磨を作すべし」と。「羯磨」とは、[三八]四羯磨・二羯磨・白一羯磨・白三羯磨・四衆作羯磨・五衆作羯磨・十衆作羯磨・二十衆作羯磨と、五非法を成就し和合せずして羯磨を作し已らんには後に悔し、五如法を成就し和合して羯磨を作し已らんには後に悔せざるとなり。

[三九]「四羯磨」とは、(1)非法にして和合せる羯磨あり、(2)如法にして和合せざる羯磨あり、(3)如法にして和合せる羯磨あり、(4)如法ならず和合せざる羯磨あり、是を「四羯磨」と名く。「二羯磨」とは、[四〇]布薩羯磨と[四一]恭敬羯磨となり、是を「二羯磨」と名く。

[四二]「白一羯磨」とは、二十八あり。何等をか二十八とする、[四三]出羯磨・[四四]不離衣宿・[四五]離衣宿・[四六]示房處・[四七]示作大房處・[四八]有示作前房處・[四九]行鉢人・[五〇]行舍羅人・[五一]試外道・[五二]持杖絡嚢・[五三]*典知牀褥・典知監食・*典知差次食・*典知分房・典知取衣・典知掌衣・*典知分衣・典知取𣯍・典知擧𣯍・典知分𣯍・*典知分華・*典知分香・*典知分果・*典知分溫水・*典知分雜餅・*典知隨意擧・典知分粥人・典知分小々雜物なり。是を「二十八」と名く。

[五四]「白三羯磨」とは、八あり。何等をか八とす、一には[五五]折伏、二には不語、三には擯出、四には發喜、五には擧、六には別住、七には[五六]摩那埵、八には[五七]阿浮呵那なり。是を「白三羯磨」と名く。

「四衆羯磨」とは、布薩羯磨と[五八]一切の拜人とは四人にて作すを得るなり。是を「四衆羯磨」と名く。

「五衆羯磨」とは、[五九]受自恣と[六〇]輸那邊地受具足と[六一]一切の尼薩耆とは五人にて作すを得るなり。是を「五衆羯磨」と名く。

「十衆羯磨」とは、比丘受具足と比丘尼受具足とは十人にて作すを得るなり。是を「十衆羯磨」と名く。「二十衆羯磨」とは、比丘の阿浮呵那と比丘尼の阿浮呵那とは二十人にて作すを得るなり。是を「二十衆羯磨」と名く。

【三八】羯磨の種類標擧。

【三九】四羯磨、如法羯磨・不如法羯磨につき四種に分てるもの。(1)非法和合羯磨(adhammena samaggakamma)・(2)如法不和合羯磨(dhammena vaggakamma)・(3)如法和合羯磨(dhammena samaggakamma)・(4)不如法不和合羯磨(adhammena vaggakamma)。

【四〇】布薩羯磨(uposatha kamma)。布薩式を擧げて戒本を讀誦するなり。

【四一】恭敬羯磨。明かならず、或は拜人羯磨ならんか。

【四二】白一羯磨(Ñattidutiya-kamma)。即ち白二羯磨なり。僧祇には二十八種の白二羯磨を列ぬるも諸律によりて大差あり、從つて其式事に差異を生ずる故に四分羯磨によりて受戒せるものは四分律によりて隨行し、僧祇羯磨によりて受戒せるものは僧祇律によりて隨行して、受隨の一致を要するなり。而して僧祇の二十八白二羯磨なるものは一往の列擧に過ぎずして尚ほ多くの白二羯磨作法あるべきなり。即ち本律第十五卷(註七〇)の選差比丘尼教誡人羯磨文、或は本律第八卷(註一四五の本文)の結界羯磨の如きは孰れも白二羯磨即ち白一羯磨なる

を受けんには越毘尼罪なり。是を「身分不端正」と名く。

[三四]「陋形」とは。佛、舍衛城に住したまひき。……廣く說けること上の如し……諸天世人の供養する所なりき。

爾時、諸比丘は陋形の人を度して出家せ(しめ)ぬ。(卽ち)太黑・太白・太黃・太赤・太長・太短・太麁・太細にして、世人の爲に譏らるらく、「云何が沙門釋子なる、陋形の人を度して出家せ(しめ)んとは。出家の人は形應に端嚴なるべきに、此人醜陋にして人見ることを喜ばず、此の壞敗の人、何の道法かあらん」と。復人ありて言はく、「此の沙門は唯二種の人を度せず、一には死人、二には出家を樂はざるとなり。若し此をしも度せずんば、衆、增長せざればなり」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是の比丘を呼び來れ。」來り已るに佛具に上事を問うて(言はく)、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、陋形の人には、應に出家を與ふべからず」と。陋形とは、太黑・太白・太黃・太赤・太長・太短・太麁・太細なり。復次に陋形の人は喜ばん(時)も、人尙ほ見ることを喜まず、況んや復瞋恚せん時をや。是の陋形の人には、應に出家を與ふべからず。若し已に出家せんに、應に驅出すべからず。若し度して出家(せしめ)具足を受けんには越毘尼罪なり。是を「陋形」と名く。

是を「受具足と名けず」と謂ひ、是中に淸淨にして如法ならんには「受具足」と名くるなり。

[三五]羯磨・羯磨事

「羯磨」とは。佛、舍衛城に住したまひき。

爾時、[三六]瞻波比丘に諍訟起りて和合住せず、一比丘、一比丘を[三七]擧げ、二比丘、二比丘を擧げ、衆多比丘、衆多比丘を擧げぬ。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「今日より

【三四】陋形(Durjandūsaka)。

【三五】羯磨・羯磨事。羯磨には羯磨の種類を述べ、羯磨事には各羯磨式事に具すべき作法事緣を述ぶるなり。羯磨は……註(二〇の二一)一白三羯磨の下參照。

【三六】瞻波比丘。瞻波城(Campā)に住せる比丘。瞻波城はもと摩揭陀國の東隣にありて鴦伽國(Aṅgā)と稱せる時の首府なり。後に頻毘娑羅王の時代に摩揭陀國に併合せられたり。

【三七】擧。罪を摘發(ukkhipati)するなり。

以て具に世尊に白して(言さく)、「唯願はくは世尊、今日より後、諸比丘に「奴主放さゞるには出家せしむること勿れ」と制したまはんことを」と。

爾時、世尊は白淨王の爲に隨順して說法したまふに、歡喜心を發し已り、王卽ちに頭面に禮足して退きぬ。王去りて久しからずして、世尊は衆多比丘所に往きたまひ、尼師壇を敷いて坐し、具に上事を以て諸比丘の爲に說いて、佛、諸比丘に告げたまはく、「今日より後、奴主放さゞるには應に出家を與ふべからず」と。[二七]奴とは五種あり、家生と買得と抄得と他與と自來となり。「家生」とは、家中の婢妾の生なり。「買得」とは、錢を雇いて買得せるなり。「抄得」とは、隣國を抄めて得たるなり。「他與」とは、他人より與へしなり。「自來」とは、自ら來りて奴と作れるなり。是中にて家生・錢買・抄得の此三種は、[二八]此間にても聽さず、餘處にても亦聽さゞるなり。他與と自來との此二種は、此間にては聽さゞるも餘處にては聽すなり。若し奴主放さゞるには、應に出家を與ふべからず。若し已に出家せんには、應に驅出すべからず。若し出家を與へ具足を受けんには越毘尼罪なり。是を「奴」と名く。

[二九]「身分不端正」とは。佛、舍衞城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

爾時、諸比丘は人を度して出家せ(しめ)しに、種々に身分不端正なりければ世人の爲に譏らるらく、「云何が沙門釋子なる、人の身分不端正なるを度せんとは。出家の人は應に身、端嚴なるべきに、此の壞敗の人、何の道か之あらん」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛具に上事を問うて(言はく)、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、身分不端正人には、應に出家を與ふべからず」と。身分不端正とは、[三〇]眼瞎・[三一]僂脊・跛脚・[三二]佂脚・齲齒・[三三]瓠盧頭なり。是の如きの種々の身分不端正には、應に出家を與ふべからず。若し已に出家せんには、應に驅出すべからず。若し度して出家(せしめ)具足

【二七】 奴の五種類。

【二八】 此間とは、迦毘羅衞國なり。

【二九】 身分不端正。前巻(註一一六)の前なる標擧には身不具とあるものに相當す。

【三〇】 眼瞎(kāṇa)。一眼なり。

【三一】 僂脊。せむし、註(二三の一六六)參照。

【三二】 佂脚(khañja)。原漢文には匡脚とせり。宋・元・明・宮・聖本には匡脚とす。麗本に脏とせるは佂の寫誤なり、脏の字は字書に見えず。宋本等に匡とせるは佂の同音寫なり。佂はアシナヘなり。大正藏に脽脚とせるは誤まれり。脽は臂なれば今相應せず。

【三三】 瓠盧頭。瓠盧は瓠𤬪にして瓢なり。卽ち瓢形の頭をいふ。

制したまはんことを』と。

爾時、世尊は白淨王の爲に隨順說法したまふに、歡喜心を發して頭面に禮足して退きぬ。王去りて久しからずして、世尊は衆多比丘の所に往きたまひ、尼師壇を敷いて坐し、具に上事を以て諸比丘の爲に說いて、佛言はく、「今日より後、父母放さゞるには應に出家を與ふべからず」と。兒とは三種あり、親兒と養兒と自來兒となり。「親兒」とは、父母の所生なり。「養兒」とは、小々に乞うて之を養へるなり。「自來兒」とは、自ら來りて依附して兒と作れるなり。[二二]是中、親兒は、此國にても聽さず、餘國にても亦聽さず。養兒・自來兒は、此國にては聽さゞるも餘國にては聽すなり。若し父母放さゞるには、應に出家を與ふべからず。若し已に出家せんには、應に驅出すべからず。若し出家を與へ具足を受けんには越毘尼罪なり。是を「兒」と名く。

「奴」とは。佛、迦維羅衞國尼拘律樹釋氏精舍に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

時に釋種家の奴、(主)放さゞるに諸比丘は度して出家(せしめ)、後に諸の[二三]奴輩の大家、敎誨し(或は)分處して作務せ(しめ)んとするに、而も順從を肯んぜずして[二四]懟恨して言はく、「尊者[二五]闡陀すら猶ほ尙ほ出家せしに、我何の顧戀する所かある。當に捨して出家して、反りて禮拜・恭敬・供養を受くべきなり」と。

時に諸の釋種は白淨王の所に往いて白して言さく、『[二六]大王、我等が家の奴、放さゞるに諸比丘は度して出家(せしめ)、餘の者、分處作務(せしめう)可からず、(反りて)懟恨して言はく、「尊者闡陀すら猶ほ尙ほ出家せしに、我何の顧戀する所かある。當に捨して出家し、反りて禮拜・恭敬・供養を受くべきなり」と。大王、我等釋種には諸の奴僕多く、此に賴りて作使せり。唯願はくは大王、佛に從うて「願はくは奴主放さゞるには出家せしむること勿れ」と乞ひたまはんことを』と。

爾時、白淨王は諸釋種と與に世尊の所に往き、頭面に禮足して却いて一面に坐し、卽ち上事を

[二二] 原漢文には是中親兒者此國不聽餘國亦不聽養兒自來兒此國不聽餘國聽とあり。此國とは迦毗羅衞なり。

[二三] 奴輩大家。奴主なり。

[二四] 懟恨。宋・元・明・宮本には歎恨とせり。懟は怨なり。

[二五] 闡陀。註(六の一四七)參照。

[二六] 原漢文には大王我等家奴不放諸比丘度出家餘者不可分處作務懟恨而言尊者闡陀猶尙出家我何所顧戀當捨出家反受禮拜恭敬供養とあり、譯文には補足せり。分處作務とは任務を分ち定めて務めしむるなり。

「實に長老の所説の如し、外道は邪見なり、……乃至、無慚・無愧にして[一九]泥梨行を作せり。長老、願はくは我を拔濟したまはんことを」と言ひて、若し滿四月を試みて心動移せざらんには、應に出家を與ふべきなり。若し中間にて聖法を得んには、即ち「試、竟れり」と名くるなり。若し外道の標幟を捨して、俗人服を著して來らんには、應に出家を與ふべし。若し外道の標幟を著して來らんには、四月を試みずして出家を與へ、具足を受けんに越毘尼罪なり。是を「外道」と名く。

「兒」とは。佛、迦維羅衞國尼拘律樹釋氏精舍に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

爾時、釋家の童子の、父母放さゞるに諸比丘は度して出家(せしめ)、後に諸の子輩は父母教誨するに瞋恨して言はく、「世尊が[二〇]轉輪聖王を得るに臨みてすら猶ほ捨てゝ出家したまへり、我何の顧戀する所ありてか而も出家せざらん」と。

爾時、釋種は[二一]白淨王の所に往いて白して言さく、『大王、我子は放さゞるに而も諸比丘は便ち度して出家せしめぬ。餘の、家に在る者は教誨しうべからず、設し教誨を加へんに、恨を懷いて家を出でゝ言はく、「世尊は轉輪聖王を得るに臨みてすら猶ほ捨てゝ出家したまへり、我何の顧戀する所ありてか而も出家せざらん」と。唯願はくは大王、世尊に從うて「願はくは父母放さゞるには出家せしめたまはしむること勿れ」と乞ひたまはんことを』と。

爾時、白淨王は衆多の釋種と與に世尊の所に往き、頭面に禮足して却いて一面に坐し、王は佛に白して言さく、『世尊、諸比丘は釋種の童子に父母放さゞるに而も出家を與へ、餘の、家に在る者設し教誨するあらんに、恨を懷いて家を出でゝ言はく、「世尊が轉輪聖王を得るに臨みてすら、猶捨てゝ出家したまへり、我何の顧戀する所ありてか而も出家せざらん」と。世尊、父母の、子を念ずる愛は骨髓に徹するあり。我も亦曾て爾りき。世尊が家を出でられてより七年の中、坐起食飲に日として啼かざるはなかりき。唯願はくは世尊、諸比丘に「父母聽さずんば出家せしむること勿れ」と

【一九】泥梨行。地獄に墮すべき行業。泥梨(niraya)は地獄。

【二〇】轉輪聖王。註(一の二五)參照。

【二一】白淨王。淨飯大王なり、註(一三の九四 參照。

に於て四月を試みんことを乞はんと欲するを。僧は忍したまひぬ、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。

此人應に僧中に從うて乞ふに、是の如きの言を作すべきなり。

〔一七〕「大德僧聽きたまへ、我は外道某甲なり、如來法律中に於て出家して具足を受けんと欲す。我れは某甲なり、僧に從うて四月住を試みんことを乞はんとす。唯願はくば大德僧、哀愍の故に我に四月住法を與へたまはんことを」と。

是の如くに三たび乞ふに、羯磨人は應に是說を作すべきなり。

〔一八〕「大德僧聽きたまへ、外道某甲は如來法中に於て出家して具足を受けんと欲し、已にして僧中に從うて四月を試みんことを乞へり。若し僧時到らば僧よ、今、外道某甲に試四月住を與へんとす。白すること是の如し」。

「大德僧聽きたまへ、外道某甲は如來法中に於て出家して具足を受けんと欲し、已にして僧中に從うて四月を試みんことを乞へり。僧は今外道某甲に、試四月住を與へんとす。諸大德忍するや(不や)、僧は外道某甲に試四月住を與へんことを。忍せんには默然したまへ、若し忍せざらんには便ち說きたまへ。僧は已に外道某甲に試四月住を與へ竟んぬ、僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。

羯磨を作し已るに、若し能く沙彌の如くに僧に隨うて作務せんには、沙彌の下に在りて次第に食を取ら(しめ)、若し能はざらんには、應に語ぐべし、「汝自ら食を求めよ」と。應に日日に前に在りて、外道の不信・邪見・犯戒・無慚・無愧なるを毀呰すべし。是の如くに種々に毀呰せんに、若し「長老、是語を作すこと莫れ、彼間にも亦賢善なるあり、亦持戒なるあり、一切盡く須陀洹・斯陀含・阿那含・阿羅漢あり」と言はんに、應に語言すべし、「汝還り去りて彼間にて阿羅漢を求めよ」と。若し

〔一七〕外道乞四月試住文。四月試住羯磨を乞ふ作法。

〔一八〕外道四月試住羯磨文。外道に四月試住羯磨を與ふる作法。

爾時、世尊は衆多比丘所に往きたまひ、尼師壇を敷いて坐し已りて、具に上事を以て諸比丘の爲に說いて佛言はく、「今日より後、病人には應に出家を與ふべからず」と。病とは、癬疥・黃爛・癩病・癰痤・痔病・不禁・黃病・瘧病・謦欬消盡・癲狂・熱病・風腫・水腫・腹腫にして、乃至、藥を服しつゝ未だ平復を得ざらんには、應に出家を與ふべからず。若し瘧病者にして、若しは一日・二日・三日・四日の中間に發らざる時は出家を與ふるを得ん。若し病人には應に出家を與ふべからざるも、若し已に出家せんには應に驅出すべからず。若し度して出家(せしめ)具足を受けんには越毘尼罪なり。是を「病」と名く。

[一三]「外道」とは。佛、舍衞城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

爾時、比丘あり、外道を度して出家(せしめ)、出家し已りて其前に在りて外道の過を說いて言はく、「外道は不信なり、邪見なり、犯戒なり、無慚なり、無愧なり」と。是の如くに外道の過を毀呰せるに、彼れ聞き已りて是言を作さく、「長老、是語を作すこと莫れ、彼間にも亦賢善なるあり、亦戒を持てるあり、一切盡く須陀洹・斯陀含・阿那含・阿羅漢あり」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛具に上事を問うて(言はく)「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「汝云何が外道に、試みずして而も出家を與へたる。今日より後、外道には試みずしては應に出家を與ふべからず。若し外道來りて出家せんと欲せんには、當に共住して之を試むること[一四]四月なるべし」と。[一五]所投の比丘は應に僧に白すべく、僧に白し已るに、僧は先に應に與に求聽羯磨を作し、然して後に乞ふことを聽すべし。羯磨人は應に是說を作すべきなり。

[一六]「大德僧聽きたまへ、某甲外道は如來法中に於て出家せんと欲す。若し僧時到らば僧よ、某甲外道は僧中に於て四月を試みんことを乞はんと欲す。諸大德聽すや(不や)、某甲外道、僧中

[一三] 外道。前に外道に屬せし者との意、巴利文に aññatitthiyapubbo とせり。外道は註(一の一九七・二の三四)參照。

[一四] 四月。外道四月試住なり、四月の間別住せしめてその修道のこゝろの虛實を試むるなり。

[一五] 所投比丘。投はたより託する意、即ちたよられたる比丘をいふ。

[一六] 求聽乞四月試住羯磨文。四月試住羯磨を乞ふことの聽許を僧伽に求むる作法なり。

金と〔一〇〕兩張の細氎とを〔一一〕雇いん」と。答へて言はく、「能はず、我は唯二種の人の病を治するのみ、一には佛・比丘僧、二には王と王の後宮夫人となり」。病人即ち難陀・優波難陀の房に向ひ、到り已るに難陀問うて言はく、「長壽、四大調適せりや」。答へて言はく、「病、調適せざれば、我れ往いて耆域の所に詣り、五百兩金と兩張の細氎とを以て、治病に雇いんとせしに而も肯んじ治せずして言はく、「我唯二種人の病を治するのみ、佛・比丘僧と王・王の後宮夫人となり」と。難陀言はく、「汝、五百兩金と兩張の氎とを棄つるを用ひて爲せん、汝但二種事を捨てよ、一には髪を捨て、二には俗衣を捨つるなり」。病人言はく、「阿闍梨は我をして出家せしめんと欲するや」。答へて言はく、「然り」。即ち度して出家(せしめ)具足を受け已るに、晨に起きて入聚落衣を著して耆域の所に到りて是言を作さく、「童子、我に共行弟子の病めるあり、我が與に之を治せよ」。答へて言はく、「爾るべし、正に當に藥を持して往くべし」と。即ち藥を持して往き、見已りて便ち識りて問うて言はく、「尊者、已に出家せしや」。答へて言はく、「爾り」。讃じて言はく、「善い哉、今當に爲に治すべし」とて、即ち藥を與へて療治し、治し已りて兩張の細氎を以て施與して是言を作さく、「尊者、佛法中に於て梵行を淨修したまへ」と。受け已りて即ちに道を罷め、袈裟を脫ぎ去りて兩張の細氎を著し、巷中にて是の如きの罵言を作さく、「〔一二〕耆域醫師衆多人子は、我れ五百兩金と兩張の細氎とを雇いんとせしに而も肯んじ治せず、我れ出家せるを見て便ち我が與に治し、反りて更に氎を得たり」と。耆域、聞き已りて心に悵恨を懷き、世尊の所に往いて頭面に禮足し、却いて一面に住して佛に白して言さく、「世尊、此人、我を蒙きて治を得つゝ、反りて罵辱せらる。世尊、我は是れ優婆塞なり、佛法を增長せんが故に唯願はくは世尊、今日より後、諸比丘をして病人を度して出家せしむること勿らむことを」と。

爾時、世尊は耆域童子の爲に、隨順說法して示教利喜したまふに、足を禮して退きぬ。

【一〇】兩張の細氎。氎は毛[illegible]、細は精細精緻の意にして、二張の上毛布をいふ。

【一一】雇は顧の同音寫にして報ゆる意なり。

【一二】耆域醫師衆多人子。耆域醫師の母は婬女娑羅跋提(salavati)にして定まれる父なき故に衆多人子と嘲笑せるなり。註(五の一二四)參照。

は、此間にても聽し餘處にても亦聽すなり。王臣には應に出家を與ふべからず、……乃至、越毘尼罪なり。是を「王臣」と名く。

「負債」とは。佛、舍衞城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。爾時、比丘あり、負債人を度して出家せ(しめ)しに、債主來り見て卽ちに捉へ、斷事官所に將ゐ詣りて是言を作さく、「此人、我に債を負ひつゝ償はずして便ち出家せり」と。斷事官は佛法を信心しければ彼人に語げて言はく、「此人、財產を捨棄して出家せり、何の故にか復、債あらん」とて、卽ちに便ち放ち去りぬ。債主嫌うて言はく、「云何が沙門釋子なる、此の負債人は我が錢財を貪みしに、而も度して出家せ(しめ)んとは。此の壞敗の人、何の道か之あらん」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、負債人には應に出家を與ふべからず」と。若し來らんに、出家を與へんと欲せんには當に先に問ふべし、「汝、人に債を負はざるや不や」と。若し「負へるも、我が家中には婦兒の田宅財物あれば自ら償ふ者あり」と言はんには、應に出家を與ふべきなり。若し「負はず」と言はんには、應に出家を與ふべし。出家し已るに債主來らんには、若し是れ小小の債ならば彼の衣鉢を持して償ひ、若し復足らざらんには當に自らの衣鉢を以て償ひ、若しは乞ひ索めて償を助くべし。若し多くして償ふを得ること能はざらんには應に語ぐべし、『我先に汝に「負債人に非ざるや不や」と問ひしに、汝自ら「負はず」と言へり。汝自ら去いて乞ひ索めて之を償へ』と。若し負債人には應に出家を與ふべからず、若し已に出家せんに應に驅出すべからず。……乃至、越毘尼罪なり。是を「負債」と名く。

「病」とは。佛、王舍城迦蘭陀竹園に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

爾時、病人ありて　耆域醫の所に至りて是言を作さく、「耆域、我が與に病を治せよ、當に五百兩

【六】負債(ṛṇa)。

【七】病(ābādha)、

【八】王舍城。原文には舍衞城とせるも、迦蘭竹園は王舍城なる故に今改む、宋・元・明の三本にも王舍城とせり。

【九】耆域醫。醫師なる耆婆なり。又、耆舊とも云ふ、皆jīvakaの音譯なり。註(五の一二四)耆舊童子の下參照。

卷の第二十四

雜誦跋渠法を明すの二

「王臣」とは。佛、王舍城迦蘭陀竹園に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

爾時、比丘あり、王臣を度して出家(せしめ)、具足を受け已るに、禁官見已りて比丘をも合捉して斷事官所に送與して是言を作さく、「此の沙門は私に王臣を度せり」と。斷事官言はく、「和上を取へて三肋を打ち折き、戒師を取へて舌を挽き、十衆を出し合はせて各に八下の鞭を與へ、具足を受けたる者には極法もて治罪せよ」と。

爾時、衆多人卽ち衞送して城を出づるに、時に頻婆娑羅王は世尊に詣でんと欲して此の衆人を見、王問うて言はく、「是れ何等の人ぞ」。卽ち上事を以て具に王に白すに、王聞き已りて大に瞋り、卽ちに勅して放たしめて(言はく)、「今より已後、出家せんと欲せんには、恣に師の度するを聽さん」。王言はく、「斷事官を呼び來れ」。來り已るに王問うて言はく、「此の國中にて誰か是れ王たりや」。臣答へて言はく、「大王は是れ王たり」。便ち問ふらく、「若し我是れ王たらんには、何の故に白さずして輒に人罪を治せる」。王卽ち有司に勅ずらく、「斷事者を取りて其の官位を奪ひ、家中の財物を沒して官庫に入れよ」と。諸の司官は卽ちに王敎の如くに其の官位を奪ひ、其の家財を籍して官庫に沒入しぬ。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛、比丘に諦げたまはく、「何の處にか一切の王、皆信心あること是の如くならんや。今日より後、王臣には出家を與ふることを聽さず」と。臣とは四種あり、或は名ありて祿なく、或は祿ありて名なく、或は祿あり名あり、或は名もなく祿もなきなり。是中に名ありて祿なきと、名あり祿ある者とは、此國にて出家するを聽さず、餘國にても亦聽さず。祿ありて名なきは、此間にて聽さざるも餘處にては聽す。名もなく祿もなき

【一】王臣。前卷よりの受戒入團者資格のつゞきなり。巴利律には rājabhaṭa (王兵)とあり、王の配下一切を含むの義ある故に王臣に相當すべし。

【二】迦蘭陀竹園。註(五の四九)參照。

【三】原漢文に斷事官言取和上打三肋折取戒師挽舌出十衆合各與八下鞭受具足者極法治罪あり。巴利文(Mv. I. 40. 3)に upajjhāyassa deva sīsaṃ chetabbaṃ, anusāvakassa jivhā uddharitabbā, gaṇassa upaḍḍhaphāsukā bhañjitabbā 'ti (王よ、和上の頭を刎ね、羯磨師の舌を拔き、僧衆の肋骨の半を打ち折くべきなり)とあり。僧祇の文と巴利の文と多少の相違あるも曾てはかゝる罰法を加せられたる比丘ありしを推し得べく、又、僧祇律と巴利律と同じく受戒資格を述ぶる處に於て大體の趣旨に於て同じ記述のあるは甚だ興味あり。極法とは死刑なり。

【四】籍。帳に記錄して之を取りあぐる義なり。

【五】此國とは、今は頻毗娑羅王の治むる摩揭陀國をいふ。

に、……乃至、佛言はく、「今日より後、刻筋人には應に出家を與ふべからず」と。刻筋とは、脚腫筋を刻れる(もの)、應に出家を與ふべからず、……乃至、越毘尼罪なり。是を「刻筋」と名く。

一六五「拔筋」とは。佛、舍衛城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

爾時、比丘あり、拔筋人を度して出家(せしめ)、世人の爲に譏らるらく、「云何が沙門釋子なる、拔筋人を度して出家せ(しめ)んとは。出家の人は應に當に身體完具なるべきに、……」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、……乃至、佛言はく、「今日より後、拔筋人には應に出家を與ふべからず」と。拔筋とは、脚跟より抽いて一六六項顀に至り、項顀より抽いて脚跟に至れる(もの)、應に出家を與ふべからず。……乃至、越毘尼罪なり。是を「拔筋」と名く。

一六七「傴脊」とは。佛、舍衛城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

爾時、比丘あり、曲脊・一六八侏儒人を度して出家(せしめ)、世人の爲に譏らるらく、「云何が沙門釋子なる、王家に戲弄する曲脊人を度して出家せ(しめ)んとは。出家の人は應に當に身體調直なるべきに、此の壞敗の人、何の道か之あらん」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、……乃至、佛言はく、「今日より後、曲脊人には應に出家を與ふべからず」と。曲脊とは、正直ならざるなり。侏儒とは、或は上長くして下短く、或は上短くして下長きなり。一切最短なるには、是れ應に出家を與ふべからず。……乃至、越毘尼罪なり。是を「侏儒」と名く。

摩訶僧祇律卷第二十三

雜誦跋渠法を明すの一

【一六五】拔筋。脚跟より項顀まで、項顀より脚跟までの筋を拔きとる刑罰にして、脚腫筋のみならず、頭部に至るまで身體の外面より分明するものを拔き取れるもの、巴利律受具足戒資格に此に相當する語を列ねず。

【一六六】項顀。七個の頸骨の中第四をいふ。三本及宮本には項膇とせり。膇は足踵なるも今は項膇を正しとすべし。

【一六七】傴脊(khujja)。曲脊人、せむし。

【一六八】侏儒人(Vāmana)。一寸法師なり、身體の矮小なる人。或は上短くして下長く、下長くして上短き不中正の者。

爾の時、比丘あり、鞭瘢人を度して出家(せしめ)、世人の爲めに譏らるらく、「云何が沙門釋子なる、王法を犯せる鞭瘢人を度して出家せ(しめ)んとは。出家の人は應に身體完淨なるべきに、此の壞敗の人、何の道か之あらん」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是の比丘を喚び來れ」。來り已るに佛問うて(言はく)、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、鞭瘢人には應に出家を與ふべからず」と。鞭瘢とは、若しは凸・若しは凹なり。若し能く瘢を治して還平復して、肉膚と異らざらんには出家を與ふるを得ん。鞭瘢人には應に出家を與ふべからず、若し已に出家せんには應に驅出すべからず。若し出家を與へ、具足を受けんには越毘尼罪なり。是を「鞭瘢」と名く。

一六一「印瘢」とは、佛、舍衞城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

爾時、比丘あり、印瘢人を度して出家(せしめ)、世人の爲に譏らるらく、「云何が沙門釋子なる、王法を犯せる印瘢人を度して出家せし(めん)とは。出家の人は宜しく當に完淨なるべきに、此の壞敗の人、何の道か之あらん」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、……乃至、佛言はく、「今日より後、印瘢人には應に出家を與ふべからず」と。印瘢とは、肉を破りて一六二孔雀膽・一六三銅青等を以て畫いて字を作し、種々の鳥獸像を作せる(もの)、應に出家を與ふべからず。若し已に出家せんには、應に驅出すべからず。若し出家を與へ、具足を受けんには越毘尼罪なり。是を「印瘢」と名く。

一六四「刻筋」とは。佛、舍衞城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

爾時、比丘あり、刻筋人を度して出家(せしめ)、脚を曳いて行くに、世人の爲に譏らるらく、「云何が沙門釋子なる、刻筋人を度して出家(せしめ)、脚を曳いて行かんとは。出家の人は應に身體完具なるべきに、此の壞敗の人、何の道か之あらん」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白す

【一六一】印瘢(lakkhaṇāhata)。罰の印即ち不名譽なる烙痕を以て飾られたるものゝ意なるも今はいれずみせるをいふ。

【一六二】孔雀膽。膽は膽蚍青蠟といふが如くに青色の義にして且つ綠青を意味す。而して孔雀石はいはろくしやうの鮮綠なるもの、畢竟ろくしやうなる故に、今もろくしやうなる膽の上に孔雀の二字あれば、やはり孔雀石を意味するものと考へらる。

【一六三】銅青。これは孔雀石若しは孔雀膽の天然なるに對して人造綠青をいふ。即ち銅に醋を施して火に暖め、青き銹を生ずるを削りとり以て水飛して畫料となすなり。

【一六四】刻筋(kaṇḍaroochinna)。脚の腱(スヂネ)をきりとられたる者。

べく、盲者尚ほ得ざるに、況んや復、盲聾をや。此の壞敗の人、何の道か之あらん」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、……乃至、佛言はく、「今日より後、盲聾人には應に出家を與ふべからず」と。……乃至、是を「盲聾」と名く。

一五七「瘂」とは。佛、舍衛城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

爾時、比丘あり、瘂人を度して出家（せしめ）、手にて相を作して語るに、世人の爲に譏らるらく、「云何が沙門釋子なる、瘂人を度して出家せ（しめ）んとは。語言すること能はずして、手相を作して語れり、此の壞敗の人、何の道か之あらん」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、……乃至、佛言はく、「今日より後、瘂人には應に出家を與ふべからず」と。瘂とは、語る能はずして手を用ひて語相を示す（もの）、應に出家を與ふべからず。若し已に出家せんには、應に驅出すべからず。……乃至、是を「瘂」と名く。

一五八「躄」とは、佛、舍衛城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

爾時、比丘あり、躄人を度して出家（せしめ）世人の爲に譏らるらく、「云何が沙門釋子なる、躄にて行くこと能はざる人を度して出家せ（しめ）んとは。此の壞敗の人、何の道か之あらん」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、……乃至、佛言はく、「今日より後、躄人には應に出家を與ふべからず」と。躄とは、兩手に屐を捉り、尻を曳いて行く（もの）、應に出家を與ふべからず。若し已に出家せんには、應に驅出すべからず。……乃至、是を「躄」と名く。

一五九「瘂躄」とは。佛、舍衛城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

爾時、諸比丘は瘂躄人を度して出家（せしめ）、……乃至、出家を與へ具足を受けんには越毘尼罪なり。是を「瘂躄」と名く。

一六〇「鞭瘢」とは。佛、舍衛城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

【一五七】瘂（mūga）。

【一五八】躄（khañja）。

【一五九】瘂躄。瘂にして躄なる者、巴利律に此に相當する語なし。

【一六〇】鞭瘢（kasāhata）。笞杖の刑に處せられて、鞭きずの痕ある者。

……乃至、佛言はく、「今日より後、截耳鼻人に應に出家を與ふべからず」。……乃至、是を「截耳鼻」と名く。

[一五三]「盲」とは。佛、舍衛城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

爾時、比丘あり、盲人を度して出家(せしめ)、臂を牽いて將ゐ行き、世人の爲めに譏らるらく、「云何が沙門釋子なる、盲人を度して出家(せしめ)自ら行くこと能はずして手を捉りて之を牽かんとは。出家の人は宜しく當に諸根具足すべきに、此の壞敗の人、何の道か之あらん」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是の比丘を喚び來れ」。來り已るに佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、盲人には應に出家を與ふべからず」と。盲とは、眼にて一切、色を見ざる(もの)、若しは手掌の文を見る者、若しは[一五四]雀目には出家を與ふるを得ず。若し已に出家せんには應に驅出すべからず。若し出家を與へ、具足を受けんには越毘尼罪なり。是を「盲」と名く。

[一五五]「聾」とは。佛、舍衛城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

爾時、比丘あり、聾人を度して出家(せしめ)、世人の爲めに譏らるらく、「云何が沙門釋子なる、聾人を度して出家せ(しめ)んとは。善惡の語言をも聞えざるに、何ぞ能く聽法せん。此の壞敗の人、何の道か之あらん」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、……乃至、佛言はく、「今日より後、聾人には應に出家を與ふべからず」と。聾とは、一切の聲を聞かざるなり。若し高聲を聞かんには、出家を與ふるを得ん。……乃至、是を「聾」と名く。

[一五六]「盲聾」とは。佛、舍衛城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

爾時、比丘あり、盲聾人を度して出家(せしめ)、世人の爲に譏らるらく、「云何が沙門釋子なる、盲聾人を度して出家せ(しめ)んとは。見聞すること能はず。出家の人は宜しく當に諸根具足す

【一五三】盲(andha)。

【一五四】雀目。とりめ。

【一五五】聾(badhira)。

【一五六】盲聾(andhabadhira)。

若しは右手左脚を截り、若しは左手右脚を截り、若しは左手左脚を截り、若しは右手右脚を截れるもの、應に出家を與ふべからず。若し已に出家せんには、應に驅出すべからず。若し出家を與へ、具足を受けんには越毘尼罪なり。是を「截手脚」と名く。

[一五〇]「截耳」とは。佛、舍衛城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

爾時、比丘あり、截耳人を度して出家(せしめ)、世人の爲めに譏らるらく、「云何が沙門釋子なる、王法を犯せる截耳人を度せんとは」。……乃至、佛言はく、「今日より後、截耳人には應に出家を與ふべからず」と。截耳とは、若しは耳を截り、若しは耳輪を截れるなり。若し先に耳を穿ち決き、(後に) 能く還合せしめたるには出家を與ふるを得るも、截耳人には應に出家を與ふべからず。若し已に出家せんには、應に驅出すべからず。若し度して出家(せしめ)具足を受けんには、越毘尼罪なり。是を「截耳」と名く。

[一五一]「截鼻」とは。佛、舍衛城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

爾時、諸比丘は、截鼻人を度して出家(せしめ)、世人の爲めに嫌はるらく、「云何が沙門釋子なる、王法を犯せる截鼻人を度して出家せ(しめ)んとは。此の壞敗の人、何の道法かあらん」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、……乃至、佛言はく、「今日より後、截鼻人には應に出家を與ふべからず」と。截鼻とは、若しは鼻を截り、若しは鼻を缺きたるには、應に出家を與ふべからず、……乃至、是を「截鼻」と名く。

[一五二]「截耳鼻」とは。佛、舍衛城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

爾時、比丘あり、截耳鼻人を度して出家(せしめ)、世人の爲に譏らるらく、「云何が沙門釋子なる、截耳鼻人を度して出家せ(しめ)んとは。一を截りてすら尙ほ出家を得ざるに、況んや復兩を截れるをや。此の壞敗の人、何の道か之あらん」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、

【一五〇】截耳 (kaṇṇacchinna)。

【一五一】截鼻 (nāsacchinna)。

【一五二】截耳鼻 (kaṇṇanāsacchinna)。

【一四七】「截手」とは。佛、舍衛城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

爾時、比丘あり、截手人を度して出家せしめて世人の爲に譏らるらく、「云何が沙門釋子なる、王法を犯せる截手人を度して出家せ(しめ)んとは。出家の人は應に身體完具なるべきに、此の壞敗の人、何の道法かあらん」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是の比丘を喚び來れ」。來り已るに佛、比丘に問うて(言はく)、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、截手人には應に出家を與ふべからず」と。截手とは、若しは手を截り、若しは腕を截り、若しは小指を截り、若しは大指を(截れるもの)、應に出家を與ふべからず。若し已に出家せんには、應に驅出すべからず。若し度して出家(せしめ)具足を受けんには越毘尼罪なり、是を「截手」と名く。

【一四八】「截脚」とは。佛、舍衛城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

爾時、比丘あり、截脚人を度して出家(せしめ)、世人の爲に譏らるらく、「……」、……乃至佛言はく、「今日より後、截脚人には應に出家を與ふべからず」と。截脚とは、若しは脚を截り、若しは腕を截り、若しは小指を(截り)、若しは大指を(截れるもの)、應に出家を與ふべからず。若し已に出家せんには、應に驅出すべからず……乃至、越毘尼罪を得るなり。是を「截脚」と名く。

【一四九】「截手脚」とは。佛、舍衛城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

爾時、比丘あり、截手脚人を度して出家(せしめ)、世人の爲に譏らるらく、「云何が沙門釋子なる、王法を犯せる截手脚人を度せんとは。一事具らざるにも尙出家を得ざるに、況んや復兩事をや。此の壞敗の人、何の道か之あらん」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是の比丘を喚び來れ」。來り已るに佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、截手脚人には應に出家を與ふべからず」と。截手脚とは、

---

pa)・釋迦牟尼佛(Gotama)なり。

【一四二】原漢文には喩如多羅樹頭斷卽不生不靑亦不中種是五無間罪亦復如是とあり。不中種は種ゑるに適せずとの意なるべし。

【一四三】六種不能男。黃門(paṇḍaka)なり、註(一の一八四)參照。六種とは生・捺破・割却・因他・妬・半月生なり。中に於て捺破は本律にのみ存す。

【一四四】溫室(jantāghara)。むしぶろ、坐浴室なり。

【一四五】屎屁。屎は糞、屁は尿卽ち尿の本字、大小便なり。

【一四六】滿汗。濺ぎ汗すなり。

【一四七】截手(hatthacchinna)。

【一四八】截脚(pādacchinna)。

【一四九】截手脚(hatthapādacchinna)。

後、太小なるには應に出家を與ふべからず」と。太小とは、若しは減七歲、若しは滿七歲なるも好惡を知らざらんには、皆應に出家を與ふべからず。若し滿七歲にして好惡を解知せんには、應に出家を與ふべきなり。若し小兒にして先に已に出家せんには、應に驅出すべからず。若し度して出家せ(しめ)んには越毘尼罪なり。是を「太小」と名く。

「太老」とは。佛、舍衞城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

爾時、諸比丘は八十・九十の人を度して出家せしめぬ。頭白く背傴みて脊屈隱現し、諸根不禁にして或は小便時に大便漏出し、進止に人を須ゐて自ら起つ能はず、若しは房中・溫室中・洗脚處・經行處に於て短氣連嗽し、涕唾流迸して僧の淨地を[一四六]湔汙しければ、世人の爲に譏らるらく、「云何が沙門釋子なる、此の老翁の頭白く背傴みて欬嗽振動し、起止に人を須うるを度せんとは。出家の人は宜しく應に康健にして坐禪・誦經して諸業を修習すべきに、此の壞敗の人、何の道か之あらん」と。復、人ありて言はく、「汝知らずや、沙門釋子は出家して父なければ、此の老翁を養うて當に父想を作すべかりしなり」と。復、人ありて言はく、「此の諸の沙門は唯二種の人を度せざるのみ、一には死人、二には出家を欲せざる(者)となり。若し度せざらんには、衆、增長せざればなり」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是の比丘を喚び來れ」。來り已るに佛具さに上事を問うて(言はく)、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、太老には應に出家を與ふべからず」と。太老とは、過七十、若しは減七十なりとも造事に堪へず臥起に人を須ゐんには、是人に出家を聽さず。若し過七十にして能く所作あらんにも、是も亦聽さず。年滿七十にして康健に、能く諸業を修習せんには出家を與ふるを聽す。若し太老には應に出家を與ふべからず、若し已に出家せんには驅出すべからず、若し度して出家せしめ具足を受けんには越毘尼罪なり。是を「太老」と名く。

非想非非想處(nevasaññānāsaññāyatana)に入るなり。これが分別して知らねばならぬ九法である。

【一三四】十一切入。註(四の二四一)參照。

【一三五】自出家人。前註(五一)參照。

【一三六】布薩・自恣。註(二の五四・四の二四八)參照。布薩・自恣の席に一度でも入りたるには法を盜むことになる故に盜住といひ、布薩自恣に列席せざる時は單に衣食を盜めるのみなればそれを自出家といふなり。

【一三七】越濟。前註(五〇)參照。

【一三八】木鉢(dārupatta)。外道所持の鉢は木鉢なり、佛弟子にして此を持つ時は偸蘭遮罪とす。

【一三九】五無間(pañcānantarika-kammāni)。前の標擧には五逆とあり。無間地獄に墮つべき罪業、即ち殺父・殺母・殺阿羅漢・出佛身血・破和合僧なり。

【一四〇】舊善知識。舊よりの知りあひ。

【一四一】七佛。毘婆尸佛(Vipassi)・尸棄佛(Sikhi)・毘舍浮佛(Vessabhū)(僧祇律にては毘葉婆佛とす)・拘留孫佛(Kakusandha)・拘那含牟尼佛(Konāgamana)・迦葉佛(Kassa-

四には因他、五には妒、六には半月なり」と。「生」とは、生まれしよりの不能男、是を「生」と名く。「捺破」とは、妻妾、兒を生むに共に相妒嫉して小時に捺し破るを、是を「捺破不能男」と名く。「割去」とは、若しは王、(若しは)大臣、人を取へて男根を割却し、以て門閤に備ふるを、是を「割却不能男」と名く。「因他」とは、前人觸るゝに因るが故に身生起るを、是を「因他不能男」と名く。「妒」とは、他の行婬事を見て然して後に身生起るを、是を「妒不能男」と名く。「半月」とは、半月は能男、半月は不能男なるを、是を「半月不能男」と名く。是中に生不能男と捺破不能男と割却不能男との、此の三種不能男には應に出家を與ふべからず、若し已に出家せんには應に驅出すべきなり。因他起不能男と妒不能男と半月不能男との、是の三種不能男には應に出家を與ふべからず、若し已に出家せんには應に驅出すべからず、後に若し婬起らんには應に驅出すべきなり。是の六種不能男には應に出家を與ふべからず、若し度して、出家し具足を受けんには越毘尼罪なり。是を「六種不能男」と名く。

「太小」とは。佛、舍衛城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。爾時、諸比丘は小兒を度して出家せ(しめ)しに、臥起に人の扶持を須ゐ、出入に屎尿不淨にして僧の臥褥を汙し、眠起しては啼喚して、世人の爲に譏嫌せらるらく、「云何が沙門釋子なる、小兒を度して出家せ(しめ)んとは。未だ宜法を知らざるに好惡を語言せること、此の壞敗の人、何の道か之あらん」と。復、人ありて言はく、「汝知らずや、是の沙門に兒なければ他の小兒を養ひて已生の想を作し、以て自ら娛樂せるなり」と。復、人ありて言はく、「是の諸の沙門は唯二種の人を度せざるのみ、一には死人、二には前人出家を樂はざるとなり。若し度せざらんには衆、增長せざれば、是故に多く度するなり」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛具に上事を問うて(言はく)、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より

た梵衆は梵王より生ずと想ひ、梵王は梵衆を生ずと想ひてその想念一なるをいふ。三に身一想異識住、形體異らず、たゞ喜受と捨受との念時に交差するあり、色界第二禪の光音天(devā Ābhassarā)の衆生の如し。四に身想一識住、形貌異らず、又唯一の樂想あるもの、第三禪天の徧淨天(devā Subha-kiṇhā)の如し。五に空無邊處識住として無色界の第一處とするも、巴利第五には無想無感(asaññino appaṭisaṃvedino)の衆生にして、(色界第四禪の)無想天(devā Asaññā-sattā)となす。六には識無邊處識住、無色界の第二處とするも巴利第六には凡ての色想を超えて有對の想を滅し、異想を思念せずして空は無邊なりと知りて空無邊界(ākāsānañcāyatana)に入るとなす。七には無所有處識住、無色の第三處とするも、巴利第七は空無邊處を超えて識は無邊なりと知りて識無邊界(Viññāṇañcāyatana)に入るとなす。八には第四禪の無想天とするも、巴利第八は識無邊を超えて何もあることなしと證して無所有處(ākiñcaññāyatana)に入るとす。九には無色界の第四處に入る衆生、即ち凡ての無所有處を超えて

是れ好事なり……」。……乃至、佛は阿難に語げたまはく、「此人、父を殺して無間罪を作りて腐敗壞爛せり、正法中に於て生道の根を栽うる能はず。正に[141]七佛をして一時に出世せしめて其の爲に說法せんも、正法中に於て終に善を生ぜず、[142]喩へば多羅樹の頭斷ぜんに則ち生ぜず、靑らず、亦種るに中からざるが如し。是の五無間罪も亦復是の如くに、正法中に於て聖種を生ぜざるなり。若し五無間罪を作さんには、應に出家を與ふべからず。已に出家を與へんには、應に驅出すべし。若し度して出家し具足を受けんには越毘尼罪なり。餘の三無間も亦是の如し」と。是を「五無間罪」と名く。

[143]「六種不能男」とは。佛、舍衛城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

爾時、諸比丘は夜、房中に眠るに、人あり來りて脚を摸索し、髀・腹を摸索し、復、非處に至りければ、比丘捉へ取らんと欲するに便ち去りて出で去りぬ。復、餘處に到り、堂上・[144]溫室の處々にても是の如くしければ、明日に諸比丘は共に一處に聚りて自ら相謂ひて言はく、「諸長老、昨夜眠りし時、人あり來りて處々を摸索じて乃し非處に至り、正しく捉へ取らんと欲するに卽ち便ち走り去りぬ」。復、比丘ありて言はく、「我も亦是の如し」と。乃至、衆多も亦復是の如くなりき。一比丘ありて是念を作さく、「我れ今夜要らず當に伺捕捉取すべけん」と。是の比丘暮に至り先に眠りて之を伺ふに、諸比丘眠り已るに復來りて摸索せること前の如くしければ、卽ちに便ち捉へ得て是語を作さく、「諸長老、燈を持ち來らしめよ」。來り已るに問うて言はく、「汝は是れ誰ぞや」。答へて言はく、「我は是れ王女なり」。復問ふ、「云何が是れ女なる」。答へて言はく、「我は是れ兩種にして非男非女なり。復問ふ、「汝は何の故に出家せしや」。答へて言はく、『我れ聞く、「沙門には婦なし」と。我れ來りて爲に婦と作らんと欲せるなり』。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是れ不能男なり。不能男には六種あり、何等をか六とする、一には生、二には捺破、三には割却、

樂痛・苦痛・不苦不樂痛をあげ、貪瞋癡の三使(ふ 惱)とせり。或は三苦(tisso dukkhatā)のことともなしうべし。三苦とは苦苦(dukkha-dukkhatā)・壞苦(saṃkhāra-dukkhatā)・行苦(vipariṇāma-dukkhatā)なり。一は苦事の成るに由りて苦痛を生ずるもの、二は樂事の去るによりて苦痛を生ずるもの、三は一切法遷流無常なるによりて苦惱を生ずるをいふ。

【一二八】四聖諦。註(四の二一六)參照。

【一二九】五陰。註(八の一二五)陰の下參照。

【一三〇】六入。註(八の一二八)十二因緣の下參照。

【一三一】七覺意。註(四の一六一)根力覺道の下參照。

【一三二】八聖道。註(四の一六一)根力覺道の下參照。

【一三三】九衆生居(nava sattāvāsā)。九有情居にして、有情の樂住する處に就て九種を立てたるなり。卽ち七識住と有頂天と無想天となり。一に身異想異識住、身體の形貌と苦樂等の想念異れる處、卽ち人界及び六欲天と一部の惡趣(Vinipātikā)となり。二に身異想一識住、身形は異るも想念一なるもの、卽ち梵天界(Brahmakāyikā)に初めて生まれ

毘尼罪を得るなり。是を「盗住」と名く。

一三七「越濟」とは。佛、舍衞城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。爾時、人あり、食前に沙門の標幟を著し、手に黑鉢を捉りて聚落に入りて食を乞ひ、食後には外道の標幟を著して手に一三八木鉢を捉り、復、人を逐うて林中池水園觀處に入りて食を乞うて、世人の爲に嫌はるらく、「云何が沙門釋子なる、聚落中に入りて我家より食を乞ひしに、今(我れ)來りて林に入るに復脫るゝを得ざらんとは」と。復、人ありて言はく、「汝知らずや、此の沙門は諂曲にして、衣食の爲の故に兩を兼ねて入りしなり」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「此を越濟人と名け、沙門の標幟を捨てゝは外道の標幟を執り、外道の標幟を捨てゝは復沙門の標幟を執るなり。是の如きの越濟人には應に出家を與ふべからず、若し出家を與へんには應に驅出すべし。若し度して出家し具足を受けんには越毘尼罪を得ん」と。是を「越濟人」と名く。

一三九「五無間」とは。佛、舍衞城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

爾時、都夷婆羅門は是れ舍利弗の一四〇舊善知識にして、舍利弗の所に來至して是言を作さく、「尊者、我に出家を與へよ」。舍利弗答へて言はく、「此は是れ好事なり、汝、婆羅門は常に沙門と相反せるに、何の處にて信心を得たる、誰より聞法して歡喜心を發せる、世尊の邊にてなりや、諸比丘の邊にてなりや」。婆羅門言はく、「我亦信心なく、復歡喜もなく、亦他よりして聞かず、但、我れ母を殺しければ、此罪を除かんと欲して是故に出家せんとするなり」。舍利弗言はく、「我れ世尊に問はん、還るを待て」。舍利弗は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「此人、母を殺して無間罪を作れる腐敗爛種なり、正法中に於て聖法を生ぜざれば、應に出家を與ふべからず」と。

復次に佛、舍衞城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。都夷婆羅門は是れ阿難の舊善知識なりければ、阿難の所に往いて是言を作さく、「尊者、我れ出家せんと欲す」。阿難言はく、「此は

易其姓唱非梨車迴門西向破其倉廚壞其屋橋周币一肘答言受教……とあり。一肘とは周尺の一尺八寸、唐の小尺にては約一尺四寸なり。これ古代治罰の法にして此と類似する罰法としては、中阿含第十七(大正藏 1. 534c)に長壽王を捕へて罰する法に、兩手を反縛し彼をして驢に騎らしめ、破敗鼓を打ちて聲をして驢鳴の如くにして遍く宣令し、已にして城の南門より出でゝ高標の下に坐して其辭を詰問せよとあり。巴利律(Mv. 10. 2. 9)にも同記あり。

【一三三】摩訶羅(mahallaka)。戒相に通ぜざる愚比丘なり。

【一三三】盗住。賊心盗住なり、前註(四九)參照。

【一三四】原漢文には答言坐處食飯一種用苦間歲伐とあり。一種とは同じく釋種の沙門なりとの意なるべし。

【一三五】巴利文十增經(D. III. 273)に知らねばならぬ一法として、Sabbe sattā āhāra-ṭṭhitikā とあるものに相當す。

【一三六】巴利文同處に分別して知らねばならぬ二法として Nāmañ ca rūpañ ca とあるもの、十二因緣中の名と色となり。

【一三七】三痛想。增一阿含經第十二卷(大正藏 2. 607b)に

舍中に就りて僧に飯せしに、時に一人の黑色大腹なるあり、來りて上座處に在りて坐せしに、須臾にして僧の上座來り問ふらく、「汝は幾臘なりや」。【二四】答へて言はく、「坐する處にて食飯せんのみ、種を一にしつゝ、苦りて歳を問ふを用ひて爲せん」と。上座、威德嚴肅にして言はく、「咄！、汝下り去れ」と。復、第二上座處に坐せしに、須臾にして第二上座來りて問ふらく、「汝は幾歳なりや」。答へて言はく、「坐する處にて食飯せんのみ、種を一にしつゝ、苦りて問ふことを用ひて爲せん」と。是の如くに展轉して乃し沙彌の中に至るに、沙彌も推排して問うて言はく、「誰か是れ汝の和上なりや、誰か是れ汝の師なりや、沙彌に幾戒ありや、沙彌に應に幾あるかを數ふべし、初の名は何等なりや。一に【二五】一切衆生皆食を仰ぐ、二に【二六】名色、三に【二七】三痛想、四に【二八】四聖諦、五に【二九】五陰、六に【三〇】六入、七に【三一】七覺意、八に【三二】八聖道、九に【三三】九衆生居、十に【三四】十一切入と(數ふるが如くに)、沙彌法と應に是の如くに數ふべし」と。答へて言はく、「我は是れ難陀・優波難陀上衆の弟子なり」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「難陀・優波難陀上衆の弟子には非じ、此は是れ【三五】自出家人ならくのみ」と。若し是の如き人の比にして、未だ曾て【三六】布薩・自恣中に入らざりしならんには、後に好心あらば出家・受具足を與ふるを得るも、若し曾て布薩・自恣中に入りしならんには、是を「盜住」と名けて、出家・受具足を聽さず。若しは王子、若しは大臣の子にして難を避けんとて、故に自ら袈裟を著せんに、未だ布薩・自恣を經ざらんには出家を與ふるを得ん、若し曾て布薩・自恣を經たらんには出家を聽さず。若し沙彌にして是念を作さく、「說戒の時に何等をか論說せん」とて、卽ち先に上座の牀下に入りて盜聽せんに、若し沙彌聰明にして、若し初・中・後を覺知して語らんには、後に受具足するを得ず。若しは闇鈍、若しは眠り、若しは意に餘念を緣じて初・中・後を記せずして語らんには、後に受具足するを得ん。若し盜住せんには應に出家を與ふべからず、若し已に出家せんには應に驅出すべし。若し度して出家し具足を受けんには越

不成就なりとの意なり。

【二五】伸手。原漢文に身手とせるも、宋・元・明・宮本により伸手とせり。身は伸と同音なれば誤寫にあらず。伸手外、見聞處以外にある時は、受戒効力を發さゞる故なり。

【二六】原漢文には人不現前不問前人不欲非法不和合衆不成就自不成就羯磨不成就若一々不成就不名受具足とあり。人不現前とは受者が現前せざるなり、不問前人とは受者に遮難を問はざるなり、不欲とは界內比丘にして受戒式に臨壇せざる時は欲（ヨク）（缺席屆の如し）して同意を表すべきに欲せざるなり、非法不和合は如法和合僧ならずして受戒するなり、衆不成就以下は註（一五の五九・六〇・六一）參照。

【二七】壞比丘尼淨行。前註（四八）參照。

【二八】菴婆羅離車童子。菴婆羅と名くる離車（Licchavi）族の童子なり。

【二九】原漢文には殺人侵犯若欲不欲壞梵行者如我法中盡壽不共語不共住不共食とあり。若欲不欲は若欲若不欲にして、比丘尼に欲心ありしとあらざりしとに拘はらず波羅夷罪を犯ずる故なり。

【三〇】治とは、治罰なり。

【三一】原漢文には比丘尼言當

我が法中の如きは盡壽、共語せず・共住せず・共食せざるなり」と。梨車・佛に白して言さく、「世尊の法中、梵行を壞せんには共語せず・共住せず・共食せざるが如くに、我が俗法中も亦復是の如くに、盡壽、共語せず・共住せず・共食せざるなり」と。爾時、世尊は諸の梨車の爲に隨順して說法し、歡喜心を發し已りて去りたまへり。去ること久しからずして、法豫比丘尼は尋いで梨車の所に至りて是語を作さく、「諸の居士よ、菴婆羅梨車童子は我が弟子の梵行を壞しぬ。此は是れ不善にして、是れ順法に非ざるなり」と。諸の梨車聞き已りて自ら相謂ひて言はく、「世尊が向に說きたまへる所は正しく此ならくのみ」とて、卽ち大に慚愧して比丘尼に語げて言はく、「我等をして何等の[二〇]治をか作さしめんと欲する」。[二一]比丘尼言はく、「當に其姓を易へて非梨車と唱し、門を迴りて西に向ひ、其の食廚を破し、其の屋檐を壞して周匝すること一肘なるべし」と。答へて言はく、「敎を受けぬ」と。卽ちに非梨車と稱し、門を迴りて西に向ひ、……乃至、其の屋檐を毀ちぬ。

爾時、世尊は衆多比丘所に往いて尼師壇を敷いて坐し、是の上事を以て具に諸比丘の爲に說きたまはく、『尼の淨行を破らんには、若し阿羅漢尼・阿那含尼は、若しは初・中・後の一切皆「尼の淨行を壞せり」と名く。若し斯陀含尼・須陀洹尼・凡夫持戒尼にして、初に若し樂を受けんには、是を「尼の淨行を壞せり」と名け、中・後には「壞せり」とは名けざるなり』と。

爾時、[二二]摩訶羅あり、本、俗人たりし時に比丘尼の淨行を壞し、心に疑惑を生じて卽ち佛に白して言さく、「世尊、我れ本、俗人たりし時、比丘尼の淨行を壞せり」と。佛、諸比丘に告げたまはく、『是の摩訶羅は自ら言はく、「比丘尼の淨行を壞せり」と。諸比丘は卽ち驅出せよ。若し比丘尼の淨行を壞せんに、應に出家を與ふべからず。若し已に出家せんには、應に驅出すべし。若し度して出家して具足を受けんには越毘尼罪なり』と。是を「比丘尼の淨行を壞す」と名く。

[二三]「盜住」とは。佛、舍衞城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。爾時、檀越あり、精

下參照。

【二〇】輸那邊地五願聽許。餘律は皆阿槃提（Avanti）とす。邊地（Paccantima janapada）は邊陬の地方をいふ。

【二一】比丘は半月一浴の規定（波夜提第五十條）なるも今隨方毗尼によりて日々洗浴を聽されしなり。此間は半月なりとある此間とは中國をいふ。中國と邊國との境域は（Mv. 5. 13. 12）に出づ。

【二二】死人衣（matakacīvara）。

【二三】衆。今は四人以上をいふ。

【二四】原漢文には（1）二人羯磨二人三人羯磨三人別和上共一衆並受不名受具足復有不名受具足（2）和上在十人數不名受具足（3）以欲受具足人足十人數（4）以比丘尼足十人數（5）以與欲人足十人數者不名受具足……とあり。（1）二人羯磨二人とは羯磨師二人が受者二人に羯磨するなり。三人亦同じ。（2）和上在十人數とは和上を十人數の中に入るべからずとの意なるべく、かくては僧祇の受戒法は和上の外に二師八證を要するもの〻如し。（3）受者を十人數に足し、（4）比丘尼を十人數に足し、（5）與欲して缺席せるものを十人數に足して受戒する時は、その受具足戒は

ず。復次に「受具足と名けず」とは、若しは書を遣し、印を遣し、手を擧げて作相せるは「受具足」と名けず。[一一六]人、現前せず、前人に問はず、欲せず、非法不和合にして衆不成・就白不成就・羯磨不成就、若しは一々に不成就ならんには、「受具足」と名けず。

復次に「受具足と名けず」とは、壞比丘尼淨行・賊盜住・越濟人・五逆、六種不男・太小・太老・截手・截脚・截手脚・截耳・截鼻・截耳鼻・若しは盲、若しは聾、若しは盲聾、若しは瘂、若しは躄、若しは瘂躄、若しは鞭瘢・印瘢、若しは拔筋・剋筋・曲脊・王臣・負債・病・外道・兒・奴・身不具・陋色(等)なり。

[一一七]「壞比丘尼淨行」とは。佛、毘舍離に住したまひき。爾時[一一八]菴婆羅離車童子は法豫比丘尼弟子の梵行を壞しぬ。時に法豫比丘尼は世尊の所に往いて、頭面に禮足して却いて一面に住し、佛に白して言さく、「世尊、離車童子は我が弟子の梵行を壞せり」と、是語を作し已りて佛を禮して去りぬ。佛、阿難に語げたまはく、「汝、我が僧伽梨を取り來れ、毘舍離城に入らん」と。阿難卽ち僧伽梨を取り來りて世尊に授與せしに、如來應供正遍知は成佛したまひしより已來、未だ曾て食後に城邑・聚落に入りたまはざりしも、

爾時、世尊は阿難と與に共に毘舍離城に入りたまへり。時に五百の離車は論議堂上に集在して餘事を論ぜんと欲せしに、遙かに世尊の來りたまへるを見て展轉して自ら相謂ひて言はく、「如來は何事ありて故に食後に城に入りたまひしや、故に當に以あるべし」と。時に梨車等は卽ちに起ちて佛の與に座を敷き、往いて世尊を迎へて胡跪合掌して佛に白して言さく、「善來、世尊。唯願はくは世尊、此の座上に坐したまはんことを」。

爾時、世尊は尼師壇を敷いて坐したまふに、諸の梨車は頭面に佛足を禮して却いて一面に坐せり。佛、梨車に語げたまはく、「汝等眷屬は宜しく應に防護すべし、我が弟子比丘尼の如きも亦應に防護すべし。[一一九]設し人、侵犯せんに、若しは欲より(若しは)欲よりならざるにも梵行を壞せんには、

因緣なり。億耳に二人あり、本律三十一卷及び增一阿含一三に出づる億耳(Sona kolivisa)は精進第一、贍波の人、佛陀は箜篌の喩を以て修行の中正なるべきを敎へたまへり(Mv. 5. 1)。律中には更に別なる億耳(Sona kutikanna)を出して阿槃底國の人、迦旃延(Mahākaccāna)の弟子となれるもの、四分律(三九)・五分律(廿一)・十誦(廿五)・有部律皮革事(寒四・一〇五)・Mv. 5. 13 に出づ。純金一億の値ある耳環を自然に具せるを以て億耳と字す。

【一〇五】四分及び巴利律(Mv. 5. 13. 2)には三年後とし、五分律は六年後とせり。

【一〇六】衆僧得難しとは、輸那は邊地なる故に三師七證の十人僧を得難く、從つて受具足するを得ざりきとの意なり。

【一〇七】此記は諸律皆同じ、但し陀驃摩羅子に言及せず。

【一〇八】陀驃摩羅子(Dabba-mallaputta)。註(六の一七〇)參照。

【一〇九】八跋祇經(atthakavaggikāni)。十誦律には波羅延薩遮陀舍修妬路とあり、五分律には十六義品經、四分律には十六句義とあり。僧祇と巴利と相應せるは注意すべきなり。註(一三の八五)八群經の

ば、具足を受けんと欲して是念を作さく、「若し當に先に一に受を與へんには、後なるは必ず恨心あるべし。同一和上・一衆・一戒師にして一時に並びて具足を受くるを得るや不や」と。優波離は是念を作し已りて往いて佛の所に至り、頭面に禮足して却いて一面に坐し、具に上事を以て佛に白して言さく、「世尊、共一和上・一戒師・一衆を得て、並びて具足を受くるを得るや不や」。佛言はく、「得と。是の如くに二人・三人も亦並び受くるを得るも、[一二三]衆に受くるを得ず、是を「受具足」と名く。一人に二和上・三和上・衆多和上あらんに、「受具足」とは名けず。羯磨師無きには、「受具足」とは名けず。[一二四]二人して二人・三人して共一羯磨師・別和上・共一衆にて並び受けんに、「受具足」とは名けず。二人して二人に羯磨し、三人して三人に羯磨し、別和上・共一衆にて並び受けんに、「受具足」とは名けず。復「受具足」と名けざるあり、(卽ち)和上、十人數に在らんに「受具足」と名けず。具足を受けんと欲する人を以て十人數に足し、比丘尼を以て十人數に足し、與欲人を以て十人數に足せんには、「受具足」とは名けず。若し和上の名字を稱せず、受具足人の名字を稱せず、僧の名字を稱せざらんに、「受具足」とは名けず。若し和上が羯磨を說き、受具足人が羯磨を說き、比丘尼が羯磨を說かんにも、皆「受具足」と名けず。若し和上、空中に在り、受戒人、空中に在り、僧、空中に在り、一切、空中に在らんに、皆「受具足」とは名けず。若し半、地に在り、半、空中に在らんには「受具足」と名けず。若し障を隔てゝ(受具足せんに)、「受具足」とは名けず。半、覆處にあり、(或は)中間に障を隔てゝ(受具足せんに)、「受具足」とは名けず。半覆ひ、半露地に(在りて)手を伸ばして相及ばさらんには、「受具足」と名けず。一切露處に坐して[一二五]伸手するに相及ばざる、(或は)一切覆處にては見聞處を離るゝを得ず、離れんには、「受具足」と名けず。復次に「受具足と名けず」とは、若しは眠り、若しは癡、若しは狂、若しは心亂、若しは苦病所纒に(受具足せんには)「受具足」と名けず。復次に「受具足と名けず」とは、若しは具足を受くる人語らず、若しは心念し、若しは大喚せんに、「受具足」と名け

し、樂しませ、喜ばせたまへりとの意。

【一〇〇】毘羅經。出據明かならず。

【一〇一】富樓那(Puṇṇa)。邊方五事聽許請願は億耳を通じて迦旃延によりてなされたるものなることは四分・五分・巴利・十誦の諸律に一樣に說かれておる。然るに僧祇律のみは富樓那によりて億耳を通じて請願せられたりとなすは不審なり。次に前註(一六〇)の滿慈子を富樓那(Puṇṇa)とし、今の富樓那も雜阿含第十三に出づると同じく、從つて S. 35. 88. に出づる Puṇṇa なること明かなるも、前註(一六〇)に於ける富樓那は舍利弗目連よりも前に善來出家せりとするに、今の富樓那は舍利弗目連の後の出家たり。

【一〇二】輸那國。雜阿含第十三(大正藏 2. 89b)に西方輸盧那(Sunāparantaka)とあるものをいふ。滿願子經(大正藏 2. 502)には首那和蘭とす。第三結集後、摩訶勒棄多(Mahārakkhitatthera)の傳道せる臾那世界(yonakaloka)(バクトリア地方)とは異るべし。

【一〇三】雜阿含第十三卷(大正藏 2. 89b)、S. N. 35. 88 なり。

【一〇四】億耳因緣。億耳の出家

の經を誦するや」。[一〇九]「八跋祇經を誦す」。佛言はく、「汝可しく之を誦すべし」。即ち細聲に誦し已りて、句義を問ひたまふに一々に能く答へければ、佛言はく、「善い哉比丘、汝が誦する所は、文・字・句・義(皆)我が先に說く(所の)如くなり」と。

爾時、世尊は即ち偈を說いて言はく、

「聖人は惡を樂はず、惡人は聖を樂はじ、若し世間の過を見なば、心を發して泥洹に趣かん」と。

佛言はく、「善い哉、我が弟子中捷疾に解悟せるは億耳を第一とす」と。億耳即ち起ちて頭面に佛足を禮し、和上の名を持して、佛に從うて五願を乞へり。如來は是語を聞き已りて、晨に起きて衆多比丘所に往きたまひ、尼師壇を敷いて坐して佛、諸比丘に告げたまはく、「富樓那は輸那邊國に在りて、億耳を遣して來らしめ、我に從うて五願を乞へり。今日より後、[一一〇]輸那邊國に五願を聽さん。何等をか五とする。[一一一]一には輸那邊地は淨潔を自ら喜むが(故に)日々澡洗するを聽さん、此間は半月なり。二には輸那邊地は礓・石・土塊及び諸の刺木多ければ、兩重の革屣を著することを聽さん、此間は一重なり。三には輸那邊地は諸の敷具少くして諸の皮革多ければ、彼には皮革にて敷具を作すことを聽さん、此間には聽さず。四には輸那邊地は衣物少く死人衣多ければ、彼にては[一一二]死人衣を著するを聽さん、此間にも亦聽さん。五には輸那邊地は比丘に於て少くれば、彼にては五衆受具足を聽さん、此間にては十衆なり」と。

自受具足・善來受具足・十衆白三羯磨受具足・輸那邊地五衆白三羯磨受具足を、是を「四種受具足」と名く。

復次に佛、舍衞城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。爾時、尊者優波離に二沙彌あり、一は陀婆伽と名け、二は婆羅伽と名けぬ。此の二沙彌は小々より長養して年二十に滿ちけれ

【九二】 薄塵。四分・巴利等にはたゞ王舍城長者とあるのみにして其名を出さず、賢愚經には護彌とせり。須達多は王舍城長者(薄塵)の妹婿なり。

【九三】 阿那邠坻(Anāthapiṇḍika)。給孤獨の義なり。須達多(Sudatta)は能く貧窮に供せるによりこのあざなを以てよばる。

【九四】 怱務。怱務にして務めにあはていそぐ貌なり。

【九五】 白淨王(Suddhodana)。釋尊の父、淨飯王なり。

【九六】 原漢文には敬心內發企遲明相とあり、企遲は早く佛に見えんとて曉相未だ現はれざるやと待ち望むなり。

【九七】 四分律(五〇)には異天神とし、巴利律(Cv. 6. 4)には Sivaka yakkha とせり。

【九八】 此偈は四分律の偈とより多く類似せり。巴利文は簡略なり。satam hatthi satam assā satam assatarirathā, satam kaññāsahassāni āmuttima-nikundarā, ekassa padavi-tihārassa kalam nāgghanti solasim. (百の象、百の馬、百の騾車、摩尼の耳輪にて飾れる百千の處女も、一步の十六分の一にもあたひせざるなり)。

【九九】 示敎利喜。敎へ、勵ま

方に更に供養を興さんと欲するが故に、[101]富樓那を遣して海に入りて寶を採らしめしに、佛の威神護念の故に、四大天王・帝釋及び梵天王は此人を衞護して往還すること七反、大に珍寶を獲て留難に遭はざりければ、富樓那、郁抵に白して言はく、「唯願はくは居士よ、我に出家を聽せ」と。居士卽ち許して佛の所に將ゐ至り、頭面に禮足して却いて一面に住し、佛に白して言さく、「此人、出家せんと欲す、唯願はくは世尊、哀愍して度脫したまはんことを」。佛卽ち之を度したまふに、旣に出家し已りて佛に白して言さく、「世尊、唯願はくは我が爲に略說して敎誡したまはんことを。我れ、[102]輸那國土に到りて說の如くに修行せんと欲す」と。佛卽ち爲に隨順して敎誡したまふに、……[103]絓經の中に廣く說けるが如し……富樓那は敎誡を受け已りて輸那國に到りぬ。彼の國中に一長者あり、名けて闥婆と曰ひ、爲に栴檀の房を立てんとし、……此中應に廣く[104]億耳の因緣を說くべきなり……乃至、求めて出家を請ふに、富樓那は度して出家せしめて沙彌と作せしが、乃し[105]七年に至るも[106]衆僧得難くして具足を受くるを得ざりき。七年已りて闥婆は栴檀房を作り成じて莊校嚴飾し、廣く衆僧を請じて供養を施設し、房を以て富樓那に施さんとせり。爾時、衆僧、通じて持律十人（あり）、富樓那は僧集に因るが故に、億耳の與に具足を受けぬ。具足を受け已りて卽ち和上に白して言さく、「我れ舍衞に到りて世尊を禮覲せんと欲す、唯願はくは聽許したまはんことを」と。答へて言はく、「意に隨へ、汝、我名を持して世尊を問訊し、並に五願を乞へ」と。億耳は敎を受けて便ち行いて佛の所に到り、頭面に禮足して却いて一面に住しぬ。[107]佛、阿難に告げたまはく、「客比丘の爲に牀褥を敷け」と。若し阿難に「牀褥を敷け」と語げたまはんには、當に知るべし、世尊と與に同房宿なることを。若し尊者[108]陀驃摩羅子に語げたまはんには、當に知るべし、次（第）に隨うて房を與ふるものなることを。如來は初夜に諸の聲聞の爲に說法したまひ、中夜に房に還りたまふに圓光常に明かなりき。佛、比丘に問ひたまはく、「汝、經を誦するや」。答へて言さく、「誦す」。何等

【八二】　重樓閣舍(Pāsāda)。
【八三】　門舍(hammiya)。門部屋・屋根部屋の類なるべし。
【八四】　窟舍(guhā)。
【八五】　酥油蜜等。註（三の七九）の本文參照。
【八六】　四聖種(Cattāro ariya-vaṃsā)。註(四の二一五)參照。四聖種中に陳棄藥を攝せざるも、飲食の中に攝在すと見るも可なるべし。
【八七】　比丘受具足戒白四羯磨文。
【八八】　無憂華(asoka)。梵音阿叔迦・阿輸迦、譯して無憂といひ、和橋易土集には一說に云く、として甄叔迦樹のことなりとす。甄叔迦は色赤く、形は人手の如し。但し本文に臨水を離れたるが如しとある所より見るに水中に生ぜる蓮華に類する如く思はるゝ故に今、無憂華とあればとて直に無憂樹華なりとも速斷し難し。今は多種なる蓮華の一と見るべき場合なるべし。
【八九】　泥洹善法。涅槃に趣向すべき善法、卽ち梵行を修することなり。
【九〇】　五衆受具足法。
【九一】　尸陀林(sītavana)。王舍城の南郊外にある寒林、死屍を捨つる處なり。屍陀林とも名く。四分律は迦蘭陀竹園とせり。

ば、先に禮敬して然る後に佛に詣らんと欲し、𢌞りて祠門に向ふに、時に天地、闇に還りぬ。彼即ち恐怖し、進退迷惑して向ふ所を知る莫りしに、時に空中に[九七]天ありて邠坻に語げて言はく、「今正に是れ時なり、但、行いて怖るゝこと莫れ」と。即ち偈を說いて言はく、

「[九八]牛馬車百乘に、　皆七寶もて莊嚴し、
盡く持して用つて布施せんに、　彼の功德を計りて、
汝が行くこと一歩するに比せんに、　十六(分)の一にも及ばじ。
雪山の百龍象に、　亦七寶を以て嚴り、
持して用つて布施を行ぜんに、　功德の福報は、
汝が行くこと一歩するに比せんに、　十六(分)の一にも及ばじ。
百の好き天の玉女に、　七寶もて身に瓔珞し、
持して用つて布施を行ぜんに、　彼の福報を計りて、
汝が行くこと一歩するに比せんに、　十六(分)の一にも及ばじ。」と。

爾時、阿那邠坻は此偈を聞き已りて倍、敬信を生じ、尋いで佛の所に詣り、頭面に禮足して却いて一面に住せしに、佛爲に法を說きて[九九]示教利喜したまへり。(卽ち)佛に白して言さく、「世尊、我れ舍衛城に還りて精舍を起立し、佛及び僧を請ぜんと欲す、唯願はくは世尊、哀みて我が請を受けたまはんことを。復、願はくは世尊、一比丘を遣して鑑理處分せしめたまはんことを」と。……[一〇〇]毘羅經の中に廣く說けるが如し……乃至、佛は舍利弗・目連に告げたまはく、「汝等彼に往いて地の形勢を觀じ、僧仕に隨うて便ち料理處分して房舍を安置せよ」と。

舍利弗・目連は敎を受けて卽ちに往いて彼に至るに、時に居士なる邠坻、十八億金を以て地を買ひ、十八億金もて僧房舍を作り、十八億金もて衆僧を供養して、五十四億金を合せぬ。是の居士、

【七四】都夷聚落。法顯傳(大正藏51.861a)に都維と名くる所に相當するか。都維は舍衛城の西北五十餘里(約八里)の所にある故城にして迦葉佛生誕の地、且つ城北の窣堵波には迦葉佛の全身の舍利ありと傳ふ。

【七五】四依(Cattāro nissayā)。

【七六】原漢文には是中盡壽能堪忍持糞掃衣不答言能若長得欽婆羅衣・疊衣……とあり。長得の二字は律語にして心のすわりは糞掃衣にあり、餘得(atirekalābha)として檀越の施衣あらば受くるも可なりとの意にして長は餘の義なり。疊衣は氎衣なり。

【七七】欽婆羅衣等。註(八の四四—五〇)參照。

【七八】說戒食(uposathikabhatta)。每半月の新月滿月の說戒時に供養する食。八日食(Pakkhika)については註(二七の五六)齋日飮食の下參照。

【七九】籌食(salākabhatta)。供養券の類を以て僧俗に共に定まれる數だけを施食するものなるべし。

【八〇】請食(nimantana bhatta)。衆僧を請待して供養する食。

【八一】大舍(Vihāra)。

及び諸の聲聞衆を頂禮せよ。已にして具足を得たり、[八八]無憂華の塵水を離れたるが如くなれば、當に依倚して[八九]泥洹善法を修習すべし。已にして受具足を得たり、此は戒序法なり、四波羅夷なり、十三僧伽婆尸沙なり、二不定法なり、三十尼薩耆波夜提なり、九十二純波夜提なり、四波羅提々舍尼なり、衆學法なり、七滅諍法なり、隨順法なり、我今略說して汝を教誡せること是の如し。後に和上・阿闍梨は當に廣く汝の爲に說くべし」と。是を「十衆受戒」と名くるなり。

[九〇]「五衆受具足」とは。佛、王舍城[九一]尸陀林中に住したまひき。

時に城中に居士あり、名けて[九二]鬱虔と曰ひ、宗室豪强にして財產量なかりき。如來、世に出現して尸陀林中に在すと聞きて歡喜踊躍し、佛及び僧を請じて飯食を施設せんと欲し、室內を莊嚴し灑掃して地に塗れり。

時に舍衞城中に居士あり、[九三]阿那邠坻と名け、素より鬱虔とは特に相親の友なれば來りて其家に到るに、其の[九四]忩務にして莊嚴灑掃せるを見て卽ち問うて言はく、「居士、何の故に忩務せる、嫁女・娶婦、(若しは)婆羅門を請じ、王・大臣を請ぜんと欲するや」。答へて言はく、「我れ嫁女・娶婦、(若しは)婆羅門・王及び大臣を請ずるにもあらじ。汝聞かずや、[九五]白淨王の子、出家成佛して號して如來應供正遍知と曰ひて世間に出現したまひしを。今、尸陀林中に在せり、我れ今灑掃嚴飾して正しく佛及び僧を請ぜんと欲すれば、是故に忩務せるたり」。邠坻聞き已りて心に大に欣悅し、卽ち便ち問うて言はく、「我も禮觀せんと欲す、見ゆることを得べきや不や」。答へて言はく、「見え(う)可し、佛は普く潤したまへば、見えんに益せざるなけん、宜しく是れ時を知るべし」。

是語を聞き已るに[九六]敬心內に發りて明相を企遲せしに、佛は其心を照して夜に光明を放ちて普く城內を曜かしたまへり。邠坻、明を見て是れ天曉なりと謂ひ、卽ちに便ち起ちて行かんとするに門は自然に開き、適に城門に向ふに城門復開きぬ。門を出で已るに一天祠ありて道側に近かりけれ

---

ka)なり。

【六五】四依法制定。

【六六】原文には糞掃衣少事易得應[illegible]諸過隨順沙門法服依是出家とあり。應淨は人の執著心を起さしめざる故に沙門相應の清淨衣にして諸の非難等の過なしとの意に解すべきなり。依是出家とは、糞掃衣・乞食・樹下坐・陳棄藥の四は出家の四依法にして、出家は是に依りて慧命を相續するなりとの意。

【六七】初依。糞掃衣制なり、四依の中の第一なる故に初依といふ。

【六八】迦維羅衞尼拘律樹釋氏精舍。註(一〇の一三三)參照。

【六九】行房五事利益。

【七〇】拘薩羅國。先に迦維羅衞とあるに、こゝには拘薩羅とせるは不審なり。これ毗瑠璃王、憍薩羅國王となりて釋種攻伐せる史實を物語るものと見るべきなり。

【七一】第二依。乞殘食(piṇḍiyālopabhojana)。少量の團食によりて慧命相續するを第二依とす。

【七二】第三依。樹下坐(rukkhamūlasenāsana)なり。

【七三】第四依。陳棄藥(Pūtimuttabhesajja)なり、腐爛藥ともいふ、主として牛の大小便なり。

り。是中盡壽能く陳棄藥を服することを堪忍するや不や」。答へて「能くす」と言はんに、「若しは長として[八五]酥・油・蜜・石蜜・生酥及び脂を得よ」と。此の[八六]四聖種に依りて、當に隨順して學すべし」と。

（次いで）羯磨師は應に是說を作すべきなり。

[八七]「大德僧聽きたまへ、某甲は某甲に從うて具足を受けんとす、某甲は已に空靜處にて敎問し訖り、某甲は已に僧中に從うて受具足を乞へり。父母已に聽し、已に和上を求め、三衣・鉢具はれり、是れ男子にして、年滿二十、自說・淸淨にして遮法なく、已に四依に堪忍せり。若し僧時到らば僧よ、今某甲の與に具足を受けんとす、和上は某甲なり、白すること是の如し」。

「大德僧聽きたまへ、某甲は某甲に從うて具足を受けんとす、某甲は已に空靜處にて敎問し訖り、某甲は已に僧中に從うて受具足を乞へり。父母已に聽し、已に和上を求め、三衣・鉢具足せり、是れ男子にして、年滿二十、自說・淸淨にして遮法なく、已に四依に堪忍せり。僧今某甲の與に具足を受けんとす、和上は某甲なり。諸大德僧、某甲の與に具足を受くることを忍するや(不や)、和上は某甲なり、忍せんには僧よ、默然したまへ、若し忍せざらんには便ち說きたまへ。是れ第一羯磨なり、成就せしや不や」と。

第二第三も亦是の如くにして、

「僧は已に某甲の與に具足を授くることを忍し竟りぬ。和上は某甲なり。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と說くなり。

（次いで羯磨師は受者に告ぐらく）「善男子、汝已に具足を受け、善く具足を受けて、一白三羯磨に遮法なく、衆僧和合して、不和合の十衆(若しは)十衆已上に非ず。汝今當に佛を敬重し、法を敬重し、比丘僧を敬重し、和上を敬重し、阿闍梨を敬重すべし。汝已にして遭遇せり、復失することと莫れ。人身得難く、佛世値ひ難し、聞法亦難く、衆僧和合して意願成就することも難し、釋師子

如法作不答言能(3)本捨戒不答言捨汝非奴不非養兒不…とあり。(1)四事は四波羅夷法、(2)十三事は十三僧殘法なり。(3)本捨戒不の問はこれ四分律の用語にては邊罪に相當するなり。即ち比丘にして捨戒せずして不淨行を行ぜるものは滅擯して佛法の邊外に住せしむるもの、もし捨戒せりといはゞそは如法作なれば、新たに出家すると同じき故に入團を聽すなり。

【五七】奴(Bhujissa)。

【五八】養兒。これ僧祇律に存して他律に存せざるもの、何等かの約束のもとに養兒となれるものなれば養父母の許可なきかぎり、養兒の意志のみによりて受戒せしむべからずとの意なり。

【五九】人債(iṇa)。

【六〇】王臣(rājabhaṭa)。

【六一】王家に陰謀せざりしや不やとは、四分・巴利・五分の三律に存せず、僧祇律及び十誦律に存する遮難なり。

【六二】二根(Ubhatovyañjanaka)。二形生又は半陰陽者なり。

【六三】不禁。常に大小便を漏らすもの。

【六四】欬嗽消盡。宋・元・明・宮本には謦嗽消盡とす、聖本には謦欬消盡とす。肺病(Sosī-

作すべきなり。

「大德僧聽きたまへ、某甲は某甲に從うて具足を受けんとす、某甲は已に空靜處にて教問し訖り、已にして僧中に於て受具足を乞へり。父母已に聽し、已に和上を求め、三衣・鉢具はれり、是れ男子にして、年滿二十なり、自說・清淨にして遮法なし。若し僧時到らば僧よ、某甲の和上は某甲なり、僧中に於て四依を說かんと欲す。諸大德僧聽すや(不や)、某甲の和上は某甲なり、僧中に於て四依を說かんと欲するを。僧は忍したまひぬ、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。

(次いで羯磨師は受者に告ぐらく)「善男子聽け、此は是れ如來應供正遍知、饒益せんと欲するが故に、聲聞衆中に於て正しく說いて四依を制したまひしなり。若し堪忍せん直信の善男子には與に具足を受けん、堪忍せざらんには應に與に受くべからざるなり。「糞掃衣に依らんに少事にして得易く、應淨にして諸過なく、沙門の法に隨順すれば、是に依りて出家受具足して比丘と作ることを得るなり。[七六]是中に盡壽能く糞掃衣を持つことを堪忍するや不や」。答へて「能くす」と言はんに、「若しは長として[七七]欽婆羅衣・疊衣・芻麻衣・拘舍耶衣・舍那衣・麻衣・丘牟提衣を得よ」と。「殘食を乞ふに依らんに少事にして得易く、應淨にして諸過なく、沙門の法に隨順すれば、是に依りて出家受具足して比丘と作ることを得るなり。是中に盡壽能く乞食に堪忍するや不や」。答へて「能くす」と言はんに、「若しは長として月の八日・十四日・十五日[七八]說戒食・[七九]籌食・[八〇]請食を得よ」と。「樹下坐に依らんに少事にして得易く、應淨にして諸過なく、沙門の法に隨順すれば、是に依りて出家受具足して比丘と作ることを得るなり。是中に盡壽能く樹下坐を堪忍するや不や」。答へて「能くす」と言はんに、「若しは長として[八一]大舍・[八二]重樓閣舍・[八三]門舍・[八四]窟舍を得よ」と。「陳棄藥に依らんに少事にして得易く、應淨にして諸過なく、沙門の法に隨順すれば、是に依りて出家受具足して比丘と作ることを得るな

【五〇】越濟人(titthiyapakkantaka)。四分律の壞內外道に相當するもの、もと外道たりしものが佛教に歸し、還りて外道に入りまた佛教に歸らんとするものは、志性定まりなき故に受戒せしめざるなり。

【五一】自出家(theyyasamvāsaka)。別に出家受戒式を經ずして私かに三衣及び鉢を持して乞食し、又僧伽藍內に潜住して比丘の形を裝ひて供養分を受くるもの。

【五二】殺父母。殺父(Pitughātaka)と殺母(Mātughātaka)となり。五逆罪中の第一と第二。

【五三】殺阿羅漢(Arahantaghātaka)。五逆罪中の第三。

【五四】破僧(Saṃghabhedaka)。和合僧伽を分裂せるもの。五逆罪中の第四。

【五五】出佛身血(lohituppādaka)。惡心殺意を以て佛身より血を出せるもの、五逆罪中の第五。出佛身血の如きは佛滅後にはなきものなるも、而も佛時代の舊法尊重の意を以て滅後に於ても此の遮難を問ふなり。

【五六】原漢文には汝本曾受具足不答言曾受不犯(1)四事不若言犯應語去不得受具足若言不犯次問(2)十三事一々事中有犯不若言犯受具足訖此罪能

せるを見て、我れ此衣に貪著せり、是故に出家せるなり」。諸比丘言はく、「何ぞ一切の比丘、出家して皆此の好衣を得るあらんや」と。復第二依を授くるに(當りて)、「殘食を乞ふは少事にして得易く、應淨にして諸過なく、沙門の法に隨順すれば、是に依りて出家受具足するなり。是中に盡壽能く堪忍するや不や」と(問ふに)、答へて言はく、「我れ堪忍せず」と。問うて言はく、「汝何の故に出家せしや」。答へて言はく、「我れ沙門釋子は白粳米飯・種々餅・肉・飲食を食せるを見て、我れ此の好食に貪せり、是故に出家せるなり」。諸比丘言はく、「何ぞ一切の比丘、出家して皆此の好食を得るあらんや」と。復第三依を受くるに(當りて)、「樹下坐は少事にして得易く、應淨にして諸過なく、沙門の法に隨順すれば、是に依りて出家受具足するなり。是中に盡壽能く堪忍するや不や」と(問ふに)、答へて言はく、「堪忍せず」と。諸比丘言はく、「汝、何の故に出家せしや」。答へて言はく、「我れ沙門釋子は大房舍・重樓閣舍に坐せるを見て、我れ此舍に貪住せんとて、是故に出家せるなり」。諸比丘言はく、「何の處にか一切の比丘、出家して皆此の好舍を得ん」と。復第四依を受くるに(當りて)、「陳棄藥は少事にして得易く、應淨にして諸過なく、沙門の法に隨順すれば、是に依りて出家受具足するなり、是中に盡壽能く堪忍するや不や」と(問ふに)、答へて言はく、「堪忍せず」と。問うて言はく、「汝、何の故に出家せしや」。答へて言はく、「我れ沙門釋子は酥・油・蜜・石蜜及び餘の種々藥を服するを見て、我れ此藥を貪服せんとて、是故に出家せるなり」。諸比丘言はく、「何ぞ一切の比丘、出家して皆此の好藥を得るあらんや」と。諸比丘は是の因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、『汝、云何が先に與に具足を授けて、後に四依を授けしや。今日より後、先に具足を授けて、後に四依を授くるを得ざれ。當に先に四依を授けて、能く堪忍せんには與に具足を受けよ。若し「堪へず」と言はんには、應に與に具足を受くべからず。若し先に具足を授けて後に四依を授けんには、受具足と名くるを得るも、一切僧は越毘尼罪を得ん』と。四依を授くる時は、應に先に求聽羯磨を

知り・和尙の名を知り・年滿二十・衣鉢具足・父母聽許・負債人ならず・奴に非ず・官人に非ず・丈夫・無病の十にして、之に反するものなる時は受戒せしむるを得ず。十三難は永久的に受戒入團をゆるされざるもの、十遮は入團の資格あるも一時、境遇上又は受戒準備の不足なる爲に受戒を遮するものである。然し僧祇律にては遮と難との區別を立てず遮難混交して說けるもの〻如し。

【四四】　男子なりや(Purisosi)とは、諸根具足せる丈夫志幹にして勇往して退轉するなき勇者なりやとの意。

【四五】　年滿二十(Paripuṇṇavīsativassa)。

【四六】　非人(amanussa)。註(一の一七〇)參照。

【四七】　不能男。黃門(Paṇḍaka)なり、註(一の一八四)參照。

【四八】　壞比丘尼淨行　(bhikkhunidūsaka)とは、在家時代に比丘尼の淨行を壞れるものは、たとひ未證の凡夫位なりとも入團を許さゞるなり。況んや阿羅漢の大尼をや。

【四九】　賊涂住(theyyasaṃvāsaka)。避難出家・饑饉出家ともいひ、衣食住の安樂を求め且つは法を盜まんとの意志を以て出家受戒せるもの。

佛、諸比丘に告げたまはく、「今日より如來應供正遍知は、饒益せんと欲するが故に聲聞衆中に於て正しく說いて第三依[七二]を制せん。若し堪忍せん直心の善男子には與に具足を受け、堪忍せざらんには應に與に受くべからず」と。

佛、迦維羅衛尼拘律樹釋氏精舍に住したまひき。如來應供正遍知は五日に一たび諸比丘の房を行りたまふに、一病比丘の、羸瘦萎黃せるを見たまひき。佛知りて故に比丘に問ひたまはく、「氣力調和せりや不や」。答へて言さく、「世尊、我が病苦にして氣力和せざるなり」。佛、比丘に問ひたまはく、「汝、隨病藥・隨病食を服すること能はざるや」。(比丘)白して言さく、「世尊、我に藥直なく、復施者もなし、是故に病苦なり」。佛、比丘に問ひたまはく、「汝、陳棄藥を服すること能はざるや」。(比丘)白して言さく、「世尊、陳棄藥は是れ不淨なれば、我れ服すること能はざるなり」。佛、比丘に語げたまはく、「止みね、止みね、是語を作すこと莫れ。陳棄藥は少事にして得易く、應淨にして諸過なく、沙門の法に隨順すれば、是に依りて出家するなり」と。

爾時、世尊は衆多比丘所に往きたまひ、尼師壇を敷いて坐し、諸比丘の爲に具に上事を說いて佛、諸比丘に語げたまはく、「今日より如來應供正遍知は、饒益せんと欲するが故に聲聞衆中に於て正しく說いて第四依[七三]を制せん。若し堪忍せん直心の善男子には與に具足を受け、堪忍せざらんには應に與に受くべからず」と。

佛、舍衞城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

爾時、都夷[七四]聚落に年少の婆羅門あり、諸比丘に求めて出家受具足し已り、然して後、四依[七五]を受くるに(當りて)、「糞掃衣は少事にして得易く、應淨にして諸過なく、沙門の法に隨順すれば、是に依りて出家受具足するなり。是中に盡壽能く堪忍するや不や」と(問ふに)、答へて言はく、「能く忍せず」と。問うて言はく、「汝、何の故に出家せしや」。答へて言はく、「我れ沙門釋子は好細の輕衣を著

僧乞受具足とあり。(1)(4)(6)の某甲は受者、(2)(5)の某甲は和上、(3)の某甲は空靜處教授師を示すなり。

【四〇】　乞受具足羯磨文。

【四一】　遮法。(antarāyikā dhammā)。受戒壇場に於て公式に遮難の法なきや不やを問ふなり。次註(四三)以下參照。

【四二】　諸天世間等。天・人・非天非人を連ねあぐる時の用語なるべきも、いづれかに合場して解すべきものなるべし。巴利文 (Mv. I. 6. 30) には appaṭivattiyaṃ samaṇena vā brahmaṇena vā devena vā Mārena vā Brahmunā vā kenaci vā lokasmiṁ とありて、沙門・婆羅門・天・魔・梵・世間人の六種を列ぬ。卽ち此文に於ける諸天世間は總稱の語にして、それを細分して天魔(第六天の魔王、巴利の Māra)等といへるものなるべし。而して阿修羅(asura)は非天非人類をあげたるものなるべし。

【四三】　遮難法種類。四分律には十三難十遮を受戒時に問ふとせり。十三難とは邊罪・犯比丘尼・賊心入道・壞内外道・黃門・殺父・殺母・殺阿羅漢・出佛身血・破和合僧・非人・畜生・二形生なり。十遮とは自の名を

佛、[六八]迦維羅衛尼拘律樹釋氏精舍に住したまひき。如來應供正遍知は[六九]五事の利益の故に、五日に一たび諸比丘の房を行りたまへり。何等をか五とする。我が聲聞弟子中、有爲事を好まざるや不や、無益語を說くを樂しまざるや不や、睡眠に樂著せざるや不や、病比丘を看んが爲の故に、信心の善男子をして如來の威儀庠序を見て歡喜心を發さ(しめ)んが爲の故なり。是の五事を以て諸比丘の房を行りたまふに、一比丘の病みて痿黃羸瘦せるを見たまひき。佛知りて故に比丘に問ひたまはく、「汝、氣力調和せりや不や」。佛に白して言さく、「世尊、我れ飢を患ひて氣力足せざるなり」。佛、比丘に語げたまはく、「汝、乞食すること能はざるや」。白して言さく、「世尊、是の[七〇]拘薩羅國にては但、人の殘食を乞うて非殘を乞はざるや、是の殘食は不淨なれば我れ噉ふこと能はず、是故に羸瘦せるなり」。佛、比丘に語げたまはく、「止みね、止みね、是語を作すこと莫れ。殘食を乞ふは少事にして得易く、應淨にして諸過なければ、是に依りて出家するなり」と。

爾時、世尊は衆多比丘所に往きたまひ、尼師壇を敷いて坐して、諸比丘の爲に具に上事を說いて佛、諸比丘に告げたまはく、「今日より如來應供正遍知は、饒益せんと欲するが故に聲聞衆中に於て正しく說いて[七一]第二依を制せん。若し堪忍せん直信の善男子には與に具足を受け、堪忍せざらんには應に與に受くべからず」と。

佛、舍衛城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。如來應供正遍知は五日に一たび諸比丘の房を行りたまふに、一比丘の、樹下に坐して是語を作せるを見たまへり、「沙門は出家して梵行を修するに樹下に在りて苦なり、晝は則ち風に吹かれ日に炙かれ、夜は則ち蚊虻に螫されて我れ堪へざるなり」。佛、比丘に語げたまはく、「止みね、止みね、是語を作すこと莫れ。樹下坐は少事にして得易く、應淨にして諸過なく、沙門の法に隨順すれば、是に依りて出家するなり」と。

爾時、世尊は衆多比丘所に往きたまひ、尼師壇を敷いて坐して、諸比丘の爲に具に上事を說いて

中白言某甲問已訖自說清淨無遮法とあり。自說は自ら遮難問答の一々に於て至誠に陳述して誤りなく、從つて清淨にして遮法なしと告ぐるなり。自ら清淨を說いて遮法なしと譯し得んも、今特に他說他言に對して自說自言なる意を現はせり。遮法は難事の義なり。

【三六】原漢文に某甲和上某甲某甲聽入僧中とあり。宋・元・明・宮本には某甲の二字なし。順つて前なる某甲某甲も某甲の二字とすべけんも、しかし受戒式に於ては必ず和上は某甲なりといふべきが故に初の某甲は和上を意味し、次の某甲は受者の名を意味するものなれば某甲々々とあるが正しきなり。故に今削除せず。

【三七】原漢文には已在戒師前胡跪合掌授與衣鉢教受作是言此是我鉢多羅應量受用乞食器今受持如是三說とあり。鉢受持作法なり。

【三八】離宿。衣と離れて宿するは衣を護持する念薄きが故なれば、尼薩耆波夜提第二離衣宿戒を犯ずることになる故に、今、よく護持して此戒に觸れざるを誓ふなり。

【三九】大德僧聽(1)某甲從(2)某甲受具足某甲(3)已空靜處教問訖若僧時到僧(4)某甲和上(5)某甲(6)某甲欲從

師は應に是說を作すべきなり。

「大德僧聽きたまへ、某甲は某甲に從うて具足を受けんとし、某甲は已に空靜處にて敎問し訖り、某甲は已にして僧中に從うて受具足を乞へり。父母已に聽し、已に和上を求め、三衣と鉢と具はり、是れ男子にして、年滿二十、自說・淸淨にして遮法なし。若し僧、時到らば僧は今、某甲に受具足を與へんとす、和上は某甲なり。白すること是の如し」。

（次いで）白三羯磨して、「……乃至、僧は忍したまひぬ、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。[六五]佛、舍衞城に住したまひき。……廣く說けること上の如し。

爾の時、無歲比丘あり、好新の淨染衣を著して世尊の所に往きて禮拜問訊せり。是の比丘、後に餘時に於て、垢膩せる破衣を著して世尊の所に往きて禮拜問訊せしに、佛知りて故に比丘に問ひたまはく、「汝先に好新の淨染衣を著して我所に來り到りしに、今著くる所の衣、何の故に破壞せること乃し爾りや」と。（比丘）白して言さく、「此の故は是れ先衣なり、但、歲久しくして破壞せるなり」。佛言はく、「汝、補治すること能はざるや」。佛に白して言さく、「能く治せんも、但、物の補ふべきなし」。佛言はく、「汝、巷中にて故弊衣を拾うて浣染して補ふこと能はざるや」。白して言さく、「世尊、糞掃衣は不淨なれば、我甚だ之を惡みて受持すること能はず」。佛、比丘に語げたまはく、「止みね、止みね、是語を作すこと莫れ。[六六]糞掃衣は少事にして得易く、應淨にして諸過なく、沙門の法服に隨順すれば、是に依りて出家するなり」と。

爾時、世尊は衆多比丘所に往きたまひ、尼師壇を敷いて坐して、諸比丘の爲に具に上事を說いて佛、諸比丘に告げたまはく、「如來應供正遍知は、饒益せんと欲するが故に聲聞衆中に於て正しく說いて初依を制せん。若し堪忍せん直信の善男子には與に具足を受け、堪忍せざらんには應に與に受くべからず」と。

---

da)。原漢文には跋度帝とせるも、宋・元・明・宮本には跋渠摩帝とし、聖語藏本には跋摩帝とす。今三本及び宮本に依りて改む。跋渠摩帝河に於ける五百人の漁師を度したまひしをいふ。註(一四の一〇七)跋渠河の本文參照。

【三〇】群賊五百人。註(一九の一五二)の本文參照。

【三一】長者子善來。飮酒戒制緣人たりし沙伽陀(Sāgata)比丘のことなるべし。有部律によるに沙伽陀は憍閃毗(コーサンビ)の一長者、浮圖の子とせり。故に「長者の子なる善來」といひしならん。

【三二】十衆受具足法。三師七證によりて具足戒を授くるなり。註(二の二三)滿十僧の下參照。

【三三】一白三羯磨。註(二の二一)參照。

【三四】空靜處敎師。敎授師なり。受戒の際、敎授師は戒壇外の眼見耳不聞處なる空地(Okāsa)に連行して受者に遮難の法をあらかじめ問ふ故に空靜處敎師といふ。戒壇外空地とは有場大界に於ては戒壇外相と結界地內相との間に空地を置きて戒壇と結界地とを截然別界ならしむる爲のものなり。

【三五】自說・淸淨。敎師來入僧

甲は僧中に於て遮法を問はんと欲するを。僧は忍したまひぬ、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。

（次いで受戒者に語ぐらく）、『善男子聽け、今是れ至誠の時なり、是れ實語の時なり、[四二]諸天世間・天魔・諸梵・沙門・婆羅門・諸天・世人・阿修羅に於て、若し實ならざらんには便ち中に於て欺誑するなり、此は是れ大罪なり。今僧中にて汝に問はん、有らば有りと言へ、無きには無しと言へ。[四三]父母聽せりや不や。和上を求めしや未だしや。三衣と鉢と具はれりや不や。是れ[四四]男子なりや不や。[四五]年滿二十なりや不や。是れ[四六]非人に非ざるや不や。是れ[四七]不能男に非ざるや不や。汝の字は何等なりや。［答へて言へ、「字は某なり」と。］和上の字は誰ぞ。［答へて言へ、「字は某なり」と。］[四八]比丘尼の淨行を壞せざりしや不や。[四九]賊盜住に非ざるや不や。[五〇]越濟人に非ざるや不や。[五一]自出家に非ざるや不や。[五二]殺父母せざりしや不や。[五三]殺阿羅漢せざりしや不や。[五四]破僧せざりしや不や。惡心もて[五五]出佛身血せざりしや不や。（佛久しく已に般泥洹したまへるが故に舊文に依れるなり。）[五六]汝本曾て受具足せりや不や。［答へて「曾て受けたり」と言はんに、「四事を犯ぜざりしや不や」と（問ひ）、若し「犯ぜり」と言はんに、應に「去れ、受具足するを得ず」と語ぐべし。若し「犯ぜず」と言はんには、次いで十三事の一一事中に犯ありしや不やを問へ。若し「犯ぜり」と言はんに、「具足を受け訖りてより、此罪能く如法作するや不や」と（問ひ）、答へて「能くす」と言はんに、（次いで復）「本、捨戒せしや不や」と問ひ、答へて「捨せり」と言はんに」、（次いで）「汝は[五七]奴に非ざるや不や、[五八]養兒に非ざるや不や、[五九]人債を負はざるや不や、[六〇]王臣に非ざるや不や、[六一]王家に陰謀せざりしや不や、汝は黃門なりや不や、汝は[六二]二根に非ざるや不や、汝は是れ丈夫なりや不や、汝に是の如きの諸病なきや、癬疥・黃爛・癩病・[六三]癰痤・痔病・不禁・黃病・瘧病・[六四]欬嗽消盡・癲狂・熱病・風腫・水腫・腹腫の是の如きの種々、更に餘病の身に著ける（もの）ありや不や」と。答へて「無し」と言はんに、（爾の時）羯磨

六・三七）參照。

【一八】善勝子。明かならず。

【一九】優樓頻羅迦葉（Uruvelakassapa）。

【二〇】那提迦葉（Nadīkassapa）。

【二一】迦耶迦葉（Gayākassapa）。

【二二】優波斯那。佛本行集經（大正藏 3. 851b）の三迦葉兄弟の甥なりし螺髻梵志の優波斯那をいへるものなるべし。本行集經は大衆部中の說出世部傳持の律藏とせらるゝ故に本律編纂に際し是經を依用せりと推しうべく、是によりて優波斯那を三迦葉についでの善來比丘とせるにはあらざるか。

【二三】大目連。註（四の一三九）參照。

【二四】摩訶迦葉（Mahākassapa）。註（一四の七一）參照。

【二五】闡陀。註（六の一四七）參照。

【二六】迦留陀夷。註（五の五二）優陀夷の下參照。

【二七】優波離。註（一の一九〇）參照。

【二八】釋種子五百人。佛陀成道の後初めて歸鄕したまひし時、五百の釋種が出家得道したるものと善來受戒なりきとの意。

【二九】跋渠摩帝（Vaggumu-

りぬ、若し僧、時到らば僧よ、某甲の和上は某甲なり、某甲を僧中に入るゝことを聽さんとす。諸大德聽すや(不や)、某甲和上は某甲なり、[三六]某甲を僧中に入るゝことを聽さんとするを。僧は忍したまひぬ、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。

戒を受けんと欲する人、應に僧中に入りて一一に頭面に僧足を禮すべし。[三七]已にして戒師の前に在りて胡跪合掌するに、衣鉢を授與して、受くるに是言を作さしめよ、「此は是れ我が鉢多羅應量なり、受用乞食の器今より受持せん」と、是の如くに三說し、(次いで)「此は是れ僧伽梨なり、此は是れ鬱多羅僧なり、此は是れ安陀會なり。此は是れ我が三衣なり。此の三衣、[三八]離宿せずして受持せん」と、是の如くに三說するなり。(次いで)羯磨師は應に是說を作すべきなり。

[三九]「大德僧聽きたまへ、某甲は某甲に從うて具足を受けんとす、某甲は已に空靜處にて敎問し訖りぬ、若し僧、時到らば僧よ、某甲の和上は某甲なり、某甲は僧に從うて受具足を乞はんと欲す。諸大德聽すや(不や)、某甲の和上は某甲なり、某甲は僧に從うて受具足を乞はんと欲するを。僧は忍したまひぬ、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。

(次いで)戒師は應に乞はしむるに是言を作さしむべし。

[四〇]「大德僧聽きたまへ、我は某甲なり、和上某甲に從うて具足を受けんとす、阿闍梨は某甲にして已に空靜處にて敎問し訖りぬ。我は某甲なり、和上は某甲なり、今僧に從うて受具足を乞はんとす。唯願はくば僧よ、我に受具足を與へたまはんことを、我を哀愍するが故に」と。

是の如くすること三たびに至るに、羯磨師は應に是說を作すべきなり。

「大德僧聽きたまへ、某甲は某甲に從うて具足を受けんとす、某甲は已に空靜處にて敎問し訖り、已にして僧中に從うて受具足を乞へり。若し僧、時到らば僧よ、某甲の和上は某甲なり、某甲は僧中に於て[四一]遮法を問はんと欲す。諸大德聽すや(不や)、某甲の和上は某甲なり、某

---

nāma)・阿說示卽ち馬勝(Assaji)の四比丘をいふ。

【一六】 滿慈子(Puṇṇa mantāniputta)。富樓那梅低梨夜富多羅或は富樓那彌多羅尼子にして富羅拏又は富樓那を滿と譯し、梅低梨夜又は彌多羅尼を慈と譯し、富多羅は子と譯す。滿は名にして慈は母の姓、卽ち「慈の子なる滿」の意なり。之れを略して富樓那ともいふ。說法第一なり。四分・五分・巴利・有部破僧事(六)には佛と五比丘の次に出家せるは耶舍とにて七阿羅漢、次に波羅㮈の耶舍の四友人なる無垢(Vimala)・善臂(Subāhu)・滿願(Puṇṇaji)・伽梵婆提(Gavampati)出家して十一阿羅漢、次で同じく耶舍の友人なる五十人出家して六十一阿羅漢、次で同じく耶舍の友人五十人(五分律・巴利律は三十人とす)の婦を同伴して園觀に遊べるを度して百十一阿羅漢(五分は九十一阿羅漢とす)を成ぜりとし、次で三迦葉の歸佛、舍利弗・目連・删耆耶の歸佛ありとせり。僧祇律の此記と對照して大に相違する所あるを推すべきなり。善見律(七)には佛成道以來涅槃に至るまでの善來比丘は一千三百四十一人とせり。

【二七】 波羅奈城。註(一の三

[三二]「十衆受具足」とは。佛、舍利弗に告げたまはく、「今日より受具足法を制せん、十衆和合し、一白[三三]三羯磨に遮法なきを、是を善く具足を受けたりと名くるなり」と。具足を受けんと欲する人は、初に僧中に入りて一一に頭面に僧足を禮し已り、先に和上に求むるに偏袒右肩し胡跪接足して是言を作さく、「我れ、尊に從うて乞うて和上たらんことを求む。尊、我が爲に和上と作りて我に受具足を與へたまはんことを」と。是の如くすること三たびに至るに、和上は應に語ぐべし、「喜心を發せよ」と。答へて言はく、「我れ頂戴して持たん」。和上は先に已に與に衣鉢を求め、與に衆を求め、與に戒師を求め、與に[三四]空靜處教師を求めて衆僧に推與するなり。羯磨師は應に問ふべし、「誰か某甲の與に空靜處教師と作るものやある」。答へて「我れ能くせん」と言はんに、羯磨師は應に是說を作すべきなり。

「大德僧聽きたまへ、某甲は某甲に從うて具足を受けんとす、若し僧、時到らば僧よ、某甲は和上なり、某甲は某甲(の與に)空靜處教師と作ることを能くせんとす。諸大德聽すや(不や)、某甲は和上なり、某甲は某甲(の與に)空靜處教師と作ることを能くせんとするを。僧は忍したまひぬ、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。

教師は應に衆を離るゝこと近からず遠からざる(所)に將うべきなり。教に二種あり、若しは略、若しは廣なり。云何が略なりや。(卽ち)「今、僧中にて當に問ふべけん、汝、有らば有りと言へ、無きには無しと言へ」と(敎ふるなり)。云何が廣なりや。(卽ち)後に僧中にて一一に說くが如くするなり。(次いで)教師は僧中に來り入りて白して言さく、「某甲に問ふこと已に訖りぬ、[三五]自說・清淨にして遮法なし」と。

(その時)羯磨師は應に是說を作すべきなり。

「大德僧聽きたまへ、某甲は某甲に從うて具足を受けんとす、某甲は已に空靜處にて教問し訖

善く說き示されたり、苦の全き滅盡のために梵行を修せよ)と宣ふに受具足を成ぜりとなす。

【三〇】王舍城迦蘭陀竹園。註(一の一七一・五の四九)參照。

【三一】善來比丘。「善來」との言葉によりて出家を得・受戒を得たる比丘なる意、比丘の名にはあらず。

【三二】跏趺。結跏趺坐なり、註(一の一六)參照。

【三三】竟を一にすとは、原漢文に皆悉如法共一戒一竟一住一食一學一說とある中の一竟をいふ。これ羯磨を一にすることなり。卽ち僧和合住して共に戒を一にし・羯磨を一にし・住卽ち結界を一にし・食を一にし・學を一にし・說戒を一にするをいふ。第三羯磨竟に於て僧は和合して決議成就し異議をさしはさむことなきもの、これ卽ち羯磨を一にすることにして、これ竟を一にするの意なり。

【三四】晡時(Sāyaṇhasamaya-m)。くれがた、午後四時頃。

【三五】阿若憍陳如(Aññāta-koṇḍañña)。五比丘(Pañca-vaggiyā bhikkhū)の一人にして最初に世尊の法を領得せし人なり。五比丘とは憍陳如の外に婆沙波(Vappa)・跋提耶(Bhaddiya)・摩訶男(Mahā-

に是れ善來(比丘)なるに、何の故に世尊の度したまふ所の善來比丘は皆悉く如法にして、諸比丘の度する所の善來比丘は皆如法ならざるか。云何がして諸比丘の度せる人をして、善く具足を受けて皆悉く如法に、共に戒を一にし、[一三]竟を一にし、住を一にし、食を一にし、學を一にし、説を一にせしむ(べき)」と。

舍利弗は[一四]晡時に禪より覺め已りて往いて佛の所に詣り、頭面に禮足して却いて一面に坐して佛に白して言さく、『世尊、我れ向に靜處にて是の思惟を作さく、「倶に善來(比丘)と名けつゝ、何の故に世尊が度したまふ所は皆悉く如法にして、諸比丘の度する所は皆如法ならざるか。云何がして諸比丘の度せる人をして、善く具足を受けて皆悉く如法に、共に戒を一にし、竟を一にし、住を一にし、食を一にし、學を一にし、説を一にせしむ(べき)。唯願はくは世尊、具に爲に解説したまはんことを」と。

佛、舍利弗に告げたまはく、『如來が度せる所の[一五]阿若憍陳如等の五人の善來出家は、善く具足を受けて共に戒を一にし、竟を一にし、住を一にし、食を一にし、學を一にし、説を一にせり。次に度せる[一六]滿慈子等の三十人、次に度せる[一七]波羅奈城の[一八]善勝子、次に度せる[一九]優樓頻螺迦葉の五百人、次に度せる[二〇]那提迦葉の三百人、次に度せる[二一]伽耶迦葉の二百人、次に度せる[二二]優波斯那等の二百五十人、次に度せる汝(及び)[二三]大目連の各二百五十人、次に度せる[二四]摩訶迦葉・[二五]闡陀・[二六]迦留陀夷・[二七]優波離、次に度せる[二八]釋種子の五百人、次に度せる[二九]跋渠摩帝の五百人、次に度せる[三〇]群賊五百人、次に度せる[三一]長者の子なる善來、是の如き等の如來度する所の善來比丘出家は善く具足を受けて、共に戒を一にし、竟を一にし、住を一にし、食を一にし、學を一にし、説を一にせり。舍利弗よ、諸比丘の度す可き所の人も亦善來出家と名け、善く具足を受けて……乃至、共に説を一にせるなり。是を「善來受具足」と名くるなり』と。

示す所なれば善具足の三字あるべきなり。これ果中得戒を示す文にして四分(三二)・五分(一五)の世尊出家の因緣・厭離求道の心境に於て旣に得戒したまふといふ因中得戒説に對立する所なり。如來の戒體有無及び戒體發得時を論ずるは部派對立の影響なることを推し得べし。善具足卽ち無師自然得については四分・五分・僧祇・十誦・摩得勒伽論・明了論に記するも、巴利律及び善見律には此記なし。

【八】 線經。何經なるか明め難きも、佛本行集經・因果經等の佛傳經類を豫想し、或は四分律・五分律・巴利律に佛陀成道の物語を記すれば僧祇律編集に際しても此處に佛傳關係の記事を挿入すべきを内示せるものなり。

【九】 善來具足。世尊に出家を得・受具足を得んことを願ふに、世尊は「善來」とのたまふに立ち所に剃髮の沙門となり衣鉢悉く一時に具足し大比丘の性を成ぜりとなす。是を善來具足といふ。善來との言葉によりて具足戒を受け竟れりとの意。巴利文には ehi bhikkhū... svākkhāto dhammo, cara brahmacariyam sammā dukkhassa antakiriyāya 'ti (來れ比丘等、法は

〔摩訶僧祇律〕

卷の第二十三

東晉天竺三藏佛陀跋陀羅法顯と共に譯す

[一]雜誦跋渠法を明すの一

[二]世尊成道したまひてより五年、比丘僧悉く清淨なりき。是より已後は漸々に非を爲しければ、世尊は事に隨うて爲に[三]戒を制し、[四]波羅提木叉を立說したまへり。

[五]四種の具足法あり、自具足・善來具足・十衆具足・五衆具足なり。

「自具足」とは。世尊、[六]菩提樹下に在して、最後心に廓然大悟したまひ、自覺妙證して[七]善具足したまへること、[八]線經の中に廣說せるが如し、是を「自具足」と名く。

[九]「善來具足」とは。佛、[一〇]王舍城迦蘭陀竹園に住したまひき。佛、諸比丘に告げたまはく、「如來は處々に人を度せり、比丘・比丘尼・優婆塞・優婆夷なり。汝等も亦當に如來に効うて、廣く行じて人を度すべし」と。爾の時、諸比丘は世尊の敎を聞き已りて諸國に遊行し、信善男子にして出家を求むる者あるを見ては、諸比丘も亦如來に斅ひて、「善來、比丘」と喚びて人を度して出家せ(しめ)しに、(その)威儀進止、左右顧視、著衣・持鉢皆不如法にして、世人の譏る所と爲りて是言を作さく、「世尊の度したまへる所の[一一]善來比丘は、(その)威儀進止、左右顧視、著衣・持鉢皆悉く如法なるに、諸比丘の度する所も亦「善來」と名くるも、(その)威儀進止、左右顧視、著衣・持鉢は皆如法ならざるなり」と。

爾の時、尊者舍利弗は是語を聞き已り、閑靜處に在りて[一二]跏趺して坐して是の思惟を作さく、「俱

【一】雜誦跋渠法。跋渠(Vagga)は四分律・五分律等の犍度(Khandha)に相當するもの、聚・類・積・藏・篇・品の義あり。雜誦は受戒法・羯磨法・圃田法・僧事法等の種々法の類聚を誦出する義なり。しかし四分律・五分律等の如くに二十犍度としての組織的なるものは僧祇律に存せず。僧祇律の跋渠法內容については本律解題(五)參照。

【二】世尊成道五年。僧祇部主の意に於ては成佛五年冬分第五半月十二日に耶舍比丘初めて罪門を開ける故に婬戒の制定ありとするなり。されば成道五年の間は比丘僧悉く如法清淨なりきといふのである。註(一の九〇)參照。

【三】戒。註(一の二二)參照。

【四】波羅提木叉。註(一の二三)參照。

【五】四種具足法。受戒又は受具足に四種あることを示す。

【六】菩提樹下(Bodhirukkhamūle)。優樓毗羅村の尼連禪河のほとりなる畢波羅樹の下にて世尊は一切智(菩提)を證得したまひしが故に此樹を菩提樹といへり。

【七】善具足。宋・元・明三本に此三字なし。これ妙證自覺の果中の當體に戒體發得して妨非止惡の力用自ら具はるを

目次

（本丁）　（通頁）

律部十

西本龍山譯

國譯一切經